

島根原子力発電所 2 号炉 審査資料	
資料番号	EP-050 改 66(比)
提出年月日	令和 3 年 6 月 17 日

# 島根原子力発電所 2 号炉

## 地震による損傷の防止

### 比較表

令和 3 年 6 月  
中国電力株式会社

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 [第4条 地震による損傷の防止]

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
第4条：地震による損傷の防止 <目次> 第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 1.5 手順等 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに <u>浸水防止設備又は津波監視設備</u> が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設的安全機能への下位クラス施設の波及的影響	第4条：地震による損傷の防止 目次 第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 1.5 手順等 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに <u>浸水防止設備又は津波監視設備</u> が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設的安全機能への下位クラス施設の波及的影響	第4条：地震による損傷の防止 <目次> 第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 1.5 手順等 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 f 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに <u>浸水防止設備</u> が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設的安全機能への下位クラス施設の波及的影響	第4条：地震による損傷の防止 <目次> 第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理 1.2 追加要求事項に対する適合性 (1) 位置、構造及び設備 (2) 安全設計方針 (3) 適合性説明 1.3 気象等 1.4 設備等 1.5 手順等 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに <u>これら</u> が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設的安全機能への下位クラス施設の波及的影響	・設備構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】 島根2号炉では、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備が設置された建物・構築物もある (以下、①の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>(別添)</p> <p>別添-1 設計用地震力</p> <p>別添-2 動的機能維持の評価</p> <p>別添-3 弾性設計用地震動 Sd・静的地震力による評価</p> <p>別添-4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別添-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>別添-6 屋外重要土木構造物の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>別添-7 <u>主要建屋の構造概要及び解析モデル</u>について</p> <p>別添-8 <u>入力地震動</u>について</p> <p>(別紙)</p> <p>別紙-1 建屋及び原子炉の地震応答解析モデルの詳細化について</p> <p>別紙-2 原子炉格納容器コンクリート部の応力解析における弾塑性解析の採用について</p>	<p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>(別添)</p> <p>別添-1 設計用地震力</p> <p>別添-2 動的機能維持の評価</p> <p>別添-3 弾性設計用地震動 S d ・静的地震力による評価</p> <p>別添-4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別添-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>別添-6 屋外重要土木構造物の耐震評価における断面選定の考え方について</p> <p>別添-7 <u>主要建屋の構造概要</u>について</p> <p>別添-8 地震応答解析に用いる地質断面図の作成例及び地盤の速度構造</p> <p>(別紙)</p> <p>別紙-1 既工認との手法の相違点の整理について(設置変更許可申請段階での整理)</p> <p>別紙-2 原子炉建屋の地震応答解析モデルについて</p>	<p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>(別添)</p> <p>別添-1 設計用地震力</p> <p>別添-2 動的機能維持の評価</p> <p>別添-3 弾性設計用地震動 Sd・静的地震力による評価</p> <p>別添-4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別添-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>別添-6 屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>別添-7 <u>主要建屋の構造概要及び解析モデル</u>について</p> <p>別添-8 <u>入力地震動</u>について</p> <p>(別紙)</p> <p>別紙-1 既工認との手法の相違点の整理(設置変更許可申請段階での整理)</p> <p>別紙-2 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討</p>	<p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>(別添)</p> <p>別添-1 設計用地震力</p> <p>別添-2 動的機能維持の評価</p> <p>別添-3 弾性設計用地震動 S d ・静的地震力による評価</p> <p>別添-4 上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別添-5 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>別添-6 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>別添-7 <u>主要建物の構造概要</u>について</p> <p>別添-8 <u>地震応答解析に用いる地質断面図の作成例及び地盤の速度構造</u></p> <p>(別紙)</p> <p>別紙-1 設置変更許可申請における既許可からの変更点及び既工認との手法の相違点の整理について</p> <p>別紙-2 建物の地震応答解析モデルについて(建物基礎底面の付着力及び3次元 F E Mモデルの採用)</p>	<p>備考</p> <p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p> <p>・解析モデルの相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 女川2】</b></p> <p>原子炉建物の解析モデルは既工認から変更なしのため相違する</p> <p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p> <p>・資料構成の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】</b></p> <p>プラント固有の論点等に応じた別紙の相違</p> <p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>別紙-3 土木建造物の解析手法および解析モデルの精緻化について</p> <p>別紙-4 使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について</p> <p>別紙-5 原子炉建屋屋根トラス及び主排気筒の評価モデルについて</p> <p>別紙-6 機器・配管系設備に関するその他手法の相違点について</p> <p>別紙-7 機器・配管系の設備の既工認からの構造変更について</p> <p>別紙-8 下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別紙-9 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について</p> <p>別紙-10 基礎地盤傾斜が 1/2,000 を超えることに対する耐震設計方針について</p> <p>別紙-11 液状化影響の検討方針について</p> <p>別紙-12 屋外重要土木建造物の耐震評価における断面選定について</p> <p>別紙-13 地震による応力を考慮した燃料被覆管の応力評価について</p>	<p>別紙-3 原子炉建屋屋根トラス評価モデルへの弾塑性解析適用について</p> <p>別紙-4 土木建造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について</p> <p>別紙-5 機器・配管系における手法の変更点について</p> <p>別紙-6 下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別紙-7 水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組合せに関する検討について</p> <p>別紙-8 屋外重要土木建造物の耐震評価における断面選定について</p> <p>別紙-9 使用済燃料乾式貯蔵建屋の評価方針について</p> <p>別紙-10 液状化影響の検討方針について</p> <p>別紙-11 屋外二重管の基礎構造の設計方針について</p> <p>別紙-12 既設設備に対する耐震補強等について</p> <p>別紙-13 動的機能維持評価の検討方針について</p> <p>別紙-14 防潮堤の構造及び設置ルートの変遷について</p> <p>別紙-15 弾性設計用地震動 S d の設定について</p>	<p>別紙-3 水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について</p> <p>別紙-4 サプレッションチェンバ内部水質の考え方の変更について</p> <p>別紙-5 竜巻防護ネットの耐震構造設計について</p> <p>別紙-6 原子炉本体の基礎の復元力特性について</p> <p>別紙-7 使用済燃料貯蔵ラックの減衰定数について</p> <p>別紙-8 規格適用範囲外の動的機能維持の評価</p> <p>別紙-9 海水ポンプ室門型クレーンへの非線形時刻歴応答解析の適用</p> <p>別紙-10 地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について</p> <p>別紙-11 東北地方太平洋沖地震等による影響を踏まえた建屋耐震設計方法への反映について</p> <p>別紙-12 埋め込まれた建屋の周辺地盤による影響について</p> <p>別紙-13 原子炉建屋屋根トラスの解析モデルへの弾塑性解析の適用</p> <p>別紙-14 原子炉建屋基礎版の応力解析モデルへの弾塑性解析の適用</p> <p>別紙-15 土木建造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について</p> <p>別紙-16 後施工せん断補強筋による耐震補強について</p> <p>別紙-17 液状化影響の検討方針について</p> <p>別紙-18 地下水位低下設備について</p>	<p>別紙-3 基礎スラブの応力解析モデルへの弾塑性解析の適用について</p> <p>別紙-4 原子炉建物屋根トラスの解析モデルへの弾塑性解析の適用について</p> <p>別紙-5 土木建造物の解析手法及び解析モデルの精緻化について</p> <p>別紙-6 屋外重要土木建造物等の耐震評価における断面選定について</p> <p>別紙-7 機器・配管系における手法の変更点について</p> <p>別紙-8 サプレッション・チェンバ内部水質の考え方の変更について</p> <p>別紙-9 下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>別紙-10 水平2方向及び鉛直方向地震力の適切な組合せに関する検討について</p> <p>別紙-11 液状化影響の検討方針について</p> <p>別紙-12 既設設備に対する耐震補強等について</p> <p>別紙-13 後施工せん断補強筋による耐震補強</p> <p>別紙-14 地震時における燃料被覆管の閉じ込め機能の維持について</p> <p>別紙-15 動的機能維持評価の検討方針について</p> <p>別紙-16 建物・構築物の地震応答解析における入力地震動の評価について</p> <p>別紙-17 地下水位低下設備について</p> <p>別紙-18 機器・配管系への制震装置の適用について</p> <p>別紙-19 弾性設計用地震動 S d の設定について</p> <p>別紙-20 基礎地盤傾斜が 1/2,000 を超えることに対する耐震設計方針について</p>	<p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p> <p>&lt;&lt;比較表なし&gt;&gt;</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>&lt;概要&gt;</p> <p>第1部において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<u>柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉</u>における適合性を示す。</p> <p>第2部において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備又は運用等について説明する。</p> <p>第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理</p> <p>地震による損傷の防止について、<u>設置許可基準規則第4条並びに技術基準規則第5条</u>において、追加要求事項を明確化する(表1)。</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>第1部において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<u>東海第二発電所</u>における適合性を示す。</p> <p>第2部において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備または運用等について説明する。</p> <p>第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理</p> <p>地震による損傷の防止について、<u>設置許可基準規則第4条及び技術基準規則第5条</u>において、追加要求事項を明確化する(表1)。</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>第1部において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<u>女川原子力発電所2号炉</u>における適合性を示す。</p> <p>第2部において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。</p> <p>第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理</p> <p>地震による損傷の防止について、<u>設置許可基準規則第4条並びに技術基準規則第5条</u>において、追加要求事項を明確化する(表1)。</p>	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>第1部において、設計基準対象施設の設置許可基準規則、技術基準規則の追加要求事項を明確化するとともに、それら要求に対する<u>島根原子力発電所2号炉</u>における適合性を示す。</p> <p>第2部において、設計基準対象施設について、追加要求事項に適合するために必要となる機能を達成するための設備、運用等について説明する。</p> <p>第1部 1. 基本方針 1.1 要求事項の整理</p> <p>地震による損傷の防止について、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u>」(以下「<u>設置許可基準規則</u>」という。)第4条及び「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」(以下「<u>技術基準規則</u>」という。)第5条において、追加要求事項を明確化する(表1)。</p>	

表1 設置許可基準規則第4条並びに技術基準規則第5条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
<p>第4条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速によって作用する地震力（以下「基準地震動」といふ。）に対して安全機能が損なわれない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれない。</p>	<p>第5条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>

表1 設置許可基準規則第4条及び技術基準規則第5条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
<p>第4条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速によって作用する地震力（以下「基準地震動」といふ。）に対して安全機能が損なわれない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれない。</p>	<p>第5条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>

表1 設置許可基準規則第4条並びに技術基準規則第5条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
<p>第4条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速によって作用する地震力（以下「基準地震動」といふ。）に対して安全機能が損なわれない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれない。</p> <p>5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれない。</p>	<p>第5条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれない。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれない。</p>

表1 設置許可基準規則第四条並びに技術基準規則第五条 要求事項

設置許可基準規則	技術基準規則	備考
<p>第4条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設は、その使用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速によって作用する地震力（以下「基準地震動」といふ。）に対して安全機能が損なわれない。</p> <p>4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれない。</p> <p>5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれない。</p>	<p>第5条 (地震による損傷の防止)</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれない。</p>	<p>追加要求事項</p> <p>設計基準対象施設は、これに作用する地震力（設置許可基準規則第四項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（設置許可基準規則第三項第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（設置許可基準規則第四項第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が設置許可基準規則第四項第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>4 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれない。</p>

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

本発電用原子炉施設は、発電用原子炉、原子炉冷却系、タービン系及び各種の安全防護設備等からなる。各設備は、原子炉建屋、タービン建屋、制御建屋、海水ポンプ室等に収納するが、一部の設備は屋外に設置する。

本発電用原子炉施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」等の関連法令の要求を満足するとともに、原子力規制委員会が決定した「実用発電

1.2 追加要求事項に対する適合性

(1) 位置、構造及び設備

ロ 発電用原子炉施設の一般構造

本発電用原子炉施設は、発電用原子炉、原子炉冷却設備、タービン設備及び各種の安全防護設備等からなる。各設備は、原子炉建物、タービン建物、制御室建物等に収納するが、一部の設備は屋外に設置する。

本発電用原子炉施設は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」等の関連法令の要求を満足するとともに、原子力規制委員会が決定した「実用発電

・規則改正に伴う相違  
【柏崎6/7, 東海第二】  
島根2号炉では地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の維持に係る設計方針を記載している  
(以下、②の相違)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 耐震構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、設置許可基準規則に適合するように設計する。</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、S クラス、B クラス又はC クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>S クラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設</p>	<p>(1) 耐震構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u>」に適合するように設計する。</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、S クラス、B クラス又はC クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>S クラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その</p>	<p>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「設置許可基準規則」という。)及び関連する審査基準等に適合するように設計する。</p> <p>(1) 耐震構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「設置許可基準規則」に適合するように設計する。</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、S クラス、B クラス又はC クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>S クラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設</p>	<p><u>用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則</u>」(以下「設置許可基準規則」という。)及び関連する審査基準等に適合するように設計する。</p> <p>(1) 耐震構造</p> <p>本発電用原子炉施設は、次の方針に基づき耐震設計を行い、「<u>設置許可基準規則</u>」に適合するように設計する。</p> <p>(i) 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>設計基準対象施設については、耐震重要度分類に応じて、適用する地震力に対して、以下の項目に従って耐震設計を行う。</p> <p>a. 耐震重要施設は、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>b. 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、耐震重要度分類を以下のとおり、S クラス、B クラス又はC クラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>S クラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>であって、その影響が大きいもの</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (1.1(2)：P4条-79) (2.1：P4条-83)】</p> <p>c. Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。)を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設は、建物・構築物については、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、それぞれ3.0、1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力、機器・配管系については、それぞれ3.6、1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、建物・構築物については、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる鉛</p>	<p>影響が大きいもの</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (1.1(2)：P4条-73) (2.1：P4条-78)】</p> <p>c. Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。)を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設は、建物・構築物については、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、それぞれ3.0、1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力、機器・配管系については、それぞれ3.6、1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに、おおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、建物・構築物については、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる鉛直震度、機</p>	<p>であって、その影響が大きいもの</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (1.1(2)：P4条-53) (2.1：P4条-56)】</p> <p>c. Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。)を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設は、建物・構築物については、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、それぞれ3.0、1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力、機器・配管系については、それぞれ3.6、1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、建物・構築物については、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる鉛直</p>	<p>であって、その影響が大きいもの</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (1.1(2)：P4条-68) (2.1：P4条-72)】</p> <p>c. Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護機能を有する設備 (以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備 (以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設 (以下「津波監視設備」という。)を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設は、建物・構築物については、地震層せん断力係数<math>C_i</math>に、それぞれ3.0、1.5及び1.0を乗じて求められる水平地震力、機器・配管系については、それぞれ3.6、1.8及び1.2を乗じた水平震度から求められる水平地震力に十分に耐えられるように設計する。建物・構築物及び機器・配管系ともに、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>ここで、地震層せん断力係数<math>C_i</math>は、標準せん断力係数<math>C_0</math>を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>ただし、土木建造物の静的地震力は、Cクラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>Sクラスの施設 (e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、建物・構築物については、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる鉛直</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>直震度、機器・配管系については、これを1.2倍した鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>d. Sクラスの施設(e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに<u>留まって</u>破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、<u>基準地震動</u>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、<u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる</u>範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>ように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>及び<u>弾性設計用地震動</u>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><u>基準地震動</u>は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定</p>	<p>器・配管系については、これを1.2倍した鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>d. Sクラスの施設(e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに<u>留まって</u>破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる</u>範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>ように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>及び<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定</p>	<p>震度、機器・配管系については、これを1.2倍した鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>d. Sクラスの施設(e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、「<u>建築基準法</u>」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>及び<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策</p>	<p>震度、機器・配管系については、これを1.2倍した鉛直震度より算定する。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>d. Sクラスの施設(e.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>による地震力に対して安全機能が保持できるように設計する。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を有するように設計する。機器・配管系については、その施設に要求される機能を保持するように設計し、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとど<u>まって</u>破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。</p> <p>また、<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、<u>おおむね弾性状態にとどまる</u>範囲で耐えられるように設計する。建物・構築物については、発生する応力に対して、「<u>建築基準法</u>」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。機器・配管系については、応答が全体的におおむね弾性状態にと<u>どまる</u>ように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>及び<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p><u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>は、敷地ごとに震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動について、敷地の解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ</p>	

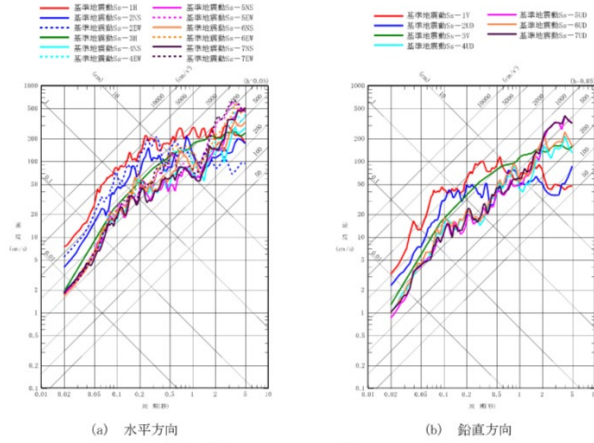
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。</p> <p><u>第1図に示す敷地における地震波の伝播特性を踏まえ、1号炉～4号炉が位置する荒浜側、5号炉～7号炉が位置する大湊側のそれぞれについて策定した基準地震動の応答スペクトルを第2図及び第3図に、時刻歴波形を第4図～第17図に示す。</u></p> <p><u>基準地震動の策定においては、S波速度が700m/s以上で著しい高低差がなく拡がりを持って分布している硬質地盤に解放基盤表面を設定することとし、大湊側では、第5-1表に示す標高-134mの位置とする。なお、入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮する。</u></p> <p><u>また、荒浜側では、標高-284mの位置に解放基盤表面を設定し、基準地震動を策定する。</u></p> <p><u>また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないような値として、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動S1を踏まえ、工学的判断から基準地震動に係数0.5を乗じて設定する。</u></p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-85)】</p>	<p>する。</p> <p><u>策定した基準地震動S<sub>s</sub>の応答スペクトルを第1図～第3図に、基準地震動S<sub>s</sub>の時刻歴波形を第4図～第11図に示す。</u></p> <p><u>原子炉建屋設置位置付近は、地盤調査の結果、新第三系鮮新統～第四系下部更新統の久米層が分布し、EL. -370m以深ではS波速度が0.7km/s以上で著しい高低差がなく拡がりを持って分布していることが確認されている。したがって、EL. -370mの位置を解放基盤表面として設定する。なお、入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮する。</u></p> <p><u>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>は、基準地震動S<sub>s</sub>との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らない値とし、さらに応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動S<sub>s</sub>-D1に対しては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」に基づいた「原子炉設置変更許可申請書(平成11年3月10日許可/平成09・09・18資第5号)」の「添付書類六 変更後に係る原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書 3.2.6.3 基準地震動」における基準地震動S<sub>1</sub>を踏まえて設定する。具体的には、工学的判断より基準地震動S<sub>s</sub>-11, 12, 13, 14, 21, 22, 31に係数0.5を乗じた地震動、基準地震動S<sub>s</sub>-D1に対しては、基準地震動S<sub>1</sub>も踏まえて設定した係数0.5を乗じた地震動を弾性設計用地震動S<sub>d</sub>として設定する。</u></p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-80)】</p>	<p>定する。</p> <p><u>策定した基準地震動S<sub>s</sub>の応答スペクトルを第1図及び第2図に、基準地震動S<sub>s</sub>の加速度時刻歴波形を第3図から第5図に示す。</u></p> <p><u>原子炉格納施設設置位置周辺は、地質調査の結果によれば、約1.4km/sのS波速度を持つ堅硬な岩盤が十分な広がりをもって存在することが確認されており、建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩、頁岩等が広く分布し、原子炉建屋の設置レベルにもこの岩盤が分布していることから、解放基盤表面は、この岩盤が分布する原子炉建屋の設置位置O.P. -14.1mに設定する。</u></p> <p><u>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>は、基準地震動S<sub>s</sub>との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らない値とし、さらに応答スペクトルに基づく手法による基準地震動S<sub>s</sub>-D1, D2に対しては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動S1を踏まえて設定する。具体的には、工学的判断により、基準地震動S<sub>s</sub>-F1, F2, F3及びS<sub>s</sub>-N1は係数0.5を乗じた地震動、基準地震動S<sub>s</sub>-D1, D2, D3は係数0.58を乗じた地震動を弾性設計用地震動S<sub>d</sub>として設定する。</u></p>	<p>策定する。</p> <p><u>策定した基準地震動S<sub>s</sub>の応答スペクトルを第1図及び第2図に、加速度時刻歴波形を第3図～第7図に示す。</u></p> <p><u>基準地震動S<sub>s</sub>の策定においては、S波速度が700m/s以上で著しい高低差がなく拡がりを持って分布している硬質地盤に解放基盤表面を設定することとし、標高-10mの位置とする。</u></p> <p><u>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>は、基準地震動S<sub>s</sub>との応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないような値として、工学的判断から基準地震動S<sub>s</sub>に係数0.5を乗じて設定する。</u></p> <p><u>さらに、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動S<sub>1</sub>の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動S<sub>d</sub>として設定する。</u></p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-74)】</p>	<p>・解放基盤表面位置の設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】</p> <p>各プラント固有の地盤条件に基づき、解放基盤表面位置を設定する</p> <p>・S<sub>d</sub>の設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】</p> <p>島根2号炉はS<sub>1</sub>の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動もS<sub>d</sub>として設定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、<u>弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u>建物・構築物及び機器・配管系ともに、<u>おおむね弾性状態に留まる範囲</u>で耐えられるように設計する。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-85)】</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4条-80) (4.1(3) : P4条-88) (4.1(4) : P4条-89)】</p> <p>f. 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価においては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4条-81) (7 : P4条-97)】</p>	<p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、<u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u>建物・構築物及び機器・配管系ともに、<u>おおむね弾性状態に留まる範囲</u>で耐えられるように設計する。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-80)】</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動S<sub>s</sub></u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4条-76) (4.1(3) : P4条-85) (4.1(4) : P4条-88)】</p> <p>f. 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価においては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4条-74) (7 : P4条-98)】</p>	<p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、<u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u>建物・構築物及び機器・配管系ともに、<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲</u>で耐えられるように設計する。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-57)】</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動S<sub>s</sub></u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4条-53) (4.1(3) : P4条-60) (4.1(4) : P4条-62)】</p> <p>f. 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価においては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4条-54) (7 : P4条-69)】</p>	<p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、<u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。</u>建物・構築物及び機器・配管系ともに、<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲</u>で耐えられるように設計する。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-74)】</p> <p>e. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これらが設置された建物・構築物は、基準地震動S<sub>s</sub></u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p><u>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又はSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</u></p> <p>なお、<u>基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u></p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4条-69) (4.1(3) : P4条-77) (4.1(4) : P4条-79)】</p> <p>f. 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。波及的影響の評価に当たっては、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を行う。なお、影響評価においては、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4条-70) (7 : P4条-87)】</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>島根2号炉では、浸水防止設備に該当する隔離弁、ポンプ及び配管があるため、その設計方針を記載している(以下、③の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>g. <u>設計基準対象施設は、防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p><b>【説明資料 (1.1(11) : P4 条-54)】</b></p> <p>h. 炉心内の燃料被覆材 (燃料被覆管) の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p> <p>弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</p> <p><b>【説明資料 (1.1(12) : P4 条-54) (4.1(4) : P4 条-62)】</b></p>	<p><u>g. 設計基準対象施設は、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p><b>【説明資料 (1.1(11) : P4 条-70)】</b></p> <p><u>h. 炉心内の燃料被覆材 (燃料被覆管) の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p> <p><b>【説明資料 (1.1(13) : P4 条-70) (4.1(4) : P4 条-79)】</b></p>	<p>・地下水位設定方針の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二】</b></p> <p>女川2, 島根2号炉は地下水位低下設備を設置の上, 同設備の効果を考慮した地下水位を設定している (詳細は, 別紙-17に記載)</p> <p>(以下, ④の相違)</p> <p>・規則改正に伴う相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 東海第二】</b></p> <p>②の相違</p>

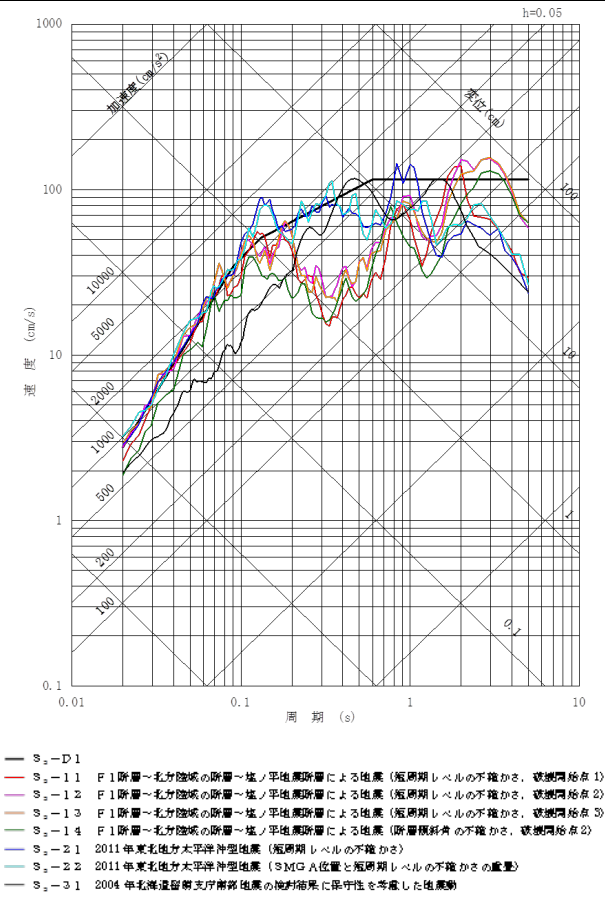
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="210 436 655 1192" data-label="Figure"> </div> <p data-bbox="667 363 736 1224"> <b>第1図 水平アレイ地震観測記録に基づく敷地地盤の増幅特性の領域区分            (敷地南西側から到来する地震動の増幅特性)</b> </p>				<ul style="list-style-type: none"> <li>・プラント固有の地盤条件の相違</li> <li>【柏崎6/7】 柏崎 6/7 は荒浜側と大浜側で基準地震動の使い分けを行うが、島根 2号炉は敷地内で基準地震動の使い分けを行わない</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉  
(2017.12.20版)



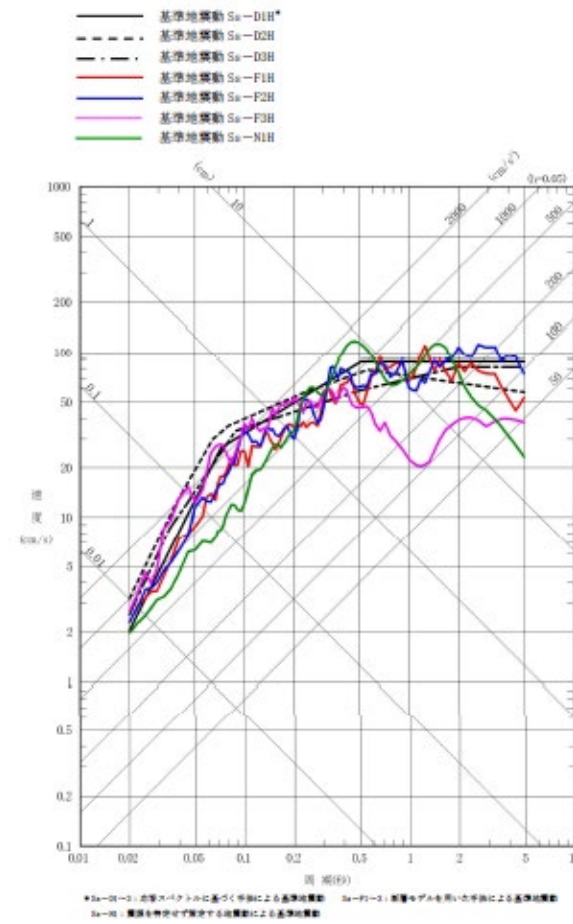
第2図 基準地震動Ss-1～Ss-7の応答スペクトル(荒浜側)

東海第二発電所 (2018.9.18版)



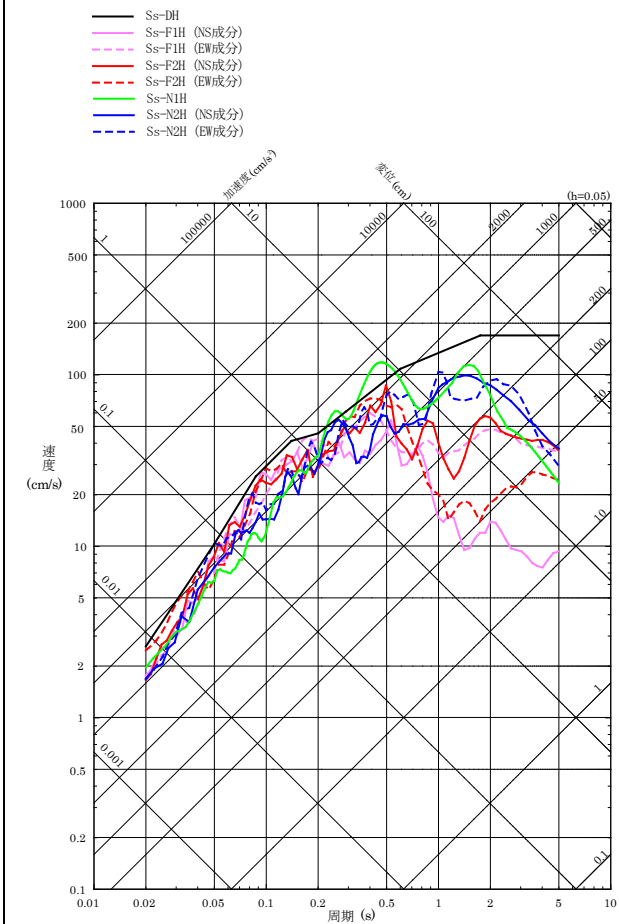
第1図 基準地震動Ssの応答スペクトル(NS方向)

女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)



第1図 基準地震動Ssの応答スペクトル(水平方向)

島根原子力発電所 2号炉



第1図 基準地震動Ssの応答スペクトル(水平方向)

備考

・地震動の相違  
【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】  
第1図～第7図はプラント固有の地震動であることによる相違

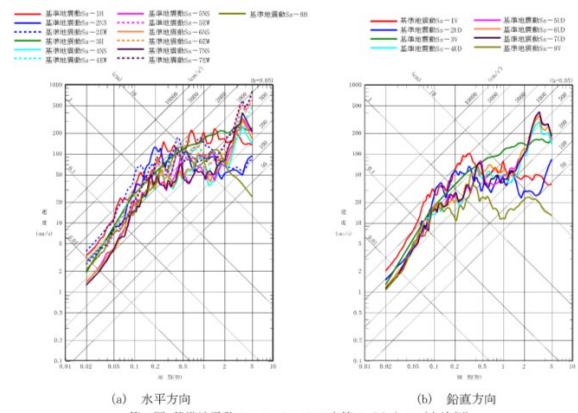
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

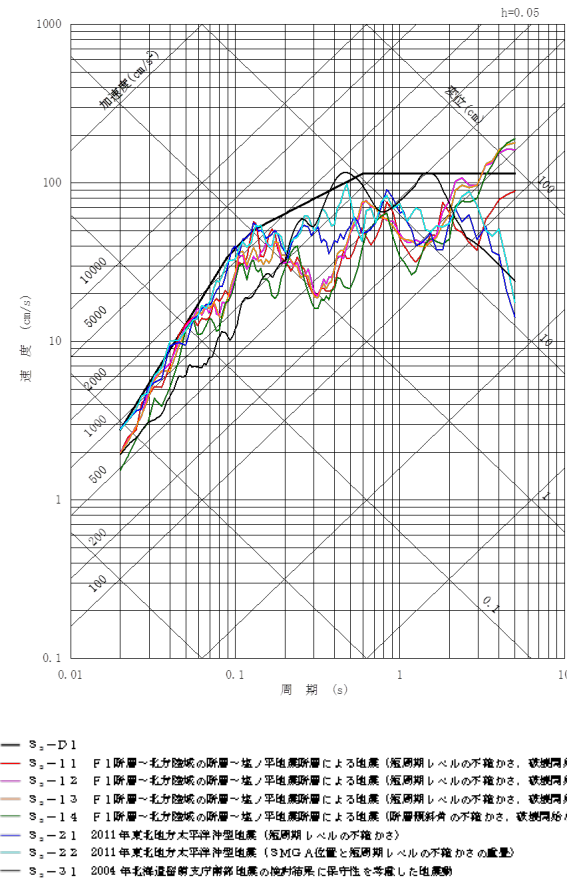
女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第3 図 基準地震動Ss-1～Ss-8 の応答スペクトル (大湊側)



第2 図 基準地震動Ssの応答スペクトル(EW方向)

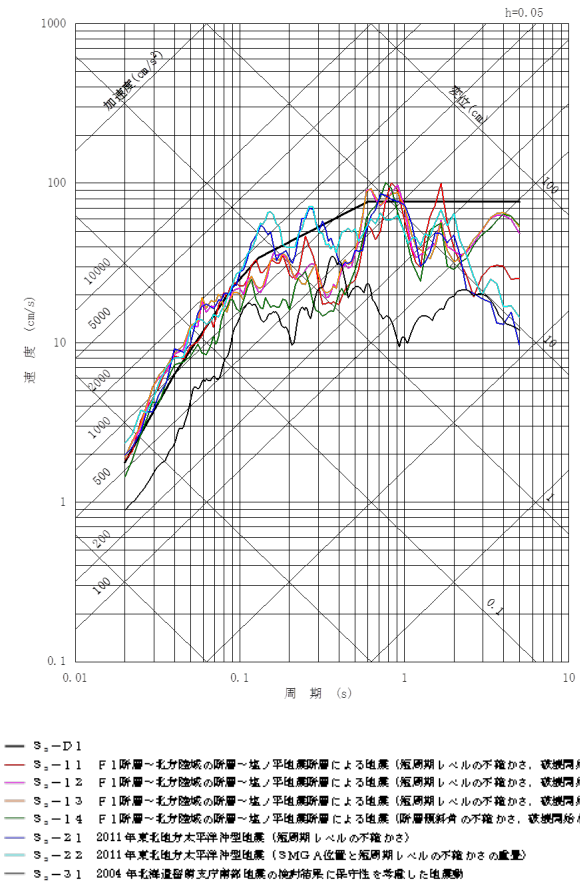
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

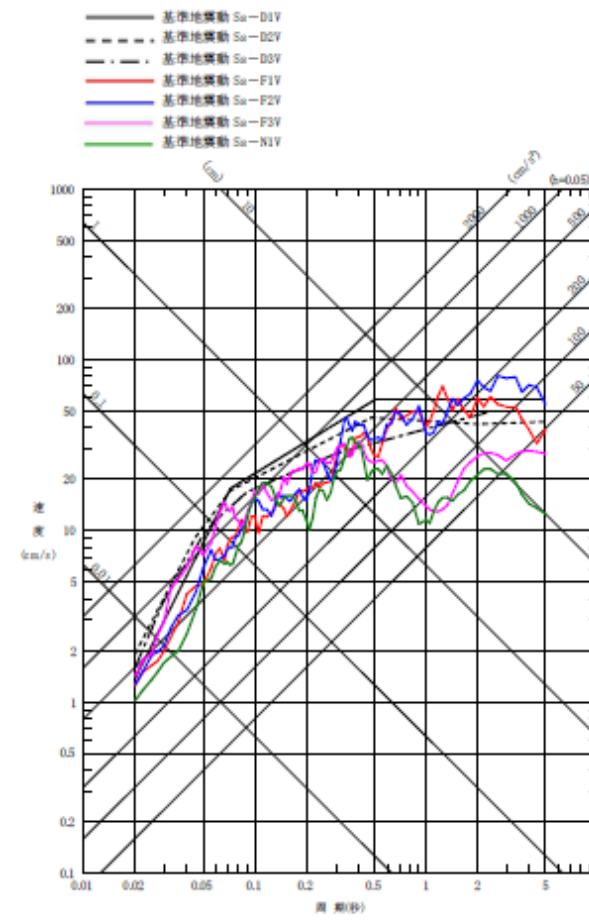
女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

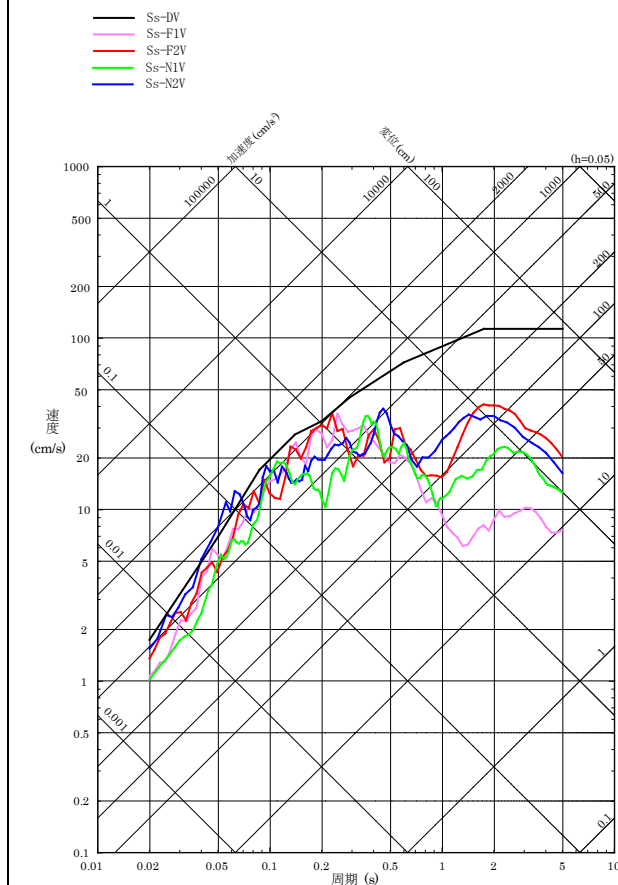


第3図 基準地震動Ssの応答スペクトル(UD方向)



第2図 基準地震動Ssの応答スペクトル(鉛直方向)

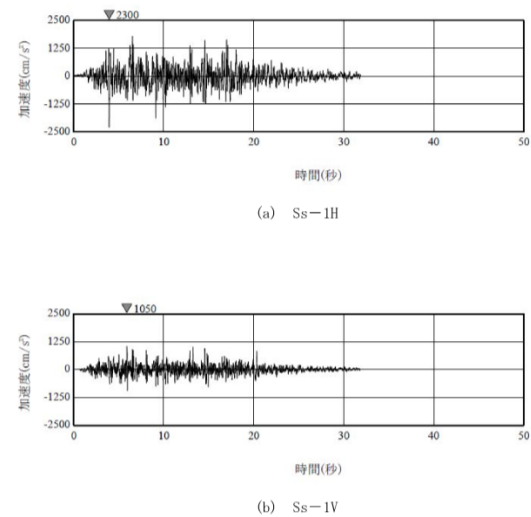
第2図 基準地震動Ssの応答スペクトル(鉛直方向)



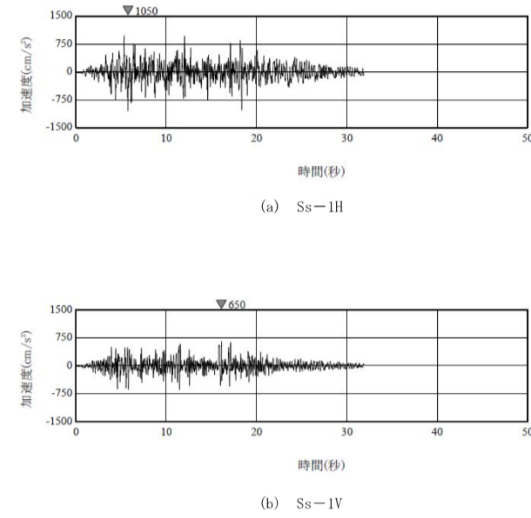
第2図 基準地震動Ssの応答スペクトル(鉛直方向)



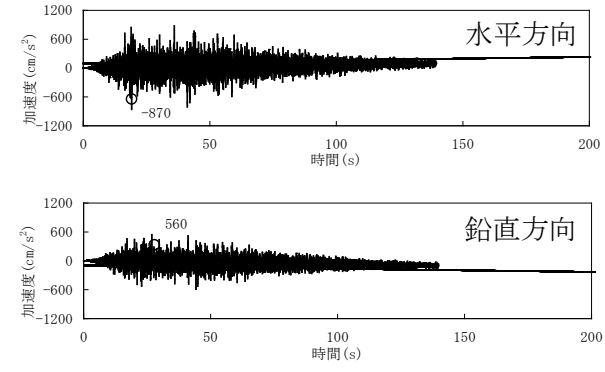
<p>柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.18版)</p>	<p>女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
-------------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------	-----------



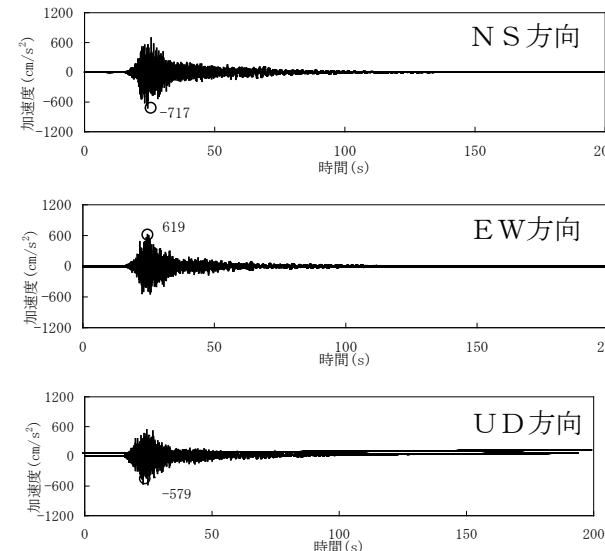
第4図 基準地震動 Ss-1 の加速度時刻歴波形  
(荒浜側)



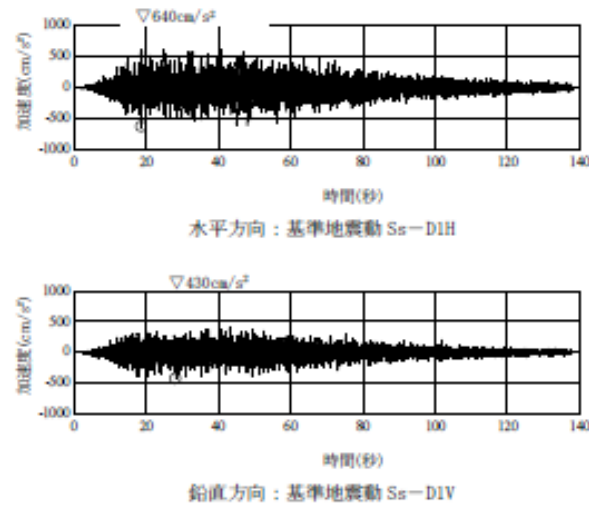
第5図 基準地震動 Ss-1 の加速度時刻歴波形  
(大湊側)



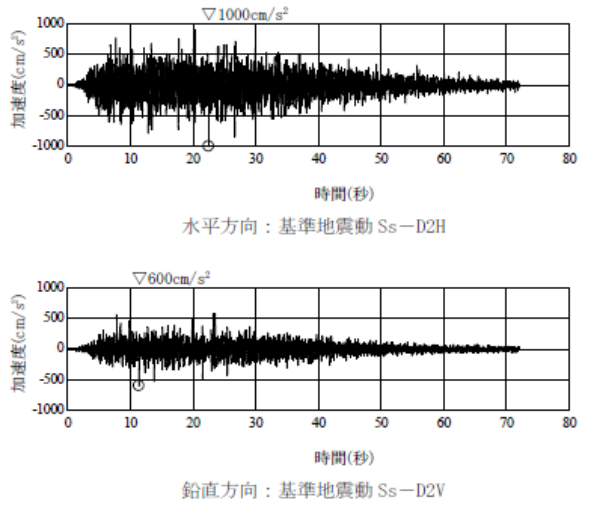
第4図 応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 Ss の時刻歴波形 (Ss-D1)



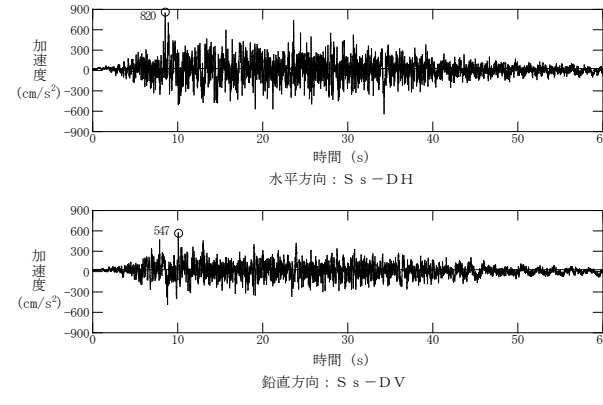
第5図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の時刻歴波形 (Ss-11)



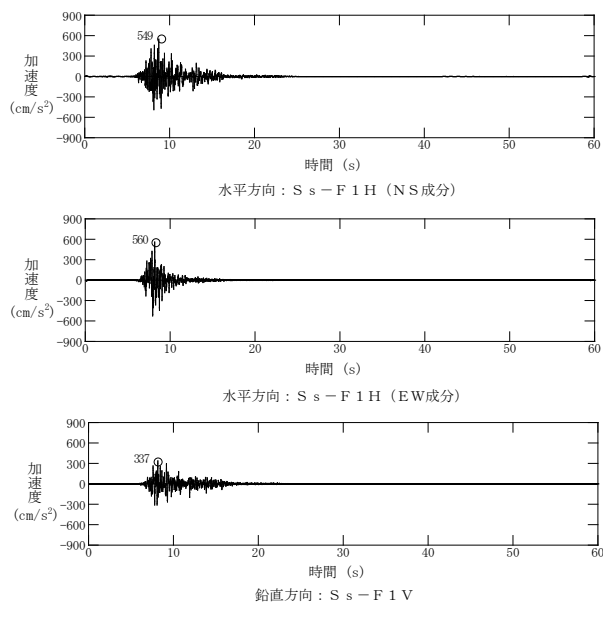
第3図 (1) 応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 Ss の加速度時刻歴波形 (Ss-D1)



第3図 (2) 応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 Ss の加速度時刻歴波形 (Ss-D2)

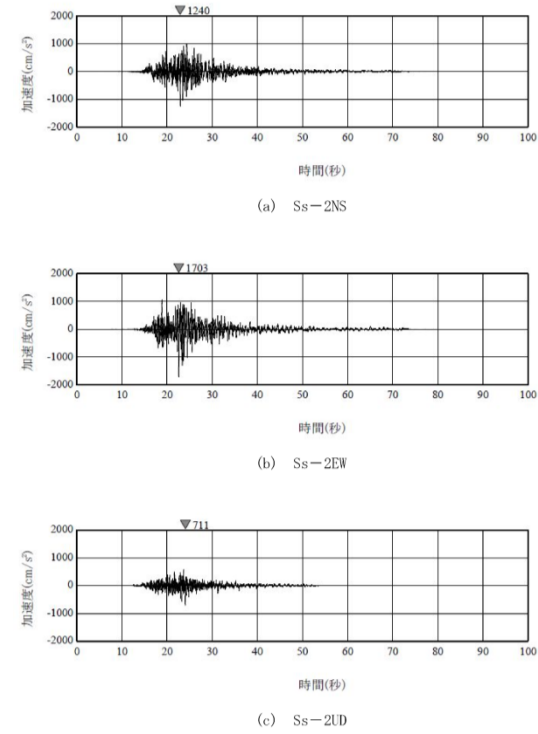


第3図 基準地震動 Ss-D の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形

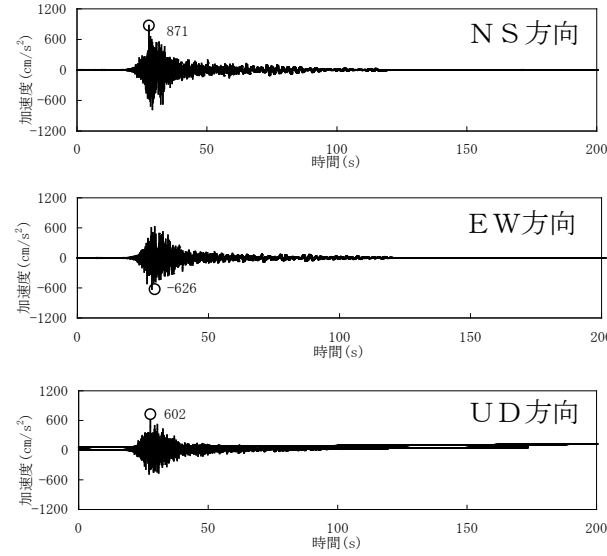


第4図 基準地震動 Ss-F1 の加速度時刻歴波形

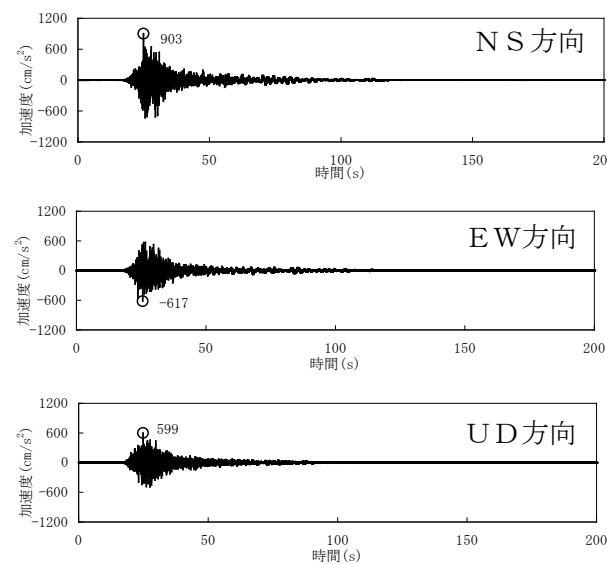
<p>柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)</p>	<p>東海第二発電所 (2018.9.18版)</p>	<p>女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)</p>	<p>島根原子力発電所 2号炉</p>	<p>備考</p>
-------------------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------------------	-----------



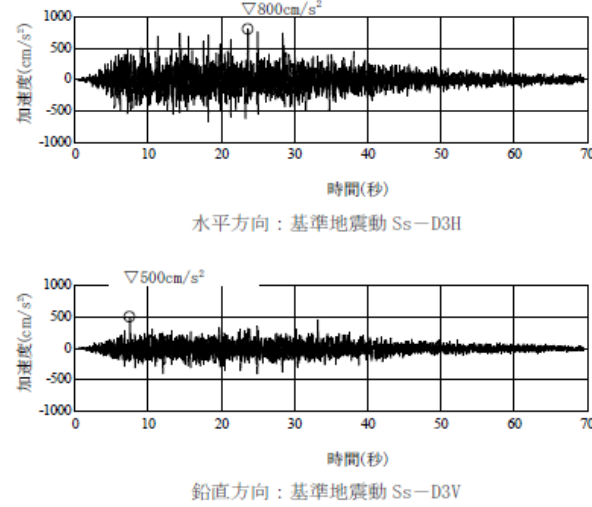
第6図 基準地震動 Ss-2 の加速度時刻歴波形  
(荒浜側)



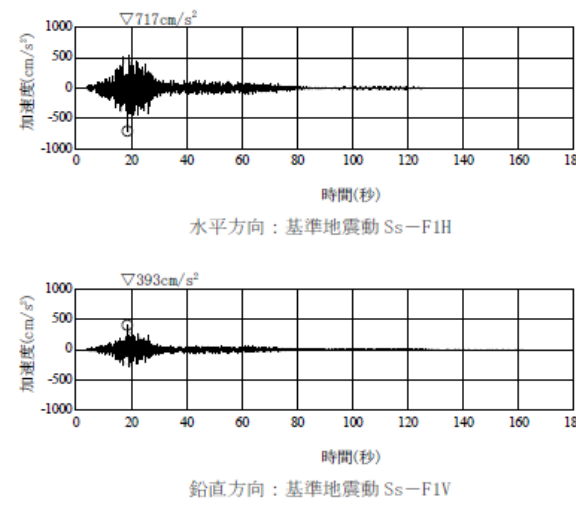
第6図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の時刻歴波形 (Ss-12)



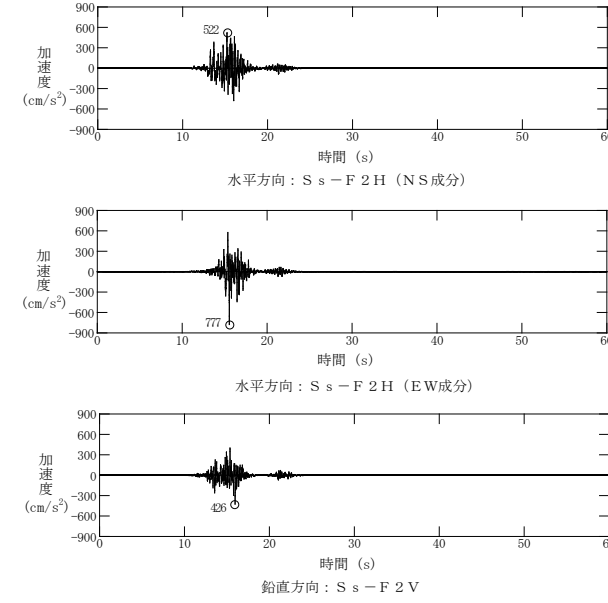
第7図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の時刻歴波形 (Ss-13)



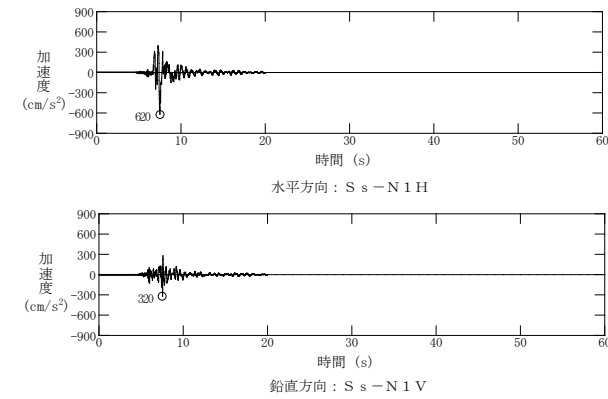
第3図 (3) 応答スペクトルに基づく手法による基準地震動 Ss の加速度時刻歴波形 (Ss-D3)



第4図 (1) 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の加速度時刻歴波形 (Ss-F1)

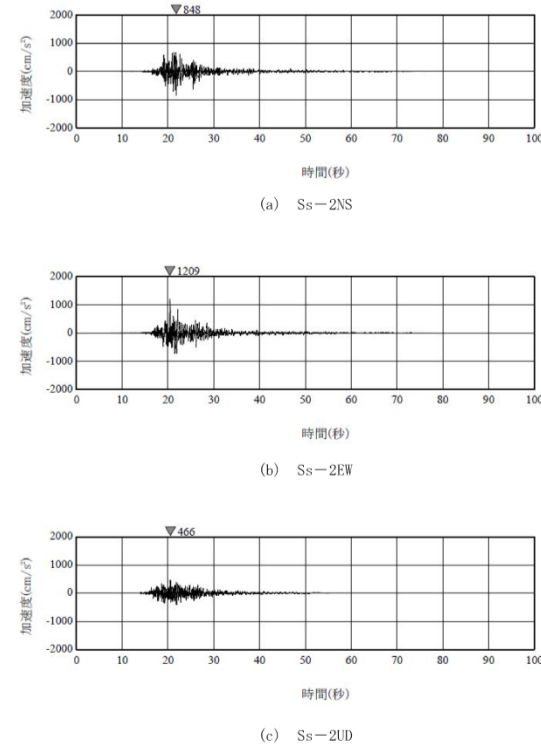


第5図 基準地震動 Ss-F2 の加速度時刻歴波形



第6図 基準地震動 Ss-N1 の加速度時刻歴波形

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20 版)



第7図 基準地震動 Ss-2 の加速度時刻歴波形  
(大湊側)

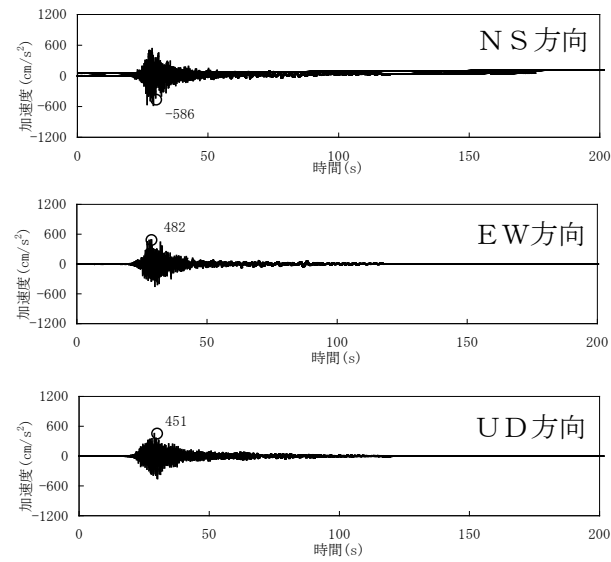
第8図～第17図は省略

第5-1表 設定した解放基盤表面の位置

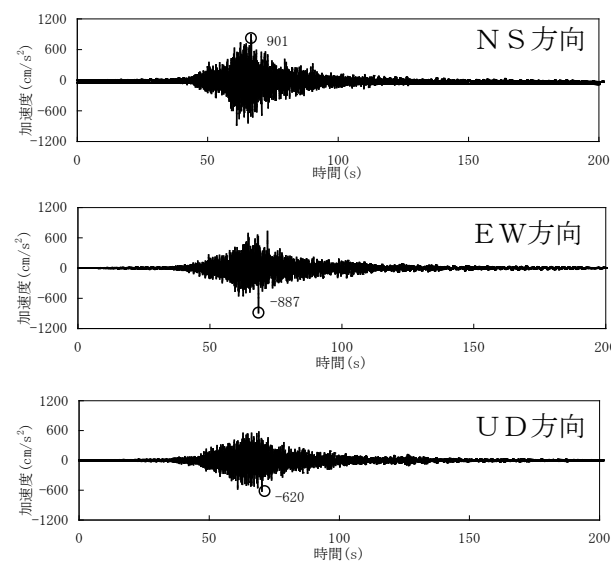
位置	標高 T. M. S. L. (m)	整地面からの深さ (m)
1号炉 鉛直アレイ	-284	289
5号炉 鉛直アレイ	-134	146

※T. M. S. L. : 東京湾平均海面。Tokyo bay Mean Sea Level の略で、東京湾での検潮に基づき設定された陸地の高さの基準

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

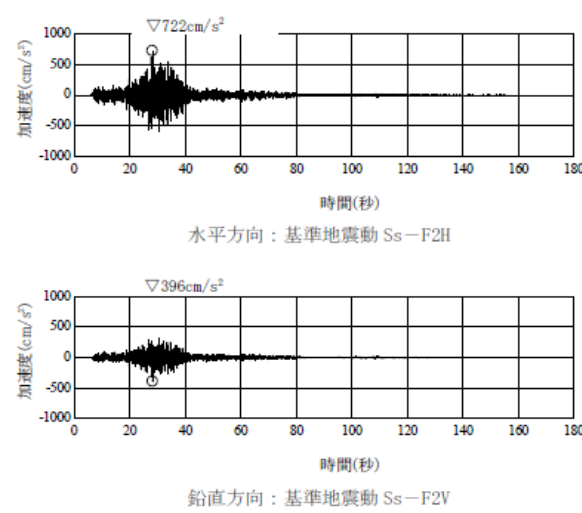


第8図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の時刻歴波形 (Ss-14)

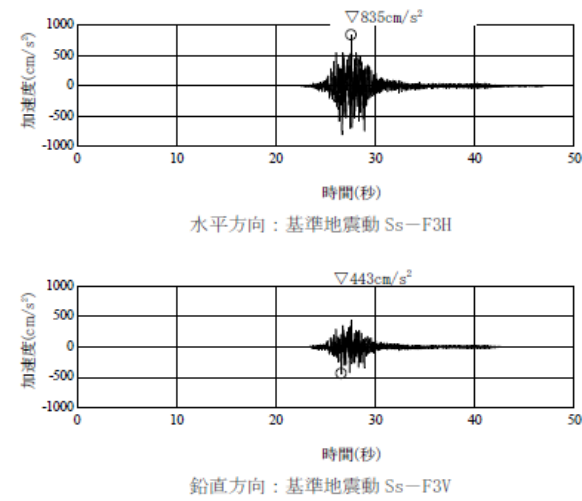


第9図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の時刻歴波形 (Ss-21)

女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

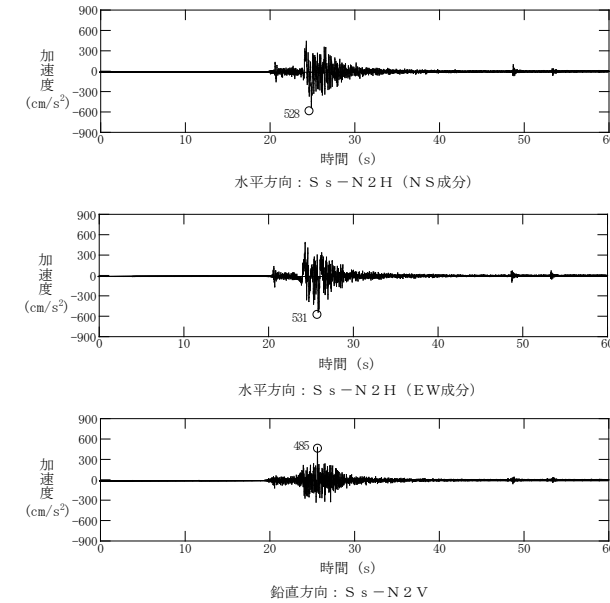


第4図(2) 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の加速度時刻歴波形 (Ss-F2)



第4図(3) 断層モデルを用いた手法による基準地震動 Ss の加速度時刻歴波形 (Ss-F3)

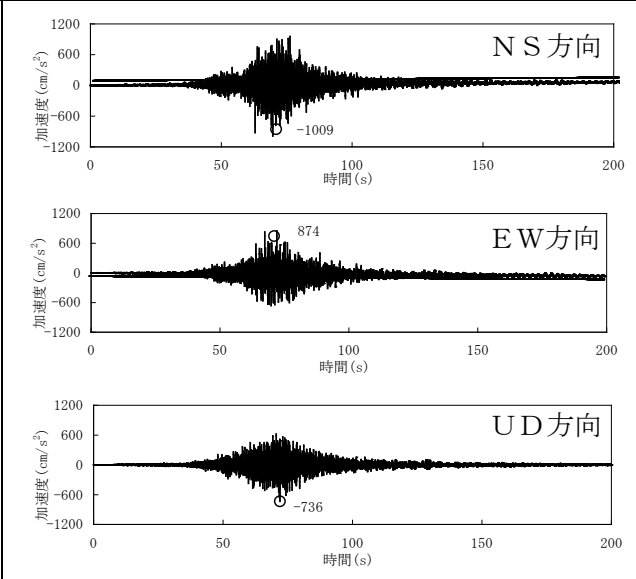
島根原子力発電所 2号炉



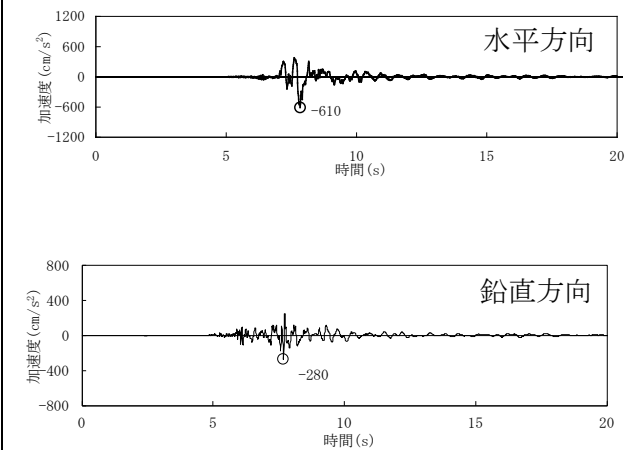
第7図 基準地震動 Ss-N2 の加速度時刻歴波形

備考

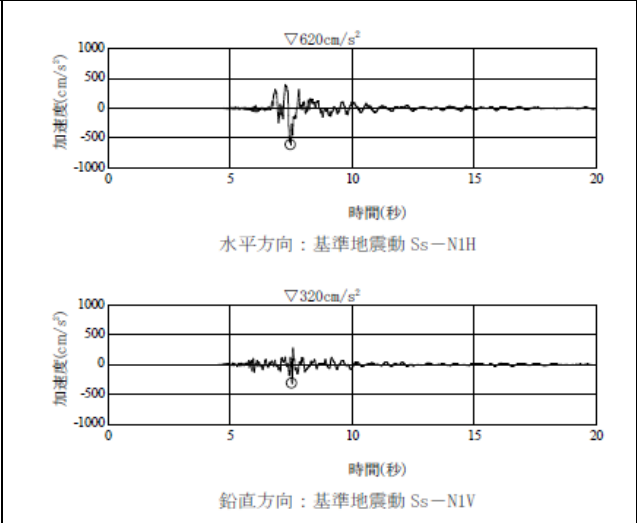
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------	----



第10図 断層モデルを用いた手法による基準地震動 S<sub>s</sub> の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-22)



第11図 震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 S<sub>s</sub> の時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-31)



第5図 震源を特定せず策定する地震動による基準地震動 S<sub>s</sub> の加速度時刻歴波形 (S<sub>s</sub>-N1)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.4.3 主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.3 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.3.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.3.3 主要施設の耐震構造」及び「1.3.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p>1.3.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.3.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.4.3 主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生じるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	<p>(2) 安全設計方針</p> <p>1.4 耐震設計</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「設置許可基準規則」に適合するように、「1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計」、「1.4.2 重大事故等対処施設の耐震設計」、「1.4.3 主要施設の耐震構造」及び「1.4.4 地震検知による耐震安全性の確保」に従って行う。</p> <p>1.4.1 設計基準対象施設の耐震設計</p> <p>1.4.1.1 設計基準対象施設の耐震設計の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(3) 建物・構築物については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、その安全機能が保持できるように設計する。</p> <p>また、<u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられる設計とする。</p> <p>(5) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、<u>基準地震動</u>及び<u>弾性設計用地震動</u>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に<u>留まる</u>ことを確認する。</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有</p>	<p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。</p> <p>また、弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられる設計とする。</p> <p>(5) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動<math>S_s</math>及び弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設、設備については許容限界の範囲内に<u>留まる</u>ことを確認する。</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、<u>構造物</u>全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有す</p>	<p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能又は非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対してその安全機能が保持できるように設計する。</p> <p>また、弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(5) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、基準地震動<math>S_s</math>及び弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、<u>構造物</u>全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕</p>	<p>なお、建物・構築物とは、建物、構築物及び土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）の総称とする。</p> <p>また、屋外重要土木構造物とは、耐震安全上重要な機器・配管系の間接支持機能、若しくは非常時における海水の通水機能を求められる土木構造物をいう。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)は、<u>基準地震動<math>S_s</math></u>による地震力に対して、<u>その安全機能が保持</u>できるように設計する。</p> <p>また、<u>弾性設計用地震動<math>S_d</math></u>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲</u>で耐えられる設計とする。</p> <p>(5) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>また、<u>基準地震動<math>S_s</math></u>及び<u>弾性設計用地震動<math>S_d</math></u>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。なお、水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用し、影響が考えられる施設及び設備については許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物は、<u>基準地震動<math>S_s</math></u>による地震力に対して、<u>構造</u>全体として変形能力(終局耐</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられるように設計する。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、<u>弾性設計用地震動</u>に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内に<u>留まる</u>ことを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられるよ</p>	<p>るとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられるように設計する。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内に<u>留まる</u>ことを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられるように</p>	<p>を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>なお、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub>の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるよ</p>	<p>力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p><u>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、浸水防止機能に影響を及ぼさないように、また、動的機器等については、基準地震動</u>S<sub>s</sub><u>による応答に対して、その設備に要求される機能を保持するように設計する。また、弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub><u>による地震力又はSクラスの施設に適用する静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p>なお、<u>基準地震動</u>S<sub>s</sub><u>及び弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub><u>の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについては、上記(5)と同様とする。</u></p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、<u>弾性設計用地震動</u>S<sub>d</sub>に2分の1を乗じたものとする。なお、当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対して、<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲</u>で耐えられる</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>うに設計する。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p><u>(11) Sクラスの施設及びその間接支持構造物等は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2,000 を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</u></p>	<p>設計する。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	<p>うに設計する。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>(11) 設計基準対象施設の設計においては、<u>防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p>	<p>ように設計する。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するものの波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p><u>(11) Sクラスの施設及びその間接支持構造物等のうち、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である 1/2,000 を上回る施設においては、PS検層等に基づく改良地盤の物性値を確保したうえで、グラウンドアンカを考慮することにより、施設の安全機能を損なわないように設計する。</u></p> <p>(12) 設計基準対象施設の設計においては、<u>防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p>	<p>・傾斜の目安値を超える施設の設計方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>傾斜が目安値を上回る場合、柏崎6/7は、傾斜に対する影響を地震力に考慮する方針を記載。一方、島根2号炉は、PS検層等に基づく改良地盤の物性値を確保したうえで、グラウンドアンカを考慮することにより、施設の安全機能を損なわないように設計する方針を記載</p> <p>・地下水位設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二】</p> <p>④の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【説明資料 (1.1:P4条-79)】</p> <p>1.4.1.2 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震重要度を、次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を</p>	<p>【説明資料 (1.1:P4条-73)】</p> <p>1.3.1.2 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震重要度を、次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を含む。</p>	<p>(12) 耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(13) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p> <p>弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1:P4条-53) (9:P4条-72)】</p> <p>1.4.1.2 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震重要度分類を、次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を</p>	<p>(13) <u>耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(14) <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。</u></p> <p><u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p> <p>【説明資料 (1.1:P4条-68) (9:P4条-90)】</p> <p>1.4.1.2 耐震重要度分類 設計基準対象施設の耐震重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) Sクラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいものであり、次の施設を</p>	<p>・液状化影響に係る設計方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 女川2, 島根2号炉は液状化影響に係る設計方針を記載している</p> <p>・規則改正に伴う相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</li> <li>使用済燃料を貯蔵するための施設</li> <li>原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設</li> <li>原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設</li> <li>放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設</li> <li>津波防護施設及び浸水防止設備</li> <li>津波監視設備</li> </ul> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条-83)】</p> <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、<u>1次</u>冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設</li> <li>放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</li> <li>使用済燃料を貯蔵するための施設</li> <li>原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設</li> <li>原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設</li> <li>放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設</li> <li>津波防護施設及び浸水防止設備</li> <li>津波監視設備</li> </ul> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条-78)】</p> <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、<u>1次</u>冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設</li> <li>放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)</li> </ul>	<p>含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</li> <li>使用済燃料を貯蔵するための施設</li> <li>原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設</li> <li>原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設</li> <li>放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設</li> <li>津波防護施設及び浸水防止設備</li> <li>津波監視設備</li> </ul> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条-56)】</p> <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、<u>一次</u>冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設</li> <li>放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)</li> </ul>	<p>含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器・配管系</li> <li>使用済燃料を貯蔵するための施設</li> <li>原子炉の緊急停止のために急激に負の反応度を付加するための施設、及び原子炉の停止状態を維持するための施設</li> <li>原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設</li> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故の際に、圧力障壁となり放射性物質の放散を直接防ぐための施設</li> <li>放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、上記の「放射性物質の放散を直接防ぐための施設」以外の施設</li> <li>津波防護施設及び浸水防止設備</li> <li>津波監視設備</li> </ul> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条-72)】</p> <p>(2) Bクラスの施設</p> <p>安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設であり、次の施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていて、<u>一次</u>冷却材を内蔵しているか又は内蔵し得る施設</li> <li>放射性廃棄物を内蔵している施設 (ただし、内蔵量が少ない又は貯蔵方式により、その破損により公衆に与える放射線の影響が「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 (昭和53年通商産業省令第77号)」第2条第2項第6号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものは除く。)</li> </ul>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>・使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条-83)】</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 1.4.1-1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条-83)】</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p>	<p>・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>・使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条-78)】</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条-78)】</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 1.3-1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>1.3.1.3 地震力の算定方法</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p>	<p>・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>・使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条-56)】</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条-56)】</p> <p>上記に基づく耐震重要度分類を第 1.4.1-1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p>	<p>・放射性廃棄物以外の放射性物質に関連した施設で、その破損により、公衆及び従事者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設</p> <p>・使用済燃料を冷却するための施設</p> <p>・放射性物質の放出を伴うような場合に、その外部放散を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条-72)】</p> <p>(3) Cクラスの施設</p> <p>Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設である。</p> <p>上記に基づくクラス別施設を第 1.4.1-1 表に示す。</p> <p>なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条-72)】</p> <p>1.4.1.3 地震力の算定方法</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p> <p><u>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、Sクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</u></p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】</p> <p>③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及びC クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p>	<p>a. 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及びC クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p>	<p>a. 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及びC クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p>	<p>a. 建物・構築物</p> <p>水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、S クラス、B クラス及びC クラスともに 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>ただし、土木構造物の静的地震力は、安全上適切と認められる規格及び基準を参考に、C クラスに適用される静的地震力を適用する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20% 増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>【説明資料 (3.1(1) : P4 条-84)】</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、<u>基準地震動及び弾性設計用地震動</u>から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>なお、<u>地震力の組合せについては水平 2 方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用するものとし、影響が考えられる施設、設備に対して許容限界の範囲内に留まることを確認する。</u></p> <p>B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、<u>弾性設計用地震動</u>から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動</u>による地震力を適用する。</p> <p>添付書類六の「5. 地震」に示す<u>基準地震動</u>は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、「敷地ごとに</p>	<p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>【説明資料 (3.1(1) : P4 条-79)】</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、<u>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>なお、構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設、設備については、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対して、<u>許容限界の範囲内に留まることを確認する。</u></p> <p>B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、<u>弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動 <math>S_s</math></u>による地震力を適用する。</p> <p>添付書類六「3. 地震」に示す<u>基準地震動 <math>S_s</math></u>は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、<u>年超過確率は、10</u></p>	<p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>【説明資料 (3.1(1) : P4 条-56)】</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、<u>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>なお、構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設及び設備については、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対して、<u>許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</u></p> <p>B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、<u>弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動 <math>S_s</math></u>による地震力を適用する。</p> <p>「添付書類六 5. 地震」に示す<u>基準地震動 <math>S_s</math></u>は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定した。「敷地</p>	<p>上記 a. 及び b. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>【説明資料 (3.1(1) : P4 条-73)】</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとし、<u>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>なお、<u>構造特性から水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の影響が考えられる施設及び設備については、水平 2 方向及び鉛直方向の地震力の組合せに対して、許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</u></p> <p>B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、<u>弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動 <math>S_s</math></u>による地震力を適用する。<u>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力を適用する。</u></p> <p>添付書類六の「5. 地震」に示す<u>基準地震動 <math>S_s</math></u>は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定し、「敷地ご</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>震源を特定して策定する地震動」に基づき策定した基準地震動 <math>S_s-1 \sim S_s-7</math> の年超過確率は <math>10^{-4} \sim 10^{-5}</math> 程度であり、「震源を特定せず策定する地震動」に基づき設定した基準地震動 <math>S_s-8</math> の年超過確率は <math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math> 程度である。</p> <p>また、弾性設計用地震動は、基準地震動との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないよう基準地震動に係数 0.5 を乗じて設定する。ここで、係数 0.5 は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見(*)を踏まえ、さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。</p> <p>また、建物・構築物及び機器・配管系ともに 0.5 を採用することで、弾性設計用地震動に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動の年超過確率は、<math>10^{-3} \sim 10^{-4}</math> 程度である。弾性設計用地震動の応答スペクトルを第 1.4-1 図及び第 1.4-2 図に、弾性設計用地震動の時刻歴波形を第 1.4-3 図～第 1.4-16 図に、弾性設計用地震動と基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトル</p>	<p><math>10^{-4} \sim 10^{-6}</math> 程度である。</p> <p>また、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、基準地震動 <math>S_s</math> との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないよう基準地震動 <math>S_s</math> に係数 0.5 を乗じて設定する。ここで、係数 0.5 は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見(1)を踏まえ、さらに応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動 <math>S_s-D1</math> に対しては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」に基づいた「原子炉設置変更許可申請書(平成11年3月10日許可/平成09・09・18資第5号)」の「添付書類六 変更後に係る原子炉施設の場所に関する気象、地盤、水理、地震、社会環境等の状況に関する説明書 3.2.6.3 基準地震動」における基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。</p> <p>また、建物・構築物及び機器・配管系ともに 0.5 を採用することで、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の年超過確率は、<math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math> 程度である。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の応答スペクトルを第 1.3-1 図～第 1.3-3 図に、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の時刻歴波形を第 1.3-4 図～第 1.3-11 図に、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> と基準地震動 <math>S_1</math> の応答ス</p>	<p>ごとに震源を特定して策定する地震動」に基づき策定した基準地震動 <math>S_s-D1 \sim D3</math> の年超過確率は <math>10^{-4} \sim 10^{-6}</math> 程度で、<math>S_s-F1 \sim F2</math> の年超過確率は、<math>S_s-D1</math> を超過する帯域で <math>10^{-6}</math> より低くなっており、<math>S_s-F3</math> の年超過確率は、短周期側でおおむね <math>10^{-4}</math> 程度である。「震源を特定せず策定する地震動」に基づき設定した基準地震動 <math>S_s-N1</math> の年超過確率は <math>10^{-4} \sim 10^{-7}</math> 程度である。</p> <p>また、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、基準地震動 <math>S_s</math> との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないよう基準地震動 <math>S_s</math> に係数 0.5 を乗じて設定する。ここで、係数は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見(1)を踏まえ、さらに、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。具体的には、<math>S_s-F1 \sim F3</math> 及び <math>S_s-N1</math> は係数 0.5 を乗じた地震動、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動 <math>S_s-D1 \sim D3</math> は係数 0.58 を乗じた地震動を弾性設計用地震動 <math>S_d</math> として設定する。</p> <p>また、建物・構築物及び機器・配管系ともに係数 0.5 又は 0.58 を採用することで、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対する設計に一貫性をとる。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の年超過確率は短周期側で <math>10^{-2} \sim 10^{-4}</math> 程度、長周期側で <math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math> 程度である。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の応答スペクトルを第 1.4.1-1 図に、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の加速度時刻歴波形を第 1.4.1-2 図～第 1.4.1-8 図</p>	<p>とに震源を特定して策定する地震動」に基づき策定した基準地震動 <math>S_s-D</math> の年超過確率は <math>10^{-4} \sim 10^{-6}</math> 程度、基準地震動 <math>S_s-F1</math> 及び <math>S_s-F2</math> の年超過確率は <math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math> 程度であり、「震源を特定せず策定する地震動」に基づき設定した基準地震動 <math>S_s-N1</math> 及び <math>S_s-N2</math> の年超過確率は <math>10^{-4} \sim 10^{-6}</math> 程度である。</p> <p>また、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、基準地震動 <math>S_s</math> との応答スペクトルの比率が目安として 0.5 を下回らないよう基準地震動 <math>S_s</math> に係数 0.5 を乗じて設定する。ここで、係数 0.5 は、工学的判断として、発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が 0.5 程度であるという知見(1)を踏まえた値とする。</p> <p>さらに、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の設定に当たっては、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動 <math>S_1</math> も考慮することとするが、基準地震動 <math>S_s</math> の係数倍で基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルを包絡することは過大な地震動となり合理的な設計ができないことから、基準地震動 <math>S_1</math> の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動 <math>S_d</math> として設定する。その際、鉛直方向の地震動は、水平方向の 2/3 倍をおおむね下回らないように設定する。</p> <p>また、建物・構築物及び機器・配管系ともに 0.5 を採用することで、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対する設計に一貫性をとる。なお、弾性設計用地震動 <math>S_d-D</math> の年超過確率は <math>10^{-3} \sim 10^{-5}</math> 程度、弾性設計用地震動 <math>S_d-F1</math>、<math>S_d-F2</math>、<math>S_d-N1</math> 及び <math>S_d-N2</math> は <math>10^{-3} \sim 10^{-4}</math> 程度、<math>S_d-1</math> は <math>10^{-3} \sim 10^{-4}</math> 程度である。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> の応答スペクトルを第 1.4-1 図及び</p>	<p>・ <math>S_d</math> の設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>島根2号炉は <math>S_1</math> の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動も <math>S_d</math> として設定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ルの比較を第1.4-17図に、弾性設計用地震動と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.4-18図及び第1.4-19図に示す。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-84)】</p> <p>a. 入力地震動  <u>入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、5号炉～7号炉の解放基盤表面はそれぞれ第1.4.1-2表に示す位置とする。</u></p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される<u>基準地震動及び弾性設計用地震動</u>を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>b. 地震応答解析  (a) 動的解析法</p>	<p>ペクトルの比較を第1.3-12図及び第1.3-13図に、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.3-14図及び第1.3-15図に示す。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-80)】</p> <p>a. 入力地震動  <u>原子炉建屋設置位置付近は、地盤調査の結果、新第三系鮮新統～第四系下部更新統の久米層が分布し、EL. -370m以深ではS波速度が0.7km/s以上であることが確認されている。したがって、EL. -370mの位置を解放基盤表面として設定する。</u></p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>b. 地震応答解析  (a) 動的解析法</p>	<p>に、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>と基準地震動S<sub>1</sub>の応答スペクトルの比較を第1.4.1-9図に、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.4.1-10図に示す。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-57)】</p> <p>a. 入力地震動  <u>原子炉格納施設設置位置周辺は、地質調査の結果によれば、約1.4km/sのS波速度を持つ堅硬な岩盤が十分な広がりをもって存在することが確認されており、建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩、頁岩等が広く分布し、原子炉建屋の設置レベルにもこの岩盤が分布していることから、解放基盤表面は、この岩盤が分布する原子炉建屋の設置位置O.P.-14.1mに設定する。</u></p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>を基に、対象建物・構築物の地盤の<u>非線形特性等の条件</u>を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析、1次元波動論又は1次元地盤応答解析により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>b. 地震応答解析  (a) 動的解析法</p>	<p>第1.4-2図に、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>の加速度時刻歴波形を第1.4-3図～第1.4-8図に、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>と基準地震動S<sub>1</sub>の応答スペクトルの比較を第1.4-9図に、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>と解放基盤表面における地震動の一樣ハザードスペクトルの比較を第1.4-10図及び第1.4-11図に示す。</p> <p>【説明資料 (3.1(2) : P4条-74)】</p> <p>a. 入力地震動  <u>解放基盤表面は、S波速度が700m/s以上となっている標高-10mとしている。</u></p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。</p> <p>b. 地震応答解析  (a) 動的解析法</p>	<p>・解放基盤表面位置の設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>各プラント固有の地盤条件に基づき、解放基盤表面位置を設定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>i. 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。<u>なお、建物の補助壁を耐震壁として考慮するに当たっては、耐震壁としての適用性を確認した上で、適切な解析モデルを設定する。</u></p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p><u>基準地震動及び弾性設計用地震動</u>に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>i. 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法による。<u>また、3次元応答性状等の評価は、線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</u></p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>i. 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法又は線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>i. 建物・構築物</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。動的解析は、時刻歴応答解析法又は線形解析に適用可能な周波数応答解析法による。</p> <p>建物・構築物の動的解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばねは、基礎版の平面形状、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地盤－建物・構築物連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。</p> <p><u>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u> に対する応答解析において、主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、実験等の結果に基づき、該当する建物部分の構造特性に応じて、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>また、Sクラスの施設を支持する建物・構築物の支持機能を検討するための動的解析において、施設を支持する建物・構築物の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p>	<p>・解析手法の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は周波数応答解析法を用いる</p> <p>・モデル化方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は補助壁を耐震壁として考慮するが、島根2号炉は考慮しない（既工認から変更なし）</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。<u>なお、コンクリートの実強度を考慮して鉄筋コンクリート造耐震壁の剛性を設定する場合は、建物・構築物ごとの建設時の試験データ等の代表性、保守性を確認した上で適用する。</u></p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</p> <p><u>液状化及びサイクリックモビリティ等を示す土層については、敷地の中で当該土層の分布範囲等を踏まえた上で、ばらつき及び不確実性を考慮して液状化強度特性を設定する。</u></p>	<p>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で<u>保守性を考慮して設定することを基本とする。保守的な配慮として地盤を強制的に液状化させることを仮定した影響を考慮する場合には、原地盤よりも十分に小さい液状化強度特性(敷地に存在しない豊浦標準砂に基づく液状化強度特性)を設定する。</u></p>	<p>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。<u>なお、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ等に伴う初期剛性の低下については、観測記録や試験データなどから適切に応答解析モデルへ反映し、保守性を確認した上で適用する。屋外重要土木構造物については、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の地震に起因するひび割れが認められないこと及び地中構造物である屋外重要土木構造物に対する支配的な地震時荷重である土圧は、ひび割れ等に起因する初期剛性低下を考慮しない方が保守的な評価となることから、初期剛性低下は考慮しない。</u></p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、<u>保守性を考慮して設定する。</u></p>	<p>応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</p> <p><u>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで実施した液状化強度試験結果よりも保守的な簡易設定法を用いて設定する。</u></p>	<p>・モデル化方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は耐震壁の剛性を実剛性とするが、島根2号炉は設計剛性とする(既工認から変更なし) 【女川2】 女川2は初期剛性の低下を考慮するが島根2号炉では初期剛性の低下はないため考慮しない</p> <p>・液状化強度特性の設定方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】 島根2号炉では、簡易設定法により液状化強度特性を設定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>原子炉建屋及びタービン建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>なお、地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>【説明資料(5.1:P4条-93)(5.3:P4条-95)】</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>ここで、<u>原子炉本体基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</u></p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応</p>	<p>原子炉建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及びそれによる機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形、非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>なお、地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>【説明資料(5.1:P4条-92)(5.3:P4条-96)】</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は実験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求</p>	<p>原子炉建屋については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>また、地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>【説明資料(5.1:P4条-65)(5.3:P4条-68)】</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>ここで、<u>原子炉本体の基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体の基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確実性や保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体の基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</u></p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応</p>	<p>原子炉建物については、3次元FEM解析等から、建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響を評価する。</p> <p>屋外重要土木構造物の動的解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。</p> <p>なお、地震力については、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</p> <p>【説明資料(5.1:P4条-82)(5.3:P4条-85)】</p> <p>ii. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法に</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は原子炉建物の3次元FEM解析を実施する(柏崎6/7タービン建屋は片側の妻壁に壁が無い等により3次元FEM解析を実施するが、島根2号炉タービン建物は先行炉と同様に両側妻壁が存在することから3次元FEM解析を実施しない)</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>柏崎6/7及び女川2は原子炉本体基礎のコンクリートの剛性変化を考慮した復元力特性を設定するが、島根2号炉ではコンクリートの剛性変化は考慮しないため、相違する(既工認から変更なく弾性解析)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>答を求める。配管系については、適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法等により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性等の不確かさへの配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりや踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (5.2 : P4 条-94)】</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>【説明資料 (6 : P4 条-97)】</p>	<p>める。配管系については、振動モードを適切に表現できるモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突・すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性及び地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりや踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (5.2 : P4 条-94)】</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴、同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>【説明資料 (6 : P4 条-98)】</p>	<p>答を求める。配管系については、配管の形状や構造を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突、すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性、構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりや踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (5.2 : P4 条-67)】</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>【説明資料 (6 : P4 条-69)】</p>	<p>より応答を求める。配管系については、配管の形状や構造を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるモデルを作成し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突、すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性、構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、設備の3次元的な広がりや踏まえ、適切に応答を評価できるモデルを用い、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (5.2 : P4 条-84)】</p> <p>(3) 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準、既往の振動実験、地震観測の調査結果等を考慮して適切な値を定める。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性を検討する。</p> <p>また、地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>【説明資料 (6 : P4 条-86)】</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常 の自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の 異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状 態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然 条件 (風、積雪等)</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温 待機及び燃料取替等が計画的又は頻繁に行われ た場合であって運転条件が所定の制限値以内 にある運転状態</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一 の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一 の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予 想される外乱によって発生する異常な状態であ って、当該状態が継続した場合には炉心又は原 子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ず るおそれがあるものとして安全設計上想定すべ き事象が発生した状態</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い 異常な状態であって、当該状態が発生した場合</p>	<p>1. 3. 1. 4 荷重の組合せと許容限界 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常 の自然条件下におかれている状態<sup>〇</sup> ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異 常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状 態<sup>〇</sup></p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然 条件 (風、積雪等)<sup>〇</sup></p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温 待機、燃料取替<sup>〇</sup>等が計画的又は頻繁に行われ た場合であって運転条件が所定の制限値以内 にある運転状態<sup>〇</sup></p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一 の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一 の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予 想される外乱によって発生する異常な状態であ って、当該状態が継続した場合には炉心又は原 子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じ るおそれがあるものとして安全設計上想定すべ き事象が発生した状態<sup>〇</sup></p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い 異常な状態であって、当該状態が発生した場合</p>	<p>1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を以下<sup>〇</sup>に示 す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常 の自然条件下におかれている状態<sup>〇</sup> ただし、運転状態には通常運転時、運転時の 異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状 態<sup>〇</sup></p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然 条件 (風、積雪等)<sup>〇</sup></p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温 待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われ た場合であって運転条件が所定の制限値以内 にある運転状態<sup>〇</sup></p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一 の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一 の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予 想される外乱によって発生する異常な状態であ って、当該状態が継続した場合には炉心又は原 子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じ るおそれがあるものとして安全設計上想定すべ き事象が発生した状態<sup>〇</sup></p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い 異常な状態であって、当該状態が発生した場合</p>	<p>1. 4. 1. 4 荷重の組合せと許容限界 設計基準対象施設の耐震設計における荷重の 組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態 地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>a. 建物・構築物 (a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常 の自然条件下におかれている状態 ただし、運転状態には通常運転時、運転時の 異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状 態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然 条件 (風、積雪等)</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態 発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温 待機、燃料取替<sup>〇</sup>等が計画的又は頻繁に行われ た場合であって運転条件が所定の制限値以内 にある運転状態</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態 通常運転時に予想される機械又は器具の単一 の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一 の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予 想される外乱によって発生する異常な状態であ って、当該状態が継続した場合には炉心又は原 子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ず るおそれがあるものとして安全設計上想定すべ き事象が発生した状態</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態 発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い 異常な状態であって、当該状態が発生した場合</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等) 【説明資料(4.1(1):P4条-86)】</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 【説明資料(4.1(2):P4条-87)】</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。 a. 建物・構築物(c.に記載のものを除く。) (a) Sクラスの建物・構築物については,常時</p>	<p>は発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)。 【説明資料(4.1(1):P4条-82)】</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 【説明資料(4.1(2):P4条-84)】</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。 a. 建物・構築物(c.に記載のものを除く。) (a) Sクラスの建物・構築物については,常時</p>	<p>には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態。</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)。 【説明資料(4.1:P4条-58)】</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 【説明資料(4.1:P4条-58)】</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せを以下に示す。 a. 建物・構築物(c.に記載のものを除く。) (a) Sクラスの建物・構築物については,常時</p>	<p>には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(d) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等) 【説明資料(4.1(1):P4条-75)】</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 (a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重 (b) 運転時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 (a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重 (b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重 (c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重 (d) 地震力,風荷重,積雪荷重等 【説明資料(4.1(2):P4条-76)】</p> <p>(3) 荷重の組合せ 地震力と他の荷重との組合せは次による。 a. 建物・構築物(c.に記載のものを除く。) (a) Sクラスの建物・構築物については,常時</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) 津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と<u>基準地震動</u>による地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、上記 c. (a)、(b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて<u>基準地震動</u>による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外</p>	<p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) 津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u> S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u> S s による地震力とを組み合わせる</p> <p>なお、上記 c. (a)、(b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて<u>基準地震動</u> S s による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外</p>	<p>(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) 津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u> S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u> S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>なお、上記 c. (a)、(b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて<u>基準地震動</u> S s による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以</p>	<p>(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) 津波防護施設並びに<u>津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u> S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と<u>基準地震動</u> S s による地震力とを組み合わせる。</p> <p><u>浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重並びに運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</u></p> <p>なお、上記 c. (a) 及び (b) については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて<u>基準地震動</u> S s による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波</p>	<p>・規則改正に伴う相違【柏崎 6/7, 東海第二】②の相違</p> <p>・設備構成の相違【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】①の相違</p> <p>・設備構成の相違【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】①の相違</p> <p>・設備構成の相違【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかになぜがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>なお、第1.4.1-1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p> <p>【説明資料 (4.1(3) : P4条-88)</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p>	<p>による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかになぜがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>なお、第1.3-1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p> <p>(e) 地震と組み合わせる自然条件として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。</p> <p>【説明資料 (4.1(3) : P4条-85)】</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p>	<p>外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかになぜがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>なお、第1.4.1-1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p> <p>(e) 地震と組み合わせる自然現象として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。</p> <p>【説明資料 (4.1(3) : P4条-60)】</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p>	<p>以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>d. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) Sクラスの施設に作用する地震力のうち動的地震力については、水平2方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しいことが判明している場合には、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないことがある。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用する場合、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかになぜがあることが判明しているならば、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合には、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>なお、第1.4.1-1表に対象となる建物・構築物及びその支持機能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p> <p>(e) <u>地震と組み合わせる自然現象として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。</u></p> <p>【説明資料 (4.1(3) : P4条-77)】</p> <p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は次のとおりとし、安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている許容応力等を用いる。</p>	<p>・記載の充実</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は設計方針の一つとして自然現象の組合せを明記</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記 ii. に示す許容限界を適用する。</p> <p>ii. <u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) i. <u>による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) ii. <u>を適用するほか、耐震重要度分類</u></p>	<p>a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S d</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記 ii. <u>に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii. <u>基準地震動 S s</u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) i. <u>による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) ii. <u>を適用するほか、耐震重要度分類</u></p>	<p>a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S d</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記 ii. に示す許容限界を適用する。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S s</u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、<u>初期剛性の低下の要因として考えられる平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ等が鉄筋コンクリート造耐震壁の変形能力及び終局耐力に影響を与えないことを確認していることから、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</u></p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) i. <u>による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) ii. <u>を適用するほか、耐震重要度分類</u></p>	<p>a. 建物・構築物 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S d</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記 ii. <u>に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii. <u>基準地震動 S s</u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、建物・構築物の終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) i. <u>による許容応力度を許容限界とする。</u></p> <p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物((e)及び(f)に記載のものを除く。)</p> <p>上記(a) ii. <u>を適用するほか、耐震重要度分類</u></p>	<p>・モデル化方針の相違</p> <p><b>【女川2】</b></p> <p>女川2は初期剛性の低下を考慮するが島根2号炉では初期剛性の低下はないため考慮しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>類の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>(e) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. <u>静的地震力との組合せに対する許容限界</u> 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ii. <u>基準地震動による地震力との組合せに対する許容限界</u> 構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、<u>限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して適切な安全余裕を持たせることを基本とする。</u>構造部材のうち、鋼管の曲げについては、<u>終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して適切な安全余裕を持たせることを基本とする。</u>ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、<u>許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。</u> <u>なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p>	<p>の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわれないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>(e) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. <u>静的地震力との組合せに対する許容限界</u> 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力との組合せに対する許容限界</u> 構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては限界層間変形角、終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容せん断応力度を許容限界とする。<u>構造部材のうち、鋼材の曲げについては終局曲率又は許容応力度、せん断についてはせん断耐力又は許容せん断応力度を許容限界とする。</u> <u>なお、限界層間変形角、終局曲率及びせん断耐力に対しては適切な安全余裕を持たせた許容限界とし、それぞれの安全余裕については各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p>	<p>の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた<u>妥当な</u>安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>(e) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. <u>静的地震力との組合せに対する許容限界</u> 安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力との組合せに対する許容限界</u> 構造部材の曲げについては限界層間変形角、許容応力度等、構造部材のせん断についてはせん断耐力、許容応力度等に対して、<u>妥当な安全余裕を持たせることとする。</u>3次元静的材料非線形解析により評価を行うもの等、ひずみを許容値とする場合は、<u>構造物の要求機能に応じた許容値に対し適切な安全余裕を持たせることとする。</u></p>	<p>の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対して、<u>その支持機能を損なわないものとする。</u></p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が損なわれないことを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p> <p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力 ((e) 及び (f) に記載のものを除く。)</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>(e) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. <u>静的地震力との組合せに対する許容限界</u> 安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S<sub>s</sub> による地震力との組合せに対する許容限界</u> 構造部材の<u>曲げについては限界層間変形角、圧縮縁コンクリート限界ひずみ、曲げ耐力又は許容応力度等、面内せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。</u>なお、<u>限界層間変形角、圧縮縁コンクリート限界ひずみ、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 島根2号炉はコンクリートと鋼管に区分せず、面内せん断及び面外せん断について個別に記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(f) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>こととする (評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ (原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 ii. <u>に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii. <u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに<u>留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</u> また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、<u>基準地震動</u>による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>こととする (評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネル・ボックス 地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p>	<p>(f) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S d</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>こととする (評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ (原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 (a) ii. <u>に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii. <u>基準地震動 S s</u>による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに<u>留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</u> また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、<u>基準地震動 S s</u>による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>こととする (評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネル・ボックス 地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p>	<p>(f) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S d</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする (評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ (原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 ii. <u>に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii. <u>基準地震動 S s</u>による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。 また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、<u>基準地震動 S s</u>による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする (評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネルボックス 地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p>	<p>(f) その他の土木構造物 安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p> <p>b. 機器・配管系 (c. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S d</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする (評価項目は応力等)。 ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ (原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。) に対しては、下記 ii. <u>に示す許容限界を適用する。</u></p> <p>ii. <u>基準地震動 S s</u>による地震力との組合せに対する許容限界 塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。 また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、<u>基準地震動 S s</u>による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系 応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする (評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネル・ボックス 地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については, 当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能及び<u>浸水防止機能</u>)が保持できることを確認する(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できることを確認する。</p>	<p>c. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については, 当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能及び<u>浸水防止機能</u>)が保持できることを確認する(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できることを確認する。</p>	<p>(d) 燃料被覆管</p> <p>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は, 以下のとおりとする。</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u></p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界</u></p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても, その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し, 放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</p> <p>c. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については, 当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能及び<u>浸水防止機能</u>)が保持できることを確認する(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できることを確認する。</p>	<p>(d) <u>燃料被覆管</u></p> <p><u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は, 以下のとおりとする。</u></p> <p><u>i 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</u></p> <p><u>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。</u></p> <p><u>ii 基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界</u></p> <p><u>塑性ひずみが生じる場合であっても, その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し, 放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</u></p> <p>c. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これらが設置された建物・構築物</u></p> <p>津波防護施設並びに津波防護施設, 浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については, <u>基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対して, 当該施設及び建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能, <u>浸水防止機能及び津波監視機能</u>)が保持できることを確認する(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</u></p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, <u>基準地震動 S<sub>s</sub>による地震力に対して, その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できることを確認する。さらに, <u>浸水防止設備のうち隔離弁, ポンプ及び配管については, 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して, おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられることを確認する。</u></u></p>	<p>・規則改正に伴う相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系（(b)に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の基礎地盤</p> <p>i. <u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>ii. <u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>i. <u>基準地震動</u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤</p> <p>上記(a) ii.による許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>【説明資料 (4.1(4) : P4条-89)】</p> <p>1.4.1.5 設計における留意事項</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p>	<p>d. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の基礎地盤</p> <p>i) <u>弾性設計用地震動 S<sub>d</sub></u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>ii) <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設及び<u>浸水防止設備</u>並びに<u>浸水防止設備</u>又は<u>津波監視設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>i) <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤</p> <p>上記(a) i)による許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>【説明資料 (4.1(4) : P4条-88)】</p> <p>1.3.1.5 設計における留意事項</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「<u>下位クラス施設</u>」という。)の波及的影響によって、その安全機能を損なわな</p>	<p>d. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の基礎地盤</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S<sub>d</sub></u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>i. <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格、基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤</p> <p>上記(a) i.による許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>【説明資料 (4.1(4) : P4条-62)】</p> <p>1.4.1.5 設計における留意事項</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「<u>下位クラス施設</u>」という。)の波及的影響によって、その安全機能を</p>	<p>d. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系（(b)に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）の基礎地盤</p> <p>i. <u>弾性設計用地震動 S<sub>d</sub></u>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧に対して、安全上適切と認められる規格、<u>基準等</u>による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>ii. <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格、<u>基準等</u>による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、<u>浸水防止設備</u>及び<u>津波監視設備</u>並びに<u>津波防護施設</u>、<u>浸水防止設備</u>又は<u>津波監視設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>i. <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>接地圧が、安全上適切と認められる規格、<u>基準等</u>による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物、Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤</p> <p>上記(a) i)による許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>【説明資料 (4.1(4) : P4条-79)】</p> <p>1.4.1.5 設計における留意事項</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設(以下「<u>下位クラス施設</u>」という。)の波及的影響によって、その安全機能を</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>いように設計する。</p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>損なわないように設計する。</p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設及び設備を選定し評価する。</p> <p>波及的影響の評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。</p> <p>なお、原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>損なわないように設計する。</p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設及び設備を選定し評価する。</p> <p>波及的影響評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。<u>確認に当たっては、施設の配置、構成等の特徴を考慮することとし、大型の下位クラス施設と耐震重要施設が物理的に分離されず設置される等、耐震重要施設の安全機能への影響の確認において配慮を要する場合は、その特徴に留意して調査・検討を行う。</u></p> <p>なお、原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないかを確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(1) 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</p> <p>a. 不等沈下</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して不等沈下により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 相対変位</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力による下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p>	<p>・記載の充実</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>島根2号炉の特徴を踏まえた波及的影響評価方針を記載している</p> <p>(以下、⑤の相違)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) <u>耐震重要施設と耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設との接続部における相互影響</u></p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>耐震重要施設に接続する耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) <u>建屋内における耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>建屋内の耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) <u>建屋外における耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>建屋外の耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設の損傷、転倒及び落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、<u>溢水、火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。(火災については「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について」のうち「第8条 火災による損傷の防止」に、溢水については「柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について」のうち「第9条 溢水による損傷の防止等」に記載)</u></p>	<p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) <u>建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) <u>建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、<u>溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。(火災については「東海第二発電所設計基準対象施設について」のうち「第8条 火災による損傷の防止」に、溢水については「東海第二発電所設計基準対象施設について」のうち「第9条 溢水による損傷の防止等」に記載)</u></p>	<p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) <u>建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>建屋内の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) <u>建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>施設の設置地盤及び周辺地盤の液状化による影響を考慮した上で、建屋外の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、<u>溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。</u></p>	<p>(2) 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して<u>耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(3) <u>建物内における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して<u>建物内の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>(4) <u>屋外における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u></p> <p>a. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>施設の周辺地盤の液状化による影響を考慮したうえで、屋外の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等</u>により、耐震重要施設の安全機能へ影響がないことを確認する。</p> <p>b. 耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、耐震重要施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、<u>溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。(火災については「第8条 火災による損傷の防止」に、溢水については「第9条 溢水による損傷の防止等」に記載)</u></p>	<p>備考</p> <p>・液状化検討方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉, 女川2では、施設の周辺地盤の液状化による影響を考慮する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>上記の観点で検討した<u>耐震重要施設</u>に対して、波及的影響を考慮する施設を、第1.4.1-1表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。</p> <p>【説明資料(7:P4条-97)】</p> <p>1.4.1.6 構造計画と配置計画 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 <u>耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設</u>は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置する若しくは、<u>基準地震動</u>に対し構造強度を保つようにし、耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【説明資料(9:P4条-100)】</p> <p>1.4.1.7 手順等 <u>建物の補助壁を耐震壁として考慮する場合、耐震性能を維持するため、補助壁は、耐震壁と同等の維持管理を行う運用とする。</u></p>	<p>上記の観点で検討した波及的影響を考慮する施設を、第1.3-1表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。</p> <p>【説明資料(7:P4条-98)】</p> <p>1.3.1.6 構造計画と配置計画 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置する若しくは、<u>基準地震動<math>S_s</math></u>に対し構造強度を保つようにし、耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【説明資料(9:P4条-102)】</p>	<p>上記の観点で検討した波及的影響を考慮する施設を、第1.4.1-1表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。</p> <p>【説明資料(7:P4条-69)】</p> <p>1.4.1.6 構造計画と配置計画 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置する、又は<u>基準地震動<math>S_s</math></u>に対し構造強度を保つようにし、耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【説明資料(9:P4条-72)】</p>	<p>上記の観点で検討した波及的影響を考慮する施設を、第1.4.1-1表中に「波及的影響を考慮すべき施設」として記載する。</p> <p>【説明資料(7:P4条-87)】</p> <p>1.4.1.6 構造計画と配置計画 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。 建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。 機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点からできる限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい据付け状態になるよう配置する。 また、建物・構築物の建屋間相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。 <u>下位クラス施設</u>は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置する若しくは、<u>基準地震動<math>S_s</math></u>に対し構造強度を保つようにし、耐震重要施設の安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>【説明資料(9:P4条-90)】</p>	<p>・モデル化方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は補助壁を耐震壁として考慮するが、島根2号炉は考慮しない(既工認から変更なし)</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.4.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.4.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、地上4階、地下3階建て、平面が約57m(南北方向)×約60m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。</p> <p>最下階床面からの高さは約58mで地上高さは約38mである。</p> <p>建物中央部には鉄筋コンクリート製原子炉格納容器があり、鉄筋コンクリート造の基礎版上に設置し原子炉建屋と一体構造としている。その外側に外壁である原子炉建屋側壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。また、それぞれ壁の間は強固な床版で一体に連結し、全体として剛な構造としている。</p> <p>1.4.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階(一部3階)、地下2階建て平面が約97m(南北方向)×約82m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。</p>	<p>1.3.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.3.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、地上6階、地下2階建て、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。</p> <p>最下階床面からの高さは約68mで地上高さは約56mである。</p> <p>建物中央部には一次格納容器を囲む円型の一次遮蔽壁があり、その外側に二次格納施設である原子炉棟の外壁及び原子炉建屋付属棟(以下、「付属棟」という。)の外壁がある。</p> <p>これらは原子炉建屋の主要な耐震壁を構成している。</p> <p>これらの耐震壁間を床が一体に連絡し、全体として剛な構造としている。</p> <p>原子炉建屋の基礎は、平面が約67m(南北方向)×約67m(東西方向)、厚さ約5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1.3.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階、地下1階建て、平面が約70m(南北方向)×約105m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。</p> <p>タービン建屋の基礎は、平面が約70m(南北方向)×約105m(東西方向)、厚さ約1.9mで、杭及びケーソンを介して、砂質泥岩である久米層に</p>	<p>1.4.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.4.3.1 原子炉建屋</p> <p>原子炉建屋は、中央部に地上3階、地下3階で、平面が約66m(南北方向)×約53m(東西方向)の原子炉建屋原子炉棟があり、その周囲に地上2階、地下3階の原子炉建屋付属棟を配置した鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。原子炉建屋原子炉棟と原子炉建屋付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建屋の平面は外側で約77m(南北方向)×約84m(東西方向)である。最下階床面からの高さは約59mで、地上高さは約36mである。</p> <p>原子炉建屋原子炉棟中央部には、鋼製の原子炉格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に内部ボックス壁及び原子炉建屋付属棟の外側である外部ボックス壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建屋の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、全体として剛な構造となっている。</p> <p>1.4.3.2 タービン建屋</p> <p>タービン建屋は、地上2階、地下2階で、平面が約96m(南北方向)×約58m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物である。</p>	<p>1.4.3 主要施設の耐震構造</p> <p>1.4.3.1 原子炉建物</p> <p>原子炉建物は、中央部に地上4階、地下1階で平面が約52m×約52mの原子炉棟があり、その周囲に地上2階(一部3階)、地下2階の原子炉建物付属棟(以下「付属棟」という。)を配置した鉄筋コンクリート造の建物である。原子炉棟と付属棟は、一体構造で同一基礎版上に設置され、本建物の平面は約89m×約70mの矩形をなしている。最下階床面からの高さは約62mで、地上高さは約49mである。</p> <p>建物中央部には、鋼製格納容器を囲む厚さ約2mの鉄筋コンクリート造の生体遮蔽壁があり、その外側に原子炉棟と付属棟を区切る壁及び付属棟の外壁がある。</p> <p>これらは、原子炉建物の主要な耐震壁を構成し、それぞれ壁の間を強固な床版で一体に連結しているため、極めて剛な構造となっている。</p> <p>なお、この原子炉建物に収納するSクラスの機器・配管系は、できる限り剛強な生体遮蔽壁又は床に直接支持させ、地震時反力を直接建物に伝えるように設計する。</p> <p>1.4.3.2 タービン建物</p> <p>タービン建物は、地上3階(一部4階)、地下1階建て平面が約138m(東西方向)×約51m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>原子炉は、直接サイクルであり、タービンが原子炉冷却系に接続しているため、タービン建物はBクラスではあるが、直接又はコンクリートを介して基礎岩盤で支持させる。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高い。したがって十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.3.3.3 廃棄物処理建屋  廃棄物処理建屋は、地上4階、地下3階建て、平面は約41m(南北方向)×約69m(東西方向)の鉄筋コンクリート造の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。廃棄物処理建屋の基礎は、平面が約41m(南北方向)×約69m(東西方向)、厚さ約2.5mのべた基礎で、人工岩盤を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1.3.3.4 使用済燃料乾式貯蔵建屋  使用済燃料乾式貯蔵建屋は、地上1階建てで平面が約52m(南北方向)×約24m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)の建物であり、適切に配置された耐震壁で構成された剛な構造としている。  使用済燃料乾式貯蔵建屋の基礎は、平面が約60m(南北方向)×約33m(東西方向)、厚さ約2.5m(一部約2.0m)で、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>1.3.3.5 防潮堤及び防潮扉  防潮堤は、鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁、鋼製防護壁及び鉄筋コンクリート防潮壁の3種類の構造形式に区分され、敷地を取り囲む形で設置する。また、防潮堤のうち、敷地側面南側の鋼管</p>	<p>岩着している。</p> <p>1.4.3.3 制御建屋  制御建屋は、地上3階、地下2階で、平面が約41m(南北方向)×約40m(東西方向)の鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)の建物である。</p> <p>1.4.3.4 防潮堤  防潮堤は、鋼管式鉛直壁(一般部)、鋼管式鉛直壁(岩盤部)及び盛土堤防の3種類の構造形式に区分され、敷地の前面に設置する。  鋼管式鉛直壁(一般部)は、延長約420m、直</p>	<p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高い。したがって十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.3 廃棄物処理建物  廃棄物処理建物は、地上5階、地下2階建てで平面が約57m(東西方向)×約55m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。  廃棄物処理建物は、Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。  建物の内部は、放射性廃棄物処理施設を収納するので、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.4 制御室建物  制御室建物は、4階建てで平面が約37m(東西方向)×約22m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>1.4.3.5 防波壁及び防波壁通路防波扉  防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、逆T擁壁及び波返重力擁壁(岩盤支持部、改良地盤部)の3種類の構造形式に分類され、敷地の前面に設置する。また、敷地の前面に設置された防波壁に</p>	<p>建物の内部は、多くの遮蔽壁をもち、相当に剛性が高く、十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.3 廃棄物処理建物  廃棄物処理建物は、地上5階、地下2階建てで平面が約57m(東西方向)×約55m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。  廃棄物処理建物は、Bクラスではあるが直接基礎岩盤で支持させる。  建物の内部は、放射性廃棄物処理施設を収納するので、多くの遮蔽壁をもち、剛性が高く十分な耐震性を有する構造となっている。</p> <p>1.4.3.4 制御室建物  制御室建物は、4階建てで平面が約37m(東西方向)×約22m(南北方向)の鉄筋コンクリート造の建物である。</p> <p>1.4.3.5 防波壁及び防波壁通路防波扉  防波壁は、多重鋼管杭式擁壁、逆T擁壁及び波返重力擁壁(岩盤支持部、改良地盤部)の3種類の構造形式に分類され、敷地の前面に設置する。また、敷地の前面に設置された防波壁に</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>杭鉄筋コンクリート防潮壁及び敷地前面東側の鉄筋コンクリート防潮壁には、それぞれ1箇所ずつ防潮扉を設置する。</p> <p>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約1.5km、直径約2m及び約2.5mの複数の鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さT.P.+18m及びT.P.+20mの鉄筋コンクリート梁壁と鋼管鉄筋コンクリートとを一体とした剛な構造物であり、鋼管杭を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鋼製防護壁は、延長約80m、天端高さT.P.+20m、奥行約5m～約16mの鋼殻構造であり、適切に配置された鋼板を溶接及び高力ボルトで接合した剛な構造である。鋼製防護壁は、幅約50mの取水構造物を横断し、取水構造物の側方に位置する地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鉄筋コンクリート防潮壁は、延長約160m、天端高さT.P.+20m、奥行約10m～約23mの鉄筋コンクリート造の剛な構造物であり、地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p> <p>鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁及び鉄筋コンクリート防潮壁に設置する防潮扉は上下スライド式の鋼製扉であり、それぞれ杭又は地中連続壁基礎を介して、砂質泥岩である久米層に岩着している。</p>	<p>径2.2m及び2.5mの鋼管杭に天端高さ0.P.+29m*の鋼製遮水壁を取り付け、周囲に背面補強工(コンクリート)、セメント改良土、改良地盤及び置換コンクリートを配置した剛な構造物であり、鋼管杭及び改良地盤を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鋼管式鉛直壁(岩盤部)は、延長約260m、直径2.2m及び2.5mの鋼管杭に天端高さ0.P.+29m*の鋼製遮水壁を取り付けた剛な構造物であり、鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>盛土堤防は、延長約120m、天端高さ0.P.+29m*のセメント改良土で盛り立てた盛土構造物であり、直接又は改良地盤を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>* 防潮堤の高さは、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震による約1mの沈降を考慮した表記とする。</p> <p>1.4.3.5 防潮壁</p> <p>防潮壁は、鋼製遮水壁(鋼板)、鋼製遮水壁(鋼桁)、鋼製扉及び鉄筋コンクリート(RC)遮水壁の4種類の構造形式に区分され、2号及び3号炉海水ポンプ室、2号及び3号炉放水立坑並びに3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に設置する。</p> <p>鋼製遮水壁(鋼板)のうち、2号及び3号炉海水ポンプ室、2号及び3号炉放水立坑に設置</p>	<p>は防波壁通路防波扉を4箇所設置する。</p> <p>多重鋼管杭式擁壁は、延長約430m、直径約1.6mの鋼管杭を鉄筋コンクリートで巻き立てた天端高さEL.+15mの鉄筋コンクリートで構成されており、直径約1.6m～2.2mの多重鋼管杭を介して岩着している。隣り合う鋼管杭間はセメントミルク等で充填し、また防波壁背後に止水性を有する地盤改良を実施する。</p> <p>逆T擁壁は、延長約320m、天端高さEL.+15mの鉄筋コンクリートで構成されており、改良地盤を介して岩着している。</p> <p>波返重力擁壁(岩盤部、改良地盤部)は、岩盤部の延長約720m、改良地盤部の延長約40m、天端高さEL.+15mの鉄筋コンクリートで構成されており、MMR(マンメイドロック)を介して岩着、または堅硬な地山に直接設置している。一部砂礫層が介在する箇所に対して地盤改良を実施する。</p> <p>防波壁通路防波扉は、左右スライド式の鋼製扉であり、鋼管杭又は改良地盤を介して岩着している。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.4.3.3 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、鋼製ライナを内張りした鉄筋コンクリート造であり、原子炉圧力容器を取り囲む円筒型ドライウエル、円筒型サブプレッション・チェンバ及び基礎版等で構成され、容器の主要寸法は、円筒部直径が約29m、全高が約36mである。</p> <p>内部にはドライウエルとサブプレッション・チェンバを仕切る鉄筋コンクリート造のダイヤフラム・フロアがある。</p> <p>原子炉格納容器は、原子炉建屋床版、使用済</p>	<p>1.3.3.6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、内径約26m、高さ約16m、厚さ約3.2cm～約3.8cmの鋼製円筒殻と底部内径約26m、頂部内径約12m、高さ約24m、厚さ約2.8cm～約3.8cmの鋼製円錐殻、底部内径約12m、頂部内径約9.7m、高さ約2mの鋼製円錐殻、その上に載る格納容器ヘッド及び底部コンクリートスラブより構成され全体の高さは約48mである。</p> <p>円筒殻と底部コンクリートスラブとの接続にはアンカーボルトを用いる。</p> <p>円筒殻と円錐殻の接続部の高さに、原子炉格納</p>	<p>する防潮壁は、フーチング上に設置するH形鋼に、鋼板をボルトで接合した構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。また、3号炉海水熱交換器建屋取水立坑に設置する防潮壁は、既設建屋の躯体上に、鋼製の躯体と鋼板で構成された構造物である。</p> <p>鋼製遮水壁（鋼桁）は、海水ポンプ室及び地中構造物を横断し、フーチング上に設置した鉄筋コンクリート（RC）支柱に、支承ゴムを介して鋼桁を設置する構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鋼製扉は、フーチング上に設置した鉄筋コンクリート（RC）支柱と鋼製扉を、扉取付部（ヒンジ）により接合した片開き式の構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>鉄筋コンクリート（RC）遮水壁は、フーチングと鉄筋コンクリート（RC）壁を一体とした剛な構造物であり、フーチングと一体化した鋼管杭を介して砂岩、頁岩、砂岩頁岩互層である荻の浜累層に着岩している。</p> <p>1.4.3.6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器はドライウエルとサブプレッションチェンバから構成しており、ドライウエルは内径約23mの円筒殻の上に、内径約23mの半球殻をつけた高さ約37mの鋼製圧力容器であり、ベント管を介してサブプレッションチェンバと接続している。</p> <p>半球殻上部付近にはシヤラグを設けて、原子炉圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁に伝える構造としている。</p>	<p>1.4.3.6 原子炉格納容器</p> <p>原子炉格納容器は、上下部半球胴部円筒形ドライウエルと円環形サブプレッション・チェンバで構成され、容器の主要寸法はそれぞれドライウエル円筒部直径約23m、サブプレッション・チェンバの円環部断面直径約9.4m、円環部中心線直径約38m、全体の高さは約37mである。</p> <p>ドライウエル下部及びサブプレッション・チェンバ支持脚は建物基礎版上に設置する。</p> <p>ドライウエル上部と生体遮蔽壁との間にシヤラグを設け、原子炉圧力容器から原子炉格納容器</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>燃料プール、キャスク・ピット、蒸気乾燥器・気水分離器ピット等と一体にしているため、原子炉圧力容器から原子炉格納容器に伝えられる地震力及び原子炉格納容器にかかる地震力を、原子炉建屋耐震壁とともに負担する構造である。</p> <p>1.4.3.4 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は、内径約7.1m、内高約21m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、原子炉冷却材及び燃料集合体を含めて約1,900tである。</p> <p>この容器は、胴下部の鋼製スカートで支持し、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカ・ボルトで接続されている。原子炉圧力容器は上部を、その外周の円筒状原子炉遮蔽壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持する。スタビライザはプリコンプレッションによって原子炉圧力容器を締めつけており地震力に対し原子炉圧力容器の上部を横方向に支持している。なお、原子炉圧力容器の熱膨張によってこのプリコンプレッションが弛緩して零にならないようにする。</p> <p>1.4.3.5 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウドで支持する。</p> <p>炉心シュラウドは円筒形をした構造でシュラウド支持脚を介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p>	<p>容器を上下に分けるダイヤフラム・フロアがあり、下部はサブプレッション・チェンバになっている。</p> <p>円錐殻頂部付近には上部シアラグ及びスタビライザがあり、原子炉圧力容器より原子炉格納容器に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の一次遮蔽壁に伝える構造となっている。</p> <p>1.3.3.7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約6.4m、高さ約23m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、原子炉冷却材及び燃料集合体を含めて約1,600tである。</p> <p>この容器は底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鉄筋コンクリート造円筒形の原子炉本体の基礎に固定されたベヤリングプレートにボルトで接続されている。</p> <p>原子炉圧力容器は、その外周の原子炉遮蔽頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持されて、原子炉遮蔽の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器に結合されている。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し原子炉圧力容器の上部を横方向に支持している。</p> <p>したがって、水平力に対して原子炉圧力容器はスカートで下端固定、原子炉圧力容器スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>1.3.3.8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼の炉心シュラウドによって支持されている。炉心シュラウドは、円筒形をした構造で原子炉圧力容器の下部に溶接されている。</p>	<p>サブプレッションチェンバは、円環形をしており、断面径約9.4m、円環部の中心径約38mの鋼製容器である。</p> <p>1.4.3.7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は、内径約5.6m、高さ約22m、質量は原子炉圧力容器内部構造物、内部冷却材及び燃料集合体を含めて約1,250tである。</p> <p>原子炉圧力容器は、底部の鋼製スカートで支持され、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカボルトで接続されている。原子炉圧力容器は、容器外周に位置する円筒状の原子炉遮蔽壁頂部で原子炉圧力容器スタビライザによって水平方向に支持され、原子炉遮蔽壁の頂部は原子炉格納容器スタビライザによって原子炉格納容器と結合する。原子炉圧力容器スタビライザは地震力に対し、原子炉圧力容器の上部を水平方向に支持している。</p> <p>したがって、原子炉圧力容器は、スカートで下端固定、スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>1.4.3.8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウド及び炉心シュラウド支持ロッドで支持する。炉心シュラウドは周囲に炉心シュラウド支持ロッドを設置した円筒形の構造で、シュラウドサポートを介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p>	<p>に伝えられる水平力及び原子炉格納容器にかかる水平力の一部を周囲の生体遮蔽壁を介して建物に伝える構造となっている。</p> <p>1.4.3.7 原子炉圧力容器</p> <p>原子炉圧力容器は内径約5.6m、高さ約21m、重量は原子炉圧力容器内部構造物、内部冷却材及び燃料集合体を含めて約1,300tである。</p> <p>原子炉圧力容器は底部の鋼製スカートで支持し、スカートは鋼製円筒形基礎にアンカ・ボルトで接続されている。原子炉圧力容器の上部は、ガンマ線遮蔽壁頂部でスタビライザによって水平方向に支持し、ガンマ線遮蔽壁の頂部は鋼製フレーム（スタビライザ）によって原子炉格納容器と結合する。内側のスタビライザはばねにプリコンプレッションを与えており、地震力に対しこのばねを介して原子炉圧力容器の上部を横方向に支持する。なお、スタビライザは原子炉圧力容器の熱膨張によってこのプリコンプレッションが弛緩しない構造となっている。</p> <p>したがって、原子炉圧力容器はスカートで下端固定、スタビライザで上部ピン支持となっている。</p> <p>1.4.3.8 原子炉圧力容器内部構造物</p> <p>炉心に作用する水平力は、ステンレス鋼製の炉心シュラウドで支持する。炉心シュラウドは円筒形をした構造でシュラウド支持脚を介して原子炉圧力容器の下部に溶接する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体は、ジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納める。燃料棒は、過度の変形を生ずることがないように、燃料集合体頂部及び底部のタイ・プレートで押さえ、中間部もスペーサによって押さえる。</p> <p>気水分離器は、シュラウド・ヘッドに取り付けられたスタンド・パイプに溶接する。蒸気乾燥器は、原子炉圧力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>10台の原子炉冷却材再循環ポンプは、炉心シュラウドの外周下端に配置する。</p> <p>原子炉冷却材再循環ポンプ・モータケーシングは、原子炉圧力容器と一体構造とする。原子炉冷却材再循環ポンプは、ケーシングにより原子炉圧力容器下鏡部で支持する。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部のスタブ・チューブに溶接し、下部は地震力に対しハウジング・サポートで支持し、地震力に対しても十分な強度を持つように設計する。</p>	<p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝えられ、燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納められている。燃料棒は、過度の変形を生ずることがないように、燃料集合体頂部と底部のタイプレートで押さえ、中間部もスペーサによって押さえられている。</p> <p>スタンドパイプと気水分離器は溶接によって一体となっている。蒸気乾燥器は原子炉圧力容器につけたブラケットによって支持されている。ジェットポンプは炉心シュラウドの外周に配置されている。ライザは原子炉圧力容器を貫通して立上り、上部において原子炉圧力容器に支持され、ジェットポンプは上部においてライザに結合されている。</p> <p>ジェットポンプの下部はシュラウドサポートプレートに溶接されている。この機構によってジェットポンプは熱膨張を拘束されずに振動を防止できる構造となっている。制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部に溶接されており、地震荷重に対しても十分な強度を持つように設計する。</p> <p>1.3.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2ループあって、外径約610mmのステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び、その最下部に再循環系ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入り、そこから5本の外径約</p>	<p>燃料集合体に作用する水平力は、上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体は、ジルカロイ製の細長いチャンネルボックスに納める。燃料棒は、燃料集合体頂部及び底部のタイプレートで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生じることはない。</p> <p>気水分離器は、シュラウドヘッドに取り付けられたスタンドパイプに溶接する。蒸気乾燥器は、原子炉圧力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20台のジェットポンプは、炉心シュラウドの外周に配置する。ジェットポンプライザ管は、原子炉圧力容器を貫通して立ち上がり、上部において原子炉圧力容器にライザブレースで支持される。ジェットポンプ上部のノズルアセンブリはボルトでライザに結合する。ジェットポンプのディフューザ下部はパッフルプレートに溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップジョイント結合にして、縦方向に滑ることができるようにする。したがって、ジェットポンプの支持機構は、熱膨張は許すが、振動を防止することができる。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部のスタブチューブに溶接し、下部はハウジングサポートで支持し、地震荷重に対しても十分な強度をもつように設計する。</p> <p>1.4.3.9 原子炉再循環系</p> <p>原子炉再循環ループは2ループあって、外径約0.52mのステンレス鋼管で原子炉圧力容器から下方に伸び、その下に原子炉再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入れ、そこから5</p>	<p>燃料集合体に作用する水平力は上部格子板及び炉心支持板を通して炉心シュラウドに伝える。燃料集合体はジルカロイ製の細長いチャンネル・ボックスに納める。燃料棒は燃料集合体頂部及び底部のタイ・プレートで押さえられ、中間部もスペーサによって押さえられるので過度の変形を生ずることはない。</p> <p>気水分離器はシュラウド・ヘッドに取付けられたスタンド・パイプに溶接する。</p> <p>蒸気乾燥器は原子炉圧力容器に付けたブラケットで支持する。</p> <p>20個のジェット・ポンプは炉心シュラウドの外周に配置する。ジェット・ポンプ・ライザ管は原子炉圧力容器を貫通して立ち上がり、上部において原子炉圧力容器にライザ・ブレースで支持される。ジェット・ポンプ上部のノズル・アセンブリはボルトでライザに結合する。ジェット・ポンプのディフューザ下部はパッフル板に溶接する。ディフューザ上部とスロートはスリップ・ジョイント結合にして、縦方向に滑ることができるようにする。したがって、ジェット・ポンプの支持機構は、熱膨張は許すが、振動を防止できる構造となっている。</p> <p>制御棒駆動機構ハウジングは、上部は原子炉圧力容器底部のスタブ・チューブに溶接し、下部はハウジング・サポートで支持するので地震力に対しても十分な強度をもつ。</p> <p>1.4.3.9 再循環系</p> <p>再循環ループは2ループあって、原子炉圧力容器から内径約0.44mのステンレス鋼管で下方に伸び、その下部に再循環ポンプを設け、再び立ち上げてヘッダに入れ、そこから5本の内径約</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 4. 3. 6 その他 その他の機器・配管については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてスナバ、リジットハンガ、その他の支持装置を使用して耐震的にも熱的にも安全な設計とする。</p> <p>1. 4. 4 地震検知による耐震安全性の確保 (1) 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置</p>	<p>320mm のステンレス鋼管に分れ、原子炉圧力容器に接続される。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリングハンガ、スナッパ等を採用する。再循環系ポンプは、ケーシングに取り付けられたコンスタントハンガ、スナッパ等によって支持される。</p> <p>1. 3. 3. 10 その他 その他の機器・配管系については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてスナッパ、ハンガ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも安全な設計とする。</p> <p>1. 3. 4 地震検知による耐震安全性の確保 (1) 地震検出計 安全保護系の一つとして地震検出計を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震検出計は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置する。</p>	<p>本の外径約 0. 28m のステンレス鋼管に分け、原子炉圧力容器に接続する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、スプリングハンガ、スナッパ等を採用する。原子炉再循環ポンプは、ケーシングに取り付けたコンスタントハンガ等で支持する。</p> <p>1. 4. 3. 10 原子炉本体の基礎 原子炉本体の基礎については、内筒及び外筒の円筒鋼板の間にコンクリートを充填した、鋼材とコンクリートの複合構造となっている。</p> <p>1. 4. 3. 11 その他 その他の機器、配管については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてリジットハンガ、スナッパ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>1. 4. 4 地震検知による耐震安全性の確保 1. 4. 4. 1 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建屋基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置</p>	<p>0. 23m のステンレス鋼管に分け、原子炉圧力容器に接続する。この系の支持方法は、熱膨張による動きを拘束せず、できる限り剛な系になるように、適切なスプリング・ハンガ、スナッパ等を採用する。再循環ポンプはケーシングに取付けたコンスタント・ハンガで支持する。</p> <p>1. 4. 3. 10 その他 その他の機器・配管系については、運転荷重、地震荷重、熱膨張による荷重を考慮して、必要に応じてリジット・ハンガ、スナッパ、粘性ダンパ、その他の支持装置を使用して耐震性に対しても熱的にも十分な設計を行う。</p> <p>1. 4. 4 地震検知による耐震安全性の確保 1. 4. 4. 1 地震感知器 安全保護系の一つとして地震感知器を設け、ある程度以上の地震が起こった場合に原子炉を自動的に停止させる。スクラム設定値は弾性設計用地震動 S d の加速度レベルに余裕を持たせた値とする。安全保護系は、フェイル・セーフ設備とするが、地震以外のショックによって原子炉をスクラムさせないよう配慮する。 地震感知器は、基盤の地震動をできるだけ直接的に検出するため建物基礎版の位置、また主要な機器が配置されている代表的な床面に設置</p>	<p>・支持装置の種類の違い 【柏崎 6/7, 東海第二, 女川 2】 島根 2号炉では、支持装置として粘性ダンパを使用する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>する。なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p> <p><u>(2) 地震観測等による耐震性の確認</u> 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p> <p>1.4.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」(社)日本電気協会 電気技術調査委員会 原子力発電耐震設計特別調査委員会 建築部会 平成6年3月</p>	<p>なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p> <p><u>(2) 地震観測等による耐震性の確認</u> 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p> <p>1.3.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」<u>社団法人</u>日本電気協会 電気技術基準調査委員会原子力発電耐震設計特別調査委員会建築部会(平成6年3月)</p>	<p>する。なお、設置に当たっては試験及び保守が可能な原子炉建屋の適切な場所に設置する。</p> <p>1.4.4.2 地震観測等による耐震性の確認 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障がないことを確認していくものとする。<u>また、原子炉をスクラムさせるようなある程度以上の地震が起こった場合には、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の影響を踏まえて設計体系に反映した事項(初期剛性低下の考慮等)について分析し、設計の妥当性を確認する。</u> <u>なお、地震観測装置の設置に当たっては、地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行うとともに、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等に対する振動性状の詳細検討結果に応じて観測装置の充実を図る。</u></p> <p>1.4.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」<u>社団法人</u>日本電気協会 電気技術基準調査委員会 原子力発電耐震設計特別調査委員会 建築部会 平成6年3月</p>	<p>する。なお、設置に当たっては、試験及び保守が可能な原子炉建物の適切な場所に設置する。</p> <p>1.4.4.2 地震観測等による耐震性の確認 発電用原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対しては、地震観測網を適切に設置し、地震観測等により振動性状の把握を行い、それらの測定結果に基づく解析等により施設の機能に支障のないことを確認していくものとする。</p> <p>地震観測を継続して実施するために、地震観測網の適切な維持管理を行う。</p> <p>1.4.5 参考文献 (1) 「静的地震力の見直し(建築編)に関する調査報告書(概要)」(社)日本電気協会 電気技術基準調査委員会 原子力発電耐震設計特別調査委員会 建築部会 平成6年3月</p>	<p>・モデル化方針の相違 <b>【女川2】</b> 女川2は初期剛性の低下を考慮するが島根2号炉では初期剛性の低下はないため考慮しない</p>





柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)      東海第二発電所 (2018.9.18版)      女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)      島根原子力発電所 2号炉      備考

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

(つづき)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	
Sクラス (注7)	(B)使用済燃料 を貯蔵するた めの施設	燃料プール ・使用済燃料貯蔵 ラック	S	燃料プール水漏 検出機 (燃料プ ール水の漏れに 必要な設備) ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。)	S	機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物	S	原子炉建屋 ・制御室建屋 ・廃棄物処理建屋 ・タービン建屋 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽	Ss	原子炉建屋天井 クレーン ・燃料取扱機 ・制御棒貯蔵ハンガ ー ・チャーンセル取扱 装置 ・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・チャーンセル取扱ブ ーム ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド高気圧ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建屋 物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・廃物防護対策設備 (注9)	Ss	Ss

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">前震重要度 分類</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">クラス別施設</th> <th colspan="2" style="width: 10%;">主要設備 (注1)</th> <th colspan="2" style="width: 10%;">補助設備 (注2)</th> <th colspan="2" style="width: 10%;">直接支持構造物 (注3)</th> <th colspan="2" style="width: 10%;">間接支持構造物 (注4)</th> <th colspan="2" style="width: 10%;">波及的影響を考慮すべき施設 (注5)</th> </tr> <tr> <th style="width: 5%;">前震 クラス</th> <th style="width: 5%;">適用範囲</th> <th style="width: 5%;">前震 クラス</th> <th style="width: 5%;">適用範囲</th> <th style="width: 5%;">前震 クラス</th> <th style="width: 5%;">適用範囲</th> <th style="width: 5%;">前震 クラス</th> <th style="width: 5%;">適用範囲</th> <th style="width: 5%;">前震 クラス</th> <th style="width: 5%;">適用範囲</th> <th style="width: 5%;">前震 クラス</th> <th style="width: 5%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">Sクラス (注7)</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">(注)原子炉の緊急停止のため に急激に負の 反応度を付加 するための施 設,及び原子炉 の停止状態を 維持するため の施設</td> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・制御棒, 制御棒 駆動機構及び制 御棒駆動水圧系 (スクラム機能 に関する部分) ・ほう酸水注入系</td> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。) ・チャンネル・ボ ックス</td> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・機器・配管, 電 気計装設備等の 支持構造物</td> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・原子炉建物 ・前室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽</td> <td style="vertical-align: top;">S s</td> <td style="vertical-align: top;">・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他</td> <td style="vertical-align: top;">S s</td> <td style="vertical-align: top;">・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。) ・チャンネル・ボ ックス</td> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・機器・配管, 電 気計装設備等の 支持構造物</td> <td style="vertical-align: top;">S</td> <td style="vertical-align: top;">・原子炉建物 ・前室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽</td> <td style="vertical-align: top;">S s</td> <td style="vertical-align: top;">・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他</td> <td style="vertical-align: top;">S s</td> <td style="vertical-align: top;">・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他</td> </tr> </tbody> </table>					前震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)		前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	Sクラス (注7)	(注)原子炉の緊急停止のため に急激に負の 反応度を付加 するための施 設,及び原子炉 の停止状態を 維持するため の施設	S	・制御棒, 制御棒 駆動機構及び制 御棒駆動水圧系 (スクラム機能 に関する部分) ・ほう酸水注入系	S	・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。) ・チャンネル・ボ ックス	S	・機器・配管, 電 気計装設備等の 支持構造物	S	・原子炉建物 ・前室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他	S	・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。) ・チャンネル・ボ ックス	S	・機器・配管, 電 気計装設備等の 支持構造物	S	・原子炉建物 ・前室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他
前震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)			直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)																																									
		前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲	前震 クラス	適用範囲																																							
Sクラス (注7)	(注)原子炉の緊急停止のため に急激に負の 反応度を付加 するための施 設,及び原子炉 の停止状態を 維持するため の施設	S	・制御棒, 制御棒 駆動機構及び制 御棒駆動水圧系 (スクラム機能 に関する部分) ・ほう酸水注入系	S	・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。) ・チャンネル・ボ ックス	S	・機器・配管, 電 気計装設備等の 支持構造物	S	・原子炉建物 ・前室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他																																							
		S	・炉心支持構造物 ・非常用電源及び 計装設備 (ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。) ・チャンネル・ボ ックス	S	・機器・配管, 電 気計装設備等の 支持構造物	S	・原子炉建物 ・前室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物 (注8) ・取水槽	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他	S s	・耐火壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラウンド蒸気排ガ スファイタ ・取水槽ガントリク レーン ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・電害防護対策設備 (注9) ・その他																																									



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

(つづき)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		放射影響を考慮すべき施設 (注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス	(V) 原子炉冷却材出 力低下、炉心温度 上昇、炉心圧力 上昇等の発生した 場合の施設	1) 原子炉冷却材出 力低下防止設備	S	2) 炉心温度上昇防止 設備	S	3) 炉心圧力上昇防止 設備	S	4) 炉心圧力上昇防止 設備	S	5) 炉心圧力上昇防止 設備	S
		5) 炉心圧力上昇防止 設備	S	6) 炉心圧力上昇防止 設備	S	7) 炉心圧力上昇防止 設備	S	8) 炉心圧力上昇防止 設備	S	9) 炉心圧力上昇防止 設備	S
Sクラス	(VI) 放射性物質の漏 れ、放射性物質の 拡散防止等の施設	1) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	2) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	3) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	4) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	5) 放射性物質の漏 れ防止設備	S
		6) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	7) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	8) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	9) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	10) 放射性物質の漏 れ防止設備	S

第1.4.1-1表 耐震重要度分類表 (2/6)

耐震重要度 分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		放射影響を考慮すべき施設 (注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス	(V) 原子炉冷却材出 力低下、炉心温度 上昇、炉心圧力 上昇等の発生した 場合の施設	1) 原子炉冷却材出 力低下防止設備	S	2) 炉心温度上昇防止 設備	S	3) 炉心圧力上昇防止 設備	S	4) 炉心圧力上昇防止 設備	S	5) 炉心圧力上昇防止 設備	S
		5) 炉心圧力上昇防止 設備	S	6) 炉心圧力上昇防止 設備	S	7) 炉心圧力上昇防止 設備	S	8) 炉心圧力上昇防止 設備	S	9) 炉心圧力上昇防止 設備	S
Sクラス	(VI) 放射性物質の漏 れ、放射性物質の 拡散防止等の施設	1) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	2) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	3) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	4) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	5) 放射性物質の漏 れ防止設備	S
		6) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	7) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	8) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	9) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	10) 放射性物質の漏 れ防止設備	S

(つづき)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		放射影響を考慮すべき施設 (注5)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス (注7)	(v) 原子炉冷却材出 力低下、炉心温度 上昇、炉心圧力 上昇等の発生した 場合の施設	1) 原子炉冷却材出 力低下防止設備	S	2) 炉心温度上昇防止 設備	S	3) 炉心圧力上昇防止 設備	S	4) 炉心圧力上昇防止 設備	S	5) 炉心圧力上昇防止 設備	S
		5) 炉心圧力上昇防止 設備	S	6) 炉心圧力上昇防止 設備	S	7) 炉心圧力上昇防止 設備	S	8) 炉心圧力上昇防止 設備	S	9) 炉心圧力上昇防止 設備	S
Sクラス (注7)	(VI) 放射性物質の漏 れ、放射性物質の 拡散防止等の施設	1) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	2) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	3) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	4) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	5) 放射性物質の漏 れ防止設備	S
		6) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	7) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	8) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	9) 放射性物質の漏 れ防止設備	S	10) 放射性物質の漏 れ防止設備	S



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------	----

(つづき)

重要度 分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Sクラス (注7)	(ⅳ) 放射性物質の放出を伴うような事故の際に、その外部放散を抑制するための施設であり、Sクラス(ⅳ)以外の施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残留熱除去系 (格納容器冷却モールド及びサブレーション、ブール水冷却モールド運転に必要な設備)</li> <li>・可燃性ガス濃度制御系</li> <li>・原子炉種別系 (排気管含む)</li> <li>・原子炉格納容器圧力抑制装置 (ベント管)</li> <li>・冷却本題としてのサブプレッシャ・チェンバ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該設備の冷却系 (原子炉種別冷却系)</li> <li>・非常用電源及び計装設備 (ディゼルの冷却系、その他の冷却系、補助設備を含む。)</li> <li>・当該施設の機能維持に必要な換気空調設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物</li> </ul>	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子炉建物</li> <li>・制御室建物</li> <li>・廃棄物処理建物</li> <li>・タービン建物</li> <li>・排気筒</li> <li>・非常用電源の燃料油系を支持する構造物 (注8)</li> <li>・取本構</li> </ul>	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火壁</li> <li>・中水制御室井照明</li> <li>・原子炉浄化系補助熱交換器</li> <li>・グラウンド蒸気排ガスファンタ</li> <li>・格納容器空気を換気する排風機</li> <li>・取水槽ガントリクレーン</li> <li>・主排気ダクト</li> <li>・除じん機</li> <li>・1号炉排気筒</li> <li>・1号炉原子炉建物</li> <li>・1号炉タービン建物</li> <li>・1号炉廃棄物処理建物</li> <li>・排気筒モニタ室</li> <li>・電圧防護対策設備</li> <li>・その他</li> </ul>	S	S

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

(つづき)

耐震重要度分類	主要設備 (注1)	補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		直下の部を考慮すべき施設 (注5)									
		耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス								
Sクラス	(I) 津波防護施設を有する設備及び水の正機能(注6)を有する設備 ・排水設備 ・取水ポンプ ・海水ポンプ ・冷却水ポンプ (1号機) ・冷却水ポンプ (2号機) ・冷却水ポンプ (3号機) ・冷却水ポンプ (4号機) ・冷却水ポンプ (5号機)	-	-	-	-	-	-	-	-								
										(II) 地震における津波防護施設を有する設備 ・津波防護施設 ・取水ポンプ	-	-	-	-	-	-	-

第1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (3/6)

耐震重要度分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		直下の部を考慮すべき施設 (注5)									
	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス								
Sクラス	(I) 津波防護施設を有する設備及び水の正機能(注6)を有する設備 ・排水設備 ・取水ポンプ ・海水ポンプ ・冷却水ポンプ (1号機) ・冷却水ポンプ (2号機) ・冷却水ポンプ (3号機) ・冷却水ポンプ (4号機) ・冷却水ポンプ (5号機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
											(II) 地震における津波防護施設を有する設備 ・津波防護施設 ・取水ポンプ	-	-	-	-	-	-	-

(つづき)

耐震重要度分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		直下の部を考慮すべき施設 (注5)									
	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス	耐震クラス								
Sクラス (注7)	(I) 津波防護施設を有する設備及び水の正機能(注6)を有する設備 ・排水設備 ・取水ポンプ ・海水ポンプ ・冷却水ポンプ (1号機) ・冷却水ポンプ (2号機) ・冷却水ポンプ (3号機) ・冷却水ポンプ (4号機) ・冷却水ポンプ (5号機)	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
											(II) 地震における津波防護施設を有する設備 ・津波防護施設 ・取水ポンプ	-	-	-	-	-	-	-



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------	----

(つづき)

耐震重要度 分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		波及的影響を考慮すべき施設 (注5)	
		耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲
Sクラス (注7)	(ix)敷地における 津波監視機能 を有する施設	S	・津波監視カメラ	S	・非常用電源及び 計装設備(ディ ーゼル発電機及 びその冷却系・ 補助設備を含 む。)	S	・機器・配管・電 気計装設備等の 支持構造物	Ss	・原子炉建物 ・制御室建物 ・廃棄物処理建物 ・タービン建物 ・排気筒 ・非常用電源の燃 料油系を支持す る構造物(注8)	Ss	・耐火障壁 ・中央制御室天井照 明 ・原子炉浄化系補助 熱交換器 ・グラント蒸気排ガ スフィルタ ・取水槽カントリカ レーン ・主排気ダクト ・除じん機 ・1号炉排気筒 ・1号炉原子炉建物 ・1号炉タービン建 物 ・1号炉廃棄物処理 建物 ・排気筒モニタ室 ・電変動機対策設備 (注9) ・取水槽排水ポンプ エリア防水壁 ・その他
		S	・津波監視水位計	S		S		Ss		Ss	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

(つづき)

耐震重要度分類	機組別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されている機器及び配管等	・主蒸気及び凝縮水	B	・主蒸気及び凝縮水	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(2) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(3) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>

(つづき)

耐震重要度分類	機組別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されている機器及び配管等	・主蒸気及び凝縮水	B	・主蒸気及び凝縮水	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(2) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(3) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>

第 1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (4/6)

耐震重要度分類	機組別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されている機器及び配管等	・主蒸気及び凝縮水	B	・主蒸気及び凝縮水	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(2) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(3) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>

(つづき)

耐震重要度分類	機組別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(1) 原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されている機器及び配管等	・主蒸気及び凝縮水	B	・主蒸気及び凝縮水	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(2) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>
Bクラス	(3) 放射線遮蔽物を内蔵している機器	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・放射線遮蔽物の支持構造物	B	・機器・配管等の支持構造物	B	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・配管等の建屋	S <sub>d</sub> S <sub>d</sub> S <sub>d</sub>

(つづき)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(IV) 使用済燃料を冷却するための施設 (V) 放射線物質の放出を伴うような場合に、その外圍設備を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	燃料プールの冷却装置 ・燃料プールの冷却装置 ・電気計装設備	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>

(つづき)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(x) 使用済燃料を冷却するための施設 (y) 放射線物質の放出を伴うような場合に、その外圍設備を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	燃料プールの冷却装置 ・燃料プールの冷却装置 ・電気計装設備	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>
Cクラス	(1) 原子炉の改修を抑制するための施設 (2) 放射線物質の放出を伴うような場合に、その外圍設備を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	燃料プールの冷却装置 ・燃料プールの冷却装置 ・電気計装設備	C	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	C	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub> S <sub>C</sub>

第1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (5/6)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(iii) 放射線物質以外の放射線物質に曝露した施設で、公衆及び促進者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 (iv) 使用済燃料を冷却するための施設 (v) 放射線物質の放出を伴うような場合に、その外圍設備を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	燃料プールの冷却装置 ・燃料プールの冷却装置 ・電気計装設備	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>

(つづき)

耐震重要度分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Bクラス	(iii) 放射線物質以外の放射線物質に曝露した施設で、公衆及び促進者に過大な放射線被ばくを与える可能性のある施設 (iv) 使用済燃料を冷却するための施設 (v) 放射線物質の放出を伴うような場合に、その外圍設備を抑制するための施設で、Sクラスに属さない施設	燃料プールの冷却装置 ・燃料プールの冷却装置 ・電気計装設備	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	B	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	原子炉建屋 ・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋 ・タービン建屋	S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub> S <sub>B</sub>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<table border="1" data-bbox="2092 504 2389 1585"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震重要度 分類</th> <th rowspan="2">クラス別施設  (v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設</th> <th colspan="2">主要設備 (注1)</th> <th colspan="2">補助設備 (注2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (注3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (注4)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>耐震 クラス</th> <th>検討用 地震動 (注6)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Bクラス</td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					耐震重要度 分類	クラス別施設  (v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	検討用 地震動 (注6)	Bクラス		—	—	—	—	—	—	—	—	—
耐震重要度 分類	クラス別施設  (v)放射性物質の 放出を伴うよう な場合に、その外 部放散を抑制す るための施設で、 Sクラスに属さ ない施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)			直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)																									
		適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	適用範囲	耐震 クラス	検討用 地震動 (注6)																								
Bクラス		—	—	—	—	—	—	—	—	—																								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

(つづき)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(1) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・冷卻材循環装置(凝縮器) ・制御棒駆動系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C	—	—	—	—	・原子炉建屋 ・コンドローラ建屋 ・廃棄物処理建屋	S S S
	(2) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・放射線防護系 ・シャワ・ドレン系 ・汚泥処理系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑項体系(燃料取扱系) ・物処理設備を除く ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料貯蔵庫(貯蔵) ・管施設 ・その他	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コンドローラ建屋 ・タービン建屋 ・使用済燃料貯蔵庫(貯蔵) ・管施設	S S S S S S S S S S

第1.4.1-1 表 耐震重要度分類表 (6/6)

耐震重要度分類	機能別分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(1) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・原子炉再循環装置(凝縮器) ・制御棒駆動系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋	S S S
	(2) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・放射線防護系 ・シャワ・ドレン系 ・汚泥処理系 ・固体廃棄物貯蔵施設 ・雑項体系(燃料取扱系) ・物処理設備を除く ・新燃料貯蔵庫 ・使用済燃料貯蔵庫(貯蔵) ・管施設 ・その他	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・コンドローラ建屋 ・タービン建屋 ・使用済燃料貯蔵庫(貯蔵) ・管施設	S S S S S S S S S

(つづき)

耐震重要度分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(1) 原子炉の反応度を制御するための施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・原子炉再循環流量制御系 ・制御棒駆動系(Sクラス及びBクラスに属さない部分)	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・制御室建屋 ・廃棄物処理建屋	S S S
	(2) 放射性物質を内蔵しているか、又はこれに関連した施設でSクラス及びBクラスに属さない施設	・燃料採取系 ・ランドリ・ドレン系 ・シャワ・ドレン系 ・固化装置より下流の固体廃棄物の取扱設備(貯蔵設備を含む) ・雑項体系(燃料取扱系) ・新燃料貯蔵庫 ・その他	C	—	—	・機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	・原子炉建屋 ・制御室建屋 ・タービン建屋 ・廃棄物処理建屋 ・サイトバンガ建屋 ・固体廃棄物貯蔵所 ・当該設備を支持する構造物	S S S S S S S S S

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

(つづき)

耐震重要度分類	機能的分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(田)放射線安全に要 求しない施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環水系</li> <li>タービン駆動装置</li> <li>炉内ボイラ</li> <li>炉水系</li> <li>閉鎖所、発電機、変圧器</li> <li>換気空調系</li> <li>Sクラスの換気空調系以外のもの</li> <li>タービン建屋クレーン</li> <li>圧縮空気系</li> <li>5号炉原子炉建屋内部急冷装置</li> <li>その他</li> </ul>	C	S号炉原子炉建屋内部急冷装置及び炉内ボイラ	C	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋</li> <li>タービン建屋</li> <li>補助ボイラ建屋</li> <li>当該施設の支持構造物</li> <li>コントロール棟</li> <li>タービンス建屋</li> <li>廃棄物処理建屋</li> <li>5号炉原子炉建屋</li> </ul>	S

(つづき)

耐震重要度分類	機能的分類	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(田)原子炉施設ではあるが、放射線安全に関係しない施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環水系</li> <li>タービン駆動装置</li> <li>炉内ボイラ及び炉内換気系</li> <li>消火系</li> <li>主変電機・変圧器</li> <li>空調設備</li> <li>タービン建屋クレーン</li> <li>炉内用空気系及び計器用空気系</li> <li>その他</li> </ul>	C	-	-	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋</li> <li>タービン建屋</li> <li>廃棄物処理建屋</li> <li>その他</li> </ul>	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>

(つづき)

耐震重要度分類	クラス別施設	主要設備 (注1)		補助設備 (注2)		直接支持構造物 (注3)		間接支持構造物 (注4)	
		適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス
Cクラス	(田)放射線安全に 関係しない施設 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環水系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>タービン駆動装置</li> <li>系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>炉内ボイラ</li> <li>消火設備</li> <li>閉鎖所、発電機、変圧器</li> <li>換気空調設備 (Sクラスの換気空調設備以外のもの)</li> <li>廃棄ガス処理系 (Sクラスに属さない部分)</li> <li>船舶水系</li> <li>タービン建屋天井</li> <li>圧縮空気系</li> <li>緊急時対策所</li> <li>その他</li> <li>地下水位低下設備</li> </ul>	C	-	-	機器・配管、電気計装設備等の支持構造物	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉建屋</li> <li>タービン建屋</li> <li>廃棄物処理建屋</li> <li>タービン建屋</li> <li>当該設備を支持する構造物</li> </ul>	S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub> S <sub>c</sub>

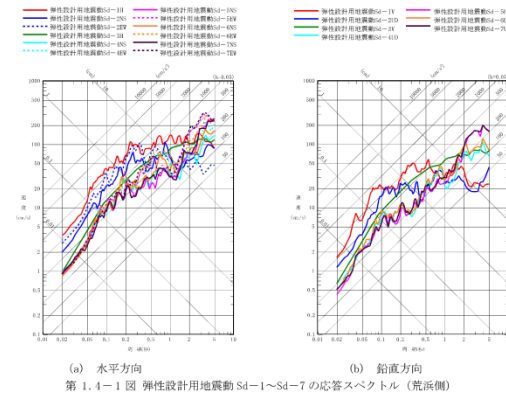
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注6) <math>S_s</math> : 基準地震動により定まる地震力。</p> <p><math>S_d</math> : 弾性設計用地震動により定まる地震力。</p> <p><math>S_B</math> : 耐震Bクラス施設に適用される地震力。</p> <p><math>S_C</math> : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>(注7) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>(注8) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p>	<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属する施設の破損等によって上位クラスに属する施設に波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。また、その他の施設として「1.3.1.5 設計における留意事項」での検討を踏まえた施設も適用範囲とする。</p> <p>(注6) <math>S_s</math> : 基準地震動 <math>S_s</math> により定まる地震力</p> <p><math>S_d</math> : 弾性設計用地震動 <math>S_d</math> により定まる地震力</p> <p><math>S_B</math> : 耐震Bクラス施設に適用される地震力</p> <p><math>S_C</math> : 耐震Cクラス施設に適用される静的地震力</p> <p>(注7) 原子炉本体の基礎の一部は、間接支持構造物の機能に加えてドライウェルとサブプレッション・チェンバとの圧力境界となる機能を有する。</p> <p>(注8) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準ずる。</p> <p>(注9) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p>	<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物又はこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注6) <math>S_s</math> : 基準地震動 <math>S_s</math> により定まる地震力</p> <p><math>S_d</math> : 弾性設計用地震動 <math>S_d</math> により定まる地震力</p> <p><math>S_B</math> : Bクラス施設に適用される地震力</p> <p><math>S_C</math> : Cクラス施設に適用される静的地震力</p> <p>(注7) ほう酸水注入系は、安全機能の重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。</p> <p>(注8) 原子炉圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要度を考慮して、Sクラスに準じて取り扱う。</p>	<p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。</p> <p>(注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。</p> <p>(注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける構造物をいう。</p> <p>(注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物・構築物）をいう。</p> <p>(注5) 波及的影響を考慮すべき施設とは、下位の耐震クラスに属するものの破損等によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある施設をいう。</p> <p>(注6) <math>S_s</math> : 基準地震動 <math>S_s</math> により定まる地震力。</p> <p><math>S_d</math> : 弾性設計用地震動 <math>S_d</math> により定まる地震力。</p> <p><math>S_B</math> : Bクラス施設に適用される地震力。</p> <p><math>S_C</math> : Cクラス施設に適用される静的地震力。</p> <p>(注7) 圧力容器内部構造物は、炉内にあることの重要性からSクラスに準ずる。</p> <p>(注8) 非常用電源の燃料油系を支持する構造物とは、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎、</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(注9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注10) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動に対し破損しないことを確認する。</p> <p>(注11) 使用済燃料輸送容器保管建屋の破損によって使用済燃料輸送容器に波及的破損を与えないよう設計するものとする。</p>	<p>(注10) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注11) 地震により主蒸気逃がし安全弁排気管(以下「排気管」という。)がサプレッション・チェンバ内の気相部で破損した場合、放出された蒸気は凝縮することが出来ないため、基準地震動S<sub>s</sub>に対してサプレッション・チェンバ内の排気管が破損しないことを確認する。また、排気管がドライウエル内で破損した場合であれば、放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、原子炉格納容器の内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S<sub>s</sub>に対してドライウエル内の排気管が破損しないことを確認する。</p>	<p>(注9) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に対し破損しないことを確認する。</p> <p>(注10) 主蒸気逃がし安全弁排気管については、基準地震動S<sub>s</sub>に対し破損しないことを確認することで、蒸気凝縮性能の信頼性を担保する。</p> <p>(注11) Cクラスではあるが、基準地震動S<sub>s</sub>に対し機能維持することを確認する。</p>	<p>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)及び排気筒をいう。</p> <p>(注9) 建物開口部の竜巻防護対策設備は比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部に設置されているため、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響を考慮すべき施設とする。</p> <p>(注10) Bクラスではあるが、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に対し破損しないことの検討を行うものとする。</p> <p>(注11) 地震により逃がし安全弁排気管が破損したとしても、ドライウエル内に放出された蒸気はベント管を通してサプレッション・チェンバのプール水中に導かれて凝縮するため、格納容器内圧が有意に上昇することはないと考えられるが、基準地震動S<sub>s</sub>に対し破損しないことを確認する。</p> <p>(注12) Cクラスではあるが、基準地震動S<sub>s</sub>に対し機能維持することを確認する。</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p style="text-align: center;">第 1. 4. 1 - 2 表 入力地震動の評価における解放基盤表面の位置</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>標高 T. M. S. L. * (m)</th> <th>整地面からの深さ (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉</td> <td>-134</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>6号炉</td> <td>-155</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>7号炉</td> <td>-155</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※T. M. S. L. : 東京湾平均海面, Tokyo bay Mean Sea Level の略で, 東京湾での検潮に基づき設定された陸地の高さの基準</p>	号炉	標高 T. M. S. L. * (m)	整地面からの深さ (m)	5号炉	-134	146	6号炉	-155	167	7号炉	-155	167				<p>・プラント固有の地盤条件の相違</p> <p>【柏崎6/7】 柏崎 6/7 は, 解放基盤表面の標高が 5号炉と 6, 7号炉で異なる</p>
号炉	標高 T. M. S. L. * (m)	整地面からの深さ (m)														
5号炉	-134	146														
6号炉	-155	167														
7号炉	-155	167														

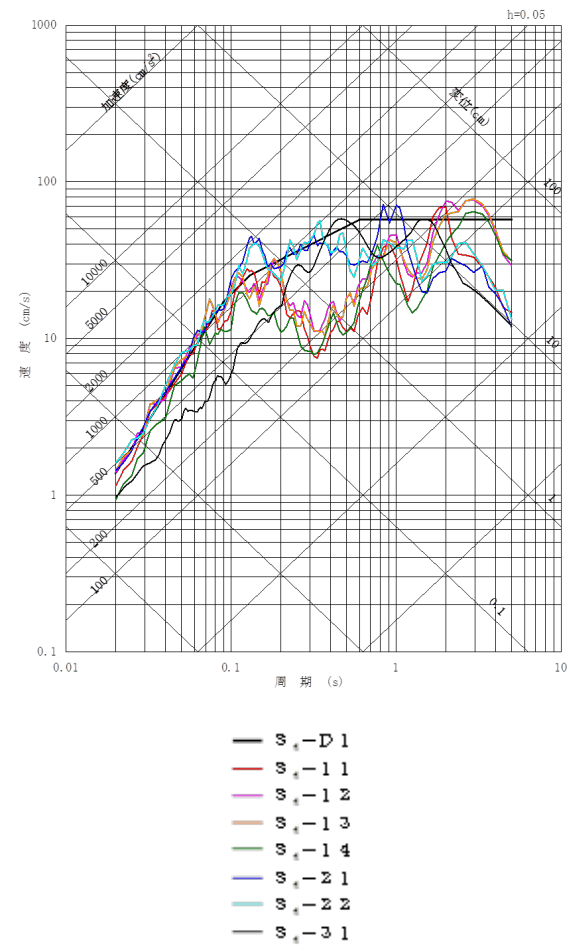
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉  
(2017.12.20版)



第1.4-1図 弾性設計用地震動Sd-1～Sd-7の応答スペクトル(荒浜側)

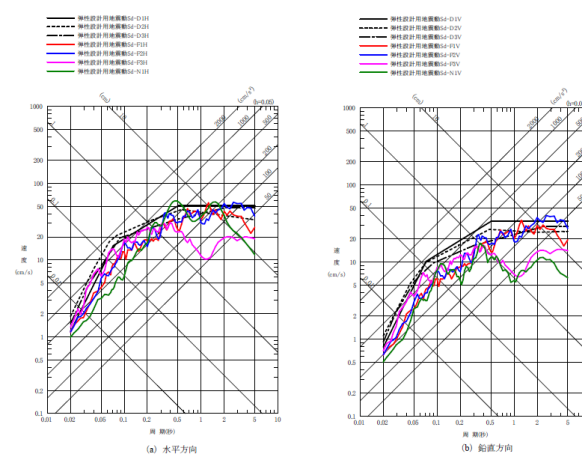
第1.4-2図～第1.4-19図は省略

東海第二発電所 (2018.9.18版)



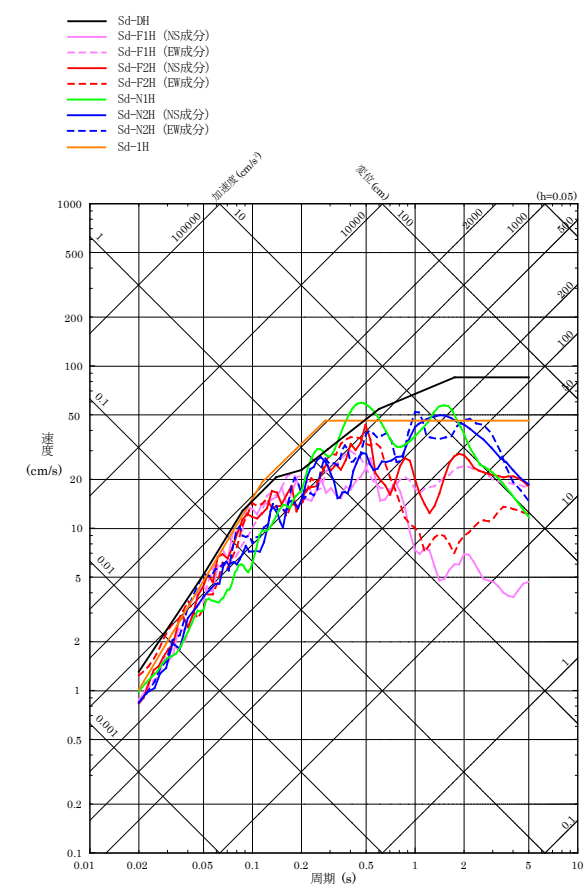
第1.3-1図 弾性設計用地震動Sdの応答スペクトル(NS方向)

女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)



第1.4.1-1図 弾性設計用地震動Sdの応答スペクトル

島根原子力発電所 2号炉



第1.4-1図 弾性設計用地震動Sdの応答スペクトル(水平方向)

備考

・地震動の相違  
【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】  
第1.4-1図～第1.4-11図はプラント固有の地震動であることによる相違

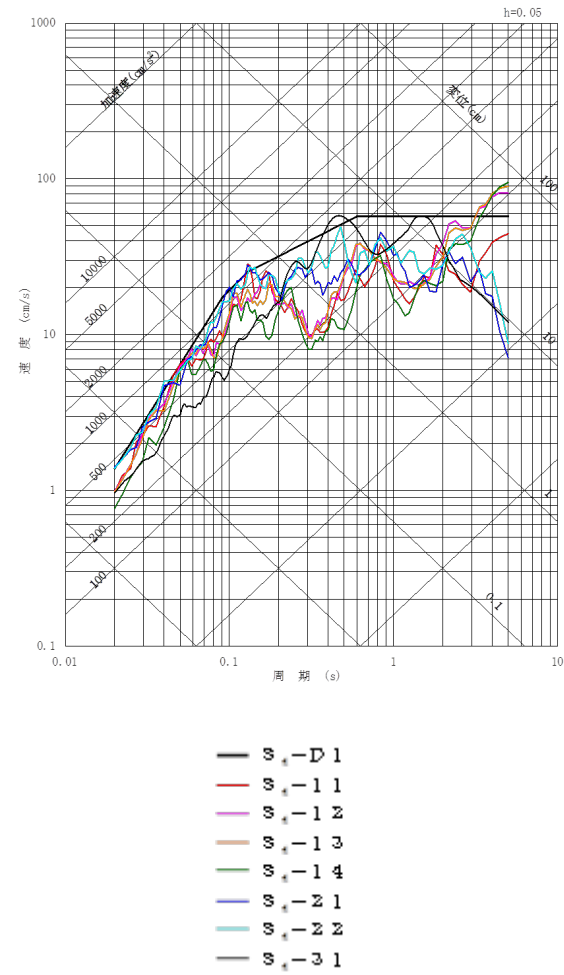
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第 1.3-2 図 弾性設計用地震動 S d の応答スペクトル (EW 方向)

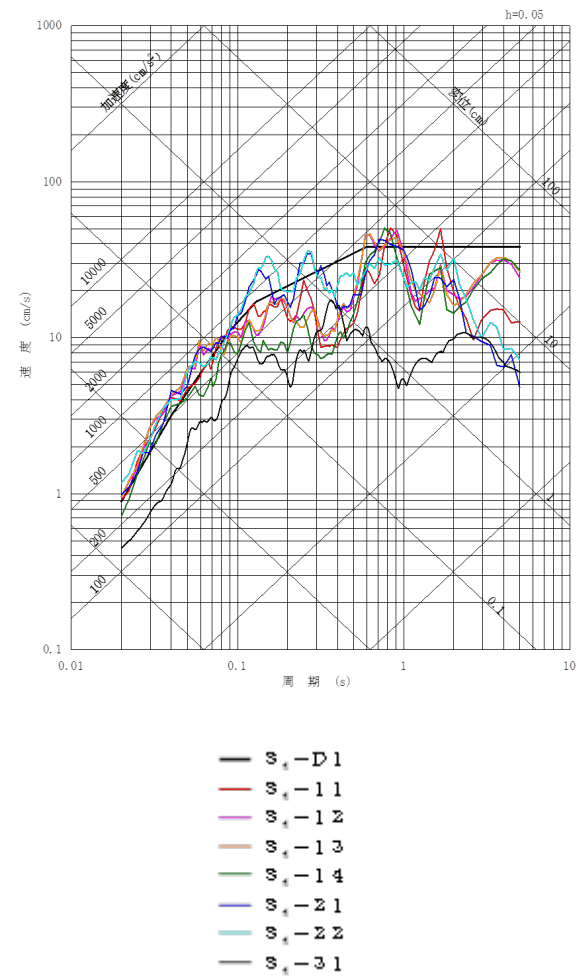
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

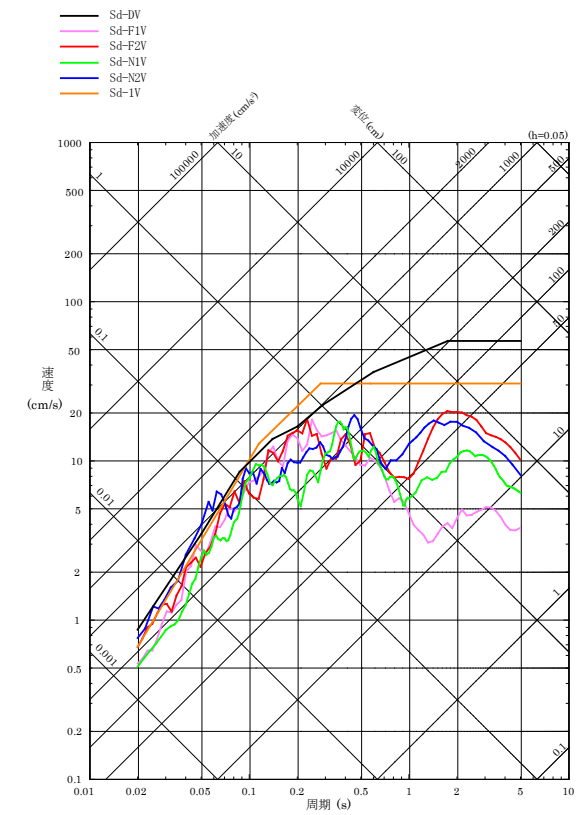
女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第 1.3-3 図 弾性設計用地震動 S d の応答スペクトル (UD方向)



第1.4-2図 弾性設計用地震動 S d の応答スペクトル (鉛直方向)

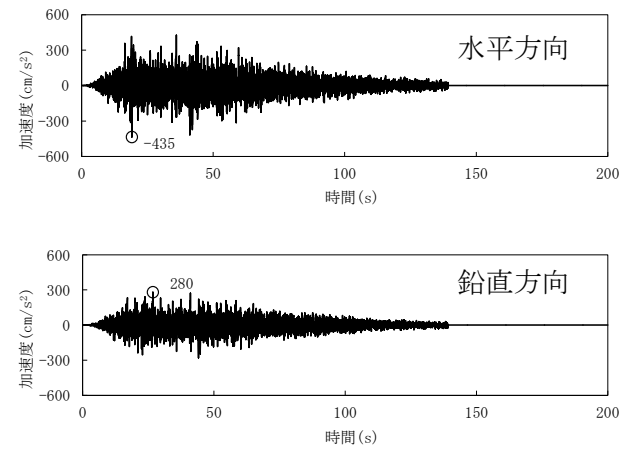
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

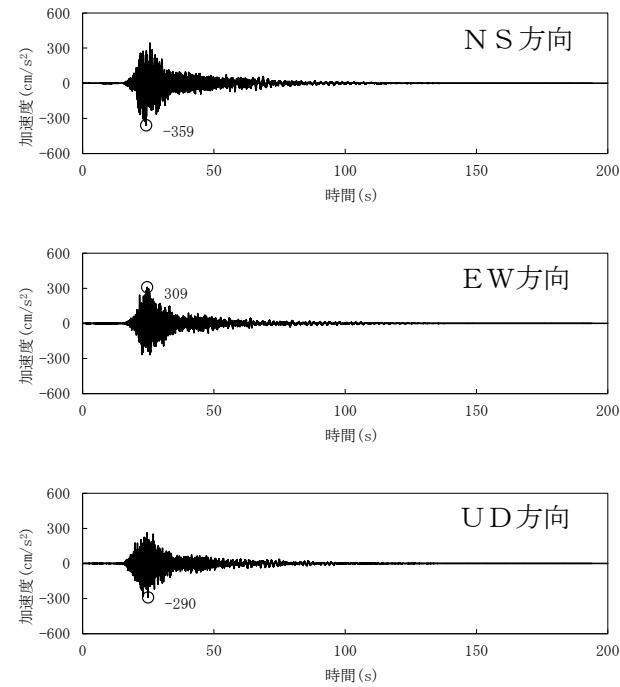
女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

島根原子力発電所 2号炉

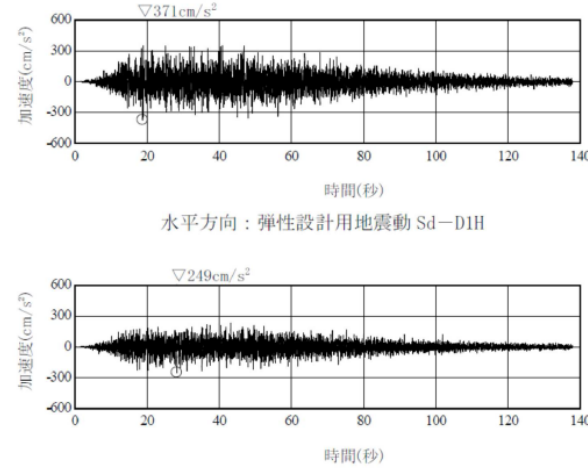
備考



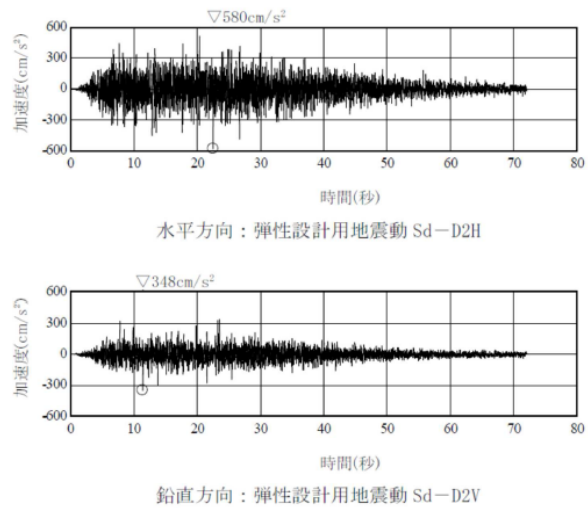
第 1.3-4 図 弾性設計用地震動 S d - D 1 の時刻歴波形



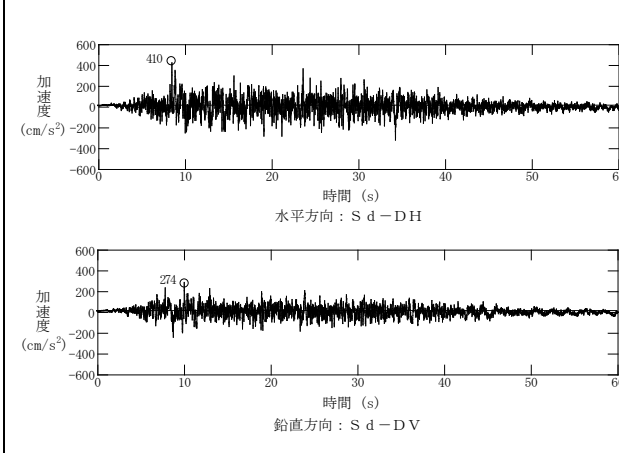
第 1.3-5 図 弾性設計用地震動 S d - 1 1 の時刻歴波形



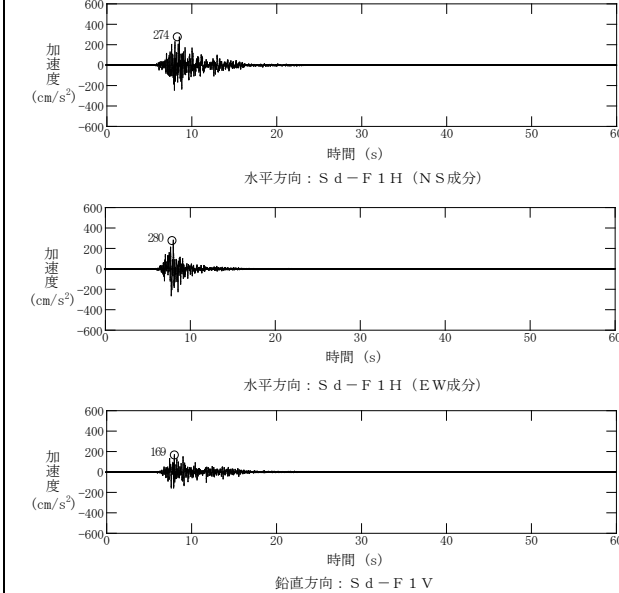
第 1.4.1-2 図 弾性設計用地震動 S d - D 1 の加速度時刻歴波形



第 1.4.1-3 図 弾性設計用地震動 S d - D 2 の加速度時刻歴波形

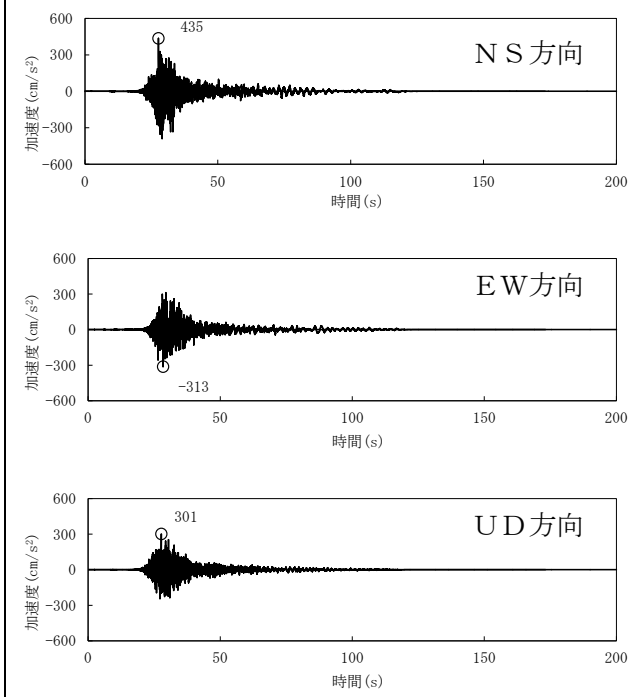


第 1.4-3 図 弾性設計用地震動 S d - D の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形

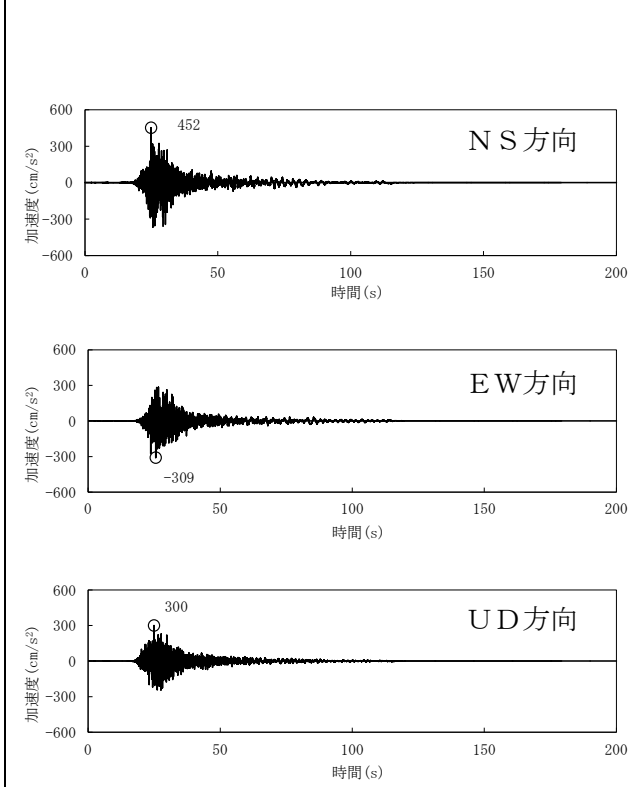


第 1.4-4 図 弾性設計用地震動 S d - F 1 の加速度時刻歴波形

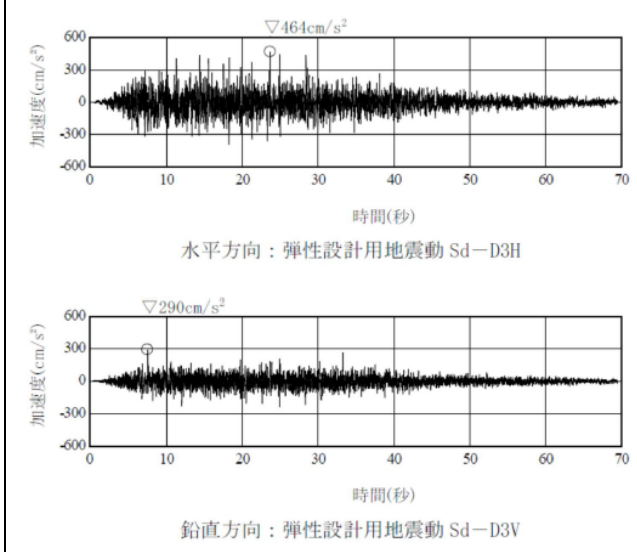
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------	----



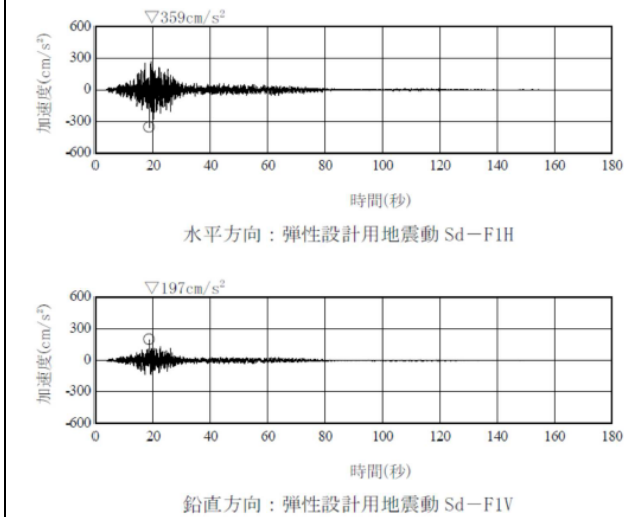
第 1.3-6 図 弾性設計用地震動 S d - 1 2 の時刻歴波形



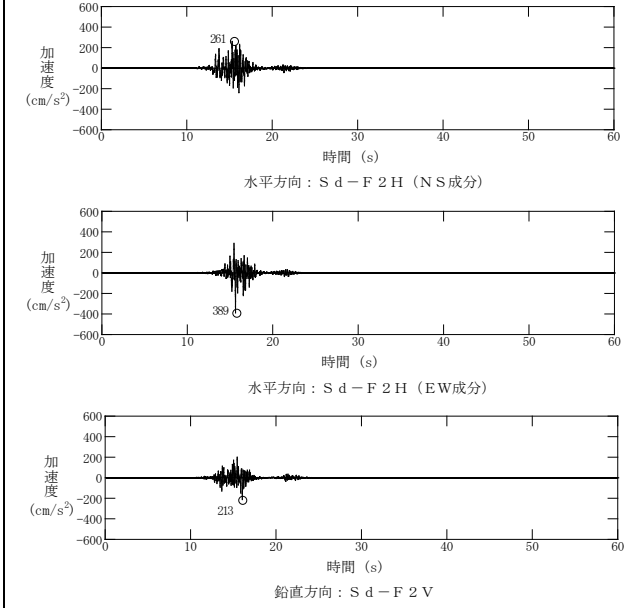
第 1.3-7 図 弾性設計用地震動 S d - 1 3 の時刻歴波形



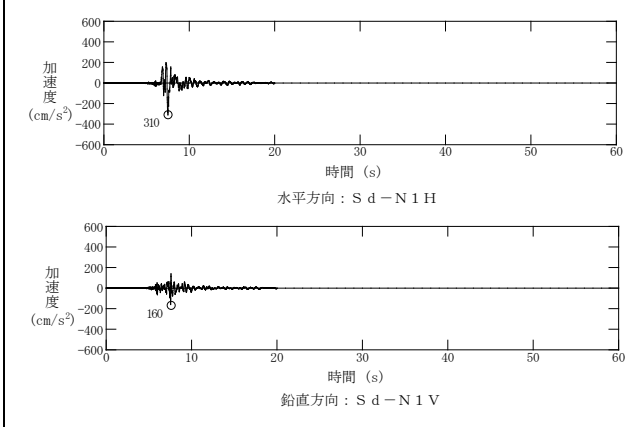
第 1.4.1-4 図 弾性設計用地震動 S d - D 3 の加速度時刻歴波形



第 1.4.1-5 図 弾性設計用地震動 S d - F 1 の加速度時刻歴波形

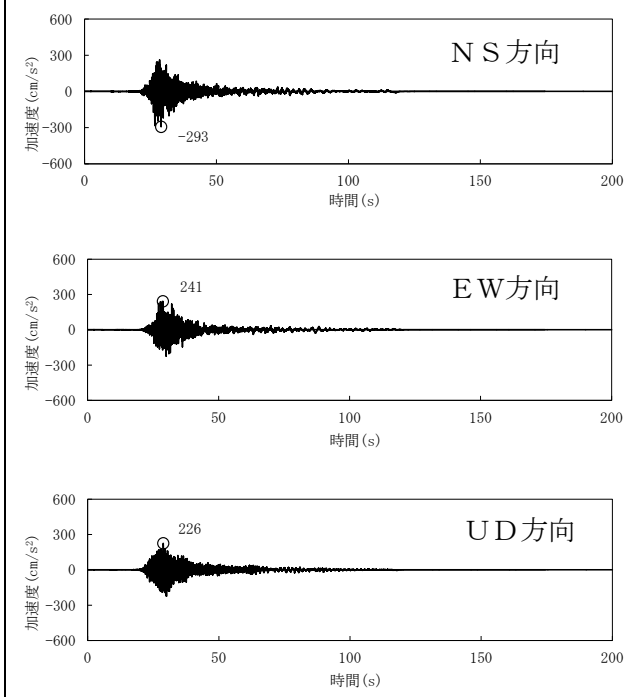


第 1.4-5 図 弾性設計用地震動 S d - F 2 の加速度時刻歴波形

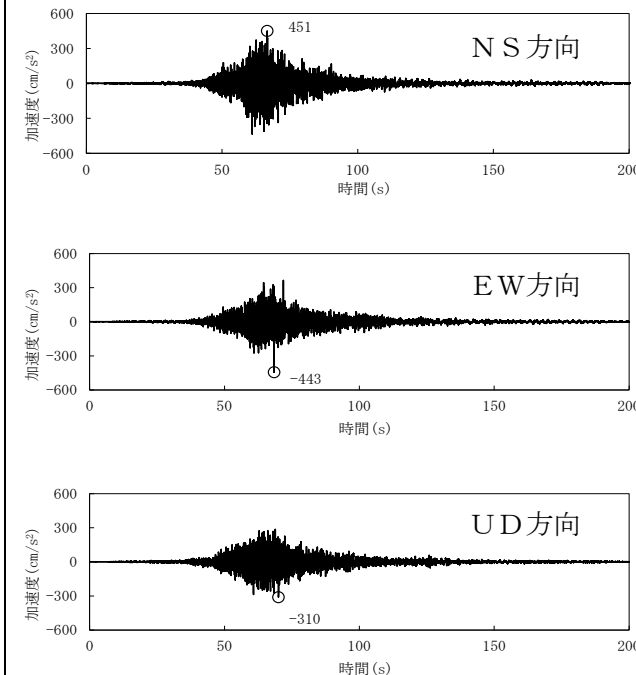


第 1.4-6 図 弾性設計用地震動 S d - N 1 の加速度時刻歴波形

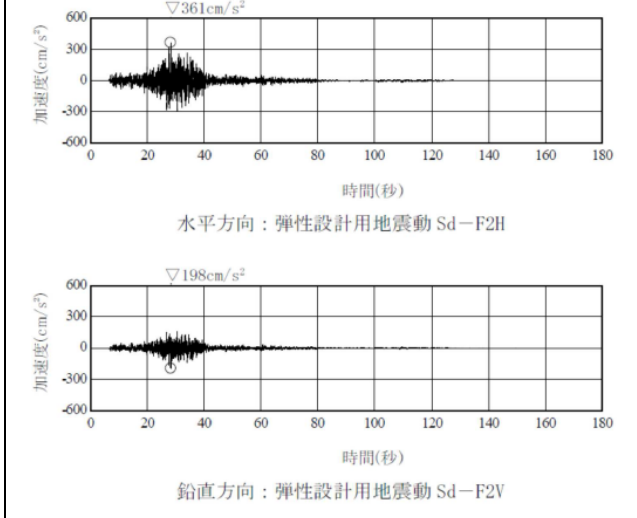
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
----------------------------------------	-------------------------	-----------------------------	--------------	----



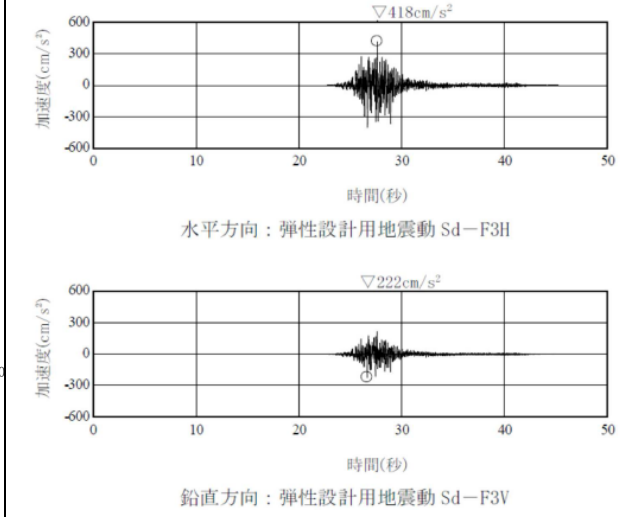
第 1.3-8 図 弾性設計用地震動 S d - 1 4 の時刻歴波形



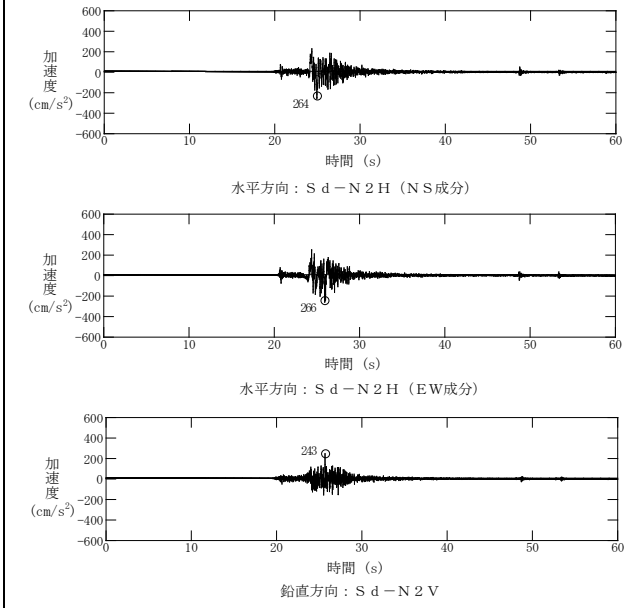
第 1.3-9 図 弾性設計用地震動 S d - 2 1 の時刻歴波形



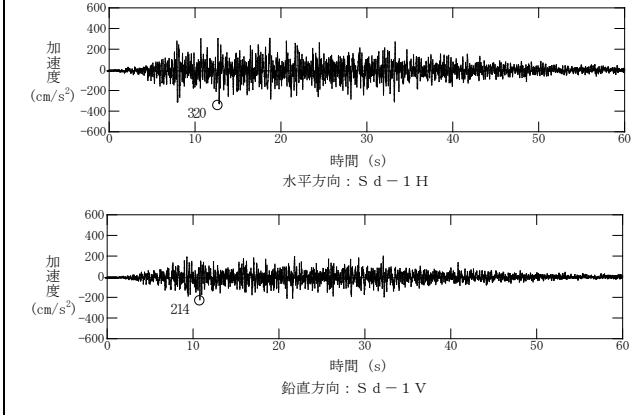
第 1.4.1-6 図 弾性設計用地震動 S d - F2 の加速度時刻歴波形



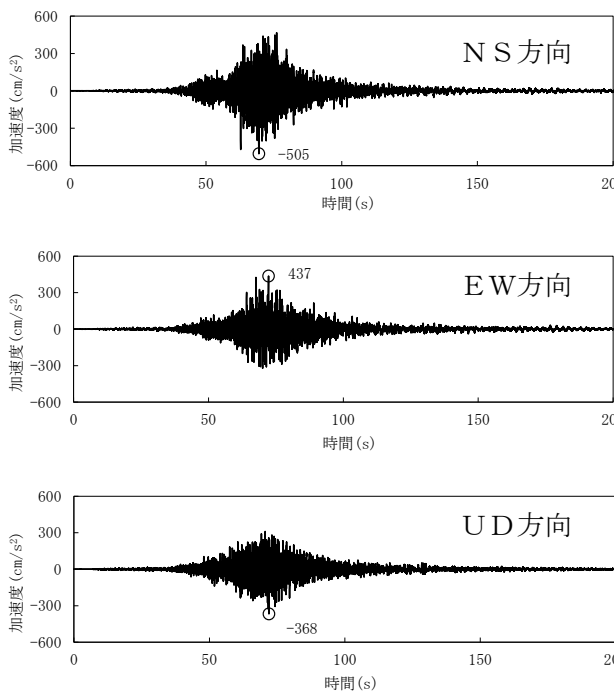
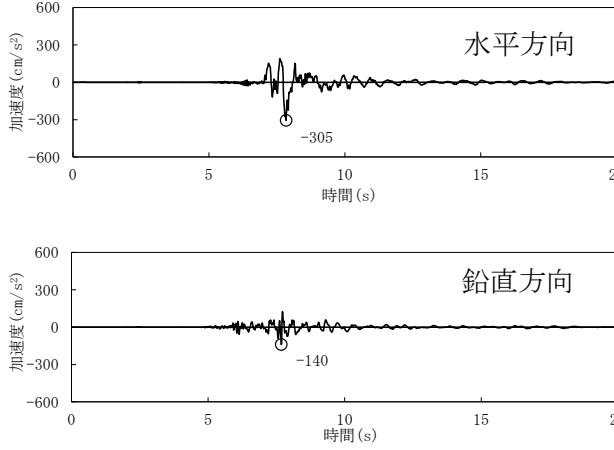
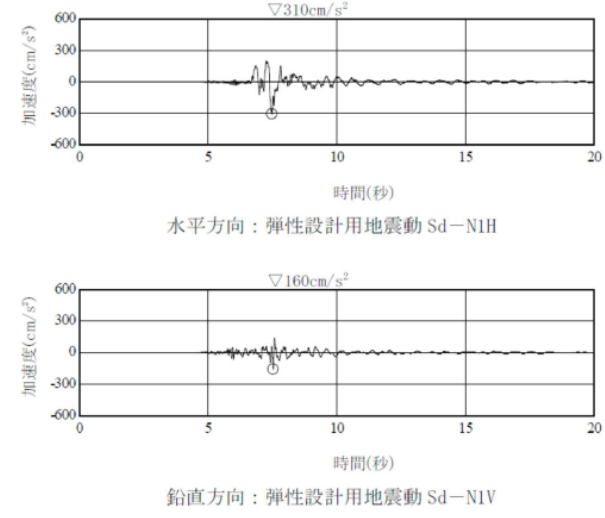
第 1.4.1-7 図 弾性設計用地震動 S d - F3 の加速度時刻歴波形



第 1.4-7 図 弾性設計用地震動 S d - N 2 の加速度時刻歴波形



第 1.4-8 図 弾性設計用地震動 S d - 1 の設計用模擬地震波の加速度時刻歴波形

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>第1.3-10図 弾性設計用地震動Sd-22の時刻歴波形</p>  <p>第1.3-11図 弾性設計用地震動Sd-31の時刻歴波形</p>	 <p>第1.4.1-8図 弾性設計用地震動Sd-N1の加速度時刻歴波形</p>		



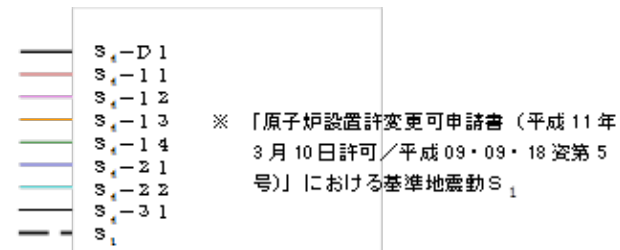
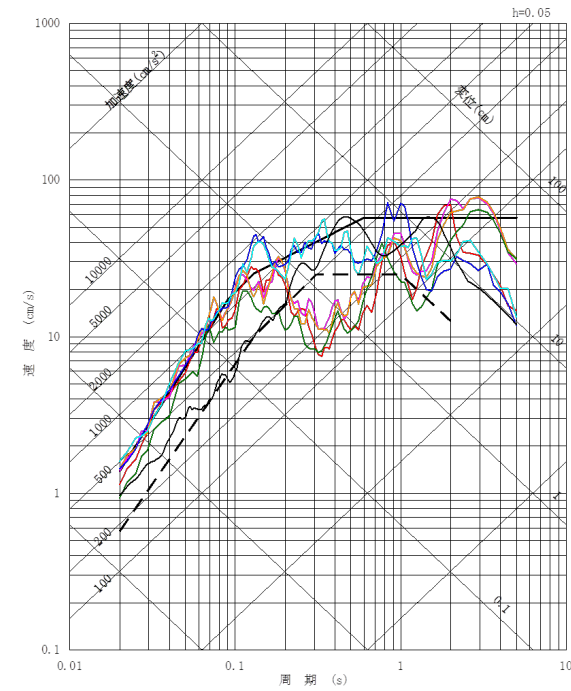
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

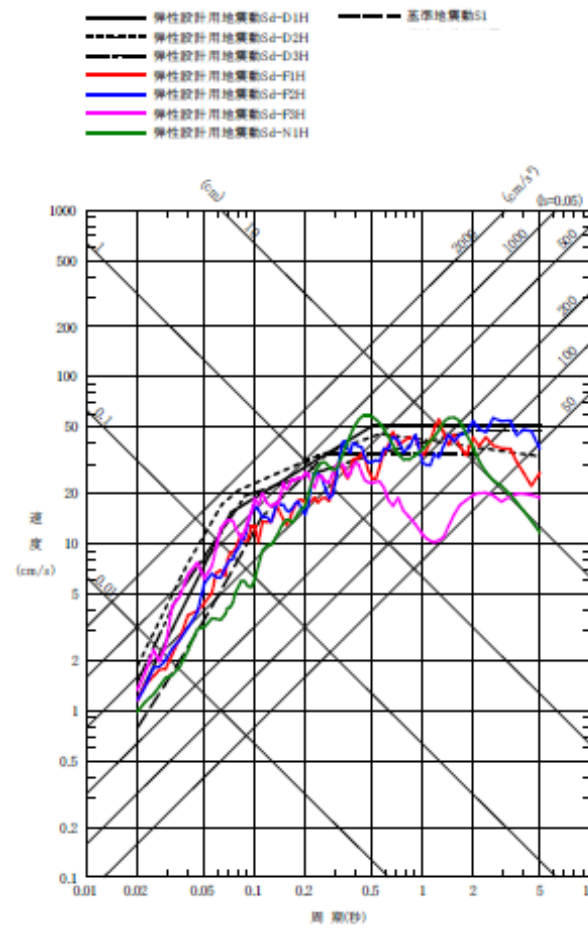
女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

島根原子力発電所 2号炉

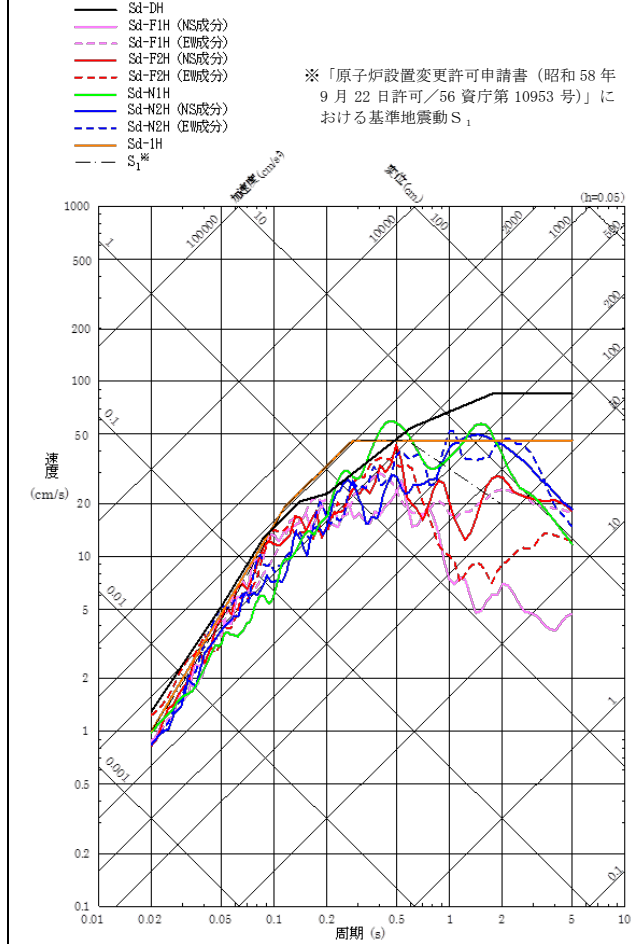
備考



第 1.3-12 図 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と基準地震動 S<sub>1</sub> の応答スペクトルの比較 (NS 方向)

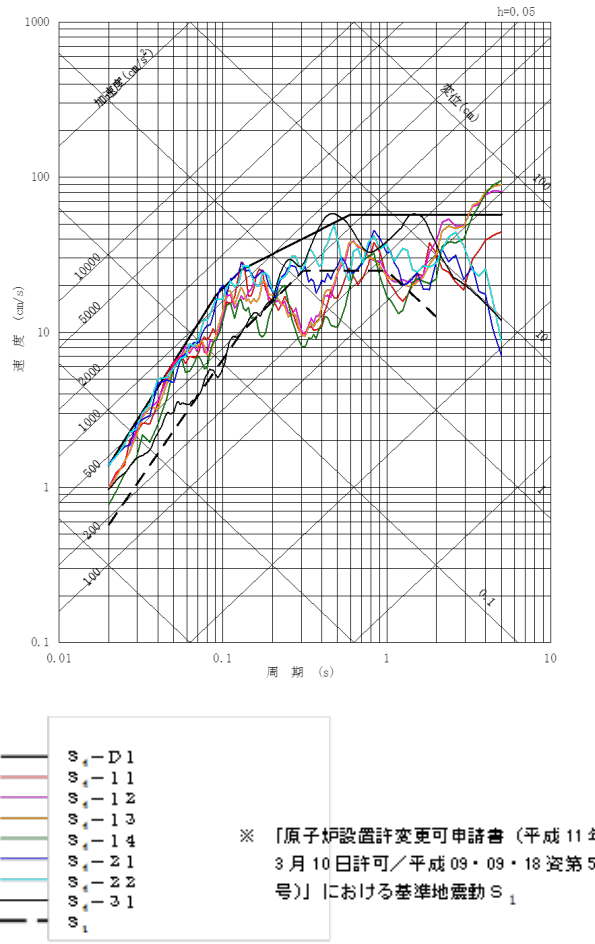


第 1.4.1-9 図 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と基準地震動 S<sub>1</sub> の応答スペクトルの比較



第 1.4-9 図 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と基準地震動 S<sub>1</sub> の応答スペクトルの比較 (水平方向)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
-------------------------------------	----------------------	--------------------------	--------------	----



第1.3-13図 弾性設計用地震動 $S_d$ と基準地震動 $S_1$ の応答スペクトルの比較 (EW方向)

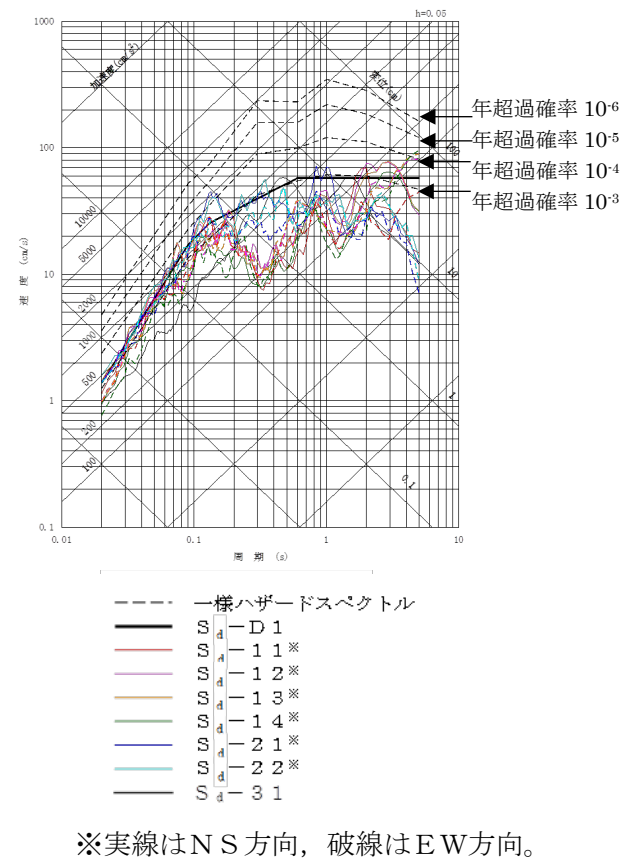
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017. 12. 20 版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

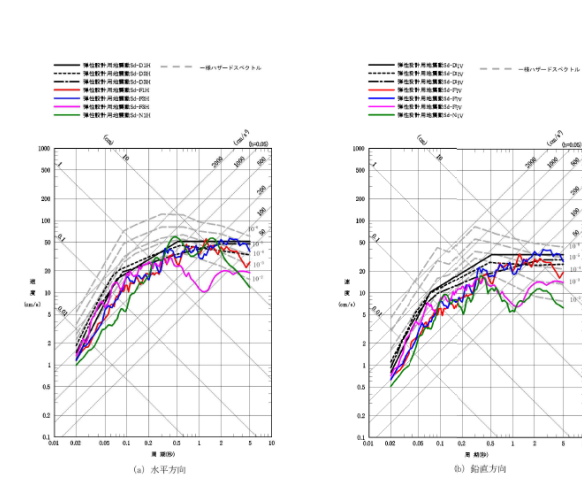
女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

島根原子力発電所 2号炉

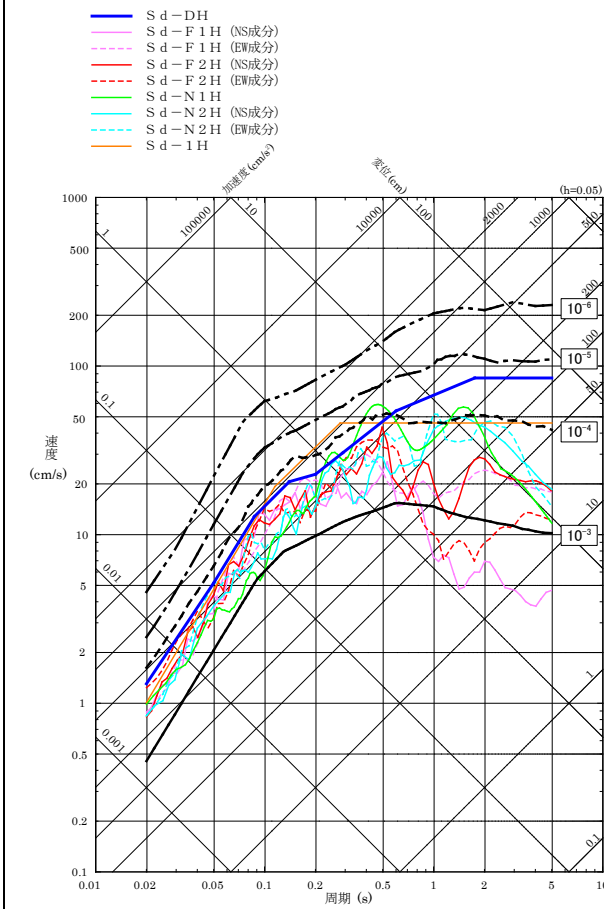
備考



第1.3-14図 一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動  $S_d$  の応答スペクトルの比較 (水平方向)



第1.4.1-10図 弾性設計用地震動  $S_d$  の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較



第1.4-10図 弾性設計用地震動  $S_d$  の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較 (水平方向)

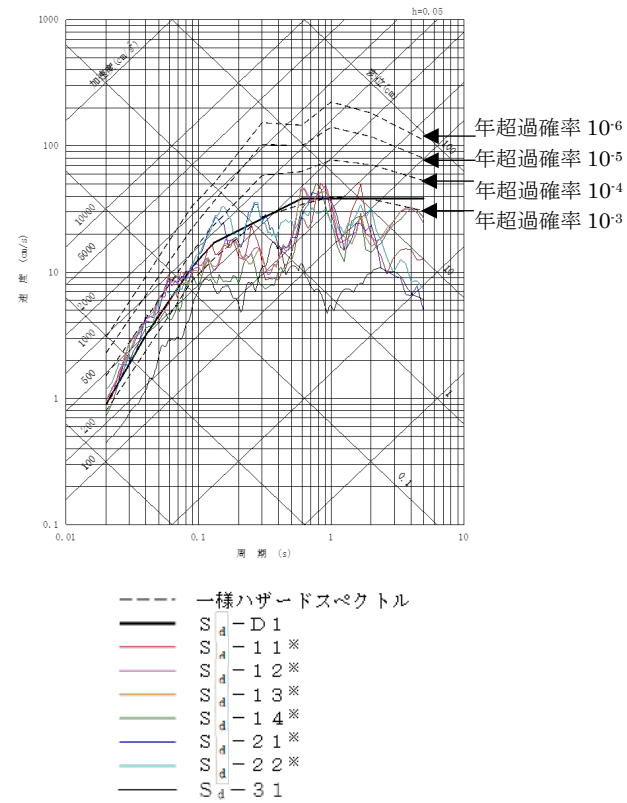
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉  
(2017.12.20版)

東海第二発電所 (2018.9.18版)

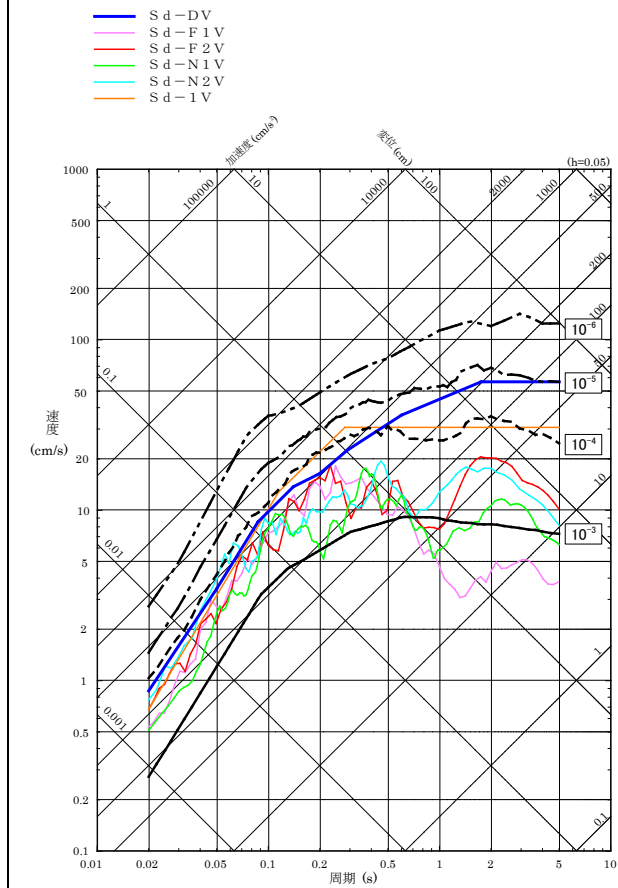
女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第1.3-15図 一様ハザードスペクトルと弾性設計用地震動S<sub>d</sub>の応答スペクトルの比較(鉛直方向)



第1.4-11図 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>の応答スペクトル及び解放基盤表面における地震動の一様ハザードスペクトルの比較(鉛直方向)

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 適合性説明 (地震による損傷の防止) 第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 1 について 設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。 なお、耐震重要度分類及び地震力については、「2 について」に示すとおりである。</p>	<p>(3) 適合性説明 <u>第四条</u> 地震による損傷の防止 1 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 <u>第1項</u>について 設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。 なお、耐震重要度分類及び地震力については、「<u>第2項</u>について」に示すとおりである。</p>	<p>(3) 適合性説明 (地震による損傷の防止) 第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 5 炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p>適合のための設計方針 <u>第1項</u>について 設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。 なお、耐震重要度分類及び地震力については、「<u>第2項</u>について」に示すとおりである。</p>	<p>(3) 適合性説明 <u>_(地震による損傷の防止)_</u> <u>第四条</u> 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。 2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。 3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。 5 <u>炉心内の燃料被覆材は、基準地震動による地震力に対して放射性物質の閉じ込めの機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</u></p> <p>適合のための設計方針 <u>1</u> について 設計基準対象施設は、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じて設定した地震力に対しておおむね弾性範囲の設計を行う。 耐震重要度分類及び地震力については、「<u>2</u> について」に示すとおりである。</p>	<p>・規則改正に伴う相違 【柏崎6/7，東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【説明資料 (1.1(2) : P4 条-79)】</p> <p>2 について</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下とおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(1) : P4 条-79) (1.1(2) : P4 条-79)】</p>	<p>【説明資料 (1.1(2) : P4 条-73)】</p> <p>第2項について</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下とおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(1) : P4 条-73) (1.1(2) : P4 条-73)】</p>	<p>また、設計基準対象施設の設計においては、<u>防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が地表面付近まで上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</p> <p>通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。</p> <p>【説明資料 (1.1 : P4 条-53)】</p> <p>第2項について</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下とおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (2.1 : P4 条-56)】</p>	<p><u>また、設計基準対象施設の設計においては、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p><u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。</u></p> <p><u>通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を組み合わせた荷重条件に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる設計とする。</u></p> <p>【説明資料 (1.1 : P4 条-68)】</p> <p>2 について</p> <p>設計基準対象施設は、地震により発生するおそれがある安全機能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度に応じて、以下とおり、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力を算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(1) : P4 条-68) (1.1(2) : P4 条-68)】</p>	<p>・地下水位設定方針の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ④の相違</p> <p>・規則改正に伴う相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(1) 耐震重要度分類</p> <p>Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</p> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条—83)】</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条—83)】</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条—83)】</p> <p>(2) 地震力</p> <p>上記(1)のSクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、<u>弾性設計用地震動</u>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCク</p>	<p>(1) 耐震重要度分類</p> <p>Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</p> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条—78)】</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条—78)】</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条—78)】</p> <p>(2) 地震力</p> <p>上記(1)のSクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCク</p>	<p>(1) 耐震重要度分類</p> <p>Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</p> <p>【説明資料 (2.1 : P4 条—56)】</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>【説明資料 (2.1 : P4 条—56)】</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (2.1 : P4 条—56)】</p> <p>(2) 地震力</p> <p>上記(1)のSクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCク</p>	<p>(1) 耐震重要度分類</p> <p>Sクラス：地震により発生するおそれがある事象に対して、原子炉を停止し、炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設、自ら放射性物質を内蔵している施設、当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設、これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し、放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設、並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その影響が大きいもの</p> <p>【説明資料 (2.1(1) : P4 条—72)】</p> <p>Bクラス：安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラス施設と比べ小さい施設</p> <p>【説明資料 (2.1(2) : P4 条—72)】</p> <p>Cクラス：Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>【説明資料 (2.1(3) : P4 条—72)】</p> <p>(2) 地震力</p> <p>上記(1)のSクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用する地震力は以下のとおり算定する。</p> <p>なお、Sクラスの施設並びに<u>浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管</u>については、<u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub></u>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力を適用する。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、Sクラス、Bクラス及びCク</p>	<p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7、東海第二、女川2】</p> <p>③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>【説明資料(3.1(1):P4条-84)】</p>	<p>スの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>【説明資料(3.1(1):P4条-79)】</p>	<p>ラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>【説明資料(3.1(1):P4条-56)】</p>	<p>ラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて次の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。 S クラス 3.0 B クラス 1.5 C クラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度0.3以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>(b) 機器・配管系 耐震重要度分類の各クラスの地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度及び上記(a)の鉛直震度をそれぞれ20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>なお、Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は、同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は、高さ方向に一定とする。</p> <p>【説明資料(3.1(1):P4条-73)】</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>弾性設計用地震動による地震力</u> 弾性設計用地震動による地震力は、Sクラスの施設に適用する。 弾性設計用地震動は、添付書類六の「5.地震」に示す基準地震動に工学的判断から求められる係数0.5を乗じて設定する。</p> <p>また、弾性設計用地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【説明資料(3.1(2):P4条-85)】</p> <p>3 について 耐震重要施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち添付書類六の「5.地震」に示す基準地震動による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 【説明資料(1.1(5):P4条-79)】</p>	<p>b. <u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力</u> 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、Sクラスの施設に適用する。 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>は、「添付書類六 3.地震」に示す基準地震動S<sub>s</sub>に工学的判断から求められる係数0.5を乗じて設定する。</p> <p>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【説明資料(3.1(2):P4条-79)】</p> <p>第3項について 耐震重要施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち「添付書類六 3.地震」に示す基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 【説明資料(1.1(5):P4条-74)】</p>	<p>b. <u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力</u> 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、Sクラスの施設に適用する。 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>は、「添付書類六 5.地震」に示す基準地震動S<sub>s</sub>に工学的判断から求められる係数0.5又は0.58を乗じて設定する。</p> <p>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じた地震動によりその影響についての検討を行う。当該地震動による地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【説明資料(3.1(2):P4条-57)】</p> <p>第3項について 耐震重要施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち「添付書類六 5.地震」に示す基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 【説明資料(1.1(5):P4条-53)】</p>	<p>b. <u>弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力</u> 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、Sクラスの施設に適用する。 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>は、添付書類六「5.地震」に示す基準地震動S<sub>s</sub>に、工学的判断から求められる係数0.5を乗じて設定する。さらに、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)」における基準地震動S<sub>1</sub>の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動S<sub>d</sub>として設定する。</p> <p>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>なお、Bクラスの施設のうち、共振のおそれのある施設については、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>に2分の1を乗じた地震動により、その影響について検討を行う。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。 【説明資料(3.1(2):P4条-74)】</p> <p>3 について 耐震重要施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)については、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造、地震活動性等の地震学及び地震工学的見地から想定することが適切な地震動、すなわち添付書類六「5.地震」に示す基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。 【説明資料(1.1(5):P4条-68)】</p>	<p>・S<sub>d</sub>の設定方針の相違 【柏崎6/7、東海第二、女川2】 島根2号炉はS<sub>1</sub>の応答スペクトルを概ね下回らないよう配慮した地震動もS<sub>d</sub>として設定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動</u>による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4 条—80)】  <u>基準地震動</u>による地震力は、<u>基準地震動</u>を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(5) : P4 条—79) (1.1(6) : P4 条—80)】          なお、耐震重要施設が、<u>耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設</u>の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4 条—80)】</p> <p>4 について          耐震重要施設については、<u>基準地震動</u>による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>【説明資料 (7. (4) : P4 条—98)】</p>	<p>また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動</u> S s による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4 条—74)】  <u>基準地震動</u> S s による地震力は、<u>基準地震動</u> S s を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(5) : P4 条—74) (1.1(6) : P4 条—74)】          なお、耐震重要施設は、<u>耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設</u>の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4 条—76)】</p> <p>第4項について          耐震重要施設については、<u>基準地震動</u> S s による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>【説明資料 (7(4) : P4 条—98)】</p>	<p>また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動</u> S s による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4 条—53)】  <u>基準地震動</u> S s による地震力は、<u>基準地震動</u> S s を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4 条—53)】          なお、耐震重要施設は、<u>耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設</u>の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4 条—54)】          耐震重要施設は、<u>液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>【説明資料 (1.1(12) : P4 条—54)】</p> <p>第4項について          耐震重要施設については、<u>基準地震動</u> S s による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>【説明資料 (7(4) : P4 条—70)】</p>	<p>また、屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、<u>基準地震動</u> S s による地震力に対して、それぞれの施設及び設備に要求される機能が保持できるように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4 条—69)】  <u>基準地震動</u> S s による地震力は、<u>基準地震動</u> S s を用いて、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせたものとして算定する。</p> <p>【説明資料 (1.1(6) : P4 条—69)】          なお、耐震重要施設が、<u>下位クラス施設</u>の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>【説明資料 (1.1(9) : P4 条—70)】  <u>耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>【説明資料 (1.1(12) : P4 条—70)】</p> <p>4 について          耐震重要施設については、<u>基準地震動</u> S s による地震力によって生じるおそれがある周辺の斜面の崩壊に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない場所に設置する。</p> <p>【説明資料 (7. (4) : P4 条—88)】</p>	<p>・設備構成の相違          【柏崎6/7, 東海第二, 女川2】          ①の相違</p> <p>・液状化影響に係る設計方針の相違          【柏崎6/7, 東海第二】          女川2, 島根2号炉は液状化影響に係る設計方針を記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p> <p>1.5 手順等 <u>建物の補助壁を耐震壁として考慮する場合、耐震性能を維持するため、補助壁は、耐震壁と同等の維持管理を行う運用とする。</u></p>	<p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p> <p>1.5 手順等 該当なし</p>	<p><u>第5項</u>について 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。 なお、燃料の機械設計においては、燃料被覆管応力、累積疲労サイクル及び過度の寸法変化防止に対する設計方針を満足するように燃料要素の設計を行うが、上記の設計方針を満足させるための設計に当たっては、これらのうち燃料被覆管への地震力の影響を考慮すべき項目として、燃料被覆管応力及び累積疲労サイクルを評価項目とする。評価においては、内外圧力差による応力、熱応力、水力振動による応力、支持格子の接触圧による応力等のほか、地震による応力を考慮し、設計疲労曲線としては、Langer and O' Donnell の曲線を使用する。 【説明資料 (1.1(12) : P4 条-54)】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p> <p>1.5 手順等 該当なし</p>	<p><u>5</u> について 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時に生じるそれぞれの荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力を組み合わせた荷重条件により塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさない設計とする。 なお、燃料の機械設計においては、燃料被覆管応力、累積疲労サイクル及び過度の寸法変化防止に対する設計方針を満足するように燃料要素の設計を行うが、上記の設計方針を満足させるための設計に当たっては、これらのうち燃料被覆管への地震力の影響を考慮すべき項目として、燃料被覆管応力及び累積疲労サイクルを評価項目とする。評価においては、内外圧力差による応力、熱応力、水力振動による応力、支持格子の接触圧による応力等のほか、地震による応力を考慮し、設計疲労曲線としては、Langer and O' Donnell の曲線を使用する。 【説明資料 (1.1(13) : P4 条-70)】</p> <p>1.3 気象等 該当なし</p> <p>1.4 設備等 該当なし</p> <p>1.5 手順等 <u>該当なし</u></p>	<p>・規則改正に伴う相違 【柏崎6/7, 東海第二】 ②の相違</p> <p>・モデル化方針の相違 【柏崎6/7】 柏崎6/7は補助壁を耐震壁として考慮するが、島根2号炉は考慮しない(既工認から変更なし)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>&lt;目次&gt; 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響 8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針 9. 構造計画と配置計画</p>	<p>&lt;目次&gt; 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響 8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針 9. 構造計画と配置計画</p>	<p>&lt;目次&gt; 第2部 1. 耐震設計の基本方針 1.1 基本方針 1.2 適用規格 2. 耐震設計上の重要度分類 2.1 重要度分類の基本方針 2.2 耐震重要度分類 3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 3.2 設計用地震力 4. 荷重の組合せと許容限界 4.1 基本方針 5. 地震応答解析の方針 5.1 建物・構築物 5.2 機器・配管系 5.3 屋外重要土木構造物 5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物 6. 設計用減衰定数 7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響 8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針 9. 構造計画と配置計画</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 耐震設計の基本方針</p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設計基準対象施設の耐震設計方針について説明する。なお、資料中で「6号炉」「7号炉」の区別を特に記載しない場合は6号及び7号炉共通の記載である。</u></p> <p>1.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」に適合するよう以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>(2) 地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられる設計とする。</p> <p>(3) 建物・構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のもののうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	<p>第2部</p> <p>1. 耐震設計の基本方針</p> <p>1.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」に適合するよう以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生じることあるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(3) 建物・構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	<p>1. 耐震設計の基本方針</p> <p><u>島根原子力発電所2号炉の設計基準対象施設の耐震設計方針について説明する。</u></p> <p>1.1 基本方針</p> <p>発電用原子炉施設の耐震設計は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)」に適合するよう以下の項目に従って行う。</p> <p>(1) 地震により生ずることあるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの(以下「耐震重要施設」という。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(2) 地震により発生するおそれがある安全機能の喪失(地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。)及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度(以下「耐震重要度」という。)に応じて、耐震重要度分類をSクラス、Bクラス又はCクラスに分類し、それぞれに応じた地震力に十分耐えられるように設計する。</p> <p>(3) 建物・構築物及び土木構造物(屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物)については、耐震重要度分類の各クラスに応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持力を有する地盤に設置する。</p> <p>(4) Sクラスの施設((6)に記載のものうち、津波防護機能を有する設備(以下「津波防護施設」という。)、浸水防止機能を有する設備(以下「浸水防止設備」という。))及び敷地における津波監視機能を有する施設(以下「津波監視設備」という。)を除く。)について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) Sクラスの施設(6に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。</p> <p>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、<u>構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するとともに、それぞれの施設に要求される機能が保持できる設計とする。</u></p> <p>屋外重要土木構造物は、<u>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して適切な安全余裕を持たせることを基本とする。</u></p> <p><u>構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して適切な安全余裕を持たせることを基本とする。ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。</u></p> <p><u>なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物については、(5)に示す基準地震動S<sub>s</sub>に対する設計方針を適用する。</p>	<p>(5) Sクラスの施設(6に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。</p> <p>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、それぞれの施設に要求される機能が保持できる設計とする。</p> <p>屋外重要土木構造物は、<u>構造部材の曲げについては限界層間変形角、許容応力度等、構造部材のせん断についてはせん断耐力、許容応力度等に対して適切な安全余裕を持たせることとする。3次元静的材料非線形解析により評価を行うもの等、ひずみを許容値とする場合は、構造物の要求機能に応じた許容値に対し適切な安全余裕を持たせることとする。</u></p> <p>津波防護施設及び浸水防止設備が設置された建物・構築物については、(5)に示す基準地震動S<sub>s</sub>に対する設計方針を適用する。<u>浸水防止設備及び津波監視設備については、その施設に要求さ</u></p>	<p>(5) Sクラスの施設(6に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対してその安全機能が保持できる設計とする。建物・構築物については、構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有するように、機器・配管系については、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設の機能を保持できるように設計する。</p> <p>また、弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、<u>おおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</u></p> <p><u>なお、基準地震動S<sub>s</sub>及び弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u></p> <p>(6) 屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備が設置された建物・構築物は、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して、それぞれの施設に要求される機能が保持できる設計とする。</p> <p>屋外重要土木構造物は、<u>構造部材の曲げについては限界層間変形角、圧縮縁コンクリート限界ひずみ、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。なお、限界層間変形角、圧縮縁コンクリート限界ひずみ、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</u></p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物については、(5)に示す基準地震動S<sub>s</sub>に対する設計方針を適用する。</p>	<p>備考</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7、女川2】 ①の相違</p> <p>・記載の相違 【柏崎6/7、女川2】 島根2号炉はコンクリートと鋼管に区分せず、面内せん断及び面外せん断について個別に記載している</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7、女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられる設計とする。</p> <p>また、共振のおそれのあるものについては、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内に<u>留まる</u>ことを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態に<u>留まる範囲</u>で耐えられる設計とする。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するもの(資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p><u>(11) Sクラスの施設及びその間接支持構造物等は、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る場合、傾斜に対する影響を地震力に考慮する。</u></p>	<p><u>れる機能が保持できる設計とする。</u></p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するもの(資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p>	<p><u>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、(5)に示す基準地震動 <math>S_s</math>、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> 及び静的地震力に対する設計方針を適用する。</u></p> <p>なお、<u>基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u></p> <p>また、重大事故等対処施設を津波から防護するための津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物についても同様の設計方針とする。</p> <p>(7) Bクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられるように設計する。</p> <p>また、共振のおそれのある施設については、その影響についての検討を行う。その場合、検討に用いる地震動は、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> に2分の1を乗じたものとする。当該地震動による地震力は水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとし、Sクラス施設と同様に許容限界の範囲内にとどまることを確認する。</p> <p>(8) Cクラスの施設は、静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p> <p>(9) 耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属するもの(資機材等含む)の波及的影響によって、その安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>(10) 設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p><u>(11) Sクラスの施設及びその間接支持構造物等のうち、地震動及び地殻変動による基礎地盤の傾斜が基本設計段階の目安値である1/2,000を上回る施設においては、PS検層等に基づく改良地盤の物性値を確保したうえで、グラウンドアンカを考慮することにより、施設の安全機能を損なわないように設計する。</u></p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p> <p>・傾斜の目安値を超える施設の設計方針の相違 【柏崎6/7】 傾斜が目安値を上回る場合、柏崎6/7は、傾斜に対する影響を地震力に考慮する方針を記載。一方、島根2号炉は、PS検層等に基づく改良地盤の物性値を確保したうえで、グラウンドアンカを考慮することにより、施設の安全機能を損なわないように設計する方針を記載</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>(11) 設計基準対象施設の設計においては、<u>防潮堤下部の地盤改良等により地下水の流れが遮断され敷地内の地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計用地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p>(12) 耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>(13) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。  弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。  基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</p>	<p>(12) <u>設計基準対象施設の設計においては、防波壁の設置及び地盤改良を実施したことにより地下水の流れが遮断され地下水位が上昇するおそれがあることを踏まえ、地下水位を一定の範囲に保持する地下水位低下設備を設置し、同設備の効果が及ぶ範囲においては、その機能を考慮した設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。地下水位低下設備の効果が及ばない範囲においては、自然水位より保守的に設定した水位又は地表面にて設計地下水位を設定し水圧の影響を考慮する。</u></p> <p>(13) <u>耐震重要施設は、液状化、揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状の影響を考慮した場合においても、その安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</u></p> <p>(14) <u>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能については、以下のとおり設計する。  弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して、炉心内の燃料被覆管の応答が全体的におおむね弾性状態にとどまるように設計する。  基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないように設計する。</u></p>	<p>・地下水位設定方針の相違  【柏崎 6/7】  女川 2, 島根 2号炉は地下水位低下設備を設置の上、同設備の効果を考慮した地下水位を設定している（詳細は、別紙-17 に記載）</p> <p>・液状化影響に係る設計方針の相違  【柏崎 6/7】  女川 2, 島根 2号炉は液状化影響に係る設計方針を記載している</p> <p>・規則改正に伴う相違  【柏崎 6/7】  ②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1.2 適用規格</p> <p>適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。</p> <p>既往工認で実績のある適用規格を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」(社)日本電気協会</li> <li>・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」(社)日本電気協会</li> <li>・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」(社)日本電気協会</li> </ul> <p>(以降、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法・同施行令</li> <li>・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法— ((社)日本建築学会, 1999 改定)</li> <li>・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005 制定)</li> <li>・鋼構造設計規準—許容応力度設計法— ((社)日本建築学会, 2005 改定)</li> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート構造設計規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力— ((社)日本建築学会, 2001 改定)</li> <li>・塔状鋼構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 1980 制定)</li> <li>・煙突構造設計指針 ((社)日本建築学会, 2007 制定)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼構造座屈設計指針 ((社)日本建築学会, 1996 改定)</li> <li>・建築耐震設計における保有耐力と変形性能 ((社)日本建築学会, 1990 改定)</li> <li>・建築基礎構造設計指針 ((社)日本建築学会, 2001 改定)</li> <li>・各種合成構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2010)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 (社)日本機械学会, 2003)</li> <li>・コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] ((社)土木学会, 2002 年制定)</li> </ul>	<p>1.2 適用規格</p> <p>適用する規格としては、既往工認で適用実績のある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。</p> <p>既往工認で実績のある適用規格を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984 ((社)日本電気協会)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 ((社)日本電気協会)</li> <li>・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版 ((社)日本電気協会)</li> </ul> <p>(以降、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法・同施行令</li> <li>・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法— ((社)日本建築学会, 1999 改定)</li> <li>・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005 制定)</li> <li>・鋼構造設計規準—許容応力度設計法— ((社)日本建築学会, 2005 改定)</li> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート構造設計規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力— ((社)日本建築学会, 2001 改定)</li> <li>・塔状鋼構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 1980 制定)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築耐震設計における保有耐力と変形性能 ((社)日本建築学会, 1990 改定)</li> <li>・建築基礎構造設計指針 ((社)日本建築学会, 2001 改定)</li> <li>・各種合成構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2010)</li> <li>・<u>発電用原子力設備規格 設計・建設規格 ((社)日本機械学会, 2005/2007)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社)日本機械学会, 2003)</li> <li>・コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] ((社)土木学会, 2002 年制定)</li> </ul>	<p>1.2 適用規格</p> <p>適用する規格としては、既往工認で適用実績がある規格のほか、最新の規格基準についても技術的妥当性及び適用性を示したうえで適用可能とする。</p> <p>既往工認で実績のある適用規格を以下に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」(社)日本電気協会</li> <li>・「原子力発電所耐震設計技術指針 重要度分類・許容応力編 JEAG4601・補-1984」(社)日本電気協会</li> <li>・「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版」(社)日本電気協会</li> </ul> <p>(以降、「JEAG4601」と記載しているものは上記3指針を指す。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法・同施行令</li> <li>・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計法— ((社)日本建築学会, 1999 改定)</li> <li>・原子力施設鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 ((社)日本建築学会, 2005 制定)</li> <li>・鋼構造設計規準—許容応力度設計法— ((社)日本建築学会, 2005 改定)</li> <li>・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説—許容応力度設計と保有水平耐力— ((社)日本建築学会, 2001 改定)</li> <li>・塔状鋼構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 1980 制定)</li> <li>・<u>煙突構造設計指針 ((社)日本建築学会, 2007 制定)</u></li> <li>・<u>容器構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2010 改定)</u></li> <li>・<u>鋼構造座屈設計指針 ((社)日本建築学会, 1996 改定)</u></li> <li>・建築耐震設計における保有耐力と変形性能 ((社)日本建築学会, 1990 改定)</li> <li>・建築基礎構造設計指針 ((社)日本建築学会, 2001 改定)</li> <li>・各種合成構造設計指針・同解説 ((社)日本建築学会, 2010)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子力設備規格 コンクリート製原子炉格納容器規格 ((社)日本機械学会, 2003)</li> <li>・コンクリート標準示方書 [構造性能照査編] ((社)土木学会, 2002 年制定)</li> </ul>	<p>・適用規格の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉では排気筒の設計に用いるため追加(既工認実績あり)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・道路橋示方書 (I 共通編・IV 下部構造編)・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成14年3月)</p> <p>・道路橋示方書 (V 耐震設計編)・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成14年3月)</p> <p>・水道施設耐震工法指針・解説 ((社) 日本水道協会, 1997年版)</p> <p>・地盤工学会基準 (JGS1521-2003) 地盤の平板載荷試験方法</p> <p>・地盤工学会基準 (JGS3521-2004) 剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法</p> <p>ただし, JEAG4601 に記載されている As クラスを含む A クラスの施設を S クラスの施設とした上で, 基準地震動 S<sub>2</sub>, S<sub>1</sub> をそれぞれ基準地震動 S<sub>s</sub>, 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と読み替える。</p> <p>また, 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号, 最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)に関する内容については, 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む))」(第I編 軽水炉規格) JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)に従うものとする。</p> <p>2. 耐震設計上の重要度分類</p> <p>2.1 重要度分類の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) S クラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して, 原子炉を停止し, 炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設, 自ら放射性物質を内蔵している施設, 当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設, これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し, 放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設, 並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって, その影響が大きい施設</p>	<p>・道路橋示方書 (I 共通編・IV 下部構造編)・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成14年3月)</p> <p>・道路橋示方書 (V 耐震設計編)・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成14年3月)</p> <p>・水道施設耐震工法指針・解説 ((社) 日本水道協会, 1997年版)</p> <p>・地盤工学会基準 (JGS 1521-2003) 地盤の平板載荷試験方法</p> <p>・地盤工学会基準 (JGS 3521-2004) 剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法</p> <p>ただし, JEAG4601 に記載されている A s クラスを含む A クラスの施設を S クラスの施設とした上で, 基準地震動 S<sub>2</sub>, S<sub>1</sub> をそれぞれ基準地震動 S<sub>s</sub>, 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と読み替える。</p> <p>また, 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号, 最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)に関する内容については, 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版含む))」(第I編 軽水炉規格) JSME S NC1-2005/2007」(日本機械学会)に従うものとする。</p> <p>2. 耐震設計上の重要度分類</p> <p>2.1 重要度分類の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) S クラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して, 原子炉を停止し, 炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設, 自ら放射性物質を内蔵している施設, 当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設, これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し, 放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設, 並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって, その影響が大きい施設</p>	<p>・道路橋示方書 (I 共通編・IV 下部構造編)・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成14年3月)</p> <p>・道路橋示方書 (V 耐震設計編)・同解説 ((社) 日本道路協会, 平成14年3月)</p> <p>・水道施設耐震工法指針・解説 ((社) 日本水道協会, 1997年版)</p> <p>・地盤工学会基準 (J G S 1 5 2 1-2003) 地盤の平板載荷試験方法</p> <p>・地盤工学会基準 (J G S 3 5 2 1-2004) 剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法</p> <p>ただし, J E A G 4 6 0 1 に記載されている A s クラスを含む A クラスの施設を S クラスの施設としたうえで, 基準地震動 S<sub>2</sub>, S<sub>1</sub> をそれぞれ基準地震動 S<sub>s</sub>, 弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> と読み替える。</p> <p>また, 「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」(昭和55年通商産業省告示第501号, 最終改正平成15年7月29日経済産業省告示第277号)に関する内容については, 「発電用原子力設備規格 設計・建設規格(2005年版(2007年追補版を含む))」(第I編 軽水炉規格) JSME S NC1-2005/2007」((社) 日本機械学会)に従うものとする。</p> <p>2. 耐震設計上の重要度分類</p> <p>2.1 重要度分類の基本方針</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度を次のように分類する。</p> <p>(1) S クラスの施設</p> <p>地震により発生するおそれがある事象に対して, 原子炉を停止し, 炉心を冷却するために必要な機能を持つ施設, 自ら放射性物質を内蔵している施設, 当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設, これらの施設の機能喪失により事故に至った場合の影響を緩和し, 放射線による公衆への影響を軽減するために必要な機能を持つ施設及びこれらの重要な安全機能を支援するために必要となる施設, 並びに地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって, その影響が大きい施設</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 耐震重要度分類 耐震重要度分類について第1部第1.4.1-1表に示す。なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力 静的地震力は、Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定するものとする。</p> <p>a. 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん</p>	<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 耐震重要度分類 耐震重要度分類について第1部第1.4-1表に示す。なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力 静的地震力は、Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定する。</p> <p>a. 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定する。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん</p>	<p>(2) Bクラスの施設 安全機能を有する施設のうち、機能喪失した場合の影響がSクラスの施設と比べ小さい施設</p> <p>(3) Cクラスの施設 Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設</p> <p>2.2 耐震重要度分類 耐震重要度分類について第1部第1.4.1-1表に示す。なお、同表には当該施設を支持する構造物の支持機能が維持されることを確認する地震動及び波及的影響を考慮すべき施設に適用する地震動についても併記する。</p> <p>3. 設計用地震力 3.1 地震力の算定法 耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>(1) 静的地震力 静的地震力は、Sクラスの施設(津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)、Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし、それぞれ耐震重要度分類に応じて、以下の地震層せん断力係数 <math>C_i</math> 及び震度に基づき算定するものとする。ただし、<u>浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、Sクラスの施設に適用する静的地震力を適用する。</u></p> <p>a. 建物・構築物 水平地震力は、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じ、さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震重要度分類に応じた係数は、Sクラス、Bクラス及びCクラスともに1.0とし、その際に用いる標準せん</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>c. 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）</p> <p>土木構造物の静的地震力は、JEAG4601 の規定を参考に、C クラスの建物・構築物に適用される静的地震力を考慮する。</p> <p>上記 a. 及び b. 並びに c. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設及び公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> から定める入力地震動を適用する。</p>	<p>断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定する。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求める。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>c. 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）</p> <p>土木構造物の静的地震力は、JEAG4601 の規定を参考に、C クラスの建物・構築物に適用される静的地震力を考慮する。</p> <p>上記 a. 及び b. 並びに c. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのある施設に適用する。S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> から定める入力地震動を適用する。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定した。</p>	<p>断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定として求めた鉛直震度より算定するものとする。</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>静的地震力は、上記 a. に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に施設の耐震重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度として、当該水平震度及び上記 a. の鉛直震度をそれぞれ 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>S クラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。ただし、鉛直震度は高さ方向に一定とする。</p> <p>c. 土木構造物（屋外重要土木構造物及びその他の土木構造物）</p> <p>土木構造物の静的地震力は、JEAG4601 の規定を参考に、C クラスの建物・構築物に適用される静的地震力を考慮する。</p> <p>上記 a.、b. 及び c. の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p>(2) 動的地震力</p> <p>動的地震力は、S クラスの施設、屋外重要土木構造物及び B クラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用する。S クラスの施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。）については、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math> から定める入力地震動を適用する。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> は、「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動」及び「震源を特定せず策定する地震動」について、<u>解放基盤表面における水平方向及び鉛直方向の地震動としてそれぞれ策定した。</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載の相違 【柏崎6/7】 島根 2号炉は <math>S_s</math> 及び <math>S_d</math> の策定方針を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。</p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>3.2 設計用地震力 設計用地震力については別添-1に示す。</p>	<p><u>また、弾性設計用地震動Sdは、基準地震動Ssとの応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動Ssに係数を乗じて設定する。ここで、係数は工学的判断として、原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえ、さらに、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動S1の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した値とする。具体的には、Ss-F1～F3及びSs-N1は係数0.5を乗じた地震動、応答スペクトルに基づく地震動評価による基準地震動Ss-D1～D3は係数0.58を乗じた地震動を弾性設計用地震動Sdとして設定する。また、建物・構築物及び機器・配管系ともに係数0.5又は0.58を採用することで、弾性設計用地震動Sdに対する設計に一貫性をとる。</u></p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。</p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>3.2 設計用地震力 設計用地震力については別添-1に示す。</p>	<p><u>また、弾性設計用地震動Sdは、基準地震動Ssとの応答スペクトルの比率が目安として0.5を下回らないよう基準地震動Ssに係数0.5を乗じて設定する。ここで、係数0.5は、工学的判断として、発電用原子炉施設の安全機能限界と弾性限界に対する入力荷重の比率が0.5程度であるという知見を踏まえた値とする。さらに「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針（昭和56年7月20日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂）」における基準地震動S1の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動も弾性設計用地震動Sdとして設定する。</u></p> <p><u>また、建物・構築物及び機器・配管系ともに0.5を採用することで、弾性設計用地震動Sdに対する設計に一貫性をとる。</u></p> <p>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動Sdから定める入力地震動の振幅を2分の1にしたものによる地震力を適用する。</p> <p>屋外重要土木構造物、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、基準地震動Ssによる地震力を適用する。<u>ただし、浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdによる地震力を適用する。</u></p> <p>動的解析においては、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p>3.2 設計用地震力 設計用地震力については別添-1に示す。</p>	<p>・Sdの設定方針の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉はS1の応答スペクトルをおおむね下回らないよう配慮した地震動もSdとして設定する</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違 ・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. 荷重の組合せと許容限界</p> <p>4.1 基本方針</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>以下の(a)～(c)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常自然条件下におかれている状態</p> <p>ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風、積雪等)</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>以下の(a)～(d)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 通常運転時の状態</p> <p>発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態</p> <p>発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(d) 設計用自然条件</p>	<p>4. 荷重の組合せと許容限界</p> <p>4.1 基本方針</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>以下の(a)～(c)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常自然条件下におかれている状態<sub>〇</sub></p> <p>ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態<sub>〇</sub></p> <p>(c) 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風、積雪等)<sub>〇</sub></p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>以下の(a)～(d)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 通常運転時の状態</p> <p>発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機、燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態<sub>〇</sub></p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生じ<sub>〇</sub>るおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態<sub>〇</sub></p> <p>(c) 設計基準事故時の状態</p> <p>発生頻度が運転時の異常な過渡変化時より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態<sub>〇</sub></p> <p>(d) 設計用自然条件</p>	<p>4. 荷重の組合せと許容限界</p> <p>4.1 基本方針</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>(1) 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を以下に示す。</p> <p>a. 建物・構築物</p> <p>以下の(a)～(c)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が運転状態にあり、通常自然条件下におかれている状態</p> <p>ただし、運転状態には通常運転時、運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態</p> <p>発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風、積雪等)</p> <p>b. 機器・配管系</p> <p>以下の(a)～(d)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 通常運転時の状態</p> <p>発電用原子炉の起動、停止、出力運転、高温待機及び燃料取替等が計画的又は頻繁に行われた場合であって、運転条件が所定の制限値以内にある運転状態</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態</p> <p>通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によって発生する異常な状態であって、当該状態が継続した場合には炉心又は原子炉冷却材圧力バウンダリの著しい損傷が生<sub>〇</sub>ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態</p> <p>発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であって、当該状態が発生した場合には発電用原子炉施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべき事象が発生した状態</p> <p>(d) 設計用自然条件</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)</p> <p>c. 土木構造物 以下の(a)～(c)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常自然条件下におかれている状態 ただし,運転状態には通常運転時,運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧,及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等</p> <p>ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には地震時の土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等</p>	<p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)</p> <p>c. 土木構造物 以下の(a)～(c)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常自然条件下におかれている状態</p> <p>ただし,運転状態には通常運転時,運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等</p> <p>ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等</p> <p>ただし,地震力にはスロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p>	<p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)</p> <p>c. 土木構造物 以下の(a)～(c)の状態を考慮する。</p> <p>(a) 運転時の状態 発電用原子炉施設が運転状態にあり,通常自然条件下におかれている状態</p> <p>ただし,運転状態には通常運転時,運転時の異常な過渡変化時を含むものとする。</p> <p>(b) 設計基準事故時の状態 発電用原子炉施設が設計基準事故時にある状態</p> <p>(c) 設計用自然条件 設計上基本的に考慮しなければならない自然条件(風,積雪等)</p> <p>(2) 荷重の種類 a. 建物・構築物 以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重,すなわち固定荷重,積載荷重,土圧,水圧及び通常の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等</p> <p>ただし,運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には,機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし,地震力には,地震時土圧,機器・配管系からの反力,スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>b. 機器・配管系 以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 通常運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力,風荷重,積雪荷重等</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 土木構造物</p> <p>以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常 の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時の土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>(2)に定めた地震力とほかの荷重との組合せは以下による。</p> <p>a. 建物・構築物 (d.に記載のものうち, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)に施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と, 動的 地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系 (d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系については, 通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Sクラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡</p>	<p>c. 土木構造物</p> <p>以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常 の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>(2)に定めた地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>a. 建物・構築物 (d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状態 で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静 地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と動的 地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系 (d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系については, 通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地 震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Sクラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡</p>	<p>c. 土木構造物</p> <p>以下の(a)～(d)の荷重とする。</p> <p>(a) 発電用原子炉のおかれている状態にかかわらず常時作用している荷重, すなわち固定荷重, 積載荷重, 土圧, 水圧及び通常 の気象条件による荷重</p> <p>(b) 運転時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(c) 設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>(d) 地震力, 風荷重, 積雪荷重等</p> <p>ただし, 運転時の状態及び設計基準事故時の状態での荷重には, 機器・配管系から作用する荷重が含まれるものとし, 地震力には, 地震時土圧, 機器・配管系からの反力, スロッシング等による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(3) 荷重の組合せ</p> <p>(2)に定めた地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>a. 建物・構築物 (d.に記載のものうち, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時(通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時)の状 態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び設計基準事故時の状態で施設に作用する荷重のうち長時間その作用が続く荷重と弾性設計用地震動 S d による地震力又 は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物については, 常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と, 動的 地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>b. 機器・配管系 (d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系については, 通常運転時の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) Sクラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって作用する荷重と地震力 とを組み合わせる。</p> <p>(c) Sクラスの機器・配管系については, 運転時の異常な過渡</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>(d) Bクラス及びCクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p>c. 土木構造物</p> <p>(a) 屋外重要土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) その他の土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) <u>津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重等と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力を組み合わせる。</p>	<p>化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>(d) Bクラス及びCクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と動的地震力又は静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>c. 土木構造物</p> <p>(a) 屋外重要土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) その他の土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) <u>津波防護施設及び浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</p> <p>(d) Bクラス及びCクラスの機器・配管系については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態で施設に作用する荷重と、動的地震力又は静的地震力を組み合わせる。</p> <p><u>(e) 炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能の確認においては、通常運転時の状態で燃料被覆管に作用する荷重及び運転時の異常な過渡変化時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって燃料被覆管に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</u></p> <p>c. 土木構造物</p> <p>(a) 屋外重要土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時（通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時）の状態で施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) その他の土木構造物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と静的地震力とを組み合わせる。</p> <p>d. 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(a) <u>津波防護施設並びに津波防護施設、浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力とを組み合わせる。</p> <p>(b) 浸水防止設備及び津波監視設備については、常時作用している荷重及び運転時の状態で施設に作用する荷重と基準地震動 <math>S_s</math> による地震力とを組み合わせる。</p>	<p>・規則改正に伴う相違 【柏崎 6/7】 ②の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、上記 d. (a), (b)については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 <math>S_s</math> による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>e. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ<del>て</del>算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した<del>上</del>で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合には、その妥当性を示した<del>上</del>で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震クラスの施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>第 1 部第 1.4.1-1 表に対象となる建物・構築物及びその支持性能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p>	<p>なお、上記 d. (a), (b)については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 <math>S_s</math> による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>e. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した<del>上</del>で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わない<del>ことがある</del>。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合には、その妥当性を示した<del>上</del>で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物等の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p><u>なお、第 1 部第 1.4-1 表に対象となる建物・構築物及びその支持性能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</u></p> <p>(e) 地震と組み合わせる自然現象として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。</p>	<p><u>浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、通常運転時の状態で施設に作用する荷重並びに運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのある事象によって施設に作用する荷重と地震力とを組み合わせる。運転時の異常な過渡変化時の状態及び設計基準事故時の状態のうち地震によって引き起こされるおそれのない事象であっても、いったん事故が発生した場合、長時間継続する事象による荷重は、その事故事象の発生確率、継続時間及び地震動の年超過確率の関係を踏まえ、適切な地震力と組み合わせる。</u></p> <p>なお、上記 d. (a), (b)については、地震と津波が同時に作用する可能性について検討し、必要に応じて基準地震動 <math>S_s</math> による地震力と津波による荷重の組合せを考慮する。また、津波以外による荷重については、「(2) 荷重の種類」に準じるものとする。</p> <p>e. 荷重の組合せ上の留意事項</p> <p>(a) 動的地震力については、水平 2 方向と鉛直方向の地震力とを適切に組み合わせ<del>て</del>算定するものとする。</p> <p>(b) ある荷重の組合せ状態での評価が明らかに厳しい場合には、その妥当性を示した<del>上</del>で、その他の荷重の組合せ状態での評価は行わないものとする。</p> <p>(c) 複数の荷重が同時に作用し、それらの荷重による応力の各ピークの生起時刻に明らかなずれがある場合には、その妥当性を示した<del>上</del>で、必ずしもそれぞれの応力のピーク値を重ねなくてもよいものとする。</p> <p>(d) 上位の耐震重要度分類の施設を支持する建物・構築物の当該部分の支持機能を確認する場合においては、支持される施設の耐震重要度分類に応じた地震力と、常時作用している荷重、運転時の状態で施設に作用する荷重及びその他必要な荷重とを組み合わせる。</p> <p>第 1 部第 1.4.1-1 表に対象となる建物・構築物及びその支持性能が維持されていることを検討すべき地震動等について記載する。</p> <p><u>(e) 地震と組み合わせる自然現象として、風及び積雪を考慮し、風荷重及び積雪荷重については、施設の設置場所、構造等を考慮して、地震荷重と組み合わせる。</u></p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎 6/7, 女川 2】 ③の相違</p> <p>・記載の充実 【柏崎6/7】 島根 2号炉は設計方針の一つとして自然現象の組合せを明記</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は以下のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物 (d.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記ロ.に示す許容限界を適用する。</p> <p>ロ. 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物</p> <p>上記(a)イ.による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物</p> <p>上記(a)ロ.の項を適用するほか、耐震重要度の異なる施設がそれを支持する建物・構築物が、変形等に対して、その支持機能が損なわれないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は以下のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物 (d.に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する施設における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記ロ.に示す許容限界を適用する。</p> <p>ロ. 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)について十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、<u>初期剛性の低下の要因として考えられる平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ等が鉄筋コンクリート造耐震壁の変形能力及び終局耐力に影響を与えないことを確認していることから、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</u></p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物</p> <p>上記(a)イ.の許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(c) 耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物</p> <p>上記(a)ロ.の項を適用するほか、耐震重要度の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対してその支持機能を損なわれないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>(4) 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は以下のとおりとし、JEAG4601等の安全上適切と認められる規格及び基準、試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>a. 建物・構築物 (d.に記載のものうち、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>「建築基準法」等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリにおける長期的荷重との組合せを除く)に対しては、下記iiに示す許容限界を適用する。</p> <p>ii 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建物・構築物が構造物全体としての変形能力(終局耐力時の変形)に対して十分な余裕を有し、終局耐力に対し妥当な安全余裕を持たせることとする(評価項目はせん断ひずみ、応力等)。</p> <p>なお、終局耐力は、建物・構築物に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又はひずみが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験式等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの建物・構築物</p> <p>上記(a)イ.による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(c) 耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物</p> <p>上記(a)iiの項を適用するほか、耐震重要度分類の異なる施設を支持する建物・構築物が、変形等に対して、その支持機能を損なわれないものとする。</p> <p>なお、当該施設を支持する建物・構築物の支持機能が維持されることを確認する際の地震動は、支持される施設に適用される地震動とする。</p>	<p>備考</p> <p>・モデル化方針の相違【女川2】</p> <p>女川2は初期剛性の低下を考慮するが島根2号炉では初期剛性の低下はないため考慮しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>ものとする(評価項目は応力等)。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリ及び非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(a)ロ. に示す許容限界を適用する。</p> <p>ロ. 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに<u>留まって</u>破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないように応力、荷重等を制限する。</p> <p>また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動 Ss による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。動的機能維持の評価については別添-2 に示す。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態に<u>留まる</u>こととする(評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネル・ボックス</p> <p>地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生ずることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを<u>確認</u>する。</p>	<p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度に応じた<u>妥当な</u>安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる<u>こと</u>とする(評価項目は応力等)。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(a)ロ. に示す許容限界を適用する。</p> <p>ロ. 基準地震動 Ss による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないように応力、荷重等を制限する。</p> <p>また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動 Ss による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。動的機能維持の評価については別添-2 に示す。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネルボックス</p> <p>地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生<u>じ</u>ることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを確認する。</p>	<p>(d) 建物・構築物の保有水平耐力</p> <p>建物・構築物については、当該建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して耐震重要度分類に応じた安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>b. 機器・配管系 (d. に記載のものを除く。)</p> <p>(a) Sクラスの機器・配管系</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまる<u>もの</u>とする(評価項目は応力等)。</p> <p>ただし、冷却材喪失事故時に作用する荷重との組合せ(原子炉格納容器バウンダリを構成する設備、非常用炉心冷却設備等における長期的荷重との組合せを除く。)に対しては、下記(a) ii に示す許容限界を適用する。</p> <p>ii 基準地震動 S s による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼすことがないように応力、荷重等を制限する。</p> <p>また、地震時又は地震後に動的機能が要求される機器等については、基準地震動 S s による応答に対して、実証試験等により確認されている機能確認済加速度等を許容限界とする。動的機能維持の評価については別添-2 に示す。</p> <p>(b) Bクラス及びCクラスの機器・配管系</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする(評価項目は応力等)。</p> <p>(c) チャンネル・ボックス</p> <p>地震時に作用する荷重に対して、燃料集合体の冷却材流路を維持できること及び過大な変形や破損を生<u>ず</u>ることにより制御棒の挿入が阻害されることがないことを<u>確認</u>する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 土木構造物</p> <p>(a) 屋外重要土木構造物</p> <p>イ. 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>ロ. 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材のうち、鉄筋コンクリートの曲げについては、限界層間変形角、曲げ耐力又は圧縮縁コンクリート限界ひずみに対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、せん断耐力に対して適切な安全余裕を持たせることを基本とする。</p> <p>構造部材のうち、鋼管の曲げについては、終局曲率に対して十分な安全余裕を持たせることとし、せん断については、終局せん断強度に対して適切な安全余裕を持たせることを基本とする。</p> <p>ただし、構造部材の曲げ、せん断に対する上記の許容限界に代わり、許容応力度を適用することで、安全余裕を考慮する場合もある。</p> <p>なお、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>(b) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p>	<p>(d) 燃料被覆管</p> <p>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>イ. 弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。</p> <p>ロ. 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</p> <p>c. 土木構造物</p> <p>(a) 屋外重要土木構造物</p> <p>イ. 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p> <p>ロ. 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材の曲げについては限界層間変形角、許容応力度等、構造部材のせん断についてはせん断耐力、許容応力度等に対して、適切な安全余裕を持たせることとする。3次元静的材料非線形解析により評価を行うもの等、ひずみを許容値とする場合は、構造物の要求機能に応じた許容値に対し適切な安全余裕を持たせることとする。</p> <p>(b) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p>	<p>(d) 燃料被覆管</p> <p>炉心内の燃料被覆管の放射性物質の閉じ込めの機能についての許容限界は、以下のとおりとする。</p> <p>i 弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>応答が全体的におおむね弾性状態にとどまることとする。</p> <p>ii 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有し、放射性物質の閉じ込めの機能に影響を及ぼさないこととする。</p> <p>c. 土木構造物</p> <p>(a) 屋外重要土木構造物</p> <p>i. 静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p> <p>ii. 基準地震動 <math>S_s</math> による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>構造部材の曲げについては限界層間変形角、圧縮縁コンクリート限界ひずみ、曲げ耐力又は許容応力度等、面外せん断についてはせん断耐力又は許容応力度、面内せん断については限界せん断ひずみを許容限界とする。なお、限界層間変形角、圧縮縁コンクリート限界ひずみ、曲げ耐力、限界せん断ひずみ及びせん断耐力に対し適切な安全余裕を持たせることとし、それぞれの安全余裕については、各施設の機能要求等を踏まえ設定する。</p> <p>(b) その他の土木構造物</p> <p>安全上適切と認められる規格及び基準による許容値を許容限界とする。</p>	<p>・規則改正に伴う相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>②の相違</p> <p>・記載の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉はコンクリートと鋼管に区分せず、面内せん断及び面外せん断について個別に記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p><u>津波防護施設及び浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については, 当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能, 浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, その施設に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。</p> <p>e. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系((b)に記載のもののうち, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の基礎地盤</p> <p>イ. 基準地震動S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が, 安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>ロ. 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して, 安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>イ. 基準地震動S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が, 安全上適切と認められる規格及び基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系及びその他の土木構造物の基礎地盤 上記(a)ロ.による許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>d. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p><u>津波防護施設及び浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物については, 当該施設及び建物・構築物が構造全体としての変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能, 浸水防止機能)が保持できるものとする(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。</p> <p>e. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系(津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の基礎地盤</p> <p>イ. 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して, 安全上適切と認められる規格, 基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>ロ. 基準地震動S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が, 安全上適切と認められる規格, 基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>イ. 基準地震動S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 上記(a)ロ.による許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びにその他の土木構造物の基礎地盤 上記(a)イ.による許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>d. 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物</p> <p><u>津波防護施設並びに津波防護施設, 浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物については, <u>基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して, 当該施設及び建物・構築物が構造全体として変形能力(終局耐力時の変形)及び安定性について十分な余裕を有するとともに, その施設に要求される機能(津波防護機能, 浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする(評価項目はせん断ひずみ, 応力等)。</u></p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備については, <u>基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して, その設備に要求される機能(浸水防止機能及び津波監視機能)が保持できるものとする。さらに, 浸水防止設備のうち隔離弁, ポンプ及び配管については, 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して, おおむね弾性状態にとどまるものとする。</u></p> <p>e. 基礎地盤の支持性能</p> <p>(a) Sクラスの建物・構築物及びSクラスの機器・配管系((b)に記載のもののうち, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備を除く。)の基礎地盤</p> <p>i. 弾性設計用地震動S<sub>d</sub>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界 接地圧に対して, 安全上適切と認められる規格, 基準等による地盤の短期許容支持力度を許容限界とする。</p> <p>ii. 基準地震動S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が, 安全上適切と認められる規格, 基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(b) 屋外重要土木構造物, 津波防護施設, 浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>津波防護施設, 浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物の基礎地盤</p> <p>i. 基準地震動S<sub>s</sub>による地震力との組合せに対する許容限界 接地圧が, 安全上適切と認められる規格, 基準等による地盤の極限支持力度に対して適切な余裕を有することを確認する。</p> <p>(c) Bクラス及びCクラスの建物・構築物, Bクラス及びCクラスの機器・配管系並びに<u>その他の土木構造物の基礎地盤</u> 上記(a)i.による許容支持力度を許容限界とする。</p>	<p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ③の相違</p> <p>・設備構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考												
<p>5. 地震応答解析の方針</p> <p>5.1 建物・構築物</p> <p>(1) 入力地震動</p> <p><u>入力地震動の評価においては、解放基盤表面以浅の影響を適切に考慮するため、5～7号炉の解放基盤表面はそれぞれ第1表に示す位置とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="210 548 881 720"> <caption>第1表 入力地震動の評価における解放基盤表面の位置</caption> <thead> <tr> <th>号炉</th> <th>標高 T.M.S.L.※(m)</th> <th>整地面からの深さ(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉</td> <td>-134</td> <td>146</td> </tr> <tr> <td>6号炉</td> <td>-155</td> <td>167</td> </tr> <tr> <td>7号炉</td> <td>-155</td> <td>167</td> </tr> </tbody> </table> <p>※T.M.S.L.：東京湾平均海面。Tokyo bay Mean Sea Levelの略で、東京湾での検潮に基づき設定された陸地の高さの基準</p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 S<sub>s</sub> 及び弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>・静的地震力による評価については別添-3に示す。</p> <p>また、耐震Bクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> を2分の1倍したものをを用いる。</p> <p><u>入力地震動の考え方については別添-8に示す。</u></p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法</p>	号炉	標高 T.M.S.L.※(m)	整地面からの深さ(m)	5号炉	-134	146	6号炉	-155	167	7号炉	-155	167	<p>5. 地震応答解析の方針</p> <p>5.1 建物・構築物</p> <p>(1) 入力地震動</p> <p><u>建物・構築物の動的解析モデルに対する水平方向及び鉛直方向の入力地震動は、解放基盤表面で定義された基準地震動 S<sub>s</sub> 及び弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> を用いて設定する。</u></p> <p><u>原子炉格納施設設置位置周辺は、地質調査の結果によれば、約1.4km/sのS波速度を持つ堅硬な岩盤が十分な広がりをもって存在することが確認されており、建物・構築物はこの堅硬な岩盤に支持させる。</u></p> <p><u>敷地周辺には中生界ジュラ系の砂岩、頁岩等が広く分布し、原子炉建屋の設置レベルにもこの岩盤が分布していることから、解放基盤表面は、この岩盤が分布する原子炉建屋の設置位置O.P.-14.1mに設定する。</u></p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 S<sub>s</sub> 及び弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> を基に、対象建物・構築物の地盤の非線形特性等の条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析、1次元波動論又は1次元地盤応答解析により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> 及び静的地震力による評価については別添-3に示す。</p> <p>また、Bクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> に2分の1を乗じたものをを用いる。</p> <p><u>入力地震動の考え方については別添-8に示す。</u></p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答曲線の策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析法によ</p>	<p>5. 地震応答解析の方針</p> <p>5.1 建物・構築物</p> <p>(1) 入力地震動</p> <p><u>解放基盤表面は、S波速度が700m/s以上となっている標高-10mとしている。</u></p> <p>建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 S<sub>s</sub> 及び弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> を基に、対象建物・構築物の地盤条件を適切に考慮したうえで、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係や対象建物・構築物位置と炉心位置での地質・速度構造の違いにも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。弾性設計用地震動 S<sub>d</sub>・静的地震力による評価については別添-3に示す。</p> <p>また、耐震Bクラスの建物・構築物のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 S<sub>d</sub> に2分の1を乗じたものをを用いる。</p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、建物・構築物に応じた適切な解析条件を設定する。また、原則として、建物・構築物の地震応答解析及び床応答スペクトルの策定は、線形解析及び非線形解析に適用可能な時刻歴応答解析</p>	<p>備考</p> <p>・解放基盤表面位置の設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7，女川2】</p> <p>各プラント固有の地盤条件に基づき、解放基盤表面位置を設定する</p> <p>・別添資料の相違</p> <p>【柏崎6/7，女川2】</p> <p>島根2号炉は入力地震動について別紙-16に記載</p>
号炉	標高 T.M.S.L.※(m)	整地面からの深さ(m)													
5号炉	-134	146													
6号炉	-155	167													
7号炉	-155	167													



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>による。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p><u>なお、建物の補助壁を耐震壁として考慮するに当たっては、耐震壁としての適用性を確認した上で、適切な解析モデルを設定する。</u></p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況及び地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて、地盤ばねには、基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。<u>コンクリートの実強度を考慮して鉄筋コンクリート造耐震壁の剛性を設定する場合は、建物・構築物ごとの建設時の試験データ等の代表性、保守性を確認した上で適用する。</u></p> <p>また、材料のばらつきによる変動のうち建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定した上で、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p>	<p>る。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて、地盤ばねには<u>必要に応じて</u>、基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。<u>平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震等の地震やコンクリートの乾燥収縮によるひび割れ等に伴う初期剛性の低下については、観測記録や試験データなどから適切に応答解析モデルへ反映し、保守性を確認した上で適用する。屋外重要土木構造物については、平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震等の地震に起因するひび割れが認められないこと及び地中構造物である屋外重要土木構造物に対する支配的な地震時荷重である土圧は、ひび割れ等に起因する初期剛性低下を考慮しない方が保守的な評価となることから、初期剛性低下は考慮しない。また、必要に応じて建物・構築物及び機器・配管系の設計用地震力に及ぼす影響を検討する。</u></p> <p>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。</p>	<p>法による。</p> <p>建物・構築物の地震応答解析に当たっては、建物・構築物の剛性はそれらの形状、構造特性等を十分考慮して評価し、集中質点系等に置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建物・構築物と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、基礎版の平面形状、基礎側面と地盤の接触状況、地盤の剛性等を考慮して定める。各入力地震動が接地率に与える影響を踏まえて、地盤ばねには、基礎浮上りによる非線形性又は誘発上下動を考慮できる浮上り非線形性を考慮するものとする。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験によるものを用いる。</p> <p>地震応答解析に用いる材料定数については、地盤の諸定数も含めて材料のばらつきによる変動幅を適切に考慮する。</p> <p><u>建物・構築物の動的解析において、地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで実施した液状化強度試験結果よりも保守的な簡易設定法を用いて設定する。</u></p> <p>また、材料のばらつきによる変動のうち建物・構築物の振動性状や応答性状に及ぼす影響として考慮すべき要因を選定したうえで、選定された要因を考慮した動的解析により設計用地震力を設定する。</p>	<p>備考</p> <p>・モデル化方針の相違【柏崎6/7】</p> <p>柏崎 6/7 は補助壁を耐震壁として考慮するが、島根 2号炉は考慮しない（既工認から変更なし）</p> <p>・モデル化方針の相違【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7は耐震壁の剛性を実剛性とするが、島根 2号炉は設計剛性とする（既工認から変更なし）</p> <p>【女川2】</p> <p>女川 2 は初期剛性の低下を考慮するが島根 2号炉では初期剛性の低下はないため考慮しない</p> <p>・動的解析及び液状化強度特性の設定方針の相違【柏崎 6/7】</p> <p>女川 2、島根 2号炉は動的解析について記載している。また、島根 2号炉は簡易設定法により設定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響については、建物・構築物の3次元FEMモデルによる解析に基づき、施設の重要性、<u>建屋規模</u>、<u>構造特性</u>を考慮して評価する。3次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析法による。</p> <p>5.2 機器・配管系</p> <p>(1) 入力地震動又は入力地震力</p> <p>機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math>、又は当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線又は時刻歴応答波とする。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による評価については別添-3に示す。</p> <p>また、<u>耐震Bクラスの機器・配管系のうち共振のおそれがあり</u>、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> を基に作成した設計用床応答曲線の応答加速度を2分の1倍したものをを用いる。</p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各物性値は適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。</p> <p>また、評価にあたっては建物・構築物の剛性及び地盤物性等の不確かさを適切に考慮する。<u>原子炉本体基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確かさや保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</u></p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう1質点系モデル、多質点系モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモー</p>	<p>建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響については、建物・構築物の3次元FEMモデルによる解析に基づき、施設の重要性、<u>建屋規模及び構造特性</u>を考慮して評価する。3次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析法による。</p> <p>5.2 機器・配管系</p> <p>(1) 入力地震動又は入力地震力</p> <p>機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math>、若しくは当該機器・配管系の設置床における設計用床応答曲線又は時刻歴応答波とする。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による評価については別添-3に示す。</p> <p>また、Bクラスの機器・配管系のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> を基に作成した設計用床応答曲線の応答加速度を2分の1倍したものをを用いる。</p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>また、評価にあたっては建物・構築物の剛性、<u>地盤物性のばらつき等</u>を適切に考慮する。<u>原子炉本体の基礎については、鋼板とコンクリートの複合構造物として、より現実に近い適正な地震応答解析を実施する観点から、コンクリートの剛性変化を適切に考慮した復元力特性を設定する。復元力特性の設定に当たっては、既往の知見や実物の原子炉本体の基礎を模擬した試験体による加力試験結果を踏まえて、妥当性、適用性を確認するとともに、設定における不確かさや保守性を考慮し、機器・配管系の設計用地震力を設定する。なお、原子炉本体の基礎の構造強度は、鋼板のみで地震力に耐える設計とする。</u></p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダ</p>	<p>建物・構築物の3次元応答性状及び機器・配管系への影響については、建物・構築物の3次元FEMモデルによる解析に基づき、施設の重要性、<u>建物規模</u>、<u>構造特性</u>を考慮して評価する。3次元応答性状等の評価は、時刻歴応答解析法又は<u>線形解析に適用可能な周波数応答解析法</u>による。</p> <p>5.2 機器・配管系</p> <p>(1) 入力地震動又は入力地震力</p> <p>機器・配管系の地震応答解析における入力地震動又は入力地震力は、基準地震動 <math>S_s</math> 及び弾性設計用地震動 <math>S_d</math>、又は当該機器・配管系の設置床における設計用床応答スペクトル又は時刻歴応答波とする。弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による評価については別添-3に示す。</p> <p>また、Bクラスの機器・配管系のうち共振のおそれがあり、動的解析が必要なものに対しては、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> を基に作成した設計用床応答スペクトルの応答加速度に2分の1を乗じたものをを用いる。</p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各物性値は、適切な規格及び基準又は試験等の結果に基づき設定する。</p> <p>また、評価に当たっては建物・構築物の剛性及び地盤物性等の不確かさを適切に考慮する。</p> <p>機器の解析に当たっては、形状、構造特性等を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるよう質点系モデル、有限要素モデル等に置換し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトル</p>	<p>・解析手法の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】 第1部「1.4.1.3(2) b.地震応答解析」の記載を踏まえ、島根2号炉は周波数応答解析法を用いる</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】 柏崎6/7は原子炉圧力容器基礎の復元力特性を考慮するが、島根2号炉は考慮しない（既工認から変更なく弾性解析）ため、相違する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、<u>適切なモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法等</u>により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、<u>衝突・すべり等の非線形現象を模擬する場合等には時刻歴応答解析法を用いる等</u>、解析対象とする現象、対象設備の振動特性・構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、応答解析モデルは設備の3次元的な広がり及び当該設備の対称性を踏まえ、応答を適切に評価できる場合は1次元モデルや2次元モデルを用い、3次元的な応答性状を把握する必要がある場合は3次元的な配置をモデル化する等、その応答を適切に評価できるモデルを用いることとし、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>5.3 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動</p> <p>屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 <math>S_s</math> を基に、対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で、必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。静的地震力による評価については別添-3に示す。</p> <p><u>入力地震動の考え方については別添-8に示す。</u></p>	<p>ル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、配管の形状や構造を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるモデルを作成し、設計用床応答曲線を用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、衝突、すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等、解析対象とする現象、対象設備の振動特性、構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、応答解析モデルは設備の3次元的な広がり及び当該設備の対称性を踏まえ、応答を適切に評価できる場合は1次元モデルや2次元モデルを用い、3次元的な応答性状を把握する必要がある場合は3次元的な配置をモデル化する等、その応答を適切に評価できるモデルを用いることとし、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>5.3 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動</p> <p>屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 <math>S_s</math> を基に、対象構造物の地盤条件を適切に考慮した上で1次元波動論により、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。静的地震力による評価については別添-3に示す。</p> <p><u>入力地震動の考え方については別添-8に示す。</u></p>	<p>モーダル解析法又は時刻歴応答解析法により応答を求める。</p> <p>配管系については、<u>配管の形状や構造を考慮して、代表的な振動モードを適切に表現できるモデルを作成し、設計用床応答スペクトルを用いたスペクトルモーダル解析法又は時刻歴応答解析法</u>により応答を求める。</p> <p>スペクトルモーダル解析法及び時刻歴応答解析法の選択に当たっては、<u>衝突、すべり等の非線形現象を模擬する観点又は既往研究の知見を取り入れ実機の挙動を模擬する観点で、建物・構築物の剛性、地盤物性のばらつき等への配慮をしつつ時刻歴応答解析法を用いる等</u>、解析対象とする現象、対象設備の振動特性、構造特性等を考慮し適切に選定する。</p> <p>また、応答解析モデルは設備の3次元的な広がり及び当該設備の対称性を踏まえ、応答を適切に評価できる場合は1次元モデルや2次元モデルを用い、3次元的な応答性状を把握する必要がある場合は3次元的な配置をモデル化する等、その応答を適切に評価できるモデルを用いることとし、水平2方向及び鉛直方向の応答成分について適切に組み合わせるものとする。</p> <p>なお、剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>5.3 屋外重要土木構造物 (1) 入力地震動</p> <p>屋外重要土木構造物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 <math>S_s</math> を基に、対象構造物の地盤条件を適切に考慮したうえで、<u>必要に応じ2次元FEM解析又は1次元波動論により</u>、地震応答解析モデルの入力位置で評価した入力地震動を設定する。地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意し、地盤の非線形応答に関する動的変形特性を考慮する。また、必要に応じ敷地における観測記録による検証や最新の科学的・技術的知見を踏まえ設定する。静的地震力による評価については別添-3に示す。</p>	<p>備考</p> <p>・別添資料の相違 【柏崎6/7、女川2】 島根2号炉は入力地震動について別紙-16に記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。<u>液状化及びサイクリックモビリティ等を示す土層については、敷地の中で当該土層の分布範囲等を踏まえた上で、ばらつき及び不確実性を考慮して液状化強度特性を設定する。</u></p> <p>なお、地震応答解析では、水平地震動と鉛直地震動の同時加振を基本とするが、構造物の応答特性により水平2方向の同時性を考慮する必要がある場合は、水平2方向の組合せについて適切に評価する。</p> <p>(3) 評価対象断面</p> <p>屋外重要土木構造物の評価対象断面については、構造物の形状・配置等により、耐震上の弱軸、強軸が明確である場合、構造の安定性に支配的である弱軸方向を対象とする。</p> <p>また、評価対象断面位置については、構造物の配置や荷重条件等を考慮し、耐震評価上最も厳しくなると考えられる位置を評価対象とする。</p> <p>屋外重要土木構造物の耐震評価における評価断面選定の考え方を別添-6に示す。</p>	<p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえた上で実施した液状化強度試験結果に基づき、保守性を考慮して設定する。</p> <p>また、地震応答解析では、水平地震動と鉛直地震動の同時加振とするが、構造物の応答特性により水平2方向の同時性を考慮する場合は、水平2方向の組合せについて適切に評価する。</p> <p>(3) 評価対象断面</p> <p>屋外重要土木構造物の評価対象断面については、構造物の形状・配置等により、耐震上の弱軸、強軸が明確である場合、構造の安定性に支配的である弱軸方向を対象とする。</p> <p>また、評価対象断面位置については、構造物の配置や荷重条件等を考慮し、耐震評価上最も厳しくなると考えられる位置を評価対象とする。</p> <p>屋外重要土木構造物の耐震評価における評価断面選定の考え方を別添-6に示す。</p>	<p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定するとともに、各構造物に応じた適切な解析条件を設定する。地震応答解析は、構造物と地盤の相互作用を考慮できる連成系の地震応答解析手法とし、地盤及び構造物の地震時における非線形挙動の有無や程度に応じて、線形、等価線形又は非線形解析のいずれかにて行う。<u>地震時における地盤の有効応力の変化に伴う影響を考慮する場合には、有効応力解析等を実施する。有効応力解析に用いる液状化強度特性は、敷地の原地盤における代表性及び網羅性を踏まえたうえで実施した液状化強度試験結果よりも保守的な簡易設定法を用いて設定する。</u></p> <p>なお、地震応答解析では、水平地震動と鉛直地震動の同時加振を基本とするが、構造物の応答特性により水平2方向の同時性を考慮する必要がある場合は、水平2方向の組合せについて適切に評価する。</p> <p>(3) 評価対象断面</p> <p>屋外重要土木構造物の評価対象断面については、構造物の形状・配置等により、耐震上の弱軸、強軸が明確である場合、構造の安定性に支配的である弱軸方向を対象とする。</p> <p>また、評価対象断面位置については、構造物の配置や荷重条件等を考慮し、耐震評価上最も厳しくなると考えられる位置を評価対象とする。</p> <p><u>なお、床応答算出用の断面については、線状構造物の強軸方向断面も含めて選定する。</u></p> <p>屋外重要土木構造物の耐震評価における評価断面選定の考え方を別添-6に示す。</p>	<p>・液状化強度特性の設定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉では、簡易設定法により液状化強度特性を設定する</p> <p>・断面選定方針の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉は床応答算出用断面について、線状構造物は強軸方向断面も含めて選定する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(1) 入力地震動</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備又は津波監視設備</u>が設置された建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 <math>S_s</math> を基に、構築物の<u>基礎地盤条件等</u>を考慮し設定する。</p> <p>なお、敷地内の詳細な地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意する。</p> <p>(2) <u>構造解析方法及び解析モデル</u></p> <p>動的解析による地震力の算定については、5.1(2)、5.2(2)及び5.3(2)によるものとする。</p> <p>6. 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、JEAG4601 に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。</p> <p>なお、<u>建屋</u>・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等より、その妥当性について検討する。</p> <p>地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴、<u>同モデルの振動特性</u>を考慮して適切に設定する。</p> <p>7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設を選定し評価する。</p> <p><u>波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の4つの事項につ</u></p>	<p>5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(1) 入力地震動</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 <math>S_s</math> を基に、構築物の<u>基礎地盤条件等</u>を考慮し設定する。</p> <p>なお、敷地内の詳細な地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意する。</p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p><u>解析方法及び解析モデル</u>については、5.1(2)、5.2(2)及び5.3(2)によるものとする。</p> <p>6. 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、JEAG4601 に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。</p> <p>なお、建物・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既往施設の地震観測記録等により、その妥当性について検討する。</p> <p>地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設及び設備を選定し評価する。</p> <p><u>波及的影響については、以下に示す(1)～(4)の検討事項につ</u></p>	<p>5.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物</p> <p>(1) 入力地震動</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備並びに<u>これら</u>が設置された建物・構築物の地震応答解析における入力地震動は、解放基盤表面で定義される基準地震動 <math>S_s</math> <u>又は弾性設計用地震動 <math>S_d</math></u>を基に、構築物の<u>地盤条件等</u>を考慮し設定する。</p> <p>なお、敷地内の詳細な地盤条件を考慮する場合には、地震動評価で考慮した敷地全体の地下構造との関係にも留意する。</p> <p>(2) 解析方法及び解析モデル</p> <p><u>動的解析による地震力の算定</u>については、5.1(2)、5.2(2)及び5.3(2)によるものとする。</p> <p>6. 設計用減衰定数</p> <p>応答解析に用いる減衰定数は、JEAG4601 に記載されている減衰定数を設備の種類、構造等により適切に選定するとともに、試験等で妥当性が確認された値も用いる。</p> <p>なお、<u>建物</u>・構築物の応答解析に用いる鉄筋コンクリートの減衰定数の設定については、既往の知見に加え、既設施設の地震観測記録等により、その妥当性について検討する。</p> <p>地盤と屋外重要土木建造物の連成系地震応答解析モデルの減衰定数については、地中建造物としての特徴及び同モデルの振動特性を考慮して適切に設定する。</p> <p>7. 耐震重要施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響</p> <p>耐震重要施設は、耐震重要度分類の下位のクラスに属する施設（以下「下位クラス施設」という。）の波及的影響によって、その安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>波及的影響については、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用して評価を行う。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間等を踏まえて適切に設定する。また、波及的影響においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設<u>及び設備</u>を選定し評価する。</p> <p><u>波及的影響評価に当たっては、以下(1)～(4)をもとに、敷地全</u></p>	<p>・設備構成の相違【柏崎6/7、女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違【柏崎6/7、女川2】 ①の相違</p> <p>・設備構成の相違【柏崎6/7、女川2】 ③の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>いて検討を行う。</u></p> <p>また、<u>原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</u></p> <p>(1) <u>設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</u>  a. 不等沈下  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響  b. 相対変位  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(2) <u>耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(3) <u>建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、<u>建屋内</u>の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(4) <u>建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、<u>建屋外</u>の下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p>	<p><u>て検討を行う。</u></p> <p>また、<u>原子力発電所の地震被害情報等から新たに検討すべき事項が抽出された場合には、これを追加する。</u></p> <p>(1) <u>設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下及び相対変位による影響</u>  a. 不等沈下  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響  b. 相対変位  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(2) <u>耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(3) <u>建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う<u>建屋内</u>の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(4) <u>建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う施設の設置地盤及び周辺地盤の液状化による影響を考慮した<u>建屋外</u>の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による、耐震重要施設の安</p>	<p><u>体を俯瞰した調査・検討を行い、耐震重要施設の安全機能への影響がないことを確認する。確認に当たっては、施設の配置、構成等の特徴を考慮することとし、大型の下位クラス施設と耐震重要施設が物理的に分離されず設置される等、耐震重要施設の安全機能への影響の確認において配慮を要する場合は、その特徴に留意して調査・検討を行う。</u></p> <p>なお、<u>原子力発電所の地震被害情報をもとに、以下(1)～(4)以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</u></p> <p>(1) <u>設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する不等沈下又は相対変位による影響</u>  a. 不等沈下  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う不等沈下による、耐震重要施設の安全機能への影響  b. 相対変位  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う下位クラス施設と耐震重要施設の相対変位による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(2) <u>耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、耐震重要施設に接続する下位クラス施設の損傷による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(3) <u>建物内における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う、<u>建物内</u>の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による、耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>(4) <u>屋外における下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</u>  耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に伴う<u>施設</u>の設置地盤及び周辺地盤の液状化による影響を考慮した<u>屋外</u>の下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による、耐震重要施設の安全</p>	<p>・記載の充実  【柏崎6/7, 女川2】  ⑤の相違</p> <p>・液状化検討方針の相違  【柏崎6/7】  島根2号炉, 女川2  では、施設の周辺地盤の液状化による影響を考慮する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、地震に起因する溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。</p> <p>上記観点で抽出した下位クラス施設について、抽出した過程と結果を別添-4に示す。</p> <p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについて、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>評価にあたっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。なお、本方針の詳細を別添-5に示す。</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>・建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。</p> <p>・建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。</p> <p>・整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>・3次元応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3次元FEMモデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p>	<p>全機能への影響及び周辺斜面の崩壊による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、地震に起因する溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。</p> <p>上記の観点で抽出した下位クラス施設について、抽出した過程と結果を別添-4に示す。</p> <p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについて、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。なお、本方針の詳細を別添-5に示す。</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>・建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。</p> <p>・建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。</p> <p>・整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>・3次元応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3次元FEMモデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p>	<p>機能への影響及び周辺斜面の崩壊による耐震重要施設の安全機能への影響</p> <p>なお、上記(1)～(4)の検討に当たっては、地震に起因する溢水及び火災の観点からも波及的影響がないことを確認する。</p> <p>上記観点で抽出した下位クラス施設について、抽出した過程と結果を別添-4に示す。</p> <p>8. 水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せについて、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>評価にあたっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。なお、本方針の詳細を別添-5に示す。</p> <p>(1) 建物・構築物</p> <p>a. 建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。</p> <p>b. 建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。</p> <p>c. 整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>d. 3次元応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3次元FEMモデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p>	<p>・周辺斜面の波及的影響評価方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉、女川2では、耐震重要施設の周辺に斜面があるため周辺斜面の波及的影響評価を行う</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・上記で抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、3次元FEMモデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>・評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>・<u>基準地震動</u>で評価を行う各設備を代表的な機種ごとに分類し、構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点、若しくは応答軸方向以外の振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点にて検討を行い、水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。</p> <p>・抽出された設備に対して、水平2方向及び鉛直方向に地震力が入力された場合の荷重や応力等を求め、従来の設計手法による設計上の配慮を踏まえて影響を検討する。</p> <p>(3) 屋外重要土木構造物</p> <p>・屋外重要土木構造物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに大別する。</p> <p>・従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。</p> <p>・屋外重要土木構造物は、<u>おおむね</u>地中に埋設された構造であり、<u>周辺地盤</u>からの土圧が耐震上支配的な荷重となることから、評価対象断面に対して直交方向に作用する土圧により水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響程度が決定される。したがって、<u>地盤からの土圧が直接作用する部材</u>について影響検討を行う。</p> <p>・<u>影響検討にあたっては、評価対象断面（弱軸方向）と評価対象断面に直交する縦断方向（強軸方向）の部材照査に与える影響を検討する。</u></p>	<p>・上記で抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から3次元FEMモデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>・評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。</p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>・<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u> で評価を行う各設備を代表的な機種ごとに分類し、構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点又は応答軸方向以外の振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点にて検討を行い、水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。</p> <p>・抽出された設備に対して、水平2方向及び鉛直方向に地震力が入力された場合の荷重や応力等を求め、従来の設計手法による設計上の配慮を踏まえて影響を検討する。</p> <p>(3) 屋外重要土木構造物</p> <p>・屋外重要土木構造物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに大別する。</p> <p>・従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。</p> <p>・屋外重要土木構造物は、<u>地中に埋設された構造</u>であり、<u>周辺の埋戻土</u>からの土圧が耐震上支配的な荷重となることから、評価対象断面に対して直交方向に作用する土圧により水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響程度が決定される。</p> <p>・影響検討にあたっては、構造形式等の観点から水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響が大きい構造として抽出した評価対象構造物に対して、評価対象断面（弱軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面に直交する断面の地震応答解析に基づく地震時荷重を適切に組み合わせることで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる構造部材</p>	<p>e. <u>上記で抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、3次元FEMモデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</u></p> <p>f. <u>評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。</u></p> <p>(2) 機器・配管系</p> <p>a. <u>基準地震動 S<sub>s</sub></u> で評価を行う各設備を代表的な機種ごとに分類し、構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点、若しくは応答軸方向以外の振動モード（ねじれ振動等）が生じる観点にて検討を行い、水平2方向の地震力による影響の可能性のある設備を抽出する。</p> <p>b. <u>抽出された設備に対して、水平2方向及び鉛直方向に地震力が入力された場合の荷重や応力等を求め、従来の設計手法による設計上の配慮を踏まえて影響を検討する。</u></p> <p>(3) 屋外重要土木構造物</p> <p>a. <u>屋外重要土木構造物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに大別する。</u></p> <p>b. <u>従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。</u></p> <p>c. <u>屋外重要土木構造物は、おおむね地中に埋設された構造であり、周辺地盤からの土圧が耐震上支配的な荷重となることから、評価対象断面に対して直交方向に作用する土圧により水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響程度が決定される。したがって、地盤からの土圧が直接作用する部材について影響検討を行う。</u></p> <p>d. <u>影響検討にあたっては、構造形式等の観点から水平2方向及び鉛直方向の地震力による影響が大きい構造として抽出した評価対象構造物に対して、評価対象断面（弱軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面に直交する断面の地震応答解析に基づく地震時荷重を適切に組み合わせることで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる構造部材の</u></p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない<u>建築</u>・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。主要<u>建屋</u>の平面図，断面図を別添一7に示す。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点から<u>出来る</u>限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい<u>据え付け</u>状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の<u>建屋間</u>相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置するか、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を保持するか若しくは、下位クラス施設の波及的影響を想定しても耐震重要施設の有する機能を保持する設計とする。</p>	<p>の発生応力等を算出し、耐震性への影響を確認する。</p> <p>(4) <u>津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物</p> <p>・<u>津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びに浸水防止設備</u>が設置された建物・構築物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに8.(1)，8.(2)及び8.(3)により影響を検討する。</p> <p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない建物・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。主要<u>建屋</u>の平面図，断面図を別添一7に示す。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点から<u>できる</u>限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい<u>据付</u>状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の<u>建屋間</u>相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置するか、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を保持するか若しくは、下位クラス施設の波及的影響を想定しても耐震重要施設の有する機能を保持する設計とする。</p>	<p><u>発生応力等を算出し、耐震性への影響を確認する。</u></p> <p>(4) <u>津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物</u></p> <p>・<u>津波防護施設，浸水防止設備及び津波監視設備並びにこれらが設置された建物・構築物について、各構造物の構造上の特徴を踏まえ、構造形式ごとに8.(1)，8.(2)及び8.(3)により影響を検討する。</u></p> <p>9. 構造計画と配置計画</p> <p>設計基準対象施設の構造計画及び配置計画に際しては、地震の影響が低減されるように考慮する。</p> <p>建物・構築物は、原則として剛構造とし、重要な建物・構築物は、地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に支持させる。剛構造としない<u>建物</u>・構築物は、剛構造と同等又はそれを上回る耐震安全性を確保する。主要<u>建物</u>の平面図，断面図を別添一7に示す。</p> <p>機器・配管系は、応答性状を適切に評価し、適用する地震力に対して構造強度を有する設計とする。配置に自由度のあるものは、耐震上の観点から<u>できる</u>限り重心位置を低くし、かつ、安定性のよい<u>据付け</u>状態になるよう配置する。</p> <p>また、建物・構築物の<u>建物間</u>相対変位を考慮しても、建物・構築物及び機器・配管系の耐震安全性を確保する設計とする。</p> <p>下位クラス施設は原則、耐震重要施設に対して離隔をとり配置するか、耐震重要施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して耐震性を保持するか若しくは、下位クラス施設の波及的影響を想定しても耐震重要施設の有する機能を保持する設計とする。</p>	<p>・津波防護施設他の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉，女川 2では、津波防護施設他の水平2方向及び鉛直方向の地震力の組合せに関する影響評価方針を記載している</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7，女川 2】</p> <p>①の相違</p> <p>・設備構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7，女川 2】</p> <p>①の相違</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)  
 波線・・記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

まとめ資料比較表 [第4条 地震による損傷の防止 別添-1]

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																				
<p>別添-1 設計用地震力</p> <p>1. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <table border="1" data-bbox="186 531 908 898"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐震クラス</th> <th>地震層せん断力係数及び水平震度</th> <th>鉛直震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物・構築物</td> <td>S</td> <td>3.0 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>1.0 C<sub>v</sub></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.5 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.0 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機器・配管系</td> <td>S</td> <td>3.6 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>1.2 C<sub>v</sub></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.8 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.2 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木構築物</td> <td>C</td> <td>1.0 C<sub>i</sub> (注)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) C<sub>i</sub>: 標準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性及び地盤の種類等を考慮して求められる値で柏崎刈羽6号及び7号炉については建設時に算定した C<sub>i</sub> を用いる。</p>	種別	耐震クラス	地震層せん断力係数及び水平震度	鉛直震度	建物・構築物	S	3.0 C <sub>i</sub> (注)	1.0 C <sub>v</sub>	B	1.5 C <sub>i</sub> (注)	—	C	1.0 C <sub>i</sub> (注)	—	機器・配管系	S	3.6 C <sub>i</sub> (注)	1.2 C <sub>v</sub>	B	1.8 C <sub>i</sub> (注)	—	C	1.2 C <sub>i</sub> (注)	—	土木構築物	C	1.0 C <sub>i</sub> (注)	—	<p>別添-1 設計用地震力</p> <p>1. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、次の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <table border="1" data-bbox="982 541 1703 898"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>耐震クラス</th> <th>地震層せん断力係数*1及び水平震度</th> <th>鉛直震度*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物・構築物</td> <td>S</td> <td>3.0・C<sub>i</sub></td> <td>1.0・C<sub>v</sub> (0.240)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.5・C<sub>i</sub></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.0・C<sub>i</sub></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機器・配管系</td> <td>S</td> <td>3.6・C<sub>i</sub></td> <td>1.2・C<sub>v</sub> (0.288)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.8・C<sub>i</sub></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.2・C<sub>i</sub></td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木構築物</td> <td>C</td> <td>1.0・C<sub>i</sub></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注記 *1: 地震層せん断力係数 C<sub>i</sub> は、標準せん断力係数を0.2以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。  <math>C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0</math>  <math>R_t</math>: 振動特性係数 0.8  <math>A_i</math>: C<sub>i</sub> の分布係数  <math>C_0</math>: 標準せん断力係数 0.2</p> <p>*2: 鉛直震度 C<sub>v</sub> は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定とする。また次式より求めた値を表に記載した。  <math>C_v = 0.3 \cdot R_v</math>  <math>R_v</math>: 振動特性係数 0.8</p>	項目	耐震クラス	地震層せん断力係数*1及び水平震度	鉛直震度*2	建物・構築物	S	3.0・C <sub>i</sub>	1.0・C <sub>v</sub> (0.240)	B	1.5・C <sub>i</sub>	—	C	1.0・C <sub>i</sub>	—	機器・配管系	S	3.6・C <sub>i</sub>	1.2・C <sub>v</sub> (0.288)	B	1.8・C <sub>i</sub>	—	C	1.2・C <sub>i</sub>	—	土木構築物	C	1.0・C <sub>i</sub>	—	<p>別添-1 設計用地震力</p> <p>1. 静的地震力</p> <p>静的地震力は、以下の地震層せん断力係数及び震度に基づき算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1789 516 2510 1003"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>耐震クラス</th> <th>地震層せん断力係数及び水平震度</th> <th>鉛直震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建物・構築物</td> <td>S</td> <td>3.0 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>1.0 C<sub>v</sub> 注2 (0.240)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.5 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.0 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機器・配管系</td> <td>S</td> <td>3.6 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>1.2 C<sub>v</sub> 注2 (0.288)</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1.8 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>1.2 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>土木構築物</td> <td>C</td> <td>1.0 C<sub>i</sub> 注1</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1: 地震層せん断力係数 C<sub>i</sub> は、標準せん断力係数を0.2とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値で次式に基づく。  <math>C_i = R_t \cdot A_i \cdot C_0</math>  <math>R_t</math>: 振動特性係数 0.8  <math>A_i</math>: C<sub>i</sub> の分布係数  <math>C_0</math>: 標準せん断力係数 0.2</p> <p>注2: 鉛直震度 C<sub>v</sub> は、震度 0.3 以上を基準とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮し、高さ方向に一定とする。また次式より求めた値を表に記載した。  <math>C_v = 0.3 \cdot R_v</math>  <math>R_v</math>: 振動特性係数 0.8</p>	種別	耐震クラス	地震層せん断力係数及び水平震度	鉛直震度	建物・構築物	S	3.0 C <sub>i</sub> 注1	1.0 C <sub>v</sub> 注2 (0.240)	B	1.5 C <sub>i</sub> 注1	—	C	1.0 C <sub>i</sub> 注1	—	機器・配管系	S	3.6 C <sub>i</sub> 注1	1.2 C <sub>v</sub> 注2 (0.288)	B	1.8 C <sub>i</sub> 注1	—	C	1.2 C <sub>i</sub> 注1	—	土木構築物	C	1.0 C <sub>i</sub> 注1	—	
種別	耐震クラス	地震層せん断力係数及び水平震度	鉛直震度																																																																																				
建物・構築物	S	3.0 C <sub>i</sub> (注)	1.0 C <sub>v</sub>																																																																																				
	B	1.5 C <sub>i</sub> (注)	—																																																																																				
	C	1.0 C <sub>i</sub> (注)	—																																																																																				
機器・配管系	S	3.6 C <sub>i</sub> (注)	1.2 C <sub>v</sub>																																																																																				
	B	1.8 C <sub>i</sub> (注)	—																																																																																				
	C	1.2 C <sub>i</sub> (注)	—																																																																																				
土木構築物	C	1.0 C <sub>i</sub> (注)	—																																																																																				
項目	耐震クラス	地震層せん断力係数*1及び水平震度	鉛直震度*2																																																																																				
建物・構築物	S	3.0・C <sub>i</sub>	1.0・C <sub>v</sub> (0.240)																																																																																				
	B	1.5・C <sub>i</sub>	—																																																																																				
	C	1.0・C <sub>i</sub>	—																																																																																				
機器・配管系	S	3.6・C <sub>i</sub>	1.2・C <sub>v</sub> (0.288)																																																																																				
	B	1.8・C <sub>i</sub>	—																																																																																				
	C	1.2・C <sub>i</sub>	—																																																																																				
土木構築物	C	1.0・C <sub>i</sub>	—																																																																																				
種別	耐震クラス	地震層せん断力係数及び水平震度	鉛直震度																																																																																				
建物・構築物	S	3.0 C <sub>i</sub> 注1	1.0 C <sub>v</sub> 注2 (0.240)																																																																																				
	B	1.5 C <sub>i</sub> 注1	—																																																																																				
	C	1.0 C <sub>i</sub> 注1	—																																																																																				
機器・配管系	S	3.6 C <sub>i</sub> 注1	1.2 C <sub>v</sub> 注2 (0.288)																																																																																				
	B	1.8 C <sub>i</sub> 注1	—																																																																																				
	C	1.2 C <sub>i</sub> 注1	—																																																																																				
土木構築物	C	1.0 C <sub>i</sub> 注1	—																																																																																				

2. 動的地震力

動的地震力は、以下の入力地震動に基づき算定する。

種別	耐震クラス	入力地震動 <sup>(注1)</sup>	
		水平地震動	鉛直地震動
建物・構築物	S	弾性設計用地震動 Sd	弾性設計用地震動 Sd
		基準地震動 Ss	基準地震動 Ss
	B	弾性設計用地震動 Sd×1/2 <sup>(注2)</sup>	弾性設計用地震動 Sd×1/2 <sup>(注2)</sup>
津波防護施設・浸水防止設備・津波監視設備	S	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss
機器・配管系	S	設計用床応答曲線 Sd 又は 弾性設計用地震動 Sd	設計用床応答曲線 Sd 又は 弾性設計用地震動 Sd
		設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss	設計用床応答曲線 Ss 又は 基準地震動 Ss
	B	設計用床応答曲線 Sd×1/2 <sup>(注2)</sup>	設計用床応答曲線 Sd×1/2 <sup>(注2)</sup>
土木構築物	屋外重要土木構築物	C	基準地震動 Ss

(注1) 設計用床応答曲線は、弾性設計用地震動 Sd 及び基準地震動 Ss に基づき作成した設計用床応答曲線とする。

(注2) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

2. 動的地震力

動的地震力は、以下の地震動に基づき算定する。

項目	耐震クラス	地震動	
		水平	鉛直
建物・構築物	S	弾性設計用地震動 Sd	弾性設計用地震動 Sd
		基準地震動 Ss	基準地震動 Ss
	B	弾性設計用地震動 Sd×1/2 <sup>*1</sup>	弾性設計用地震動 Sd×1/2 <sup>*1</sup>
津波防護施設 浸水防止設備 津波監視設備	S	基準地震動 Ss	基準地震動 Ss
機器・配管系	S	弾性設計用地震動 Sd	弾性設計用地震動 Sd
		基準地震動 Ss	基準地震動 Ss
	B	弾性設計用地震動 Sd×1/2 <sup>*1</sup>	弾性設計用地震動 Sd×1/2 <sup>*1</sup>
土木構築物	屋外重要土木構築物	C	基準地震動 Ss

\*1：水平及び鉛直方向の地震動に対して、共振のおそれのある施設に適用する。

2. 動的地震力

動的地震力は、以下の入力地震動に基づき算定する。

種別	耐震クラス	入力地震動	
		水平地震動	鉛直地震動
建物・構築物	S	弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d
		基準地震動 S s	基準地震動 S s
	B	弾性設計用地震動 S d × 1 / 2 <sup>注1</sup>	弾性設計用地震動 S d × 1 / 2 <sup>注1</sup>
津波防護施設 浸水防止設備 <sup>注2</sup> 津波監視設備	S	基準地震動 S s	基準地震動 S s
機器・配管系	S	弾性設計用地震動 S d	弾性設計用地震動 S d
		基準地震動 S s	基準地震動 S s
	B	弾性設計用地震動 S d × 1 / 2 <sup>注1</sup>	弾性設計用地震動 S d × 1 / 2 <sup>注1</sup>
土木構築物	屋外重要土木構築物	C	基準地震動 S s

注1：水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。

注2：浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、基準地震動 S s 及び弾性設計用地震動 S d による地震力を適用する。

・設備構成の相違【柏崎 6/7, 女川 2】  
島根 2号炉では、浸水防止設備に該当する隔離弁、ポンプ及び配管があるため、その設計方針を記載している

3. 設計用地震力

種別	耐震クラス	入力地震動		設計用地震力
		水平	鉛直	
建物・構築物	S	地震層せん断力係数 3.0 C <sub>i</sub>	静的震度 1.0 C <sub>v</sub>	荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法による。
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	
		基準地震動 S <sub>s</sub>	基準地震動 S <sub>s</sub>	
	B	地震層せん断力係数 1.5 C <sub>i</sub>	—	静的地震力とする。
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> ×1/2	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> ×1/2	水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法による。 <sup>(注1)</sup>
	C	地震層せん断力係数 1.0 C <sub>i</sub>	—	静的地震力とする。
津波防護施設・浸水防止設備・津波監視設備	S	設計用床応答曲線 S <sub>s</sub> 又は 基準地震動 S <sub>s</sub>	設計用床応答曲線 S <sub>s</sub> 又は 基準地震動 S <sub>s</sub>	荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法又は二乗和平方根 (SRSS) 法による。若しくは鉛直地震力は水平地震力と同時に作用するものとする。 <sup>(注2) (注3)</sup>

3. 設計用地震力

設計用地震力は、以下のとおり静的地震力及び動的地震力に基づく条件を設定する。

項目	耐震クラス	適用する地震動等		備考
		水平	鉛直	
建物・構築物	S	地震層せん断力係数 3.0 C <sub>i</sub>	静的震度 1.0 C <sub>v</sub>	荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法による。 <sup>(注1)</sup>
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	
		基準地震動 S <sub>s</sub>	基準地震動 S <sub>s</sub>	
	B	地震層せん断力係数 1.5 C <sub>i</sub>	—	水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法による。 <sup>(注2)</sup>
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> ×1/2	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> ×1/2	
	C	地震層せん断力係数 1.0 C <sub>i</sub>	—	静的地震力とする。 <sup>(注3)</sup>
津波防護施設 浸水防止設備 津波監視設備	S	基準地震動 S <sub>s</sub>	基準地震動 S <sub>s</sub>	荷重の組合せは、組合せ係数法又は二乗和平方根 (SRSS) 法による。 <sup>(注3)</sup>

3. 設計用地震力

設計用地震力は、1.及び2.に基づき以下の通り設定する。

種別	耐震クラス	設計用地震力		備考
		水平	鉛直	
建物・構築物	S	地震層せん断力係数 3.0 C <sub>i</sub> に基づく地震力	静的震度 1.0 C <sub>v</sub> に基づく地震力	荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合は同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合は組合せ係数法による。 <sup>(注1)</sup>
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> に基づく地震力	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> に基づく地震力	
		基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	
	B	地震層せん断力係数 1.5 C <sub>i</sub> に基づく地震力	—	静的地震力とする。 <sup>(注2)</sup>
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> ×1/2 に基づく地震力 <sup>(注1)</sup>	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> ×1/2 に基づく地震力 <sup>(注1)</sup>	
	C	地震層せん断力係数 1.0 C <sub>i</sub> に基づく地震力	—	静的地震力とする。 <sup>(注3)</sup>
津波防護施設 浸水防止設備 <sup>(注6)</sup> 津波監視設備	S	基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	荷重の組合せは、組合せ係数法又は二乗和平方根 (SRSS) 法による。若しくは鉛直地震力は水平地震力と同時に作用するものとする。 <sup>(注1) (注3)</sup>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

種別	耐震クラス	入力地震動		設計用地震力
		水平	鉛直	
機器・配管系	S	静的震度 3.6 C <sub>i</sub>	静的震度 1.2 C <sub>v</sub>	(注2) (注3) 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合には同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法による。
		設計用床応答曲線 S <sub>d</sub> 又は 弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	設計用床応答曲線 S <sub>d</sub> 又は 弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	
		設計用床応答曲線 S <sub>s</sub> 又は 基準地震動 S <sub>s</sub>	設計用床応答曲線 S <sub>s</sub> 又は 基準地震動 S <sub>s</sub>	
	B	静的震度 1.8 C <sub>i</sub>	—	(注3) (注4) 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法による。
		設計用床応答曲線 S <sub>d</sub> × 1/2 (注1)	設計用床応答曲線 S <sub>d</sub> × 1/2 (注1)	
	C	静的震度 1.2 C <sub>i</sub>	—	静的地震力とする。
土木構造物	C	静的震度 1.0 C <sub>i</sub>	—	静的地震力とする。
		基準地震動 S <sub>s</sub>	基準地震動 S <sub>s</sub>	設計用地震力は動的地震力とする。 鉛直地震力は、水平地震力と同時に作用するものとする。
土木構造物	C	静的震度 1.0 C <sub>i</sub>	—	静的地震力とする。

(注1) 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。  
 (注2) 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 (注3) 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 (注4) 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)

項目	耐震クラス	適用する地震動等		備考
		水平	鉛直	
機器・配管系	S	静的震度 3.6C <sub>i</sub>	静的震度 1.2C <sub>v</sub>	*3 *4 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合には同時に不利に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法による。
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub>	
		基準地震動 S <sub>s</sub>	基準地震動 S <sub>s</sub>	
	B	静的震度 1.8C <sub>i</sub>	—	*3 *5 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法による。
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> × 1/2 (注1)	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> × 1/2 (注1)	
	C	静的震度 1.2C <sub>i</sub>	—	—
土木構造物	C	静的震度 1.0C <sub>i</sub>	—	—
		基準地震動 S <sub>s</sub>	基準地震動 S <sub>s</sub>	鉛直地震力は、水平地震力と同時に作用するものとする。
土木構造物	C	静的震度 1.0C <sub>i</sub>	—	—

\*1: 建物・構築物のうち原子炉格納容器については、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法又は絶対値和法を適用する。  
 \*2: 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。  
 \*3: 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 \*4: 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 \*5: 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。

島根原子力発電所 2号炉

種別	耐震クラス	設計用地震力		備考
		水平	鉛直	
機器・配管系	S	静的震度 3.6C <sub>i</sub> に基づく地震力	静的震度 1.2C <sub>v</sub> に基づく地震力	注2, 注3 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が静的地震力の場合には同時に不利な方向に作用するものとする。 水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法による。
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> に基づく地震力	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> に基づく地震力	
		基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	
	B	静的震度 1.8C <sub>i</sub> に基づく地震力	—	注3, 注4 荷重の組合せは、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法による。
		弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> × 1/2 に基づく地震力 <sup>注1</sup>	弾性設計用地震動 S <sub>d</sub> × 1/2 に基づく地震力 <sup>注1</sup>	
	C	静的震度 1.2C <sub>i</sub> に基づく地震力	—	静的地震力とする。

種別	耐震クラス	設計用地震力		備考
		水平	鉛直	
土木構造物	C	静的震度 1.0C <sub>i</sub> に基づく地震力	—	静的地震力とする。
		基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	基準地震動 S <sub>s</sub> に基づく地震力	設計用地震力は動的地震力とする。 鉛直地震力は、水平地震力と同時に作用するものとする。
土木構造物	C	静的震度 1.0C <sub>i</sub> に基づく地震力	—	静的地震力とする。

注1: 水平及び鉛直方向の地震動に対して共振のおそれのある施設に適用する。  
 注2: 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 注3: 絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 注4: 水平における動的と静的の大きい方の地震力と、鉛直における動的と静的の大きい方の地震力とを、絶対値和法で組み合わせてもよいものとする。  
 注5: 建物・構築物のうち原子炉格納容器については、水平方向及び鉛直方向が動的地震力の場合には二乗和平方根 (SRSS) 法又は絶対値和法を適用する。  
 注6: 浸水防止設備のうち隔離弁、ポンプ及び配管については、Sクラスの機器・配管系に対する設計用地震力を適用する。

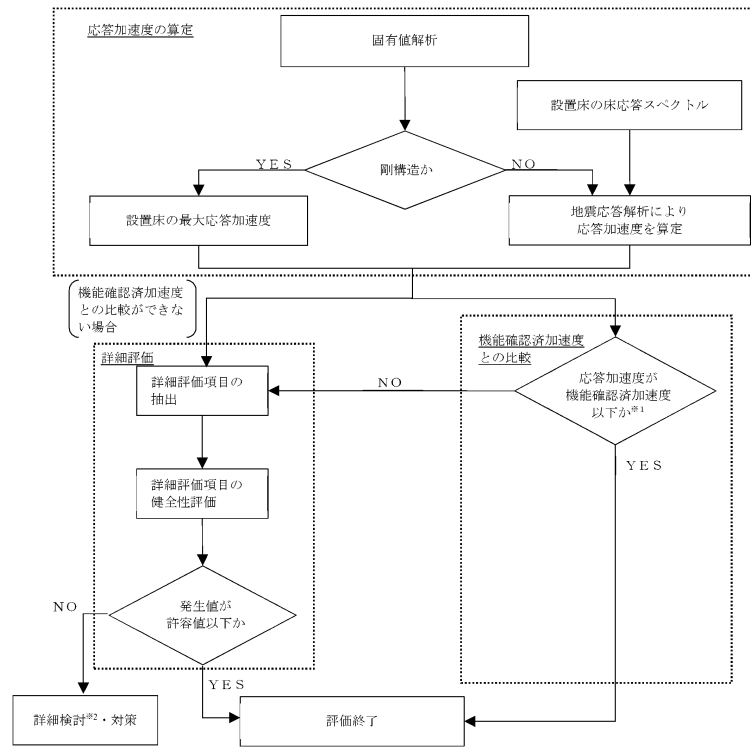
備考

・設備構成の相違【柏崎 6/7, 女川 2】  
 島根 2号炉では、浸水防止設備に該当する隔離弁、ポンプ及び配管があるため、その設計方針を記載している

実線・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)  
 波線・・記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)

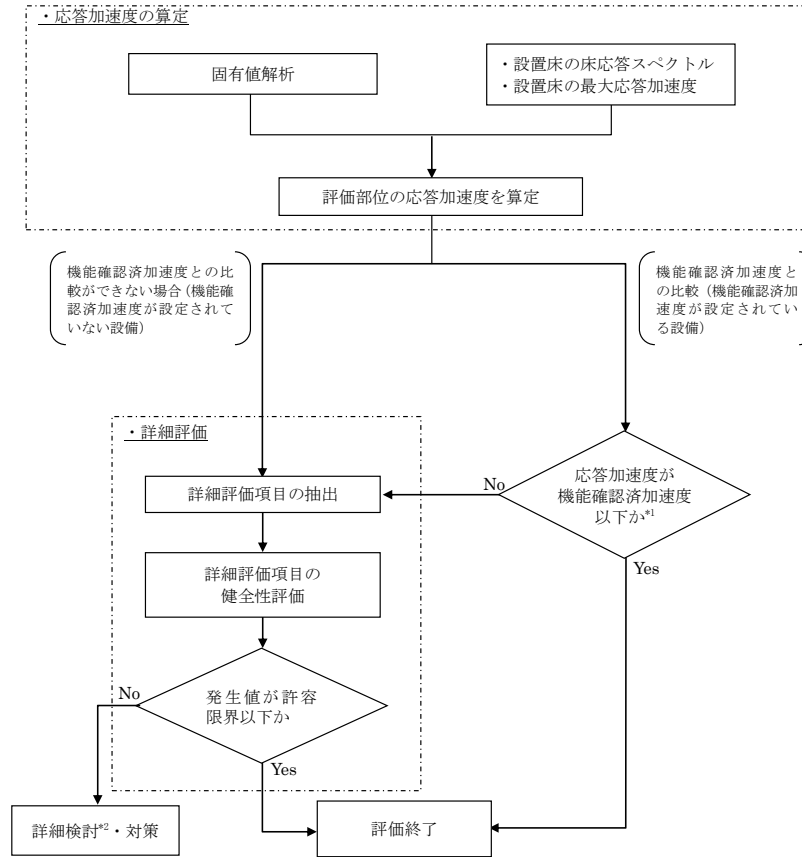
まとめ資料比較表 [第4条 地震による損傷の防止 別添-2]

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;"><u>動的機能維持の評価</u></p> <p>動的機能維持に関する評価は、以下に示す機能確認済加速度との比較により実施する。</p> <p>動的機能維持の評価手順を第 2-1 図に示す。</p> <p>1. 機能確認済加速度との比較</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による評価対象機器の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ及びポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により動的機能維持が確認された加速度である。</p> <p>制御棒の地震時挿入性の評価については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。</p> <p>2. 詳細評価</p> <p><u>機能確認済加速度の設定されていない機器</u>、基準地震動 <math>S_s</math> による応答加速度が機能確認済加速度を上回る機器については、「<u>原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版</u>」等を参考に、動的機能維持を確認する上で評価が必要となる項目を抽出し、対象部位ごとの構造強度評価または動的機能維持評価を行い、発生値が評価基準値を満足していることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;"><u>動的機能維持の評価</u></p> <p>動的機能維持に関する評価は、以下に示す機能確認済加速度との比較により実施する。</p> <p>動的機能維持の評価手順を別添 2-1 図に示す。</p> <p>1. 機能確認済加速度との比較</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による評価対象機器の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプやポンプ駆動用タービン等の機種ごとに、試験あるいは解析によって動的機能維持が確認された加速度である。</p> <p>制御棒の地震時挿入性については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。</p> <p>2. 詳細評価</p> <p><u>機能確認済加速度の設定されていない機器</u>、基準地震動 <math>S_s</math> による応答加速度が機能確認済加速度を上回る機器については、<u>JEAG4601-1991</u> 等を参考に、動的機能維持を確認する上で評価が必要となる項目を抽出し、対象部位ごとの構造強度評価又は動的機能維持評価を行い、発生値が許容限界を満足していることを確認する。</p>	<p>動的機能維持に関する評価は、以下に示す機能確認済加速度との比較により実施する。</p> <p>動的機能維持の評価手順を第 1 図に示す。</p> <p>1. <u>JEAG4601の適用性確認</u></p> <p><u>Sクラス設備並びに常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備に対して、動的機能維持の要求の有無を確認し、要求がある設備については、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1991 追補版 (以下「JEAG4601」という。)」に規定の適用範囲内であるかを確認する。適用範囲から外れ、新たな検討又は加振試験が必要な設備については、動的機能維持のための検討を実施する。</u></p> <p>2. 機能確認済加速度との比較</p> <p><u>JEAG4601に定められた適用範囲に該当する設備については、基準地震動 <math>S_s</math> による評価対象設備の応答加速度を求め、その加速度が機能確認済加速度以下であることを確認する。なお、機能確認済加速度とは、立形ポンプ、横形ポンプ及びポンプ駆動用タービン等、機種ごとに試験あるいは解析により動的機能維持が確認された加速度である。</u></p> <p>制御棒の地震時挿入性の評価については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。</p> <p>3. 詳細評価</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> による応答加速度が機能確認済加速度を上回る設備については、<u>JEAG4601</u> 等を参考に、動的機能維持を確認する上で評価が必要となる項目を抽出し、対象部位ごとの構造強度評価又は動的機能維持評価を行い、発生値が評価基準値を満足していることを確認する。</p>	



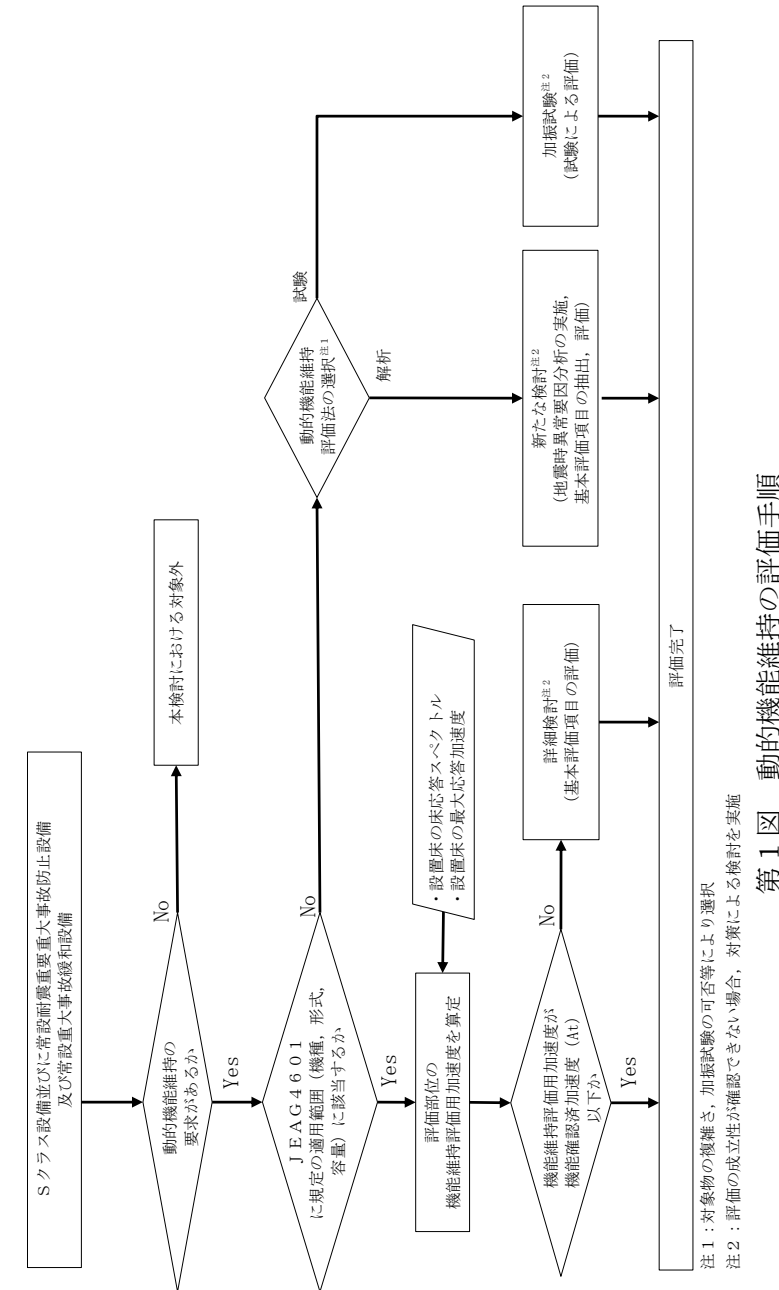
※1 制御棒の地震時挿入性の評価については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。  
 ※2 解析、試験等による検討。

第2-1図 動的機能維持の評価手順



\*1：制御棒の地震時挿入性の評価については、炉心を模擬した実物大の部分モデルによる加振時制御棒挿入性試験結果から挿入機能に支障を与えない最大燃料集合体変位を求め、地震応答解析から求めた燃料集合体変位がその最大燃料集合体変位を下回ることを確認する。  
 \*2：解析、試験等による検討。

別添2-1図 動的機能維持の評価手順



注1：対象物の複雑さ、加振試験の可否等により選択  
 注2：評価の成立性が確認できない場合、対策による検討を実施

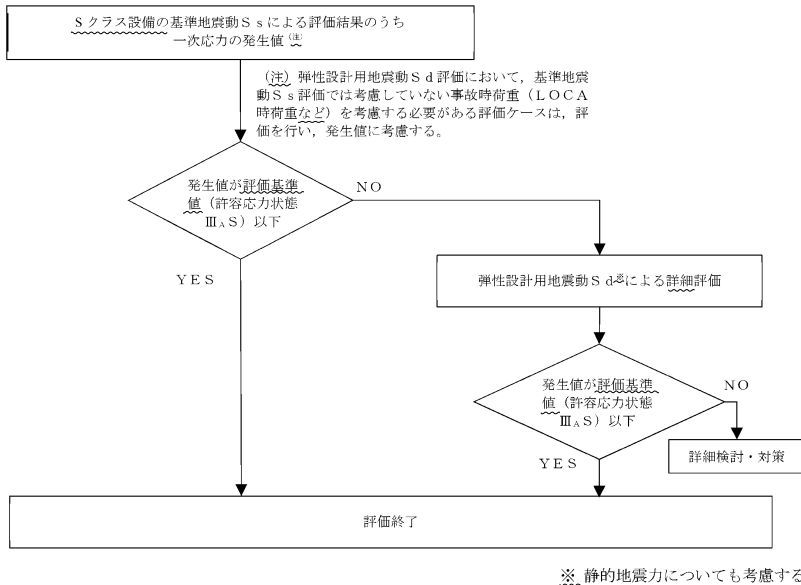
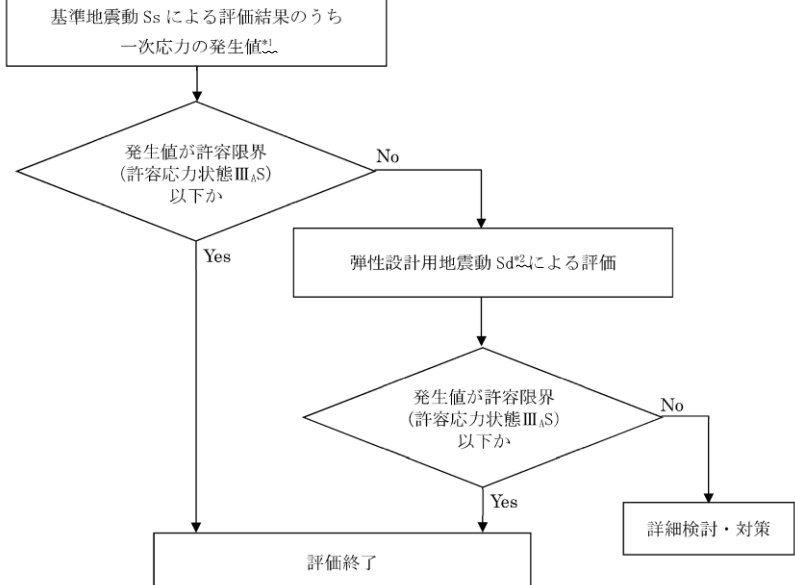
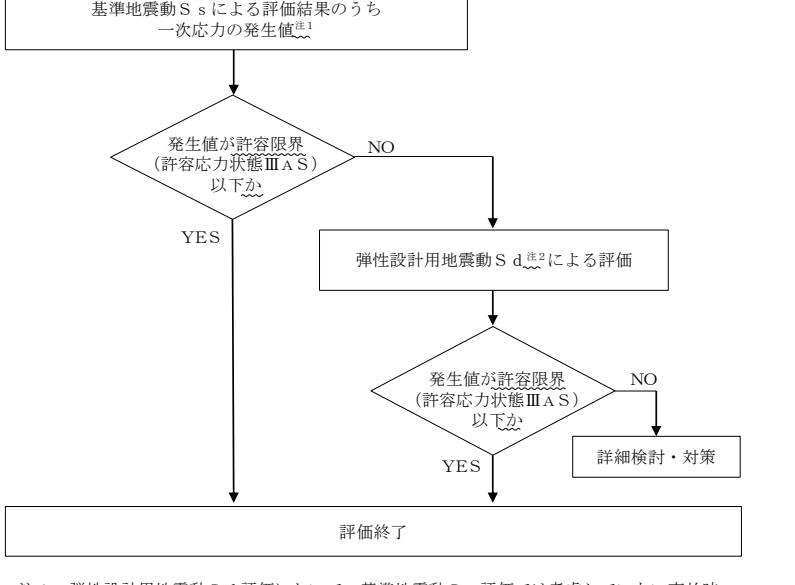
第1図 動的機能維持の評価手順

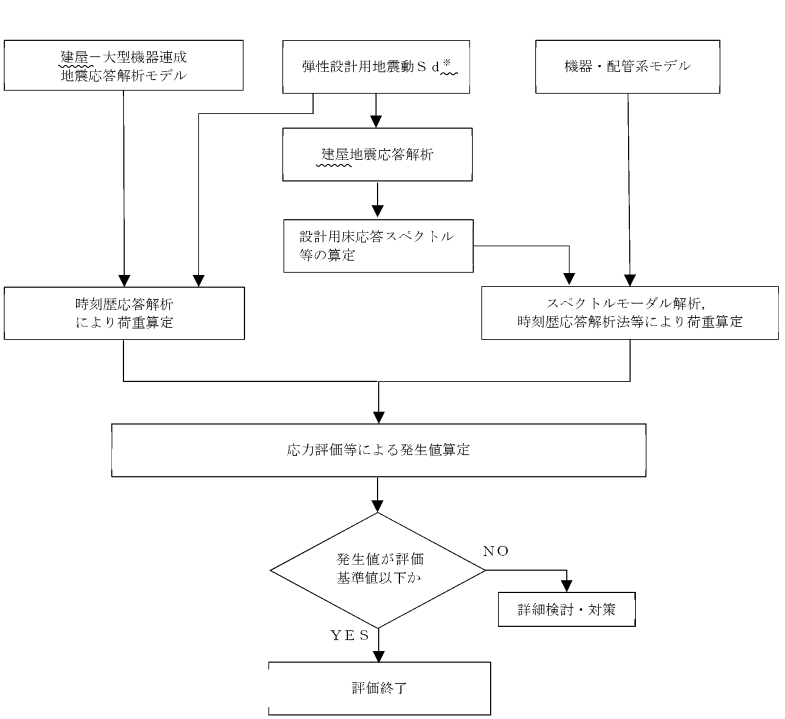
実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 〔第4条 地震による損傷の防止 別添－3〕

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>別添－3 弾性設計用地震動 Sd・静的地震力による評価</p> <p>1. 建物・構築物          弾性設計用地震動 Sd・静的地震力による評価は、建物・構築物が、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して評価結果がおおむね弾性状態であること及び地震時の最大接地圧が基礎地盤の短期許容支持力度に対して安全余裕を有していることを確認する。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>2. 機器・配管系          評価対象設備が弾性設計用地震動 Sd 及び静的地震力に対しておおむね弾性状態にあることを確認する。具体的には、以下の(1)、(2)のいずれかの手順に従う。</p> <p>(1) 基準地震動 Ss による評価で代用する場合  <u>弾性設計用地震動 Sd は基準地震動 Ss の係数倍にて定義していること、及び基準地震動 Ss による地震力が静的震度 3.6 C<sub>i</sub> よりも大きいことを確認していることから、基準地震動 Ss による発生値が評価基準値以下であることを確認する。評価手順を第 3-1 図に示す。</u>          評価対象設備の基準地震動 Ss による発生値が弾性設計用の評価基準値（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下であることを確認する。          弾性設計用地震動 Sd は基準地震動 Ss の係数倍にて定義していることから、<u>設備の基準地震動 Ss による発生値が、評価基準値（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下であれば、弾性設計用地震動 Sd による発生値についても、評価基準値（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下となる。</u>          ただし、基準地震動 Ss 評価では考慮しない事故時荷重（LOCA 時荷重など）を考慮する必要がある評価ケースは、弾性設計用地震動 Sd と組み合わせるべき事故時荷重を考慮した評価を行い、発生値に考慮する。</p>	<p>別添－3 弾性設計用地震動 Sd・静的地震力による評価</p> <p>1. 建物・構築物          弾性設計用地震動 Sd 及び静的地震力による評価は、建物・構築物が、弾性設計用地震動 Sd による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して評価結果がおおむね弾性状態であること及び地震時の最大接地圧が基礎地盤の短期許容支持力度に対して安全余裕を有していることを確認する。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>2. 機器・配管系          評価対象設備が弾性設計用地震動 Sd 及び静的地震力に対しておおむね弾性状態にあることを確認するため、<u>以下の手順で評価を実施する。</u></p> <p>(1) 基準地震動 Ss による発生値と許容限界（Ⅲ<sub>A</sub>S）の比較          評価対象設備の基準地震動 Ss による発生値が弾性設計用の許容限界（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下であることを確認する。          弾性設計用地震動 Sd は基準地震動 Ss の係数倍にて定義していること、及び基準地震動 Ss による地震力が静的震度 3.6C<sub>i</sub> よりも大きいことを確認していることから、基準地震動 Ss による発生値が、<u>Sd の許容限界（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下であれば、弾性設計用地震動 Sd 及び静的地震力による発生値についても、許容限界（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下となる。</u>          ただし、基準地震動 Ss 評価では考慮しない事故時荷重（LOCA 時荷重など）を考慮する必要がある評価ケースは、弾性設計用地震動 Sd と組み合わせるべき事故時荷重を考慮した評価を行い、発生値に考慮する。</p>	<p>別添－3 弾性設計用地震動 S d・静的地震力による評価</p> <p>1. 建物・構築物          弾性設計用地震動 S d・静的地震力による評価は、建物・構築物が、弾性設計用地震動 S d による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対して評価結果がおおむね弾性状態であること及び地震時の最大接地圧が基礎地盤の短期許容支持力度に対して安全余裕を有していることを確認する。また、建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して安全余裕を有していることを確認する。</p> <p>2. 機器・配管系          評価対象設備が弾性設計用地震動 S d 及び静的地震力に対しておおむね弾性状態にあることを確認する。<u>具体的には、以下の(1)、(2)のいずれかの手順に従う。</u></p> <p>(1) 基準地震動 S s による評価で代用する場合          評価対象設備の基準地震動 S s による発生値が弾性設計用の許容限界（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下であることを確認する。          弾性設計用地震動 S d は基準地震動 S s の係数倍にて定義<u>することを基本としていること及び基準地震動 S s による地震力が静的震度 3.6C<sub>i</sub> よりも大きいことを確認していることから、基準地震動 S s による発生値が、許容限界（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下であれば、弾性設計用地震動 S d 及び静的地震力による発生値についても、許容限界（許容応力状態Ⅲ<sub>A</sub>S）以下となる。</u>          ただし、基準地震動 S s 評価では考慮しない事故時荷重（L O C A 時荷重など）を考慮する必要がある評価ケースは、弾性設計用地震動 S d と組み合わせるべき事故時荷重を考慮した評価を行い、発生値に考慮する。</p>	<p>備考</p> <p>・耐震評価条件の相違  <b>【柏崎 6/7, 女川 2】</b>          島根 2 号炉において、弾性設計用地震動 S d のうち S d－1 は基準地震動 S s に対して係数倍の関係では無く、旧基準地震動 S 1 に基づき設定している</p>



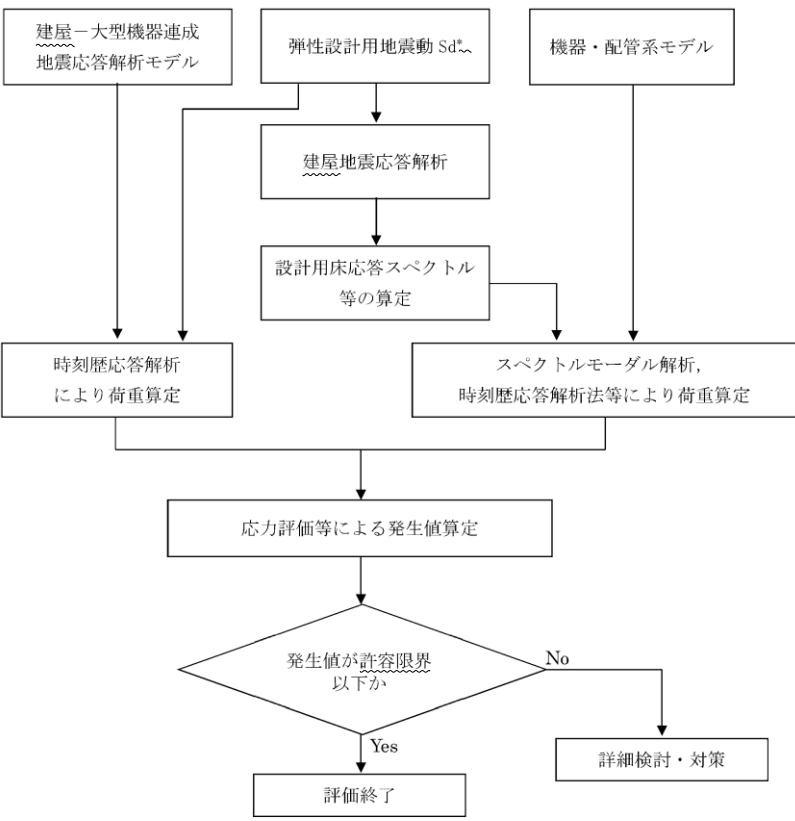
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、座屈の評価は、JEAG4601に規定される評価式を用いるため、評価式中の評価基準値をIV<sub>A</sub>SからIII<sub>A</sub>Sとし、評価を行う。</p>  <p>第3-1図 機器・配管系の弾性設計用地震動Sd及び静的地震力に対する評価手順</p> <p>(2) 弾性設計用地震動Sdによる評価</p> <p>弾性設計用地震動Sdによる発生値を詳細評価により算定し、その算定した発生値が評価基準値(許容応力状態III<sub>A</sub>S)以下であることを確認する。評価手順を第3-2図に示す。なお、その際、弾性設計用地震動Sdによる地震力と静的地震度<math>3.6C_i</math>を比較し、静的震度<math>3.6C_i</math>の方が大きい場合は、静的震度<math>3.6C_i</math>についても考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Sdによる水平地震力(S<sub>dh</sub>)と<math>3.6C_i</math>の比較</li> <li>• Sdによる鉛直地震力(S<sub>dv</sub>)と<math>1.2C_v</math>の比較</li> <li>• <math>\sqrt{S_{dh}^2 + S_{dv}^2}</math>と<math>3.6C_i + 1.2C_v</math>の比較</li> </ul>	<p>なお、座屈の評価は、JEAG4601に規定される評価式を用いるため、評価式中の許容限界をIV<sub>A</sub>SからIII<sub>A</sub>Sとし、評価を行う。評価手順を別添3-1図に示す。</p>  <p>別添3-1図 基準地震動Ssの発生値と許容限界(III<sub>A</sub>S)とを比較する場合の評価手順</p> <p>(2) 弾性設計用地震動Sdによる評価</p> <p>弾性設計用地震動Sdによる発生値をSsによる評価と同様に解析等により算定し、その算定した発生値が許容限界(許容応力状態III<sub>A</sub>S)以下であることを確認する。評価手順を別添3-2図に示す。なお、その際、弾性設計用地震動Sdによる地震力と静的震度<math>3.6C_i</math>、<math>1.2C_v</math>を比較し、静的震度の方が大きい場合は、静的震度についても考慮する。具体的には以下の比較を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Sdによる水平地震力(S<sub>dh</sub>)と<math>3.6C_i</math>の比較</li> <li>• Sdによる鉛直地震力(S<sub>dv</sub>)と<math>1.2C_v</math>の比較</li> <li>• <math>\sqrt{S_{dh}^2 + S_{dv}^2}</math>と<math>3.6C_i + 1.2C_v</math>の比較</li> </ul>	<p>評価手順を第2-1図に示す。</p>  <p>第2-1図 機器・配管系の弾性設計用地震動Sd及び静的地震力に対する評価手順</p> <p>(2) 弾性設計用地震動Sdによる評価</p> <p>弾性設計用地震動Sdによる発生値をSsによる評価と同様に解析等により算定し、その算定した発生値が許容限界(許容応力状態III<sub>A</sub>S)以下であることを確認する。評価手順を第2-2図に示す。その際、弾性設計用地震動Sdによる地震力と静的震度<math>3.6C_i</math>、<math>1.2C_v</math>を比較し、静的震度の方が大きい場合は、静的震度についても考慮する。具体的には以下の比較を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Sdによる水平地震力(S<sub>dh</sub>)と<math>3.6C_i</math>の比較</li> <li>• Sdによる鉛直地震力(S<sub>dv</sub>)と<math>1.2C_v</math>の比較</li> <li>• <math>\sqrt{S_{dh}^2 + S_{dv}^2}</math>と<math>3.6C_i + 1.2C_v</math>の比較</li> </ul>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備の相違</li> </ul> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉では座屈評価においてIV<sub>A</sub>SとIII<sub>A</sub>Sで異なる許容値を適用する設備は無い</p>



※ 静的地震力についても考慮する。

第 3-2 図 機器・配管系の弾性設計用地震動 Sd に対する評価手順

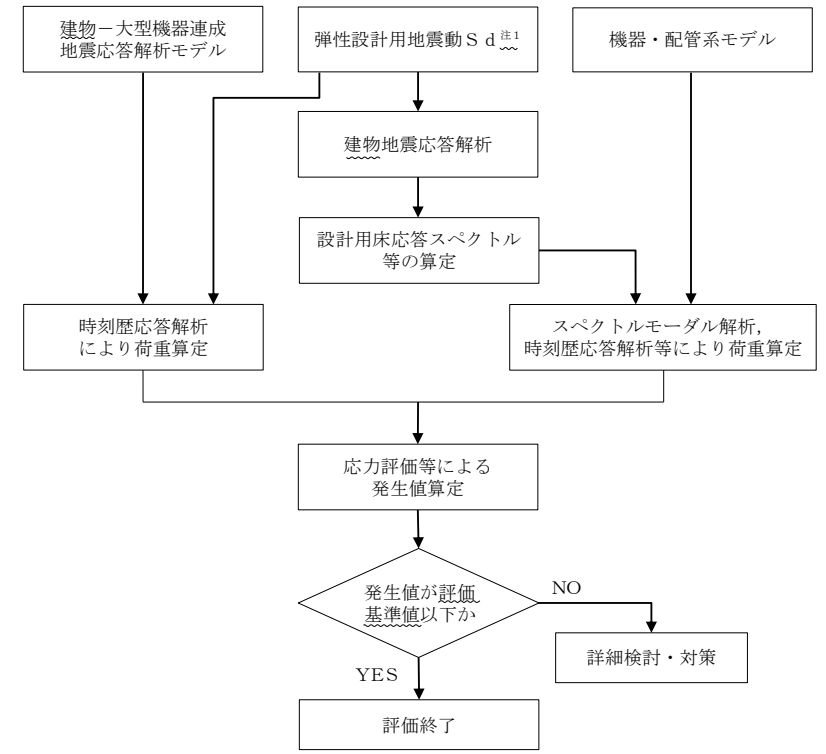
なお、弾性設計用地震動 Sd による評価において、一次+二次応力評価の省略を可とするが、その理由について以下に示す。  
 一次+二次応力評価については、JEAG4601 に規定されている許容応力状態Ⅳ<sub>A</sub>S とⅢ<sub>A</sub>S の許容値は同一となる。許容値が同じであれば、弾性設計用地震動 Sd より大きな地震動である基準地震動 S<sub>s</sub> で評価した結果の方が厳しいことは明らかであることから、基準地震動 S<sub>s</sub> の評価を実施することで、弾性設計用地震動 Sd による評価は省略した。  
 ただし、支持構造物（ボルト以外）のうち、「支圧」に対しては、許容応力状態Ⅳ<sub>A</sub>S とⅢ<sub>A</sub>S で許容値が異なるケースが存在する為、個別確認を実施する。



\*: 静的地震力についても考慮する。

別添 3-2 図 弾性設計用地震動 Sd を適用する場合の評価手順

なお、弾性設計用地震動 Sd による評価において、一次+二次応力評価の省略を可とするが、その理由について以下に示す。  
 一次+二次応力評価については、JEAG4601 に規定されている許容応力状態Ⅳ<sub>A</sub>S とⅢ<sub>A</sub>S の許容値は同一となる。許容値が同じであれば、弾性設計用地震動 Sd より大きな地震動である基準地震動 S<sub>s</sub> で評価した結果の方が厳しいことは明らかであることから、基準地震動 S<sub>s</sub> の評価を実施することで、弾性設計用地震動 Sd による評価は省略した。  
 ただし、支持構造物（ボルト以外）のうち、「支圧」に対しては、許容応力状態Ⅳ<sub>A</sub>S とⅢ<sub>A</sub>S で許容値が異なるケースが存在するため、個別確認を実施する。



注1: 静的地震力についても考慮する。

第 2-2 図 機器・配管系の弾性設計用地震動 Sd に対する評価手順

なお、弾性設計用地震動 Sd による評価において、一次+二次応力評価の省略を可とするが、その理由について以下に示す。  
 一次+二次応力評価については、JEAG4601 に規定されている許容応力状態Ⅳ<sub>A</sub>S とⅢ<sub>A</sub>S の許容値は同一となる。許容値が同じであれば、弾性設計用地震動 Sd より大きな地震動である基準地震動 S<sub>s</sub> で評価した結果の方が厳しいことは明らかであることから、基準地震動 S<sub>s</sub> の評価を実施することで、弾性設計用地震動 Sd による評価は省略した。  
 ただし、支持構造物（ボルト以外）のうち、「支圧」に対しては、許容応力状態Ⅳ<sub>A</sub>S とⅢ<sub>A</sub>S で許容値が異なるケースが存在するため、個別確認を実施する。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 屋外重要土木構造物</p> <p>従前より屋外重要土木構造物として取扱われている構造物については、既工認において、<u>Asクラスの動的地震力(基準地震動S2)</u>に対して、許容応力度法による耐震評価を実施している。</p> <p>したがって、今回工認においては、現在の基準により設定される荷重条件や、許容限界等の諸条件が、既工認における諸条件と同等であることを確認することで、静的地震力に対する耐震評価が既工認にて満足されることを確認する。</p>	<p>3. 屋外重要土木構造物</p> <p>従前より屋外重要土木構造物として取扱われている構造物については、既工認において、<u>Asクラス又はAクラスの動的地震力(基準地震動S1,S2)</u>に対して、許容応力度法による耐震評価を実施している。</p> <p>したがって、今回工認においては、現在の基準により設定される荷重条件や、許容限界等の諸条件が、既工認における諸条件と同等<u>または安全側である場合には、</u>静的地震力に対する耐震評価が既工認にて満足されることを確認する。</p> <p>荷重条件等の諸条件が既工認における諸条件よりも厳しい場合、<u>または今回工認において新たに屋外重要土木構造物として扱うものについては、</u>静的地震力による耐震評価を実施する。</p>	<p>3. 屋外重要土木構造物</p> <p>従前より屋外重要土木構造物として取り扱われている構造物については、既工認において、<u>Cクラスの静的地震力</u>に対して、許容応力度法による耐震評価を実施している。</p> <p>したがって、今回工認においては、現在の基準により設定される荷重条件や、許容限界等の諸条件が、既工認における諸条件と同等であることを確認することで、静的地震力に対する耐震評価が既工認にて満足されることを確認する。</p> <p><u>荷重条件等の諸条件が既工認における諸条件よりも厳しい場合、又は今回工認において新たに屋外重要土木構造物として扱うものについては、</u>静的地震力による耐震評価を実施する。</p>	<p>・既工認の設計条件の相違</p> <p><b>【柏崎6/7, 女川2】</b></p> <p>島根2号炉では、Cクラスの静的地震力に対して、許容応力度法による耐震評価を実施している。なお、Asクラス又はAクラスの動的地震力(基準地震動S1, S2)に対しては、終局強度に対する耐震評価を実施している</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 〔第4条 地震による損傷の防止 別添-4〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>1. 概要          本資料は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。          本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。</p> <p>2. 基本方針          設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下「<u>Sクラス施設</u>」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「<u>SA施設</u>」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針          3.1 設置許可基準規則に例示された事項に基づく事例の検討  <u>Sクラス施設</u>の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。</p>	<p>上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>1. 概要          本資料は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の耐震設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。          本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。</p> <p>2. 基本方針          設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設（以下、「<u>Sクラス施設</u>」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下、「<u>SA施設</u>」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。</p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針          3.1 設置許可基準規則に例示された事項に基づく事例の検討  <u>Sクラス施設</u>の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下、「別記2」とする。）に記載の以下の4つの観点で実施する。</p>	<p>上位クラス施設の安全機能への下位クラス施設の波及的影響の検討について</p> <p>1. 概要          本資料は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計を行うに際して、波及的影響を考慮した設計の基本的な考え方を説明するものである。          本資料の適用範囲は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設である。</p> <p>2. 基本方針          設計基準対象施設のうち耐震重要度分類のSクラスに属する施設、その間接支持構造物及び屋外重要土木構造物（以下「<u>Sクラス施設等</u>」という。）、重大事故等対処施設のうち常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備並びにこれらが設置される常設重大事故等対処施設（以下「<u>重要SA施設</u>」という。）は、下位クラス施設の波及的影響によって、それぞれその安全機能、重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないように設計する。  <u>ここで、Sクラス施設等と重要SA施設を合わせて「上位クラス施設」と定義し、Sクラス施設等の安全機能と重要SA施設の重大事故等に対処するために必要な機能を合わせて「上位クラス施設の有する機能」と定義する。また、上位クラス施設に対する波及的影響の検討対象とする「下位クラス施設」とは、上位クラス施設以外の発電所内にある施設（資機材等含む）をいう。</u></p> <p>3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針          3.1 設置許可基準規則に例示された事項に基づく事例の検討  <u>Sクラス施設等の設計においては、「設置許可基準規則の解釈別記2」（以下「別記2」という。）に記載の以下の4つの観点で実施する。また、施設の配置、構成等の特徴を考慮することとし、大型の下位クラス施設と上位クラス施設が物理的に分離されずに設置される等、上位クラス施設の安全機能への影響の確認において配慮を要する場合は、その特徴に留意して検討する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・記載の充実  <b>【柏崎6/7、女川2】</b>          島根2号炉の特徴を踏まえた波及的影響評価方針を記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>SA施設</u>の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「<u>SA施設</u>」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>3.2 地震被害事例に基づく事象の検討</p> <p>上記の別記2に例示された事項のほか考慮すべき事項が抜け落ちているものがないかを確認する観点で、原子力施設情報公開ライブラリー（NUC I A）に登録された以下の地震を対象に被害情報を確認する。<u>また、福島第二原子力発電所の不適合情報から地震による被害情報を抽出する。</u></p> <p>(対象とした情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県沖地震（女川原子力発電所：平成17年8月）</li> <li>能登半島地震（志賀原子力発電所：平成19年3月）</li> <li>新潟県中越沖地震（柏崎刈羽原子力発電所：平成19年7月）</li> <li>駿河湾地震（浜岡原子力発電所：平成21年8月）</li> <li>東北地方太平洋沖地震（福島第二，女川，東海第二原子力発電所：平成23年3月*）</li> </ul> <p>※NUC I A最終報告となっているものを対象とした。</p> <p>その結果、これらの地震の被害要因のうち、3.1の検討事象に整理できないものとして、津波や警報発信等の設備損傷以外の要因が挙げられた。</p> <p>津波については、別途「津波による損傷の防止」への適合性評価を実施する。津波の影響評価では、<u>基準地震動</u>に伴う津波を</p>	<p><u>SA施設</u>の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「<u>SA施設</u>」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>3.2 地震被害事例に基づく事象の検討</p> <p>上記の別記2に例示された事項のほか考慮すべき事項が抜け落ちているものがないかを確認する観点で、原子力施設情報公開ライブラリー（NUCIA）に登録された以下の地震を対象に被害情報を確認する。<u>また、女川原子力発電所の不適合情報からも地震による被害情報を抽出する。</u></p> <p>(対象とした情報)</p> <p>➤ <u>NUCIA情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県沖地震（女川原子力発電所：平成17年8月）</li> <li>能登半島地震（志賀原子力発電所：平成19年3月）</li> <li>新潟県中越沖地震（柏崎刈羽原子力発電所：平成19年7月）</li> <li>駿河湾地震（浜岡原子力発電所：平成21年8月）</li> <li>東北地方太平洋沖地震（東海第二発電所，福島第二原子力発電所：平成23年3月*）</li> </ul> <p>*：NUCIA最終報告となっているものを対象とした。</p> <p>➤ <u>不適合情報</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>東北地方太平洋沖地震（女川原子力発電所：平成23年3月）</u></li> </ul> <p>その結果、これらの地震の被害要因のうち、3.1の検討事象に整理できないものとして、津波や警報発信等の設備損傷以外の要因が挙げられた。</p> <p>津波については、別途「津波による損傷の防止」への適合性評価を実施する。津波の影響評価では、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>に伴う津波</p>	<p><u>重要SA施設</u>の設計においては、別記2における「耐震重要施設」を「<u>重要SA施設</u>」に、「安全機能」を「重大事故等に対処するために必要な機能」に読み替えて適用する。</p> <p>① 設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</p> <p>② 耐震重要施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響</p> <p>③ 建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>④ 建屋外における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響</p> <p>3.2 地震被害事例に基づく事象の検討</p> <p>上記の別記2に例示された事項のほか考慮すべき事項が抜け落ちているものがないかを確認する観点で、原子力施設情報公開ライブラリー（NUC I A）に登録された以下の地震を対象に被害情報を確認する。</p> <p>(対象とした情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県沖地震（女川原子力発電所：平成17年8月）</li> <li>能登半島地震（志賀原子力発電所：平成19年3月）</li> <li>新潟県中越沖地震（柏崎刈羽原子力発電所：平成19年7月）</li> <li>駿河湾地震（浜岡原子力発電所：平成21年8月）</li> <li>東北地方太平洋沖地震（福島第二原子力発電所，女川原子力発電所，東海第二発電所，<u>福島第一原子力発電所</u>：平成23年3月）*</li> </ul> <p>※NUC I A最終報告となっているものを対象とした。<u>（福島第二は一部中間報告を対象）。</u></p> <p>その結果、これらの地震の被害要因のうち、3.1の検討事象に整理できないものとして、津波や警報発信等の設備損傷以外の要因が挙げられた。</p> <p>津波については、別途「津波による損傷の防止」への適合性評価を実施する。津波の影響評価では、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>に伴う津波</p>	<p>備考</p> <p>・確認対象の相違</p> <p>【柏崎6/7，女川2】</p> <p>島根2号炉では福島第二原子力発電所，女川原子力発電所の情報もNUC I Aにより確認している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>える高さの津波を基準津波として設定して、施設の安全機能への影響評価を実施することから、<u>基準地震動</u>に伴う津波による影響については、これらの適合性評価に包絡されるため、ここでは検討の対象外とする。</p> <p>また、警報発信等については、設備損傷以外の要因による不適合事象であることから、波及的影響の観点で考慮すべき事象に当たらないと判断した。</p> <p>以上のことから、原子力発電所の地震被害情報から確認された損傷要因を踏まえても、3.1で整理した波及的影響の具体的な検討事象に追加考慮すべき事項がないことを確認した。</p> <p>以上の①～④の具体的な設計方法を以下に示す。</p> <p>3.3 不等沈下又は相対変位の観点による設計</p> <p><u>建屋外</u>に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう</u>下位クラス施設を設計する。</p> <p>(1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p>下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>が損なわないよう、以下のとおり設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設を上位クラス施設と同等の支持性能を持つ地盤に、同等の基礎を設けて設置する。支持性能が十分でない地盤に下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強や周辺の地盤改良を行った上で、同等の支持性能を確保する。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持す</p>	<p>を超える高さの津波を基準津波として設定して、施設の安全機能への影響評価を実施することから、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>に伴う津波による影響については、これらの適合性評価に包絡されるため、ここでは検討の対象外とする。</p> <p>また、警報発信等については、設備損傷以外の要因による不適合事象であることから、波及的影響の観点で考慮すべき事象に当たらないと判断した。</p> <p>以上のことから、原子力発電所の地震被害情報から確認された損傷要因を踏まえても、3.1で整理した波及的影響の具体的な検討事象に追加考慮すべき事項がないことを確認した。</p> <p>以上の3.1項①～④の具体的な設計方法を以下に示す。</p> <p>3.3 不等沈下又は相対変位の観点による設計</p> <p><u>建屋外</u>に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう</u>下位クラス施設を設計する。</p> <p>(1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p>下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう、以下のとおり設計する。</p> <p><u>隔離</u>による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設を上位クラス施設と同等の支持性能をもつ地盤に、同等の基礎を設けて設置する。支持性能が十分でない地盤に下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強や周辺の<u>地盤改良</u>等を行った上で、同等の支持性能を確保する。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持す</p>	<p>を超える高さの津波を基準津波として設定して、施設の安全機能への影響評価を実施することから、<u>基準地震動 S<sub>s</sub></u>に伴う津波による影響については、これらの適合性評価に包絡されるため、ここでは検討の対象外とする。</p> <p>また、警報発信等については、設備損傷以外の要因による不適合事象であることから、波及的影響の観点で考慮すべき事象に当たらないと判断した。</p> <p>以上のことから、原子力発電所の地震被害情報から確認された損傷要因を踏まえても、3.1で整理した波及的影響の具体的な検討事象に追加考慮すべき事項がないことを確認した。</p> <p>以上の①～④の具体的な設計方法を以下に示す。</p> <p>3.3 不等沈下又は相対変位の観点による設計</p> <p><u>屋外</u>に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2①「設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響」の観点で、上位クラス施設の<u>有する機能を損なわないよう</u>下位クラス施設を設計する。</p> <p>(1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p>下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下により、上位クラス施設の<u>有する機能</u>が損なわれないよう、以下のとおり設計する。</p> <p><u>離隔</u>による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設を上位クラス施設と同等の支持性能を持つ地盤に、同等の基礎を設けて設置する。支持性能が十分でない地盤に下位クラス施設を設置する場合は、基礎の補強や周辺の<u>地盤改良</u>を行ったうえで、同等の支持性能を確保する。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設が設置される地盤の不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持す</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>るよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>(2) <u>建屋間の相対変位による影響</u></p> <p>下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう、以下のとおり設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位を想定しても、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設と上位クラス施設の相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、<u>建屋全体評価又は局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設について、それぞれその安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計する。</u></p> <p>以上の設計方針のうち、<u>建屋全体評価又は局部評価を実施して設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</u></p> <p>3.4 接続部の観点による設計</p> <p><u>建屋内外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</u>を対象に、別記2②「上位クラス施設と下位のクラスの施設との接続部における相互影響」の観点で、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には、原則、上位クラスの隔離弁等を設置することにより分離し、事故時等に隔離されるよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設</p>	<p>るよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>(2) <u>建屋間の相対変位による影響</u></p> <p>下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう、以下のとおり設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位を想定しても、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設と上位クラス施設の相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、<u>建屋全体評価又は局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設について、それぞれの安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれのないよう設計する。</u></p> <p>以上の設計方針のうち、<u>建屋全体評価又は局部評価を実施して設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</u></p> <p>3.4 接続部の観点による設計</p> <p><u>建屋内外に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</u>を対象に、別記2②「<u>耐震重要施設</u>と下位のクラスの施設との接続部における相互影響」の観点で、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には、原則、上位クラスの隔離弁等を設置することにより分離し、事故時等に隔離されるよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設</p>	<p>るよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、不等沈下を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>(2) <u>建物間の相対変位による影響</u></p> <p>下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位により、上位クラス施設の<u>有する機能を損なわないよう</u>、以下のとおり設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設と上位クラス施設との相対変位を想定しても、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設との間に波及的影響を防止するために、衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設と上位クラス施設の相対変位により、下位クラス施設が上位クラス施設に衝突する位置にある場合には、衝突部分の接触状況の確認、<u>建物全体評価又は局部評価を実施し、衝突に伴い、上位クラス施設の<u>有する機能</u>が損なわれるおそれのないよう設計する。</u></p> <p>以上の設計方針のうち、<u>建物全体評価又は局部評価を実施して設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</u></p> <p>3.4 接続部の観点による設計</p> <p><u>建物内及び屋外に設置する設計基準対象施設並びに重大事故等対処施設</u>を対象に、別記2②「<u>上位クラス施設</u>と下位のクラスの施設との接続部における相互影響」の観点で、上位クラス施設の<u>有する機能を損なわないよう</u>下位クラス施設を設計する。</p> <p>上位クラス施設と下位クラス施設との接続部には、原則、上位クラスの隔離弁等を設置することにより分離し、事故時等に隔離されるよう設計する。隔離されない接続部以降の下位クラス施設</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>については、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度等を確保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上位クラス施設の内部流体の温度、圧力に影響を与えても、系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.5 損傷、転倒及び落下等の観点による建屋内施設の設計</p> <p>建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>下位クラス施設が損傷、転倒及び落下等に至らないよう構造強度設計を行う。</u></p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及</p>	<p>については、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度等を確保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上位クラス施設の<u>内包流体</u>の温度、圧力に影響を与えても、系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるように設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.5 損傷、転倒、落下等の観点による建屋内施設の設計</p> <p>建屋内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>下位クラス施設が損傷、転倒、落下等に至らないよう構造強度設計を行う。</u></p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及</p>	<p>については、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度等を確保するよう設計する。又は、これらが維持されなくなる可能性がある場合は、下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化により、上位クラス施設の<u>内部流体</u>の温度、圧力に影響を与えても、系統としての機能が設計の想定範囲内に維持されるよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、内部流体の内包機能、機器の動的機能、構造強度を確保するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.5 損傷、転倒、落下等の観点による建物内施設の設計</p> <p>建物内に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に、別記2③「建屋内における下位のクラスの施設の損傷、転倒、落下等による耐震重要施設への影響」の観点で、上位クラス施設の<u>有する機能を損なわないよう</u>下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか、下位クラス施設と上位クラス施設の間に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には、下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して、<u>損傷、転倒、落下等に至らないよう構造強度設計を行う。</u></p> <p>上記の方針で設計しない場合は、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち、構造強度設計を行う、又は下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を想定し、上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に、その設計方針を「5. 波及</p>	



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.6 損傷，転倒及び落下等の観点による建屋外施設の設計  <u>建屋外</u>に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記2④「<u>建屋外における下位のクラスの施設の損傷，転倒及び落下等による耐震重要施設への影響</u>」の観点で，上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には，下位クラス施設の損傷，<u>転倒及び落下等</u>を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか，下位クラス施設と上位クラス施設の間<span style="text-decoration: underline;">に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。</span>下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には，下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，<u>下位クラス施設が損傷，転倒及び落下等</u>に至らないよう構造強度設計を行う。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は，下位クラス施設の損傷，<u>転倒及び落下等</u>を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち，構造強度設計を行う，又は下位クラス施設の損傷，<u>転倒及び落下等</u>を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に，その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設  「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するよう設計するものとして選定した下位クラス施設を以下に示す。</p>	<p>的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.6 損傷，転倒，落下等の観点による建屋外施設の設計  <u>建屋外</u>に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記2④「<u>建屋外における下位のクラスの施設の損傷，転倒，落下等による耐震重要施設への影響</u>」の観点で，上位クラス施設の<u>安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能</u>を損なわないよう下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には，下位クラス施設の損傷，<u>転倒，落下等</u>を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか，下位クラス施設と上位クラス施設の間<span style="text-decoration: underline;">に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。</span>下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には，下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，<u>下位クラス施設が損傷，転倒，落下等</u>に至らないよう構造強度設計を行う。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は，下位クラス施設の損傷，<u>転倒，落下等</u>を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち，構造強度設計を行う，又は下位クラス施設の損傷，<u>転倒，落下等</u>を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に，その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設  「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するよう設計するものとして選定した下位クラス施設を以下に示す。</p>	<p>響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>3.6 損傷，転倒，落下等の観点による屋外施設の設計  <u>屋外</u>に設置する設計基準対象施設及び重大事故等対処施設を対象に，別記2④「<u>建屋外における下位のクラスの施設の損傷，転倒，落下等による耐震重要施設への影響</u>」の観点で，上位クラス施設の<u>有する機能を損なわないよう</u>下位クラス施設を設計する。</p> <p>離隔による防護を講じて設計する場合には，下位クラス施設の損傷，<u>転倒，落下等</u>を想定しても上位クラス施設に衝突しない程度に十分な距離をとって配置するか，下位クラス施設と上位クラス施設の間<span style="text-decoration: underline;">に波及的影響を防止するために衝突に対する強度を有する障壁を設置する。</span>下位クラス施設を上位クラス施設への波及的影響を及ぼす可能性がある位置に設置する場合には，下位クラス施設が上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力に対して，<u>損傷，転倒，落下等</u>に至らないよう構造強度設計を行う。</p> <p>上記の方針で設計しない場合は，下位クラス施設の損傷，<u>転倒，落下等</u>を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する。</p> <p>以上の設計方針のうち，構造強度設計を行う，又は下位クラス施設の損傷，<u>転倒，落下等</u>を想定し，上位クラス施設の有する機能を保持するよう設計する下位クラス施設を「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」に，その設計方針を「5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針」に示す。</p> <p>4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設  「3. 波及的影響を考慮した施設の設計方針」に基づき，構造強度等を確保するよう設計するものとして選定した下位クラス施設を以下に示す。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.1 不等沈下又は相対変位の観点 (1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p>a. サービス建屋 下位クラス施設であるサービス建屋は、上位クラス施設であるコントロール建屋に隣接しており、岩盤（一部が古安田層）に支持されていることから、不等沈下による衝突影響の観点で波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 5号炉サービス建屋 下位クラス施設である5号炉サービス建屋は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（5号炉原子炉建屋）に隣接しており、地盤改良土を介して更新統（古安田層）に支持されていることから、不等沈下による衝突影響の観点で波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>c. 5号炉連絡通路 下位クラス施設である5号炉連絡通路は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（5号炉原子炉建屋）に隣接しており、マンメイドロックを介して更新統（古安田層）に支持されていることから、不等沈下による衝突影響の観点で波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>d. 5号炉主排気モニタ建屋 下位クラス施設である5号炉主排気モニタ建屋は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（5号炉原子炉建屋）に隣接しており、埋戻し土に支持されていることから、不等沈下による衝突影響の観点で波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の不等沈下により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-1表に示す。</p>	<p>4.1 不等沈下又は相対変位の観点 (1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p><u>不等沈下によって影響を及ぼす施設はない。</u></p>	<p>4.1 不等沈下又は相対変位の観点 (1) 地盤の不等沈下による影響</p> <p><u>下位クラス施設の不等沈下を想定しても上位クラス施設に衝突しない十分な離隔距離をとって配置されていること、又は十分な離隔距離がない場合でも下位クラス施設が堅固な岩盤に支持されていることから、不等沈下の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。</u></p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉では不等沈下の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考								
<p><b>第4-1表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(不等沈下)</b></p> <table border="1" data-bbox="172 359 926 556"> <tr> <td>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</td> <td>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋</td> <td>サービス建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)</td> <td>5号炉サービス建屋</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡通路</td> </tr> <tr> <td>5号炉主排気モニタ建屋</td> </tr> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p> <p>(2) <u>建屋間の相対変位による影響</u></p> <p>a. <u>6号炉連絡通路</u>  <u>下位クラス施設である6号炉連絡通路は、上位クラス施設である6号炉タービン建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、6号炉タービン建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>b. <u>サービス建屋</u>  <u>下位クラス施設であるサービス建屋は、上位クラス施設であるコントロール建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、コントロール建屋に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>c. <u>5号炉タービン建屋</u>  <u>下位クラス施設である5号炉タービン建屋は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>d. <u>5号炉連絡通路</u>  <u>下位クラス施設である5号炉連絡通路は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、5号炉原子炉建屋内緊急</u></p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	コントロール建屋	サービス建屋	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉サービス建屋	5号炉連絡通路	5号炉主排気モニタ建屋	<p>(2) <u>建屋間の相対変位による影響</u></p> <p>a. <u>2号炉タービン建屋</u>  <u>下位クラス施設である2号炉タービン建屋は上位クラス施設である2号炉原子炉建屋や2号炉制御建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、2号炉原子炉建屋等に対して波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>(2) <u>建物間の相対変位による影響</u></p> <p>a. <u>1号炉タービン建物</u>  <u>下位クラス施設である1号炉タービン建物は、上位クラス施設である制御室建物及び2号炉タービン建物に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、制御室建物及び2号炉タービン建物に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>          上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設										
コントロール建屋	サービス建屋										
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉サービス建屋										
	5号炉連絡通路										
	5号炉主排気モニタ建屋										

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>時対策所 (5号炉原子炉建屋) に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>e. <u>5号炉主排気モニタ建屋</u>  <u>下位クラス施設である5号炉主排気モニタ建屋は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 (5号炉原子炉建屋) に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>b. <u>2号炉補助ボイラー建屋</u>  <u>下位クラス施設の2号炉補助ボイラー建屋は上位クラス施設である2号炉制御建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、2号炉制御建屋に対して波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>c. <u>1号炉制御建屋</u>  <u>下位クラス施設の1号炉制御建屋は上位クラスである2号炉制御建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、2号炉制御建屋に対して波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>d. <u>2号炉制御建屋</u>  <u>本施設は上位クラス施設であるが、同じく上位クラス施設の2号炉原子炉建屋と隣接していることから、地震による相対変位に</u></p>	<p>b. <u>1号炉廃棄物処理建物</u>  <u>下位クラス施設である1号炉廃棄物処理建物は、上位クラス施設である制御室建物及び2号炉廃棄物処理建物に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、制御室建物及び2号炉廃棄物処理建物に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>c. <u>2号炉排気筒モニタ室</u>  <u>下位クラス施設である2号炉排気筒モニタ室は、上位クラス施設である2号炉排気筒に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、2号炉排気筒に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>            上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																														
<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の相対変位により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-2表に示す。</p> <p><b>第4-2表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(相対変位)</b></p> <table border="1" data-bbox="172 1056 926 1289"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6号炉タービン建屋</td> <td>6号炉連絡通路</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋</td> <td>サービス建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)</td> <td>5号炉タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡通路</td> </tr> <tr> <td>5号炉主排気モニタ建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p> <p>4.2 接続部の観点</p> <p><u>上位クラス施設と下位クラス施設との接続部は隔離弁等により隔離されていること、又は下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化に対する上位クラス施設への過渡条件が設計の想定範囲内に維持されることから、接続部における相互影響の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。</u></p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	6号炉タービン建屋	6号炉連絡通路	コントロール建屋	サービス建屋	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉タービン建屋	5号炉連絡通路	5号炉主排気モニタ建屋	<p><u>より衝突して、2号炉原子炉建屋及び2号炉制御建屋自身に波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の相対変位により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を別添4-1表に示す。</p> <p><b>別添4-1表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(相対変位)*1</b></p> <table border="1" data-bbox="973 1056 1715 1373"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉原子炉建屋</td> <td rowspan="2">2号炉タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>2号炉制御建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉制御建屋</td> <td>2号炉補助ボイラー建屋</td> </tr> <tr> <td>1号炉制御建屋</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋</td> <td>2号炉制御建屋*2</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：詳細設計の段階で変更の可能性あり。 *2：当該建屋は上位クラス施設であるが、2号炉原子炉建屋に近接していることを踏まえ相対変位の影響を確認する。</p> <p>4.2 接続部の観点</p> <p><u>上位クラス施設と下位クラス施設との接続部は隔離弁等により隔離されていること、又は下位クラス施設の損傷と隔離によるプロセス変化に対する上位クラス施設への過渡条件が設計の想定範囲内に維持されることから、接続部における相互影響の観点で波及的影響を及ぼす下位クラス施設はない。</u></p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	2号炉原子炉建屋	2号炉タービン建屋	2号炉制御建屋	2号炉制御建屋	2号炉補助ボイラー建屋	1号炉制御建屋	2号炉原子炉建屋	2号炉制御建屋*2	<p><b>d. 燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備</b></p> <p><u>下位クラス施設である燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備は、上位クラス施設である2号炉排気筒に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う相対変位により衝突して、2号炉排気筒に対して波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の相対変位により、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-1表に示す。</p> <p><b>第4-1表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設(相対変位)</b></p> <table border="1" data-bbox="1760 1056 2502 1465"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制御室建物 2号炉タービン建物</td> <td>1号炉タービン建物</td> </tr> <tr> <td>制御室建物 2号炉廃棄物処理建物</td> <td>1号炉廃棄物処理建物</td> </tr> <tr> <td>2号炉排気筒</td> <td>2号炉排気筒モニタ室</td> </tr> <tr> <td>2号炉排気筒</td> <td>燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p> <p>4.2 接続部の観点</p> <p>(1) <u>接続部における相互影響</u></p> <p><b>a. 燃料プール冷却系ポンプ室冷却機</b></p> <p><u>上位クラス施設である原子炉補機冷却系配管に系統上接続されている下位クラス施設の燃料プール冷却系ポンプ室冷却機の損傷により、上位クラス施設の原子炉補機冷却系配管の機能喪失の可能性が否定できない。このため、上位クラス施設の原子炉補</u></p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	制御室建物 2号炉タービン建物	1号炉タービン建物	制御室建物 2号炉廃棄物処理建物	1号炉廃棄物処理建物	2号炉排気筒	2号炉排気筒モニタ室	2号炉排気筒	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p> <p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																
6号炉タービン建屋	6号炉連絡通路																																
コントロール建屋	サービス建屋																																
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉タービン建屋																																
	5号炉連絡通路																																
	5号炉主排気モニタ建屋																																
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																
2号炉原子炉建屋	2号炉タービン建屋																																
2号炉制御建屋																																	
2号炉制御建屋	2号炉補助ボイラー建屋																																
	1号炉制御建屋																																
2号炉原子炉建屋	2号炉制御建屋*2																																
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																
制御室建物 2号炉タービン建物	1号炉タービン建物																																
制御室建物 2号炉廃棄物処理建物	1号炉廃棄物処理建物																																
2号炉排気筒	2号炉排気筒モニタ室																																
2号炉排気筒	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備																																

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考						
<p>4.3 建屋内施設の損傷，転倒及び落下等の観点 (1) 施設の損傷，転倒及び落下等による影響 a. 6号炉原子炉遮蔽壁 下位クラス施設である6号炉原子炉遮蔽壁は，上位クラス施設である6号炉原子炉压力容器に隣接していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により，6号炉原子炉压力容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 6号炉原子炉建屋クレーン 下位クラス施設である6号炉原子炉建屋クレーンは，上位クラス施設である6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃</p>	<p>4.3 建屋内施設の損傷，転倒，落下等の観点 (1) 施設の損傷，転倒，落下等による影響 a. 原子炉遮蔽壁 下位クラス施設の原子炉遮蔽壁は上位クラス施設である原子炉压力容器に隣接していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により，原子炉压力容器に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 原子炉建屋クレーン 下位クラス施設の原子炉建屋クレーンは上位クラス施設である使用済燃料プール，使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は近傍に</p>	<p>機冷却系配管と系統上接続されている下位クラス施設の燃料プール冷却系ポンプ室冷却機を波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 原子炉浄化系補助熱交換器 上位クラス施設である原子炉補機冷却系配管に系統上接続されている下位クラス施設の原子炉浄化系補助熱交換器の損傷により，上位クラス施設の原子炉補機冷却系配管の機能喪失の可能性が否定できない。このため，上位クラス施設の原子炉補機冷却系配管と系統上接続されている下位クラス施設の原子炉浄化系補助熱交換器を波及的影響の設計対象とした。</p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設との接続部の観点により，波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-2表に示す。</p> <p>第4-2表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設（接続部）</p> <table border="1" data-bbox="1760 1010 2507 1236"> <thead> <tr> <th data-bbox="1760 1010 2157 1100">波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th data-bbox="2163 1010 2507 1100">波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1760 1104 2157 1194">原子炉補機冷却系配管</td> <td data-bbox="2163 1104 2507 1194">燃料プール冷却系ポンプ室冷却機</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="2163 1199 2507 1236">原子炉浄化系補助熱交換器</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p> <p>4.3 建物内施設の損傷，転倒，落下等の観点 (1) 施設の損傷，転倒，落下等による影響 a. ガンマ線遮蔽壁 下位クラス施設であるガンマ線遮蔽壁は，上位クラス施設である原子炉压力容器に隣接していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により，原子炉压力容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 原子炉建物天井クレーン 下位クラス施設である原子炉建物天井クレーンは，上位クラス施設である燃料プール，使用済燃料貯蔵ラック等の上部に設置さ</p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	原子炉補機冷却系配管	燃料プール冷却系ポンプ室冷却機		原子炉浄化系補助熱交換器	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7，女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果，波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設								
原子炉補機冷却系配管	燃料プール冷却系ポンプ室冷却機								
	原子炉浄化系補助熱交換器								

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>料貯蔵ラック等の上部又は隣りに設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、<u>6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>c. <u>6号炉燃料取替機</u>  下位クラス施設である<u>6号炉燃料取替機は、上位クラス施設である6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は隣りに設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>d. <u>制御棒貯蔵ハンガ</u>  下位クラス施設の<u>制御棒貯蔵ハンガは上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。そこで、以下に示すような検討を行い、波及的影響が防止できる設計とする。</u>  ・<u>基準地震動 Ss に対する耐震性の確認（運用制限などと合わせて確認する）</u>  ・<u>転倒による使用済燃料貯蔵ラックへの影響検討</u>  ・<u>転倒防止対策の検討</u>  ・<u>撤去、移設の検討</u></p> <p>e. <u>制御棒貯蔵ラック</u>  下位クラス施設の<u>制御棒貯蔵ラックは上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。そこで、d. 制御棒貯蔵ハンガと同様な検討を行い、波及的影響が防止できる設計とする。</u></p>	<p>設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、<u>使用済燃料プール等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>c. <u>燃料交換機</u>  下位クラス施設の燃料交換機は上位クラス施設である使用済燃料プール、<u>使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料プール等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>d. <u>制御棒貯蔵ハンガ</u>  下位クラス施設の<u>制御棒貯蔵ハンガは、上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラック等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>れていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、<u>燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>c. <u>燃料取替機</u>  下位クラス施設である燃料取替機は、<u>上位クラス施設である燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>d. <u>制御棒貯蔵ハンガ</u>  <u>下位クラス施設である制御棒貯蔵ハンガは、上位クラス施設である燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>・対象施設の相違  【柏崎 6/7】  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p> <p>・対象施設の相違  【女川 2】  島根 2号炉では制御棒・破損燃料貯蔵ラックは上位クラス施設としている</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. <u>6号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ</u>  下位クラス施設である6号炉原子炉ウェル遮蔽プラグは、上位クラス施設である6号炉原子炉格納容器の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、6号炉原子炉格納容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>e. <u>6号炉中央制御室天井照明</u>  下位クラス施設である6号炉中央制御室天井照明は、上位クラス施設である6号炉中央運転監視盤及び6号炉運転監視補助盤の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、6号炉中央運転監視盤及び6号炉運転監視補助盤に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<p>f. <u>燃料チャンネル着脱機</u>  下位クラス施設の燃料チャンネル着脱機は上位クラス施設である使用済燃料貯蔵ラックの近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、落下により、使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。そこで、d. 制御棒貯蔵ハンガと同様な検討を行い、波及的影響が防止できる設計とする。</p> <p>g. <u>原子炉ウェル遮蔽プラグ</u>  下位クラス施設の原子炉ウェル遮蔽プラグは上位クラス施設であるドライウェルの上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、ドライウェルに衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>h. <u>中央制御室天井照明</u>  下位クラス施設の中央制御室天井照明は上位クラス施設である原子炉制御盤、原子炉補機制御盤等の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉制御盤等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>i. <u>ほう酸水注入系テストタンク</u>  下位クラス施設のほう酸水注入系テストタンクは上位クラス施設であるほう酸水注入系ポンプ出口圧力に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、ほう酸水注入形ポンプ出口圧力に衝突し波及的影響</p>	<p>e. <u>チャンネル着脱装置</u>  下位クラス施設であるチャンネル着脱装置は、上位クラス施設である燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、燃料プール、使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>f. <u>耐火障壁</u>  下位クラス施設である耐火障壁は、上位クラス施設である原子炉補機冷却系熱交換器、中央制御室送風機等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、原子炉補機冷却系熱交換器、中央制御室送風機等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>g. <u>原子炉ウェルシールドプラグ</u>  下位クラス施設である原子炉ウェルシールドプラグは、上位クラス施設である原子炉格納容器の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉格納容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>h. <u>中央制御室天井照明</u>  下位クラス施設である中央制御室天井照明は、上位クラス施設である安全設備制御盤、原子炉制御盤等の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、安全設備制御盤、原子炉制御盤等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<p>・対象施設の相違  【柏崎6/7, 女川2】  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p> <p>・対象施設の相違  【女川2】  島根2号炉ほう酸水注入系テストタンクは上位クラス施設と隔離距離があるため波及的影響しない</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>j. 耐火隔壁</u>  <u>下位クラス施設の耐火隔壁は上位クラス施設である中央制御室外原子炉停止装置盤、原子炉系（広域水位）計装ラック等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、中央制御室外原子炉停止装置盤等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p><u>i. チャンネル取扱ブーム</u>  <u>下位クラス施設であるチャンネル取扱ブームは、上位クラス施設である燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックに隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、燃料プール及び使用済燃料貯蔵ラックに衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>j. 燃料プール冷却系ポンプ室冷却機</u>  <u>下位クラス施設である燃料プール冷却系ポンプ室冷却機は、上位クラス施設である原子炉補機冷却系配管に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、原子炉補機冷却系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>k. 原子炉浄化系補助熱交換器</u>  <u>下位クラス施設である原子炉浄化系補助熱交換器は、上位クラス施設である原子炉補機冷却系配管に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、原子炉補機冷却系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>l. 循環水系配管</u>  <u>下位クラス施設である循環水系配管は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管及び高圧炉心スプレイ補機海水系配管に</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7，女川2】</b>            上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果，波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、原子炉補機海水系配管及び高压炉心スプレイ補機海水系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>m. タービン補機海水系配管</u>  下位クラス施設であるタービン補機海水系配管は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管（放水配管含む）の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉補機海水系配管（放水配管含む）に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>n. 給水系配管</u>  下位クラス施設である給水系配管は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉補機海水系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>o. タービンヒータドレン系配管</u>  下位クラス施設であるタービンヒータドレン系配管は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉補機海水系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>p. タービン補機冷却系熱交換器</u>  下位クラス施設であるタービン補機冷却系熱交換器は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管（放水配管）に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、原子炉補機海水系配管（放水配管）に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<p>・対象施設の相違  【柏崎6/7, 女川2】  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>q. 復水輸送系配管</u>  <u>下位クラス施設である復水輸送系配管は、上位クラス施設である非常用ガス処理系配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、非常用ガス処理系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>r. 復水系配管</u>  <u>下位クラス施設である復水系配管は、上位クラス施設である非常用ガス処理系配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、非常用ガス処理系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>s. グランド蒸気排ガスフィルタ</u>  <u>下位クラス施設であるグランド蒸気排ガスフィルタは、上位クラス施設である非常用ガス処理系配管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル燃料移送系配管等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、非常用ガス処理系配管、高圧炉心スプレイ系ディーゼル燃料移送系配管等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>t. 格納容器空気置換排風機</u>  <u>下位クラス施設である格納容器空気置換排風機は、上位クラス施設であるHVR入口隔離弁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、HVR入口隔離弁に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>u. 消火系配管</u>  <u>下位クラス施設である消火系配管は、上位クラス施設である高圧炉心スプレイ補機海水系配管の上部に設置されていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、高圧炉心スプレイ補機海水系配管に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>f. <u>7号炉原子炉遮蔽壁</u>  下位クラス施設である7号炉原子炉遮蔽壁は、上位クラス施設である7号炉原子炉压力容器に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、7号炉原子炉压力容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>g. <u>7号炉原子炉建屋クレーン</u>  下位クラス施設である7号炉原子炉建屋クレーンは、上位クラス施設である7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は隣りに設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>h. <u>7号炉燃料取替機</u>  下位クラス施設である7号炉燃料取替機は、上位クラス施設である7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等の上部又は隣りに設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により、7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>i. <u>7号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ</u>  下位クラス施設である7号炉原子炉ウェル遮蔽プラグは、上位クラス施設である7号炉原子炉格納容器の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、7号炉原子炉格納容器に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>j. <u>7号炉中央制御室天井照明</u>  下位クラス施設である7号炉中央制御室天井照明は、上位クラ</p>		<p><u>とした。</u></p>	<p>(柏崎7号は柏崎6号と同様の記載)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																										
<p>ス施設である <u>7号炉中央運転監視盤及び7号炉運転監視補助盤の上部に設置していることから</u>、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、<u>7号炉中央運転監視盤及び7号炉運転監視補助盤に衝突し波及的影響を及ぼすおそれが否定できない</u>。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-3表に示す。</p> <p><b>第4-3表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 (損傷、転倒及び落下等)</b></p> <table border="1" data-bbox="172 787 926 1375"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6号炉原子炉压力容器</td><td>6号炉原子炉遮蔽壁</td></tr> <tr><td>6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等</td><td>6号炉原子炉建屋クレーン</td></tr> <tr><td>6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等</td><td>6号炉燃料取替機</td></tr> <tr><td>6号炉原子炉格納容器</td><td>6号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ</td></tr> <tr><td>6号炉中央運転監視盤及び6号炉運転監視補助盤</td><td>6号炉中央制御室天井照明</td></tr> <tr><td>7号炉原子炉压力容器</td><td>7号炉原子炉遮蔽壁</td></tr> <tr><td>7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等</td><td>7号炉原子炉建屋クレーン</td></tr> <tr><td>7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等</td><td>7号炉燃料取替機</td></tr> <tr><td>7号炉原子炉格納容器</td><td>7号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ</td></tr> <tr><td>7号炉中央運転監視盤及び7号炉運転監視補助盤</td><td>7号炉中央制御室天井照明</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	6号炉原子炉压力容器	6号炉原子炉遮蔽壁	6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等	6号炉原子炉建屋クレーン	6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等	6号炉燃料取替機	6号炉原子炉格納容器	6号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ	6号炉中央運転監視盤及び6号炉運転監視補助盤	6号炉中央制御室天井照明	7号炉原子炉压力容器	7号炉原子炉遮蔽壁	7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等	7号炉原子炉建屋クレーン	7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等	7号炉燃料取替機	7号炉原子炉格納容器	7号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ	7号炉中央運転監視盤及び7号炉運転監視補助盤	7号炉中央制御室天井照明	<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を別添4-2表に示す。</p> <p><b>別添4-2表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 (建屋内施設の損傷、転倒、落下等) *1</b></p> <table border="1" data-bbox="973 829 1712 1564"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉压力容器</td><td>原子炉遮蔽壁</td></tr> <tr><td>使用済燃料プール</td><td>原子炉建屋クレーン</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック等</td><td>燃料交換機</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック等</td><td>燃料交換機</td></tr> <tr><td rowspan="3">使用済燃料貯蔵ラック</td><td>制御棒貯蔵ハンガ</td></tr> <tr><td>制御棒貯蔵ラック</td></tr> <tr><td>燃料チャンネル着脱機</td></tr> <tr><td>ドライウェル</td><td>原子炉ウェル遮蔽プラグ</td></tr> <tr><td>重要計器監視用 125V 直流分電盤 2</td><td>中央制御室天井照明</td></tr> <tr><td>原子炉冷却制御盤等</td><td>ほう酸水注入系ポンプ出口圧力</td></tr> <tr><td>ほう酸水注入系ポンプ出口圧力</td><td>ほう酸水注入系テストタンク</td></tr> <tr><td>中央制御室外原子炉停止装置盤</td><td>耐火隔壁</td></tr> <tr><td>原子炉系 (広域水位) 計装ラック等</td><td>耐火隔壁</td></tr> </tbody> </table> <p>*1: 詳細設計の段階で変更の可能性あり。</p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	原子炉压力容器	原子炉遮蔽壁	使用済燃料プール	原子炉建屋クレーン	使用済燃料貯蔵ラック等	燃料交換機	使用済燃料貯蔵ラック等	燃料交換機	使用済燃料貯蔵ラック	制御棒貯蔵ハンガ	制御棒貯蔵ラック	燃料チャンネル着脱機	ドライウェル	原子炉ウェル遮蔽プラグ	重要計器監視用 125V 直流分電盤 2	中央制御室天井照明	原子炉冷却制御盤等	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力	ほう酸水注入系テストタンク	中央制御室外原子炉停止装置盤	耐火隔壁	原子炉系 (広域水位) 計装ラック等	耐火隔壁	<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-3表に示す。</p> <p><b>第4-3表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 (建物内施設の損傷、転倒、落下等)</b></p> <table border="1" data-bbox="1760 787 2499 1837"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>原子炉压力容器</td><td>ガンマ線遮蔽壁</td></tr> <tr><td>燃料プール</td><td>原子炉建物天井クレーン</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック 等</td><td>燃料取替機</td></tr> <tr><td>燃料プール</td><td>燃料取替機</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック 等</td><td>燃料取替機</td></tr> <tr><td>燃料プール</td><td>制御棒貯蔵ハンガ</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック 等</td><td>制御棒貯蔵ハンガ</td></tr> <tr><td>燃料プール</td><td>チャンネル着脱装置</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック 等</td><td>チャンネル着脱装置</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却系熱交換器</td><td>耐火障壁</td></tr> <tr><td>中央制御室送風機 等</td><td>耐火障壁</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器</td><td>原子炉ウェルシールドプラグ</td></tr> <tr><td>安全設備制御盤</td><td>中央制御室天井照明</td></tr> <tr><td>原子炉制御盤 等</td><td>中央制御室天井照明</td></tr> <tr><td>燃料プール</td><td>チャンネル取扱ブーム</td></tr> <tr><td>使用済燃料貯蔵ラック</td><td>チャンネル取扱ブーム</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却系配管</td><td>燃料プール冷却系ポンプ室冷却機</td></tr> <tr><td>原子炉補機冷却系配管</td><td>原子炉浄化系補助熱交換器</td></tr> <tr><td>原子炉補機海水系配管</td><td>循環水系配管</td></tr> <tr><td>高圧炉心スプレイ補機海水系配管</td><td>循環水系配管</td></tr> </tbody> </table>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	原子炉压力容器	ガンマ線遮蔽壁	燃料プール	原子炉建物天井クレーン	使用済燃料貯蔵ラック 等	燃料取替機	燃料プール	燃料取替機	使用済燃料貯蔵ラック 等	燃料取替機	燃料プール	制御棒貯蔵ハンガ	使用済燃料貯蔵ラック 等	制御棒貯蔵ハンガ	燃料プール	チャンネル着脱装置	使用済燃料貯蔵ラック 等	チャンネル着脱装置	原子炉補機冷却系熱交換器	耐火障壁	中央制御室送風機 等	耐火障壁	原子炉格納容器	原子炉ウェルシールドプラグ	安全設備制御盤	中央制御室天井照明	原子炉制御盤 等	中央制御室天井照明	燃料プール	チャンネル取扱ブーム	使用済燃料貯蔵ラック	チャンネル取扱ブーム	原子炉補機冷却系配管	燃料プール冷却系ポンプ室冷却機	原子炉補機冷却系配管	原子炉浄化系補助熱交換器	原子炉補機海水系配管	循環水系配管	高圧炉心スプレイ補機海水系配管	循環水系配管	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7、女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																																																																												
6号炉原子炉压力容器	6号炉原子炉遮蔽壁																																																																																												
6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等	6号炉原子炉建屋クレーン																																																																																												
6号炉使用済燃料貯蔵プール及び6号炉使用済燃料貯蔵ラック等	6号炉燃料取替機																																																																																												
6号炉原子炉格納容器	6号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ																																																																																												
6号炉中央運転監視盤及び6号炉運転監視補助盤	6号炉中央制御室天井照明																																																																																												
7号炉原子炉压力容器	7号炉原子炉遮蔽壁																																																																																												
7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等	7号炉原子炉建屋クレーン																																																																																												
7号炉使用済燃料貯蔵プール及び7号炉使用済燃料貯蔵ラック等	7号炉燃料取替機																																																																																												
7号炉原子炉格納容器	7号炉原子炉ウェル遮蔽プラグ																																																																																												
7号炉中央運転監視盤及び7号炉運転監視補助盤	7号炉中央制御室天井照明																																																																																												
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																																																																												
原子炉压力容器	原子炉遮蔽壁																																																																																												
使用済燃料プール	原子炉建屋クレーン																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック等	燃料交換機																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック等	燃料交換機																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック	制御棒貯蔵ハンガ																																																																																												
	制御棒貯蔵ラック																																																																																												
	燃料チャンネル着脱機																																																																																												
ドライウェル	原子炉ウェル遮蔽プラグ																																																																																												
重要計器監視用 125V 直流分電盤 2	中央制御室天井照明																																																																																												
原子炉冷却制御盤等	ほう酸水注入系ポンプ出口圧力																																																																																												
ほう酸水注入系ポンプ出口圧力	ほう酸水注入系テストタンク																																																																																												
中央制御室外原子炉停止装置盤	耐火隔壁																																																																																												
原子炉系 (広域水位) 計装ラック等	耐火隔壁																																																																																												
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																																																																												
原子炉压力容器	ガンマ線遮蔽壁																																																																																												
燃料プール	原子炉建物天井クレーン																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック 等	燃料取替機																																																																																												
燃料プール	燃料取替機																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック 等	燃料取替機																																																																																												
燃料プール	制御棒貯蔵ハンガ																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック 等	制御棒貯蔵ハンガ																																																																																												
燃料プール	チャンネル着脱装置																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック 等	チャンネル着脱装置																																																																																												
原子炉補機冷却系熱交換器	耐火障壁																																																																																												
中央制御室送風機 等	耐火障壁																																																																																												
原子炉格納容器	原子炉ウェルシールドプラグ																																																																																												
安全設備制御盤	中央制御室天井照明																																																																																												
原子炉制御盤 等	中央制御室天井照明																																																																																												
燃料プール	チャンネル取扱ブーム																																																																																												
使用済燃料貯蔵ラック	チャンネル取扱ブーム																																																																																												
原子炉補機冷却系配管	燃料プール冷却系ポンプ室冷却機																																																																																												
原子炉補機冷却系配管	原子炉浄化系補助熱交換器																																																																																												
原子炉補機海水系配管	循環水系配管																																																																																												
高圧炉心スプレイ補機海水系配管	循環水系配管																																																																																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>4.4 建屋外施設の損傷，転倒及び落下等の観点 (1) 施設の損傷，転倒及び落下等による影響</p> <p>a. 5号炉主排気筒 下位クラス施設である5号炉主排気筒は，上位クラス施設であ</p>	<p>4.4 建屋外施設の損傷，転倒，落下等の観点 (1) 施設の損傷，転倒，落下等による影響</p> <p>a. 2号炉海水ポンプ室門型クレーン 下位クラス施設である2号炉海水ポンプ室門型クレーンは上位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ，原子炉補機冷却海水系配管等の上部に設置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒又は落下により，原子炉補機冷却海水ポンプ等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<table border="1" data-bbox="1754 245 2510 798"> <tr> <td>原子炉補機海水系配管</td> <td>タービン補機海水系配管</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水系配管 (放水配管)</td> <td>給水系配管</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水系配管</td> <td>タービンヒータドレン系配管</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水系配管 (放水配管)</td> <td>タービン補機冷却系熱交換器</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系配管</td> <td>復水輸送系配管</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系配管</td> <td>復水系配管</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系配管 高圧炉心スプレイ系ディーゼル燃料 移送系配管 等</td> <td>グランド蒸気排ガスフィルタ</td> </tr> <tr> <td>HVR 入口隔離弁</td> <td>格納容器空気置換排風機</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ補機海水系配管</td> <td>消火系配管</td> </tr> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p> <p>4.4 屋外施設の損傷，転倒，落下等の観点 (1) 施設の損傷，転倒，落下等による影響</p> <p>a. 取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備 下位クラス施設である取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備は，上位クラス施設である原子炉補機海水ポンプ，原子炉補機海水系配管等が落下範囲に位置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により，原子炉補機海水ポンプ，原子炉補機海水系配管等に衝突し，波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 取水槽ガントリクレーン 下位クラス施設である取水槽ガントリクレーンは，上位クラス施設である原子炉補機海水ポンプ，原子炉補機海水系配管等が転倒範囲に位置していることから，上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷，転倒及び落下により，原子炉補機海水ポンプ，原子炉補機海水系配管等に衝突し，波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>c. 1号炉排気筒 下位クラス施設である1号炉排気筒は，上位クラス施設である</p>	原子炉補機海水系配管	タービン補機海水系配管	原子炉補機海水系配管 (放水配管)	給水系配管	原子炉補機海水系配管	タービンヒータドレン系配管	原子炉補機海水系配管 (放水配管)	タービン補機冷却系熱交換器	非常用ガス処理系配管	復水輸送系配管	非常用ガス処理系配管	復水系配管	非常用ガス処理系配管 高圧炉心スプレイ系ディーゼル燃料 移送系配管 等	グランド蒸気排ガスフィルタ	HVR 入口隔離弁	格納容器空気置換排風機	高圧炉心スプレイ補機海水系配管	消火系配管	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7，女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果，波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>
原子炉補機海水系配管	タービン補機海水系配管																				
原子炉補機海水系配管 (放水配管)	給水系配管																				
原子炉補機海水系配管	タービンヒータドレン系配管																				
原子炉補機海水系配管 (放水配管)	タービン補機冷却系熱交換器																				
非常用ガス処理系配管	復水輸送系配管																				
非常用ガス処理系配管	復水系配管																				
非常用ガス処理系配管 高圧炉心スプレイ系ディーゼル燃料 移送系配管 等	グランド蒸気排ガスフィルタ																				
HVR 入口隔離弁	格納容器空気置換排風機																				
高圧炉心スプレイ補機海水系配管	消火系配管																				

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>る6号炉非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、6号炉原子炉建屋等が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、6号炉非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、6号炉原子炉建屋等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>b. 6号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁 下位クラス施設である6号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁は、上位クラス施設である6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<p>b. 竜巻防護ネット 下位クラス施設の竜巻防護ネットは上位クラス施設である原子炉補機冷却海水ポンプ、原子炉補機冷却海水系配管等の上部に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う落下により、原子炉補機冷却海水ポンプ等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<p>原子炉補機海水ポンプ、2号炉原子炉建物等が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、原子炉補機海水ポンプ、2号炉原子炉建物等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>d. 除じん機 下位クラス施設である除じん機は、上位クラス施設である原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプが転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、原子炉補機海水ポンプ及び高圧炉心スプレイ補機海水ポンプに衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p>e. 取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備 下位クラス施設である取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管、高圧炉心スプレイ補機海水系配管等が落下範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により、原子炉補機海水系配管、高圧炉心スプレイ補機海水系配管等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7、女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>f. 2号炉排気筒モニタ室</u>  <u>下位クラス施設である2号炉排気筒モニタ室は、上位クラス施設である2号炉排気筒及び津波監視カメラ（排気筒）用電路に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、2号炉排気筒及び津波監視カメラ（排気筒）用電路に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>g. 高光度航空障害灯管制器</u>  <u>下位クラス施設である高光度航空障害灯管制器は、上位クラス施設である非常用ガス処理系排気管が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、非常用ガス処理系排気管に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>h. 燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備</u>  <u>下位クラス施設である燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備は、上位クラス施設であるA-ディーゼル燃料移送ポンプ、2号炉排気筒等が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒及び落下により、A-ディーゼル燃料移送ポンプ、2号炉排気筒等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>i. 取水槽海水ポンプエリア防水壁</u>  <u>下位クラス施設である取水槽海水ポンプエリア防水壁は、上位クラス施設である取水槽水位計、除じん系配管（ポンプ入口配管、ポンプ出口～取水槽海水ポンプエリア境界壁）等が落下範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により、取水槽水位計、除じん系配管（ポンプ入口配管、ポンプ出口～取水槽海水ポンプエリア境界壁）等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7，女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>j. サイトバンカ建物</u>  下位クラス施設であるサイトバンカ建物(増築部含む)は、上位クラス施設である防波壁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、防波壁に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>k. 2号炉南側盛土斜面</u>  下位クラス施設である2号炉南側盛土斜面は、上位クラス施設である第1ベントフィルタ格納槽及び第1ベントフィルタ格納槽遮蔽が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、第1ベントフィルタ格納槽及び第1ベントフィルタ格納槽遮蔽に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>l. 防波壁(東端部)周辺斜面</u>  下位クラス施設である防波壁(東端部)周辺斜面は、上位クラス施設である防波壁が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、防波壁に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>m. 防波壁(西端部)周辺斜面</u>  下位クラス施設である防波壁(西端部)周辺斜面は、上位クラス施設である防波壁及び津波監視カメラ(防波壁西)が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、防波壁及び津波監視カメラ(防波壁西)に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</p> <p><u>n. 2号炉西側切取斜面</u>  下位クラス施設である2号炉西側切取斜面は、上位クラス施設である2号炉排気筒、第1ベントフィルタ格納槽等が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、2号炉排気筒、第1ベントフィル</p>	<p>・対象施設の相違  【柏崎6/7, 女川2】  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>5号炉タービン建屋</u></p> <p><u>下位クラス施設である5号炉タービン建屋は、上位クラス施設である6号炉タービン建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、6号炉タービン建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>		<p><u>タ格納槽等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>o. 2号炉南側切取斜面</u></p> <p><u>下位クラス施設である2号炉南側切取斜面は、上位クラス施設である格納容器フィルタベント系配管(接続口)、2号炉原子炉建物等が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、格納容器フィルタベント系配管(接続口)、2号炉原子炉建物等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>p. ガスタービン発電機建物周辺斜面</u></p> <p><u>下位クラス施設であるガスタービン発電機建物周辺斜面は、上位クラス施設であるガスタービン発電機用軽油タンク、ガスタービン発電機建物等が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、ガスタービン発電機用軽油タンク、ガスタービン発電機建物等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>q. 1号炉原子炉建物</u></p> <p><u>下位クラス施設である1号炉原子炉建物は、上位クラス施設である制御室建物に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、制御室建物に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>r. 1号炉タービン建物</u></p> <p><u>下位クラス施設である1号炉タービン建物は、上位クラス施設である制御室建物及び2号炉タービン建物に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、制御室建物及び2号炉タービン建物に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>s. 1号炉廃棄物処理建物</u>  <u>下位クラス施設である1号炉廃棄物処理建物は、上位クラス施設である制御室建物及び2号炉廃棄物処理建物に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び転倒により、制御室建物及び2号炉廃棄物処理建物に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>t. 緊急時対策所周辺斜面</u>  <u>下位クラス施設である緊急時対策所周辺斜面は、上位クラス施設である緊急時対策所及び緊急時対策所発電機接続プラグ盤が崩壊範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う崩壊により、緊急時対策所及び緊急時対策所発電機接続プラグ盤に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>u. 免震重要棟遮蔽壁</u>  <u>下位クラス施設である免震重要棟遮蔽壁は、上位クラス施設である緊急時対策所及び緊急時対策所発電機接続プラグ盤が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、緊急時対策所及び緊急時対策所発電機接続プラグ盤に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>v. 主排気ダクト</u>  <u>下位クラス施設である主排気ダクトは、上位クラス施設である2号炉排気筒が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷、転倒及び落下により、2号炉排気筒に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>w. タービン補機海水系配管</u>  <u>下位クラス施設であるタービン補機海水系配管は、上位クラス施設である原子炉補機海水系配管（放水配管）が落下範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>d. <u>6号炉取水護岸</u></p> <p><u>下位クラス施設である6号炉取水護岸は、上位クラス施設である6号炉海水貯留堰が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、6号炉海水貯留堰に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>c. <u>3号炉取水路</u></p> <p><u>下位クラス施設の3号炉取水路は上位クラス施設である防潮堤の下部の地中に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の支持機能に波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p><u>地震力に伴う落下により、原子炉補機海水系配管（放水配管）に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>x. <u>タービン補機海水ストレーナ</u></p> <p><u>下位クラス施設であるタービン補機海水ストレーナは、上位クラス施設である循環水系配管（ポンプ出口～タービン建物外壁）が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、循環水系配管（ポンプ出口～タービン建物外壁）に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>y. <u>1号炉取水槽ピット部</u></p> <p><u>下位クラス施設である1号炉取水槽ピット部は、上位クラス施設である1号炉取水槽流路縮小工及び1号炉取水槽北側壁が落下範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷及び落下により、1号炉取水槽流路縮小工及び1号炉取水槽北側部に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>z. <u>建物開口部竜巻防護対策設備</u></p> <p><u>下位クラス施設である建物開口部竜巻防護対策設備は、比較的大型の鋼製構造物であり、地震により破損・脱落した場合は、広範囲に波及的影響を及ぼすおそれがあることから、波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎6/7，女川2】</p> <p>上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>e. <u>7号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁</u>  <u>下位クラス施設である7号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁は、上位クラス施設である7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>f. <u>7号炉取水護岸</u>  <u>下位クラス施設である7号炉取水護岸は、上位クラス施設である7号炉海水貯留堰が転倒範囲に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、7号炉海水貯留堰に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>d. <u>北側排水路</u>  <u>下位クラス施設の北側排水路は上位クラス施設である防潮堤の下部の地中に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の支持機能に波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>e. <u>アクセスルート（防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分）</u>  <u>下位クラス施設のアクセスルート（防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分）は上位クラス施設である防潮堤と一体の構造となっていることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防潮堤の機能に波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>f. <u>3号炉海水ポンプ室門型クレーン</u>  <u>下位クラス施設の海水ポンプ室門型クレーンは上位クラス施設である防潮壁、浸水防止蓋等の近傍に設置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒、</u></p>		<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7，女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果，波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>g. サービス建屋  <u>下位クラス施設であるサービス建屋は、上位クラス施設であるコントロール建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、コントロール建屋に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>h. 5号炉サービス建屋  <u>下位クラス施設である5号炉サービス建屋は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>i. 5号炉格納容器圧力逃がし装置基礎  <u>下位クラス施設である5号炉格納容器圧力逃がし装置基礎は、上位クラス施設である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に隣接していることから、上位クラス施設の設計に</u></p>	<p><u>落下により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>g. 2号炉タービン建屋  <u>下位クラス施設の2号炉タービン建屋は上位クラス施設である防潮壁、逆流防止設備等に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、防潮壁等に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>h. 2号炉補助ボイラー建屋  <u>下位クラス施設の2号炉補助ボイラー建屋は上位クラス施設である制御建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、制御建屋に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>		<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>i. <u>1号炉制御建屋</u>  <u>下位クラス施設の1号炉制御建屋は上位クラス施設である制御建屋に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、制御建屋に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>j. <u>1号炉排気筒</u>  <u>下位クラス施設の1号炉排気筒は斜面上に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う転倒により、排気筒に衝突し波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>k. <u>前面護岸</u>  <u>下位クラス施設の前面護岸は上位クラス施設である取水口や貯留堰の近傍に位置していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、取水口等の取水機能に波及的影響を及ぼすことが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p>	<p>aa. <u>2号炉放水路</u>  <u>下位クラス施設である2号炉放水路は、上位クラス施設である防波壁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防波壁に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>bb. <u>3号炉放水路</u>  <u>下位クラス施設である3号炉放水路は、上位クラス施設である防波壁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防波壁に衝突し、波及的</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-4表に示す。</p>	<p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を別添4-3表に示す。</p>	<p><u>影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>cc. 1号炉取水管</u>  <u>下位クラス施設である1号炉取水管は、上位クラス施設である防波壁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防波壁に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p><u>dd. 施設護岸</u>  <u>下位クラス施設である施設護岸は、上位クラス施設である防波壁に隣接していることから、上位クラス施設の設計に適用する地震動又は地震力に伴う損傷により、防波壁に衝突し、波及的影響を及ぼすおそれが否定できない。このため波及的影響の設計対象とした。</u></p> <p>ここで選定した波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の損傷、転倒、落下等により波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設を第4-4表に示す。</p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																									
<p align="center"><b>第4-4表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 (損傷、転倒及び落下等)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6号炉非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、6号炉原子炉建屋等</td> <td>5号炉主排気筒</td> </tr> <tr> <td>6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等</td> <td>6号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁</td> </tr> <tr> <td>6号炉タービン建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)</td> <td>5号炉タービン建屋</td> </tr> <tr> <td>6号炉海水貯留堰</td> <td>6号炉取水護岸</td> </tr> <tr> <td>7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等</td> <td>7号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁</td> </tr> <tr> <td>7号炉海水貯留堰</td> <td>7号炉取水護岸</td> </tr> <tr> <td>コントロール建屋</td> <td>サービス建屋</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)</td> <td>5号炉サービス建屋</td> </tr> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)</td> <td>5号炉格納容器圧力逃がし装置基礎</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。</p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	6号炉非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、6号炉原子炉建屋等	5号炉主排気筒	6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等	6号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁	6号炉タービン建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉タービン建屋	6号炉海水貯留堰	6号炉取水護岸	7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等	7号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁	7号炉海水貯留堰	7号炉取水護岸	コントロール建屋	サービス建屋	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉サービス建屋	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉格納容器圧力逃がし装置基礎	<p align="center"><b>別添4-3表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 (建屋外施設の損傷、転倒、落下等)*1</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水系配管等</td> <td>2号炉海水ポンプ室門型クレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水系配管等</td> <td>竜巻防護ネット</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">防潮堤</td> <td>3号炉取水路</td> </tr> <tr> <td>北側排水路</td> </tr> <tr> <td>アクセスルート(防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分)</td> </tr> <tr> <td>防潮壁 浸水防止蓋等</td> <td>3号炉海水ポンプ室門型クレーン</td> </tr> <tr> <td>防潮壁 逆流防止設備等</td> <td>2号炉タービン建屋</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">制御建屋</td> <td>2号炉補助ボイラー建屋</td> </tr> <tr> <td>1号炉制御建屋</td> </tr> <tr> <td>排気筒</td> <td>1号炉排気筒</td> </tr> <tr> <td>取水口 貯留堰</td> <td>前面護岸</td> </tr> </tbody> </table> <p align="center">*1: 詳細設計の段階で変更の可能性あり。</p>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水系配管等	2号炉海水ポンプ室門型クレーン	原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水系配管等	竜巻防護ネット	防潮堤	3号炉取水路	北側排水路	アクセスルート(防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分)	防潮壁 浸水防止蓋等	3号炉海水ポンプ室門型クレーン	防潮壁 逆流防止設備等	2号炉タービン建屋	制御建屋	2号炉補助ボイラー建屋	1号炉制御建屋	排気筒	1号炉排気筒	取水口 貯留堰	前面護岸	<p align="center"><b>第4-4表 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設 (屋外施設の損傷、転倒、落下等)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設</th> <th>波及的影響の設計対象とする下位クラス施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉補機海水ポンプ 原子炉補機海水系配管 等</td> <td>取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水ポンプ 原子炉補機海水系配管 等</td> <td>取水槽ガントリクレーン</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水ポンプ 2号炉原子炉建物 等</td> <td>1号炉排気筒</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ</td> <td>除じん機</td> </tr> <tr> <td>原子炉補機海水系配管 高圧炉心スプレイ補機海水系配管 等</td> <td>取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備</td> </tr> <tr> <td>2号炉排気筒 津波監視カメラ(排気筒)用電路</td> <td>2号炉排気筒モニタ室</td> </tr> <tr> <td>非常用ガス処理系排気管</td> <td>高光度航空障害灯管制器</td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル燃料移送ポンプ 2号炉排気筒 等</td> <td>燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備</td> </tr> <tr> <td>取水槽水位計 除じん系配管(ポンプ入口配管, ポンプ出口~取水槽海水ポンプエリア境界壁) 等</td> <td>取水槽海水ポンプエリア防水壁</td> </tr> <tr> <td>防波壁</td> <td>サイトバンカ建物</td> </tr> <tr> <td>第1ベントフィルタ格納槽 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽</td> <td>2号炉南側盛土斜面</td> </tr> <tr> <td>防波壁</td> <td>防波壁(東端部)周辺斜面</td> </tr> <tr> <td>防波壁 津波監視カメラ(防波壁西)</td> <td>防波壁(西端部)周辺斜面</td> </tr> <tr> <td>2号炉排気筒 第1ベントフィルタ格納槽 等</td> <td>2号炉西側切取斜面</td> </tr> <tr> <td>格納容器フィルタベント系配管(接続口) 2号炉原子炉建物 等</td> <td>2号炉南側切取斜面</td> </tr> </tbody> </table>	波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設	原子炉補機海水ポンプ 原子炉補機海水系配管 等	取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備	原子炉補機海水ポンプ 原子炉補機海水系配管 等	取水槽ガントリクレーン	原子炉補機海水ポンプ 2号炉原子炉建物 等	1号炉排気筒	原子炉補機海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ	除じん機	原子炉補機海水系配管 高圧炉心スプレイ補機海水系配管 等	取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備	2号炉排気筒 津波監視カメラ(排気筒)用電路	2号炉排気筒モニタ室	非常用ガス処理系排気管	高光度航空障害灯管制器	A-ディーゼル燃料移送ポンプ 2号炉排気筒 等	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備	取水槽水位計 除じん系配管(ポンプ入口配管, ポンプ出口~取水槽海水ポンプエリア境界壁) 等	取水槽海水ポンプエリア防水壁	防波壁	サイトバンカ建物	第1ベントフィルタ格納槽 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽	2号炉南側盛土斜面	防波壁	防波壁(東端部)周辺斜面	防波壁 津波監視カメラ(防波壁西)	防波壁(西端部)周辺斜面	2号炉排気筒 第1ベントフィルタ格納槽 等	2号炉西側切取斜面	格納容器フィルタベント系配管(接続口) 2号炉原子炉建物 等	2号炉南側切取斜面	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 上位クラス施設の周辺に位置する波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設を抽出した結果、波及的影響の設計対象とする下位クラス施設が異なる</p>
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																																																											
6号炉非常用ディーゼル発電設備軽油タンク、6号炉原子炉建屋等	5号炉主排気筒																																																																											
6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、6号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等	6号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁																																																																											
6号炉タービン建屋及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉タービン建屋																																																																											
6号炉海水貯留堰	6号炉取水護岸																																																																											
7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ、7号炉非常用ディーゼル発電設備燃料油系配管等	7号炉燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁																																																																											
7号炉海水貯留堰	7号炉取水護岸																																																																											
コントロール建屋	サービス建屋																																																																											
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉サービス建屋																																																																											
5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(5号炉原子炉建屋)	5号炉格納容器圧力逃がし装置基礎																																																																											
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水系配管等	2号炉海水ポンプ室門型クレーン																																																																											
原子炉補機冷却海水ポンプ 原子炉補機冷却海水系配管等	竜巻防護ネット																																																																											
防潮堤	3号炉取水路																																																																											
	北側排水路																																																																											
	アクセスルート(防潮堤の盛土堤防部と一体となっている部分)																																																																											
防潮壁 浸水防止蓋等	3号炉海水ポンプ室門型クレーン																																																																											
防潮壁 逆流防止設備等	2号炉タービン建屋																																																																											
制御建屋	2号炉補助ボイラー建屋																																																																											
	1号炉制御建屋																																																																											
排気筒	1号炉排気筒																																																																											
取水口 貯留堰	前面護岸																																																																											
波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設	波及的影響の設計対象とする下位クラス施設																																																																											
原子炉補機海水ポンプ 原子炉補機海水系配管 等	取水槽海水ポンプエリア竜巻防護対策設備																																																																											
原子炉補機海水ポンプ 原子炉補機海水系配管 等	取水槽ガントリクレーン																																																																											
原子炉補機海水ポンプ 2号炉原子炉建物 等	1号炉排気筒																																																																											
原子炉補機海水ポンプ 高圧炉心スプレイ補機海水ポンプ	除じん機																																																																											
原子炉補機海水系配管 高圧炉心スプレイ補機海水系配管 等	取水槽循環水ポンプエリア竜巻防護対策設備																																																																											
2号炉排気筒 津波監視カメラ(排気筒)用電路	2号炉排気筒モニタ室																																																																											
非常用ガス処理系排気管	高光度航空障害灯管制器																																																																											
A-ディーゼル燃料移送ポンプ 2号炉排気筒 等	燃料移送ポンプエリア竜巻防護対策設備																																																																											
取水槽水位計 除じん系配管(ポンプ入口配管, ポンプ出口~取水槽海水ポンプエリア境界壁) 等	取水槽海水ポンプエリア防水壁																																																																											
防波壁	サイトバンカ建物																																																																											
第1ベントフィルタ格納槽 第1ベントフィルタ格納槽遮蔽	2号炉南側盛土斜面																																																																											
防波壁	防波壁(東端部)周辺斜面																																																																											
防波壁 津波監視カメラ(防波壁西)	防波壁(西端部)周辺斜面																																																																											
2号炉排気筒 第1ベントフィルタ格納槽 等	2号炉西側切取斜面																																																																											
格納容器フィルタベント系配管(接続口) 2号炉原子炉建物 等	2号炉南側切取斜面																																																																											

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉		備考
		ガスタービン発電機用軽油タンク ガスタービン発電機建物 等	ガスタービン発電機建物周辺斜面	
		制御室建物	1号炉原子炉建物	
		制御室建物 2号炉タービン建物	1号炉タービン建物	
		制御室建物 2号炉廃棄物処理建物	1号炉廃棄物処理建物	
		緊急時対策所 緊急時対策所発電機接続プラグ盤	緊急時対策所周辺斜面	
		緊急時対策所 緊急時対策所発電機接続プラグ盤	免震重要棟遮蔽壁	
		2号炉排気筒	主排気ダクト	
		原子炉補機海水系配管 (放水配管)	タービン補機海水系配管	
		循環水系配管 (ポンプ出口～タービン建物外壁)	タービン補機海水ストレータ	
		1号炉取水槽流路縮小工 1号炉取水槽北側壁	1号炉取水槽ピット部	
		防波壁	2号炉放水路	
		防波壁	3号炉放水路	
		防波壁	1号炉取水管	
		防波壁	施設護岸	
		—※1	建物開口部竜巻防護対策設備※1	
		※1 原子炉建物及び廃棄物処理建物の開口部に設置している建物開口部竜巻防護対策設備は、比較的大型の鋼製構造物であり、建物の上部にも設置されているため、地震により破損・脱落した場合の影響範囲の限定が難しいことから、上位クラス施設は特定しないが、波及的影響の設計対象とする。		
		(注) 詳細設計の段階で変更の可能性有り。		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。</p> <p>5.1 耐震評価部位 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価対象部位は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒及び落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部及び固定部等を対象とする。</p> <p>5.2 地震応答解析 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、既工認で実績があり、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行う。</p> <p>5.3 設計用地震動又は地震力 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。</p> <p>5.5 許容限界 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界設定の考え方を、<u>以下建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物にわけて示す。</u></p> <p>5.5.1 建物・構築物 建物・構築物について、下位クラス施設の上位クラス施設に対する衝突を防止する場合の許容限界は、下位クラス施設と上位ク</p>	<p>5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。</p> <p>5.1 耐震評価部位 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震評価部位は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラス施設が不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒、落下等を防止するよう、主要構造部材、支持部、固定部等を対象とする。</p> <p>5.2 地震応答解析 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、既工認で実績があり、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行う。</p> <p>5.3 設計用地震動又は地震力 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。</p> <p>5.5 許容限界 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界設定の考え方を、<u>建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて示す。</u></p> <p>5.5.1 建物・構築物 建物・構築物について、<u>隔離による防護を講じることで、下位クラス施設の相対変位等による波及的影響を防止する場合は、下</u></p>	<p>5. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計方針 「4. 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設」で選定した施設の耐震設計方針を以下に示す。</p> <p>5.1 耐震評価部位 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の<u>評価対象部位</u>は、それぞれの損傷モードに応じて選定する。すなわち、評価対象下位クラス施設の不等沈下、相対変位、接続部における相互影響、損傷、転倒、<u>落下</u>等を防止するよう、主要構造部材、支持部、<u>固定部</u>等を対象とする。</p> <p>5.2 地震応答解析 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の耐震設計において実施する地震応答解析については、既工認で実績があり、かつ最新の知見に照らしても妥当な手法及び条件を基本として行う。</p> <p>5.3 設計用地震動又は地震力 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設においては、上位クラス施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。</p> <p>5.4 荷重の種類及び荷重の組合せ 波及的影響の防止を目的とした設計において用いる荷重の種類及び荷重の組合せについては、波及的影響を受けるおそれのある上位クラス施設と同じ運転状態において下位クラス施設に発生する荷重を組み合わせる。荷重の設定においては、実運用・実事象上定まる範囲を考慮して設定する。</p> <p>5.5 許容限界 波及的影響の設計対象とする下位クラス施設の評価に用いる許容限界設定の考え方を、<u>以下、建物・構築物、機器・配管系及び土木構造物に分けて示す。</u></p> <p>5.5.1 建物・構築物 建物・構築物について、下位クラス施設の<u>上位クラス施設に対する衝突を防止する場合の許容限界は、下位クラス施設と上位ク</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ラス施設との離隔距離を確保することを基本とする。</p> <p>また、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を防止する場合は、部材に発生する応力に対して終局耐力を基本として許容限界を設定する。</p> <p>5.5.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の接続部における相互影響及び損傷、転倒及び落下等を防止する場合は、許容限界として、評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界を設定する。機器の動的機能維持を確保することで、下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する場合は、許容限界として動的機能確認済加速度を設定する。</p> <p>5.5.3 土木構造物</p> <p>土木構造物について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等を防止する場合は、構造部材の終局耐力や基礎地盤の極限支持力度に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>また、構造物の安定性や変形により上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、構造物のすべりや変形量に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討</p> <p>工事段階においても、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設的设计段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。</p> <p>工事段階における検討は、別記2の4つの観点のうち、③及び④の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による影響について、プラントウォークダウンにより実施する。</p> <p>確認事項としては、設計段階において検討した離隔による防護の観点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒及び落下等を想定した</p>	<p>位クラス施設と上位クラス施設との距離を基本として許容限界を設定する。</p> <p>また、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を防止する場合は、部材に発生する応力に対して終局耐力を基本として許容限界を設定する。</p> <p>5.5.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の接続部における相互影響及び損傷、転倒、落下等を防止する場合は、許容限界として、評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルにとどまって破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界を設定する。機器の動的機能維持を確保することで、下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する場合は、許容限界として動的機能確認済加速度を設定する。</p> <p>5.5.3 土木構造物</p> <p>土木構造物について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を防止する場合は、構造部材の終局耐力や基礎地盤の極限支持力度に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>また、構造物の安定性や変形により上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、構造物のすべりや変形量に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討</p> <p>工事段階においても、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設的设计段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても併せて確認する。</p> <p>工事段階における検討は、別記2の4つの観点のうち、③及び④の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による影響について、プラントウォークダウンにより実施する。</p> <p>確認事項としては、設計段階において検討した離隔による防護の観点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒、落下等を想定した</p>	<p>ラス施設との離隔距離を確保することを基本とする。</p> <p>また、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を防止する場合は、部材に発生する応力に対して終局耐力を基本として許容限界を設定する。</p> <p>5.5.2 機器・配管系</p> <p>機器・配管系について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の接続部における相互影響及び損傷、転倒、落下等を防止する場合は、許容限界として、評価部位に塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有していることに相当する許容限界を設定する。機器の動的機能維持を確保することで、下位クラス施設の接続部における相互影響を防止する場合は、許容限界として動的機能確認済加速度を設定する。</p> <p>5.5.3 土木構造物</p> <p>土木構造物について、施設の構造を保つことで、下位クラス施設の損傷、転倒、落下等を防止する場合は、構造部材の終局耐力や基礎地盤の極限支持力度に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>また、構造物の安定性や変形により上位クラス施設の機能に影響がないよう設計する場合は、構造物のすべりや変形量に対し妥当な安全余裕を考慮することを基本として許容限界を設定する。</p> <p>6. 工事段階における下位クラス施設の調査・検討</p> <p>工事段階においても、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設的设计段階の際に検討した配置・補強等が設計どおりに施されていることを、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行うことで確認する。また、仮置資材等、現場の配置状況等の確認を必要とする下位クラス施設についても合わせて確認する。</p> <p>工事段階における検討は、別記2の4つの観点のうち、③及び④の観点、すなわち下位クラス施設の損傷、転倒、落下等による影響について、プラントウォークダウンにより実施する。</p> <p>確認事項としては、設計段階において検討した離隔による防護の観点で行う。すなわち、施設の損傷、転倒、落下等を想定した</p>	

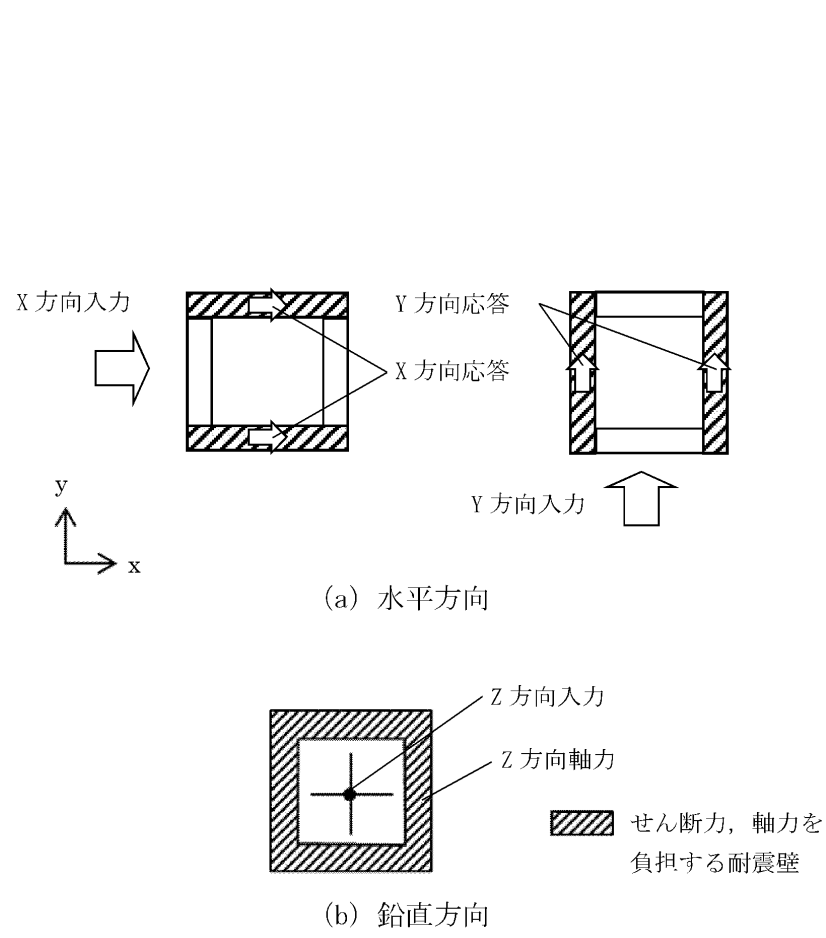
柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>た場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がないこと、又は間に衝撃に耐えうる障壁、緩衝物等が設置されていること、仮置資材等については固縛等、転倒及び落下を防止する措置が適切に講じられていることを確認する。</p> <p>ただし、仮置資材等の下位クラス施設自体が、明らかに影響を及ぼさない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。</p> <p>以上を踏まえて、損傷、転倒及び落下等により、上位クラス施設に波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラス施設が抽出されれば、必要に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策・検討したり、固縛等の転倒・落下防止措置等を講じたりすることで対策・検討を行う。すなわち、下位クラス施設の配置を変更したり、間に緩衝物等を設置したり、固縛等の転倒・落下防止措置等を講じたりすることで対策・検討を行う。</p> <p>また、工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p>	<p>場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がないこと、又は間に衝撃に耐えうる障壁、緩衝物等が設置されていること、仮置資材等については固縛など、転倒及び落下を防止する措置が適切に講じられていることを確認する。</p> <p>ただし、仮置機器等の下位クラス施設自体が、明らかに影響を及ぼさない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。</p> <p>以上を踏まえて、損傷、転倒、落下等により、上位クラス施設に波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラス施設が抽出されれば、必要に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策を検討する他、固縛等の転倒・落下防止措置等の対策についても検討する。すなわち、下位クラス施設の配置変更や、間に緩衝物等を設置する対策、固縛等の転倒防止対策、落下防止対策等を講じることで影響を防止する。</p> <p>また、工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p>	<p>場合に上位クラス施設に衝突するおそれのある範囲内に下位クラス施設がないこと、又は間に衝撃に耐えうる障壁、緩衝物等が設置されていること、仮置資材等については固縛等による転倒及び落下を防止する措置が適切に講じられていることを確認する。</p> <p>ただし、仮置資材等の下位クラス施設自体が、影響を及ぼさない程度の大きさ、重量等の場合は対象としない。</p> <p>以上を踏まえて、損傷、転倒、落下等により、上位クラス施設に波及的影響を及ぼす可能性のある下位クラス施設が抽出されれば、必要に応じて、上記の確認事項と同じ観点で対策を検討する他、固縛等の転倒・落下防止措置等の対策についても検討する。すなわち、下位クラス施設の配置変更や、間に緩衝物等を設置する対策、固縛等の転倒・落下防止措置等を講じることで影響を防止する。</p> <p>また、工事段階における確認の後も、波及的影響を防止するように現場を保持するため、保安規定に機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p>	

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 〔第4条 地震による損傷の防止 別添-5〕

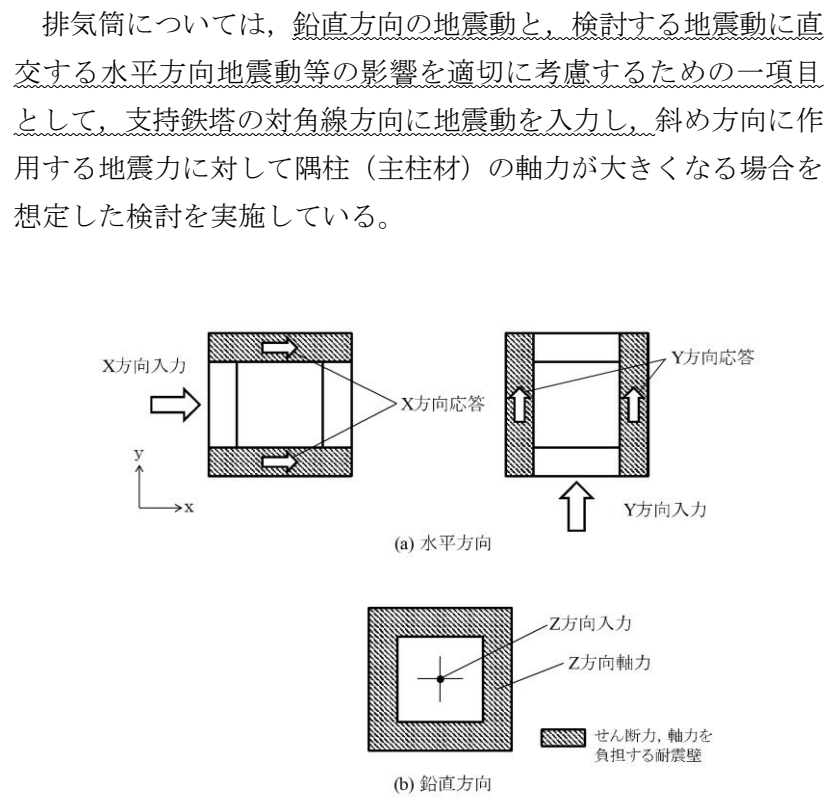
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>1. 概要            本資料は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針            施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸及び強軸を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。            今回、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。            評価対象は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」の第5条及び第50条に規定されている耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設とする。耐震Bクラスの施設については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。            評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。            施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動            水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、</p>	<p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>1. 概要            本資料は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針            施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸及び強軸を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。            今回、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のあるものを抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。            評価対象は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」の第5条及び第50条に規定されている以下の施設とする。            ・耐震重要施設及びその間接支持構造物            ・常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設            ・上記施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設            ・耐震Bクラスの施設のうち共振のおそれのある施設            評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。            施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動            水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、</p>	<p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針</p> <p>1. 概要            本資料は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針について説明するものである。</p> <p>2. 基本方針            施設の耐震設計では、設備の構造から地震力の方向に対して弱軸、強軸を明確にし、地震力に対して配慮した構造としている。            今回、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる耐震設計に係る技術基準が制定されたことから、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算に対して、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある施設を評価対象施設として抽出し、施設が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。            評価対象は「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号）」の第5条及び第50条に規定されている耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設、並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設とする。Bクラスの施設については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。            評価に当たっては、施設の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける部位を抽出し、その部位について水平2方向及び鉛直方向の荷重や応力を算出し、施設が有する耐震性への影響を確認する。            施設が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>3. 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる地震動            水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価には、</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基準地震動 <math>S_s-1 \sim S_s-8</math> を用いる。</p> <p>ここで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動は、複数の基準地震動における地震動の特性及び包絡関係を施設の特性による影響も考慮した上で確認し、本影響評価に用いる。</p> <p>4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>4.1 建物・構築物</p> <p>4.1.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>従来の設計手法では、建物・構築物の地震応答解析において、各水平方向及び鉛直方向の地震動を質点系モデルにそれぞれ方向ごとに入力し解析を行っている。また、発電用原子炉施設における建物・構築物は、全体形状及び平面レイアウトから、地震力を主に耐震壁で負担する構造であり、剛性の高い設計としている。</p> <p>水平方向の地震力に対しては、せん断力について評価することを基本とし、建物・構築物に作用するせん断力は、地震時に生じる力の流れが明解となるように、直交する2方向に釣合いよく配置された鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。地震応答解析は、水平2方向の耐震壁に対して、それぞれ剛性を評価し、各水平方向に対して解析を実施している。したがって、建物・構築物に対し水平2方向の入力がある場合、各方向から作用するせん断力を負担する部位が異なるため、水平2方向の入力がある場合の評価は、水平1方向にのみ入力がある場合と同等な評価となる。</p> <p>鉛直方向の地震力に対しては、軸力について評価することを基本としている。建物・構築物に作用する軸力は、鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。</p> <p>入力方向ごとの耐震要素について、<u>第5-4-1図</u>に示す。</p>	<p>基準地震動 <math>S_s-D1 \sim D3</math>, <math>S_s-F1 \sim F3</math> 及び <math>S_s-N1</math> を用いる。</p> <p>ここで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動 <math>S_s</math> は、複数の基準地震動 <math>S_s</math> における地震動の特性及び包絡関係を施設の特性による影響も考慮した上で確認し、本影響評価に用いる。</p> <p>4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>4.1 建物・構築物</p> <p>4.1.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>従来の設計手法では、建物・構築物の地震応答解析において、各水平方向及び鉛直方向の地震動を質点系モデルにそれぞれ方向ごとに入力し解析を行っている。また、発電用原子炉施設における建物・構築物は、全体形状及び平面レイアウトから、地震力を主に耐震壁で負担する構造であり、剛性の高い設計としている。</p> <p>水平方向の地震力に対しては、せん断力について評価することを基本とし、建物・構築物に作用するせん断力は、地震時に生じる力の流れが明解となるように、直交する2方向に釣合いよく配置された鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。地震応答解析は、水平2方向の耐震壁に対して、それぞれ剛性を評価し、各水平方向に対して解析を実施している。したがって、建物・構築物に対し水平2方向の入力がある場合、各方向から作用するせん断力を負担する部位が異なるため、水平2方向の入力がある場合の評価は、水平1方向にのみ入力がある場合と同等な評価となる。</p> <p>鉛直方向の地震力に対しては、軸力について評価することを基本としている。建物・構築物に作用する軸力は、鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。</p> <p>入力方向ごとの耐震要素について、<u>別添5-1図</u>に示す。</p> <p>従来設計手法における建物・構築物の応力解析による評価は、上記の考え方を踏まえた地震応答解析から算出された応答を、水平1方向及び鉛直方向に組み合わせて行っている。</p>	<p>基準地震動 <math>S_s-D</math>, <math>S_s-F1</math>, <math>S_s-F2</math>, <math>S_s-N1</math> 及び <math>S_s-N2</math> を用いる。</p> <p>ここで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価に用いる基準地震動 <math>S_s</math> は、複数の基準地震動 <math>S_s</math> における地震動の特性及び包絡関係を、施設の特性による影響も考慮したうえで確認し、本影響評価に用いる。</p> <p>4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>4.1 建物・構築物</p> <p>4.1.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>従来の設計手法では、建物・構築物の地震応答解析において、各水平方向及び鉛直方向の地震動を質点系モデルにそれぞれ方向ごとに入力し解析を行っている。また、発電用原子炉施設における建物・構築物は、全体形状及び平面レイアウトから、地震力を主に耐震壁で負担する構造であり、剛性の高い設計としている。</p> <p>水平方向の地震力に対しては、せん断力について評価することを基本とし、建物・構築物に作用するせん断力は、地震時に生じる力の流れが明解となるように、直交する2方向に釣合いよく配置された鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。地震応答解析は、水平2方向の耐震壁に対して、それぞれ剛性を評価し、各水平方向に対して解析を実施している。したがって、建物・構築物に対し水平2方向の入力がある場合、各方向から作用するせん断力を負担する部位が異なるため、水平2方向の入力がある場合の評価は、水平1方向にのみ入力がある場合と同等な評価となる。</p> <p>鉛直方向の地震力に対しては、軸力について評価することを基本としている。建物・構築物に作用する軸力は、鉄筋コンクリート造耐震壁を主な耐震要素として構造計画を行う。</p> <p>入力方向ごとの耐震要素について、<u>第4-1図</u>に示す。</p> <p><u>従来設計手法における建物・構築物の応力解析による評価は、上記の考え方を踏まえた地震応答解析から算出された応答を、水平1方向及び鉛直方向に組み合わせて行っている。</u></p>	



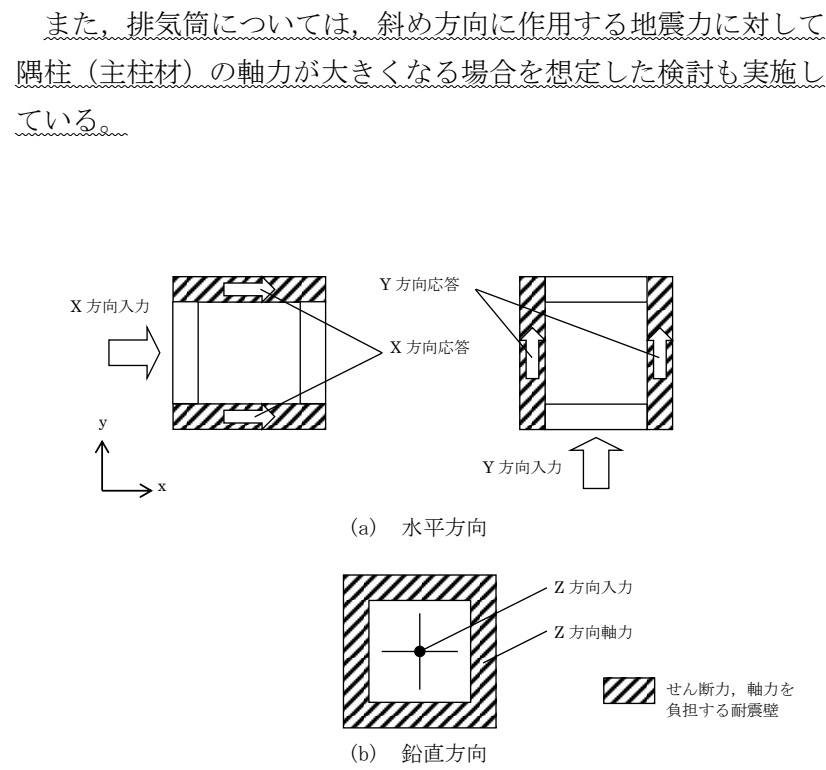
第5-4-1図 入力方向ごとの耐震要素

4.1.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針  
 建物・構築物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある部位の評価を行う。  
 評価対象は、耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の評価部位とする。  
 対象とする部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性から、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性がある部位を抽出する。  
 応答特性から抽出された水平2方向の地震力による影響を受



別添5-1図 入力方向ごとの耐震要素

4.1.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針  
 建物・構築物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある部位の評価を行う。  
 評価対象は、耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の評価部位とする。  
 対象とする部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性から、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性がある部位を抽出する。  
 応答特性から抽出された水平2方向の地震力による影響を受



第4-1図 入力方向ごとの耐震要素

4.1.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針  
 建物・構築物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある部位の評価を行う。  
 評価対象は、耐震重要施設及びその間接支持構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する施設の評価部位とする。  
 対象とする部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性から、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性がある部位を抽出する。  
 応答特性から抽出された水平2方向及び鉛直方向地震力によ

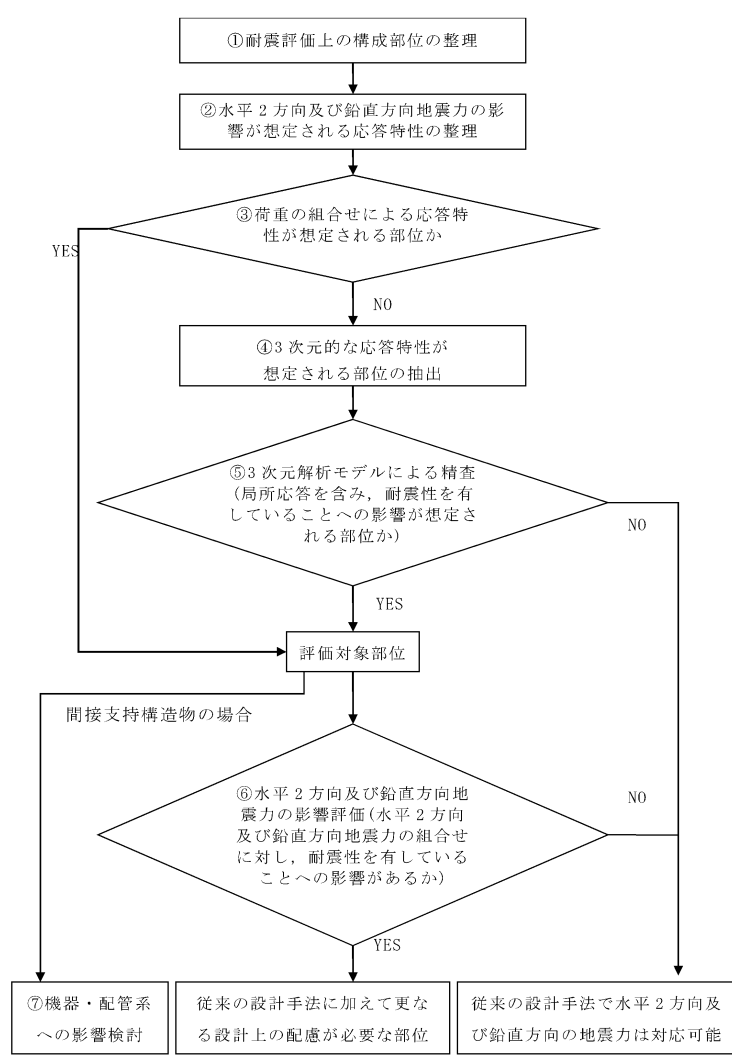


柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>ける可能性がある部位は、従来の評価結果の荷重又は応力の算出結果等を水平2方向及び鉛直方向に組み合わせ、各部位に発生する荷重や応力を算出し、各部位が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>各部位が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>4.1.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法 建物・構築物において、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた従来の設計手法に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある耐震評価上の構成部位について、応答特性から抽出し、影響を評価する。影響評価のフローを第5-4-2図に示す。</p> <p>(1) 影響評価部位の抽出 ① 耐震評価上の構成部位の整理 建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。</p> <p>② 応答特性の整理 建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。</p> <p>③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出 整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>④ 3次元的な応答特性が想定される部位の抽出 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位のうち、3次元的な応答特性が想定される部位を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、3次元的な応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位</p>	<p>ける可能性がある部位は、従来の評価結果の荷重又は応力の算出結果等を水平2方向及び鉛直方向に組み合わせ、各部位に発生する荷重や応力を算出し、各部位が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>各部位が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>4.1.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法 建物・構築物において、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた従来の設計手法に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある耐震評価上の構成部位について、応答特性から抽出し、影響を評価する。影響評価のフローを別添5-2図に示す。</p> <p>(1) 影響評価部位の抽出 ① 耐震評価上の構成部位の整理 建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。</p> <p>② 応答特性の整理 建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。</p> <p>③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出 整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>④ 3次元的な応答特性が想定される部位の抽出 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位のうち、3次元的な応答特性が想定される部位を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、3次元的な応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位</p>	<p>る影響を受ける可能性がある部位は、従来の評価結果の荷重又は応力の算出結果等を水平2方向及び鉛直方向に組み合わせ、各部位に発生する荷重や応力を算出し、各部位が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>各部位が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>4.1.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法 建物・構築物において、水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた従来の設計手法に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性のある耐震評価上の構成部位について、応答特性から抽出し、影響を評価する。影響評価のフローを第4-2図に示す。</p> <p>(1) 影響評価部位の抽出 ① 耐震評価上の構成部位の整理 建物・構築物における耐震評価上の構成部位を整理し、各建屋において、該当する耐震評価上の構成部位を網羅的に確認する。</p> <p>② 応答特性の整理 建物・構築物における耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性を整理する。</p> <p>③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位の抽出 整理した耐震評価上の構成部位について、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される応答特性のうち、荷重の組合せによる応答特性を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力に対し、荷重の組合せによる応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。</p> <p>④ 3次元的な応答特性が想定される部位の抽出 荷重の組合せによる応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位のうち、3次元的な応答特性が想定される部位を検討する。水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対し、3次元的な応答特性により、有する耐震性への影響が想定される部位</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>を抽出する。</p> <p>⑤ 3次元 FEM モデルによる精査 3次元的な応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3次元 FEM モデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。 また、3次元的な応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、3次元 FEM モデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。 局所応答に対する3次元 FEM モデルによる精査は、施設の重要性、建屋規模及び構造特性を考慮し、<u>柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉原子炉格納容器及び原子炉建屋</u>について地震応答解析を行う。3次元 FEM モデルの概要を第5-4-3図に示す。</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価においては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる局部評価の荷重又は応力の算出結果等を用い、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせる方法として、米国 Regulatory Guide 1.92 (注)の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考として、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)に基づいて地震力を設定する。</p> <p>評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。</p> <p>⑦ 機器・配管系への影響検討 評価対象として抽出された部位が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持機能を有する場合、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響</p>	<p>を抽出する。</p> <p>⑤ 3次元 FEM モデルによる精査 3次元的な応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3次元 FEM モデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。 また、3次元的な応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、3次元 FEM モデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。 局所応答に対する3次元 FEM モデルによる精査は、施設の重要性、建屋規模及び構造特性を考慮し、<u>女川原子力発電所2号炉原子炉格納容器及び原子炉建屋</u>について地震応答解析を行う。3次元 FEM モデルの概要を別添5-3図に示す。</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価においては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる局部評価の荷重又は応力の算出結果等を用い、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせる方法として、米国 Regulatory Guide 1.92 (注)の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考として、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)等の最大応答の非同時性を考慮した地震力を設定する。</p> <p>評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。</p> <p>⑦ 機器・配管系への影響検討 評価対象として抽出された部位が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持機能を有する場合、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響</p>	<p>を抽出する。</p> <p>⑤ 3次元解析モデルによる精査 3次元的な応答特性が想定される部位として抽出された部位について、3次元解析モデルを用いた精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。 また、3次元的な応答特性が想定される部位として抽出されなかった部位についても、局所応答の観点から、3次元解析モデルによる精査を実施し、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せにより、有する耐震性への影響が想定される部位を抽出する。 局所応答に対する3次元解析モデルによる精査は、施設の重要性、建物規模及び構造特性を考慮し、原子炉建物について地震応答解析を行う。3次元 FEM モデルの概要を第4-3図に示す。</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価においては、水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる局部評価の荷重又は応力の算出結果等を用い、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせる方法として、米国 Regulatory Guide 1.92 (注1)の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考として、組合せ係数法(1.0 : 0.4 : 0.4)等の最大応答の非同時性を考慮した地震力を設定する。</p> <p>評価対象として抽出した耐震評価上の構成部位について、構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、各部位の設計上の許容値に対する評価を実施し、各部位が有する耐震性への影響を評価する。</p> <p>⑦ 機器・配管系への影響検討 評価対象として抽出された部位が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持機能を有する場合、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響</p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉の原子炉格納容器(PCV)は機器・配管系において水平2方向の影響を整理するため相違</p>

を確認する。  
 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。

(注) Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”

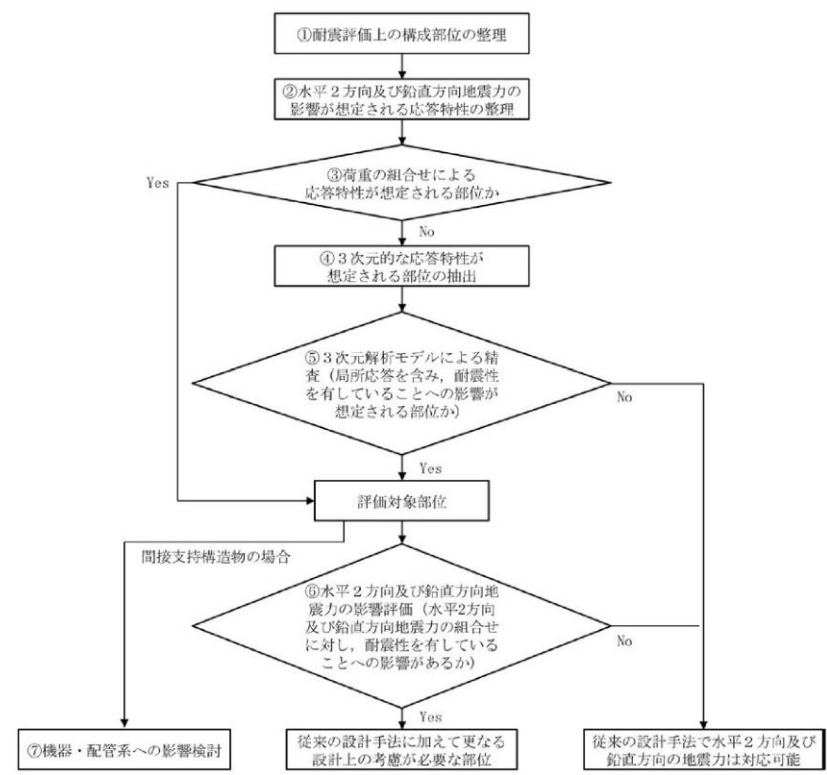


第5-4-2図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響検討のフロー

を確認する。  
 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。

なお、3次元モデルによる精査にて、建物・構築物の影響の観点から抽出されなかった部位であっても、機器・配管系への影響の可能性が想定される部位について検討対象として抽出する。

(注) Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”

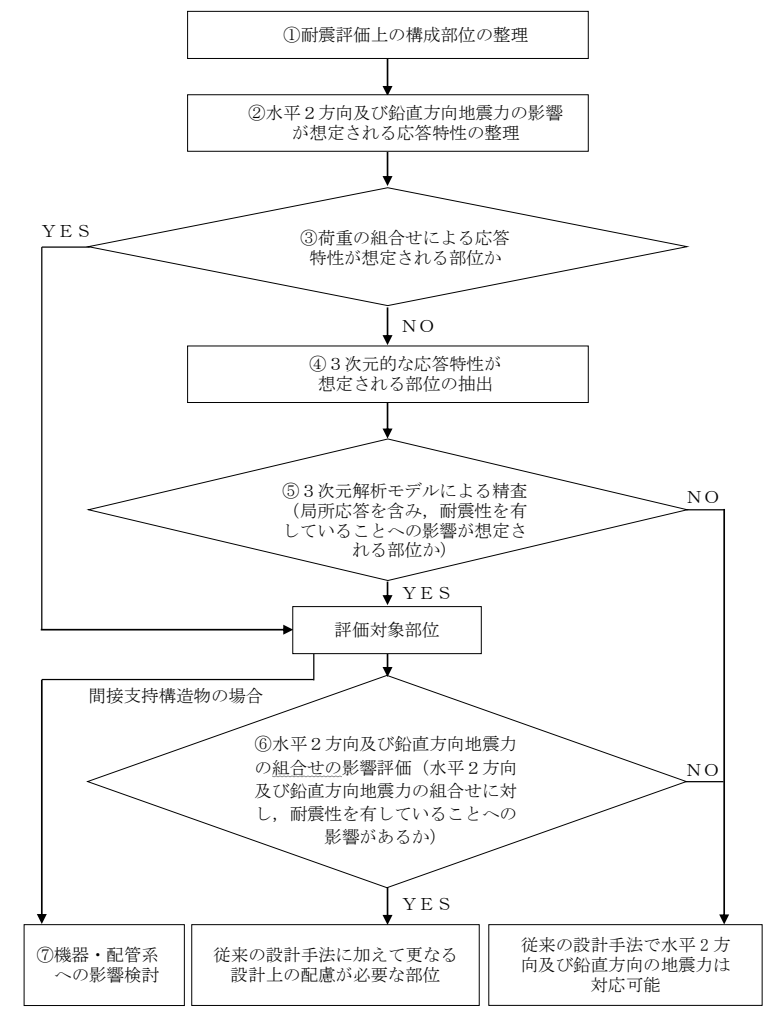


別添5-2図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフロー

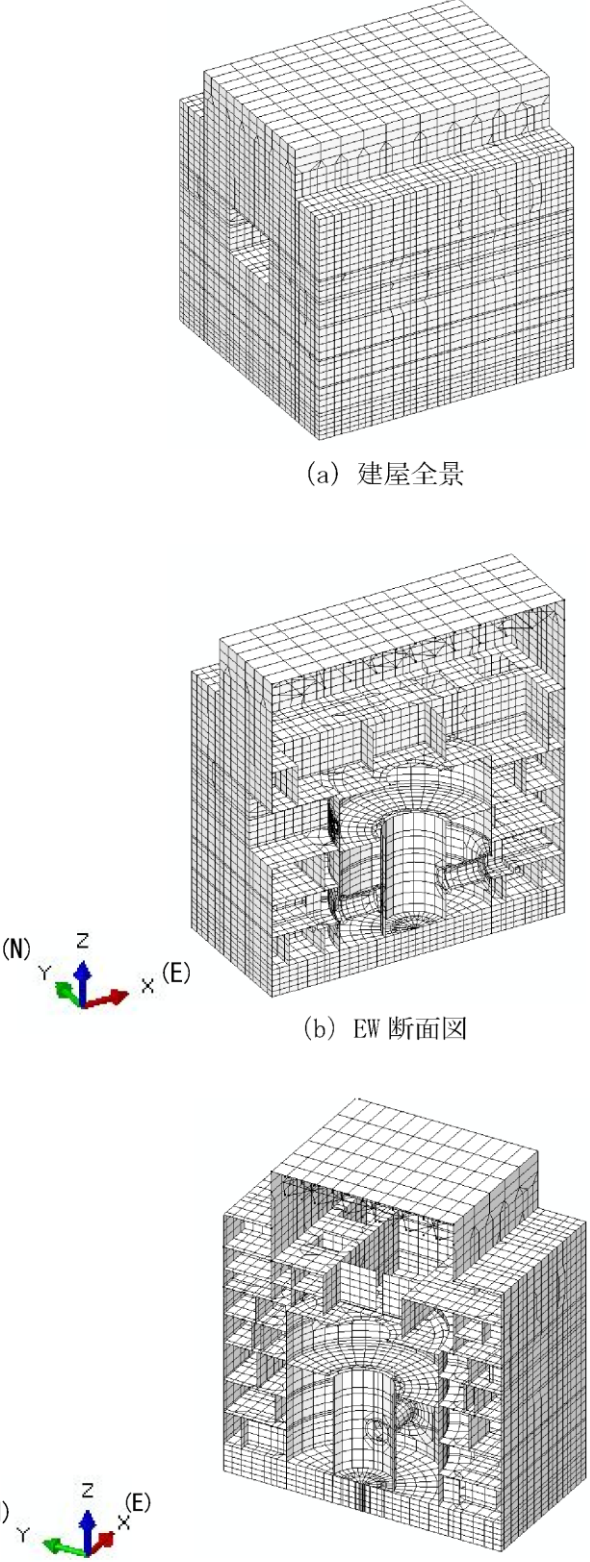
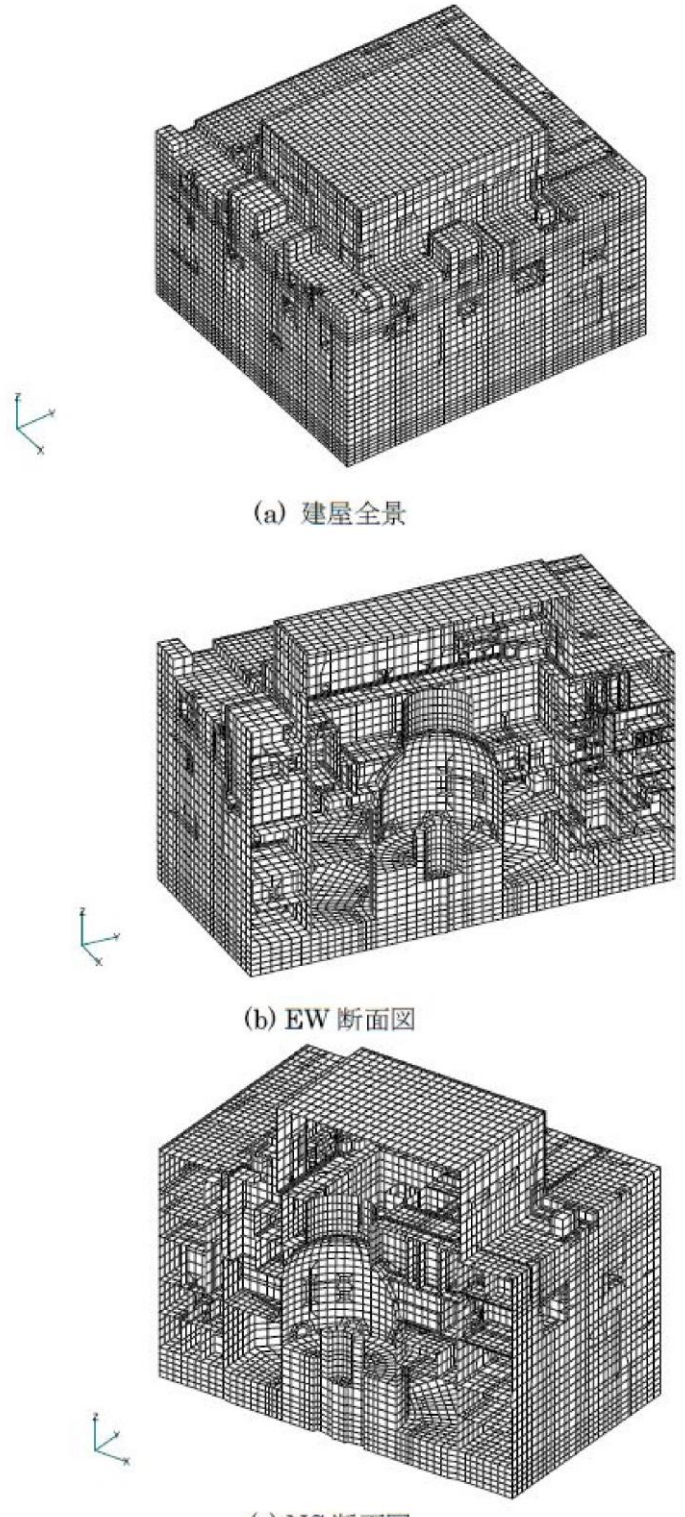
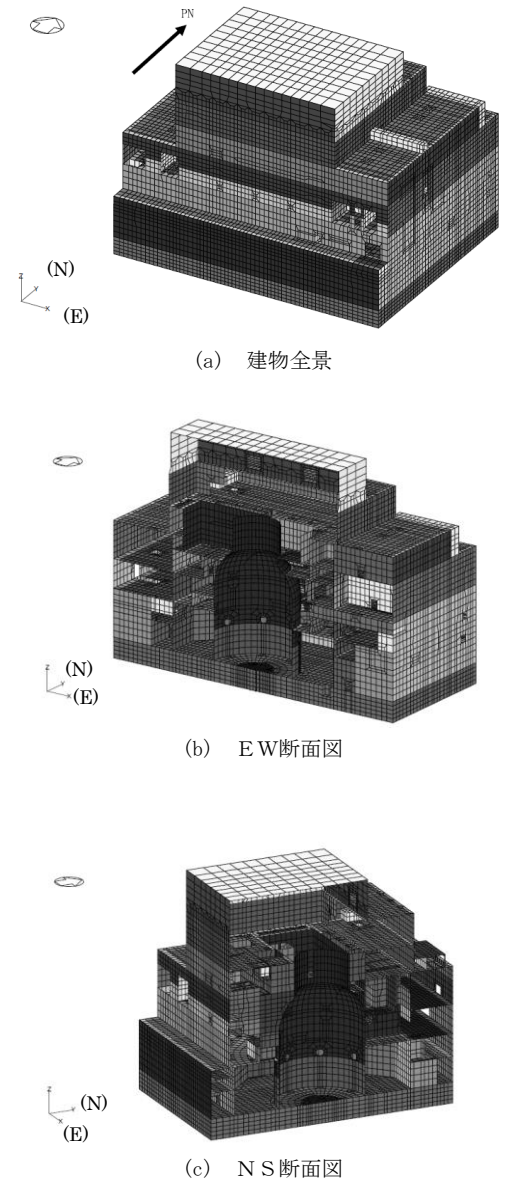
を確認する。  
 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。

なお、⑤の精査にて、建物・構築物の影響の観点から抽出されなかった部位であっても、3次元FEMモデルによる地震応答解析結果から、機器・配管系への影響の可能性が想定される部位について検討対象として抽出する。

注1: Regulatory Guide (RG) 1.92 “Combining modal responses and spatial components in seismic response analysis”



第4-2図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフロー

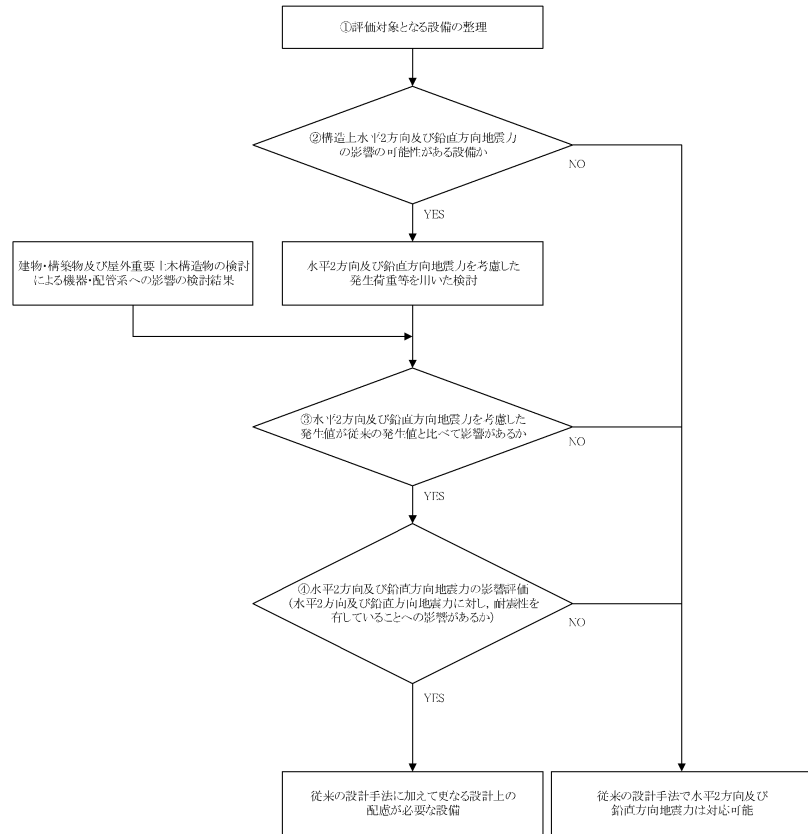
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>(a) 建屋全景</p> <p>(b) EW 断面図</p> <p>(c) NS 断面図</p> <p>第5-4-3 図 建物3次元FEMモデル</p>	 <p>(a) 建屋全景</p> <p>(b) EW 断面図</p> <p>(c) NS 断面図</p> <p>別添5-3 図 建屋3次元FEMモデル</p>	 <p>(a) 建物全景</p> <p>(b) EW断面図</p> <p>(c) NS断面図</p> <p>第4-3 図 建物3次元FEMモデル</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の相違</li> </ul> <p>【柏崎6/7, 女川2号】 島根2号炉原子炉建物の3次元FEMモデルを記載しているため相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.2 機器・配管系</p> <p>4.2.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>機器・配管系における従来の水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計手法では、建物・構築物の振動特性を考慮し、変形するモードが支配的となり応答が大きくなる方向（応答軸方向）に基準地震動を入力して得られる各方向の地震力（床応答）を用いている。</p> <p>応答軸（強軸・弱軸）が明確となっている設備の耐震評価においては、水平各方向の地震力を包絡し、変形モードが支配的となる応答軸方向に入力する等、従来評価において保守的な取り扱いを基本としている。</p> <p>一方、応答軸が明確となっていない設備で3次元的な広がりを持つ設備の耐震評価においては、基本的に3次元のモデル化を行っており、建物・構築物の応答軸方向の地震力をそれぞれ入力し、この入力により算定される荷重や応力のうち大きい方を用いて評価を実施している。</p> <p>さらに、<u>応答軸以外の振動モードが生じにくい</u>構造の採用、<u>応答軸以外の振動モードが生じ難い</u>サポート設計の採用といった構造上の配慮等、水平方向の入力に対して配慮した設計としている。</p> <p>4.2.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある設備（部位）の評価を行う。</p> <p>評価対象は、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備とする。</p> <p><u>耐震Bクラスの施設</u>については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。</p> <p>対象とする設備を機種ごとに分類し、それぞれの構造上の特徴を<u>もとに</u>荷重の伝達方向、その荷重を受ける構造部材の配置及び構成等により水平2方向の地震力による影響を受ける可能性がある設備（部位）を抽出する。</p>	<p>4.2 機器・配管系</p> <p>4.2.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>機器・配管系における従来の水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計手法では、建物・構築物の振動特性を考慮し、変形するモードが支配的となり応答が大きくなる方向（応答軸方向）に基準地震動 <math>S_s</math> を入力して得られる各方向の地震力（床応答）を用いている。</p> <p>応答軸（強軸・弱軸）が明確となっている設備の耐震評価においては、水平各方向の地震力を包絡し、変形モードが支配的となる応答軸方向に入力する等、従来評価において保守的な取り扱いを基本としている。</p> <p>一方、応答軸が明確となっていない設備で3次元的な広がりを持つ設備の耐震評価においては、基本的に3次元のモデル化を行っており、建物・構築物の応答軸方向の地震力をそれぞれ入力し、この入力により算定される荷重や応力のうち大きい方を用いて評価を実施している。</p> <p>さらに、<u>応答軸以外の振動モードが生じにくい</u>構造の採用、<u>応答軸以外の振動モードが生じ難い</u>サポート設計の採用といった構造上の配慮等、水平方向の入力に対して配慮した設計としている。</p> <p>4.2.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある設備（部位）の評価を行う。</p> <p>評価対象は、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備とする。</p> <p><u>耐震Bクラスの施設</u>については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。</p> <p>対象とする設備を機種ごとに分類し、それぞれの構造上の特徴を<u>もとに</u>荷重の伝達方向、その荷重を受ける構造部材の配置及び構成等により水平2方向の地震力による影響を受ける可能性がある設備（部位）を抽出する。</p>	<p>4.2 機器・配管系</p> <p>4.2.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計の考え方</p> <p>機器・配管系における従来の水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計手法では、建物・構築物の振動特性を考慮し、変形するモードが支配的となり応答が大きくなる方向（応答軸方向）に基準地震動 <math>S_s</math> を入力して得られる各方向の地震力（床応答）を用いている。</p> <p>応答軸（強軸・弱軸）が明確となっている設備の耐震評価においては、水平各方向の地震力を包絡し、変形モードが支配的となる応答軸方向に入力する<u>など</u>、従来評価において保守的な取り扱いを基本としている。</p> <p>一方、応答軸が明確となっていない設備で3次元的な広がりを持つ設備の耐震評価においては、基本的に3次元のモデル化を行っており、建物・構築物の応答軸方向の地震力をそれぞれ入力し、この入力により算定される荷重や応力のうち大きい方を用いて評価を実施している。</p> <p>さらに、<u>応答軸以外の振動モードが生じ難い</u>構造の採用、<u>応答軸以外の振動モードが生じ難い</u>サポート設計の採用といった構造上の配慮<u>など</u>、水平方向の入力に対して配慮した設計としている。</p> <p>4.2.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に、影響を受ける可能性がある設備（部位）の評価を行う。</p> <p>評価対象は、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備とする。</p> <p>Bクラスの設備については、共振のおそれのあるものを評価対象とする。</p> <p>対象とする設備を機種ごとに分類し、それぞれの構造上の特徴を<u>により</u>荷重の伝達方向、その荷重を受ける構造部材の配置及び構成等により水平2方向の地震力による影響を受ける可能性がある設備（部位）を抽出する。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>構造上の特徴により影響の可能性がある設備(部位)は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の検討を実施する。水平各方向の地震力が1:1で入力された場合の発生値を従来の評価結果の荷重又は算出応力等を水平2方向及び鉛直方向に整理して組み合わせる又は新たな解析等により高度化した手法を用いる等により、水平2方向の地震力による設備(部位)に発生する荷重や応力を算出する。</p> <p>これらの検討により、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた荷重や応力の結果が従来の発生値と同等である場合は影響のない設備として抽出せず、従来の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される場合は、設備が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>設備が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価は、基準地震動 <math>S_s-1 \sim S_s-8</math> を対象とするが、複数の基準地震動における地震動の特性及び包絡関係、地震力の包絡関係を確認し、代表可能である場合は代表の基準地震動にて評価する。</p> <p>また、水平各方向の地震動は、それぞれの位相を変えた地震動を用いることを基本とするが、保守的な手法を用いる場合もある。</p> <p>4.2.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法</p> <p>機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な設備について、構造及び発生値の増分の観点から抽出し、影響を評価する。影響評価は従来設計で用いている質点系モデルによる評価結果を用いて行うことを基本とする。影響評価のフローを第5-4-4図に示す。</p> <p>なお、耐震評価は基本的におおむね弾性範囲で留まる体系であることに加え、国内と海外の機器の耐震解析は、基本的に線形モデルにて実施している等類似であり、水平2方向及び鉛直方向の位相差は機器の応答にも現れることから、米国 Regulatory Guideline 1.92 の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考として、水平2方向及び</p>	<p>構造上の特徴により影響の可能性がある設備(部位)は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の検討を実施する。水平各方向の地震力が1:1で入力された場合の発生値を従来の評価結果の荷重又は算出応力等を水平2方向及び鉛直方向に整理して組み合わせる又は新たな解析等により高度化した手法を用いる等により、水平2方向の地震力による設備(部位)に発生する荷重や応力を算出する。</p> <p>これらの検討により、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた荷重や応力の結果が従来の発生値と同等である場合は影響のない設備として抽出せず、従来の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される場合は、設備が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>設備が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価は、基準地震動 <math>S_s-D1 \sim D3</math>, <math>S_s-F1 \sim F3</math> 及び <math>S_s-N1</math> を対象とするが、複数の基準地震動 <math>S_s</math> における地震動の特性及び包絡関係、地震力の包絡関係を確認し、代表可能である場合は代表の基準地震動 <math>S_s</math> にて評価する。</p> <p>また、水平各方向の地震動は、それぞれの位相の異なる地震動を用いることを基本とするが、保守的な手法を用いる場合もある。</p> <p>4.2.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法</p> <p>機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な設備について、構造及び発生値の増分の観点から抽出し、影響を評価する。影響評価は従来設計で用いている質点系モデルによる評価結果を用いて行うことを基本とする。影響評価のフローを別添5-4図に示す。</p> <p>なお、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を検討する際は、地震時に水平2方向及び鉛直方向それぞれの最大応答が同時に発生する可能性は極めて低いとした考え方である Square-Root-of-the-Sum-of-the-Squares 法(以下「最大応答の非同時性を考慮したSRSS法」という。)を適用する。この組合せ方法については、現状の耐震評価は基本的におおむね弾性範囲で</p>	<p>構造上の特徴により影響の可能性がある設備(部位)は、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の検討を実施する。水平各方向の地震力が1:1で入力された場合の発生値の算出方法として、従来の評価結果の荷重又は算出応力等を水平2方向及び鉛直方向に整理して組み合わせる方法又は新たな解析等により高度化した手法を用いることにより、水平2方向の地震力による設備(部位)に発生する荷重や応力を算出する。</p> <p>これらの検討により、水平2方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた荷重や応力の結果が従来の発生値と同等である場合は影響のない設備とし、評価対象には抽出せず、従来の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される場合は、設備が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>設備が有する耐震性への影響が確認された場合は、詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力による影響評価は、基準地震動 <math>S_s-D</math>, <math>S_s-F1</math>, <math>S_s-F2</math>, <math>S_s-N1</math> 及び <math>S_s-N2</math> を対象とするが、複数の基準地震動 <math>S_s</math> における地震動の特性及び包絡関係、地震力の包絡関係を確認し、代表可能である場合は代表の基準地震動 <math>S_s</math> にて評価する。</p> <p>また、水平各方向の地震動については、それぞれの位相を変えた地震動を用いることを基本とするが、保守的な手法を用いる場合もある。</p> <p>4.2.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法</p> <p>機器・配管系において、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な設備について、構造及び発生値の増分の観点から抽出し、影響を評価する。影響評価は従来設計で用いている質点系モデルによる評価結果を用いて行うことを基本とする。影響評価のフローを第4-4図に示す。</p> <p>なお、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を検討する際は、地震時に水平2方向及び鉛直方向それぞれの最大応答が同時に発生する可能性は極めて低いとした考え方である Square-Root-of-the-Sum-of-the-Squares 法(以下「最大応答の非同時性を考慮したSRSS法」という。)又は組合せ係数法(1.0:0.4:0.4)を適用する。この組合せ方法については、現</p>	

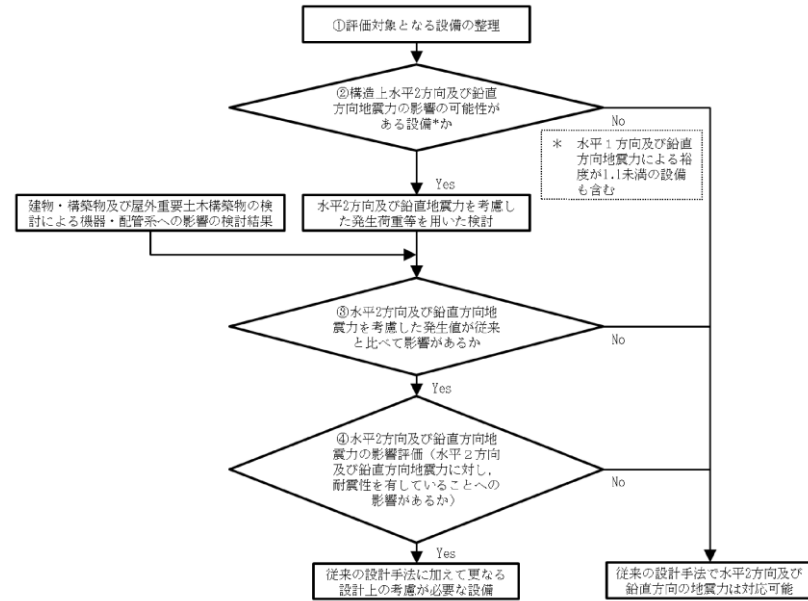
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>鉛直方向地震力の組合せの影響を検討する際は、地震時に水平2方向及び鉛直方向それぞれの最大応答が同時に発生する可能性は極めて低いとした考え方である。</p> <p>Square-Root-of-the-Sum-of-the-Squares 法 (以下「最大応答の非同時性を考慮した SRSS 法」という。) 又は組合せ係数法 (1.0 : 0.4 : 0.4) を適用し、各方向からの地震入力による各方向の応答を組み合わせる。</p> <p>① 評価対象となる設備の整理</p> <p>耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備、共振のおそれのある耐震 B クラス施設を評価対象とし、代表的な機種ごとに分類し整理する。(第 5-4-4 図①)</p> <p>② 構造上の特徴による抽出</p> <p>機種ごとに構造上の特徴から水平 2 方向の地震力が重複する観点、若しくは応答軸方向以外の振動モード (ねじれ振動等) が生じる観点にて検討を行い、水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。(第 5-4-4 図②)</p> <p>③ 発生値の増分による抽出</p> <p>水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備に対して、水平 2 方向の地震力が各方向 1 : 1 で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を考慮した発生値の増分を用いて影響を検討し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。</p> <p>また、建物・構築物及び屋外重要土木構築物の検討により、機器・配管系への影響の可能性がある部位が抽出された場合は、機器・配管系への影響を評価し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。</p> <p>影響の検討は、機種ごとの分類に対して地震力の寄与度に配慮し耐震裕度が小さい設備 (部位) を対象とする。(第 5-4-4 図③)</p>	<p>とどまる体系であることに加え、国内と海外の機器の耐震解析は、基本的に線形モデルにて実施している等類似であり、水平 2 方向及び鉛直方向の位相差は機器の応答にも現れることから、米国 Regulatory Guide 1.92 の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考としているものである。</p> <p>① 評価対象となる設備の整理</p> <p>耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備、共振のおそれのある耐震 B クラス施設を評価対象とし、代表的な機種ごとに分類し整理する。(別添 5-4 図①)</p> <p>② 構造上の特徴による抽出</p> <p>機種ごとに構造上の特徴から水平 2 方向の地震力が重複する観点、若しくは応答軸方向以外の振動モード (ねじれ振動等) が生じる観点にて検討を行い、水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。(別添 5-4 図②)</p> <p>③ 発生値の増分による抽出</p> <p>水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備に対して、水平 2 方向の地震力が各方向 1 : 1 で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を考慮した発生値の増分を用いて影響を検討し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。</p> <p>また、建物・構築物及び屋外重要土木構築物の検討により、機器・配管系への影響の可能性がある部位が抽出された場合は、機器・配管系への影響を評価し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。</p> <p>影響の検討は、機種ごとの分類に対して地震力の寄与度に配慮し耐震裕度が小さい設備 (部位) を対象とする。(別添 5-4 図③)</p>	<p>状の耐震評価が基本的におおむね弾性範囲でとどまる体系であることに加え、国内と海外の機器の耐震解析は、基本的に線形モデルで実施している等類似であり、水平 2 方向及び鉛直方向の位相差は機器の応答にも現れることから、米国 Regulatory Guide 1.92 の「2. Combining Effects Caused by Three Spatial Components of an Earthquake」を参考としているものである。</p> <p>① 評価対象となる設備の整理</p> <p>耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系並びにこれらの施設への波及的影響防止のために耐震評価を実施する設備、共振のおそれのある B クラス設備を評価対象とし、代表的な機種ごとに分類し整理する。(第 4-4 図①)</p> <p>② 構造上の特徴による抽出</p> <p>機種ごとに構造上の特徴から水平 2 方向の地震力が重畳する観点、若しくは応答軸方向以外の振動モード (ねじれ振動等) が生じる観点にて検討を行い、水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。(第 4-4 図②)</p> <p>③ 発生値の増分による抽出</p> <p>水平 2 方向の地震力による影響の可能性がある設備に対して、水平 2 方向の地震力が各方向 1 : 1 で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平 1 方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平 2 方向及び鉛直方向地震力を考慮した発生値の増分を用いて影響を検討し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。</p> <p>また、建物・構築物及び屋外重要土木構築物の検討により、機器・配管系への影響の可能性がある部位が抽出された場合は、機器・配管系への影響を評価し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出する。</p> <p>影響の検討は、機種ごとの分類に対して地震力の寄与度に配慮し耐震裕度が小さい設備 (部位) を対象とする。(第 4-4 図③)</p>	

④ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価  
 ③の検討において算出された荷重や応力を用いて、設備が有する耐震性への影響を確認する。(第5-4-4 図④)



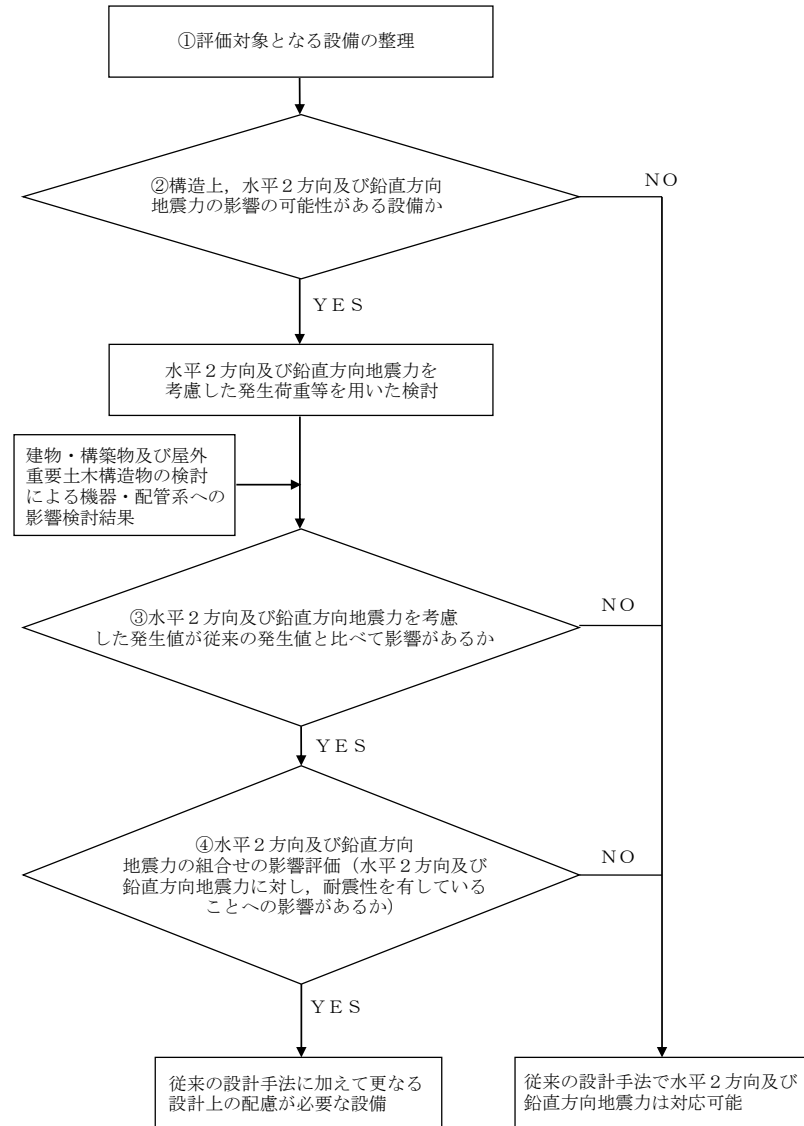
第5-4-4 図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した影響評価フロー

④ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価  
 ③の検討において算出された荷重や応力を用いて、設備が有する耐震性への影響を確認する。(別添5-4 図④)



別添5-4 図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した影響評価フロー

④ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価  
 ③の検討において算出された荷重や応力を用いて、設備が有する耐震性への影響を確認する。(第4-4 図④)



第4-4 図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した影響評価フロー

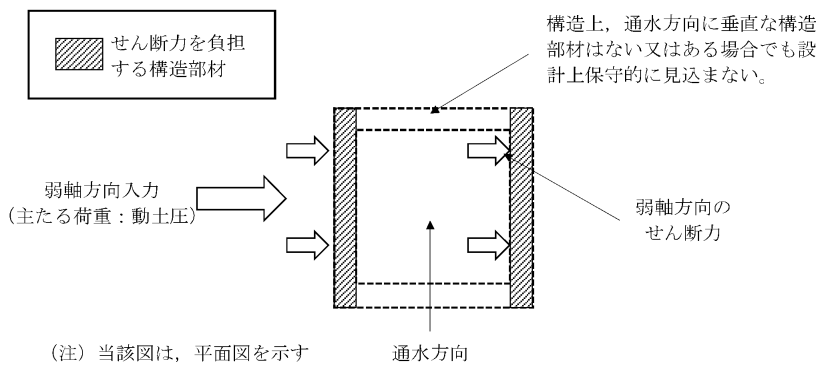


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.3 屋外重要土木構造物</p> <p>4.3.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>従来の設計の考え方について<u>取水路</u>を例に第5-4-1表に示す。</p> <p>一般的な地上構造物では、躯体の慣性力が主たる荷重であるのに対し、屋外重要土木構造物はおおむね地中に埋設されているため、動土圧や動水圧等の外力が主たる荷重となる。また、屋外重要土木構造物は、比較的単純な構造部材の配置で構成され、ほぼ同一の断面が奥行き方向に連続する構造的特徴を有することから、3次元的な応答の影響は小さいため、2次元断面での耐震評価を行っている。</p> <p><u>屋外重要土木構造物は</u>、主に海水の通水機能や配管等の間接支持機能を維持するため、通水方向や管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されることから、構造上の特徴として、明確な弱軸、強軸を有する。</p> <p>強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさないことから、従来設計手法では、弱軸方向を評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向地震力による耐震評価を実施している。</p> <p>第5-4-5図に示すとおり、従来設計手法では、屋外重要土木構造物の構造上の特徴から、弱軸方向の地震荷重に対して、保守的に加振方向に平行な壁部材を見込まず、垂直に配置された構造部材のみで受け持つよう設計している。</p>	<p>4.3 屋外重要土木構造物</p> <p>4.3.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p>一般的な地上構造物では、躯体の慣性力が主たる荷重であるのに対し、屋外重要土木構造物はおおむね地中に埋設されているため、動土圧や動水圧等の外力が主たる荷重となる。屋外重要土木構造物のうち、比較的単純な構造部材の配置で構成され、ほぼ同一の断面が奥行き方向に連続する構造的特徴を有する<u>構造物</u>（以下、「<u>線状構造物</u>」という。）は、3次元的な応答の影響は小さいため、2次元断面での耐震評価を行っている。</p> <p><u>線状構造物の代表として、取水路を例として従来設計手法の考え方を別添5-1表に示す。線状構造物は</u>、主に海水の通水機能や配管等の間接支持機能を維持するため、通水方向や管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されることから、構造上の特徴として、明確な弱軸、強軸を有する。</p> <p>強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさないことから、従来設計手法では、弱軸方向を評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向地震力による耐震評価を実施している。</p> <p>別添5-5図に示すとおり、<u>線状構造物に関する従来設計手法では</u>、構造上の特徴から、<u>評価対象断面となる弱軸方向の地震荷重に対して</u>、保守的に加振方向に平行な壁部材を見込まない設計をしている。</p>	<p>4.3 屋外重要土木構造物等</p> <p>4.3.1 水平方向及び鉛直方向地震力の組合せによる従来設計手法の考え方</p> <p><u>従来の設計の考え方について、取水槽を例に第4-1表に示す。</u></p> <p>一般的な地上構造物では、躯体の慣性力が主たる荷重であるのに対し、屋外重要土木構造物等*は、おおむね地中に埋設されているため、動土圧や動水圧等の外力が主たる荷重となる。また、<u>屋外重要土木構造物等は</u>、比較的単純な構造部材の配置で構成され、ほぼ同一の断面が奥行き方向に連続する構造的特徴を有することから、3次元的な応答の影響は小さいため、2次元断面での耐震評価を行っている。</p> <p><u>屋外重要土木構造物等は</u>、主に海水の通水機能や配管等の間接支持機能を維持するため、通水方向や管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されることから、構造上の特徴として、明確な弱軸、強軸を有する。</p> <p>強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさないことから、従来設計手法では、弱軸方向を評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向地震力による耐震評価を実施している。</p> <p>第4-5図に示すとおり、従来設計手法では、屋外重要土木構造物等の構造上の特徴から、弱軸方向の地震荷重に対して、保守的に加振方向に平行な水路の壁部材を見込まず、<u>垂直に配置された構造部材のみで受け持つよう設計</u>している。</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉の設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び波及的影響を及ぼすおそれのある施設を記載している（以下、「屋外重要土木構造物等」に関する相違理由は同様）</p> <p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>・対象施設の相違</p> <p>【女川2】</p> <p>女川2では3次元モデルにより耐震評価を行っているものがあるため後述で詳細を示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>屋外重要土木構造物のうち軽油タンク基礎は、海水の通水機能や配管等の間接支持機能を有する構造物と比較して、強軸及び弱軸が明確ではないことから、従来設計では、長軸方向及び短軸方向ともに評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向地震力による耐震評価を実施している。</u></p>	<p><u>一方、断面が奥行方向に一様ではなく、妻壁や隔壁を有する3次元的な構造を耐震設計にて考慮すべき構造物（以下、「箱形構造物」という。）では、3次元モデルにより耐震評価を行っている。</u></p> <p><u>箱形構造物の代表として、海水ポンプ室を例として従来設計手法の考え方を別添5-2表に示す。箱形構造物は、耐震設計上見込むことができる加振方向に平行な壁部材の配置や間隔から弱軸となる方向を評価対象としている。</u></p> <p><u>別添5-6図に示すとおり、複雑な形状を有する箱形構造物に対して、3次元モデルを用いることにより、加振方向に平行な壁部材が地震時の応答に与える影響を考慮して耐震評価を実施している。</u></p> <p><u>箱形構造物のうち、海水ポンプ室と取水口については、縦断方向には耐震設計上見込める部材として水路を構成する側壁及び隔壁が多数設置されており強軸方向となることから、弱軸方向となる横断方向を評価対象として耐震評価を実施している。また、円筒形の遮蔽壁を有する復水貯蔵タンク基礎については、弱軸及び強軸方向が明確ではないことから、従来設計では、両方向ともに評価対象としている。</u></p>	<p><u>屋外重要土木構造物等のうち取水口及びガスタービン発電機用軽油タンク基礎は、海水の通水機能や配管等の間接支持機能を有する構造物と比較して、強軸及び弱軸が明確ではないことから、従来設計手法では、直交2方向ともに評価対象断面として、耐震設計上求められる水平1方向及び鉛直方向地震力による耐震評価を実施している。</u></p> <p><u>※屋外重要土木構造物、重大事故等対処施設のうち土木構造物及び波及的影響を及ぼすおそれのある下位クラス施設のうち土木構造物を「屋外重要土木構造物等」という。</u></p>	<p>・従来設計手法の相違【女川2】 島根2号炉では3次元モデルによる耐震評価は行っていない（以下、①の相違）</p> <p>・対象施設の相違【柏崎6/7、女川2】 島根2号炉の直交2方向ともに評価対象断面とする構造物を記載している</p>

第5-4-1表 従来設計手法における評価対象断面の考え方 (取水路の例)

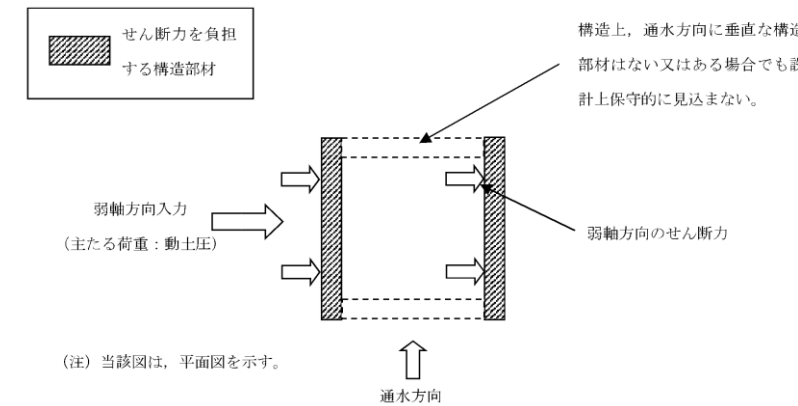
	横断方向の加振	縦断方向の加振
従来設計の評価対象断面の考え方	<p>取水方向 加振方向 加振方向に平行な壁部材が少ない</p>	<p>取水方向 加振方向 加振方向に平行な側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができる</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断方向は、加振方向に平行な壁部材が少なく、弱軸方向にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦断方向は、加振方向に平行な側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができ、強軸方向にあたる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさない。</li> <li>弱軸方向を評価対象断面とする。</li> </ul>	



第5-4-5図 従来設計手法の考え方

別添5-1表 従来設計手法における評価対象断面の考え方 (取水路の例)

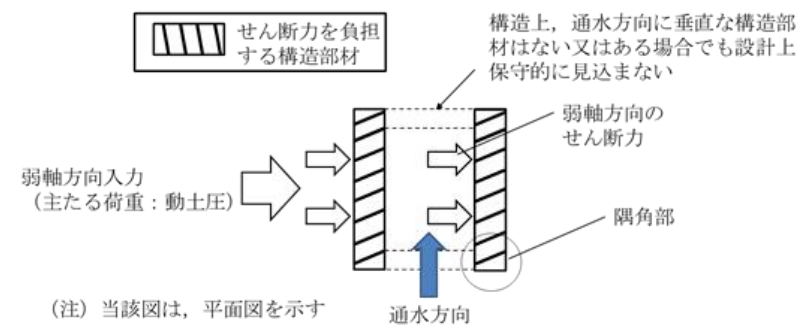
	横断方向の加振	縦断方向の加振
従来設計の評価対象断面の考え方	<p>取水方向 加振方向 加振方向に平行な壁部材がない。</p>	<p>取水方向 加振方向 加振方向に平行な側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断方向は、加振方向に平行な壁部材がないため、弱軸方向にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦断方向は、加振方向に平行な側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができ、強軸方向にあたる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさない。</li> <li>弱軸方向を評価対象断面とする。</li> </ul>	



別添5-5図 線状構造物の従来設計手法の考え方

第4-1表 従来設計手法における評価対象断面の考え方 (取水槽の例)

	横断方向の加振	縦断方向の加振
従来設計の評価対象断面の考え方	<p>取水方向 加振方向 加振方向に平行な部材が少ない</p>	<p>取水方向 加振方向 加振方向に平行な側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができる</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>横断方向は、加振方向に平行な壁部材が少なく、弱軸方向にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦断方向は、加振方向に平行な側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができ、強軸方向にあたる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさない。</li> <li>弱軸方向を評価対象断面とする。</li> </ul>	

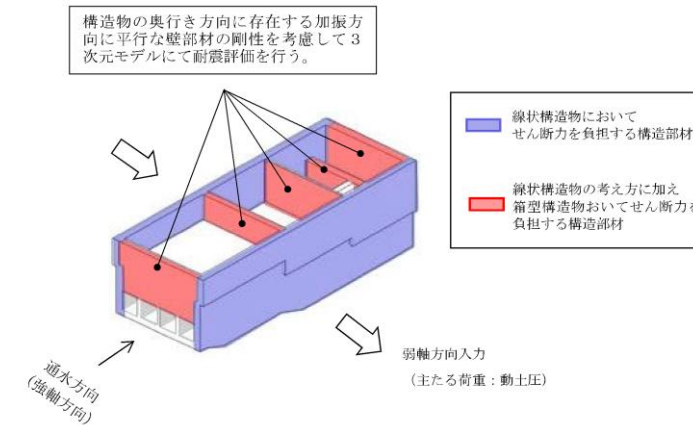
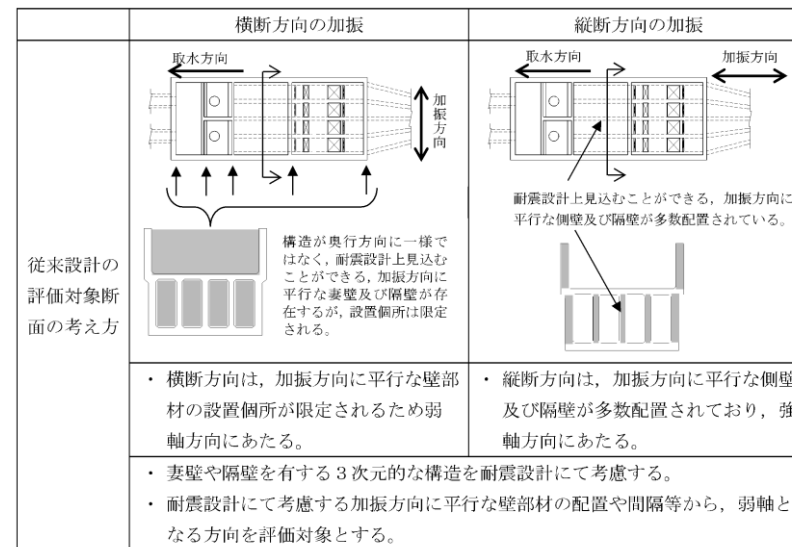


第4-5図 従来設計手法の考え方

備考

- 対象施設の相違【柏崎6/7, 女川2】
- 島根2号炉では箱型構造物である取水槽の例を示している

別添5-2表 従来設計手法における評価対象断面の考え方  
(海水ポンプ室の例)



別添5-6図 箱形構造物の従来設計手法の考え方  
(海水ポンプ室の例)

・対象施設の相違  
【女川2】  
島根2号炉では箱型構造物で評価対象断面の考え方を示している

・従来設計手法の相違  
【女川2】  
①の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針 屋外重要土木構造物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある構造物の評価を行う。</p> <p>評価対象は、<u>軽油タンク基礎、燃料移送系配管ダクト、海水貯留堰、スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路及び波及的影響防止のために耐震評価を実施する土木構造物(取水護岸、燃料移送ポンプエリア竜巻防護壁)</u>とする。</p> <p>また、<u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の間接支持構造物のうち第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎</u>も本評価では屋外重要土木構造物として扱うこととし、評価対象に含める。</p> <p>屋外重要土木構造物を構造形式ごとに分類し、構造形式ごとに作用すると考えられる荷重を整理し、荷重が作用する構造部材の配置等から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性のある<u>構造物</u>を抽出する。</p>	<p>4.3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針 屋外重要土木構造物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せを考慮した場合に影響を受ける可能性がある構造物の評価を行う。</p> <p>評価対象は、<u>原子炉機器冷却海水配管ダクト、排気筒連絡ダクト、軽油タンク連絡ダクト、2号炉取水路、海水ポンプ室、軽油タンク室、軽油タンク室(H)、取水口及び波及的影響防止のために耐震評価を実施する土木構造物(3号炉取水路、北側排水路)</u>とする。</p> <p>また、<u>常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の間接支持構造物のうち復水貯蔵タンク基礎とガスタービン発電設備軽油タンク室</u>も本評価では屋外重要土木構造物として扱うこととし、評価対象に含める。</p> <p>屋外重要土木構造物を構造形式ごとに分類し、構造形式ごとに作用すると考えられる荷重を整理し、荷重が作用する構造部材の配置等から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性のある<u>構造物</u>を抽出する。</p>	<p>4.3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針 屋外重要土木構造物等において、水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮した場合に影響を受ける可能性がある構造物の評価を行う。</p> <p>評価対象は、<u>取水槽、取水管、取水口、屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)、屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)、B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎、屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)、ガスタービン発電機用軽油タンク基礎、低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽、第1ベントフィルタ格納槽、屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)、緊急時対策所用燃料地下タンク及び波及的影響防止のために耐震評価を実施する土木構造物(免震重要棟遮蔽壁及び1号炉取水槽ピット部)</u>とする。</p> <p>なお、<u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</u>は、屋外重要土木構造物には該当せず、<u>常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備</u>に分類されるとともに、<u>常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設</u>に分類される。</p> <p>また、<u>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎、第1ベントフィルタ格納槽及び屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</u>は、屋外重要土木構造物には該当せず、<u>常設耐震重要重大事故防止設備及び常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設</u>に分類され、<u>緊急時対策所用燃料地下タンク</u>は、屋外重要土木構造物には該当せず、<u>常設重大事故緩和設備</u>に分類される。</p> <p><u>第4-2表に評価対象構造物の施設分類を示す。</u></p> <p>屋外重要土木構造物等を構造形式ごとに分類し、構造形式ごとに作用すると考えられる荷重を整理し、荷重が作用する構造部材の配置等から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響を受ける可能性のある<u>構造形式</u>を抽出する。</p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉の設計基準対象施設、重大事故等対処施設及び波及的影響を及ぼすおそれのある施設を記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>抽出された<u>構造物</u>については、従来設計手法での評価対象断面（弱軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面（弱軸方向）に直交する断面（強軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる構造部材の発生応力を算出し、構造物が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p>構造物が有する耐震性への影響が確認された場合は詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p>	<p><u>箱形構造物は、加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁を耐震部材として考慮して3次元モデルによる構造解析を実施している。</u>これらの壁部材は、従来設計手法では主たる荷重としては面内の荷重に抵抗していたが、水平2方向の地震力に対しては、面外荷重の影響も受けることになる。また、従来より主に面外荷重に抵抗していた側壁等にも、直交する2方向の地震力の影響や、妻壁や隔壁の面外変形の影響が作用する。よって、箱形構造物については、加振方向に平行に配置された壁部材への影響等を確認するため、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価を実施することとする。</p> <p>抽出された<u>構造物</u>については、従来設計手法での評価対象断面（弱軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面（弱軸方向）に直交する断面（強軸方向）の地震応答解析に基づく<u>地震時荷重を適切に組み合わせることで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる構造部材の発生応力等を算出し、構造物が有する耐震性への影響を確認する。</u></p> <p><u>評価対象断面（弱軸方向）に直交する断面（強軸方向）の地震応答解析に基づく地震時荷重は、基準地震動Ssによる評価対象断面（弱軸方向）での地震時荷重算定時刻と同時刻の荷重を、位相の異なる地震動にて算出して用いることとする。</u></p> <p><u>なお、部材が非線形化する可能性がある構造物においては、耐震要素として考慮される評価対象断面（弱軸方向）に平行な壁部材が、評価時刻に至るまでの荷重により受ける影響を考慮して水平2方向同時入力の影響を評価することとする。</u></p> <p>構造物が有する耐震性への影響が確認された場合は詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p>	<p>抽出された<u>構造形式</u>については、従来設計手法での評価対象断面（弱軸方向）の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面（弱軸方向）に直交する断面（強軸方向）の地震応答解析に基づく<u>構造部材の発生応力等を評価し適切に組み合わせることで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる構造部材の発生応力を算出し、構造物が有する耐震性への影響を確認する。</u></p> <p>構造物が有する耐震性への影響が確認された場合は詳細な手法を用いた検討等、新たに設計上の対応策を講じる。</p>	<p>・資料構成の相違 【女川2】 女川2は、3次元モデルによる構造解析について説明している</p> <p>・設計条件の相違 【女川2】 女川2では地震時荷重算定時刻と同時刻の荷重を、位相の異なる地震動にて算出して用いることとしている</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																															
<p>4.3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法 屋外重要土木構造物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な構造物について、構造形式及び作用荷重の観点から影響評価の対象とする構造物を抽出し、構造物が有する耐震性への影響を評価する。影響評価のフローを第5-4-6図に示す。</p> <p>(1) 影響評価対象構造物の抽出 ① 構造形式の分類 屋外重要土木構造物について、各構造物の構造上の特徴や従来設計手法の考え方を踏まえ、構造形式ごとに大別する。</p> <p>② 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重の整理 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。</p> <p>③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される構造物形式の抽出 ②で整理した荷重に対して、構造形式ごとにどのように作用す</p>	<p>4.3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法 屋外重要土木構造物において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な構造物について、構造形式及び作用荷重の観点から影響評価の対象とする構造物を抽出し、構造物が有する耐震性への影響を評価する。影響評価のフローを別添5-7図に示す。</p> <p>(1) 影響評価対象構造物の抽出 ① 構造形式の分類 屋外重要土木構造物について、各構造物の構造上の特徴や従来設計手法の考え方を踏まえ、構造形式ごとに大別する。</p> <p>② 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重の整理 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。</p> <p>③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される構造物形式の抽出 ②で整理した荷重に対して、構造形式ごとにどのように作用す</p>	<p>第4-2表 屋外重要土木構造物等の施設分類</p> <table border="1" data-bbox="1798 306 2460 898"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価対象構造物</th> <th colspan="3">施設分類</th> </tr> <tr> <th>屋外重要土木構造物</th> <th>重大事故等対処施設</th> <th>波及的影響</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>取水槽</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>取水管</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>取水口</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)</td><td>○</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr><td>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)</td><td>○</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>第1ベントフィルタ格納槽</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>緊急時対策所用燃料地下タンク</td><td>-</td><td>○</td><td>-</td></tr> <tr><td>免震重要棟遮蔽壁</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr> <tr><td>1号炉取水槽ヒット部</td><td>-</td><td>-</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> <p>4.3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方法 屋外重要土木構造物等において、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を受ける可能性があり、水平1方向及び鉛直方向の従来評価に加え、更なる設計上の配慮が必要な構造物について、構造形式及び作用荷重の観点から影響評価の対象とする構造物を抽出し、構造物が有する耐震性への影響を評価する。影響評価のフローを第4-6図に示す。</p> <p>(1) 影響評価対象構造物の抽出 ① 構造形式の分類 評価対象構造物について、各構造物の構造上の特徴や従来設計手法の考え方を踏まえ、構造形式ごとに大別する。</p> <p>② 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重の整理 従来設計手法における評価対象断面に対して直交する荷重を抽出する。</p> <p>③ 荷重の組合せによる応答特性が想定される構造物形式の抽出 ②で整理した荷重に対して、構造形式ごとにどのように作用す</p>	評価対象構造物	施設分類			屋外重要土木構造物	重大事故等対処施設	波及的影響	取水槽	○	○	-	取水管	○	○	-	取水口	○	○	-	屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)	○	○	-	屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)	○	-	-	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	○	○	-	屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)	○	○	-	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	-	○	-	ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	-	○	-	第1ベントフィルタ格納槽	-	○	-	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	-	○	-	緊急時対策所用燃料地下タンク	-	○	-	免震重要棟遮蔽壁	-	-	○	1号炉取水槽ヒット部	-	-	○	<p>・記載の充実 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では屋外重要土木構造物等の施設分類を表で示している</p>
評価対象構造物	施設分類																																																																	
	屋外重要土木構造物	重大事故等対処施設	波及的影響																																																															
取水槽	○	○	-																																																															
取水管	○	○	-																																																															
取水口	○	○	-																																																															
屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)	○	○	-																																																															
屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)	○	-	-																																																															
B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	○	○	-																																																															
屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)	○	○	-																																																															
低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	-	○	-																																																															
ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	-	○	-																																																															
第1ベントフィルタ格納槽	-	○	-																																																															
屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	-	○	-																																																															
緊急時対策所用燃料地下タンク	-	○	-																																																															
免震重要棟遮蔽壁	-	-	○																																																															
1号炉取水槽ヒット部	-	-	○																																																															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>るかを整理し、耐震性に与える影響程度を検討した上で、水平2方向及び鉛直方向地震力の<u>組合せの影響</u>が想定される構造形式を抽出する。</p> <p>④ 従来設計手法における評価対象断面以外の3次元的な応答特性が想定される箇所の抽出</p> <p>③で抽出されなかった構造形式について、従来設計手法における評価対象断面以外の箇所で、水平2方向及び鉛直方向地震力の<u>組合せの影響</u>により3次元的な応答が想定される箇所を抽出する。</p> <p>⑤ 従来設計手法の妥当性の確認</p> <p>④で抽出された箇所が、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、従来設計手法における評価対象断面の耐震評価で満足できるか検討を行う。</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の<u>組合せの影響</u>評価</p> <p>評価対象として抽出された構造物について、従来設計手法での評価対象断面(弱軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面(弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の発生応力等を適切に組み合わせることで、構造部材の設計上の許容値に対する評価を実施し、構造部材が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p><u>評価対象部位については、屋外重要土木構造物が明確な弱軸・強軸を示し、地震時における構造物のせん断変形方向が明確であることを考慮し、従来設計手法における評価対象断面(弱軸方向)における構造部材の耐震評価結果及び水平2方向の影響の程度を踏まえて選定する。</u></p>	<p>るかを整理し、耐震性に与える影響程度を検討した上で、水平2方向及び鉛直方向地震力の<u>組合せの影響</u>が想定される構造形式を抽出する。</p> <p>④ 従来設計手法における評価対象断面以外の3次元的な応答特性が想定される箇所の抽出</p> <p>③で抽出されなかった構造形式について、従来設計手法における評価対象断面以外の箇所で、水平2方向及び鉛直方向地震力の<u>組合せの影響</u>により3次元的な応答が想定される箇所を抽出する。</p> <p>⑤ 従来設計手法の妥当性の確認</p> <p>④で抽出された箇所が、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、従来設計手法における評価対象断面の耐震評価で満足できるか検討を行う。</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の<u>組合せの影響</u>評価</p> <p>評価対象として抽出された構造物について、従来設計手法での評価対象断面(弱軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面(弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の地震応答解析に基づく<u>地震時荷重</u>を適切に組み合わせることで、構造部材の設計上の許容値に対する評価を実施し、構造部材が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p><u>評価対象部位については、屋外重要土木構造物が明確な弱軸・強軸を示し、地震時における構造物のせん断変形方向が明確であることを考慮し、従来設計手法における評価対象断面(弱軸方向)における構造部材の耐震評価結果及び水平2方向の影響の程度を踏まえて選定する。</u></p>	<p>るかを整理し、耐震性に与える影響程度を検討したうえで、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が想定される構造形式を抽出する。</p> <p>④ 従来設計手法における評価対象断面以外の3次元的な応答特性が想定される箇所の抽出</p> <p>③で抽出されなかった構造形式について、従来設計手法における評価対象断面以外の箇所で、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響により3次元的な応答が想定される箇所を抽出する。</p> <p>⑤ 従来設計手法の妥当性の確認</p> <p>④で抽出された箇所が、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対して、従来設計手法における評価対象断面の耐震評価で満足できるか検討を行う。</p> <p>(2) 影響評価手法</p> <p>⑥ 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>評価対象として抽出された構造物について、従来設計手法での評価対象断面(弱軸方向)の地震応答解析に基づく構造部材の照査において、評価対象断面(弱軸方向)に直交する断面(強軸方向)の地震応答解析に基づく<u>構造部材の発生応力等</u>を適切に組み合わせることで、<u>水平2方向及び鉛直方向地震力による構造部材の発生応力を算出するとともに</u>構造部材の設計上の許容値に対する評価を実施し、構造部材が有する耐震性への影響を確認する。</p> <p><u>評価手法については、評価対象構造物の構造形式を考慮して選定する。</u></p>	<p>備考</p> <p>・評価手法の相違【女川2】 島根2号炉では発生応力に着目して影響評価を行う</p> <p>・評価手法の相違【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では構造形式に着目して評価手法を選定する</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑦ 機器・配管系への影響検討</p> <p><u>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が確認された</u>構造物が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持構造物である場合には、機器・配管系に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響を確認する。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。</p>	<p>⑦ 機器・配管系への影響検討</p> <p><u>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響が確認された</u>構造物が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持構造物である場合には、機器・配管系に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響を確認する。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。</p> <p>なお、④及び⑤の精査にて、屋外重要土木構造物の影響の観点から抽出されなかった部位であっても、地震応答解析結果から機器・配管系への影響の可能性が想定される部位については検討対象として抽出する。</p>	<p>⑦ 機器・配管系への影響検討</p> <p><u>評価対象として抽出された</u>構造物が、耐震重要施設、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設の機器・配管系の間接支持構造物である場合には、機器・配管系に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響を確認する。</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる応答値への影響が確認された場合、機器・配管系の影響評価に反映する。</p> <p><u>なお、④及び⑤の精査にて、屋外重要土木構造物等の影響の観点から抽出されなかった部位であっても、地震応答解析結果から機器・配管系への影響の可能性が想定される部位については検討対象として抽出する。</u></p>	<p>・記載の充実</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉では地震応答解析結果から機器・配管系への影響の可能性が想定される部位についても検討対象として抽出する旨を記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020. 2. 7 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<pre> graph TD     A[①構造形式の分類 (構造上の特徴や従来設計手法の考え方を踏まえた類型化)] --&gt; B[②従来設計手法における評価対象断面 に対して直交する荷重の整理]     B --&gt; C{③荷重の組合せによる応答特性が 想定される構造形式か}     C -- Yes --&gt; D[⑦機器・配管系への 影響検討]     C -- No --&gt; E[④従来設計手法における評価対象断面 以外の3次元応答特性が 想定される箇所の抽出]     E --&gt; F{⑤従来設計手法の妥当性の確認 (従来設計手法における耐震評価で 包絡できない箇所か)}     F -- No --&gt; D     F -- Yes --&gt; G[評価対象部位]     G --&gt; H{⑥構造物が有する 耐震性への影響評価}     H -- 間接支持構造物の場合 --&gt; D     H -- Yes --&gt; I[従来の設計手法に加えて更なる 設計上の配慮が必要な構造物]     H -- No --&gt; J[従来の設計手法で水平2方向及び 鉛直方向の地震力は対応可能] </pre>	<pre> graph TD     A[①構造形式の分類 (構造上の特徴や従来設計手法の考え方を踏まえた類型化)] --&gt; B[②従来設計手法における評価対象断面 に対して直交する荷重の整理]     B --&gt; C{③荷重の組合せによる応答特性が 想定される構造形式か}     C -- Yes --&gt; D[⑦機器・配管系への 影響検討]     C -- No --&gt; E[④従来設計手法における評価対象断面以外の 3次元応答特性が想定される箇所の抽出]     E --&gt; F{⑤従来設計手法の妥当性の確認 (従来設計手法における耐震評価で 包絡できない箇所か)}     F -- No --&gt; D     F -- Yes --&gt; G[評価対象部位]     G --&gt; H{⑥構造物が有する耐震 性への影響}     H -- 間接支持構造物の場合 --&gt; D     H -- Yes --&gt; I[従来の設計手法に加えて更なる設計上の 配慮が必要な構造物]     H -- No --&gt; J[従来の設計手法で水平 2方向及び鉛直方向の 地震力は対応可能] </pre>	<pre> graph TD     A[①構造形式の分類 (構造上の特徴や従来設計手法の考え方を踏まえた類型化)] --&gt; B[②従来設計手法における評価対象断面 に対して直交する荷重の整理]     B --&gt; C{③荷重の組合せによる応答特性が 想定される構造形式か}     C -- YES --&gt; D[⑦機器・ 配管系への 影響検討]     C -- NO --&gt; E[④従来設計手法における評価対象断面 以外の3次元応答特性が 想定される箇所の抽出]     E --&gt; F{⑤従来設計手法の妥当性の確認 (従来設計手法における耐震評価で 包絡できない箇所か)}     F -- NO --&gt; D     F -- YES --&gt; G[評価対象部位]     G --&gt; H{⑥水平2方向及び鉛直方向地震力の組 合せの影響評価 (水平2方向及び鉛直 方向地震力に対し、耐震性を有してい ることへの影響があるか)}     H -- 間接支持構造物の場合 --&gt; D     H -- YES --&gt; I[従来の設計手法に加えて 更なる設計上の配慮が 必要な構造物]     H -- NO --&gt; J[従来の設計手法で水平2方 向及び鉛直方向の地震力は 対応可能] </pre>	
<p>第5-4-6図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフロー</p>	<p>別添5-7図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフロー</p>	<p>第4-6図 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価のフロー</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2020.2.7版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4.4 浸水防止設備及び津波監視設備</p> <p>4.4.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>浸水防止設備及び津波監視設備は、「建物・構築物」又は「機器・配管系」に区分し設計をしていることから水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価は、施設、設備の区分に応じて「4.1 建物・構築物」又は「4.2 機器・配管系」の方針に基づいて実施する。</p>	<p>4.4 津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備</p> <p>4.4.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p>津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備は、「建物・構築物」、「機器・配管系」又は「屋外重要土木構造物」に区分し設計をしていることから、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価は、施設、設備の区分に応じて「4.1 建物・構築物」、「4.2 機器・配管系」又は「4.3 屋外重要土木構造物」の方針に基づいて実施する。</p>	<p>4.4 <u>津波防護施設</u>、浸水防止設備及び津波監視設備</p> <p>4.4.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価方針</p> <p><u>津波防護施設</u>、浸水防止設備及び津波監視設備は、「建物・構築物」、「機器・配管系」又は「<u>屋外重要土木構造物等</u>」に区分し設計をしていることから、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価は、施設、設備の区分に応じて「4.1 建物・構築物」、「4.2 機器・配管系」又は「4.3 屋外重要土木構造物等」の方針に基づいて実施する。</p>	<p>・対象設備の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉では津波防護施設も評価対象となる</p> <p>・設計方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7には4.3屋外重要土木構造物の方針に基づく構造物がない</p>

実線・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）  
 波線・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表 〔第4条 地震による損傷の防止 別添-6〕

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
<p>別添-6 屋外重要土木構造物の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p><u>1. はじめに</u> 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉での評価対象構造物は、<u>屋外重要土木構造物である（重大事故等対処施設を兼ねる）スクリーン室、取水路、補機冷却用海水取水路、軽油タンク基礎、燃料移送系配管ダクト、海水貯留堰及び重大事故等対処施設である第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎である。</u></p> <p><u>対象構造物のうち、取水路、軽油タンク基礎、燃料移送系配管ダクト、海水貯留堰、第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎については、構造物の配置、荷重条件及び地盤条件を考慮し、耐震評価上最も厳しくなると考えられる位置を評価対象断面とする。</u></p> <p><u>スクリーン室及び補機冷却用海水取水路については、3次元的な構造を考慮した設計を行うことから、特定の評価対象断面はない。</u></p> <p><u>以下に、取水路、軽油タンク基礎、燃料移送系配管ダクト、海水貯留堰、第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎の評価対象断面選定の考え方を述べる。対象構造物の平面配置図を第6-1-1図に示す。</u></p>	<p>別添-6 屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>1. 方針 本資料では、<u>屋外重要土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備のうち土木構造物、常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（特定重大事故等対処施設を除く）のうち土木構造物（以下、「常設重大事故等対処施設」という。）（以上の何れかに該当するか、又は兼務する構造物を「屋外重要土木構造物等」という。）及び津波防護施設の耐震評価における断面選定の考え方について示す。</u></p> <p><u>本資料で記載する屋外重要土木構造物等及び津波防護施設に設置される設備の一覧表を別添6-1表に、全体配置図を別添6-1図に示す。</u></p>	<p>別添-6 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p><u>1. 方針</u> 本資料では、<u>屋外重要土木構造物等<sup>※1</sup>の耐震評価における断面選定の考え方について示す。なお、津波防護施設については「島根原子力発電所2号炉 津波による損傷の防止」に示す。</u></p> <p><u>※1 屋外重要土木構造物及び重大事故等対処施設のうち土木構造物を「屋外重要土木構造物等」という。</u></p> <p><u>本資料で記載する屋外重要土木構造物等の一覧を第6-1-1表に、屋外重要土木構造物等に設置される主要な設備一覧を第6-1-2表に、全体配置図を第6-1-1図に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6-1-1表 評価対象構造物一覧</u></p> <table border="1" data-bbox="1745 1029 2490 1375"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>設備名称</th> <th>構造形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">屋外重要土木構造物等</td> <td>・取水槽</td> <td rowspan="4">箱型構造物</td> </tr> <tr> <td>・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎</td> </tr> <tr> <td>・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</td> </tr> <tr> <td>・第1ベントフィルタ格納槽</td> </tr> <tr> <td>・緊急時対策用燃料地下タンク</td> <td rowspan="4">線状構造物</td> </tr> <tr> <td>・屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）</td> </tr> <tr> <td>・屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）</td> </tr> <tr> <td>・屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>・屋外配管ダクト（ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機）</td> <td rowspan="2">円筒状構造物</td> </tr> <tr> <td>・取水口</td> </tr> <tr> <td>・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎</td> <td>直接基礎</td> </tr> <tr> <td>・取水管</td> <td>管路構造物</td> </tr> </tbody> </table> <p><small>※ 燃料移送系配管ダクトと屋外配管ダクト（復水貯蔵タンク～原子炉建物）を屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）に統一</small></p>	分類	設備名称	構造形式	屋外重要土木構造物等	・取水槽	箱型構造物	・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	・第1ベントフィルタ格納槽	・緊急時対策用燃料地下タンク	線状構造物	・屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）	・屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）	・屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物） <sup>※</sup>	・屋外配管ダクト（ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機）	円筒状構造物	・取水口	・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	直接基礎	・取水管	管路構造物	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p> <p>・資料構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では津波防護施設の断面選定の考え方を「津波による損傷の防止」で示すこととしている</p> <p>・資料構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では評価対象構造物を5つの構造形式に分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p>
分類	設備名称	構造形式																						
屋外重要土木構造物等	・取水槽	箱型構造物																						
	・B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎																							
	・低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽																							
	・第1ベントフィルタ格納槽																							
	・緊急時対策用燃料地下タンク	線状構造物																						
	・屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）																							
	・屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）																							
	・屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物） <sup>※</sup>																							
	・屋外配管ダクト（ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機）	円筒状構造物																						
	・取水口																							
・ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	直接基礎																							
・取水管	管路構造物																							

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		<p align="center"><b>第6-1-2表 評価対象構造物に設置される設備一覧</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">屋外重要土木構造物</th> <th rowspan="2">常設重大事故等対処施設</th> <th rowspan="2">常設重大事故等対処施設</th> <th colspan="4">設置される設備</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>耐震</th> <th>耐津波 浸水防止設備</th> <th>津波監視設備</th> <th>常設重大事故等対処施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="15">取水槽</td><td rowspan="15">○</td><td rowspan="15">○<sup>※1</sup></td><td rowspan="15">○</td><td>原子伊補機海水ポンプ</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子伊補機海水ストレーナ</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>原子伊補機海水系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>高圧伊心スプレイ補機海水ポンプ</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>高圧伊心スプレイ補機海水ストレーナ</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>高圧伊心スプレイ補機海水系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>タービン補機海水ポンプ</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>タービン補機海水系 配管・弁(ポンプ出口～第二出口弁)</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>循環水ポンプ</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>循環水系 配管・弁(ポンプ出口～タービン建物外壁)</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>除じんポンプ</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>除じん系 配管・弁(ポンプ入口配管、ポンプ出口～取水槽海水ポンプエリア給配管)</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>異速部止水処置</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>取水槽除じん機エリア防水壁</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>取水槽除じん機エリア水密扉</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>取水槽ドレン逆止弁</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>取水槽水位計</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>屋外重要土木構造物：耐震上重要な機器・配管系の間接支持機能。若しくは非常用における海水の通水機能を求められる土木構造物  常設重大事故等対処施設：常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)  常設重大事故等対処施設：常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設  (特定重大事故等対処施設を除く)  耐震：耐震重要施設(浸水防止設備、津波監視設備を除く)  ※1：非常用取水設備  ※2：常設重大事故等対処設備に対する浸水防止設備、津波監視設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">屋外重要土木構造物</th> <th rowspan="2">常設重大事故等対処施設</th> <th rowspan="2">常設重大事故等対処施設</th> <th colspan="4">設置される設備</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>耐震</th> <th>耐津波 浸水防止設備</th> <th>津波監視設備</th> <th>常設重大事故等対処施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">○</td><td>B-ディーゼル燃料移送ポンプ</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>B-ディーゼル燃料移送系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="2">低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</td><td rowspan="2">—</td><td rowspan="2">○<sup>※3</sup></td><td rowspan="2">○</td><td>低圧原子炉代替注水ポンプ</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>低圧原子炉代替注水系 配管・弁</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="3">第1ベントフィルタ格納槽</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">○</td><td>第1ベントフィルタスクラバ容器</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>第1ベントフィルタスクラバ容器</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>圧力開放板</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>緊急時対策用燃料地下タンク</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>屋外重要土木構造物：耐震上重要な機器・配管系の間接支持機能。若しくは非常用における海水の通水機能を求められる土木構造物  常設重大事故等対処施設：常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)  常設重大事故等対処施設：常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設  (特定重大事故等対処施設を除く)  耐震：耐震重要施設(浸水防止設備、津波監視設備を除く)  ※3：低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽のうち低圧原子炉代替注水槽</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">屋外重要土木構造物</th> <th rowspan="2">常設重大事故等対処施設</th> <th rowspan="2">常設重大事故等対処施設</th> <th colspan="4">設置される設備</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>耐震</th> <th>耐津波 浸水防止設備</th> <th>津波監視設備</th> <th>常設重大事故等対処施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="3">屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">—</td><td rowspan="3">○</td><td>非常用ガス処理系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>A-ディーゼル燃料移送系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>高圧伊心スプレイ系ディーゼル燃料移送系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="4">屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="4">—</td><td rowspan="4">○</td><td>原子伊補機海水系 配管(放水配管)</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>タービン補機海水系 配管・弁(逆止弁下流)</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>送体廃棄物処理系 配管・弁(逆止弁下流)</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>異速部止水処置</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>—<sup>※2</sup></td></tr> <tr><td>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td>B-ディーゼル燃料移送系 配管・弁</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>取水口</td><td>○</td><td>○<sup>※1</sup></td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>ガスタービン発電機用軽油タンク</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>取水管</td><td>○</td><td>○<sup>※1</sup></td><td>—</td><td>ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>屋外重要土木構造物：耐震上重要な機器・配管系の間接支持機能。若しくは非常用における海水の通水機能を求められる土木構造物  常設重大事故等対処施設：常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)  常設重大事故等対処施設：常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備又は常設重大事故防止設備(設計基準拡張)が設置される重大事故等対処施設  (特定重大事故等対処施設を除く)  耐震：耐震重要施設(浸水防止設備、津波監視設備を除く)  ※1：非常用取水設備  ※2：常設重大事故等対処設備に対する浸水防止設備</p>	設備名称	屋外重要土木構造物	常設重大事故等対処施設	常設重大事故等対処施設	設置される設備				名称	耐震	耐津波 浸水防止設備	津波監視設備	常設重大事故等対処施設	取水槽	○	○ <sup>※1</sup>	○	原子伊補機海水ポンプ	○	—	—	○	原子伊補機海水ストレーナ	○	—	—	○	原子伊補機海水系 配管・弁	○	—	—	○	高圧伊心スプレイ補機海水ポンプ	○	—	—	○	高圧伊心スプレイ補機海水ストレーナ	○	—	—	○	高圧伊心スプレイ補機海水系 配管・弁	○	—	—	○	タービン補機海水ポンプ	—	○	—	— <sup>※2</sup>	タービン補機海水系 配管・弁(ポンプ出口～第二出口弁)	—	○	—	— <sup>※2</sup>	循環水ポンプ	—	○	—	— <sup>※2</sup>	循環水系 配管・弁(ポンプ出口～タービン建物外壁)	—	○	—	— <sup>※2</sup>	除じんポンプ	—	○	—	— <sup>※2</sup>	除じん系 配管・弁(ポンプ入口配管、ポンプ出口～取水槽海水ポンプエリア給配管)	—	○	—	— <sup>※2</sup>	異速部止水処置	—	○	—	— <sup>※2</sup>	取水槽除じん機エリア防水壁	—	○	—	— <sup>※2</sup>	取水槽除じん機エリア水密扉	—	○	—	— <sup>※2</sup>	取水槽ドレン逆止弁	—	○	—	— <sup>※2</sup>	取水槽水位計	—	—	○	— <sup>※2</sup>	設備名称	屋外重要土木構造物	常設重大事故等対処施設	常設重大事故等対処施設	設置される設備				名称	耐震	耐津波 浸水防止設備	津波監視設備	常設重大事故等対処施設	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	○	—	○	B-ディーゼル燃料移送ポンプ	○	—	—	○	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク	○	—	—	○	B-ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	—	○ <sup>※3</sup>	○	低圧原子炉代替注水ポンプ	—	—	—	○	低圧原子炉代替注水系 配管・弁	—	—	—	○	第1ベントフィルタ格納槽	—	—	○	第1ベントフィルタスクラバ容器	—	—	—	○	第1ベントフィルタスクラバ容器	—	—	—	○	圧力開放板	—	—	—	○	緊急時対策用燃料地下タンク	—	○	—	—	—	—	—	設備名称	屋外重要土木構造物	常設重大事故等対処施設	常設重大事故等対処施設	設置される設備				名称	耐震	耐津波 浸水防止設備	津波監視設備	常設重大事故等対処施設	屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)	○	—	○	非常用ガス処理系 配管・弁	○	—	—	○	A-ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○	高圧伊心スプレイ系ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○	屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)	○	—	○	原子伊補機海水系 配管(放水配管)	—	○	—	— <sup>※2</sup>	タービン補機海水系 配管・弁(逆止弁下流)	—	○	—	— <sup>※2</sup>	送体廃棄物処理系 配管・弁(逆止弁下流)	—	○	—	— <sup>※2</sup>	異速部止水処置	—	○	—	— <sup>※2</sup>	屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)	○	—	○	B-ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	—	—	○	ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁	—	—	—	○	取水口	○	○ <sup>※1</sup>	—	—	—	—	—	—	ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	—	—	○	ガスタービン発電機用軽油タンク	—	—	—	○	取水管	○	○ <sup>※1</sup>	—	ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁	—	—	—	—	<p>・資料構成の相違  【柏崎6/7, 女川2】  島根2号炉では評価対象構造物を5つの構造形式に分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p>
設備名称	屋外重要土木構造物	常設重大事故等対処施設					常設重大事故等対処施設	設置される設備																																																																																																																																																																																																																																																																															
			名称	耐震	耐津波 浸水防止設備	津波監視設備		常設重大事故等対処施設																																																																																																																																																																																																																																																																															
取水槽	○	○ <sup>※1</sup>	○	原子伊補機海水ポンプ	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				原子伊補機海水ストレーナ	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				原子伊補機海水系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				高圧伊心スプレイ補機海水ポンプ	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				高圧伊心スプレイ補機海水ストレーナ	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				高圧伊心スプレイ補機海水系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				タービン補機海水ポンプ	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				タービン補機海水系 配管・弁(ポンプ出口～第二出口弁)	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				循環水ポンプ	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				循環水系 配管・弁(ポンプ出口～タービン建物外壁)	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				除じんポンプ	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				除じん系 配管・弁(ポンプ入口配管、ポンプ出口～取水槽海水ポンプエリア給配管)	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				異速部止水処置	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				取水槽除じん機エリア防水壁	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				取水槽除じん機エリア水密扉	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
取水槽ドレン逆止弁	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
取水槽水位計	—	—	○	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																																			
設備名称	屋外重要土木構造物	常設重大事故等対処施設	常設重大事故等対処施設	設置される設備																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				名称	耐震	耐津波 浸水防止設備	津波監視設備	常設重大事故等対処施設																																																																																																																																																																																																																																																																															
B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	○	—	○	B-ディーゼル燃料移送ポンプ	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				B-ディーゼル燃料貯蔵タンク	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				B-ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	—	○ <sup>※3</sup>	○	低圧原子炉代替注水ポンプ	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				低圧原子炉代替注水系 配管・弁	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
第1ベントフィルタ格納槽	—	—	○	第1ベントフィルタスクラバ容器	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				第1ベントフィルタスクラバ容器	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				圧力開放板	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
緊急時対策用燃料地下タンク	—	○	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																																
設備名称	屋外重要土木構造物	常設重大事故等対処施設	常設重大事故等対処施設	設置される設備																																																																																																																																																																																																																																																																																			
				名称	耐震	耐津波 浸水防止設備	津波監視設備	常設重大事故等対処施設																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)	○	—	○	非常用ガス処理系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				A-ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
				高圧伊心スプレイ系ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)	○	—	○	原子伊補機海水系 配管(放水配管)	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				タービン補機海水系 配管・弁(逆止弁下流)	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				送体廃棄物処理系 配管・弁(逆止弁下流)	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
				異速部止水処置	—	○	—	— <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)	○	—	○	B-ディーゼル燃料移送系 配管・弁	○	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)	—	—	○	ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
取水口	○	○ <sup>※1</sup>	—	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																															
ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	—	—	○	ガスタービン発電機用軽油タンク	—	—	—	○																																																																																																																																																																																																																																																																															
取水管	○	○ <sup>※1</sup>	—	ガスタービン発電機用燃料移送系 配管・弁	—	—	—	—																																																																																																																																																																																																																																																																															

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>女川原子力発電所の屋外重要土木構造物等には、<u>二次元地震応答解析により得られる構造物の応答に対して耐震評価を行う構造物と、二次元地震応答解析により得られる土圧等の荷重を三次元モデルに作用させて耐震評価を行う構造物がある。</u></p> <p><u>延長方向への海水の通水機能や配管等の支持機能を維持するため、延長方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置される構造物（以下、「線状構造物」という。）は、横断方向（延長方向に直交する方向）に設置される構造部材が少なく、横断方向が明確に弱軸となることから、横断方向の二次元地震応答解析により耐震評価を行う。よって、構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を横断方向から評価対象断面として選定する。</u></p> <p><u>構造物の断面が延長方向で異なり、加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁等の面部材を耐震部材として考慮する構造物（以下、「箱形構造物」という。）は、三次元モデルを用いて水平2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を考慮して耐震評価を行う。よって、三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</u></p> <p><u>津波防護施設のうち、設備構造が複雑かつ設置範囲が長大である防潮堤及び防潮壁については、屋外重要土木構造物等と同様の</u></p>	 <p>第6-1-1図 評価対象構造物 全体配置図</p> <p>島根原子力発電所の屋外重要土木構造物等は、<u>箱型構造物、線状構造物、円筒状構造物、直接基礎及び管路構造物の5つの構造形式に分類され、構造上の特徴として、明確な強軸及び弱軸を有するものと、強軸及び弱軸が明確でないものが存在することから、構造的特徴を踏まえて、二次元地震応答解析により耐震評価を行う構造物と、三次元モデルにより耐震評価を行う構造物に分けられる。</u></p> <p><u>通水方向及び配管の管軸方向と直交する断面に構造部材の配置が少なく、明確に通水方向及び配管の管軸方向と直交する断面が弱軸となる構造物は、二次元地震応答解析により耐震評価を行う。よって、耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、弱軸方向断面と強軸方向断面が明確な線状構造物については、弱軸方向断面を耐震評価候補断面とするが、床応答の観点において強軸方向断面も含めて選定する。</u></p> <p><u>また、以下に示す構造的特徴を有する構造物は、三次元モデルを用いて水平2 方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響を考慮して耐震評価を行う。よって、三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</u></p> <p>①強軸及び弱軸が明確でない構造物</p>	<p>・資料構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では評価対象構造物を5つの構造形式に分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p> <p>・資料構成の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉及び女川2号炉では2次元地震応答解析と3次元モデルによる耐震評価を行う構造物について分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																
	<p>考え方に加え、各部位の役割を踏まえ、津波に対する止水機能維持も含めた耐震評価を行うため、耐震・耐津波評価を行う上で厳しい断面を選定する。</p> <p>上記を考慮した屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の断面選定の考え方を別添6-2表に示す。</p>	<p>②複雑な構造を有する構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弱軸方向断面において加振方向と平行に配置される壁(以降、妻壁と呼ぶ)を複数有する構造物</li> <li>複数の構造物が一体化している構造物</li> </ul> <p>第6-1-3表に示すとおり、屋外重要土木構造物等の耐震設計における解析手法は、既工認実績を有する手法を用いるが、取水槽における3次元静的非線形解析は既工認実績がないことから、審査実績を有する先行サイト(女川2号炉)との比較を行い、適用性について確認する。</p> <p>第6-1-3表 屋外重要土木構造物等の構造的特徴及び解析手法の整理</p> <table border="1" data-bbox="1736 756 2496 1249"> <thead> <tr> <th rowspan="2">構造形式</th> <th rowspan="2">設備名称</th> <th rowspan="2">耐震評価候補断面</th> <th colspan="2">構造的特徴</th> <th colspan="2">解析手法</th> <th rowspan="2">既工認実績</th> </tr> <tr> <th>弱軸・強軸の有無</th> <th>複雑な構造の有無</th> <th>地震応答解析</th> <th>構造解析</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">箱型構造物</td> <td>取水槽</td> <td>弱軸方向 強軸方向</td> <td rowspan="6">明確な強軸及び弱軸断面を有する。</td> <td>有り (複数の妻壁を有する)</td> <td>有り</td> <td>2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> <td>3次元FEMモデルによる静的非線形解析</td> <td rowspan="6">有</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎</td> <td>弱軸方向 (地中部・半地下部) 強軸方向 (地中部・半地下部)</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</td> <td>弱軸方向 強軸方向</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>第1ペントフィルタ格納槽</td> <td>弱軸方向 強軸方向</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策用燃料地下タンク</td> <td>弱軸方向 強軸方向</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)</td> <td>屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)との一体化部 弱軸方向</td> <td>有り (ダクトと一体化)</td> <td>無し</td> <td>2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> <td>3次元FEMモデルによる静的線形解析</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">線状構造物</td> <td>屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)</td> <td>弱軸方向</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)</td> <td>弱軸方向</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク~ガスタービン発電機)</td> <td>弱軸方向</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> <tr> <td>円筒状構造物</td> <td>取水口</td> <td>構造物中央を通る断面 上記の直交方向</td> <td>明確な強軸及び弱軸断面を有さない。</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> <td>3次元FEMモデルによる静的線形解析</td> <td></td> </tr> <tr> <td>直線基礎</td> <td>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎</td> <td>構造物中央を通る断面 上記の直交方向</td> <td></td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td>SFモデルによる時刻歴応答解析</td> <td>3次元FEMモデルによる静的線形解析</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管状構造物</td> <td>取水管</td> <td>管軸方向 管軸直交方向</td> <td>明確な強軸及び弱軸断面を有する。</td> <td>無し</td> <td>無し</td> <td colspan="2">2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 弱軸方向断面において加振方向と平行に配置される壁</p> <p>箱型構造物に分類される評価対象構造物は、鉄筋コンクリート造で構成されており、主に海水の通水機能や配管等の間接支持機能を維持するため、通水方向や間接支持する配管の管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されている。通水方向や配管の管軸方向と直交する方向には構造部材の配置が少ないことから、構造上の特徴として、明確に通水方向や配管の管軸方向が強軸に、通水方向や配管の管軸方向と直交する方向が弱軸となる。通水以外の要求機能が求められる箱型構造物は、加振方向と直交する方向の構造物の長さに対する加振方向に平行に配置される壁の厚さの割合が小さい方が弱軸となり、大きい方が強軸となる。箱型構造物の設計方針として、強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさないが、強軸方向断面についても、弱軸方向と同じように要求機能があり、間接支持す</p>	構造形式	設備名称	耐震評価候補断面	構造的特徴		解析手法		既工認実績	弱軸・強軸の有無	複雑な構造の有無	地震応答解析	構造解析	箱型構造物	取水槽	弱軸方向 強軸方向	明確な強軸及び弱軸断面を有する。	有り (複数の妻壁を有する)	有り	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的非線形解析	有	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	弱軸方向 (地中部・半地下部) 強軸方向 (地中部・半地下部)	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	弱軸方向 強軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		第1ペントフィルタ格納槽	弱軸方向 強軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		緊急時対策用燃料地下タンク	弱軸方向 強軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)	屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)との一体化部 弱軸方向	有り (ダクトと一体化)	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的線形解析	線状構造物	屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)	弱軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)	弱軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク~ガスタービン発電機)	弱軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		円筒状構造物	取水口	構造物中央を通る断面 上記の直交方向	明確な強軸及び弱軸断面を有さない。	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的線形解析		直線基礎	ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	構造物中央を通る断面 上記の直交方向		無し	無し	SFモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的線形解析		管状構造物	取水管	管軸方向 管軸直交方向	明確な強軸及び弱軸断面を有する。	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析		<p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉及び女川2号炉では2次元地震応答解析と3次元モデルによる耐震評価を行う構造物について分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p> <p>・資料構成の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉では評価対象構造物を5つの構造形式に分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p>
構造形式	設備名称	耐震評価候補断面				構造的特徴		解析手法			既工認実績																																																																																								
			弱軸・強軸の有無	複雑な構造の有無	地震応答解析	構造解析																																																																																													
箱型構造物	取水槽	弱軸方向 強軸方向	明確な強軸及び弱軸断面を有する。	有り (複数の妻壁を有する)	有り	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的非線形解析	有																																																																																											
	B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎	弱軸方向 (地中部・半地下部) 強軸方向 (地中部・半地下部)		無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																													
	低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽	弱軸方向 強軸方向		無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																													
	第1ペントフィルタ格納槽	弱軸方向 強軸方向		無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																													
	緊急時対策用燃料地下タンク	弱軸方向 強軸方向		無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																													
	屋外配管ダクト(タービン建物~排気筒)	屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)との一体化部 弱軸方向		有り (ダクトと一体化)	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的線形解析																																																																																												
線状構造物	屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)	弱軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																														
	屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物)	弱軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																														
	屋外配管ダクト(ガスタービン発電機用軽油タンク~ガスタービン発電機)	弱軸方向	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																														
円筒状構造物	取水口	構造物中央を通る断面 上記の直交方向	明確な強軸及び弱軸断面を有さない。	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的線形解析																																																																																												
直線基礎	ガスタービン発電機用軽油タンク基礎	構造物中央を通る断面 上記の直交方向		無し	無し	SFモデルによる時刻歴応答解析	3次元FEMモデルによる静的線形解析																																																																																												
管状構造物	取水管	管軸方向 管軸直交方向	明確な強軸及び弱軸断面を有する。	無し	無し	2次元FEMモデルによる時刻歴応答解析																																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>る機器・配管の有無や浸水防護壁等の応答影響評価の必要性があることから、耐震評価候補断面に追加する。弱軸方向断面では、配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲から代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。ただし、加振方向と平行に配置される壁が多数ある構造物については、加振方向と平行に配置される壁の影響を考慮するため、必要により壁間の幅を耐震評価候補断面とする。また、強軸方向断面では、加振方向と平行に配置される壁の影響を考慮するため、構造物の奥行幅を耐震評価候補断面とする。箱型構造物の評価対象断面は、以上の理由により構造の安全性に支配的な弱軸方向及び強軸方向から、後述する評価対象断面の選定の流れに基づき選定する。取水槽は、複数の妻壁を有する複雑な構造となっていることから3次元モデルで耐震評価を実施する。3次元モデルに入力する地震時荷重は、2次元地震応答解析により算定することとし、2次元地震応答解析を実施する断面を、構造的特徴等を踏まえて選定する。</u></p> <p><u>線状構造物に分類される評価対象構造物は、鉄筋コンクリート造で構成されており、主に海水の通水機能や配管等の間接支持機能を維持するため、通水方向や間接支持する配管の管軸方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されている。通水方向や配管の管軸方向と直交する方向には構造部材の配置が少ないことから、構造上の特徴として、明確に通水方向や配管の管軸方向が強軸に、通水方向や配管の管軸方向と直交する方向が弱軸となる。線状構造物は、加振方向と平行に配置される壁部材が少ない方が弱軸となり、多い方が強軸となる。強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさない。弱軸方向断面では、配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲から代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。線状構造物の評価対象断面は、以上の理由により構造の安全性に支配的な弱軸方向から、後述する評価対象断面の選定の流れに基づき選定する。屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）は、部位の一部が他の構造物の部位の一部と一体化している複雑な構造を有していることから3次元モデルで耐震評価を実施する。3次元モデルに入力する地震時荷重は、2次元地震応答解析により算定することとし、2次元地震応答解析を実施する断面を、構造的特徴等を踏まえて選定する。</u></p> <p><u>円筒状構造物及び直接基礎に分類される評価対象構造物は、鋼製及び鉄筋コンクリート造の構造物であり、円筒状及び正方形であるため、箱型構造物や線状構造物と比較して、強軸及び弱軸が</u></p>	<p>・資料構成の相違 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では評価対象構造物を5つの構造形式に分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p>



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>また、評価対象断面の選定の流れを以下に示す。</p> <p>① 耐震評価候補断面の整理</p> <p>以下の観点にて、耐震評価候補断面を整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>要求機能及び間接支持される機器・配管系の有無及び設置位置</u></li> <li>・ <u>構造的特徴（部材厚，内空断面，断面急変部，構造物間の連結部等）</u></li> <li>・ <u>周辺状況（上載荷重，土被り厚，周辺地質，周辺地質変化部，隣接構造物，地下水位<sup>*</sup>，断層との交差状況）</u></li> <li>・ <u>地震波の伝搬特性</u></li> <li>・ <u>機器・配管系への応答加速度及び応答変位算出位置</u></li> </ul> <p>※：工認段階で地下水位低下設備を考慮した浸透流解析を実施し，その結果に基づき改めて地下水位を設定する。</p>	<p>明確ではない。評価対象断面の選定においては、<u>構造物中央を通る断面及びその直交方向断面から、後述する評価対象断面の選定の流れに基づき選定する。円筒状構造物である取水口及び直接基礎であるガスタービン発電機用軽油タンク基礎は、強軸及び弱軸が明確でないことから3次元モデルで耐震評価を実施する。3次元モデルに入力する地震時荷重は、取水口は構造物を質点系モデルとした2次元地震応答解析により算定、またガスタービン発電機用軽油タンク基礎はSRモデルによる地震応答解析により算定することとし、地震応答解析を実施する断面を、構造的特徴等を踏まえて選定する。</u></p> <p><u>管路構造物に分類される評価対象構造物は、海水の通水機能を維持するため、通水方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されていることから、構造上の特徴として、明確な弱軸、強軸を有する。評価対象構造物は、鋼製部材で構成されており、管軸方向が強軸方向となり、管軸直交方向が弱軸方向となる。強軸方向の地震時挙動は、弱軸方向に対して顕著な影響を及ぼさない。弱軸方向断面では、延長方向の構造的特徴が一様であることから、代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。管路構造物の評価対象断面は、構造の安全性に支配的な弱軸方向から、後述する評価対象断面の選定の流れに基づき選定する。なお、「水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会，1997）」に基づき、一般的な地中埋設管路の設計で考慮される管軸方向断面についても検討する。</u></p> <p><u>また、評価対象断面の選定の流れを以下に示す。</u></p> <p><u>（1）耐震評価候補断面の整理</u></p> <p><u>評価対象構造物の以下の観点から耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>要求機能並びに間接支持する機器・配管の有無及び設置状況</u></li> <li>・ <u>要求機能に各候補断面で差異がある場合、要求機能に応じた許容限界が異なり、評価対象構造物の耐震評価に影響することから、要求機能の差異の有無により候補断面を整理する。</u></li> <li>・ <u>間接支持する機器・配管系の種類及び設置状況に各候補断面で差異がある場合は、構造物に作用する荷重及び床応答特性が異なり、評価対象構造物及び機器・配管系の耐震評価に影響することから、間接支持する機器・配管系の種類や設置状況に係る差異の有無により候補断面を整理する。</u></li> <li>② <u>構造的特徴（部材厚，内空断面，断面急変部，構造物間の連結部等）</u></li> </ul>	<p>・ 資料構成の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7, 女川 2】</b></p> <p>島根 2号炉では評価対象構造物を5つの構造形式に分類し、それぞれの構造上の特徴を示し、断面の選定方針を示している</p> <p>・ 資料構成の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>②評価対象断面の選定</p> <p>①にて整理した耐震評価候補断面(以下、「候補断面」という。)から以下の考えで評価対象断面を選定する。</p> <p>a. 構造的特徴による選定</p>	<p>・ 構造的特徴に各候補断面で差異がある場合は、構造物に作用する土圧等の荷重及び床応答特性が各断面で異なり、評価対象構造物及び機器・配管系の耐震評価に影響することから、<u>構造的特徴の差異の有無により候補断面を整理する。</u></p> <p>③周辺状況(上載荷重, 土被り厚, 周辺地質, 周辺地質変化部, 隣接構造物, 地下水位※)</p> <p>・ 周辺地質や周辺地質変化部に各候補断面で差異がある場合は、<u>構造物に作用する土圧等の荷重, 地震波の伝搬特性及び床応答特性が異なり, 評価対象構造物及び機器・配管系の耐震評価に影響することから, 周辺地質の差異の有無により候補断面を整理する。</u></p> <p>・ MMR (マンメイドロック) は、<u>構造物を支持する又は構造物の周囲を埋め戻すコンクリートである。MMRの分布により, 構造物に作用する土圧等の荷重, 地震波の伝搬特性及び床応答特性に影響を与えることから, 周辺地質の中で整理する。なお, MMRは直下の岩盤の物性値を設定することを基本とする。</u></p> <p>・ <u>隣接構造物による影響については, 2次元FEMにてモデル化する隣接構造物の有無や種類に各断面で差異がある場合, 構造物に作用する土圧等の荷重及び床応答特性が異なり, 評価対象構造物及び機器・配管系の耐震評価に影響することから, モデル化する隣接構造物の差異の有無により候補断面を整理する。</u></p> <p>※ 地下水位は解析等による地下水位に係る検討結果を踏まえて詳細設計段階で設定する。</p> <p>④地震波の伝搬特性</p> <p>・ <u>地震波の伝搬特性は, 周辺状況のうち評価対象構造物下部の岩盤やMMR等の周辺地質の状況により異なることから, 観点③の整理を踏まえ, 地震波の伝搬特性に係る差異の有無により候補断面を整理する。</u></p> <p>⑤床応答特性</p> <p>・ <u>観点①～③の整理を踏まえ, 床応答特性の差異の有無及び間接支持する機器・配管系の設置状況により候補断面を整理する。</u></p> <p>(2) 評価対象断面の選定</p> <p>⑥耐震評価候補断面の選定</p> <p>・ (1)にて整理した耐震評価候補断面に対して、①要求機能並びに間接支持する機器・配管の有無及び設置状況、②構造</p>	<p>・ 資料構成の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>横断方向の二次元地震応答解析により耐震評価を実施する線状構造物については、候補断面の部材厚や内空断面等の構造的特徴を比較し、他の候補断面より耐震評価上厳しくなることが想定される候補断面を評価対象断面として選定する。同一断面となる場合には、同一断面となる区間毎に後述する他の観点で評価対象断面を選定する。</u></p> <p><u>三次元モデルで耐震評価を実施する箱形構造物については、地震時荷重を算出する二次元地震応答解析を実施する断面を、構造的特徴を踏まえて選定する。</u></p> <p><u>b. 周辺状況による選定</u></p> <p><u>上載荷重、土被り厚、周辺地質、隣接構造物にて耐震評価上厳しくなる断面を選定する。</u></p> <p><u>同一構造で延長方向に設置深さが異なる線状構造物は、上載荷重が最大となる断面や土被り厚が最大となる断面を評価対象断面として選定する。</u></p> <p><u>隣接構造物については、評価対象構造物との間の埋戻し材料や、それぞれの設置状況に応じて、隣接構造物が評価対象構造物の地震時応答に与える影響を踏まえ、モデル化要否を検討した上で評価対象断面を選定する。候補断面の中で、隣接構造物との位置関係により土圧が作用しない断面と、周辺地質が盛土となる断面がある場合のように、構造物に作用する土圧が大きく評価される候補断面が明確な場合には、その候補断面を評価対象断面として選定する。隣接構造物のモデル化の方針は以下のとおりとし、評価対象構造物と隣接構造物の位置関係の例を別添6-2 図に示す。</u></p> <p><u>(a) 評価対象構造物と隣接構造物の間が盛土で埋め戻されている場合</u></p> <p><u>地中構造物の耐震評価においては、盛土よりも剛性の大きい隣接構造物をモデル化することにより、周辺地盤の変形が抑制されると考えられる。よって、評価対象構造物に作用する土圧を保守的に評価するため、隣接構造物の設置範囲を盛土としてモデル化する。</u></p> <p><u>(b) 評価対象構造物と隣接構造物の間が地盤改良されている場合</u></p> <p><u>評価対象構造物と隣接構造物の間に剛性の大きい改良地盤が存在する場合には、隣接構造物の地震時応答が剛性の大きい改良地盤を介して評価対象構造物に伝達することが考えられる。よって、改良地盤を介しての隣接構</u></p>	<p><u>的特徴、③周辺状況を考慮し、耐震評価上厳しいと考えられる断面を選定する。</u></p>	<p>・資料構成の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2 号炉及び女川 2 号炉では評価対象断面の選定の流れを示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>造物の影響を考慮するため隣接構造物をモデル化する。</u>  <u>(c) 評価対象構造物と隣接構造物が置換コンクリートを共有している場合</u>  <u>評価対象構造物が隣接構造物と置換コンクリート（以下、「MMR」という。）を共有して設置されている場合には、共有するMMRとともに互いに影響を受けながら振動するため、隣接構造物をモデル化する。</u></p> <p><u>c. 評価対象断面の絞り込み</u>  <u>上記の観点で選定された評価対象断面と、地下水位や地震波の伝搬特性等に応じて整理された候補断面を比較して評価対象断面の絞り込みを行う。候補断面によって周辺状況が異なる線状構造物や、箱形構造物のうち候補断面によって地下水位が異なる構造物等については、地震応答解析を実施して評価対象断面を絞り込む。</u></p> <p><u>岩盤内に設置される構造物等、周辺に液状化検討対象層が分布しない構造物については一次元全応力解析により評価対象断面の絞り込みを行い、耐震評価上厳しい候補断面を評価対象断面として選定する。</u></p> <p><u>周辺に液状化検討対象層が分布する場合には、一次元又は二次元の全応力解析及び有効応力解析により評価対象断面の絞り込みを行い、耐震評価上厳しい候補断面を評価対象断面として選定する。地震応答解析による評価対象断面の絞り込み方法の例を別添6-3 図に示す。</u></p> <p><u>d. 周辺地質が急変した場合の影響を確認するための断面選定</u>  <u>周辺地質が改良地盤から盛土に急変する場合等は、その境界部にて周辺地質の剛性が急変するため、その影響を確認するために境界部を評価対象断面として選定する。</u></p> <p><u>e. 断層の変形の影響を確認するための断面選定</u>  <u>構造物と断層が交差する断面については、構造物と断層の接し方や周辺地質により、断層の変形による構造物への影響が異なると考えられるため、構造物と断層の位置関係により以下のとおり分類し、それぞれから評価対象断面を選定する。構造物と断層の位置関係の例について別添6-4 図に示す。</u>  <u>・構造物の掘削底面にてMMR又は改良地盤を介して断層と接するもの</u>  <u>・構造物と断層が底面で接しており、構造物周辺は盛土にて</u></p>	<p><u>⑦ 評価候補断面の絞り込み</u>  <u>・複数の観点から異なる耐震評価候補断面が複数抽出される場合は、詳細設計段階で実施する浸透流解析結果を踏まえ、地震応答解析を実施して評価候補断面の絞り込みを行う場合もある。</u></p>	<p>・資料構成の相違  <b>【柏崎 6/7】</b>          島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>埋め戻されているもの</u></p> <p><u>・構造物周辺が岩盤で囲まれている状態で断層に接しているもの</u></p> <p><u>評価対象断面は、断層の幅や連続性を勘案して耐震評価上構造物への影響が厳しくなる断層を対象として選定する。</u></p> <p><u>f. 床応答算出位置による選定</u></p> <p><u>耐震評価上の観点以外に機器・配管系の応答加速度及び応答変位の観点から、床応答算出用の断面を選定する。</u></p> <p><u>以上の流れで選定した複数断面を評価対象断面とする場合と、必要に応じて、各観点で選定された断面の保守的な条件を組み合わせた断面を作成し、評価対象断面とする場合がある。</u></p> <p><u>耐震評価候補断面の整理と評価対象断面の選定結果については工認段階で示す。</u></p>	<p>⑧ <u>床応答算出用の断面の選定</u></p> <p><u>・耐震評価上の観点以外に機器・配管系の応答加速度及び応答変位の観点から、床応答算出用の断面を選定する。</u></p> <p><u>・線状構造物については、強軸方向断面も含めて選定する。</u></p> <p><u>評価対象断面のモデル化範囲（2次元FEM解析モデル）については、以下に考え方を示す。</u></p> <p><u>2次元FEMによる地震応答解析モデルの範囲が、地盤及び構造物の応力状態に影響を及ぼさないよう、十分広い領域とする。</u></p> <p><u>具体的には、「原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987」を適用し、以下に示すとおりモデル幅を構造物基礎幅の5倍以上、地盤モデルの入力基盤深さを構造物基礎幅の1.5～2倍確保する。</u></p> <p><u>2次元FEMにおけるモデル化範囲の考え方を第6-1-2図に示す。</u></p> <div data-bbox="1745 1108 2478 1402" data-label="Diagram"> </div> <p>第6-1-2図 2次元FEMにおけるモデル化範囲の考え方</p>	<p>・資料構成の相違</p> <p><b>【柏崎 6/7】</b></p> <p>島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>屋外重要土木構造物等について、耐震評価候補断面の整理及び評価対象断面の選定フローを第6-1-3図に示す。</p> <p>第6-1-3図 耐震評価候補断面の整理及び評価対象断面の選定フロー</p>	<p>・資料構成の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している</p>

別添6-1表 屋外重要土木構造物等及び津波防護施設に設置される設備一覧表

名称	屋外重要土木構造物	津波防護施設	重要重大事故等対応設備	設置される設備		重要重大事故等対応設備
				名称	耐震	
原子炉機器冷却海水配管ダクト	○	-	○	原子炉機器冷却海水配管	○	○
排気筒連絡ダクト(土砂部、岩盤部)	○	-	○	高圧炉心スプレイ噴射冷却海水配管	○	○
軽油タンク連絡ダクト	○	-	○	非常用ガス処理系配管	○	○
取水路(標準部、溝部)	○	-	○ <sup>01</sup>	燃料移送系配管	○	○
海水ポンプ室	○	-	○ <sup>01</sup>	-	-	-
軽油タンク室	○	-	○	原子炉機器冷却海水ポンプ	○	○
軽油タンク室(II)	○	-	○	高圧炉心スプレイ噴射冷却海水ポンプ	○	○
取水口	○	-	○ <sup>01</sup>	軽油タンク	○	○
復水貯蔵タンク基礎	-	-	-	燃料移送ポンプ	○	○
ガスタービン発電設備軽油タンク室	-	-	-	軽油タンク	○	○
防漏堤	-	○	- <sup>02</sup>	-	-	- <sup>02</sup>
防壊壁	-	○	- <sup>05</sup>	津波監視カメラ	-	○
取放水設備部小工	-	○	- <sup>05</sup>	津波防止設備	-	○
貯留庫	○	○	○ <sup>01, 2</sup>	-	-	-

屋外重要土木構造物 : 副塔上重要心機部、副塔下の副塔心機部、若しくは此の副塔における海水の通水機能を求められる土木構造物  
 重要重大事故等対応設備 : 緊急冷却系重要重大事故防止設備又は緊急重大事故後冷却設備  
 重要重大事故等対応設備 : 緊急冷却系重要重大事故防止設備又は緊急重大事故後冷却設備  
 耐震 : 耐震重要施設(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備を除く)  
 津波 : 津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備  
 注1 : 非常用海水設備  
 注2 : 重要重大事故等対応設備に対する津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備

・資料構成の相違  
**【柏崎 6/7】**  
 島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している

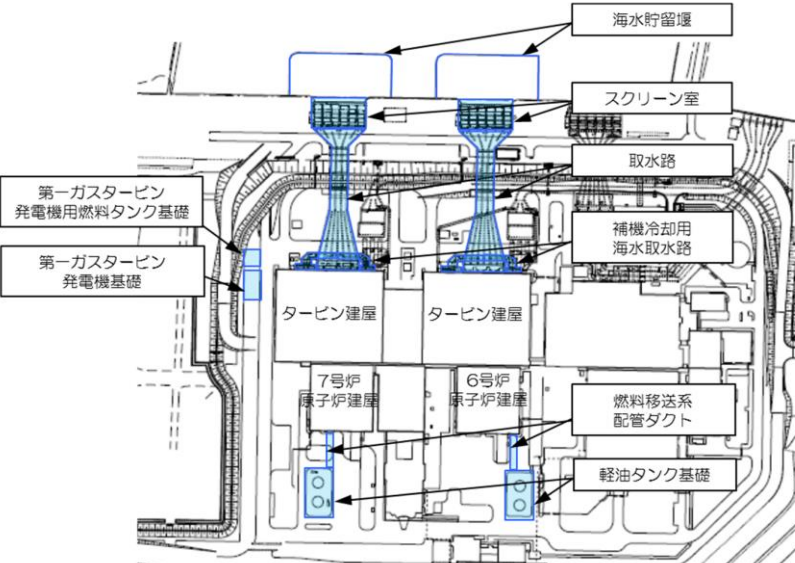
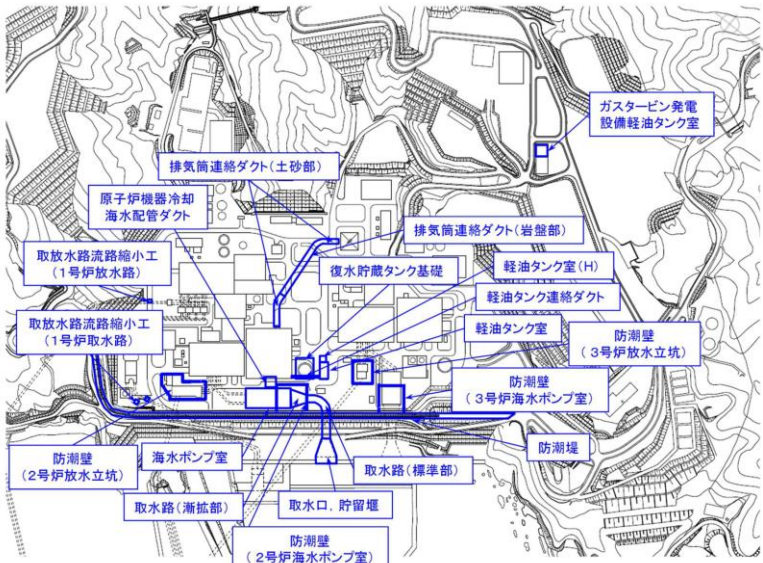
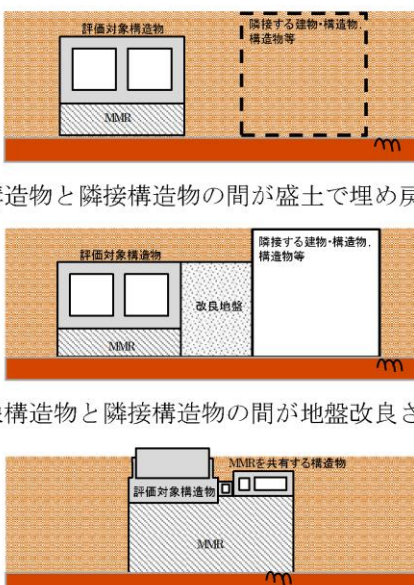
別添6-2表 屋外重要土木構造物等及び津波防護施設の断面選定の考え方

名称	断面選定の考え方
原子炉機器冷却海水配管ダクト	○
排気筒連絡ダクト (土砂部、岩盤部)	○
軽油タンク連絡ダクト	○
取水路 (取水部、輸送部)	○
海水ポンプ室	○
軽油タンク室	○
軽油タンク室 (H)	○
取水口	○
復水貯蔵タンク基礎	○
ガスタービン発電機軽油タンク室	○
防潮壁	○
防潮壁	○
取放水路連絡管小工	○
貯留壁 <sup>※1</sup>	○

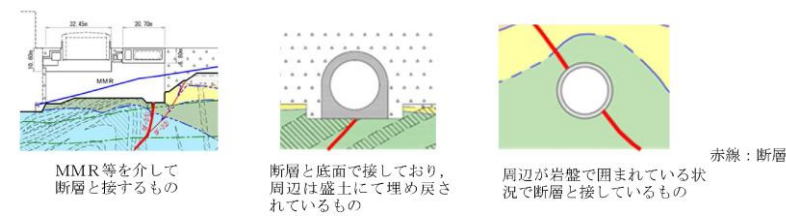
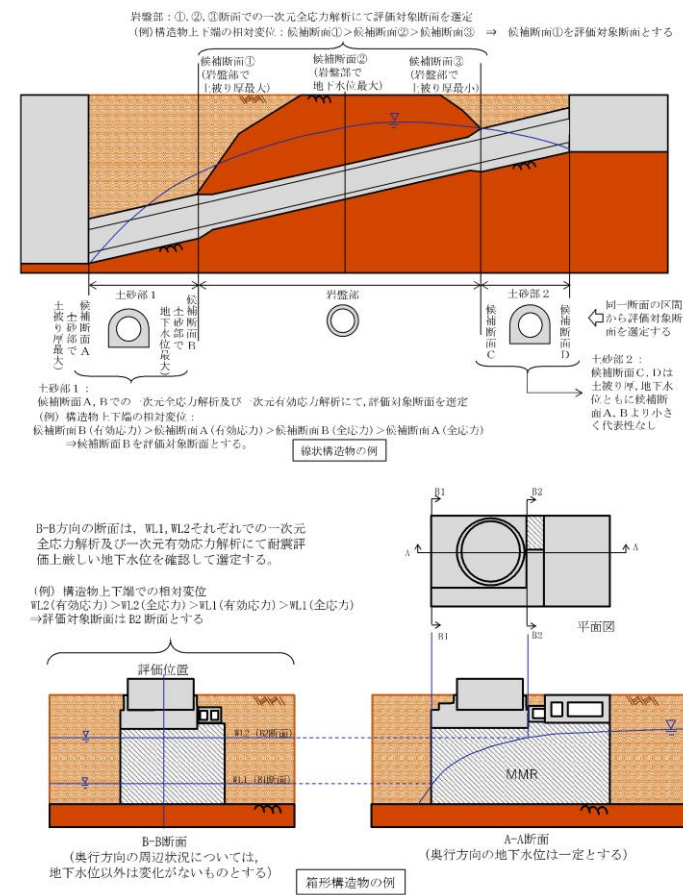
※1 貯留壁の耐震評価用の三次元モデルは取水口に含まれることから、取水口と同様の方針で断面選定を行う。

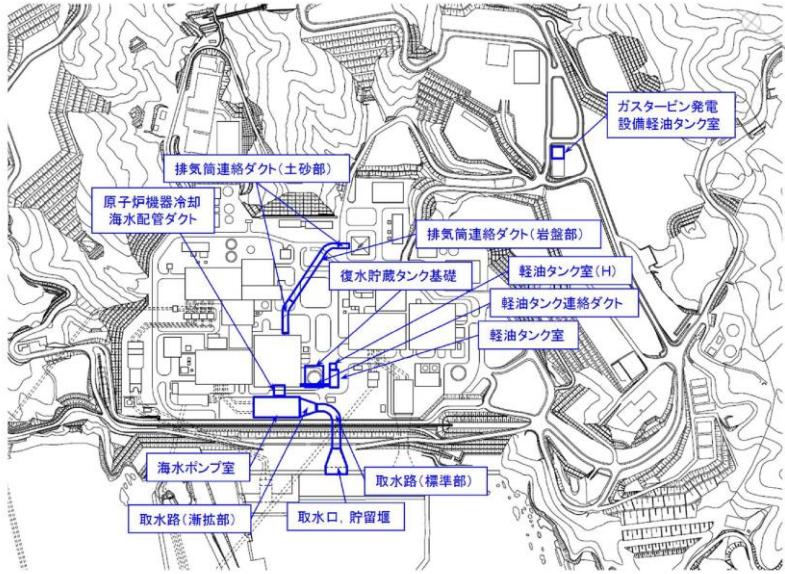
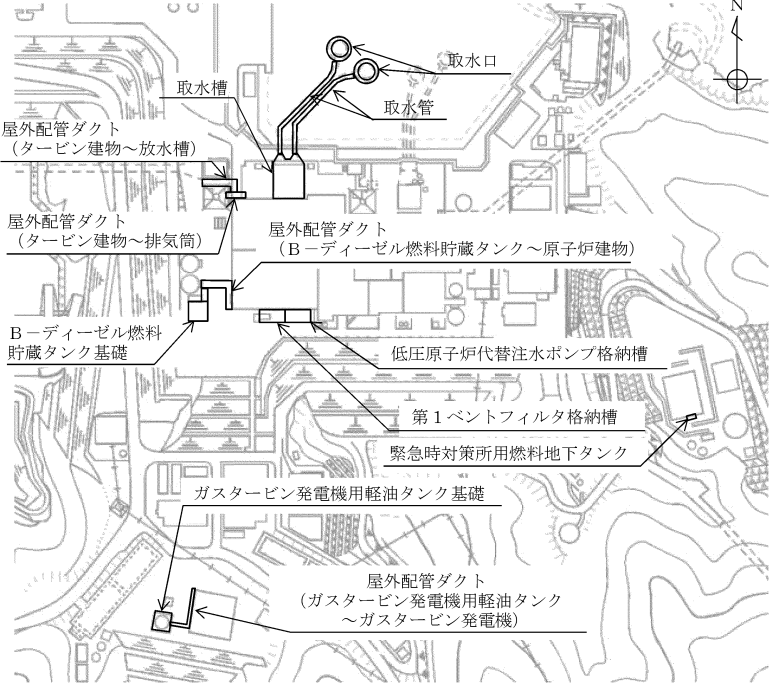
・資料構成の相違  
**【柏崎 6/7】**  
 島根 2号炉及び女川 2号炉では評価対象断面の選定の流れを示している

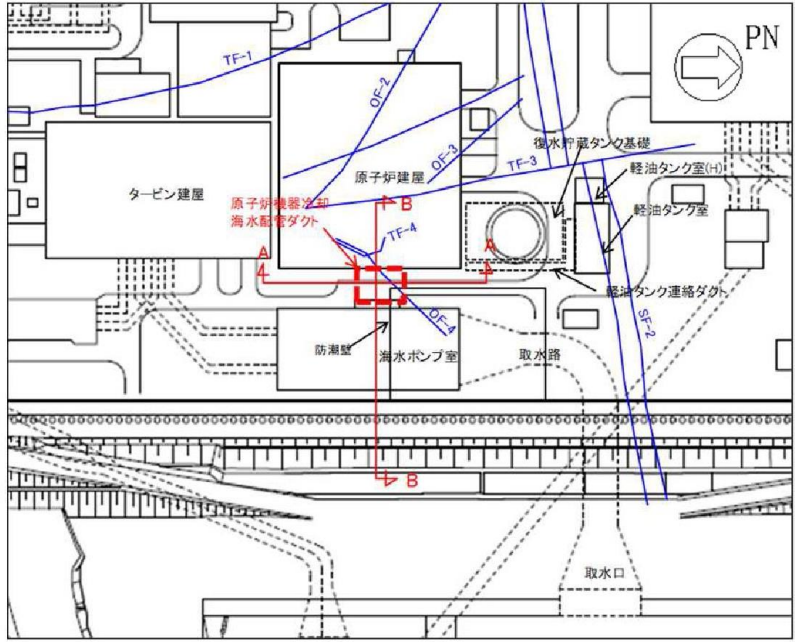
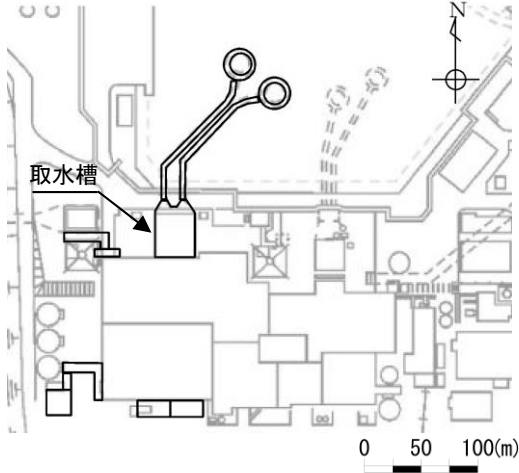


柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="400 882 667 913">第6-1-1図 平面配置図</p>	 <p data-bbox="1187 882 1454 913">別添6-1図 全体配置図</p>		<p data-bbox="2522 210 2789 420">           ・資料構成の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>            島根2号炉では, 第6-1-1 図に全体配置図を掲載している         </p>
 <p data-bbox="964 1239 1676 1270">(a) 評価対象構造物と隣接構造物の間に盛土で埋め戻されている場合</p> <p data-bbox="994 1438 1647 1470">(b) 評価対象構造物と隣接構造物の間に地盤改良されている場合</p> <p data-bbox="1023 1648 1617 1680">(c) 評価対象構造物と隣接構造物がMMRを共有する場合</p> <p data-bbox="1083 1732 1558 1764">別添6-2図 隣接構造物との位置関係の例</p>			

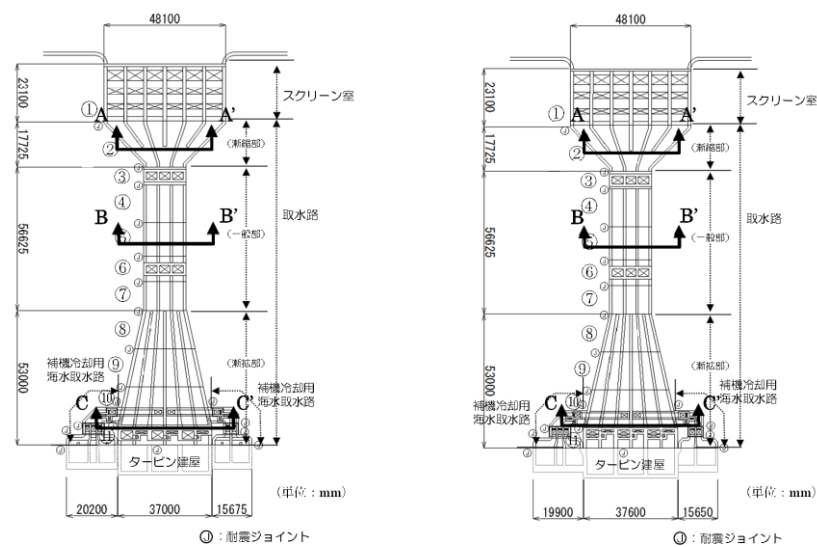
・資料構成の相違  
**【女川2】**  
 島根2号炉は、第6-1-3 図のフローで整理方法を説明している



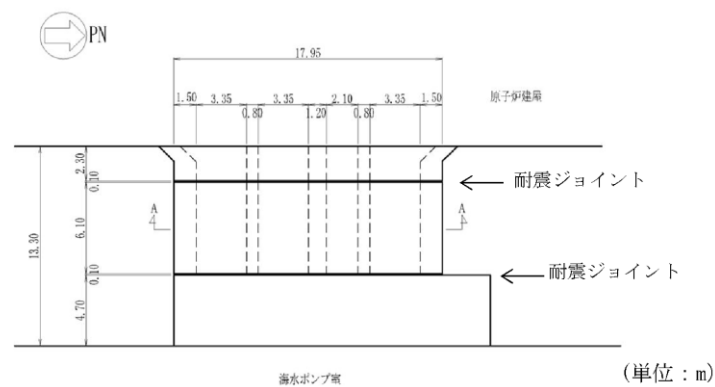
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2. 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>2.1 各施設の配置</p> <p>本章では屋外重要土木構造物等である，原子炉機器冷却海水配管ダクト，排気筒連絡ダクト，軽油タンク連絡ダクト，取水路，海水ポンプ室，軽油タンク室，取水口，貯留堰，復水貯蔵タンク基礎，ガスタービン発電設備軽油タンク室の断面選定の考え方を示す。</p> <p>別添6-5 図に屋外重要土木構造物等の平面配置図を示す。</p>  <p>別添6-5図 屋外重要土木構造物等の平面配置図</p>	<p>2. 屋外重要土木構造物等の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>2.1 各施設の配置</p> <p>本章では屋外重要土木構造物等である，取水槽，B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎，低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽，第1ベントフィルタ格納槽，緊急時対策所用燃料地下タンク，屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒），屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽），屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物），屋外配管ダクト（ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機），取水口，ガスタービン発電機用軽油タンク基礎及び取水管の断面選定の考え方を示す。</p> <p>第6-2-1 図に屋外重要土木構造物等の全体配置図を示す。</p>  <p>第6-2-1図 屋外重要土木構造物等 全体配置図</p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7,女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><b>2. 取水路</b></p> <p>取水路の平面図を第6-2-1図に、縦断図を第6-2-2図及び第6-2-3図に、断面図を第6-2-4図に示す。また、取水路の構造諸元について6号炉を第6-2-1表に、7号炉を第6-2-2表に示す。</p> <p>取水路は、鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、古安田層洪積粘性土層に直接若しくはマンメイドロックを介して西山層に設置される。</p> <p>取水路の縦断方向（通水方向）は、加振方向と平行に配置される側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができるため、強軸方向となる。一方、横断方向（通水方向に対し直交する方向）は、通水機能を確保するため、加振方向と平行に配置される構造部材がないことから、弱軸方向となる。</p> <p>取水路の断面形状は、取水方向に対して複数の断面形状を示し、海側から大きく漸縮部、一般部、漸拡部に分けられる。</p> <p>取水路の耐震評価は、構造物の構造的特徴や周辺の地盤条件も考慮して、構造の安全性に支配的な弱軸方向であるブロック②～⑩の横断方向断面のうち、耐震安全上厳しくなる断面について基準地震動Ssによる耐震評価を実施する。</p>	<p><b>2.2 原子炉機器冷却海水配管ダクト</b></p> <p>原子炉機器冷却海水配管ダクトの配置図を別添6-6図に、平面図を別添6-7図に断面図を別添6-8図に、掘削図を別添6-9図に、地質断面図を別添6-10図、別添6-11図にそれぞれ示す。</p> <p>原子炉機器冷却海水配管ダクトは、耐震重要施設及び常設重大事故等対処設備である原子炉補機冷却海水系配管、高圧炉心スプレー補機冷却海水系配管を間接支持しており、支持機能が要求される。</p> <p>原子炉機器冷却海水配管ダクトは延長6.1m、内空幅2.1m～3.35m、内空高さ6.7mの鉄筋コンクリート造の四連地下ダクトで、延長方向に断面の変化がない線状構造物である（別添6-7図、別添6-8図）。</p> <p>よって、二次元地震応答解析により耐震評価を行う上で、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。</p>  <p>別添6-6図 原子炉機器冷却海水配管ダクト配置図</p>	<p><b>2.2 取水槽</b></p> <p>取水槽の配置図を第6-2-2図に、設置される浸水防止設備や津波監視設備の配置図を第6-2-3図～第6-2-4図に、平面図を第6-2-5図に、縦断図を第6-2-6図に、断面図を第6-2-7図～第6-2-10図に、地質断面図を第6-2-11図～第6-2-12図に、岩級断面図を第6-2-13図～第6-2-14図にそれぞれ示す。</p> <p>取水槽は、Sクラス設備である原子炉補機海水ポンプ等の間接支持機能と、非常用取水設備としての通水機能及び浸水防護重点化範囲の保持及び内部溢水影響評価から止水機能が要求される。</p> <p>浸水防護重点化範囲を保持するために止水機能が求められる部位は、ポンプ室に設置される中床版（EL. +1.1m）、スクリーン室に設置される中床版（EL. +4.0m）及びスクリーン室南側の取水槽除じん機エリア防水壁の位置に設置される中壁（EL. +1.1m～EL. +8.8m）である。また、内部溢水影響評価から止水機能が求められる部位は、ポンプ室の取水槽海水ポンプエリア水密扉を設置する中壁（EL. +1.1m～EL. +8.8m）である。</p> <p>取水槽はストレーナ室、ポンプ室、スクリーン室及び漸拡ダクト部に大別される、延長47.25m、幅34.95m、高さ20.5mの鉄筋コンクリート造の地中構造物である。</p> <p>取水槽はC<sub>M</sub>級以上の岩盤に直接支持されている。</p> <p>取水槽は、通水方向と平行に配置される壁部材が多いため、通水方向が強軸となり、通水直交方向が弱軸となる。</p> <p>取水槽の弱軸方向断面では、配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲を踏まえ、加振方向と平行に配置される壁の影響を考慮するため、壁間の幅を耐震評価候補断面とする。</p>  <p>第6-2-2図 取水槽 配置図</p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>

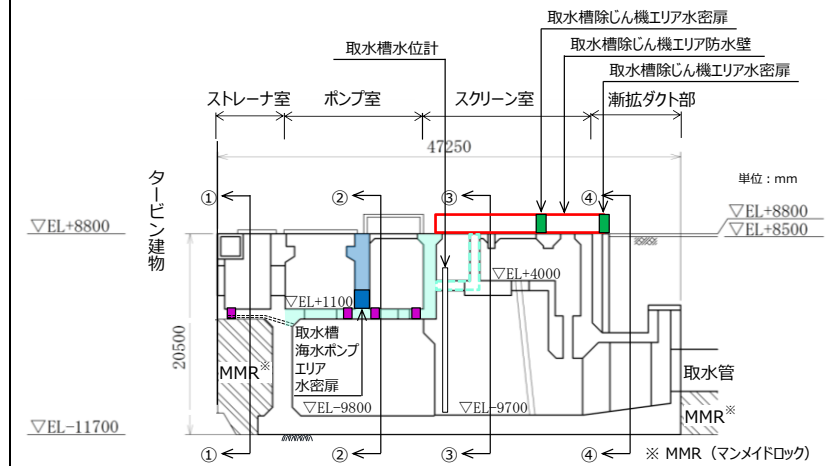
・対象施設の相違  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違



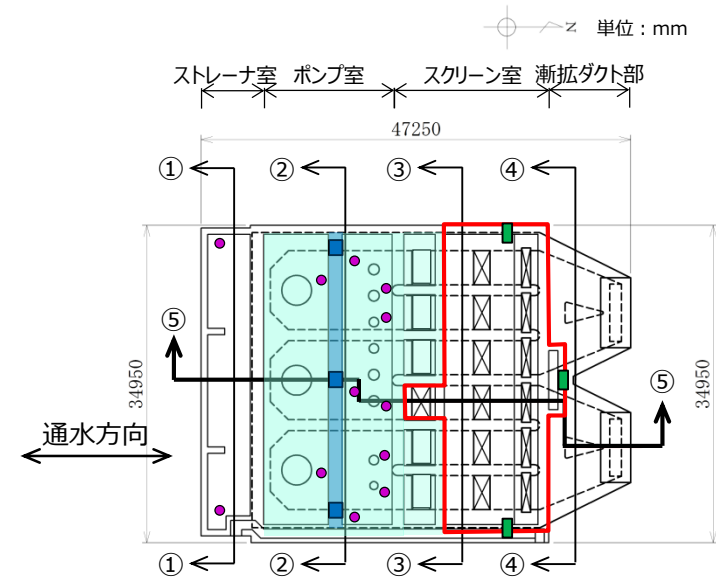
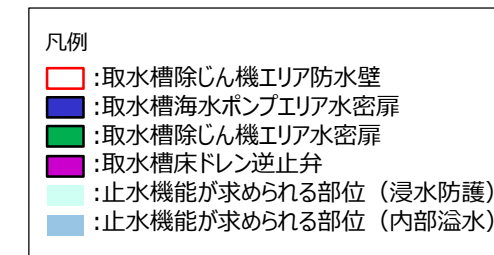
第6-2-1図 6号炉及び7号炉取水路 平面図



別添6-7図 原子炉機器冷却海水配管ダクト平面図



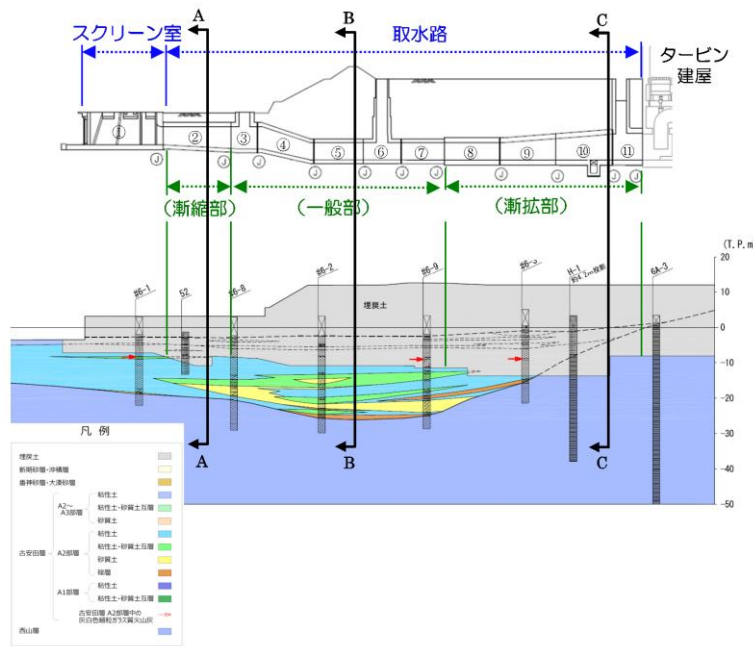
第6-2-3図 取水槽 設置される設備の配置図 (縦断面図)



第6-2-4図 取水槽 設置される設備の配置図 (平面図)

第6-2-1表 6号炉取水路 構造諸元

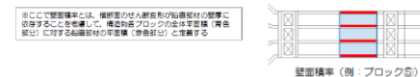
ブロック番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
設備区分	スクリーン室	取水路 (漸縮部)	取水路 (一般部)				取水路 (漸拡部)				
幅 (m)	48.1	48.1~16.6	16.6	16.6	16.6	17.3~23.9	24.0~30.5	30.5~37.0			
高さ (m)	10.0	7.0~8.0	8.0~6.6	6.6	6.6	7.2	7.2~8.3	8.3~9.5			
壁面傾率	0.19	0.20	0.24	0.24	0.24	0.37	0.28	0.23			
頂部開口	有	無	立坑	無	無	立坑	無	無	無	無	立坑
傾斜荷重	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
土被り厚 (m)	0	2.5	2.5~14.7	14.7~19.2	15.6	15.6	15.6~14.5	14.5~13.3			



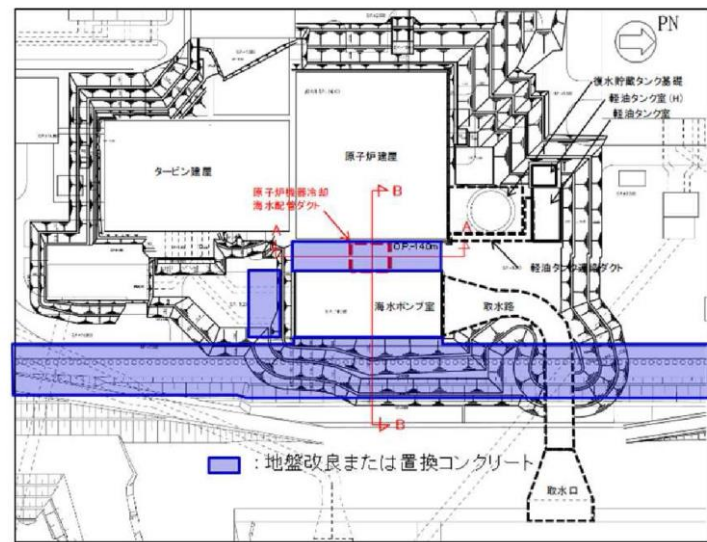
第6-2-2図 6号炉取水路 縦断面図

第6-2-2表 7号炉取水路 構造諸元

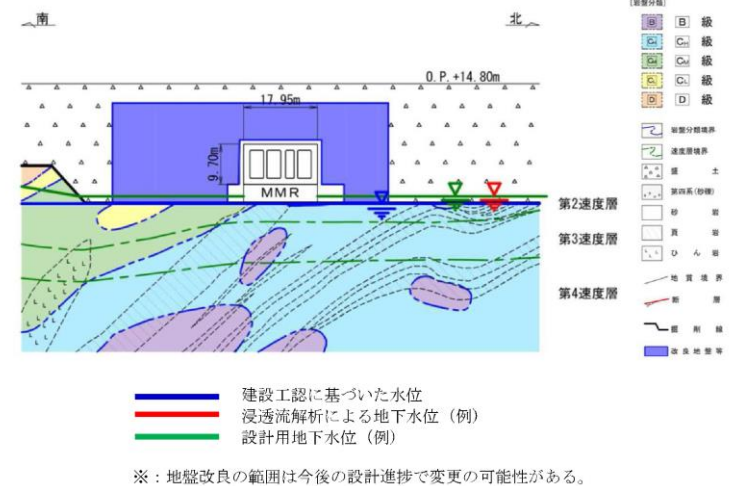
ブロック番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
設備区分	スクリーン室	取水路 (漸縮部)	取水路 (一般部)				取水路 (漸拡部)				
幅 (m)	48.1	48.1~16.6	16.6	16.6	16.6	17.3~24.0	24.0~30.9	30.9~37.6			
高さ (m)	10.0	7.0~8.0	8.0~6.6	6.6	6.6	7.2	7.2~8.3	8.3~9.5			
壁面傾率	0.19	0.20	0.24	0.24	0.24	0.37	0.28	0.22			
頂部開口	有	無	立坑	無	無	立坑	無	無	無	無	立坑
傾斜荷重	有	無	無	無	無	無	無	無	無	無	無
土被り厚 (m)	0	2.5	2.5~13.8	13.8~19.2	15.6	15.6	15.6~14.5	14.5~13.3			



別添6-8図 原子炉機器冷却海水配管ダクト断面図 (A-A)



別添6-9図 原子炉機器冷却海水配管ダクト掘削図

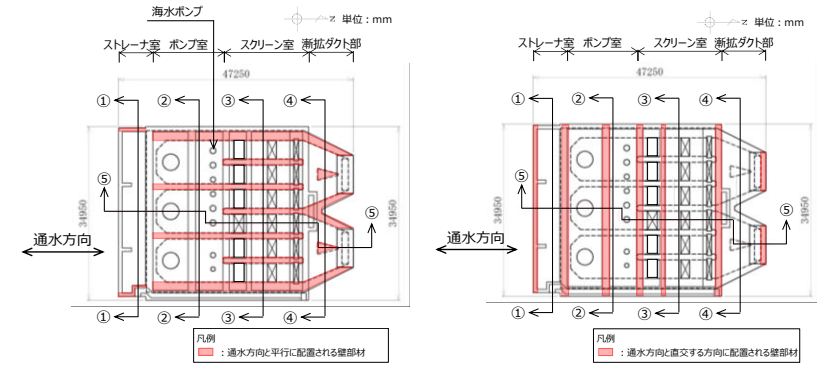


別添6-10図 原子炉機器冷却海水配管ダクト地質断面図 (A-A)

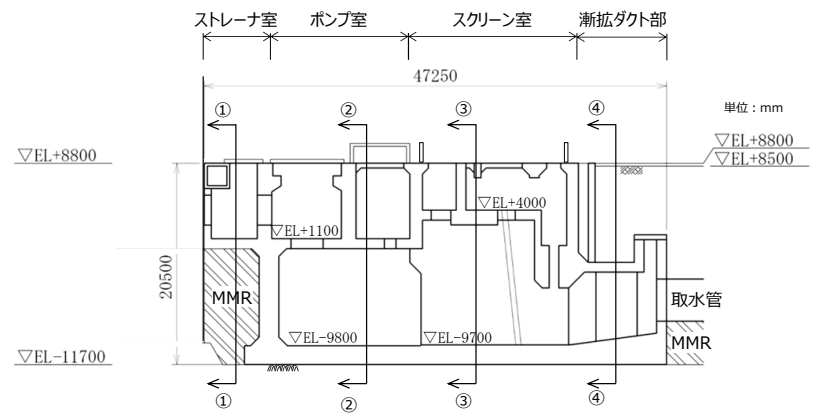
建設工認に基づいた水位  
 浸透流解析による地下水位 (例)  
 設計用地下水位 (例)

※：地盤改良の範囲は今後の設計進捗で変更の可能性がある。

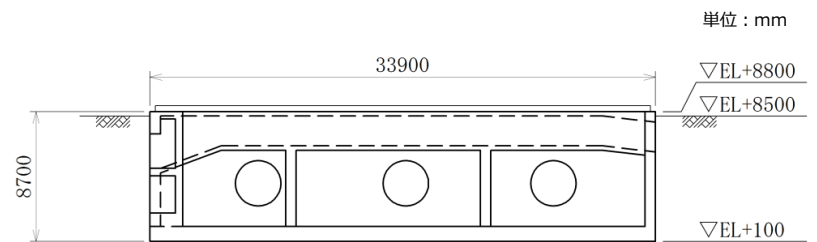
第6-2-5図 取水槽 平面図



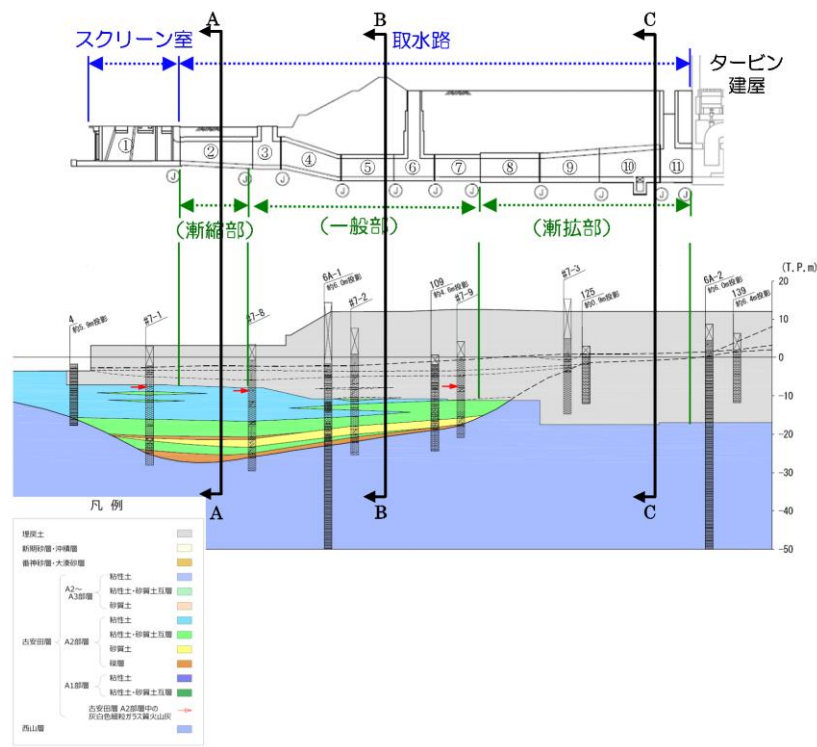
第6-2-6図 取水槽 縦断面図 (⑤-⑤断面)



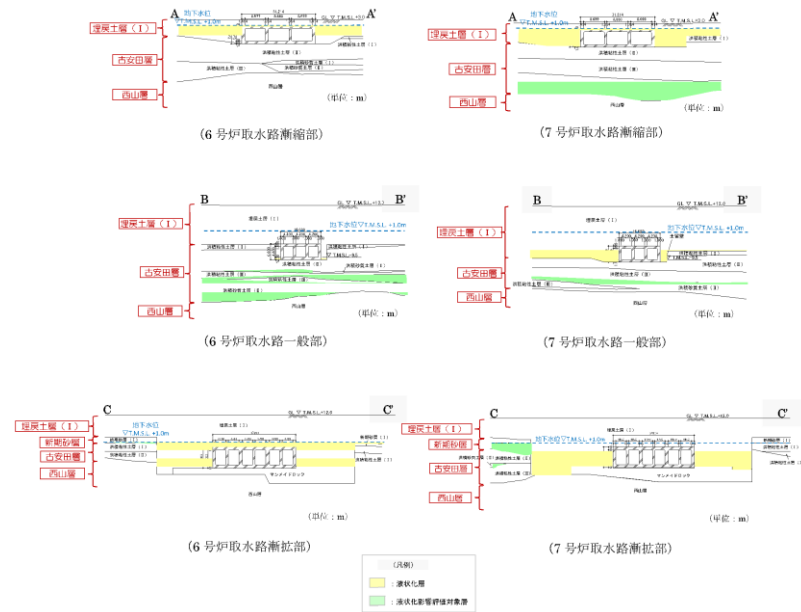
第6-2-7図 取水槽 断面図 (①-①断面)



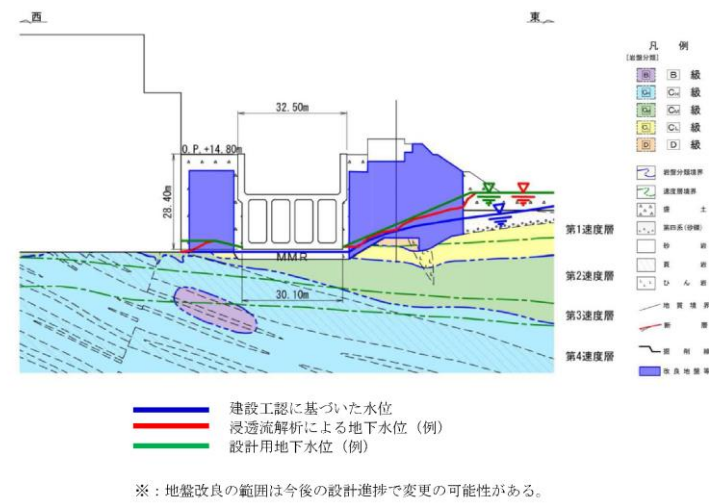
備考  
 ・対象施設の相違  
 【柏崎6/7, 女川2】  
 対象施設の相違による記載内容の相違



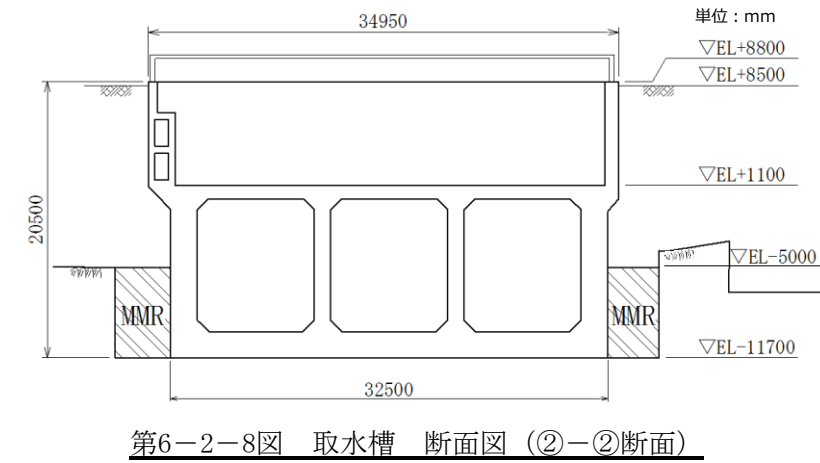
第6-2-3図 7号炉取水路 縦断面図



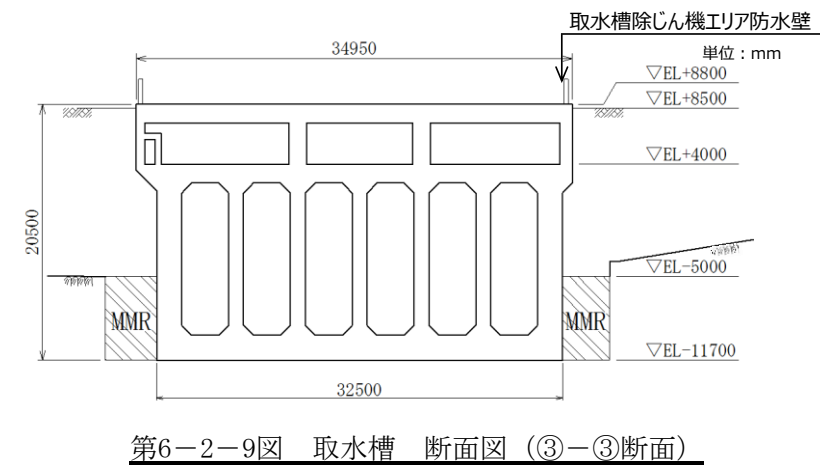
第6-2-4図 6号及び7号炉取水路 断面図



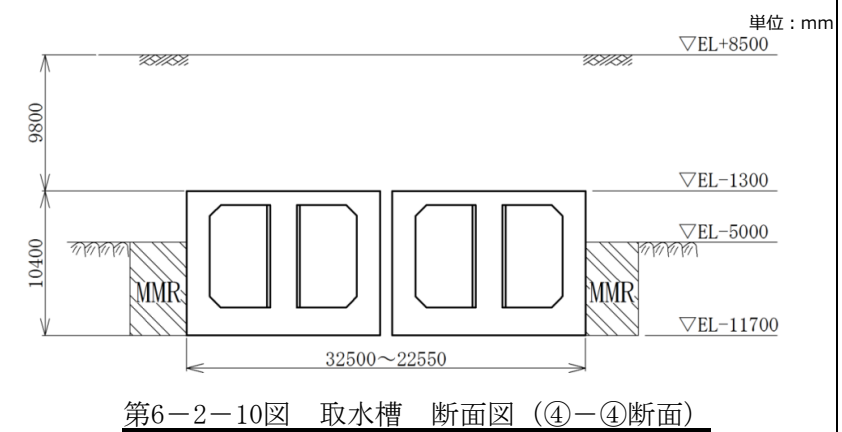
別添6-11図 原子炉機器冷却海水配管ダクト地質断面図 (B-B)



第6-2-8図 取水槽 断面図 (②-②断面)



第6-2-9図 取水槽 断面図 (③-③断面)



第6-2-10図 取水槽 断面図 (④-④断面)

備考  
・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

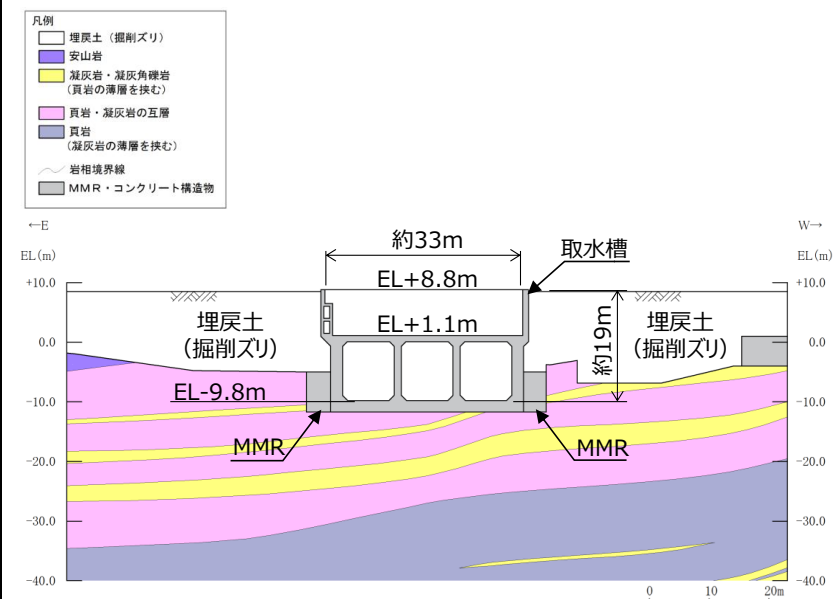
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)

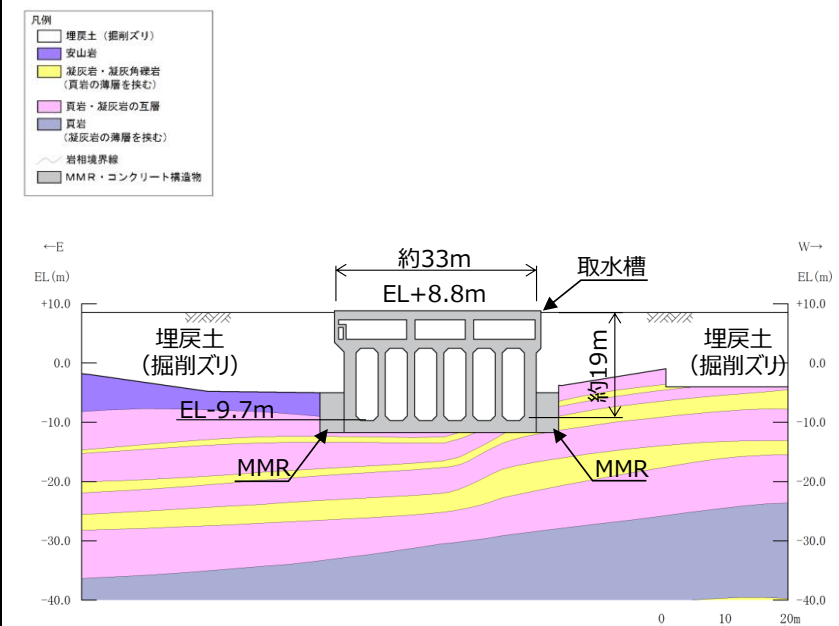
島根原子力発電所 2号炉

備考

・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

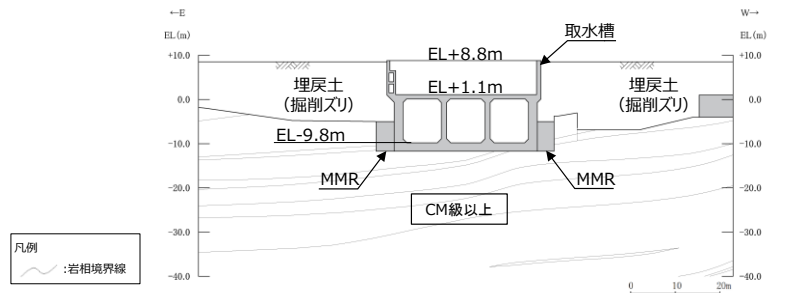
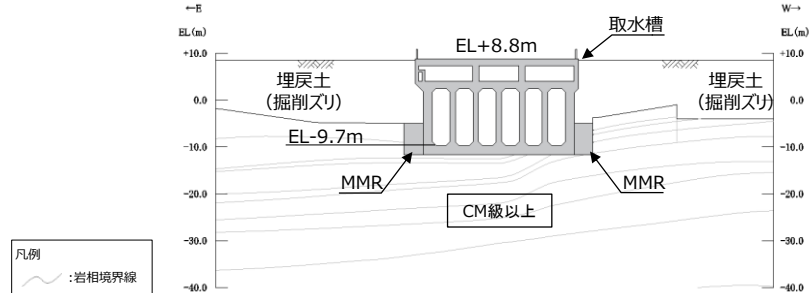


第6-2-11図 取水槽 地質断面図 (②-②断面)

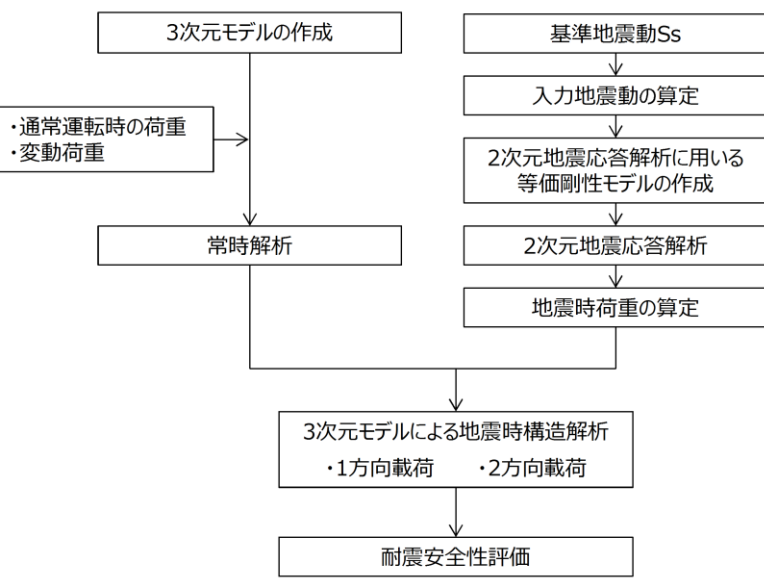
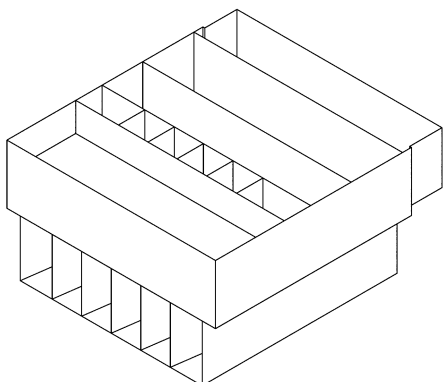


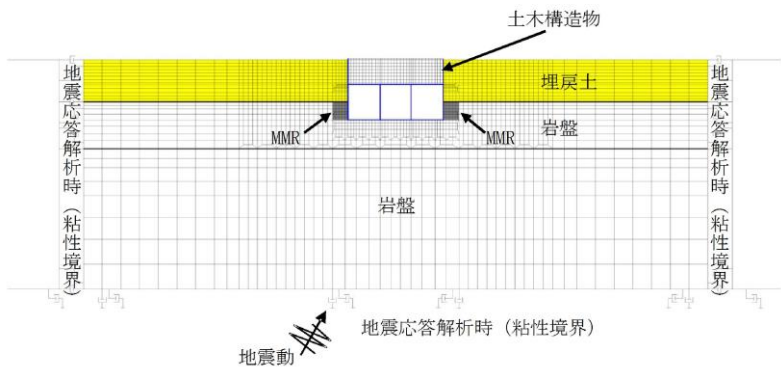
第6-2-12図 取水槽 地質断面図 (③-③断面)



柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>第6-2-13図 取水槽 岩級断面図 (②-②断面)</p>  <p>第6-2-14図 取水槽 岩級断面図 (③-③断面)</p> <p>取水槽について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</p> <p>詳細設計段階において、構造的特徴、周辺状況、地震波の伝搬特性等を考慮して、3次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2方向から評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
		<p><b>【取水槽の3次元モデルによる耐震評価の目的と適用性】</b></p> <p>取水槽は複数の妻壁を有する構造物であることから、妻壁による拘束効果が距離や非線形性に応じて減少すること、妻壁と接合する部位への応力集中及び支持される設備への影響評価や要求機能に応じた耐震評価について精緻に評価するため、3次元モデルによる耐震評価を実施する。</p> <p>取水槽における3次元モデルによる耐震評価の適用性について、審査実績を有する先行サイト（女川2号炉）の海水ポンプ室等との比較を行った結果、第6-2-1表に示すとおり、構造的特徴や3次元モデルによる耐震評価に差異はないことから、適用性があると判断する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第6-2-1表 先行サイトとの比較結果</b></p> <table border="1" data-bbox="1736 798 2496 1134"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>女川2号炉（海水ポンプ室等）</th> <th>島根2号炉（取水槽）</th> <th>女川2号炉と島根2号炉の差異の有無及び差異がある場合の島根2号炉への適用性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構造的特徴</td> <td>【海水ポンプ室】 -箱型構造物 -幅5.5m、延長7.7m、高さ約2.8m -地下2階構造で上部は開放された3部屋、下部は延長方向に4連又は2連のカルバート構造</td> <td>-箱型構造物 -幅約3.3m、延長約4.7m、高さ約2.5m -地下2階構造で上部は開放された3部屋、下部は3連、6連又は2連のカルバート構造</td> <td>-構造形式が同一で、構造物の寸法や形状が概ね同様であることから、構造的特徴に差異はないと判断する。</td> </tr> <tr> <td>2次元有限要素法による地震応答解析</td> <td>【共通】 -延長方向のエリア毎に3分割し、実構造物と等価な剛性とした2次元等価剛性モデルを作成し、エリアごとの地震応答を評価 -構造物を等価剛性モデル（線形）とし、地震-構造物連成（地震は非線形）の2次元時刻歴非線形解析（構造物線形）により評価</td> <td>-同左</td> <td>-延長方向のエリア分割の考え方が同様で、構造物のモデル及び解析方法が同一であることから、2次元有限要素法による地震応答解析に差異はないと判断する。</td> </tr> <tr> <td>3次元有限要素法による構造解析</td> <td>【共通】 -鉄筋コンクリートの非線形性を評価可能な前川モデルを用いた材料非線形モデル 【海水ポンプ室】 -非線形アッド要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出 【軽油タンク室等】 -非線形シェル要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出</td> <td>-取水槽を非線形シェルまたはソリッド要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出</td> <td>-非線形シェルまたはソリッド要素を用いた解析は、構造物のモデル及び解析方法が同一であることから、3次元有限要素法による構造解析に差異はないと判断する。 -非線形解析におけるシェル要素に対するソリッド要素の差異は、部材のひび割れ状況を精確に評価可能なため海水槽を評価することができるとする。 -取水槽は非線形シェル要素で解析を行うが、止水機能を要求される構造物に比べひび割れが卓越し、漏水が懸念される場合は、非線形ソリッド要素にて解析を行うこととし、詳細な解析方法については、詳細設計段階において決定する。</td> </tr> <tr> <td>耐震安全性評価</td> <td>【共通】 -地震時の安全性評価として、曲げ系の破壊は部材の要求機能に応じた許容変形（層間変形角、鉄筋コンクリートのひび割れ）に基づいて評価 -せん断耐力評価式により評価</td> <td>-同左</td> <td>-部材の要求機能に応じた許容変形による評価は同様であることから、耐震安全性評価に差異はないと判断する。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	女川2号炉（海水ポンプ室等）	島根2号炉（取水槽）	女川2号炉と島根2号炉の差異の有無及び差異がある場合の島根2号炉への適用性	構造的特徴	【海水ポンプ室】 -箱型構造物 -幅5.5m、延長7.7m、高さ約2.8m -地下2階構造で上部は開放された3部屋、下部は延長方向に4連又は2連のカルバート構造	-箱型構造物 -幅約3.3m、延長約4.7m、高さ約2.5m -地下2階構造で上部は開放された3部屋、下部は3連、6連又は2連のカルバート構造	-構造形式が同一で、構造物の寸法や形状が概ね同様であることから、構造的特徴に差異はないと判断する。	2次元有限要素法による地震応答解析	【共通】 -延長方向のエリア毎に3分割し、実構造物と等価な剛性とした2次元等価剛性モデルを作成し、エリアごとの地震応答を評価 -構造物を等価剛性モデル（線形）とし、地震-構造物連成（地震は非線形）の2次元時刻歴非線形解析（構造物線形）により評価	-同左	-延長方向のエリア分割の考え方が同様で、構造物のモデル及び解析方法が同一であることから、2次元有限要素法による地震応答解析に差異はないと判断する。	3次元有限要素法による構造解析	【共通】 -鉄筋コンクリートの非線形性を評価可能な前川モデルを用いた材料非線形モデル 【海水ポンプ室】 -非線形アッド要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出 【軽油タンク室等】 -非線形シェル要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出	-取水槽を非線形シェルまたはソリッド要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出	-非線形シェルまたはソリッド要素を用いた解析は、構造物のモデル及び解析方法が同一であることから、3次元有限要素法による構造解析に差異はないと判断する。 -非線形解析におけるシェル要素に対するソリッド要素の差異は、部材のひび割れ状況を精確に評価可能なため海水槽を評価することができるとする。 -取水槽は非線形シェル要素で解析を行うが、止水機能を要求される構造物に比べひび割れが卓越し、漏水が懸念される場合は、非線形ソリッド要素にて解析を行うこととし、詳細な解析方法については、詳細設計段階において決定する。	耐震安全性評価	【共通】 -地震時の安全性評価として、曲げ系の破壊は部材の要求機能に応じた許容変形（層間変形角、鉄筋コンクリートのひび割れ）に基づいて評価 -せん断耐力評価式により評価	-同左	-部材の要求機能に応じた許容変形による評価は同様であることから、耐震安全性評価に差異はないと判断する。	<p>・記載の充実</p> <p><b>【柏崎6/7, 女川2】</b></p> <p>島根2号炉では取水槽の3次元モデルによる耐震評価の目的と適用性について記載している</p>
項目	女川2号炉（海水ポンプ室等）	島根2号炉（取水槽）	女川2号炉と島根2号炉の差異の有無及び差異がある場合の島根2号炉への適用性																				
構造的特徴	【海水ポンプ室】 -箱型構造物 -幅5.5m、延長7.7m、高さ約2.8m -地下2階構造で上部は開放された3部屋、下部は延長方向に4連又は2連のカルバート構造	-箱型構造物 -幅約3.3m、延長約4.7m、高さ約2.5m -地下2階構造で上部は開放された3部屋、下部は3連、6連又は2連のカルバート構造	-構造形式が同一で、構造物の寸法や形状が概ね同様であることから、構造的特徴に差異はないと判断する。																				
2次元有限要素法による地震応答解析	【共通】 -延長方向のエリア毎に3分割し、実構造物と等価な剛性とした2次元等価剛性モデルを作成し、エリアごとの地震応答を評価 -構造物を等価剛性モデル（線形）とし、地震-構造物連成（地震は非線形）の2次元時刻歴非線形解析（構造物線形）により評価	-同左	-延長方向のエリア分割の考え方が同様で、構造物のモデル及び解析方法が同一であることから、2次元有限要素法による地震応答解析に差異はないと判断する。																				
3次元有限要素法による構造解析	【共通】 -鉄筋コンクリートの非線形性を評価可能な前川モデルを用いた材料非線形モデル 【海水ポンプ室】 -非線形アッド要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出 【軽油タンク室等】 -非線形シェル要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出	-取水槽を非線形シェルまたはソリッド要素でモデル化した静的解析を行い、応答値（変形、断面力）を算出	-非線形シェルまたはソリッド要素を用いた解析は、構造物のモデル及び解析方法が同一であることから、3次元有限要素法による構造解析に差異はないと判断する。 -非線形解析におけるシェル要素に対するソリッド要素の差異は、部材のひび割れ状況を精確に評価可能なため海水槽を評価することができるとする。 -取水槽は非線形シェル要素で解析を行うが、止水機能を要求される構造物に比べひび割れが卓越し、漏水が懸念される場合は、非線形ソリッド要素にて解析を行うこととし、詳細な解析方法については、詳細設計段階において決定する。																				
耐震安全性評価	【共通】 -地震時の安全性評価として、曲げ系の破壊は部材の要求機能に応じた許容変形（層間変形角、鉄筋コンクリートのひび割れ）に基づいて評価 -せん断耐力評価式により評価	-同左	-部材の要求機能に応じた許容変形による評価は同様であることから、耐震安全性評価に差異はないと判断する。																				

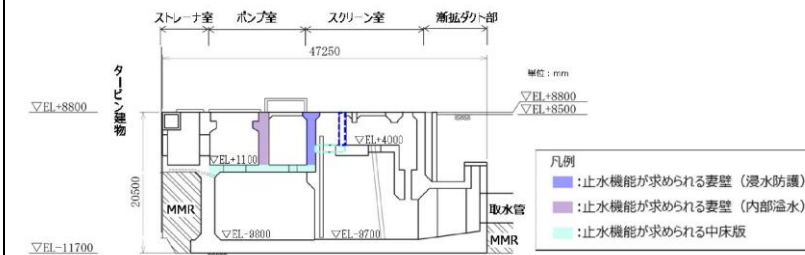
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><b>【取水槽の3次元モデルによる耐震評価フローと照査体系】</b></p> <p>取水槽の3次元モデルによる耐震評価は第6-2-15図に示すフローのとおり、基準地震動<math>S_s</math>による2次元地震応答解析により得られる地震時荷重（土圧、加速度）を3次元モデルへ作用させて、耐震安全性評価を行う。以降、評価フローにおける内容を記載するが、詳細については詳細設計段階にて検討する。</p>  <p>第6-2-15図 3次元モデルによる耐震評価フロー</p> <p>(1) 3次元モデルの作成</p> <p>・構造物をシェル又はソリッド要素，地盤をばね要素でモデル化し，3次元モデルを作成する。参考として，取水槽のイメージ図を第6-2-16図に示す。</p>  <p>第6-2-16図 取水槽イメージ図</p>	<p>・記載の充実</p> <p><b>【柏崎6/7，女川2】</b></p> <p>島根2号炉では取水槽の3次元モデルによる耐震評価フローと少佐体系について記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(2) 常時解析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3次元モデルに通常運転時の荷重及び変動荷重を載荷して常時の応力状態を再現する。</li> <li>・ 静止土圧は2次元地震応答解析における常時応力解析により設定し、分布荷重として載荷する。</li> </ul> <p>(3) 2次元地震応答解析に用いる等価剛性モデルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震時荷重の算定に用いる2次元地震応答解析の構造物モデルは、構造物と地盤の相互作用により発生する土圧を正しく評価するため、妻壁の剛性を考慮し、実構造と等価な剛性を持つ2次元等価剛性モデルとする。</li> <li>・ 各エリアの構造の相違に起因する地震時荷重を正しく算定するため、エリアごとに等価剛性モデルを作成する。</li> <li>・ 2次元等価剛性モデルと3次元モデルに同じ荷重を作用させ、2次元等価剛性モデルの変位が3次元モデルの変位と等しくなるように剛性を設定する。</li> <li>・ 等価剛性モデルは、地震時荷重を保守的に評価するよう線形モデルとする。</li> </ul> <p>(4) 2次元地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2次元地震応答解析は、地盤の非線形性を考慮した地盤-構造物連成の時刻歴非線形解析により行う。2次元地震応答解析のモデル図を第6-2-17図に示す。</li> <li>・ 等価剛性モデルの構造物モデルは、線形モデルとする。</li> <li>・ 埋戻土については、非線形性を考慮する。</li> </ul>  <p>第6-2-17図 2次元地震応答解析 (解析モデル図：ポンプ室エリア)</p>	<p>・ 記載の充実</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>島根2号炉では取水槽の3次元モデルによる耐震評価フローと少佐体系について記載している</p>

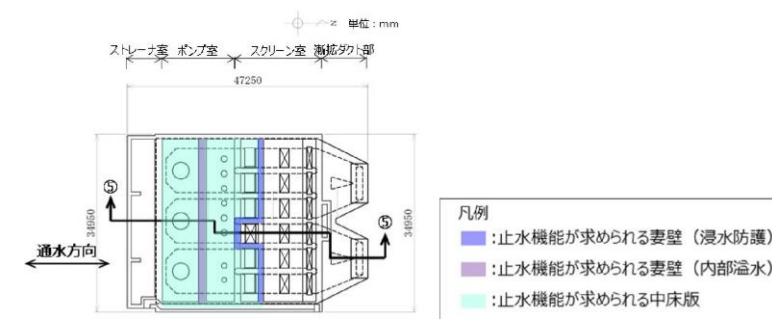
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>(5) <u>地震時荷重の算定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>2次元地震応答解析において要求機能に対応する着目部位の変位や断面力が大きくなり、照査上厳しくなる時刻を選定し、地震時増分土圧と応答加速度を算定する。</u></li> <li>・ <u>慣性力は、応答加速度を基に応答震度を算定する。</u></li> <li>・ <u>地震時荷重の抽出は、要求機能を有する各部位の想定される損傷モード(曲げ・軸力系の破壊、せん断破壊)に応じた時刻の荷重を抽出する。</u></li> </ul> <p>(6) <u>3次元モデルによる地震時構造解析(1方向荷重)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>2次元地震応答解析において選定した時刻の慣性力及び地震時増分土圧等を地震時荷重として3次元モデルに載荷する。</u></li> <li>・ <u>慣性力及び地震時増分土圧は、エリア毎に奥行方向に一樣な荷重として作用させる。</u></li> </ul> <p>(7) <u>3次元モデルによる地震時構造解析(2方向荷重)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>水平2方向荷重に対する検討として、地震時解析(1方向荷重)に、縦断方向の地震時荷重を同時に載荷する。</u></li> <li>・ <u>縦断方向の土圧は妻壁と地盤の相互作用により発生するが、妻壁の挙動は構造物全体の挙動とは異なり、部材としての応答となるため、等価剛性とはせず鉄筋コンクリート部材の剛性を考慮する。</u></li> <li>・ <u>縦断方向の地震時荷重は、水平2方向荷重の影響が大きい部材のうち、1方向荷重時の照査値が最も厳しい部材・時刻に対し、同時刻の縦断方向の地震時荷重を、位相を変えた地震動により算出して用いる。</u></li> </ul> <p>(8) <u>耐震安全性評価</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>地震時荷重を載荷した構造物の変形が、部材ごとに要求される機能に応じた許容限界を上回らないことを確認する。</u></li> <li>・ <u>各部位の許容限界について、取水槽には第6-2-18, 19図に示すとおり止水機能が求められる部位があり、その他の部位では通水機能や支持機能が求められ、部位ごとに要求機能が異なる。したがって、各要求機能に対する目標性能を第6-2-2表のとおり整理し、目標性能毎に許容限界を設定する。</u></li> <li>・ <u>なお、妻壁を耐震壁とみなし、JEAG4601-1987に基づいた耐震評価を行う。同基準において、耐震壁の終局時の変形として層間変形角4/1000が規定されており、これに安全率2を有する層間変形角2/1000は、耐震壁の通水機能や支持機能の許容限界として既工認実績がある。なお、止水機能が要求される部位については、JEAG4601-1991に規定されている層間変</u></li> </ul>	<p>・ 記載の充実 【柏崎6/7, 女川2】 島根2号炉では取水槽の3次元モデルによる耐震評価フローと少佐体系について記載している</p>

形角がスケルトンカーブの第1折れ点以下であることを許容限界とした耐震評価を行うこととし、これについても、耐震壁のせん断変形に対する水密性評価の許容限界として既工認実績がある。

・記載の充実  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 島根2号炉では取水槽の3次元モデルによる耐震評価フローと少佐体系について記載している



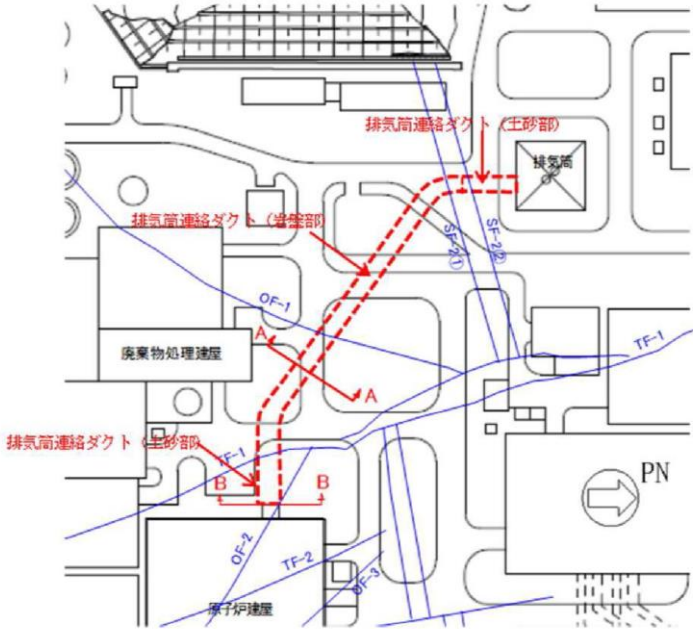
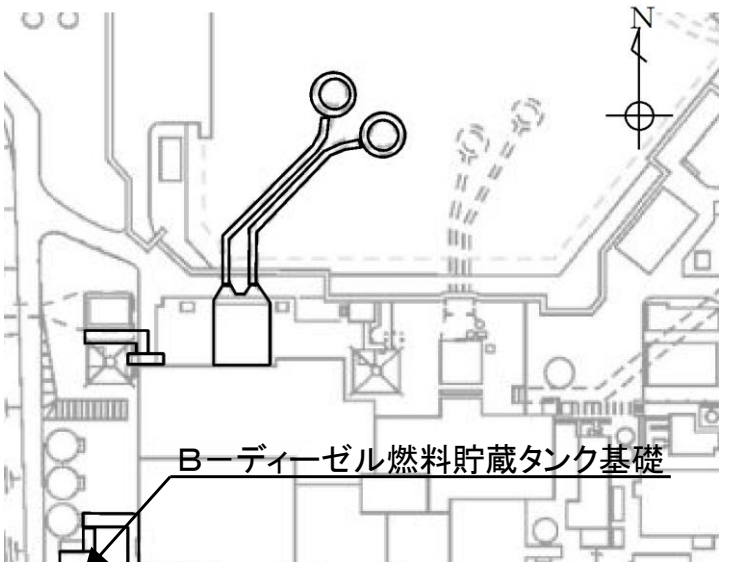
第6-2-18図 取水槽 止水機能が求められる部位 (縦断面 (⑤-⑤断面))

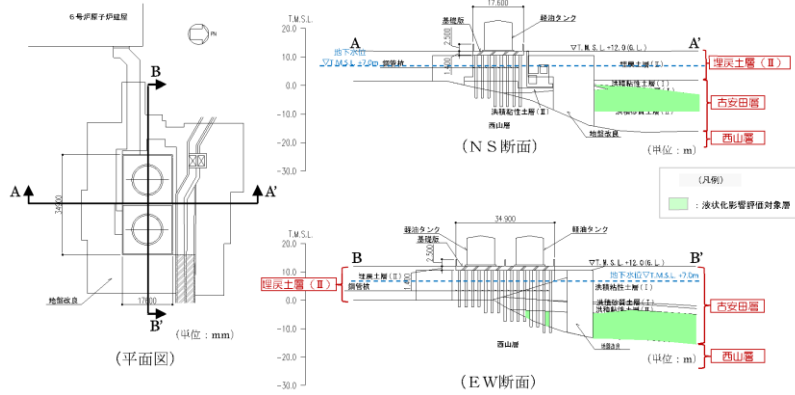


第6-2-19図 取水槽 止水機能が求められる部位 (平面図)

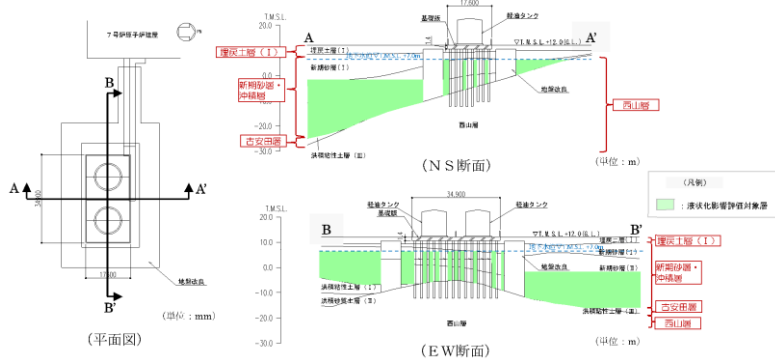
第6-2-2表 要求機能に応じた許容限界

要求機能	要求機能に対する目標性能	許容限界	
		曲げ	せん断
通水機能	終局状態に至らない	限界層間変形角又は圧縮線コンクリート限界ひずみ	せん断耐力 (面外), 層間変形角2/1000 (面内)
止水機能	鉄筋が降伏しない 発生せん断力がせん断耐力以下	圧縮ひずみ: コンクリートの圧縮強度に対応するひずみ 主筋ひずみ: 鉄筋の降伏強度に対応するひずみ	せん断耐力 (面外), 層間変形角第1折れ点 (面内)
支持機能	終局状態に至らない	限界層間変形角又は圧縮線コンクリート限界ひずみ	せん断耐力 (面外), 層間変形角2/1000 (面内)

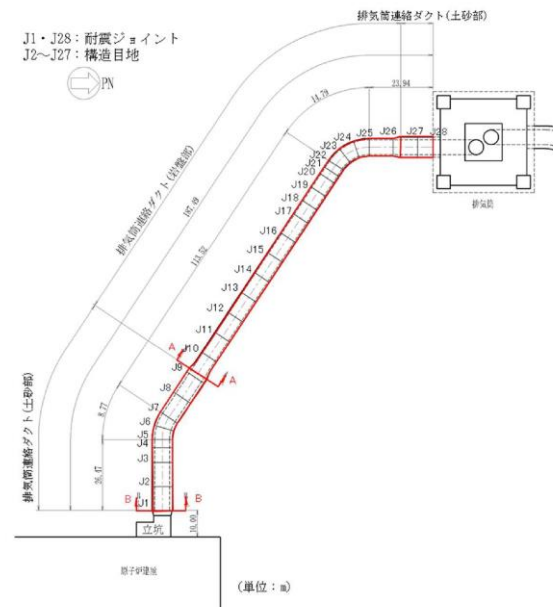
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><b>3. 軽油タンク基礎</b></p> <p>軽油タンク基礎の平面図及び断面図について、6号炉を第6-3-1図に、7号炉を第6-3-2図に示す。</p> <p>軽油タンク基礎は、鉄筋コンクリート造の基礎版が杭を介して西山層に支持される地中構造物である。</p> <p>軽油タンク基礎は比較的単純な基礎構造物であり、評価対象断面方向に一様な構造となっている。また、基礎版及び杭の周辺には地盤改良を実施しているため、周辺の地盤が構造物に与える影響はどの断面も大きな差はないと考えられる。</p> <p>軽油タンク基礎の耐震評価は、構造物の構造的特徴や周辺の地盤条件も考慮して、耐震安全上厳しくなる断面について基準地震動Ssによる耐震評価を実施する。</p>	<p><b>2.3 排気筒連絡ダクト (土砂部, 岩盤部)</b></p> <p>排気筒連絡ダクトの配置図を別添6-12図に、平面図を別添6-13図に、断面図を別添6-14図、別添6-15図に、掘削図を別添6-16図に、地質断面図を別添6-17図、別添6-18図、別添6-19図にそれぞれ示す。排気筒連絡ダクトは、耐震重要施設及び常設重大事故等対処設備である非常用ガス処理系配管を間接支持しており、支持機能が要求される。</p> <p>排気筒連絡ダクトは原子炉建屋と排気筒を結ぶ、延長約187.5m、内空□の鉄筋コンクリート造の地下トンネル構造物であり、円形トンネルの岩盤部と幌形トンネルの土砂部にて構成され、それぞれの区間で延長方向に断面の変化がない線状構造物である (別添6-13図、別添6-14図、別添6-15図)。</p> <p>よって、二次元地震応答解析により耐震評価を行う上で、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。</p>	<p><b>2.3 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎</b></p> <p>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎 (地中部及び半地下部) の配置図を第6-2-20図に、平面図を第6-2-21図に、縦断面図を第6-2-22図に、断面図を第6-2-23図～第6-2-24図に、地質断面図を第6-2-25図に、岩級断面図を第6-2-26図にそれぞれ示す。</p> <p>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎は、Sクラス設備であるB-ディーゼル燃料貯蔵タンク等の間接支持機能が要求される。</p> <p>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎は、延長約20m、幅約19m、高さ約7mの鉄筋コンクリート造の地中及び半地下構造物である。</p> <p>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎は、C<sub>M</sub>級以上の岩盤に直接支持されている。</p> <p>長辺方向 (地中部は南北方向、半地下部は東西方向) に加振した場合は、加振方向に直交する方向の構造物の長さに対する加振方向と平行に配置される壁の厚さの割合が大きくなるので、長辺方向が強軸となり、短辺方向 (地中部は東西方向、半地下部は南北方向) が弱軸となる。</p> <p>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎の弱軸方向断面では、配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲から代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。</p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>
	 <p>別添6-12図 排気筒連絡ダクト配置図</p>	 <p>第6-2-20図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎配置図</p>	



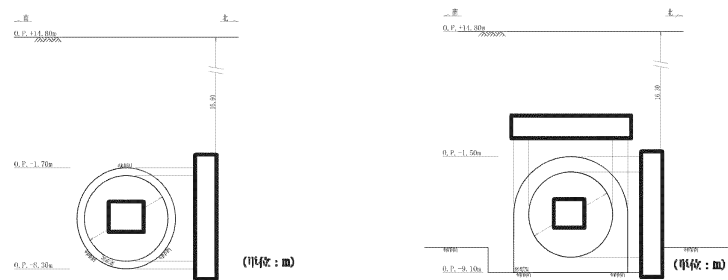
第6-3-1図 6号炉軽油タンク基礎 平面図・断面図



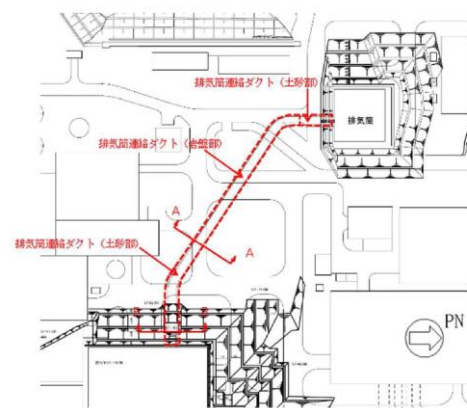
第6-3-2図 7号炉軽油タンク基礎 平面図・断面図



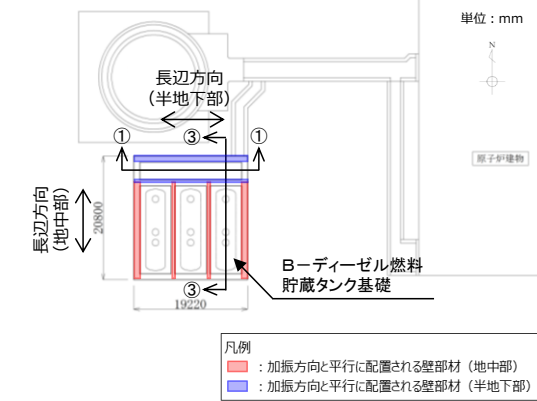
別添6-13図 排気筒連絡ダクト平面図



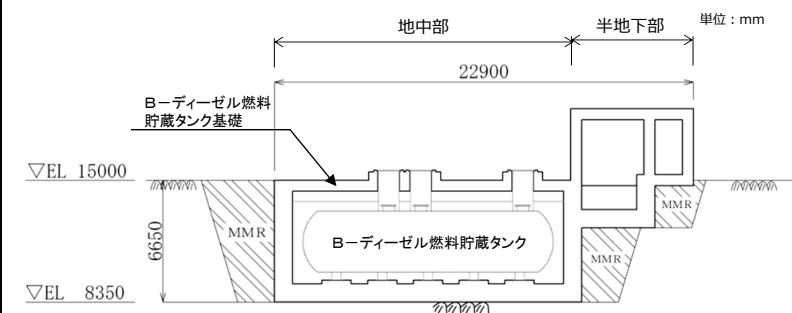
別添6-14図 排気筒連絡ダクト 別添6-15図 排気筒連絡ダクト  
断面図(岩盤部, A-A) 断面図(土砂部, B-B)



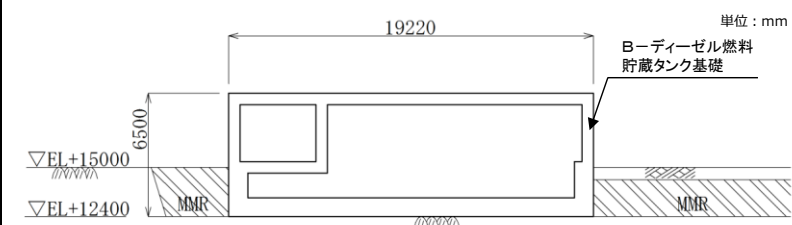
別添6-16図 排気筒連絡ダクト掘削図



第6-2-21図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎 平面図



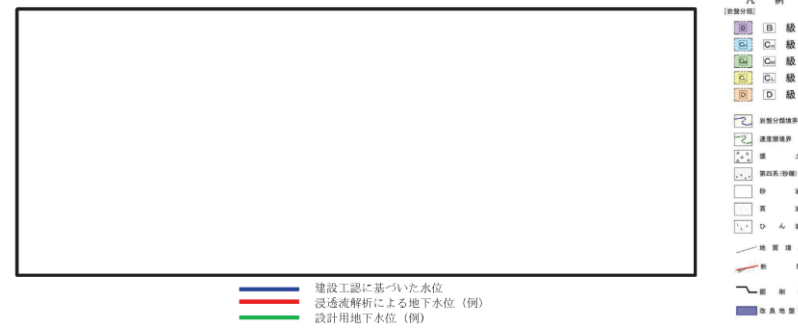
第6-2-22図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎  
縦断面図(③-③断面)



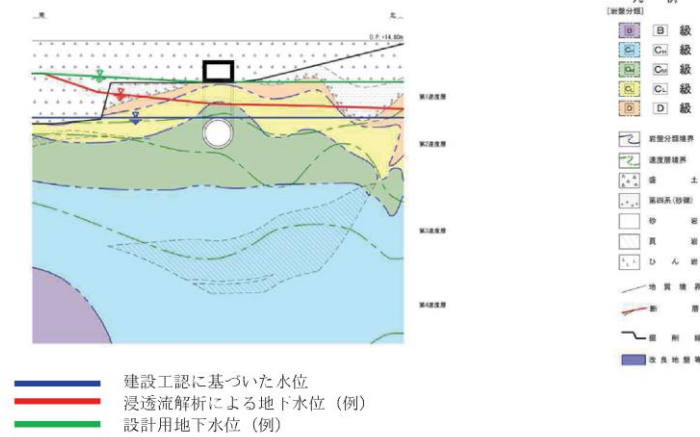
第6-2-23図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎  
断面図(①-①断面)

備考  
・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

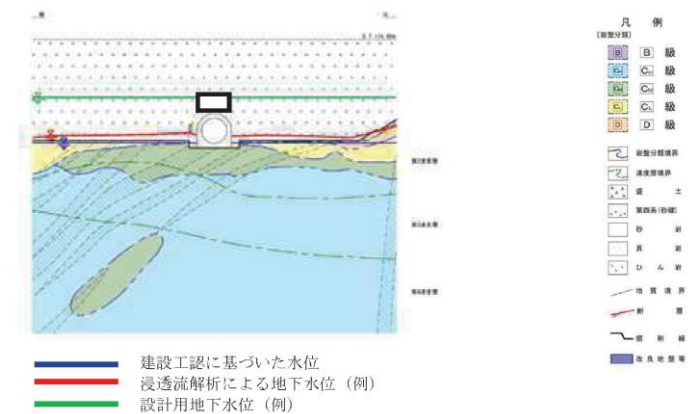




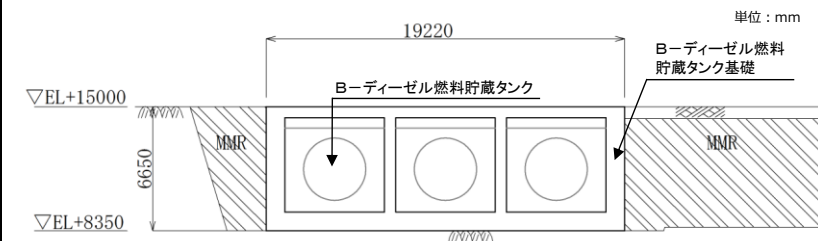
別添6-17図 排気筒連絡ダクト地質断面図 (縦断)



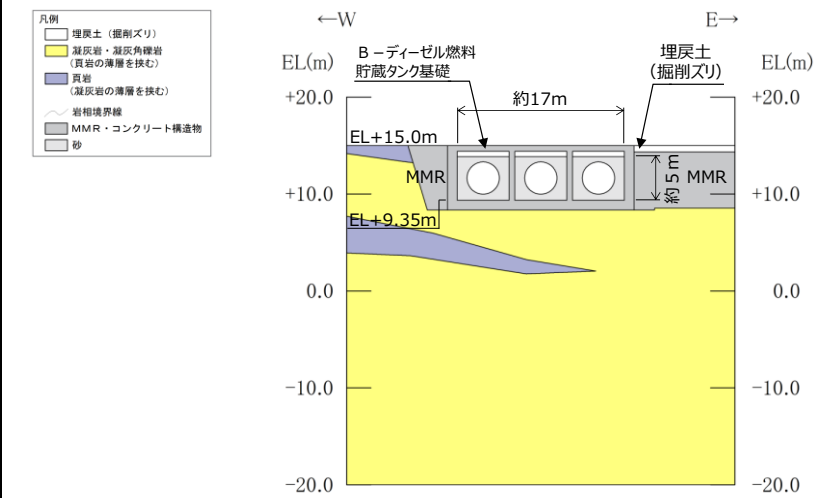
別添6-18図 排気筒連絡ダクト地質断面図 (岩盤部, A-A)



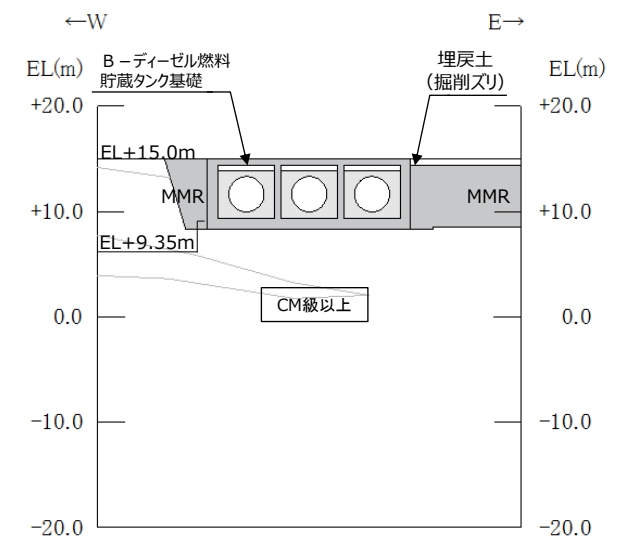
別添6-19図 排気筒連絡ダクト地質断面図 (岩盤部, B-B)



第6-2-24図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎  
断面図 (②-②断面)



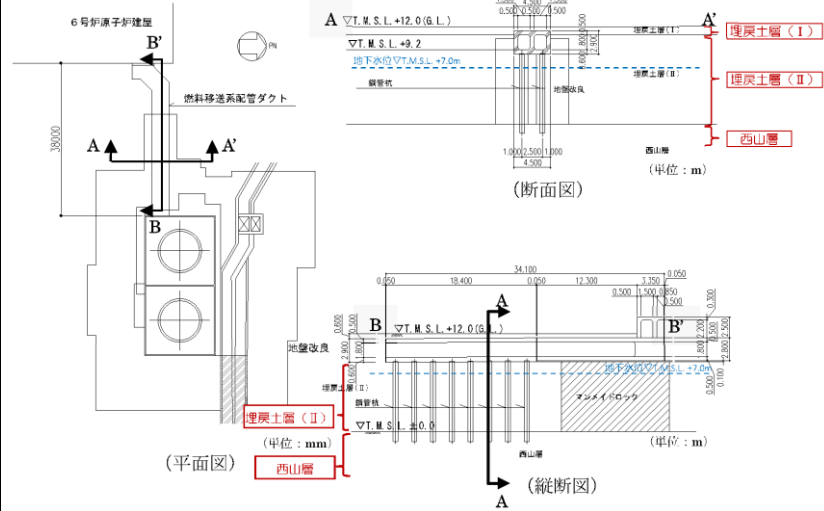
第6-2-25図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎  
地質断面図 (②-②断面)



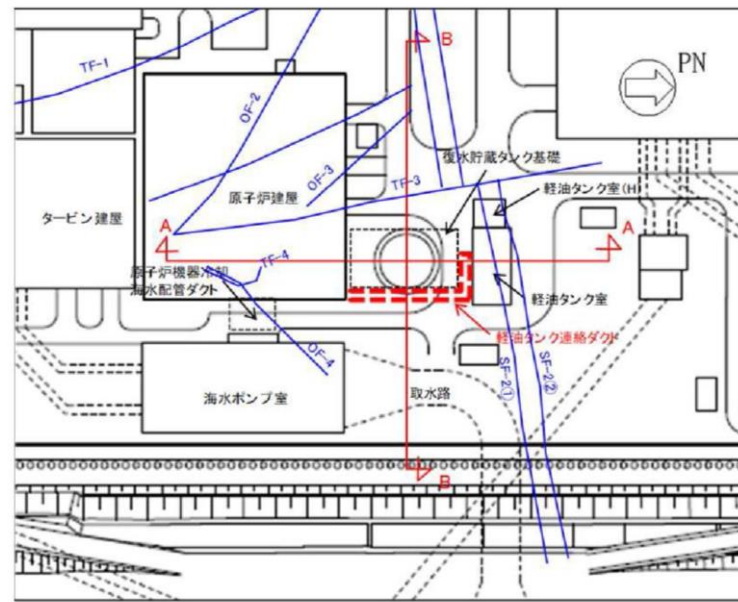
第6-2-26図 B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎  
岩級断面図 (②-②断面)

・対象施設の相違  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違

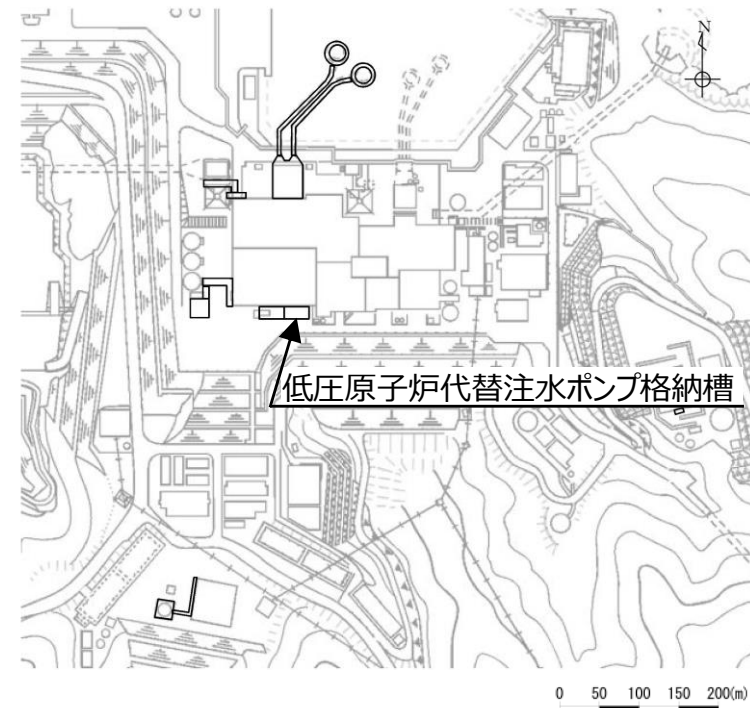
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>4. 燃料移送系配管ダクト</u></p> <p><u>燃料移送系配管ダクトの平面図, 断面図及び縦断図について, 6号炉を第6-4-1図に, 7号炉を第6-4-2図に示す。</u></p> <p><u>6号炉燃料移送系配管ダクトは, 軽油タンク側は鉄筋コンクリート造のダクトが杭を介して, 6号炉原子炉建屋側はマンメイドロックを介して西山層に支持される地中構造物である。7号炉燃料移送系配管ダクトは, 鉄筋コンクリート造のダクトが杭を介して西山層に支持される地中構造物である。また, 6号及び7号炉ともにダクト及び杭の周辺には地盤改良を実施している。</u></p> <p><u>燃料移送系配管ダクトの縦断方向(軸方向)は, ダクト部の加振方向と平行に配置される側壁及び隔壁を耐震設計上見込むことができるため, 強軸方向となる。一方, 横断方向(軸方向に対し直交する方向)は, 加振方向と平行に配置される構造部材がないことから, 弱軸方向となる。</u></p> <p><u>燃料移送系配管ダクトの耐震評価は, 構造物の構造的特徴や周辺の地盤条件も考慮して, 構造の安全性に支配的な弱軸方向である横断方向断面のうち, 耐震安全上厳しくなる断面について基準地震動Ssによる耐震評価を実施する。</u></p>	<p><u>2.4 軽油タンク連絡ダクト</u></p> <p><u>軽油タンク連絡ダクトの配置図を別添6-20 図に, 平面図を別添6-21 図, 別添6-22 図に, 断面図を別添6-23 図に, 縦断図を別添6-24 図に, 掘削図を別添6-25 図に, 地質断面図を別添6-26 図, 別添6-27 図にそれぞれ示す。</u></p> <p><u>軽油タンク連絡ダクトは耐震重要施設及び常設重大事故等対処設備である燃料移送系配管を間接支持しており, 支持機能が要求される。</u></p> <p><u>軽油タンク連絡ダクトは原子炉建屋と軽油タンク室を結ぶ, 延長約52.3m, 内空幅1.25m, 内空高さ2m の鉄筋コンクリート造の二連地下ダクトで, 延長方向に断面の変化が小さい線状構造物である。</u></p> <p><u>よって, 二次元地震応答解析により耐震評価を行う上で, 構造的特徴, 周辺状況, 地震力の特性等を考慮して, 構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。</u></p>	<p><u>B-ディーゼル燃料貯蔵タンク基礎について, 間接支持する設備, 構造的特徴, 周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において, 地震応答解析により耐震評価を行ううえで, 構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお, 詳細設計段階において設定する地下水位等, 各断面で異なる要因があれば, その観点で整理を行い, 評価対象断面を選定する。</u></p> <p><u>2.4 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽</u></p> <p><u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽の配置図を第6-2-27 図に, 平面図を第6-2-28 図に, 縦断図を第6-2-29 図に, 断面図を第6-2-30 図～第6-2-31 図に, 地質断面図を第6-2-32 図～第6-2-33 図に, 岩級断面図を第6-2-34 図～第6-2-35 図にそれぞれ示す。</u></p> <p><u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽のうち低圧原子炉代替注水槽は, 常設重大事故等対処設備であり, 貯水機能が要求される。また, 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽は常設重大事故等対処設備である低圧原子炉代替注水ポンプ等の間接支持機能が要求される。</u></p> <p><u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽は, 延長 26.6m, 幅 13.4m, 高さ 16.0m 又は 19.6m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である。</u></p> <p><u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽は, C<sub>M</sub>級以上の岩盤に直接支持されている。</u></p> <p><u>長辺方向(東西方向)に加振した場合は, 加振方向に直交する方向の構造物の長さに対する加振方向と平行に設置される壁の厚さの割合が大きくなるので, 長辺方向が強軸となり, 短辺方向(南北方向)が弱軸となる。</u></p> <p><u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽の弱軸方向断面では, 配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲から代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。</u></p>	<p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p> <p>・対象施設の相違 【柏崎6/7, 女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>



第6-4-1図 6号炉燃料移送系配管ダクト  
平面図・断面図・縦断面図

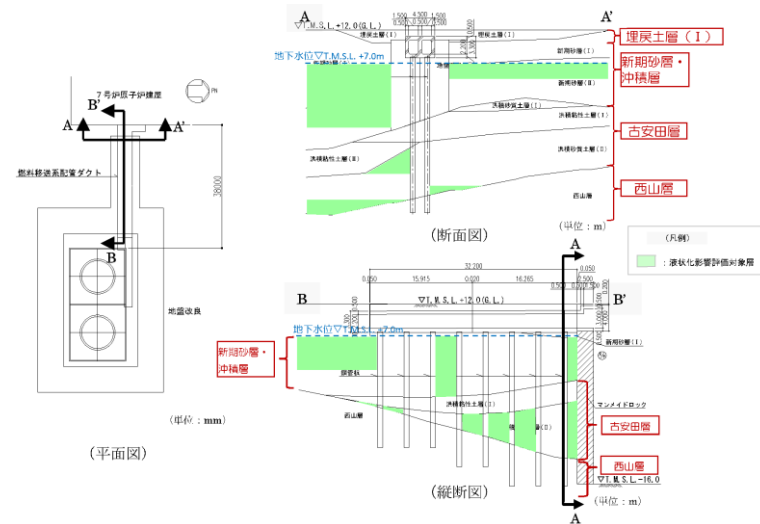


別添6-20図 軽油タンク連絡ダクト配置図

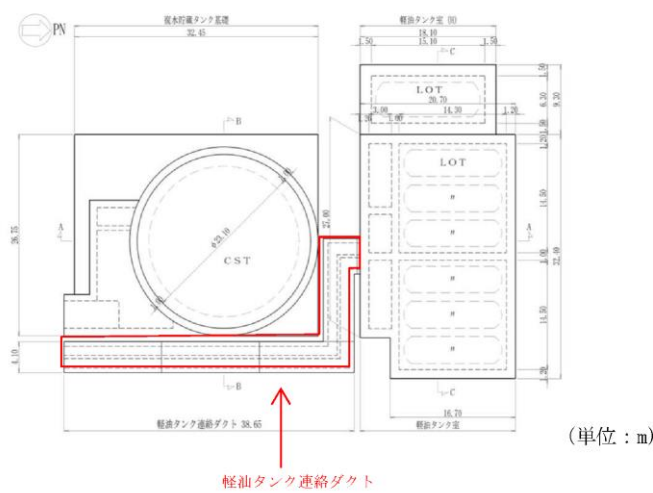


第6-2-27図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽  
配置図

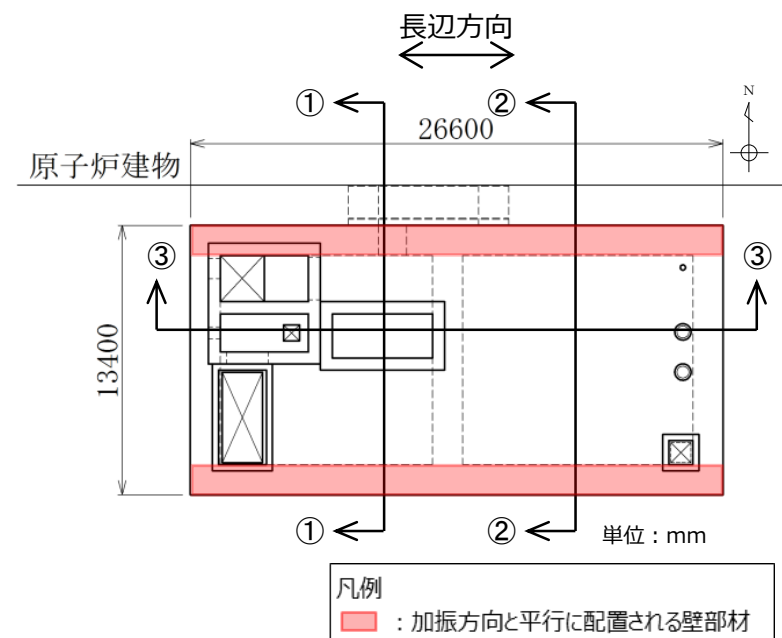
備考  
・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



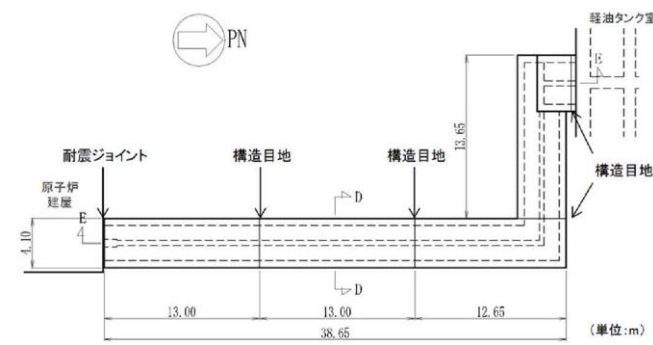
第6-4-2図 7号炉燃料移送系配管ダクト  
平面図・断面図・縦断面図



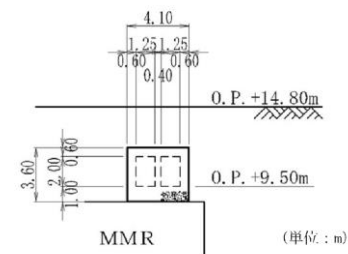
別添6-21図 軽油タンク連絡ダクト平面図



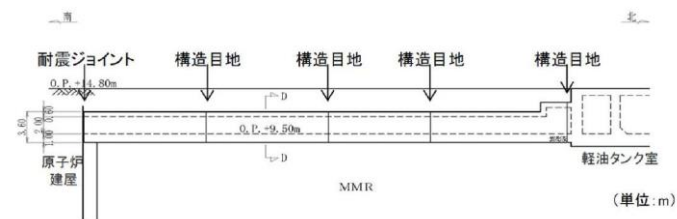
第6-2-28図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽  
平面図



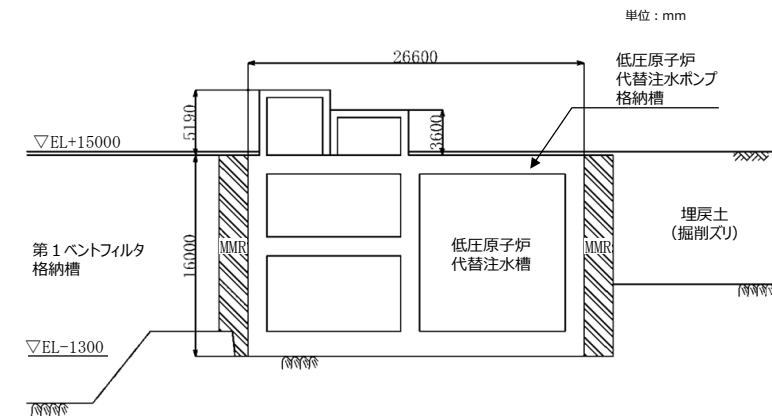
別添6-22図 軽油タンク連絡ダクト平面図 (詳細)



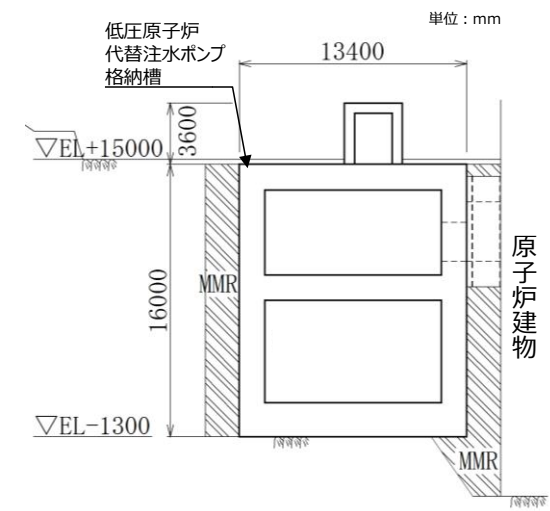
別添6-23図 軽油タンク連絡ダクト断面図 (標準部, D-D)



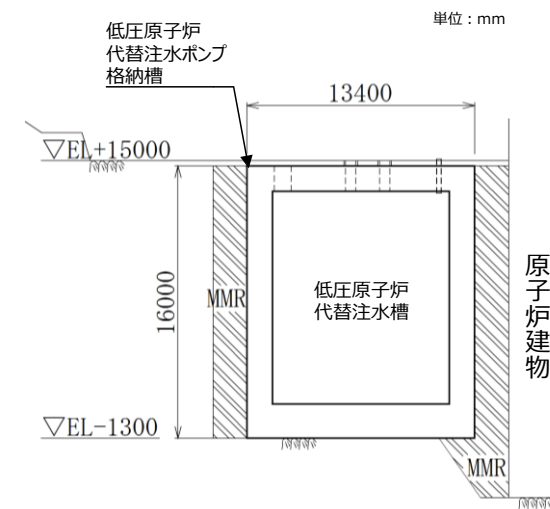
別添6-24図 軽油タンク連絡ダクト縦断面図 (E-E)



第6-2-29図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽  
縦断面図 (③-③断面)

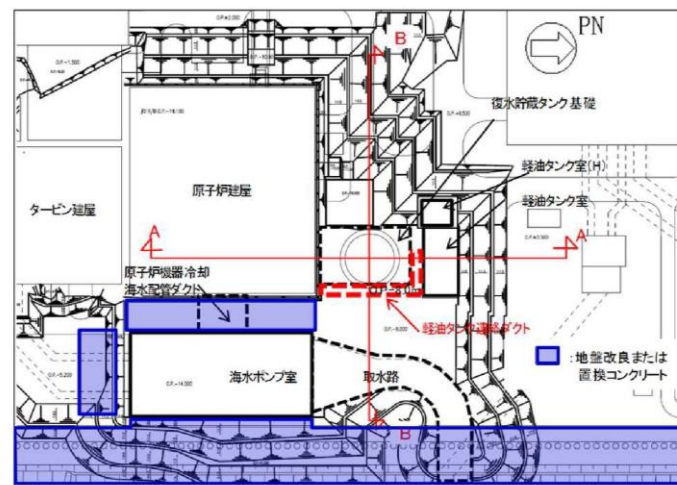


第6-2-30図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽  
断面図 (①-①断面)

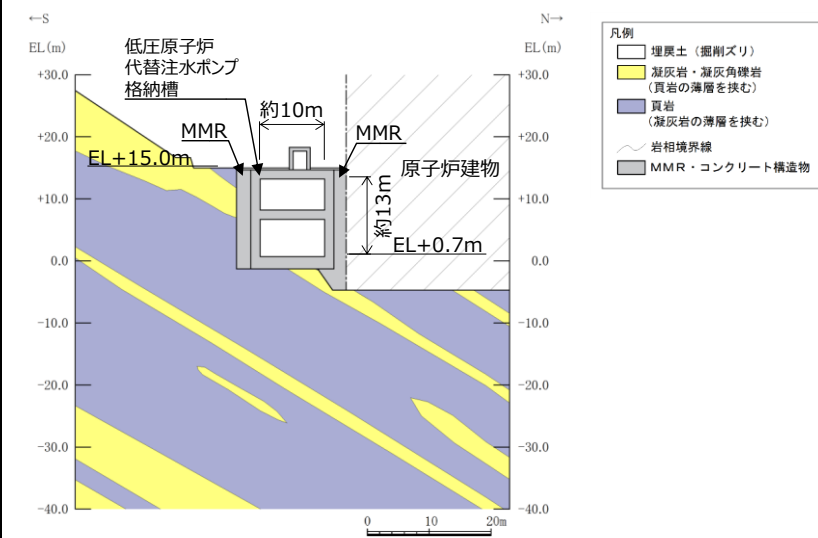


第6-2-31図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽  
断面図 (②-②断面)

・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

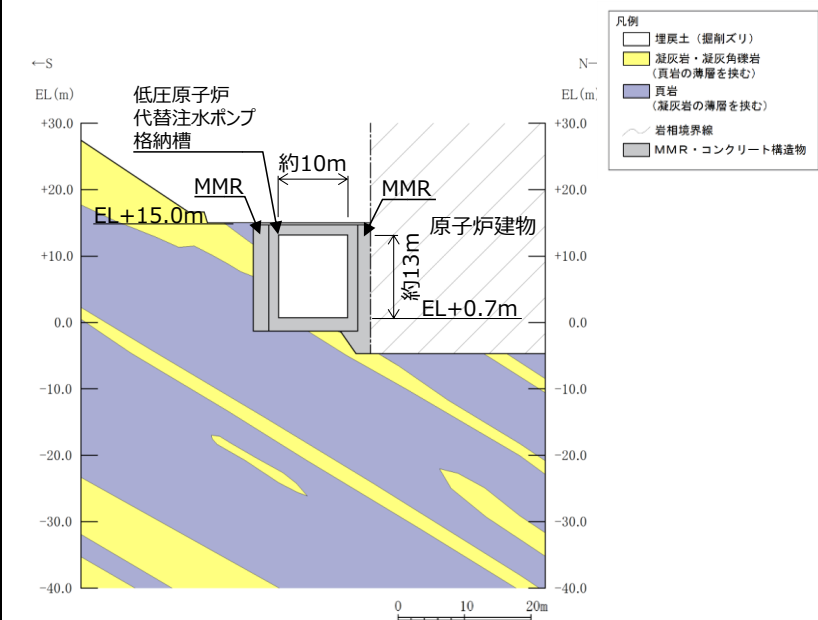


別添6-25図 軽油タンク連絡ダクト掘削図



第6-2-32図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 地質断面図

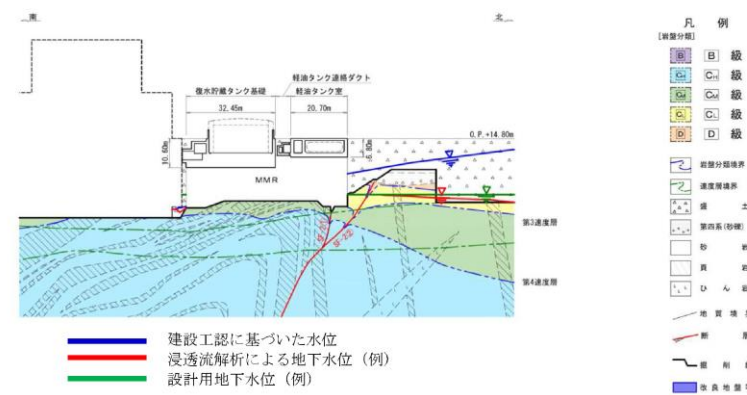
(①-①断面)



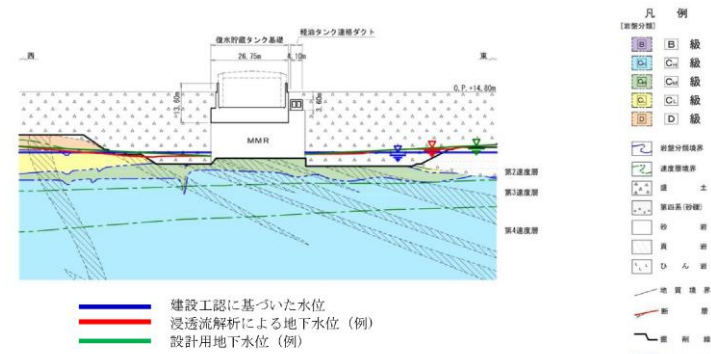
第6-2-33図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 地質断面図

(②-②断面)

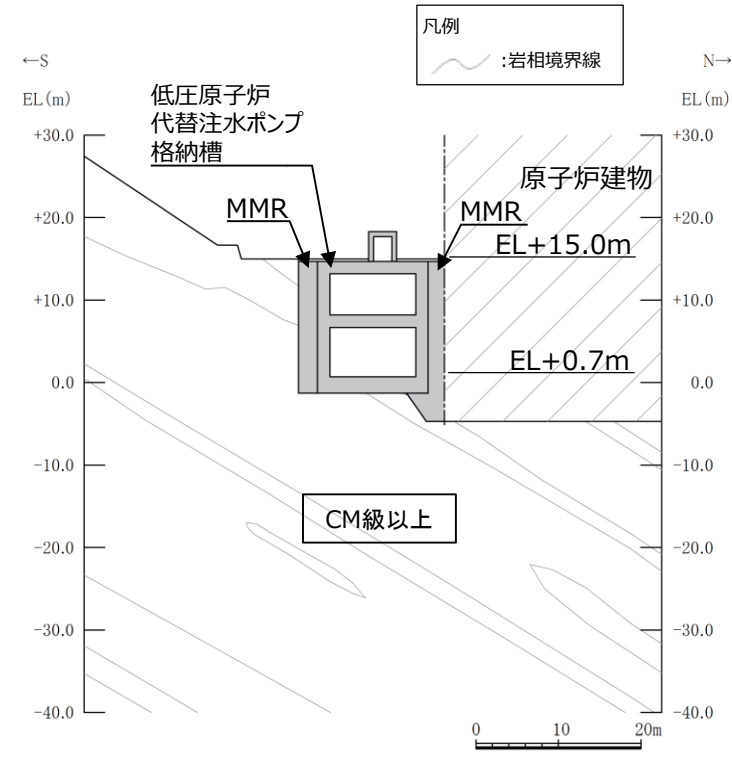
・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



別添6-26図 軽油タンク連絡ダクト地質断面図 (A-A)

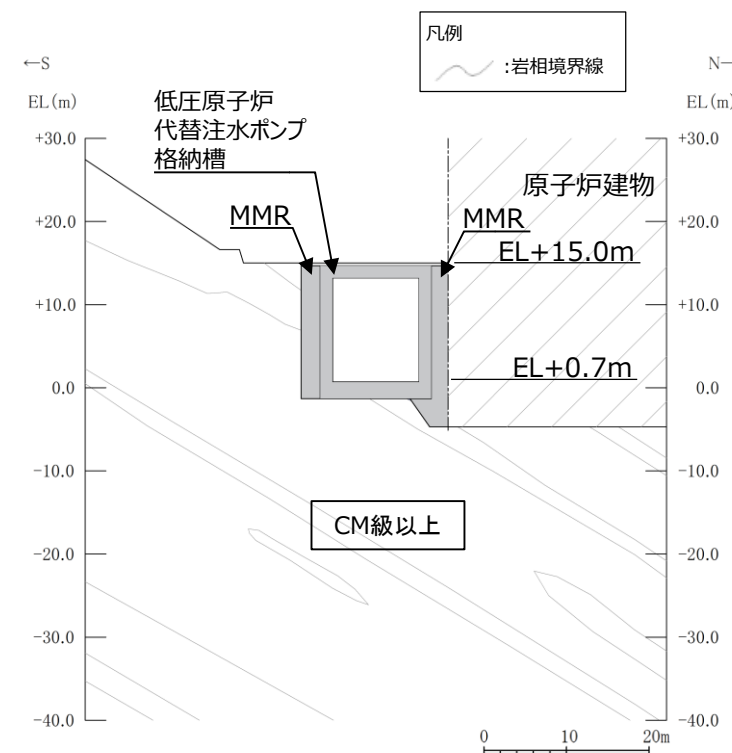


別添6-27図 軽油タンク連絡ダクト地質断面図 (B-B)



第6-2-34図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 岩級断面図

(①-①断面)

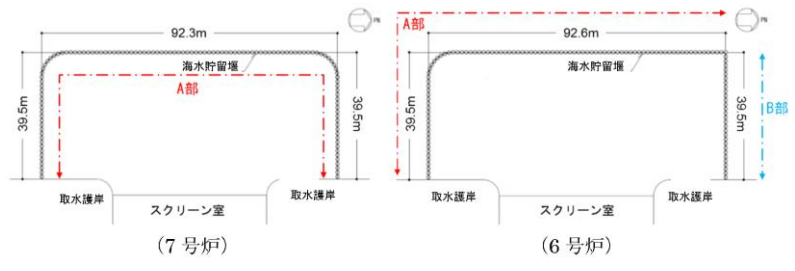
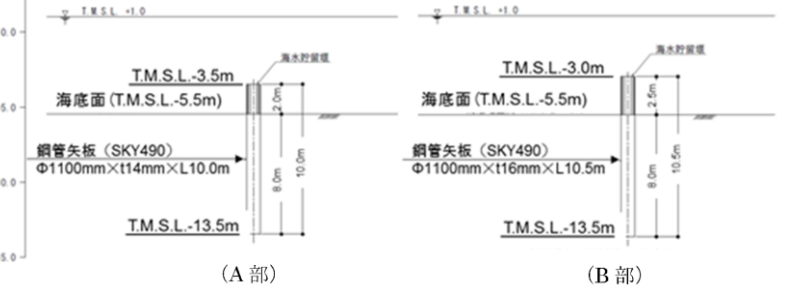
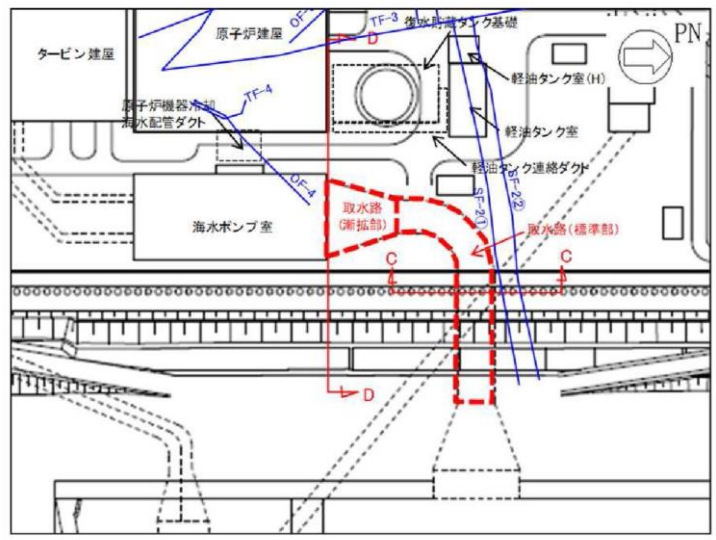
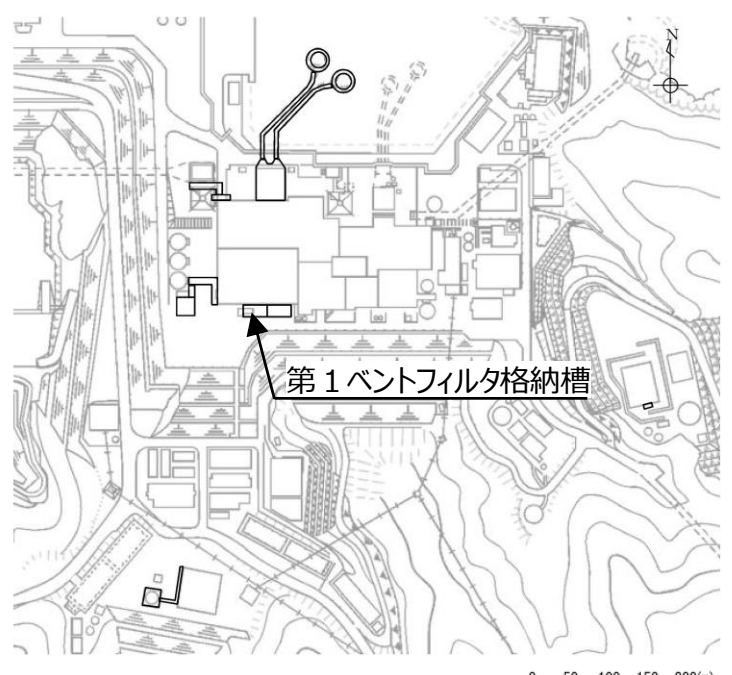


第6-2-35図 低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽 岩級断面図

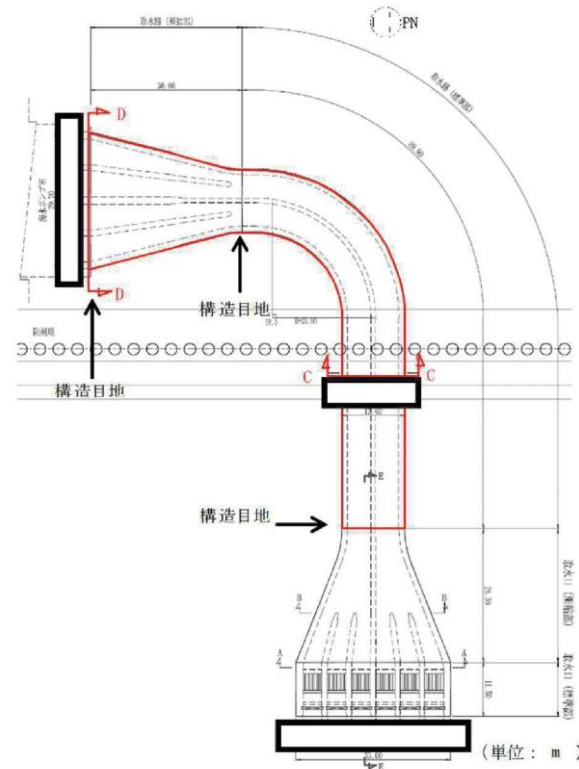
(②-②断面)

・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

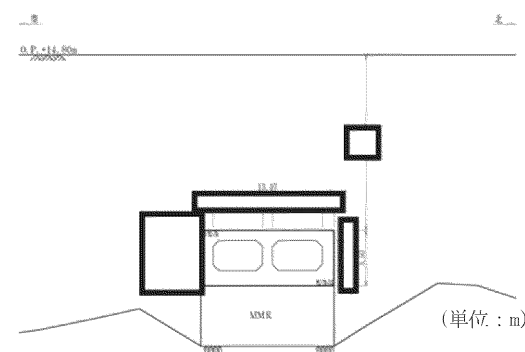
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>低圧原子炉代替注水ポンプ格納槽について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 海水貯留堰</p> <p>海水貯留堰の平面図を第6-5-1図に、断面図を第6-5-2図に示す。</p> <p>海水貯留堰は、取水口前面の海中に設置する鋼管矢板を連結した構造物であり、取水護岸に接続している。また、鋼管矢板は、西山層若しくは古安田層洪積粘性土層に直接設置される。</p> <p>海水貯留堰の縦断方向（軸方向）は、加振方向に隣接する鋼管矢板を耐震設計上見込むことができるため、強軸方向となる。一方、横断方向（軸方向に対し直交する方向）は、加振方向に隣接する鋼管矢板がないことから、弱軸方向となる。</p> <p>海水貯留堰の耐震評価は、構造物の構造的特徴や周辺の地盤条件も考慮して、構造の安全性に支配的な弱軸方向である横断方向断面のうち、耐震安全上厳しくなる断面について基準地震動Ssによる耐震評価を実施する。</p>	<p>2.5 取水路（標準部、漸拡部）</p> <p>取水路の配置図を別添6-28 図に、平面図を別添6-29 図に、断面図を別添6-30図、別添6-31 図に、掘削図を別添6-32 図に、地質断面図を別添6-33 図、別添6-34 図、別添6-35 図にそれぞれ示す。</p> <p>取水路は非常用取水設備であり、通水機能及び貯水機能が要求される。</p> <p>取水路は、取水口と海水ポンプ室を結ぶ、延長119.9m の鉄筋コンクリート造の地下水路であり、内空幅□、内空高さ□の二連カルバート構造で断面一様である標準部と、四連カルバート構造で、下流に向かって内空幅□、内空高さ□まで断面が拡幅する漸拡部より構成され、延長方向に断面の変化が小さい線状構造物である（別添6-29 図、別添6-30 図、別添6-31 図）。</p> <p>よって、二次元地震応答解析により耐震評価を行う上で、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。</p>	<p>2.5 第1ベントフィルタ格納槽</p> <p>第1ベントフィルタ格納槽の配置図を第6-2-36 図に、平面図を第6-2-37 図に、縦断図を第6-2-38 図に、断面図を第6-2-39 図～第6-2-40 図に、地質断面図を第6-2-41 図～第6-2-42 図に、岩級断面図を第6-2-43 図～第6-2-44 図にそれぞれ示す。</p> <p>第1ベントフィルタ格納槽は、常設重大事故等対処設備である第1ベントフィルタスクラバ容器等の間接支持機能及び遮蔽機能が要求される。</p> <p>第1ベントフィルタ格納槽は、延長24.6m、幅13.4m、高さ14.0m～18.7mの鉄筋コンクリート造の地中構造物である。</p> <p>第1ベントフィルタ格納槽はMMRを介してC<sub>M</sub>級以上の岩盤に支持されている。</p> <p>長辺方向（東西方向）に加振した場合は、加振方向と直交する方向の構造物の長さに対する加振方向に平行に配置される壁の割合が大きくなるので、長辺方向が強軸となり、短辺方向（南北方向）が弱軸となる。</p> <p>第1ベントフィルタ格納槽の弱軸方向断面では、配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲から代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎6/7, 女川2】</p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>
 <p>第6-5-1図 6号及び7号炉海水貯留堰 平面図</p>  <p>第6-5-2図 6号及び7号炉海水貯留堰 断面図</p>	 <p>別添6-28図 取水路配置図</p>	 <p>第6-2-36図 第1ベントフィルタ格納槽 配置図</p>	

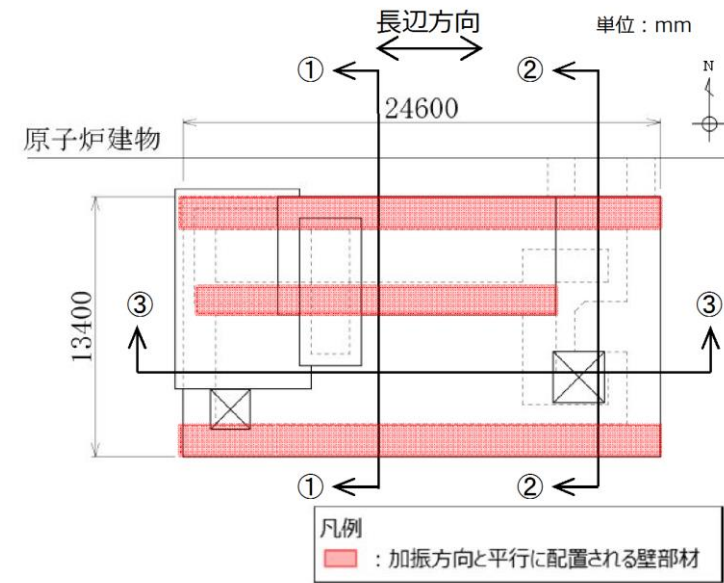




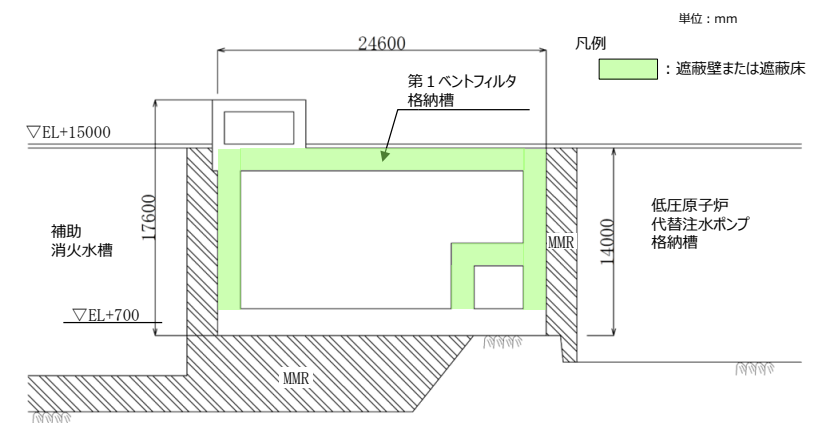
別添6-29図 取水路平面図



別添6-30図 取水路断面図 (標準部, C-C)

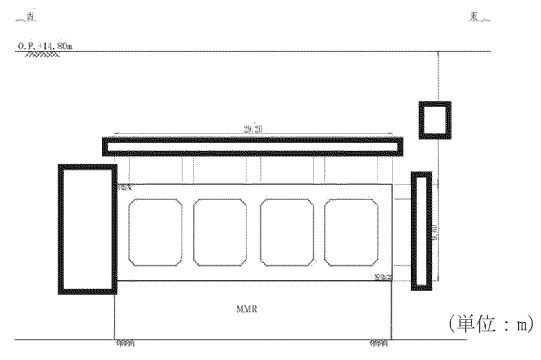


第6-2-37図 第1ベントフィルタ格納槽 平面図

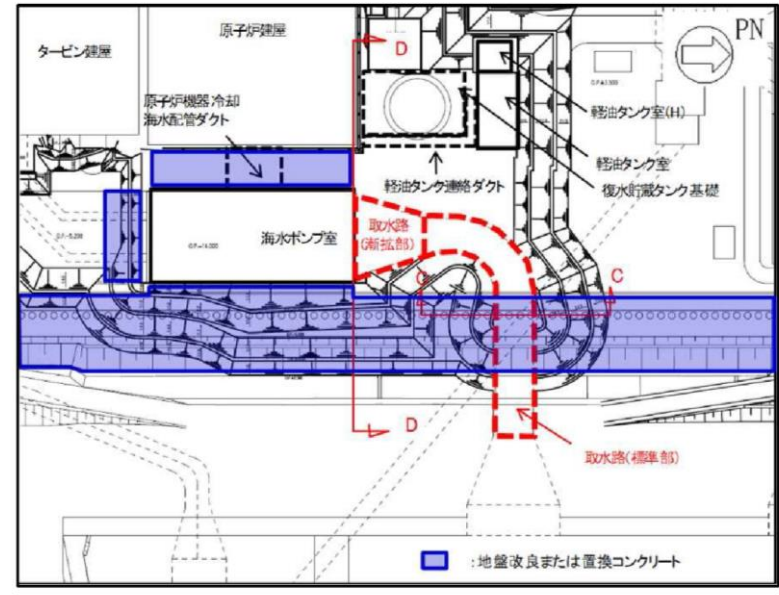


第6-2-38図 第1ベントフィルタ格納槽 縦断面図  
(③-③断面)

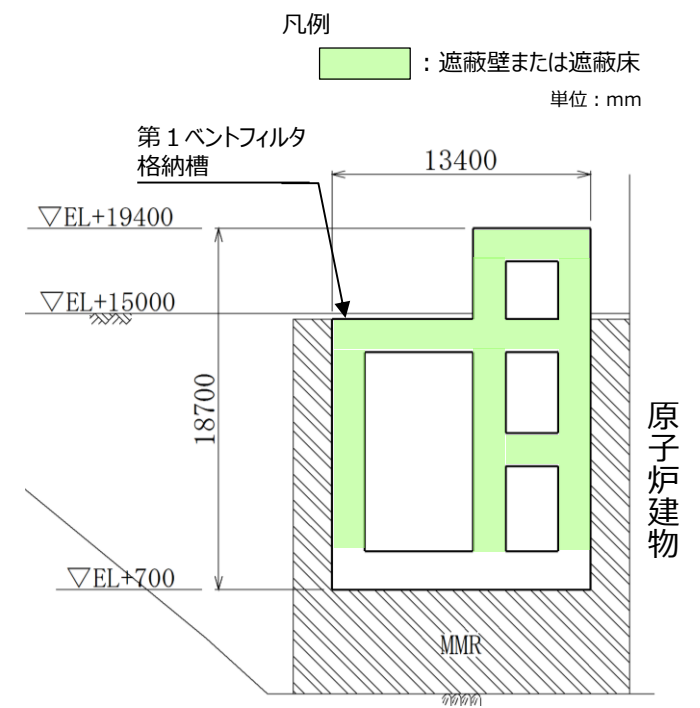
・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



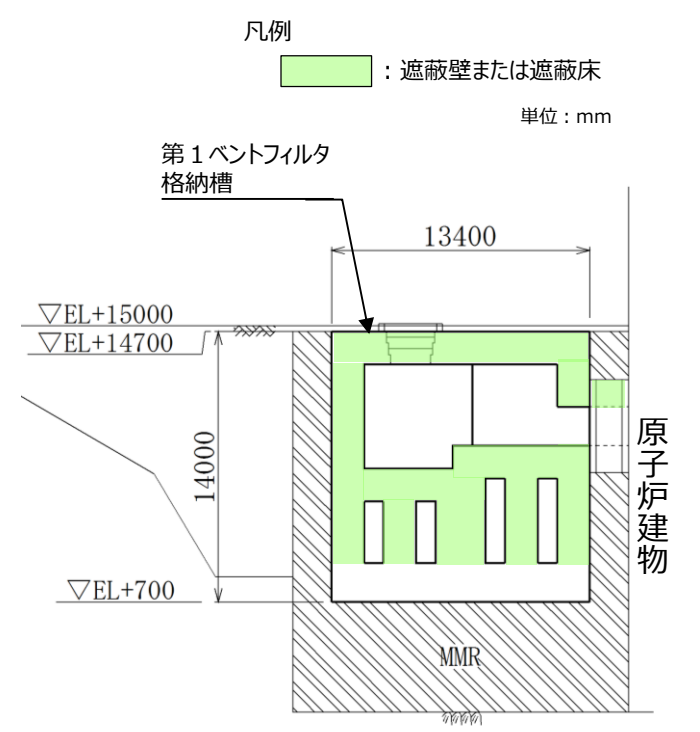
別添6-31図 取水路断面図 (漸拡部, D-D)



別添6-32図 取水路掘削図

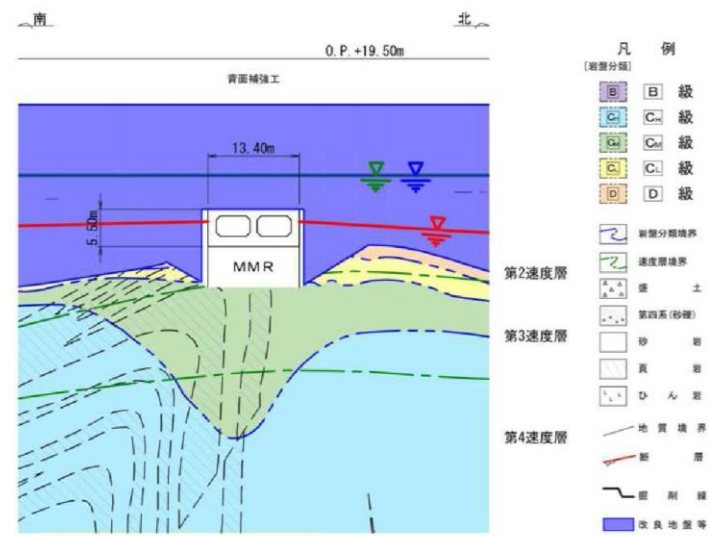


第6-2-39図 第1ベントフィルタ格納槽 断面図 (①-①断面)



第6-2-40図 第1ベントフィルタ格納槽 断面図 (②-②断面)

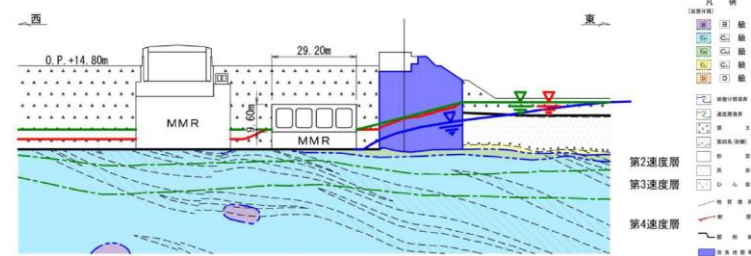
・対象施設の相違  
【柏崎6/7, 女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



— 建設工認に基づいた水位  
— 浸透流解析による地下水位 (例)  
— 設計用地下水位 (例)

※：地盤改良の範囲は今後の設計進捗で変更の可能性がある。

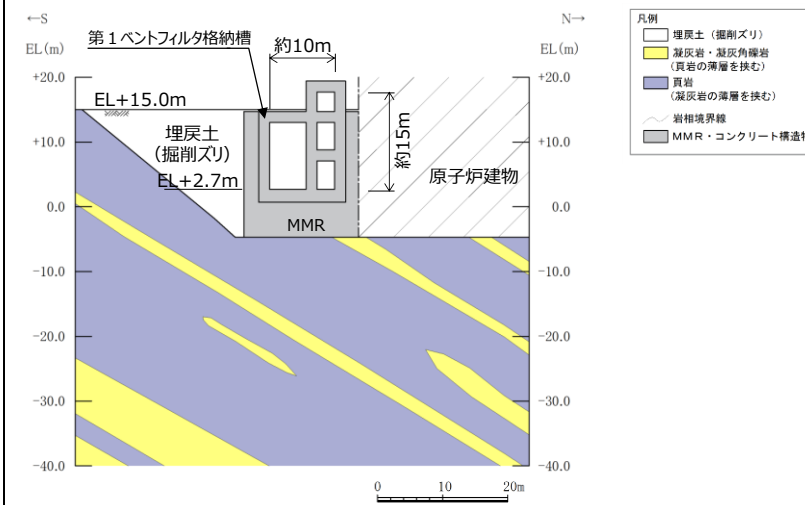
別添6-33図 取水路地質断面図 (C-C)



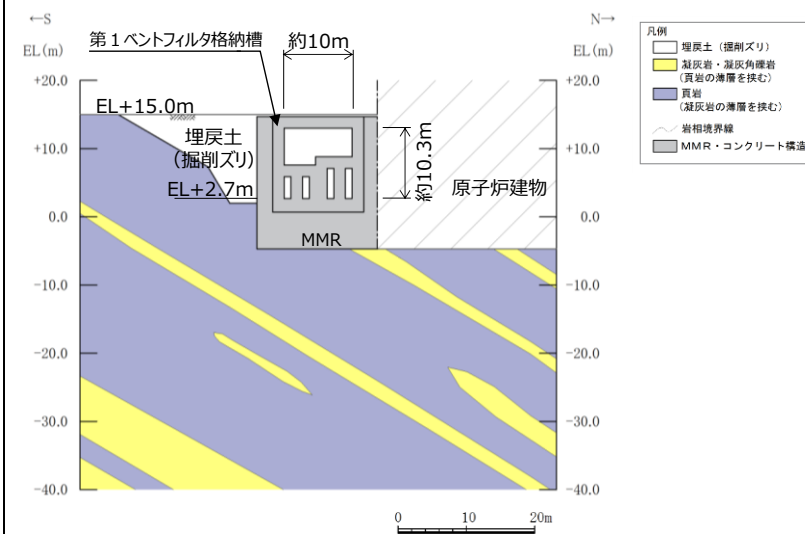
— 建設工認に基づいた水位  
— 浸透流解析による地下水位 (例)  
— 設計用地下水位 (例)

※：地盤改良の範囲は今後の設計進捗で変更の可能性がある。

別添6-34図 取水路地質断面図 (D-D)

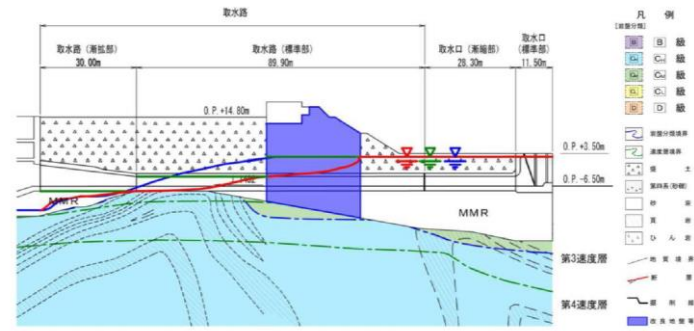


第6-2-41図 第1ベントフィルタ格納槽 地質断面図 (①-①断面)



第6-2-42図 第1ベントフィルタ格納槽 地質断面図 (②-②断面)

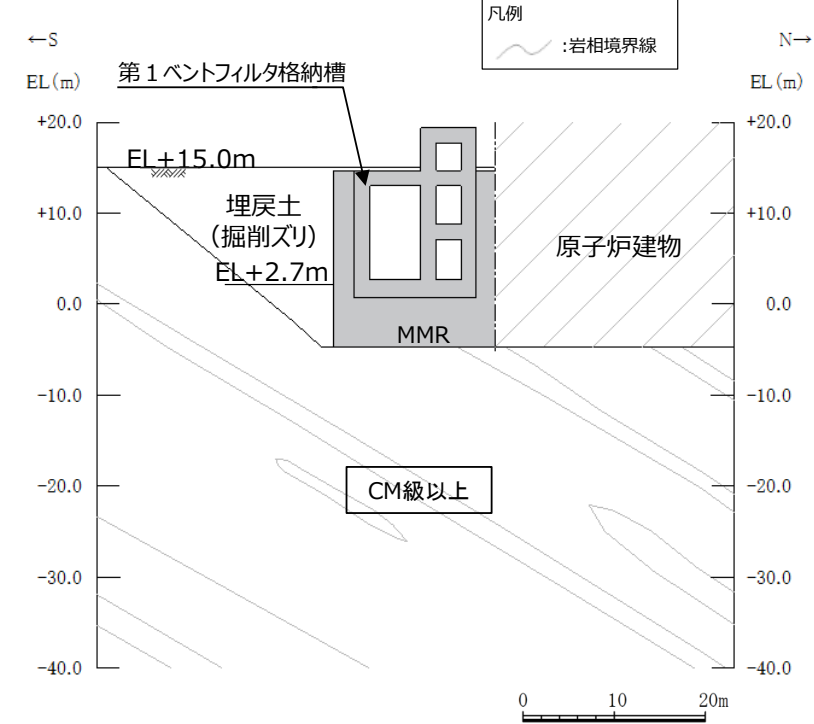
・対象施設の相違  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違



建設工認に基づいた水位  
 浸透流解析による地下水位 (例)  
 設計用地下水位 (例)

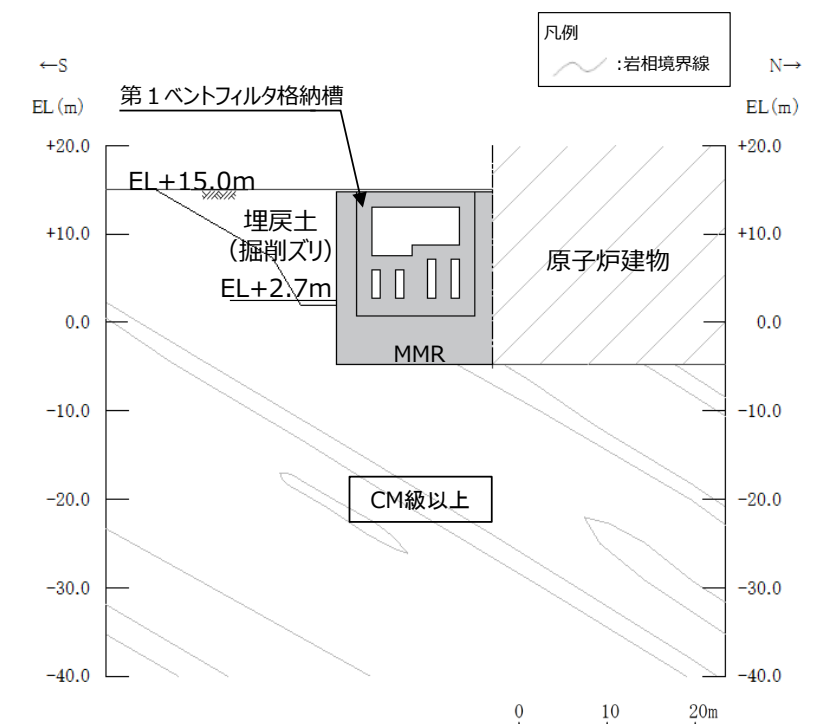
※：地盤改良の範囲は今後の設計進捗で変更の可能性がある。

別添6-35図 取水路地質断面図 (縦断)



第6-2-43図 第1 ベントフィルタ格納槽 岩級断面図 (①-①)

断面)



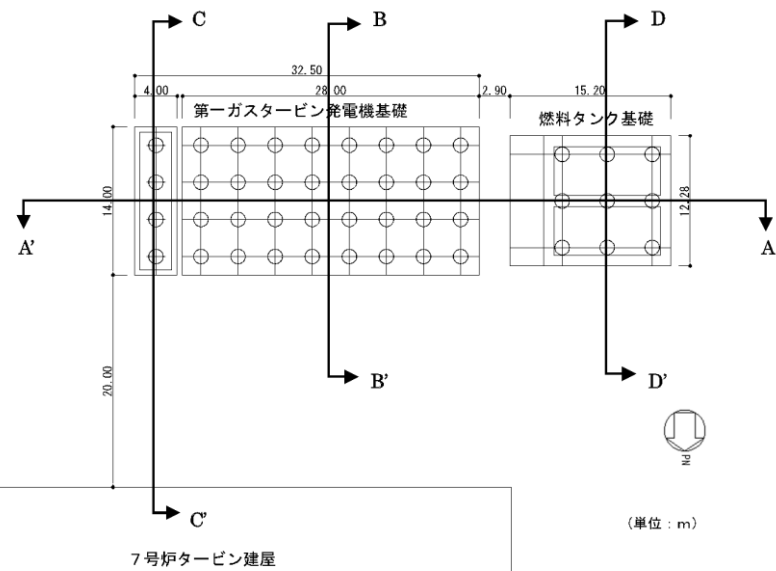
第6-2-44図 第1 ベントフィルタ格納槽 岩級断面図 (②-②)

断面)

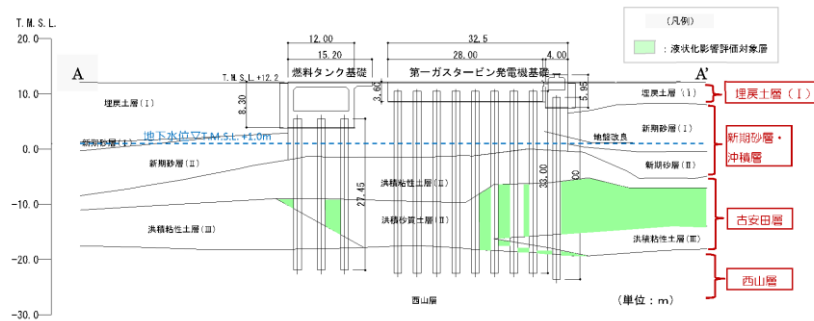
・対象施設の相違  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>第1ベントフィルタ格納槽について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p>・対象施設の相違  <b>【柏崎6/7, 女川2】</b>  対象施設の相違による記載内容の相違</p>

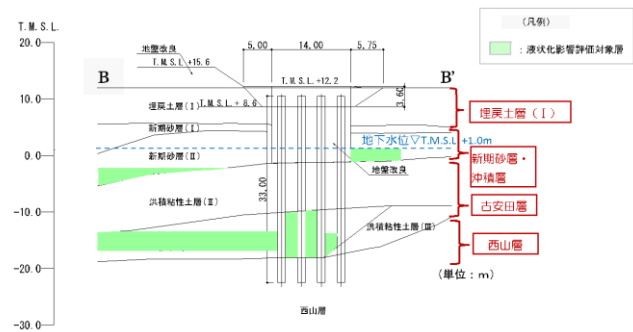
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019.11.6版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6. 第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎</p> <p>第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎の平面図を第6-6-1図に、断面図を第6-6-2図に示す。</p> <p>第一ガスタービン発電機基礎は、鉄筋コンクリート造の基礎版が杭を介して西山層に支持される地中構造物である。</p> <p>第一ガスタービン発電機基礎は比較的単純な基礎構造物であり、評価対象断面方向に一樣な構造となっている。また、基礎版及び杭の周辺には地盤改良を実施しているため、周辺の地盤が構造物に与える影響はどの断面も大きな差はないと考えられる。</p> <p>第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎は、鉄筋コンクリート造のピットが杭を介して西山層に支持される地中構造物である。</p> <p>第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎は比較的単純な基礎構造物であり、評価対象断面方向に一樣な構造となっている。また、ピット及び杭の周辺には地盤改良を実施しているため、周辺の地盤が構造物に与える影響はどの断面も大きな差はないと考えられる。</p> <p>第一ガスタービン発電機基礎及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎の耐震評価は、構造物の構造的特徴や周辺の地盤条件も考慮して、耐震安全上厳しくなる断面について基準地震動Ssによる耐震評価を実施する。</p>	<p>2.6 海水ポンプ室</p> <p>海水ポンプ室の配置図を別添6-36 図に、平面図を別添6-37 図に、断面図を別添6-38 図、別添6-39 図に、掘削図を別添6-40 図に、地質断面図を別添6-41 図、別添6-42 図にそれぞれ示す。</p> <p>海水ポンプ室は、耐震重要施設及び常設重大事故等対処設備である原子炉補機冷却海水ポンプ等の間接支持機能と、非常用取水設備として通水機能及び貯水機能、浸水防止のための止水機能が要求される。</p> <p>海水ポンプ室は、延長77m、幅32.5m、高さ28.4m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、上流側より、スクリーンエリア、補機ポンプエリア、循環水ポンプエリアの3つのエリアにて構成され、構造物の断面が延長方向で異なり、加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁等の面部材を有する箱形構造物である(別添6-37 図、別添6-38 図、別添6-39 図)。</p> <p>よって、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</p>  <p>別添6-36図 海水ポンプ室配置図</p>	<p>2.6 緊急時対策所用燃料地下タンク</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクの配置図を第 6-2-45 図に、平面図を第 6-2-46 図に、縦断面図を第 6-2-47 図に、断面図を第 6-2-48 図に、地質断面図を第 6-2-49 図に、岩級断面図を第 6-2-50 図にそれぞれ示す。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは、常設重大事故緩和設備であり、鉄筋コンクリート躯体及びライナ(鋼製タンク)で構成され、非常用発電装置に係る燃料の貯蔵が要求される構造物である。なお、要求性能を期待する部位は、鉄筋コンクリート躯体及びライナ(鋼製タンク)である。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは、延長 12.8m、幅 3.85m、高さ 3.9m の鉄筋コンクリート造の地中構造物である。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクは、C<sub>M</sub>級以上の岩盤に直接支持されている。</p> <p>長辺方向(東西断面)に加振した場合は、加振方向と直交する方向の構造物の長さに対する加振方向と平行に配置される壁の割合が大きくなるので、長辺方向が強軸となり、短辺方向(南北方向)が弱軸となる。</p> <p>緊急時対策所用燃料地下タンクの弱軸方向断面では、配筋を含め構造的特徴が概ね同様である範囲から代表となる範囲を耐震評価候補断面とする。</p>  <p>第 6-2-45 図 緊急時対策所用燃料地下タンク 配置図</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【柏崎 6/7, 女川 2】</p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>



第6-6-1図 第一ガスタービン発電機及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎 平面図

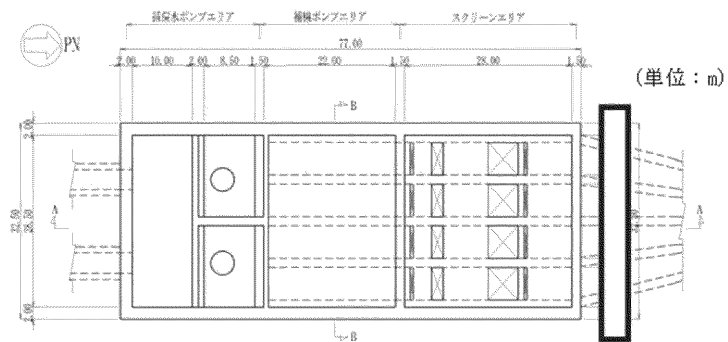


(第一ガスタービン発電機基礎及び燃料タンク基礎 EW断面)

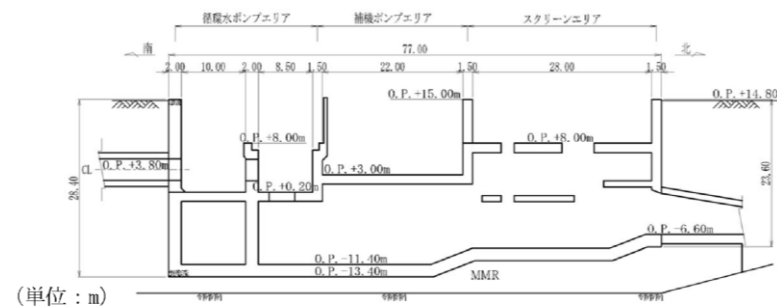


(第一ガスタービン発電機基礎 NS断面①)

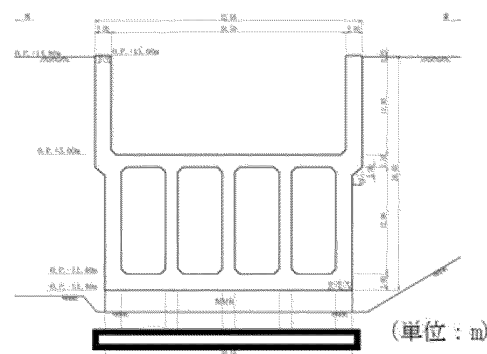
第6-6-2図 第一ガスタービン発電機及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎 断面図 (1/2)



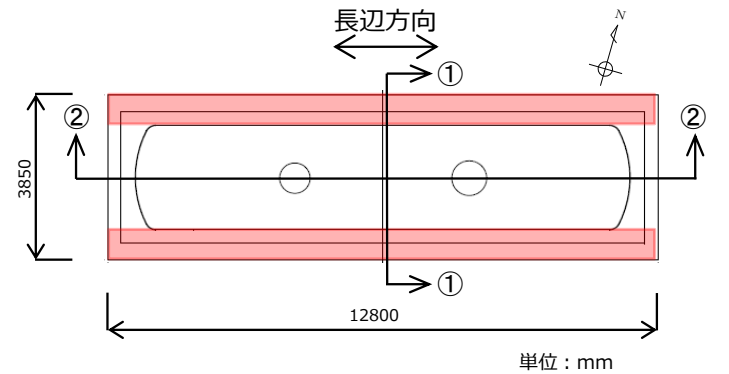
別添6-37図 海水ポンプ室平面図



別添6-38図 海水ポンプ室縦断面図 (A-A)

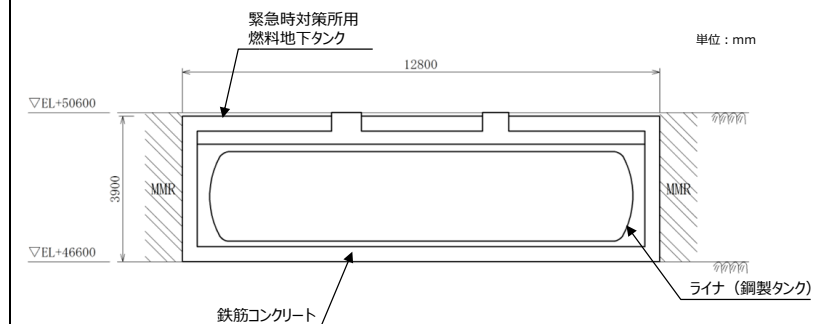


別添6-39図 海水ポンプ室断面図 (B-B)

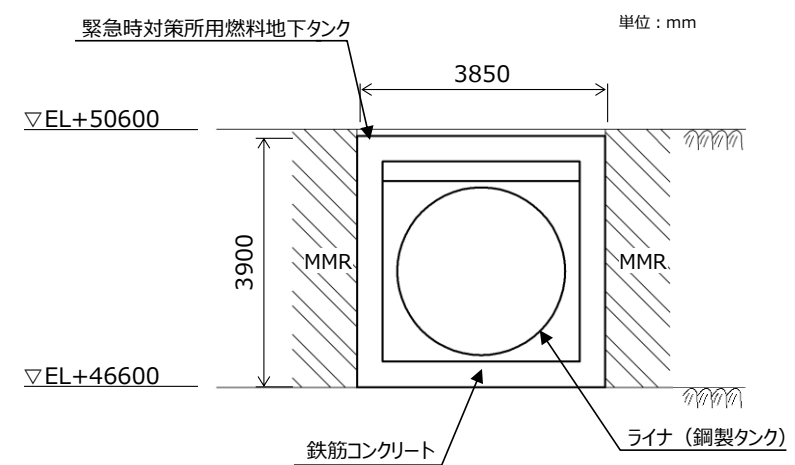


凡例  
 : 加振方向と平行に配置される部材

第6-2-46図 緊急時対策所用燃料地下タンク 平面図



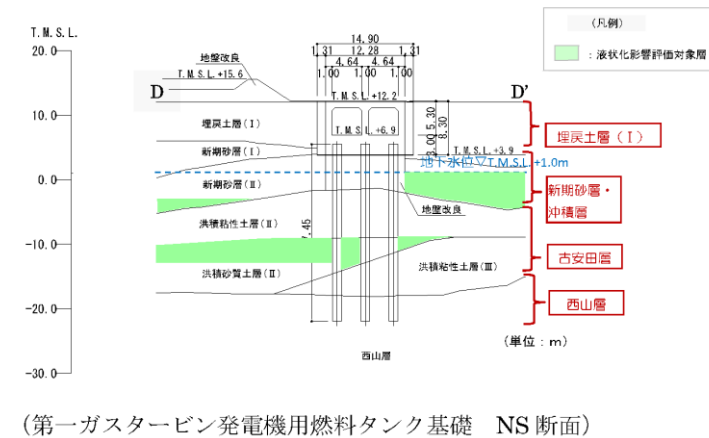
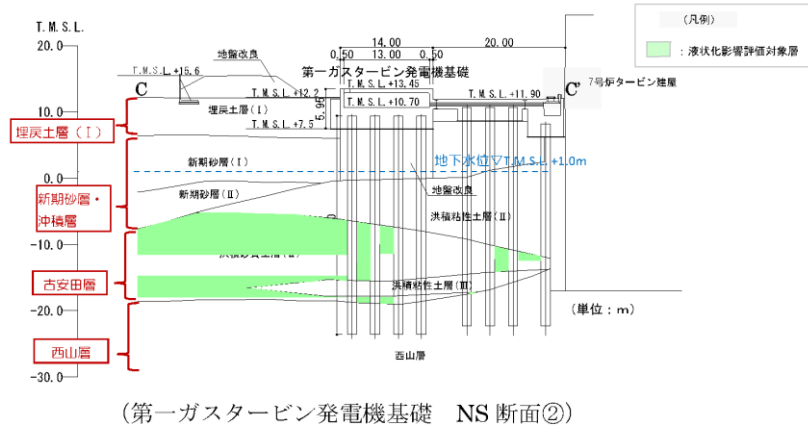
第6-2-47図 緊急時対策所用燃料地下タンク 縦断面図 (②-②断面)



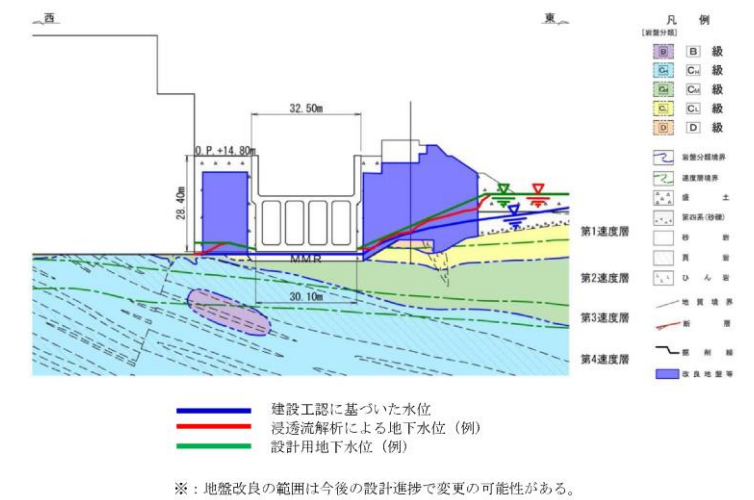
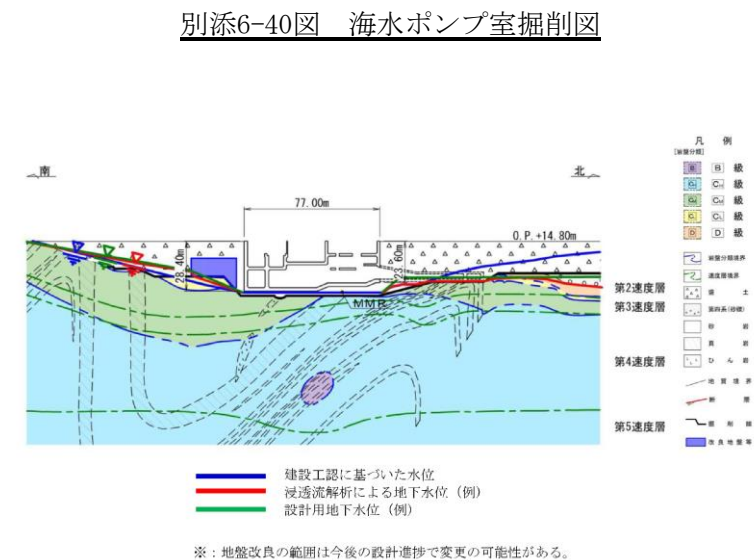
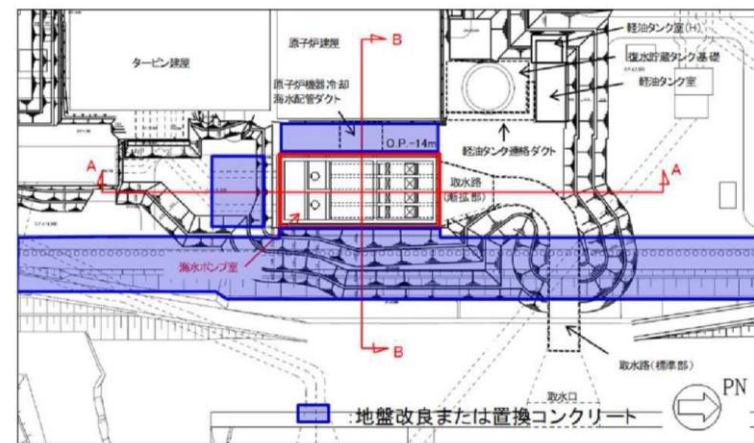
第6-2-48図 緊急時対策所用燃料地下タンク 断面図 (①-①断面)

備考

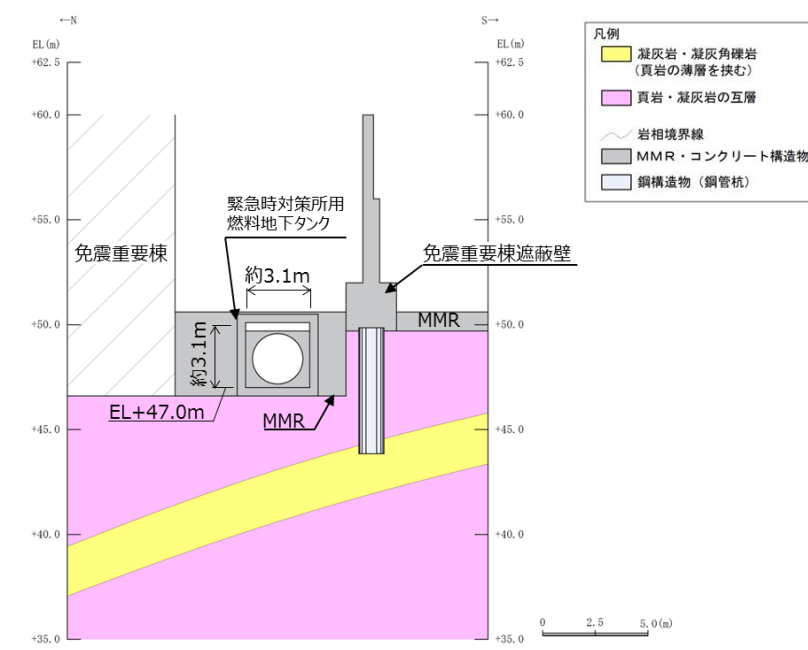
- 対象施設の相違  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違
- 対象施設の相違  
**【女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違



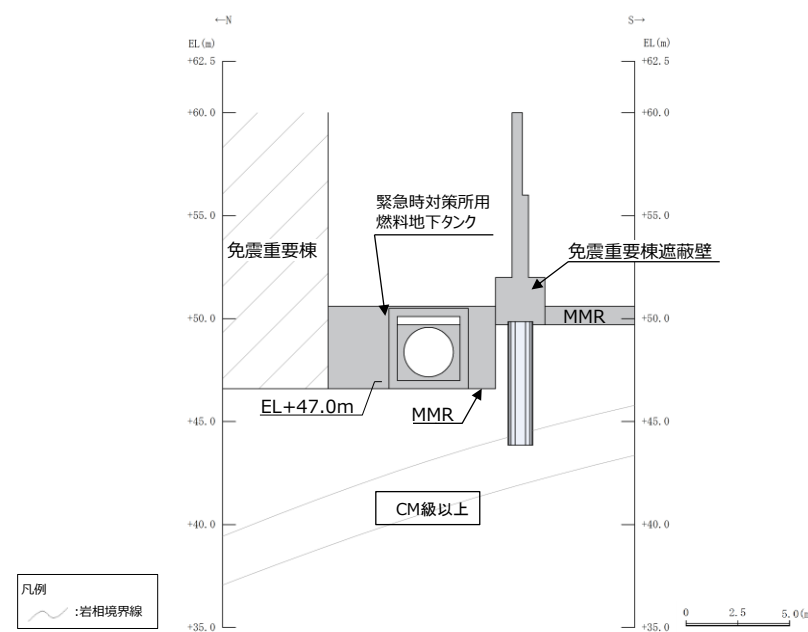
第6-6-2図 第一ガスタービン発電機及び第一ガスタービン発電機用燃料タンク基礎 断面図 (2/2)



別添6-42図 海水ポンプ室地質断面図 (B-B)



第6-2-49図 緊急時対策所用燃料地下タンク地質断面図 (①-①断面)

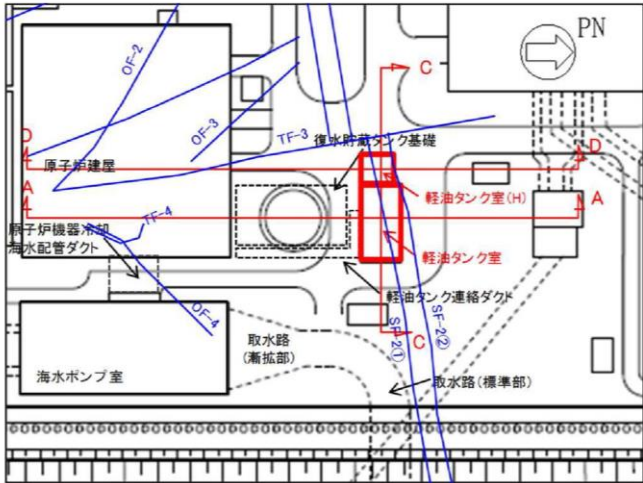
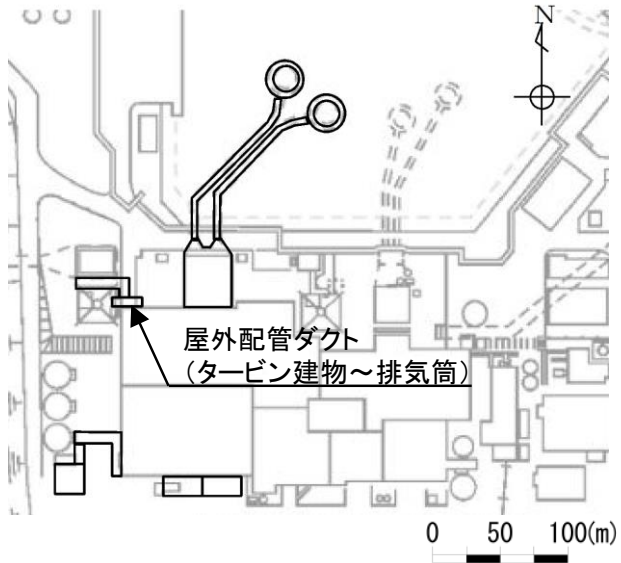


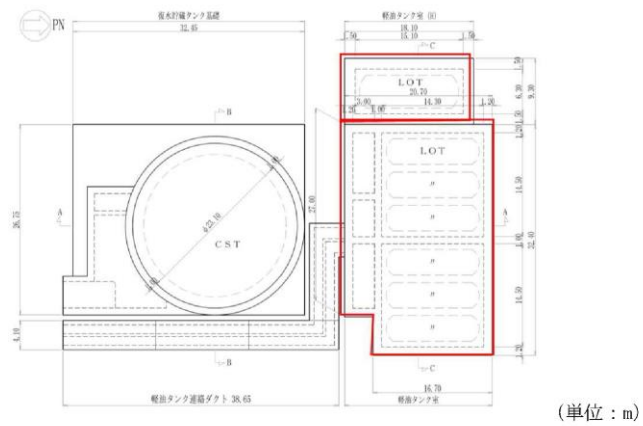
第6-2-50図 緊急時対策所用燃料地下タンク岩級断面図 (①-①断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

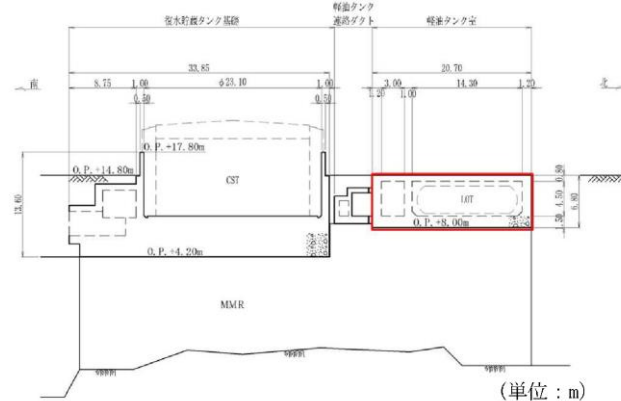


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><u>緊急時対策所用燃料地下タンクについて、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p>・対象施設の相違</p> <p><b>【女川2】</b></p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>

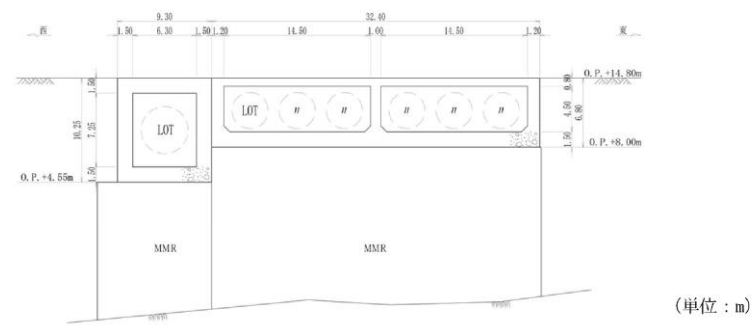
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.7 軽油タンク室, 軽油タンク室 (H)</p> <p>軽油タンク室及び軽油タンク室 (H) の配置図を別添6-43 図に, 平面図を別添6-44 図に, 断面図を別添6-45 図, 別添6-46 図, 別添6-47 図に, 掘削図を別添6-48図に, 地質断面図を別添6-49 図, 別添6-50 図, 別添6-51 図にそれぞれ示す。</p> <p>軽油タンク室は耐震重要施設及び常設重大事故等対処設備である軽油タンクや燃料移送系ポンプを間接支持しており, 支持機能が要求される。軽油タンク室 (H) は耐震重要施設及び常設重大事故等対処設備である軽油タンクを間接支持しており, 支持機能が要求される。</p> <p>軽油タンク室は, 幅32.4m (東西方向) ×20.7m (南北方向), 高さ6.8m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり, 構造物の断面が延長方向で異なり, 加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁等の面部材を有する箱形構造物である (別添6-44 図, 別添6-45 図, 別添6-46 図)。また, 軽油タンク室 (H) は, 幅9.3m (東西方向) ×18.1m (南北方向), 高さ10.25m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり※, 加振方向に平行に配置される妻壁を有する箱形構造物である (別添6-44 図, 別添6-46図, 別添6-47 図)。</p> <p>よって, 構造的特徴, 周辺状況, 地震力の特性等を考慮して, 三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</p> <p>※: 軽油タンク室 (H) の設計進捗により, 形状等が変更となる可能性がある。</p>  <p>別添6-43図 軽油タンク室, 軽油タンク室 (H) 配置図</p>	<p>2.7 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒)</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) の配置図を第6-2-51図に, 平面図を第6-2-52図に, 縦断面図を第6-2-53図に, 断面図を第6-2-54図～第6-2-57図に, 地質断面図を第6-2-58 図に, 地質縦断面図を第6-2-59図に, 岩級縦断面図を第6-2-60図にそれぞれ示す。</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) は, Sクラス設備である非常用ガス処理系配管・弁等の間接支持機能が要求される。</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) は, 延長約20mの鉄筋コンクリート造の地中構造物であり, 幅6.7m, 高さ3.1mの2連のボックスカルバート構造, 幅6.2m, 高さ3.6mのボックスカルバート構造に大別される延長方向に断面の変化が小さい線状構造物である (第6-2-54図～第6-2-57図)。</p> <p>間接支持する配管の管軸方向と平行に配置される壁部材が多いので, 間接支持する配管の管軸方向が強軸となる。</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) はMMRを介してC<sub>M</sub>級以上の岩盤に支持されている。</p>  <p>第6-2-51図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 配置図</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【女川2】</p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>



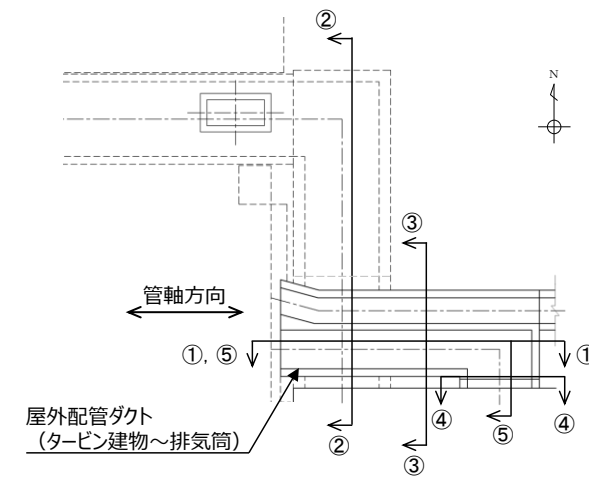
別添6-44図 軽油タンク室, 軽油タンク室 (H) 平面図



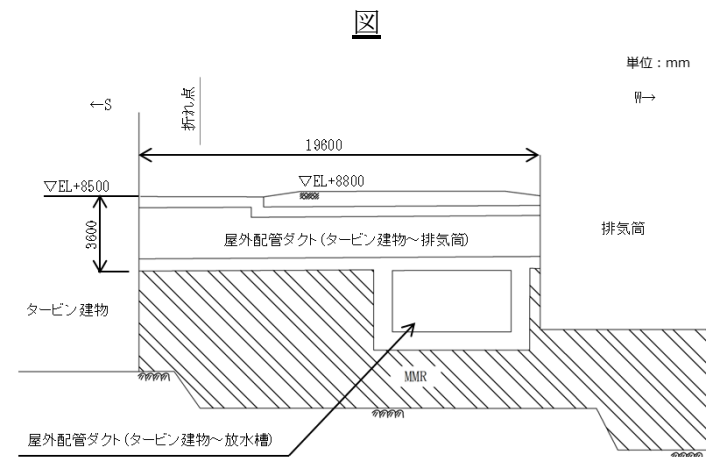
別添6-45図 軽油タンク室断面図 (A-A)



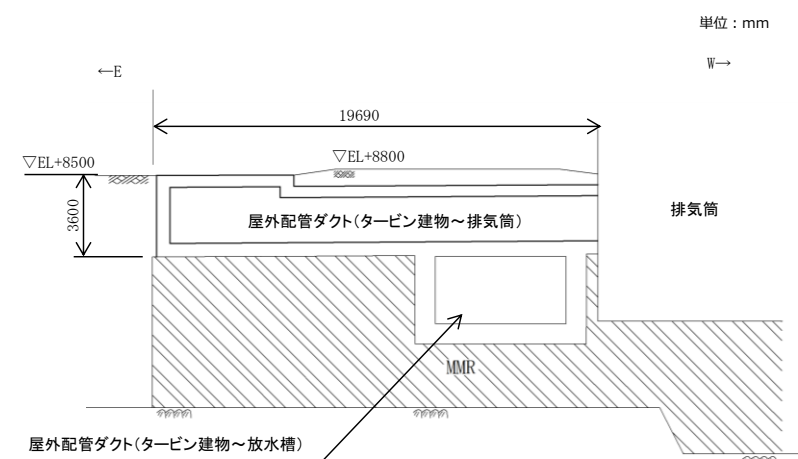
別添6-46図 軽油タンク室, 軽油タンク室 (H) 断面図 (C-C)



第6-2-52図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 平面

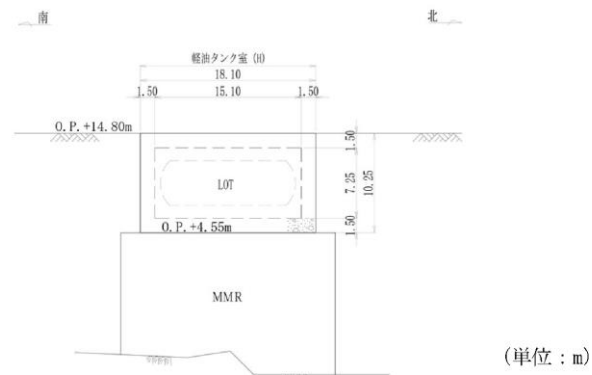


第6-2-53図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 縦断面  
図 (⑤-⑤断面)

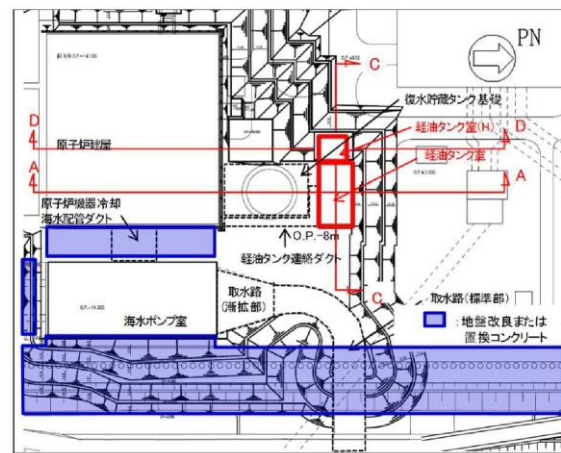


第6-2-54図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 縦断面  
図 (①-①断面)

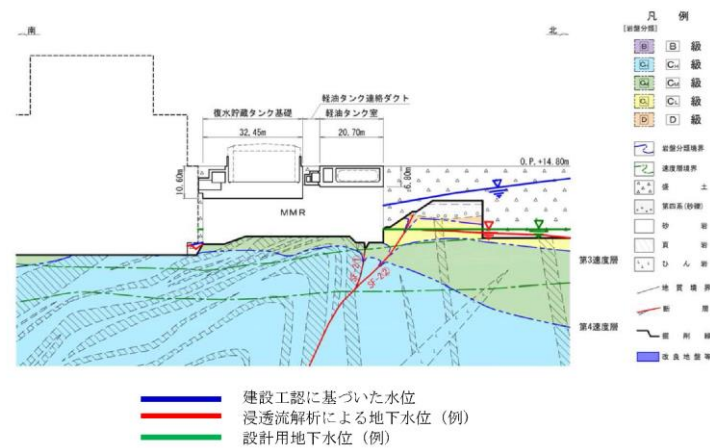
・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



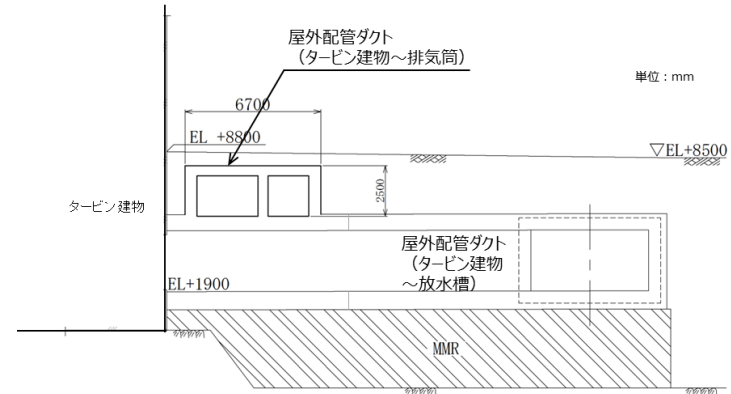
別添6-47図 軽油タンク室 (H) 断面図 (D-D)



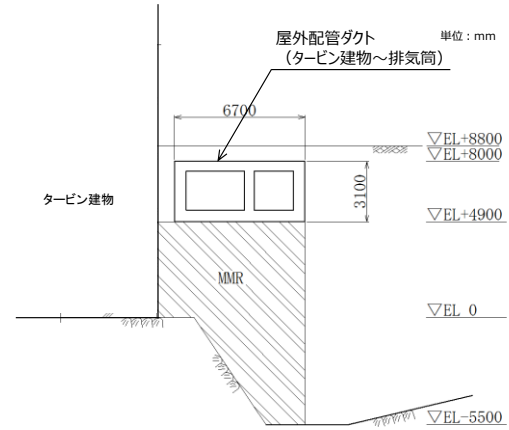
別添6-48図 軽油タンク室, 軽油タンク室 (H) 掘削図



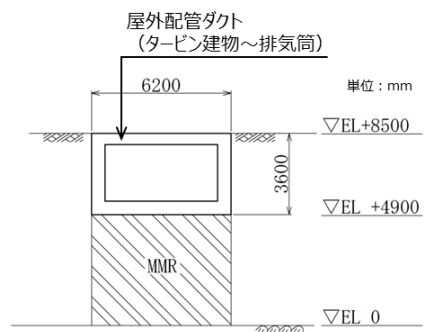
別添6-49図 軽油タンク室地質断面図 (A-A)



第6-2-55図 屋外配管ダクト (タービン建物~排気筒) 断面図 (2-2断面)

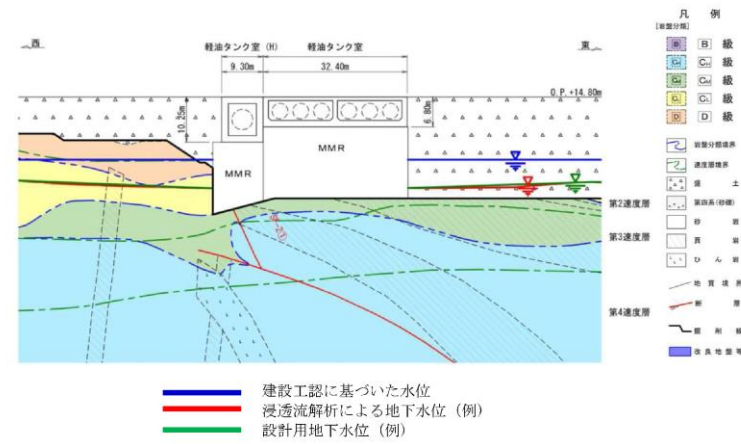


第6-2-56図 屋外配管ダクト (タービン建物~排気筒) 断面図 (3-3断面)

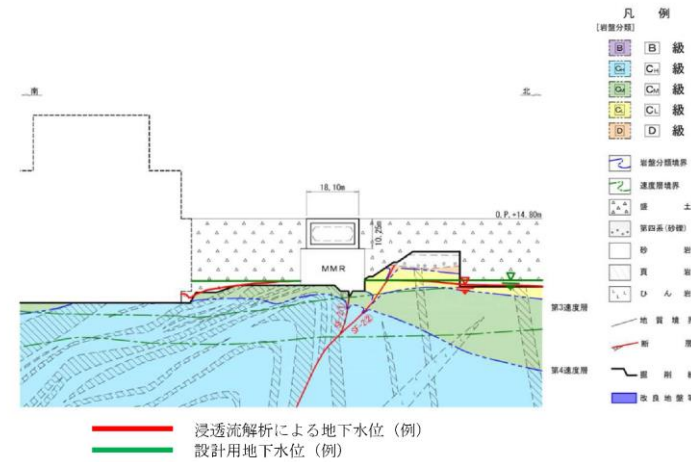


第6-2-57図 屋外配管ダクト (タービン建物~排気筒) 断面図 (4-4断面)

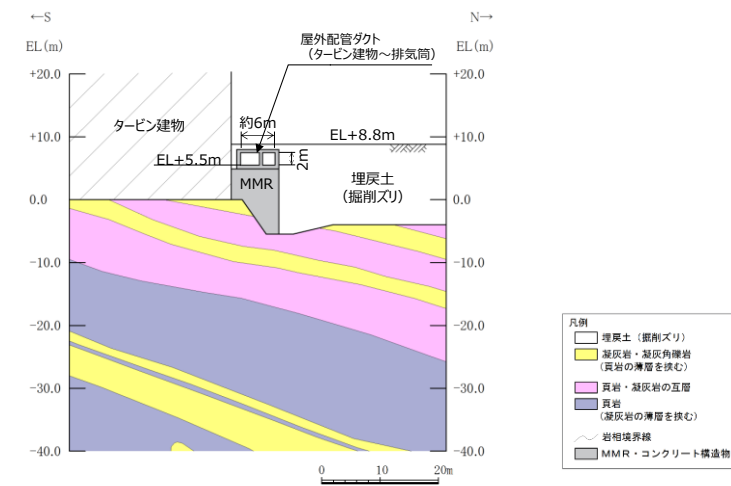
・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



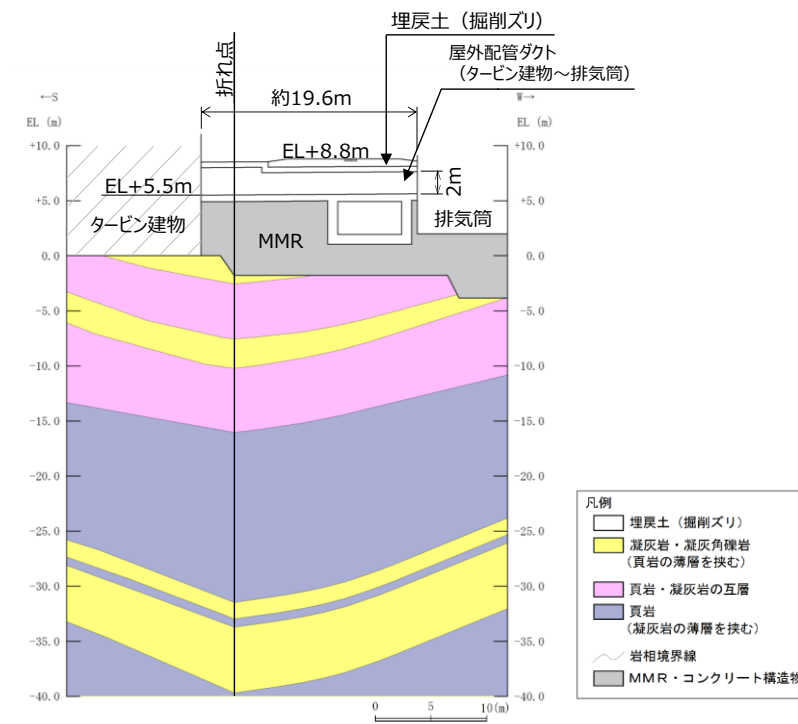
別添6-50図 軽油タンク室, 軽油タンク室 (H) 地質断面図 (C-C)



別添6-51図 軽油タンク室 (H) 地質断面図 (D-D)

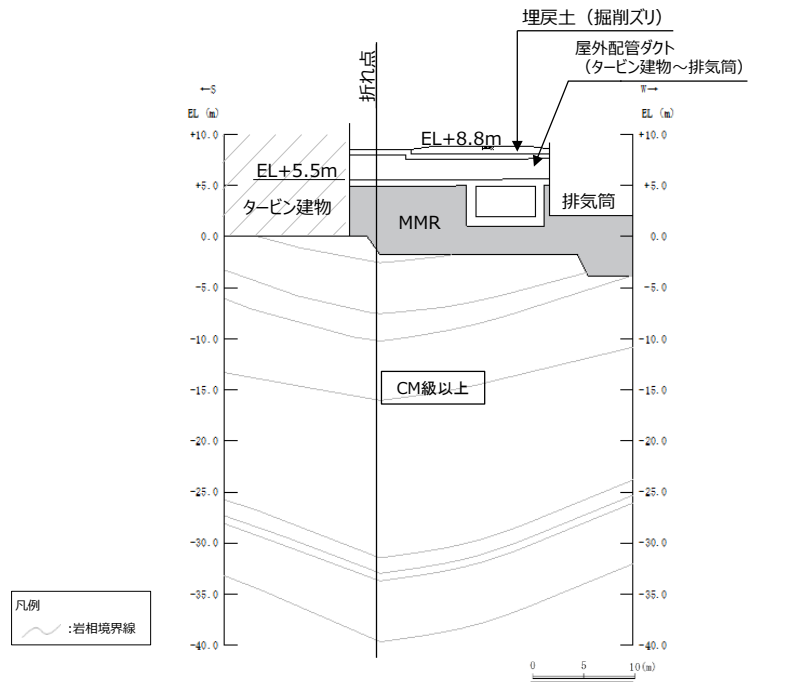


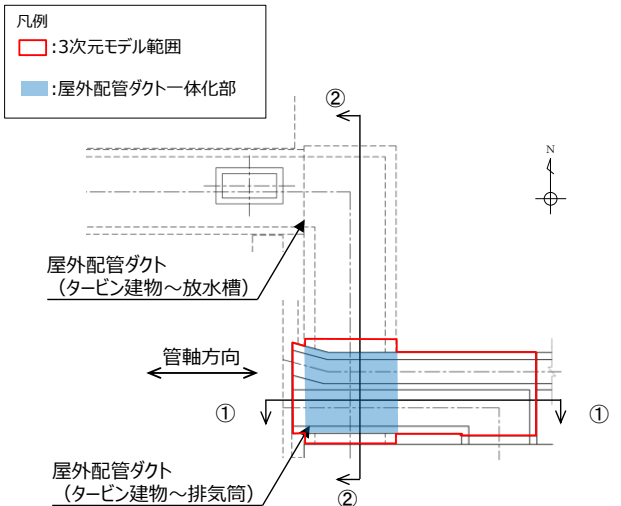
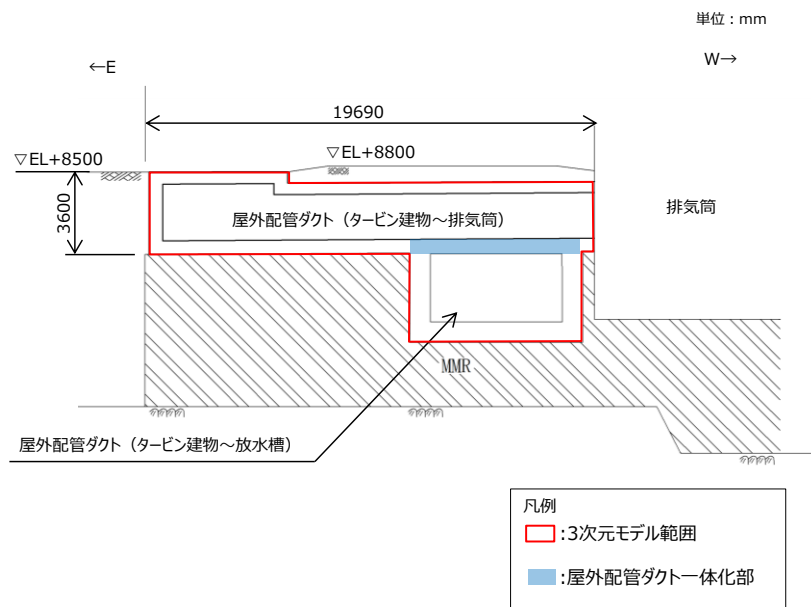
第6-2-58図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 地質断面図 (③-③断面)



第6-2-59図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 地質縦断面図 (⑤-⑤断面)

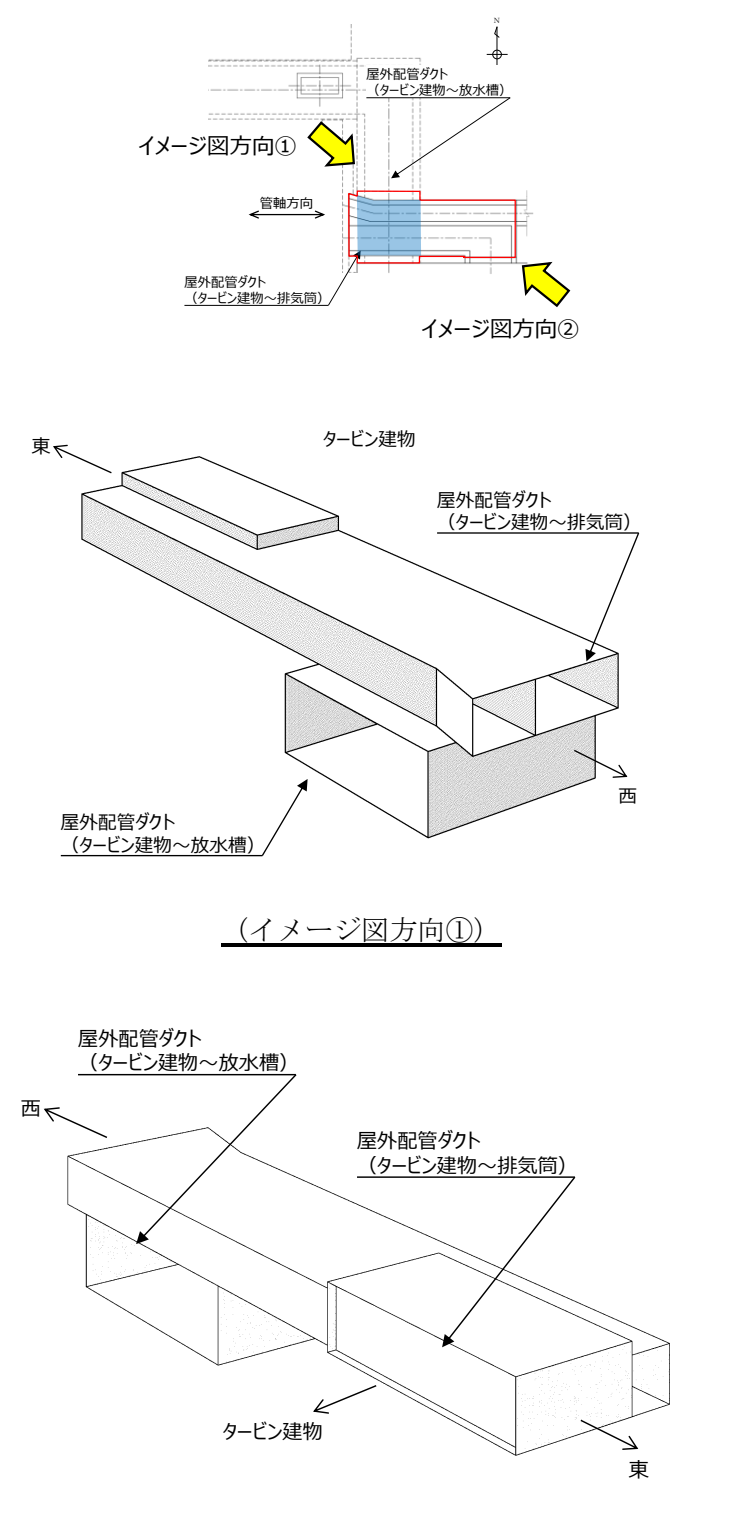
・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1736 924 2493 1008">第6-2-60図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) 岩級縦断図 (⑤-⑤断面)</p> <p data-bbox="1736 1060 2493 1186"><u>屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p data-bbox="1736 1197 2493 1459"><u>詳細設計段階において、構造的特徴、周辺状況、地震波の伝搬特性等を考慮して、3次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2方向から評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p data-bbox="2522 210 2789 378">・対象施設の相違 【女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>

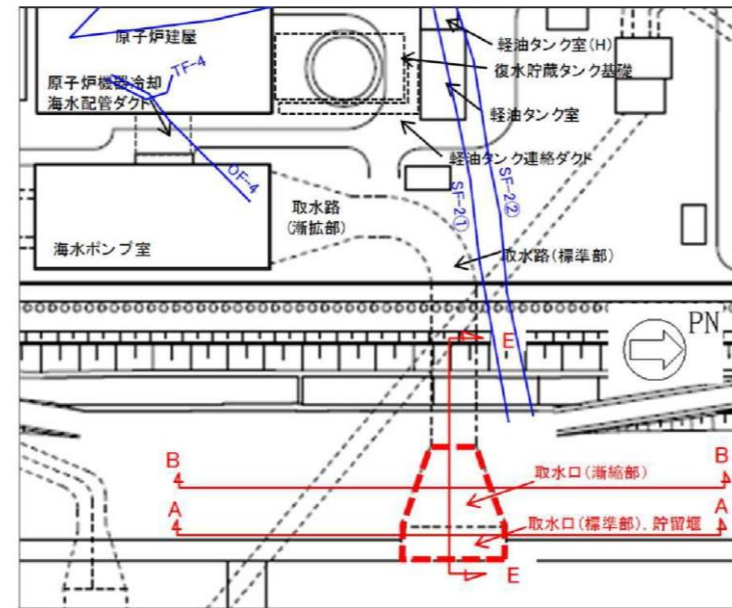
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p><b>【屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）の3次元モデルによる耐震評価】</b></p> <p>第6-2-61図～第6-2-63図に示すように、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）の底版の一部が、屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の頂版の一部と一体化している範囲があることから、当該部位のような複雑な構造における立体的な作用荷重を精緻に評価するため、3次元モデルによる耐震評価を実施する。</p>  <p>第6-2-61図 屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）平面図</p>  <p>第6-2-62図 屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）断面図 （①-①断面）</p>	<p>・記載の充実 【柏崎 6/7】 島根 2号炉では、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）におけるモデル化を含めた耐震評価の考え方を記載している</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考														
		<div data-bbox="1736 220 2493 766" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="1736 787 2493 871">         第6-2-63図 屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）断面図          (②-②断面)       </p> <p data-bbox="1736 966 2493 1228"> <u>屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の一体化部は、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）を間接支持する構造物であることから、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）と同じ要求機能を満足することを確認する。屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の一体化部の要求機能、目標性能、許容限界等を第6-2-3表に示す。</u> </p> <p data-bbox="1736 1281 2493 1365"> <u>第6-2-3表 屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）の一体化部における耐震評価条件</u> </p> <table border="1" data-bbox="1736 1375 2493 1459"> <thead> <tr> <th rowspan="2">要求機能</th> <th rowspan="2">要求機能に対する目標性能</th> <th colspan="2">許容限界</th> <th rowspan="2">解析手法</th> <th rowspan="2">解析モデル</th> </tr> <tr> <th>曲げ</th> <th>せん断</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支持機能</td> <td>終局状態に至らない</td> <td>限界層間変形角 又は圧縮線コンクリート限界ひずみ</td> <td>せん断耐力</td> <td>時刻歴応答解析</td> <td>地震データに基づくFEMモデル</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1736 1554 2493 1774"> <u>3次元モデル範囲は、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）と屋外配管ダクト（タービン建物～放水槽）のそれぞれの構造目地間とし、イメージを第6-2-64図に示す。なお、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）における耐震評価は、3次元FEMモデルによる静的線形解析により評価を行う。</u> </p>	要求機能	要求機能に対する目標性能	許容限界		解析手法	解析モデル	曲げ	せん断	支持機能	終局状態に至らない	限界層間変形角 又は圧縮線コンクリート限界ひずみ	せん断耐力	時刻歴応答解析	地震データに基づくFEMモデル	<p data-bbox="2522 210 2789 556">           ・記載の充実  <b>【柏崎6/7】</b>            島根2号炉では、屋外配管ダクト（タービン建物～排気筒）におけるモデル化を含めた耐震評価の考え方を記載している         </p>
要求機能	要求機能に対する目標性能	許容限界			解析手法	解析モデル											
		曲げ	せん断														
支持機能	終局状態に至らない	限界層間変形角 又は圧縮線コンクリート限界ひずみ	せん断耐力	時刻歴応答解析	地震データに基づくFEMモデル												

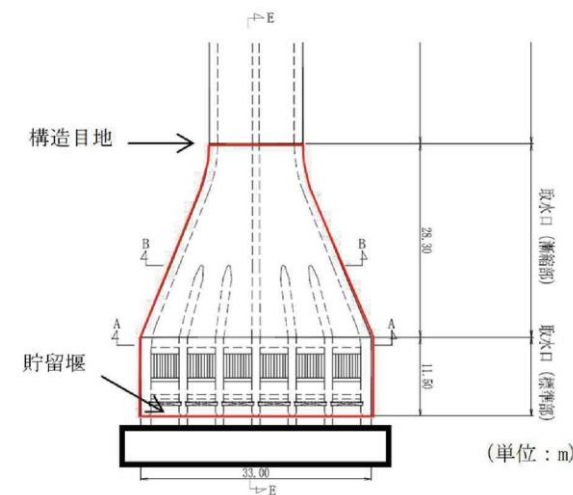


柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>第6-2-64図 屋外配管ダクト (タービン建物～排気筒) イメージ図</p>	<p>・記載の充実 【柏崎6/7】 島根2号炉では, 屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)におけるモデル化を含めた耐震評価の考え方を記載している</p>

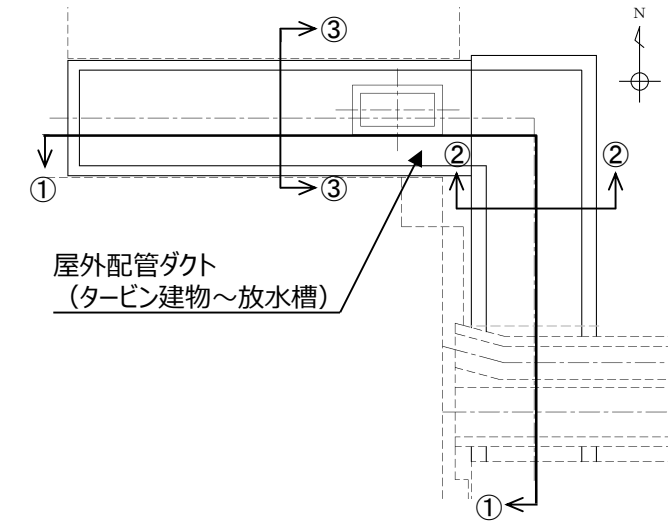
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.8 取水口, 貯留堰</p> <p>取水口及び貯留堰の配置図を別添6-52 図に, 平面図を別添6-53 図に, 断面図を別添6-54 図, 別添6-55 図, 別添6-56 図に, 掘削図を別添6-57 図に, 地質断面図を別添6-58 図, 別添6-59 図, 別添6-60 図にそれぞれ示す。</p> <p>取水口は非常用取水設備であり通水機能及び貯水機能が要求される。また, 貯留堰は非常用取水設備及び津波防護施設であり通水機能及び貯水機能が要求される。</p> <p>取水口は鉄筋コンクリート造の地中構造物であり, 延長11.5m, 内空幅□, 内空高さ□の六連カルバート構造の標準部と, 延長28.3mで内空幅□, 内空高さ□の六連カルバートから内空幅□, 内空高さ□の二連カルバートに断面が縮小する漸縮部より構成され, 構造物の断面が延長方向で異なり, 加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁等の面部材を有する箱形構造物である(別添6-53 図, 別添6-54 図, 別添6-55 図, 別添6-56 図)。</p> <p>よって, 構造的特徴, 周辺状況, 地震力の特性等を考慮して, 三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</p>	<p>2.8 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽)</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) の配置図を第 6-2-65 図に, 平面図を第 6-2-66 図に, 縦断面図を第 6-2-67 図に, 断面図を第 6-2-68 図～第 6-2-69 図に, 地質断面図を第 6-2-70 図に, 地質縦断面図を第 6-2-71 図に, 岩級縦断面図を第 6-2-72 図にそれぞれ示す。</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) は, S クラス設備である原子炉補機海水系配管等の間接支持機能が要求される。</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) は, 延長約 49m の鉄筋コンクリート造の地中構造物であり, 幅 7.6m, 高さ 4.7m のボックスカルバート構造, 幅 7.0m, 高さ 4.2m のボックスカルバート構造に大別される延長方向に断面の変化が小さい線状構造物である(第 6-2-68 図～第 6-2-69 図)。</p> <p>間接支持する配管の管軸方向と平行に配置される壁部材が多いので, 間接支持する配管の管軸方向が強軸となる。</p> <p>屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) はMMR を介して C<sub>M</sub> 級以上の岩盤に支持されている。</p>  <p>第6-2-65図 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) 配置図</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p>【女川2】</p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>



別添6-52図 取水口, 貯留堰配置図

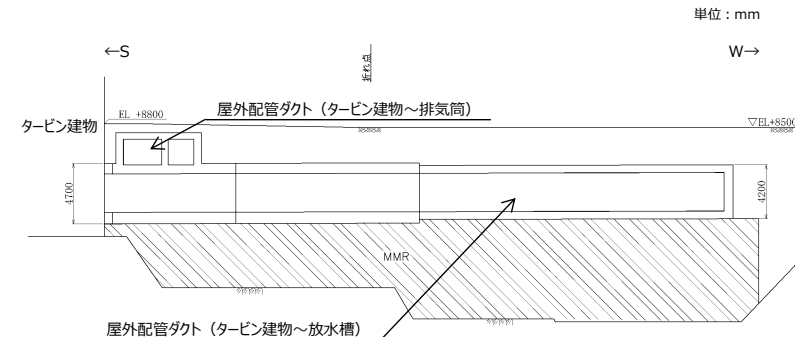


別添6-53図 取水口, 貯留堰平面図



第6-2-66図 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) 平面

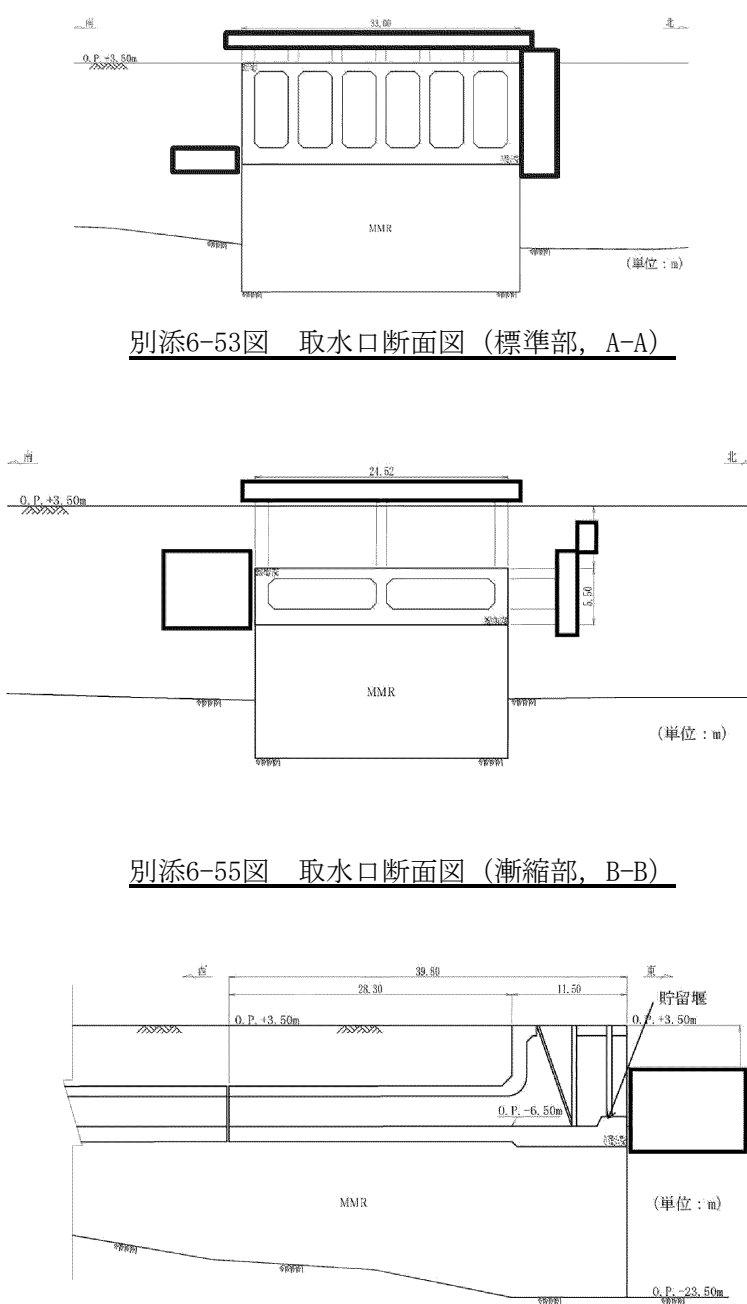
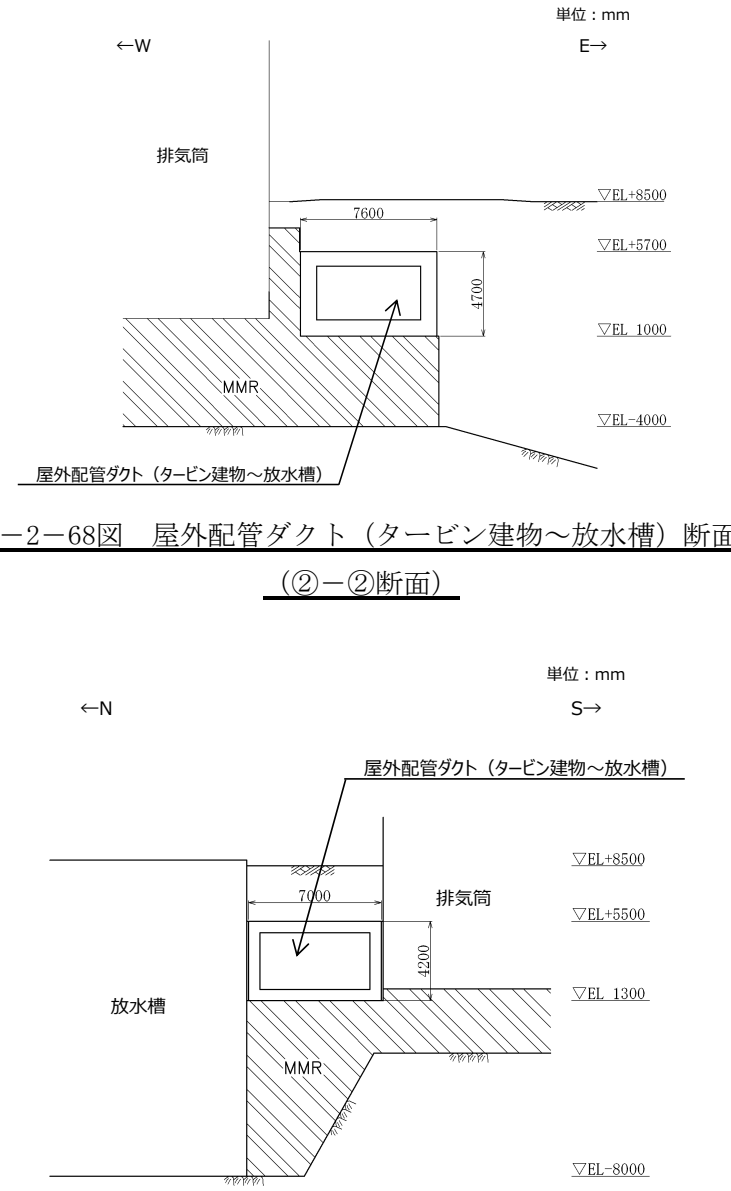
図

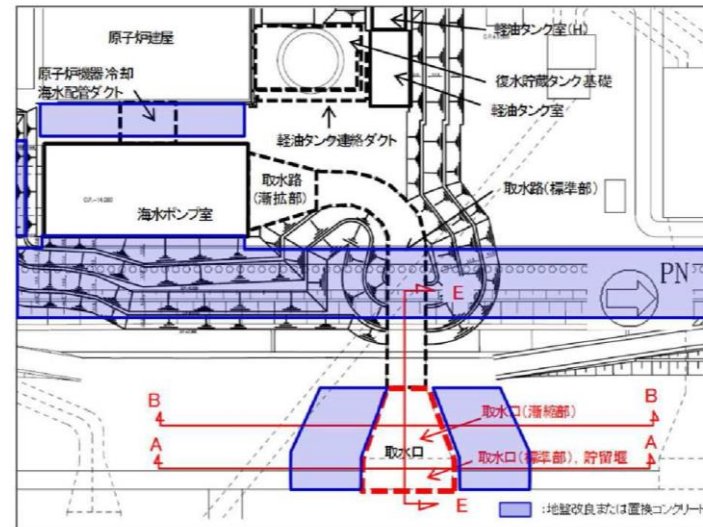


第6-2-67図 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) 縦断

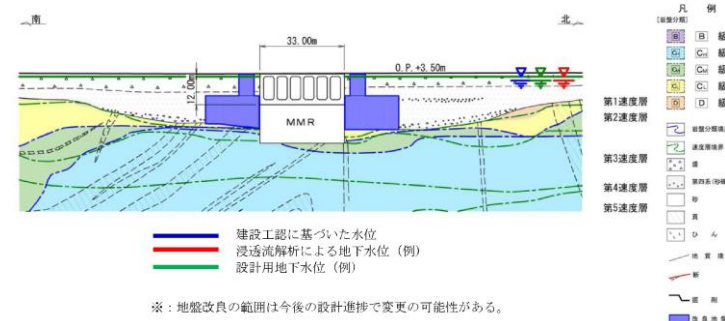
図 (①-①断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

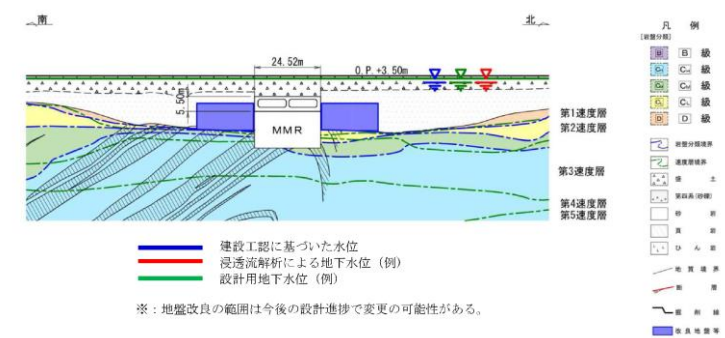
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>別添6-53図 取水口断面図 (標準部, A-A)</p> <p>別添6-55図 取水口断面図 (漸縮部, B-B)</p> <p>別添6-56図 取水口, 貯留堰縦断面図 (E-E)</p>	 <p>第6-2-68図 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) 断面図 (②-②断面)</p> <p>第6-2-69図 屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) 断面図 (③-③断面)</p>	<p>・対象施設の相違 【女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>



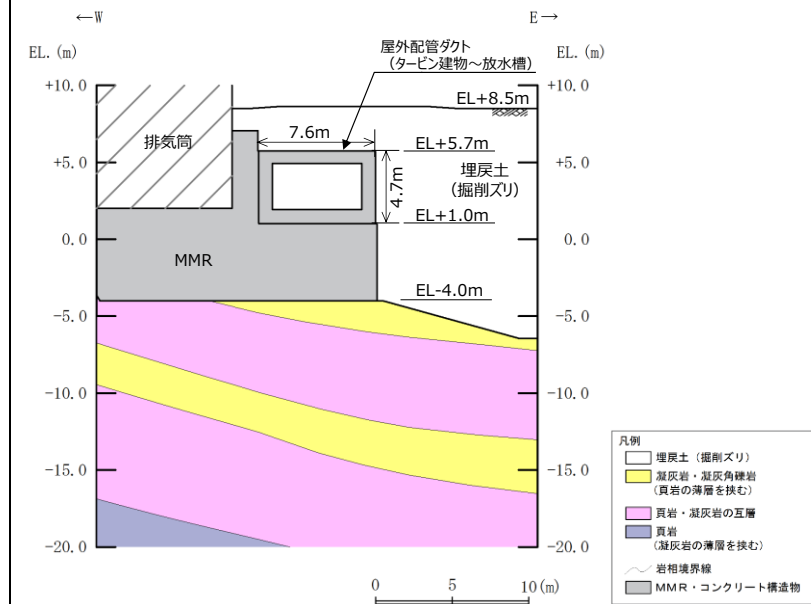
別添6-57図 取水口掘削図



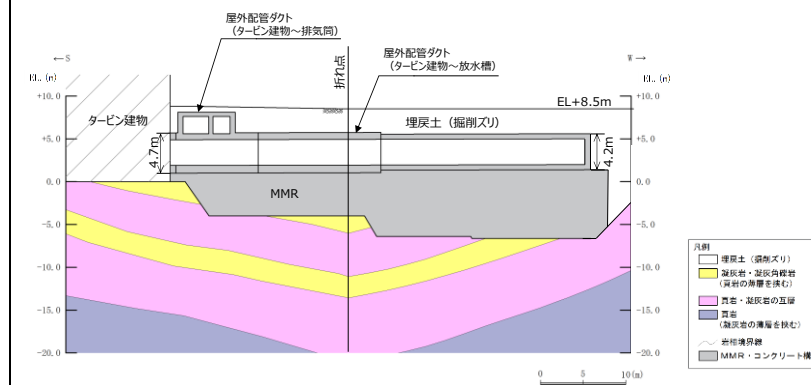
別添6-58図 取水口地質断面図(標準部, A-A)



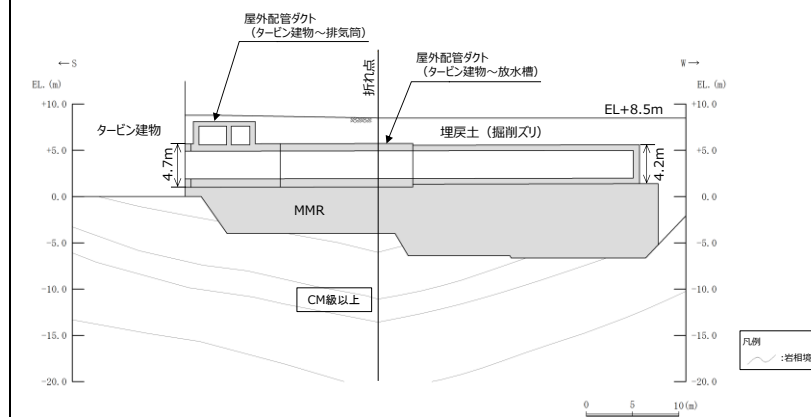
別添6-59図 取水口地質断面図(漸縮部, B-B)



第6-2-70図 屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)地質断面図(②-②断面)



第6-2-71図 屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)地質縦断面図(①-①断面)

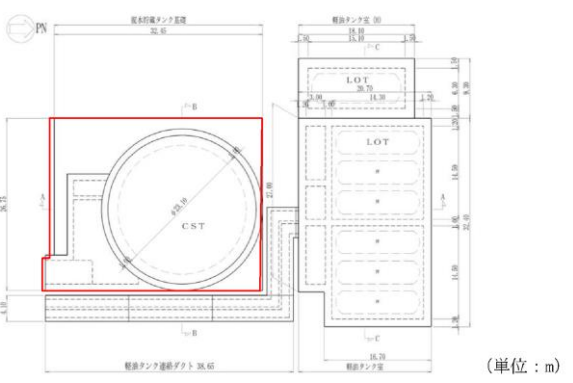
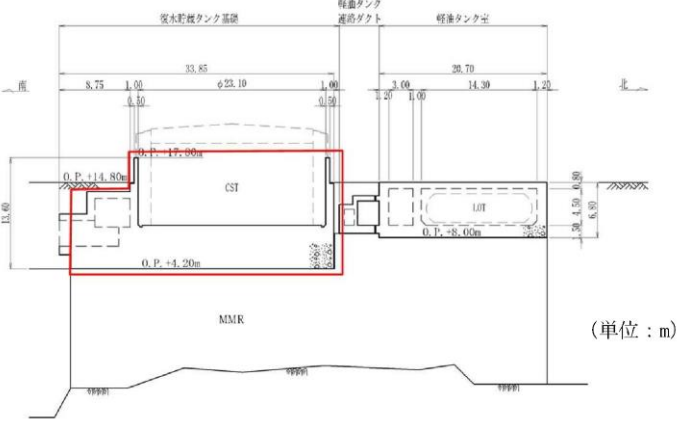
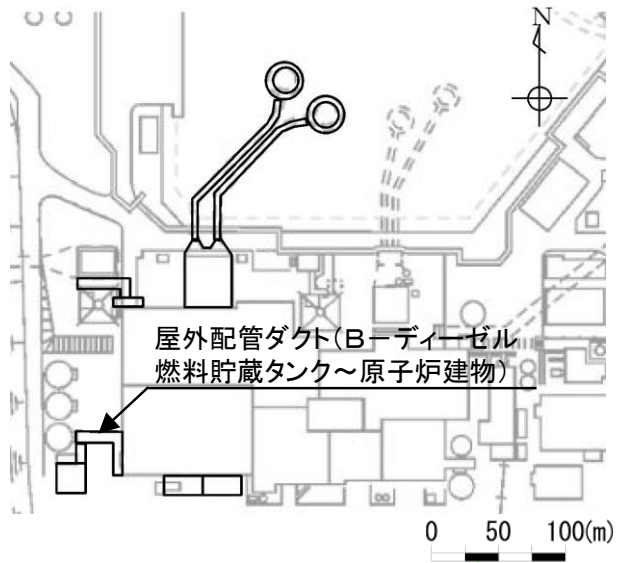
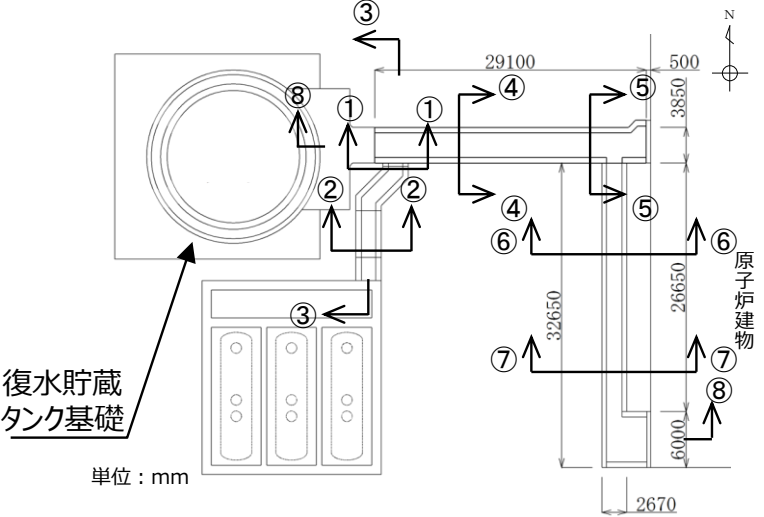


第6-2-72図 屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)岩級縦断面図(①-①断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

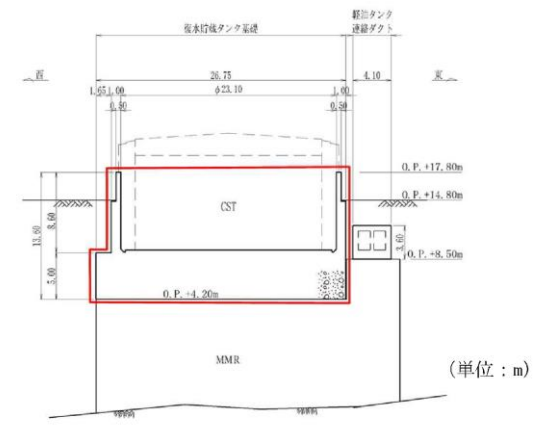
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>別添6-60図 取水口、貯留堰地質断面図 (縦断, E-E)</p>	<p>屋外配管ダクト (タービン建物～放水槽) について、<u>間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p>・対象施設の相違 【女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.9 復水貯蔵タンク基礎</p> <p><u>復水貯蔵タンク基礎の配置図を別添6-61 図に、平面図を別添6-62 図に、断面図を別添6-63 図、別添6-64 図に、掘削図を別添6-65 図に、地質断面図を別添6-66図、別添6-67 図にそれぞれ示す。</u></p> <p><u>復水貯蔵タンク基礎は、常設重大事故等対処設備である復水貯蔵タンクを間接支持しており、支持機能が要求される。</u></p> <p><u>復水貯蔵タンク基礎は、幅26.75m(東西方向)×32.45m(南北方向)、高さ13.6mの鉄筋コンクリート造の地中構造物で、復水貯蔵タンクを間接支持する基礎版と円筒形の遮蔽壁から構成され、構造物の断面が延長方向で異なり、加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁等の面部材を有する箱形構造物である(別添6-62 図、別添6-63 図、別添6-64 図)。</u></p> <p><u>よって、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</u></p> <div data-bbox="1053 1344 1587 1753" data-label="Diagram"> <p>The diagram shows a plan view of the facility layout. Key components labeled include: 原子炉建屋 (Nuclear Reactor Building), 原子炉機器冷却水配管ダクト (Nuclear Instrument Cooling Water Duct), 海水ポンプ室 (Seawater Pump Room), 取水路(備蓄部) (Water Intake Path - Reserve), 取水路(標準部) (Water Intake Path - Standard), 貯油タンク室 (Fuel Oil Tank Room), 貯油タンク室(H) (Fuel Oil Tank Room H), 貯油タンク室(L) (Fuel Oil Tank Room L), 貯油タンク室(標準部) (Fuel Oil Tank Room - Standard), 貯油タンク室(備蓄部) (Fuel Oil Tank Room - Reserve), 復水貯蔵タンク基礎 (Recovery Water Storage Tank Foundation), and 貯油タンク室(標準部) (Fuel Oil Tank Room - Standard). Section lines A-A and B-B are indicated with arrows.</p> </div> <p>別添6-61図 復水貯蔵タンク基礎配置図</p>	<p>2.9 屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)</p> <p><u>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)の配置図を第6-2-73図に、平面図を第6-2-74図に、縦断面図を第6-2-75図～第6-2-76図に、断面図を第6-2-77図～第6-2-82図に、地質断面図を第6-2-83図～第6-2-85図に、地質縦断面図を第6-2-86図～第6-2-87図に、岩級縦断面図を第6-2-88図～第6-2-89図にそれぞれ示す。</u></p> <p><u>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)は、Sクラス設備であるB-ディーゼル燃料移送系配管・弁の間接支持機能が要求される。</u></p> <p><u>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)は、延長約75mの鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、幅2.67m～3.85m、高さ3.55～4.25mのボックスカルバート構造の延長方向に断面の変化が小さい線状構造物である(第6-2-77図～第6-2-82図)。</u></p> <p><u>屋外配管ダクト(B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物)は、一部MMRを介してC<sub>M</sub>級以上の岩盤に支持されている。</u></p> <p><u>間接支持する配管の管軸方向と直交する方向に配置される壁面部材が少ないので、間接支持する配管の管軸方向が強軸となり、管軸直交方向が弱軸となる。</u></p>	<p>備考</p> <p>・対象施設の相違</p> <p><b>【女川2】</b></p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>

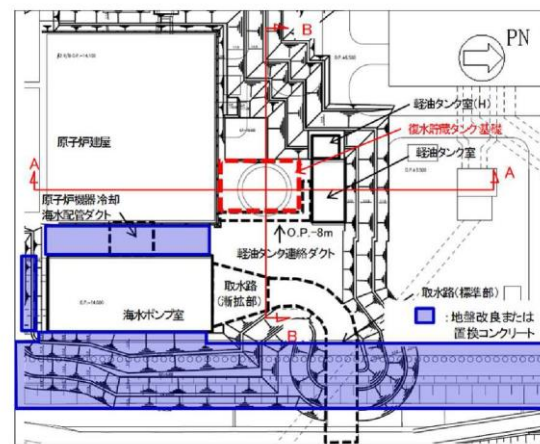
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>別添6-62図 復水貯蔵タンク基礎平面図</p>  <p>別添6-63図 復水貯蔵タンク基礎断面図 (A-A)</p>	 <p>第6-2-73図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ~ 原子炉建物) 配置図</p>  <p>第6-2-74図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ~ 原子炉建物) 平面図</p>	<p>・対象施設の相違  <b>【女川2】</b>  対象施設の相違による記載内容の相違</p>



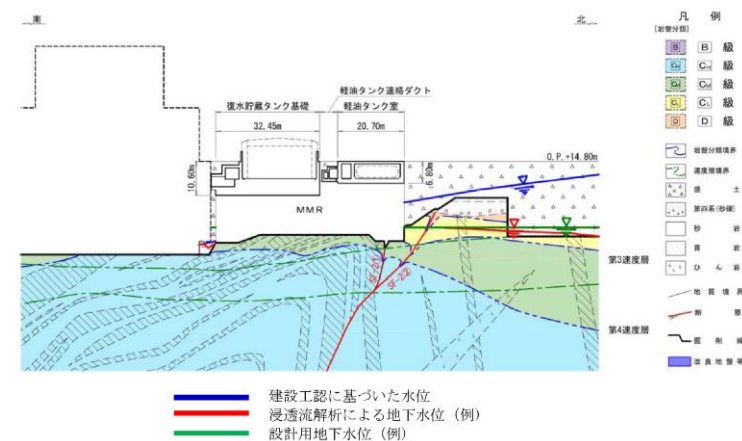
・対象施設の相違  
**【女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違



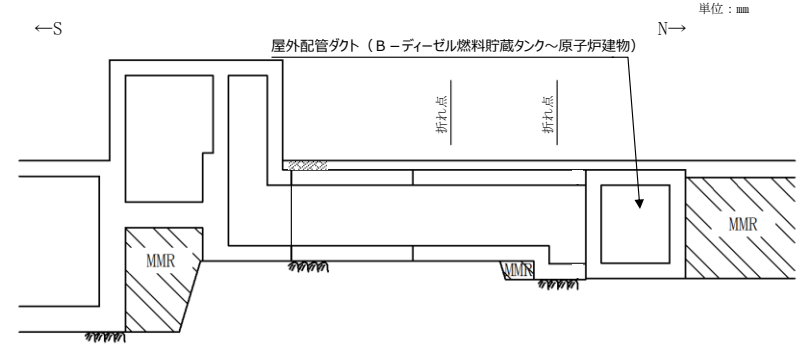
別添6-64図 復水貯蔵タンク基礎平面図



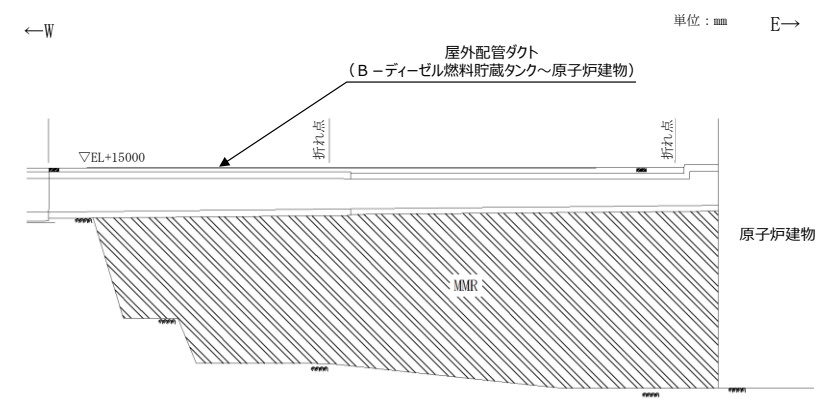
別添6-65図 復水貯蔵タンク基礎掘削図



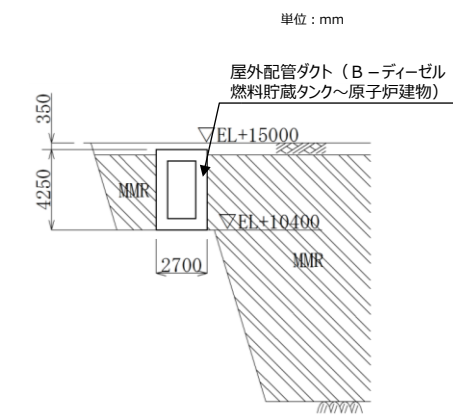
別添6-66図 復水貯蔵タンク地質断面図 (A-A)



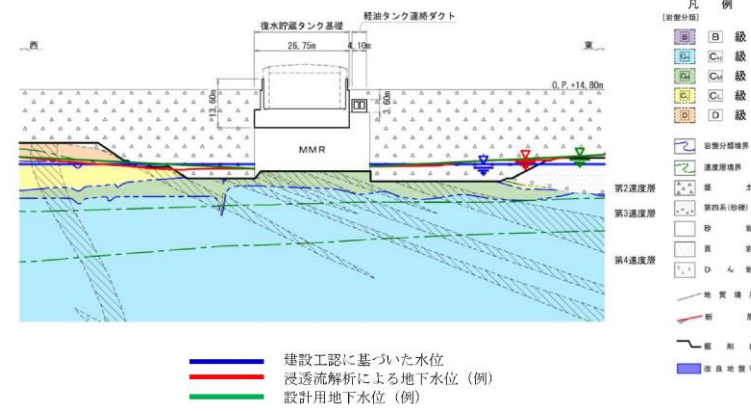
第6-2-75図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物) 縦断面図 (③-③断面)



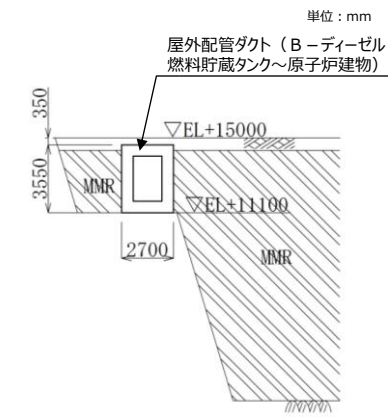
第6-2-76図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物) 縦断面図 (⑧-⑧断面)



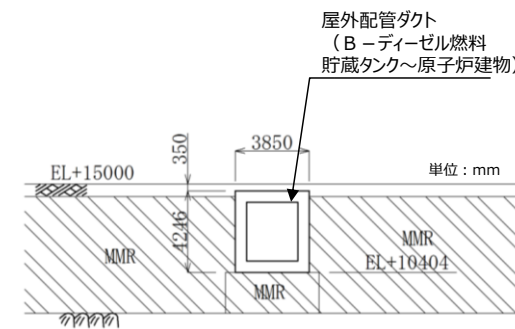
第6-2-77図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク~原子炉建物) 断面図 (①-①断面)



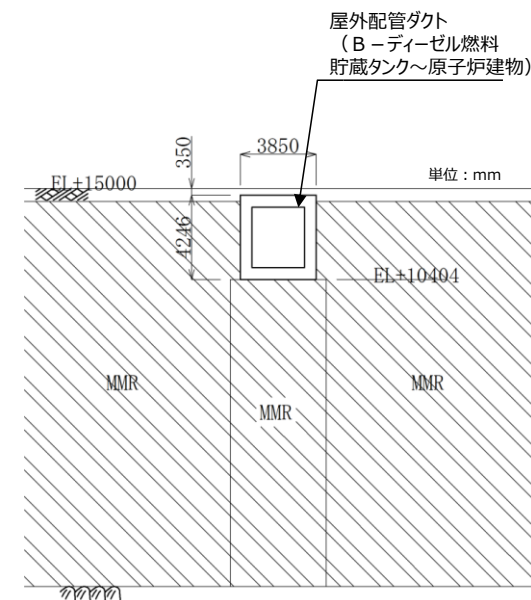
別添6-67図 復水貯蔵タンク地質断面図 (B-B)



第6-2-78図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 断面図 (②-②断面)

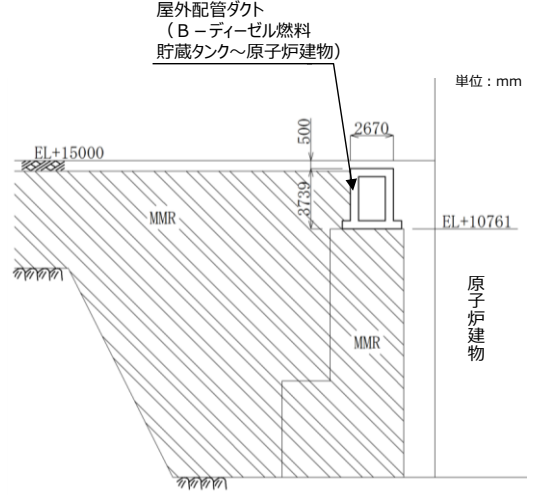
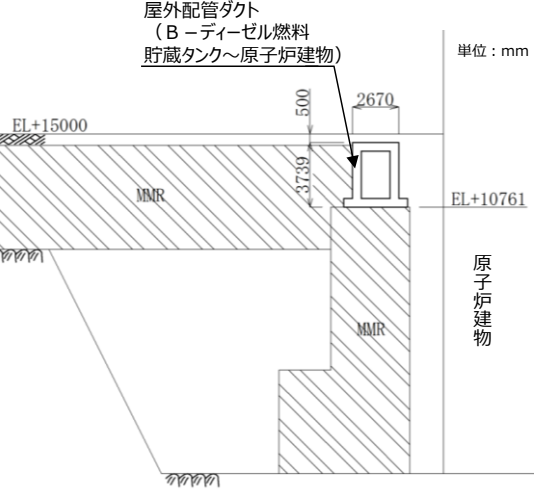


第6-2-79図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 断面図 (④-④断面)



第6-2-80図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物) 断面図 (⑤-⑤断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

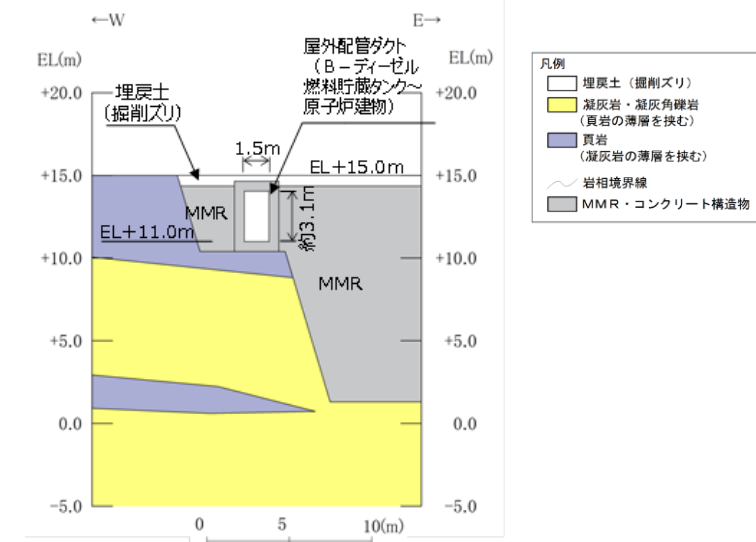
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>第6-2-81図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ~原子炉建物) 断面図 (⑥-⑥断面)</p>  <p>第6-2-82図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク ~原子炉建物) 断面図 (⑦-⑦断面)</p>	<p>・対象施設の相違 【女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

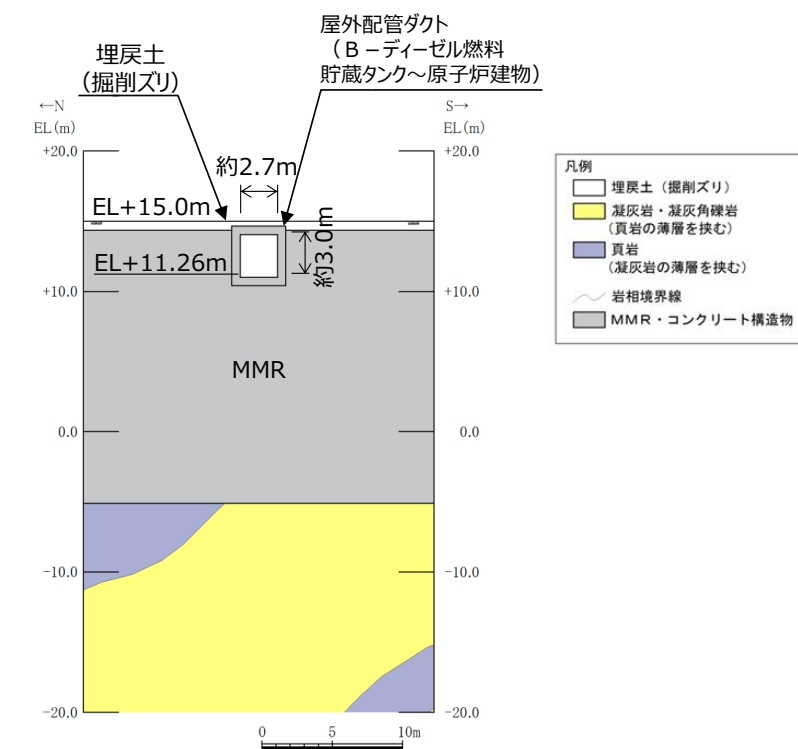
女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



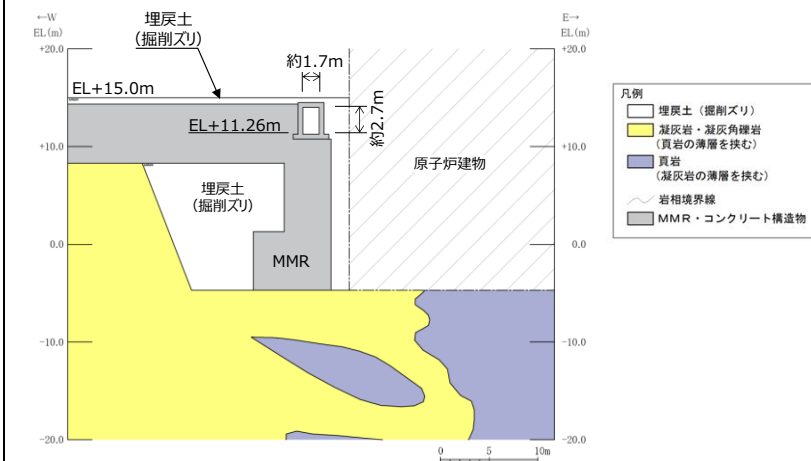
第6-2-83図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク  
~原子炉建物) 地質断面図 (①-①断面)



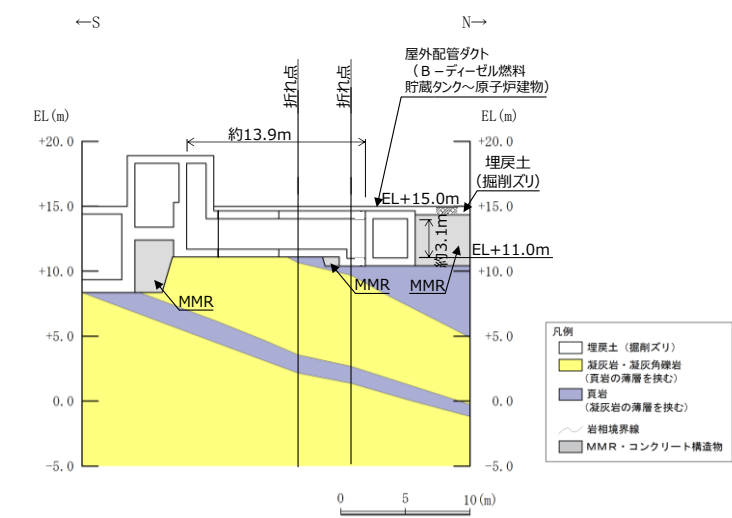
第6-2-84図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク  
~原子炉建物) 地質断面図 (⑤-⑤断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

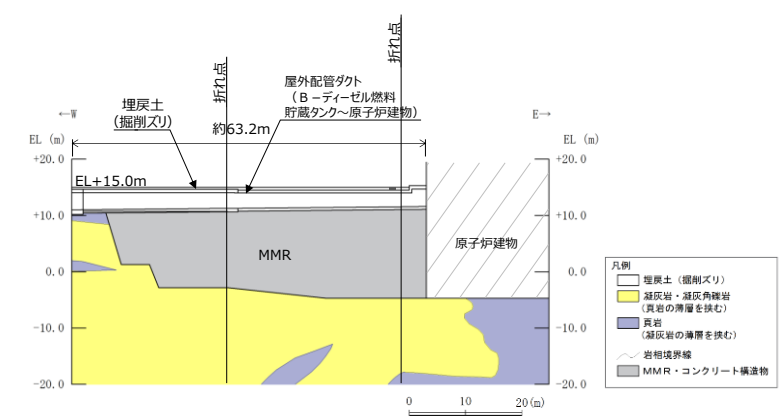
・対象施設の相違  
**【女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違



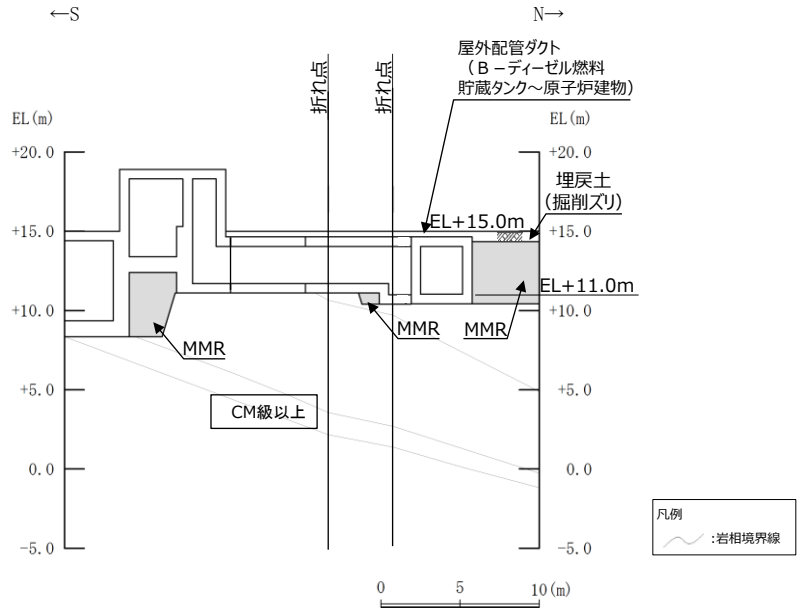
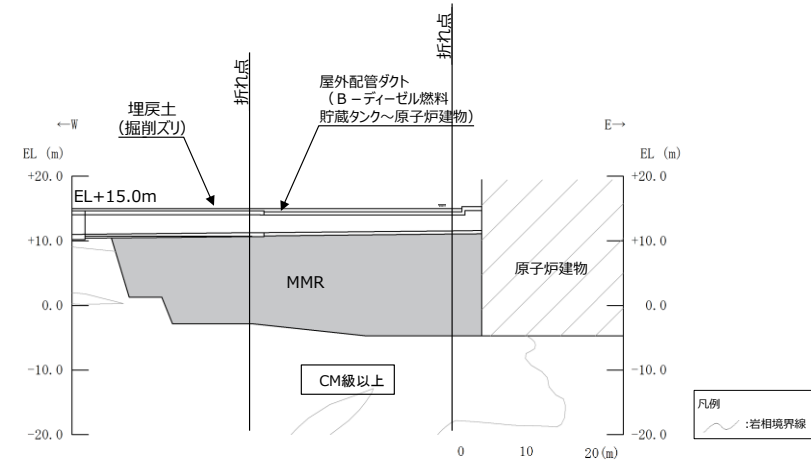
第6-2-85図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク  
 ~原子炉建物) 地質断面図 (⑦-⑦断面)



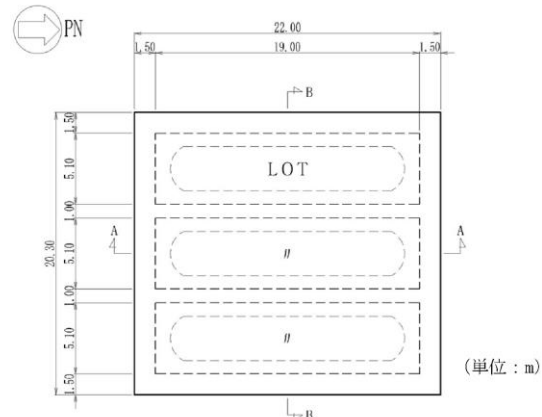
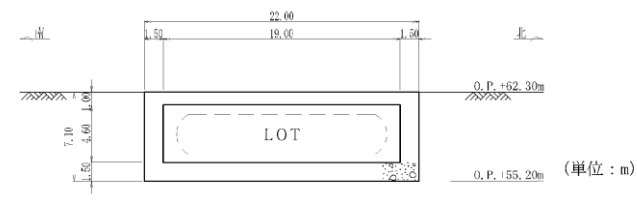
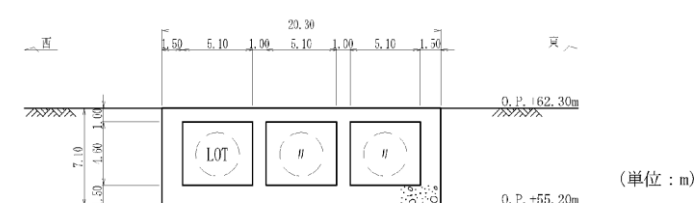
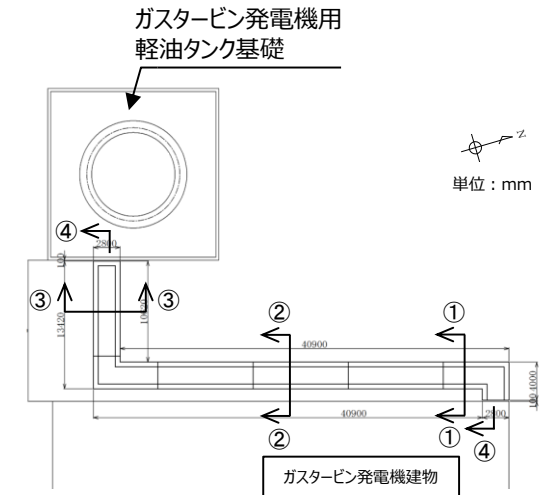
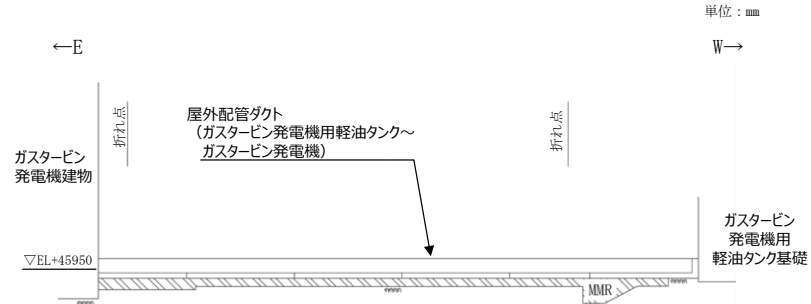
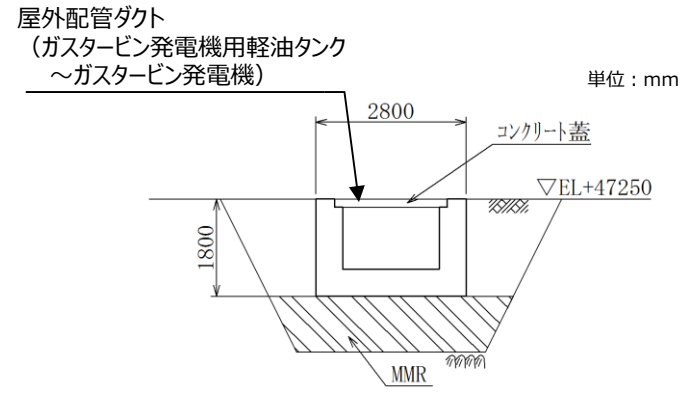
第6-2-86図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク  
 ~原子炉建物) 地質縦断面図 (③-③断面)



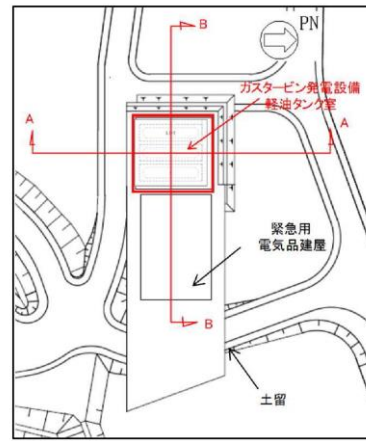
第6-2-87図 屋外配管ダクト (B-ディーゼル燃料貯蔵タンク  
 ~原子炉建物) 地質縦断面図 (⑧-⑧断面)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p>第6-2-88図 屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物） 岩級縦断面図（③-③断面）</p>  <p>第6-2-89図 屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物） 岩級縦断面図（⑧-⑧断面）</p> <p>屋外配管ダクト（B-ディーゼル燃料貯蔵タンク～原子炉建物）について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</p> <p>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</p>	<p>・対象施設の相違</p> <p><b>【女川2】</b></p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>

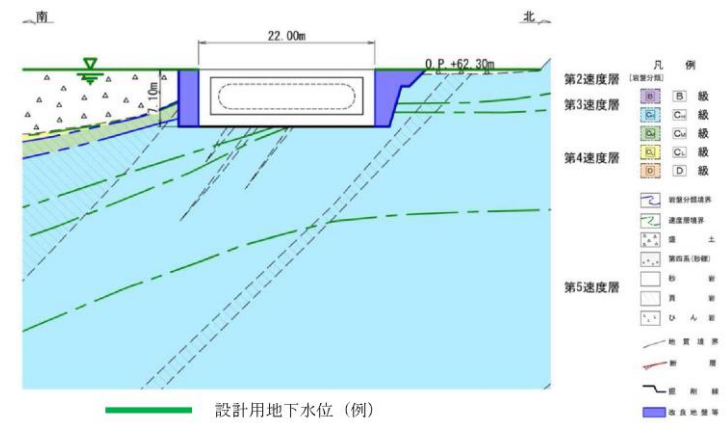
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>2.10 <u>ガスタービン発電設備軽油タンク室</u></p> <p><u>ガスタービン発電設備軽油タンク室の配置図を別添6-68 図に、平面図を別添6-69 図に、断面図を別添6-70 図、別添6-71 図に、掘削図を別添6-72 図に、地質断面図を別添6-73 図、別添6-74 図にそれぞれ示す。</u></p> <p><u>ガスタービン発電設備軽油タンク室は常設重大事故等対処設備であるガスタービン発電設備軽油タンクを間接支持しており、支持機能が要求される。</u></p> <p><u>ガスタービン発電設備軽油タンク室は、幅20.3m (東西方向) ×22m (南北方向)、高さ7.1m の鉄筋コンクリート造の地中構造物で、構造物の断面が延長方向で異なり、加振方向に平行に配置される妻壁や隔壁等の面部材を有する箱形構造物である (別添6-69 図、別添6-70 図、別添6-71 図)。</u></p> <p><u>よって、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、三次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2 方向から評価対象断面として選定する。</u></p> <div data-bbox="1121 1136 1528 1604" data-label="Diagram"> </div> <p>別添6-68図 <u>ガスタービン発電設備軽油タンク室配置図</u></p>	<p>2.10 <u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機)</u></p> <p><u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) の配置図を第6-2-90図に、平面図を第6-2-91図に、縦断面図を第6-2-92図に、断面図を第6-2-93図～第6-2-95図に、地質断面図を第6-2-96図に、地質縦断面図を第6-2-97 図に、岩級縦断面図を第6-2-98図にそれぞれ示す。</u></p> <p><u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) は、常設重大事故等対処設備であるガスタービン発電機用燃料移送配管・弁の間接支持機能が要求される。</u></p> <p><u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) は、延長58.32m、幅2.8m、高さ1.8mの鉄筋コンクリート造の地中構造物であり、延長方向に断面の変化がない線状構造物である (第6-2-93～第6-2-95図)。</u></p> <p><u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) は、MMRを介してC<sub>M</sub>級以上の岩盤に支持されている。</u></p> <p><u>間接支持する配管の管軸方向と直交する方向に配置される壁面部材が少ないので、間接支持する配管の管軸方向が強軸となり、管軸直交方向が弱軸となる。</u></p> <div data-bbox="1834 1171 2407 1703" data-label="Diagram"> </div> <p>第6-2-90図 <u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 配置図</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の相違【女川2】</li> <li>対象施設の相違による記載内容の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>別添6-69図 ガスタービン発電設備軽油タンク室配置図</p>  <p>別添6-70図 ガスタービン発電設備軽油タンク室断面図 (A-A)</p>  <p>別添6-71図 ガスタービン発電設備軽油タンク室断面図 (B-B)</p>	 <p>第6-2-91図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク〜ガスタービン発電機) 平面図</p>  <p>第6-2-92図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク〜ガスタービン発電機) 縦断面図 (④-④断面)</p>  <p>第6-2-93図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク〜ガスタービン発電機) 断面図 (①-①断面)</p>	<p>・対象施設の相違  <b>【女川2】</b>  対象施設の相違による記載内容の相違</p>

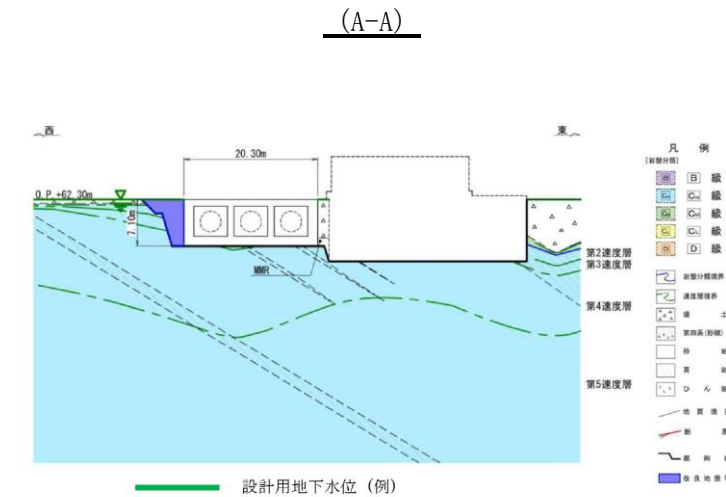




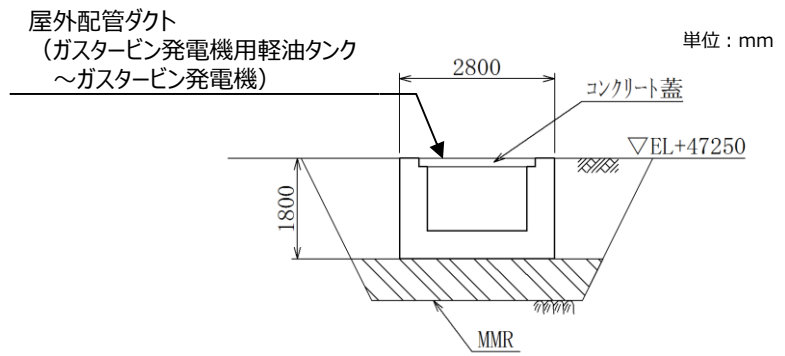
別添6-72図 ガスタービン発電設備軽油タンク室掘削図



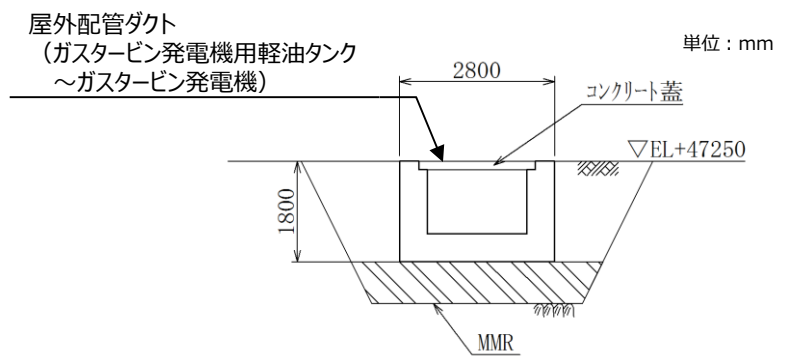
別添6-73図 ガスタービン発電設備軽油タンク室地質断面図 (A-A)



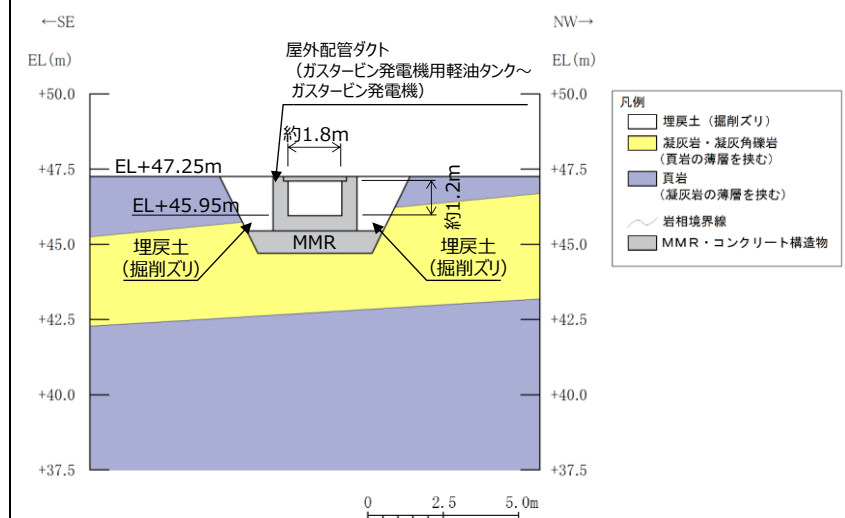
別添6-74図 ガスタービン発電設備軽油タンク室地質断面図 (B-B)



第6-2-94図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 断面図 (②-②断面)



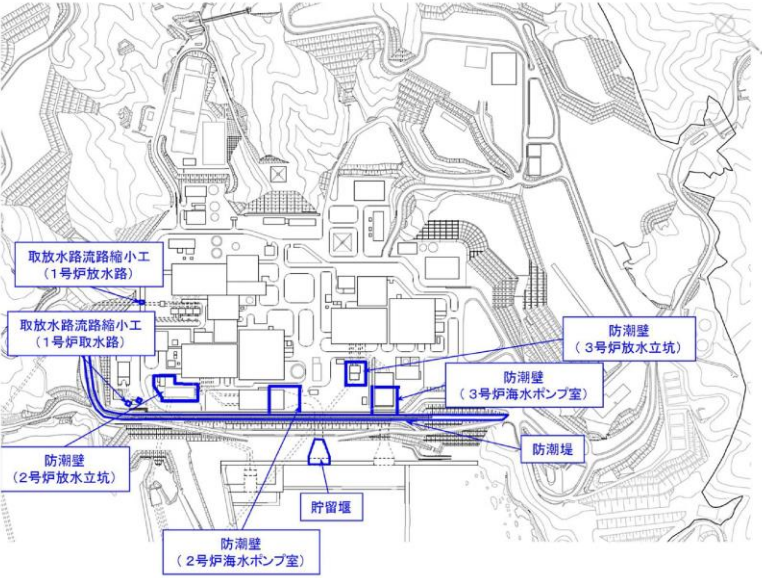
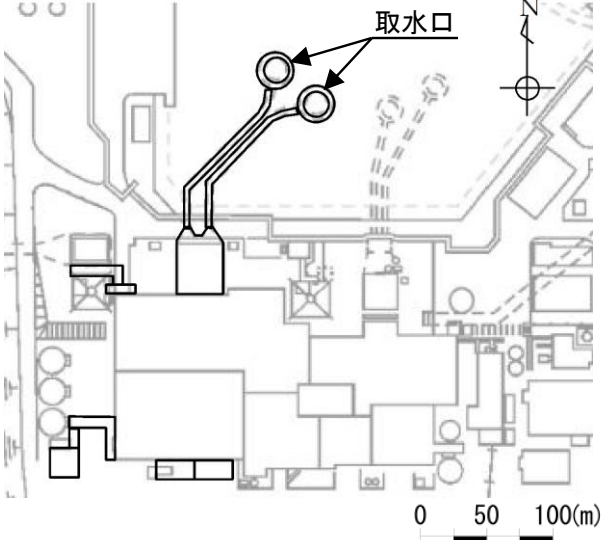
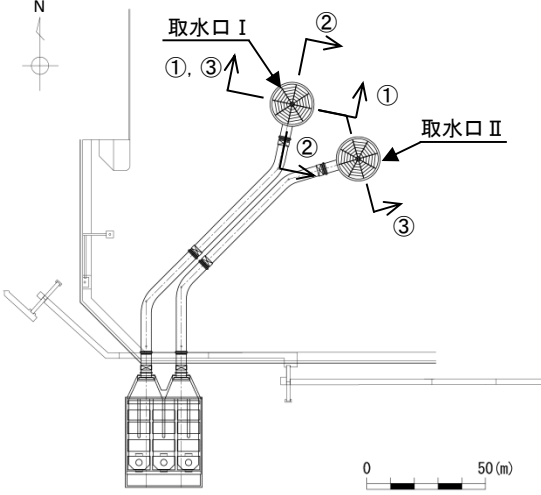
第6-2-95図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 断面図 (③-③断面)



第6-2-96図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 地質断面図 (②-②断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>第6-2-97図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 地質縦断図 (④-④断面)</p> <p>第6-2-98図 屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) 岩級縦断図 (④-④断面)</p> <p><u>屋外配管ダクト (ガスタービン発電機用軽油タンク～ガスタービン発電機) について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点から踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p>・対象施設の相違</p> <p><b>【女川2】</b></p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. 津波防護施設の耐震評価における断面選定の考え方</p> <p>本章では、津波防護施設である、防潮堤、防潮壁及び取放水路流路縮小工の断面選定の考え方を示す。なお、貯留堰の耐震評価は、取水口と同じモデルで評価するため、取水口の断面選定の基本方針に準ずる。</p> <p>別添6-75 図に津波防護施設の全体配置図を示す。          なお、津波防護施設の設計においては、2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動に伴う、約1m の沈降を考慮する。</p>  <p>別添6-75図 津波防護施設の全体配置図</p>	<p>2.11 取水口</p> <p>取水口の配置図を第6-2-99図に、平面図を第6-2-100図に、断面図を第6-2-101図～第6-2-102図に、地質断面図を第6-2-103図～第6-2-104図に、岩級断面図を第6-2-105図～第6-2-106図にそれぞれ示す。</p> <p>取水口は、非常用取水設備であり、通水機能が要求される。          取水口は、直径18.6m、高さ13mの基部をアンカーコンクリートで巻き立てられた鋼製の構造物である。</p> <p>取水口はC<sub>M</sub>級以上の岩盤に直接支持されている。          取水口は円筒状構造物であるため、強軸及び弱軸が明確ではない。</p>  <p>第6-2-99図 取水口 配置図</p>  <p>第6-2-100図 取水口 平面図</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の相違【女川2】</li> <li>対象施設の相違による記載内容の相違</li> </ul>

3.1 防潮堤

防潮堤の平面図を別添6-76 図に、縦断面図を別添6-77 図に示す。防潮堤は、鋼管式鉛直壁（一般部）、鋼管式鉛直壁（岩盤部）及び盛土堤防に区分され、総延長は約800m、天端高さはO. P. +29mからなる。鋼管式鉛直壁（一般部）、鋼管式鉛直壁（岩盤部）及び盛土堤防の構造を別添6-78 図～別添6-82 図に示す。

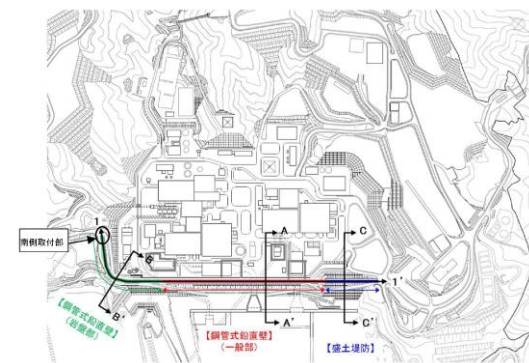
防潮堤は、屋外重要土木構造物等と同様の考え方に加え、各部位の役割及び設計方針を踏まえ、津波に対する止水機能維持も含めた耐震評価を行うため、耐震・耐津波評価を行う上で厳しい断面を選定する。

以下に断面選定に関連する評価上の留意点を示す。

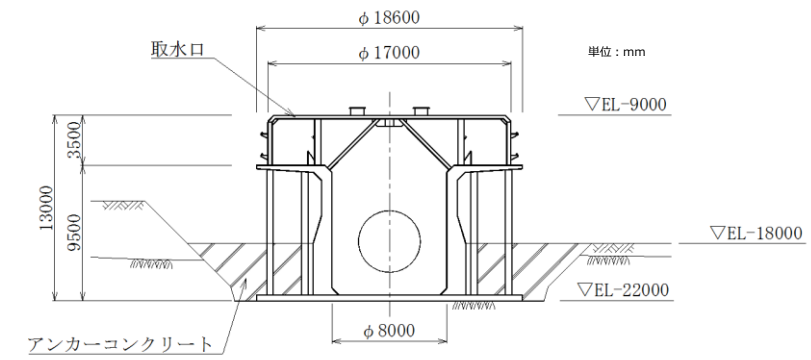
- ・延長方向に断面の変化がない線状構造物であり、屋外重要土木構造物等の考え方に基づき、評価対象断面を選定する※。
- ・鋼管式鉛直壁（一般部）と盛土堤防の境界部の断面を検討断面として追加する。
- ・止水機能の他に津波監視設備である津波監視カメラ（防潮堤北側エリアに今後設置予定）を間接支持することとしており、支持機能が要求される。床応答算出位置については、今後設置予定の津波監視カメラの設計方針を踏まえ、必要に応じて断面の追加を検討することとする。

各部位の役割及び設計方針並びに評価上の留意点の詳細については、「津波による損傷の防止 添付資料 2 4 防潮堤の設計方針及び構造成立性評価結果について」に記載する。

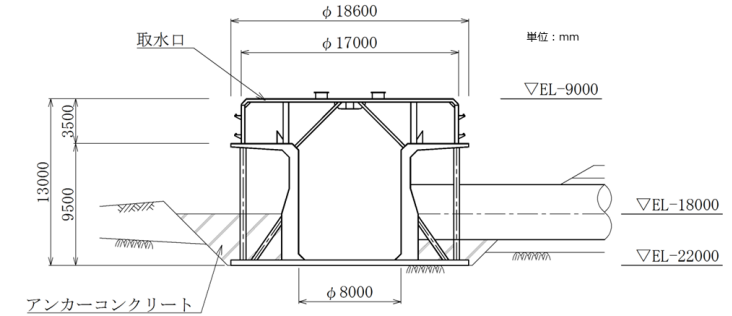
※：防潮堤の審査のうち設置許可段階における構造成立性評価にて示した評価断面以外に、一次元地震応答解析結果を参照し、必要に応じて検討断面を追加する。



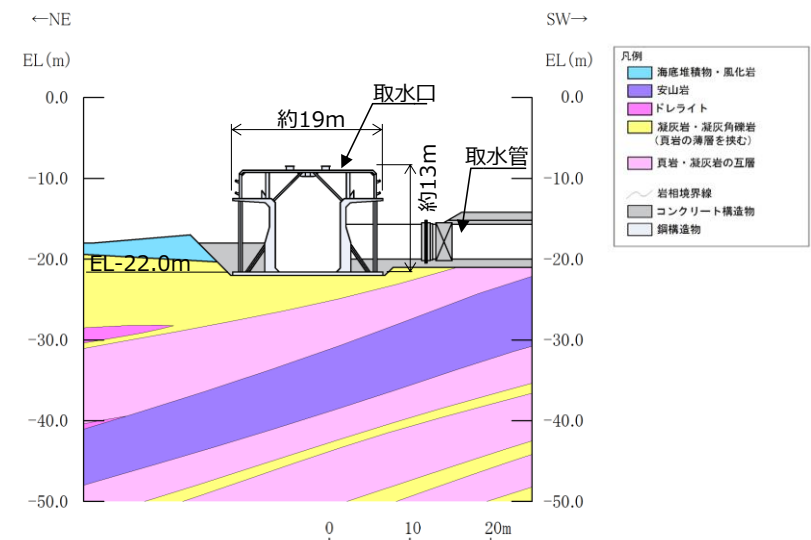
別添6-76図 防潮堤平面図



第6-2-101図 取水口 I 断面図 (①-①断面)

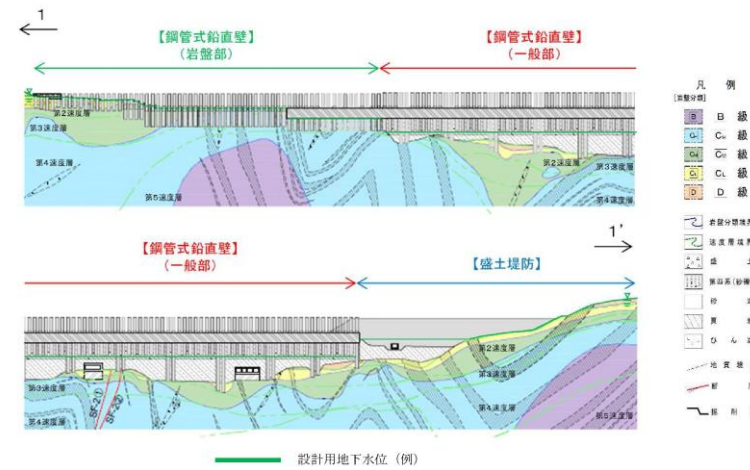


第6-2-102図 取水口 I 断面図 (②-②断面)

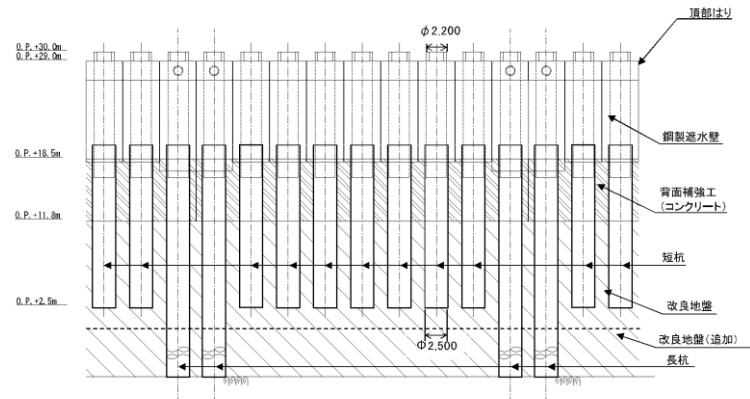


第6-2-103図 取水口 地質断面図 (②-②断面)

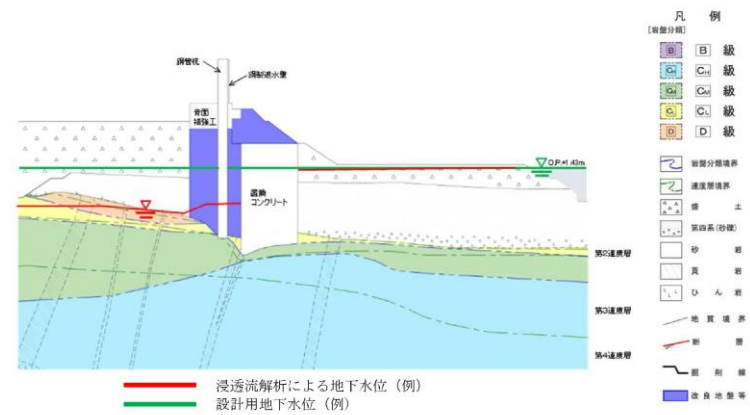
・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



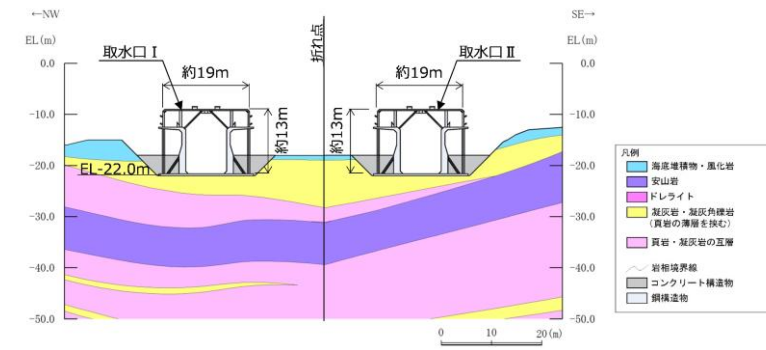
別添6-77図 防潮堤縦断面図 (1-1')



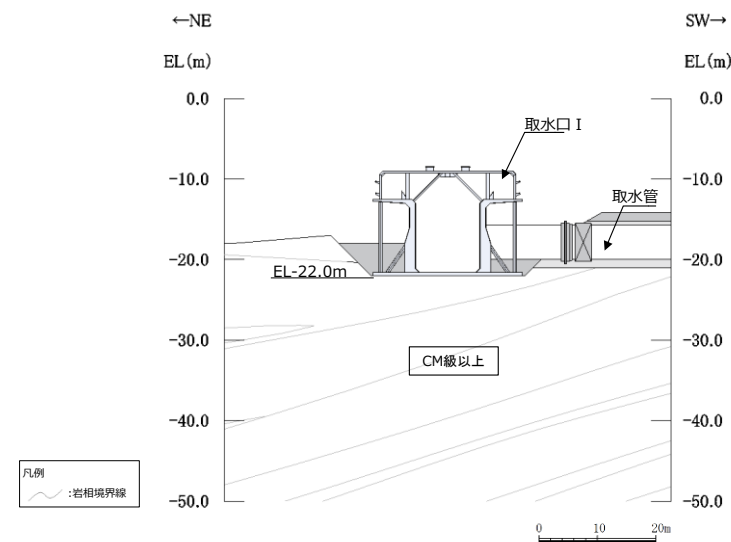
別添6-78図 鋼管式鉛直壁 (一般部) 正面図



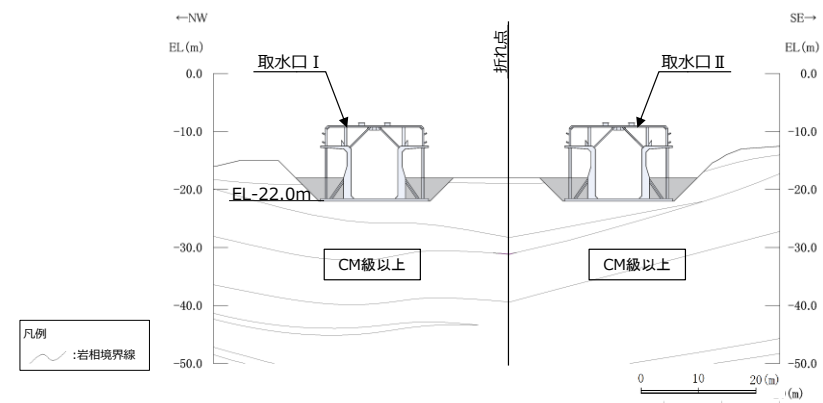
別添6-79図 鋼管式鉛直壁断面図 (一般部, A-A')



第6-2-104図 取水口 地質断面図 (③-③断面)

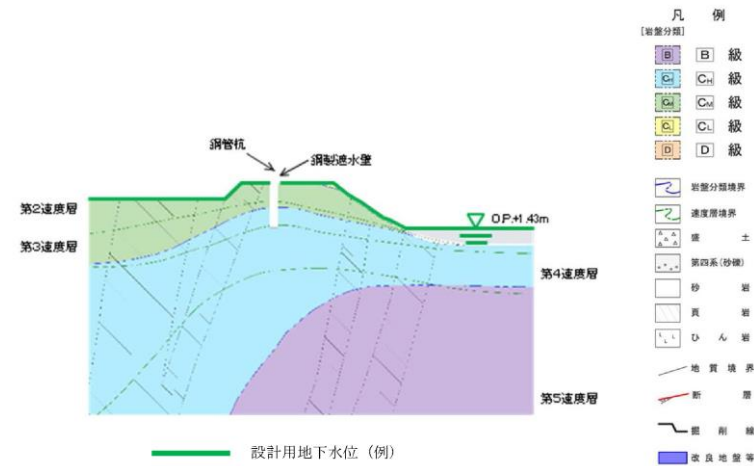


第6-2-105図 取水口 岩級断面図 (②-②断面)



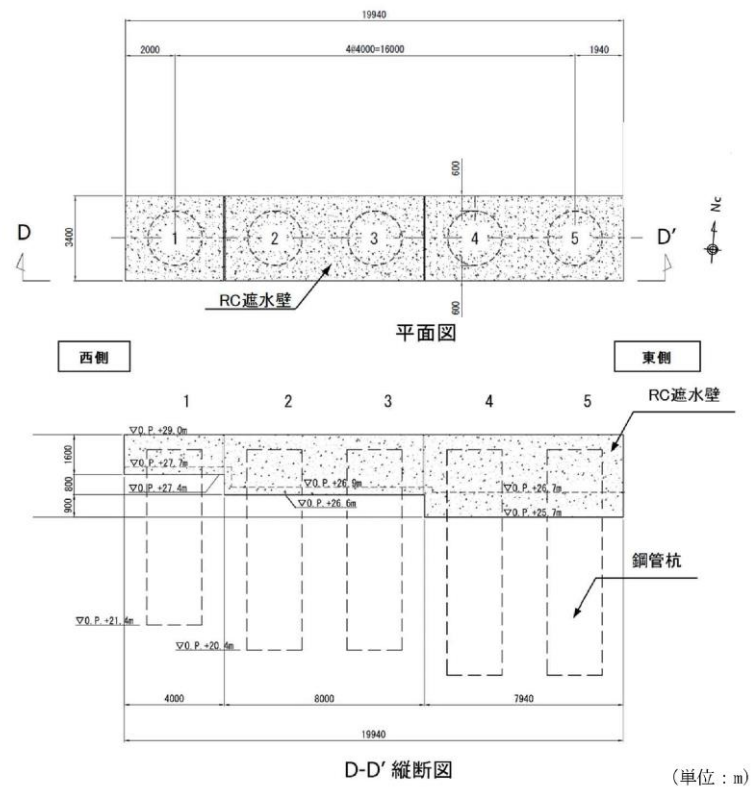
第6-2-106図 取水口 岩級断面図 (③-③断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



※: 防潮堤の断面図は、東北地方太平洋沖地震による約1mの沈下を考慮した標高とする。

別添6-80図 鋼管式鉛直壁断面図(岩盤部, B-B')

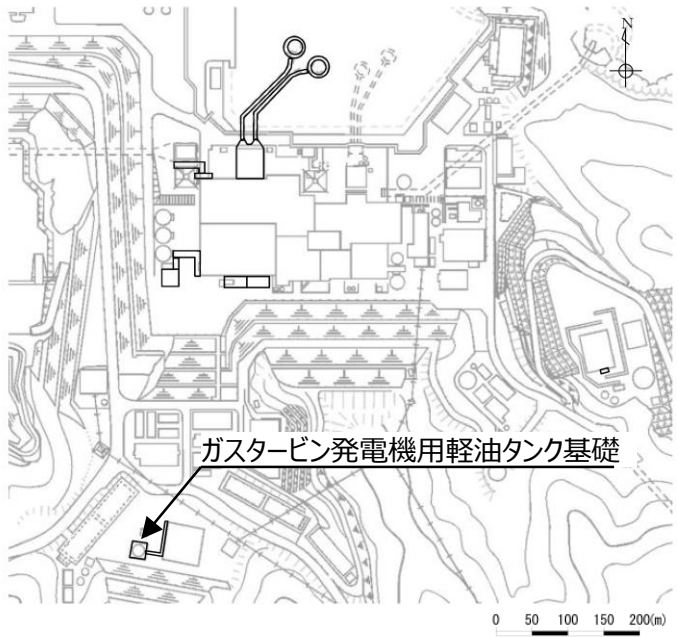


別添6-81図 南側取付部詳細図

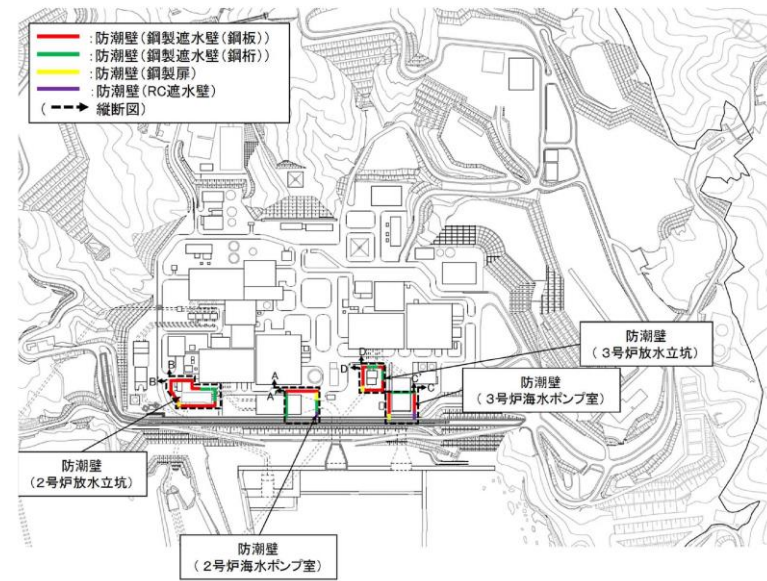
取水口について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理した。  
 詳細設計段階において、構造的特徴、周辺状況、地震波の伝搬特性等を考慮して、3次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2方向から評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。

・資料構成の相違  
**【柏崎6/7, 女川2】**  
 島根2号炉では津波防護施設の断面選定の考え方を「津波による損傷の防止」で示すこととしている

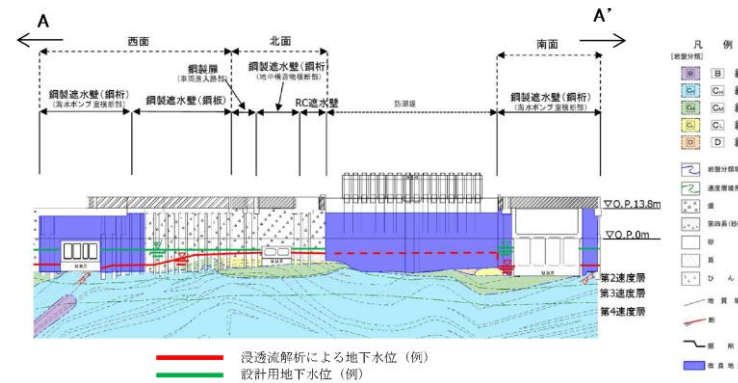
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p data-bbox="1092 615 1549 646">別添6-82図 盛土堤防断面図 (C-C')</p>		<p data-bbox="2525 212 2804 380">・対象施設の相違 【女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3.2 防潮壁（鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）、鋼製扉、RC 遮水壁）</p> <p>防潮壁の配置図を別添6-83 図に、縦断図を別添6-84 図、別添6-85 図、別添6-86 図、別添6-87 図に示す。防潮壁は、総延長は約680m、天端高さはO.P.+19.0m 又はO.P.+20.0m で、上部工の構造形式により、鋼製遮水壁（鋼板）、鋼製遮水壁（鋼桁）、鋼製扉及びRC 遮水壁に区分される。それぞれの構造概要を別添6-88 図、別添6-89 図、別添6-90 図、別添6-91 図に示す。</p> <p>防潮壁は、鋼管杭と基礎フーチングからなる下部工と、構造形式毎に鋼製又は鉄筋コンクリート製の上部工から構成され、同一構造形式間の構造目地部や各構造形式間の接合部には変位追従性を有する止水ジョイントを設置する津波防護施設である。</p> <p>よって、屋外重要土木構造物等と同様の考え方に加え、各部位の役割及び設計方針を踏まえ、津波に対する止水機能維持も含めた耐震評価を行うため、耐震・耐津波評価を行う上で厳しい断面を選定する。</p> <p>以下に断面選定に関連する評価上の留意点を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・延長方向に断面の変化がない線状構造物である鋼製遮水壁（鋼板）は、屋外重要土木構造物等の考え方にに基づき、評価対象断面を選定する。</li> <li>・鋼製遮水壁（鋼桁）、鋼製扉及びRC 遮水壁は、構造諸元（上部工の高さ、幅等）の異なる同一構造形式が複数個所に設置されることから、次元地震応答解析等を実施し、評価の代表性が説明できる場合には、評価対象構造物の絞り込みを行う。</li> <li>・なお、下部工と上部工で厳しい結果となる断面が異なる可能性を踏まえ、上部工と下部工のそれぞれに与える影響を考慮して、評価対象断面の選定及び評価対象構造物の絞り込みを行う。</li> <li>・また、同一構造形式間の構造目地部や各構造形式間の接合部に止水ジョイントを設置することとしており、地震時の変位追従性を確認する必要があることから、地震応答解析結果等から相対変位量が大きくなる箇所を変位量評価断面として抽出する。</li> </ul> <p>各部位の役割及び設計方針並びに評価上の留意点の詳細については、「津波による損傷の防止 添付資料3 3 杭基礎構造防潮壁の設計方針について」に記載する。</p>	<p>2.12 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎の配置図を第6-2-107 図に、平面図を第6-2-108図に、断面図を第6-2-109～第6-2-110図に、地質断面図を第6-2-111図に、岩級断面図を第6-2-112図にそれぞれ示す。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎は、常設重大事故等対処設備であるガスタービン発電機用軽油タンク等の間接支持機能が要求される。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎は、幅18m×18mの鉄筋コンクリート造の構造物である。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎は、MMRを介してC<sub>M</sub>級以上の岩盤に支持されている。</p> <p>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎は正方形の直接基礎であるため、強軸及び弱軸が明確ではない。</p>  <p>第6-2-107図 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 配置図</p>	<p>・対象施設の相違【女川2】</p> <p>対象施設の相違による記載内容の相違</p>

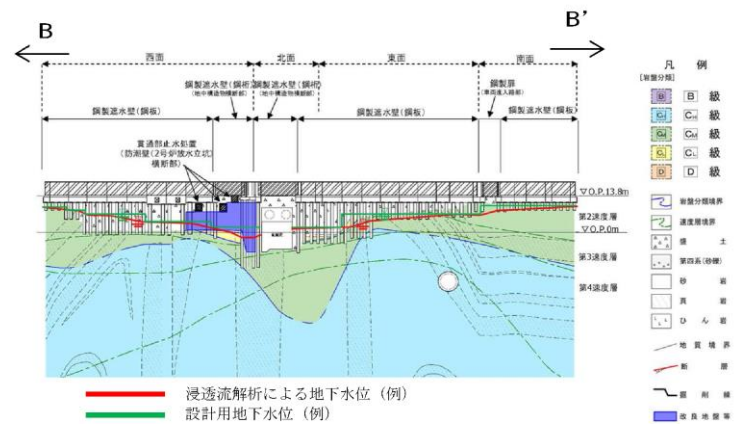




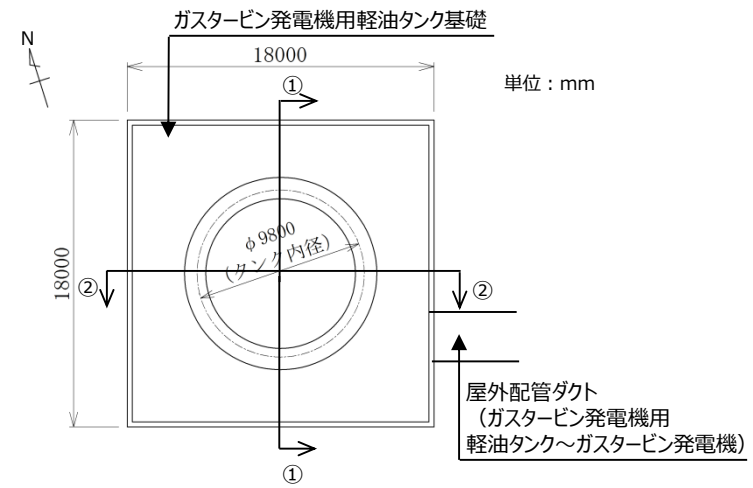
別添6-83図 防潮壁配置図



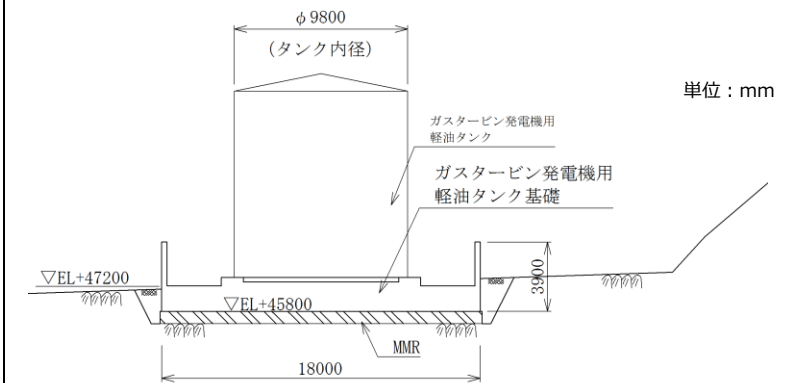
別添6-84図 防潮壁縦断面図 (2号炉海水ポンプ室, A-A')



別添6-85図 防潮壁縦断面図 (2号炉放水立坑, B-B')

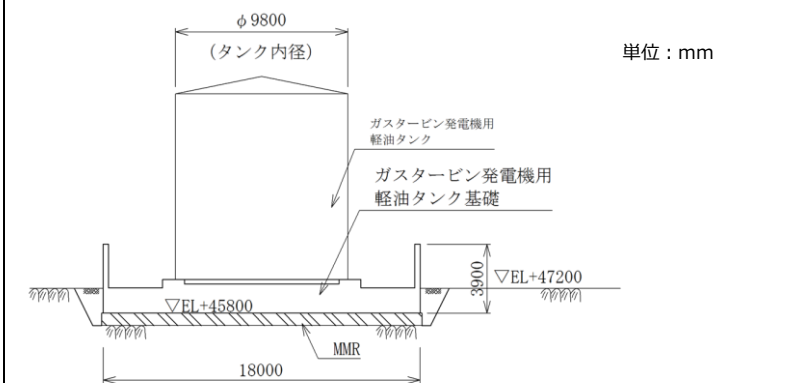


第6-2-108図 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 平面図



第6-2-109図 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 断面図

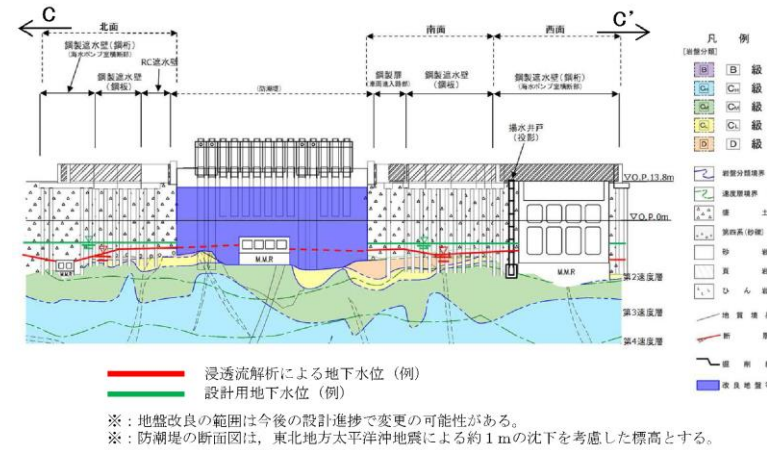
(1-1断面)



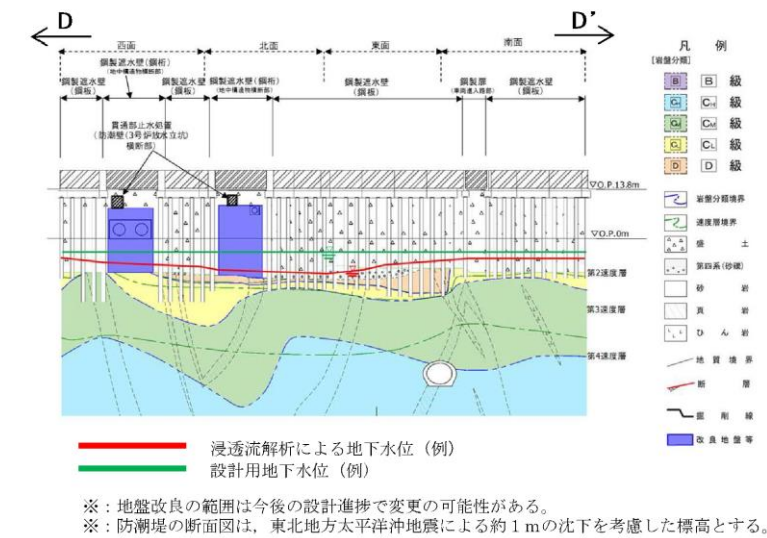
第6-2-110図 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 断面図

(2-2断面)

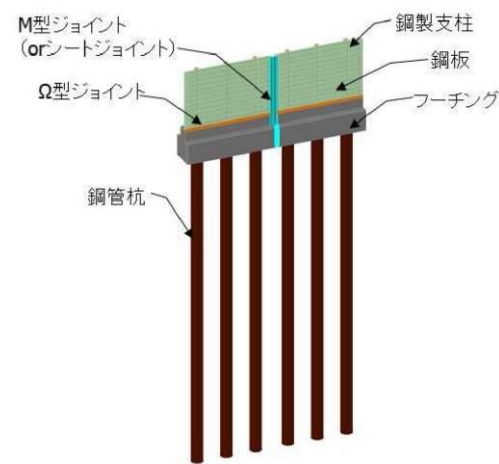
・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



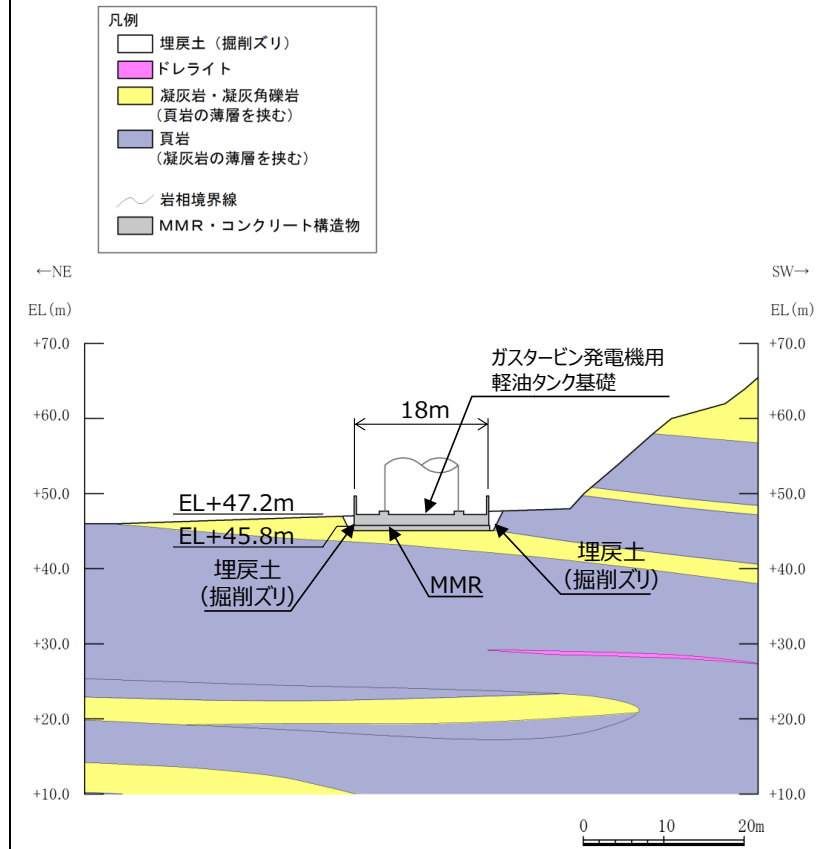
別添6-86図 防潮壁縦断面図 (3号炉海水ポンプ室, C-C')



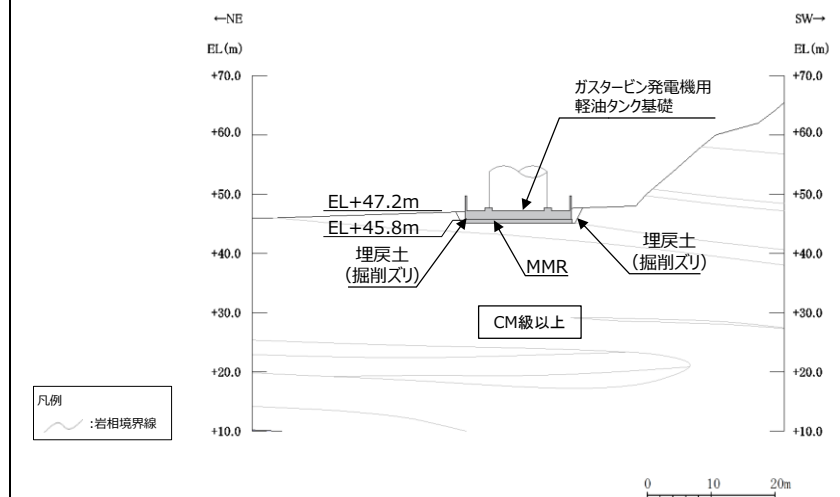
別添6-87図 防潮壁縦断面図 (3号炉放水立坑, D-D')



別添6-88図 鋼製遮水壁 (鋼板) 概要図

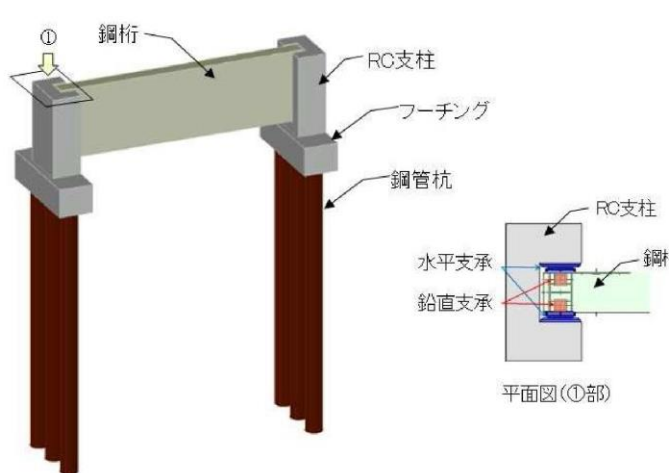
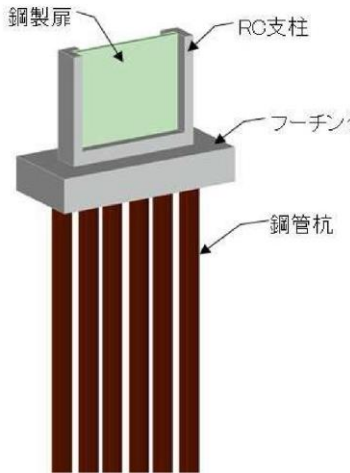
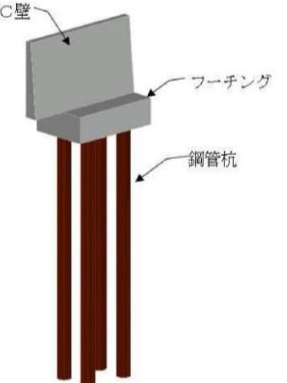


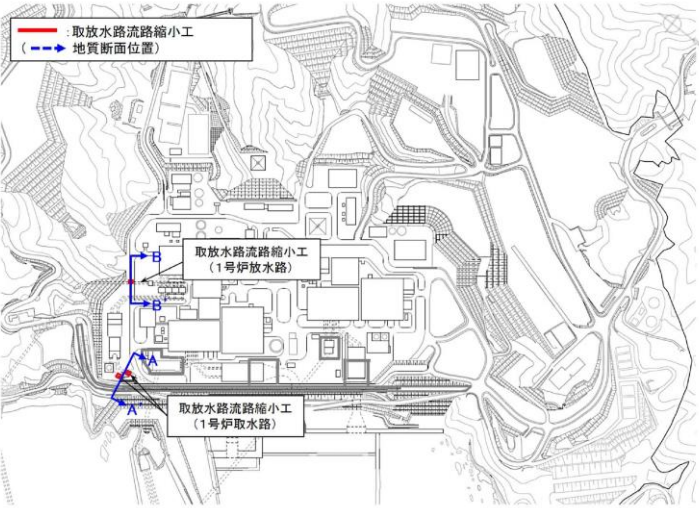
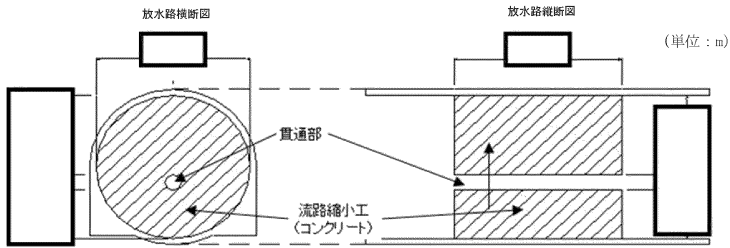
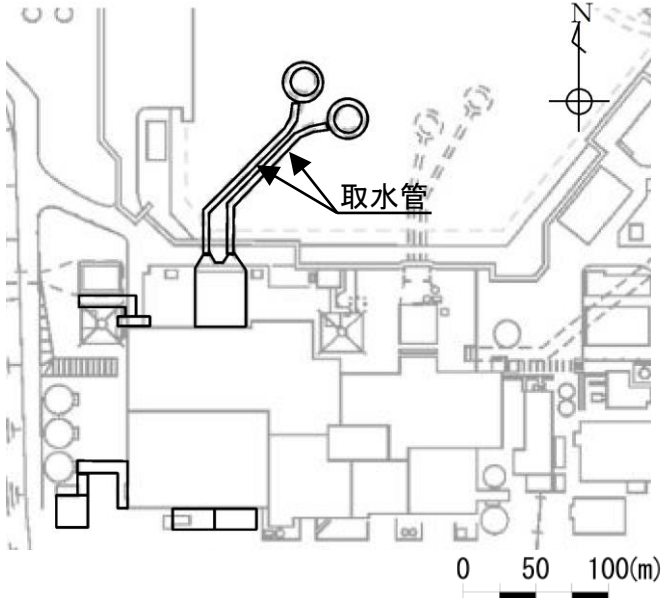
第6-2-111図 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 地質断面図 (①-①断面)

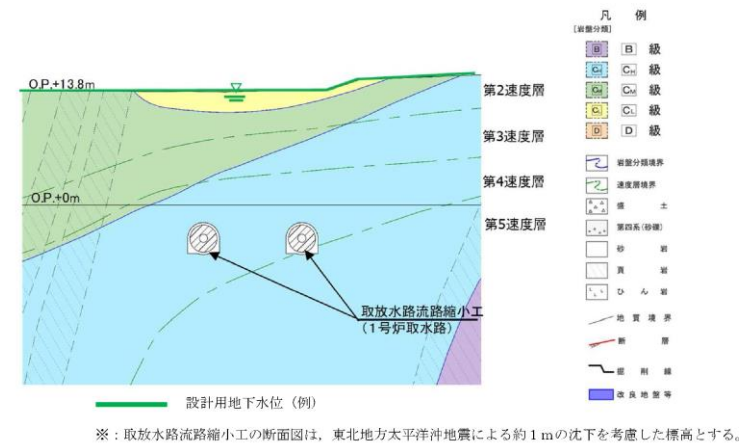


第6-2-112図 ガスタービン発電機用軽油タンク基礎 岩級断面図 (①-①断面)

・対象施設の相違  
**【女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違

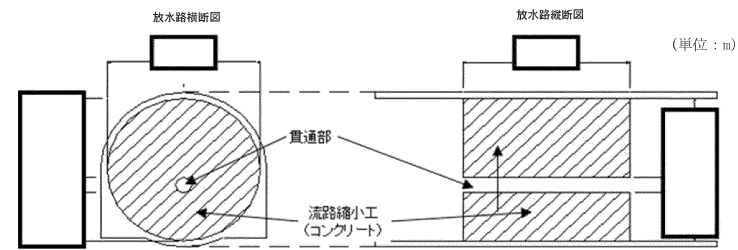
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	 <p>別添6-89図 鋼製遮水壁（鋼桁）概要図</p>  <p>別添6-90図 鋼製扉概要図</p>  <p>別添6-91図 RC遮水壁概要図</p>	<p><u>ガスタービン発電機用軽油タンク基礎について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p><u>詳細設計段階において、構造的特徴、周辺状況、地震波の伝搬特性等を考慮して、3次元モデルに作用させる荷重を適切に評価することが可能な断面を直交する2方向から評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の相違</li> <li><b>【女川2】</b></li> <li>対象施設の相違による記載内容の相違</li> </ul>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3.3 取放水路流路縮小工</p> <p>取放水路流路縮小工の平面図を別添6-92 図に、構造図及び断面図を別添6-93 図、別添6-94 図、別添6-95 図、別添6-96 図に示す。</p> <p>取放水路流路縮小工は、CM 級岩盤内に設置された岩盤トンネルである既設1号炉取放水路を縮小する形で設置する、直径□(取水路)及び□(放水路)、延長□(取水路)及び□(放水路)のコンクリート製の躯体で、延長方向に断面の変化がない線状構造物である(別添6-93 図、別添6-95 図)。</p> <p>二次元地震応答解析により耐震評価を行う上で、構造的特徴、周辺状況、地震力の特性等を考慮して、構造物の応答が耐震評価上最も厳しくなると考えられる位置を評価対象断面として選定する。</p>  <p>別添6-92図 取放水路流路縮小工平面図</p>  <p>別添6-93図 取放水路流路縮小工 (1号炉取水路) 構造図</p>	<p>2.13 取水管</p> <p>取水管の配置図を第6-2-113図に、平面図を第6-2-114図に、縦断面図を第6-2-115図に、輪谷湾周辺の底質分布を第6-2-116図に、平面図(詳細図)を第6-2-117図に、断面図を第6-2-118図～第6-2-119図に、地質断面図を第6-2-120～第6-2-123図に、地質縦断面図を第6-2-124図に、岩級縦断面図を第6-2-125図にそれぞれ示す。</p> <p>取水管は、非常用取水設備であり、通水機能が要求される。</p> <p>取水管は、取水口と取水槽を結ぶ、管径φ4,300mmの鋼製の構造物であり、北側より、③-③断面(砕石埋戻部)、①-①断面(コンクリート巻立部)により構成され、通水方向に対して一様の断面形状を示す管路構造物である(第6-2-118図～第6-2-119図)。</p> <p>取水管の縦断方向(通水方向)は、通水方向に対して空間を保持できるように構造部材が配置されていることから強軸となり、横断方向(通水方向に対する直交方向)が弱軸となる。</p> <p>輪谷湾の底質土砂は、岩及び砂礫で構成されているが、取水口・取水管が設置される周辺は、岩が分布している(第6-2-116図)。</p> <p>取水管は、岩盤掘削した中に砕石又は巻立コンクリートを介してC<sub>M</sub>級以上の岩盤に支持されている。</p>  <p>第6-2-113図 取水管 配置図</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設の相違【女川2】</li> <li>対象施設の相違による記載内容の相違</li> </ul>

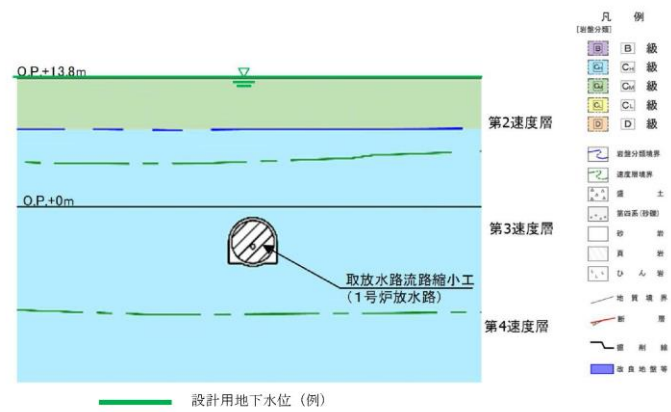


※：取放水路流路縮小工の断面図は、東北地方太平洋沖地震による約1mの沈下を考慮した標高とする。

別添6-94図 取放水路流路縮小工断面図 (1号炉取水路, A-A')

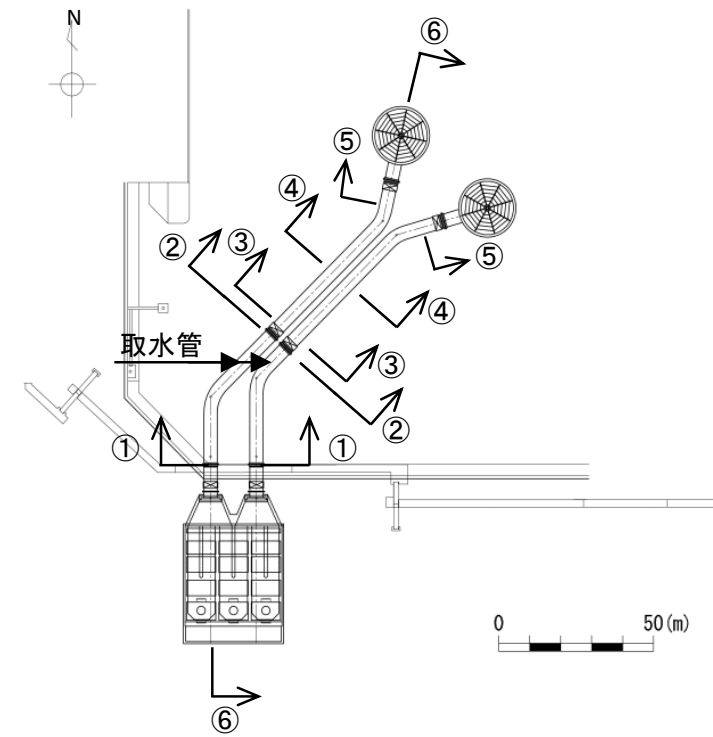


別添6-95図 取放水路流路縮小工 (1号炉放水路) 構造図



※：取放水路流路縮小工の断面図は、東北地方太平洋沖地震による約1mの沈下を考慮した標高とする。

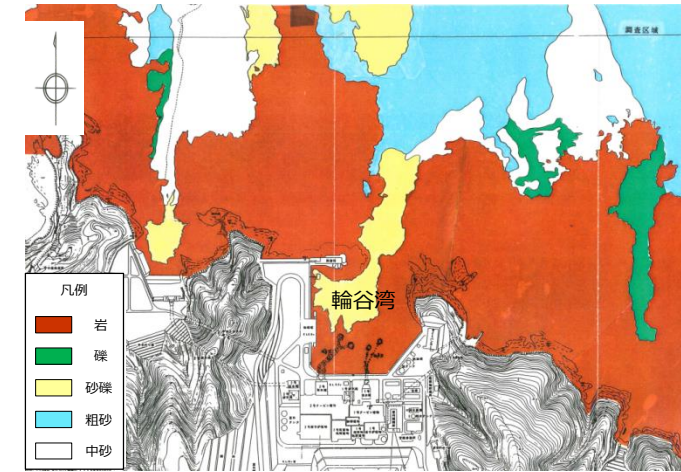
別添6-96図 取放水路流路縮小工断面図 (1号炉放水路, B-B')



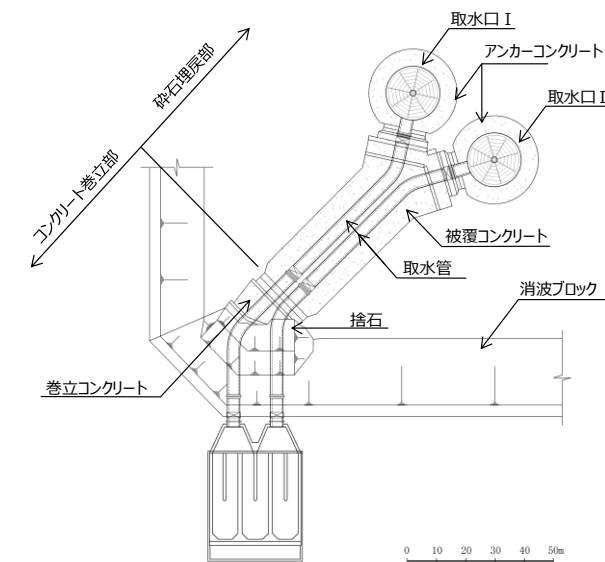
第6-2-114図 取水管 平面図

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

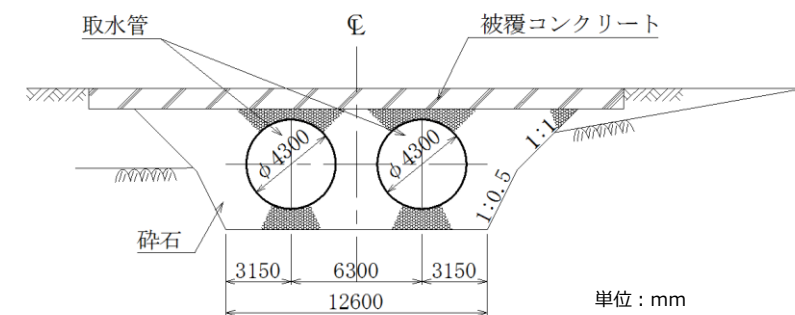
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p data-bbox="1834 1822 2398 1858">第6-2-115図 取水管 縦断面 (⑥-⑥断面)</p>	<p data-bbox="2525 212 2733 239">・対象施設の相違</p> <p data-bbox="2525 254 2635 281">【女川2】</p> <p data-bbox="2525 296 2792 373">対象施設の相違による記載内容の相違</p>



第6-2-116図 輪谷湾周辺の底質分布 (自社調査 (1995))



第6-2-117図 取水管 平面図 (詳細図)

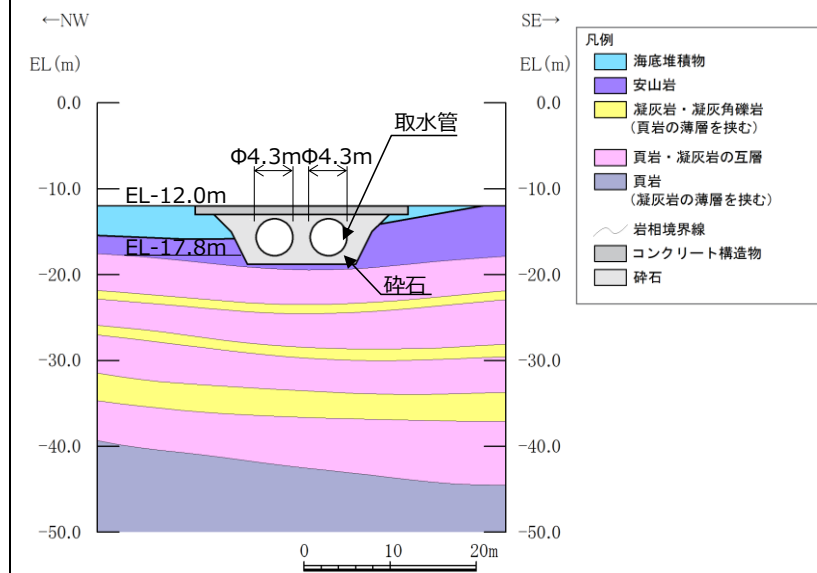


第6-2-118図 取水管 断面図 (③-③断面)

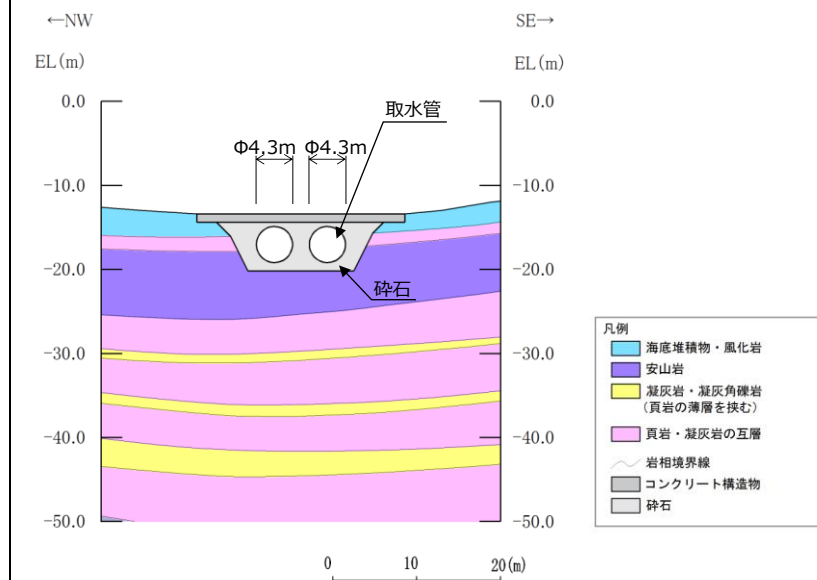
・対象施設の相違  
**【女川2】**  
 対象施設の相違による記載内容の相違

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>第6-2-119図 取水管 断面図 (①-①断面)</p> <p>第6-2-120図 取水管 地質断面図 (②-②断面)</p>	<p>・対象施設の相違  <b>【女川2】</b>  対象施設の相違による記載内容の相違</p>





第6-2-121図 取水管 地質断面図 (③-③断面)



第6-2-122図 取水管 地質断面図 (④-④断面)

・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違

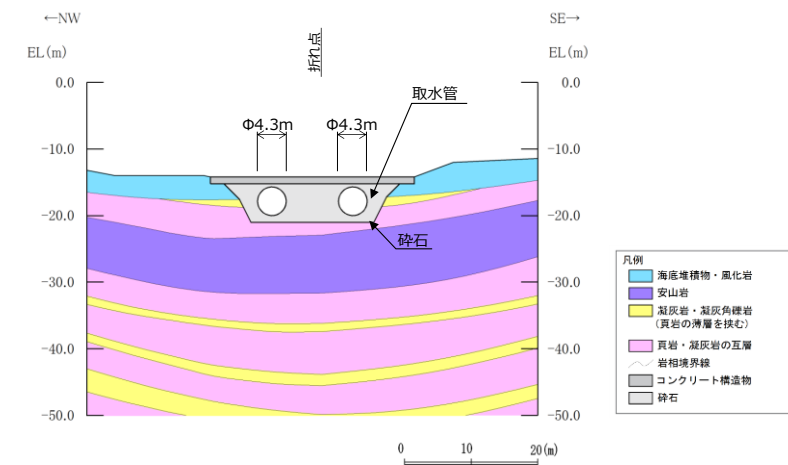
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)

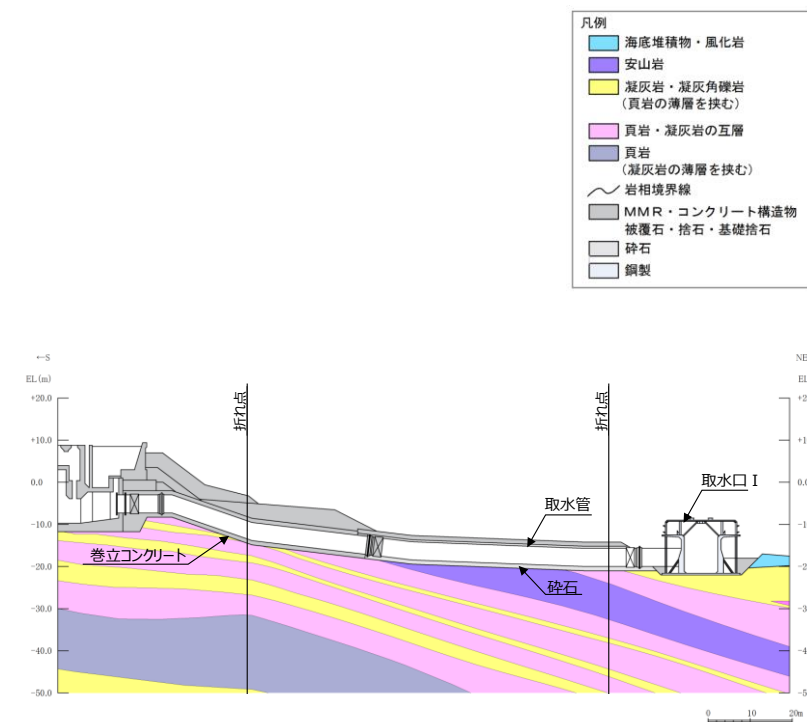
島根原子力発電所 2号炉

備考

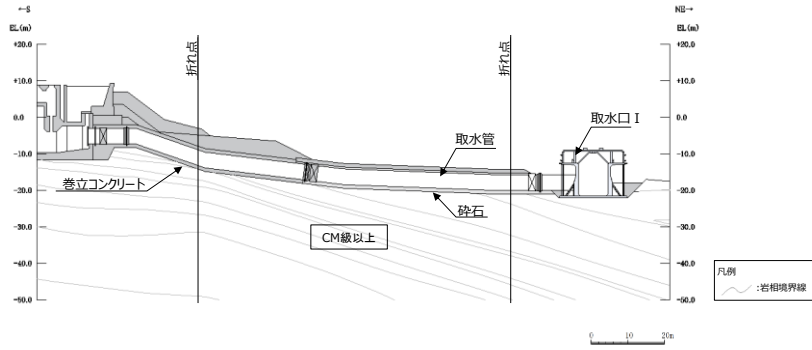
・対象施設の相違  
【女川2】  
対象施設の相違による記載内容の相違



第6-2-123図 取水管 地質断面図 (⑤-⑤断面)



第6-2-124図 取水管 地質縦断面図 (⑥-⑥断面)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	女川原子力発電所 2号炉 (2019. 11. 6 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		 <p data-bbox="1804 567 2418 598">第6-2-125図 取水管 岩級縦断図 (⑥-⑥断面)</p> <p data-bbox="1736 745 2493 829"><u>取水管について、間接支持する設備、構造的特徴、周辺状況及び地震力特性等の観点を踏まえた耐震評価候補断面を整理する。</u></p> <p data-bbox="1736 840 2493 1050"><u>詳細設計段階において、地震応答解析により耐震評価を行ううえで、構造物の応答が耐震評価上厳しくなると考えられる断面を評価対象断面として選定する。なお、詳細設計段階において設定する地下水位等、各断面で異なる要因があれば、その観点で整理を行い、評価対象断面を選定する。</u></p>	<p data-bbox="2522 210 2789 378">・対象施設の相違 【女川2】 対象施設の相違による記載内容の相違</p>